

特許の審査基準 及び審査の運用

平成29年度



特許庁

目 次

I. 「特許・実用新案 審査基準」の抜粋

(1) 「第Ⅰ部 審査総論」	1
(2) 「第Ⅱ部 明細書及び特許請求の範囲」	61
(3) 「第Ⅲ部 第2章 新規性・進歩性(特許法第29条第1項・第2項)」	133
(4) 「第Ⅲ部 第3章 拡大先願(特許法第29条の2)」	185
(5) 「第Ⅲ部 第4章 先願(特許法第39条)」	195
(6) 「第Ⅲ部 第5章 不特許事由(特許法第32条)」	209
(7) 「第Ⅳ部 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正」	219
(8) 「第Ⅵ部 第1章 第1節 出願の分割の要件」	257

II. 参考資料

- (1) 「特許・実用新案 審査基準」改訂のポイント
- (2) 審査基準等の適用時期一覧
- (3) 平成23年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き(平成27年9月改訂版)
- (4) 平成23年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集(平成27年9月改訂版)
- (5) IoT 関連技術等に関する事例について

○本テキスト(資料編)の概略は以下のとおり。

I. 「特許・実用新案 審査基準」の抜粋

現行の「特許・実用新案 審査基準」の抜粋。

II. 参考資料

- (1) 「特許・実用新案 審査基準」改訂のポイント
改訂の主なポイントをまとめたもの。
- (2) 審査基準等の適用時期一覧
これまでに公表された審査基準等が、どの出願に対して適用されるのかをまとめたもの。
- (3) 平成23年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定を受けるための出願人の手引き(平成27年9月改訂版)
新規性喪失の例外規定の適用を受けるために必要な手続が具体的に説明されたもの。
- (4) 平成23年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集(平成27年9月改訂版)
新規性喪失の例外規定について、寄せられることの多い質問についての回答。
- (5) IoT 関連技術等に関する事例について
「特許・実用新案 審査ハンドブック」のIoT 関連技術等に関する事例をまとめたもの。

I . 「特許・実用新案 審査基準」の抜粋

第1章 審査の基本方針と審査の流れ

1. 審査の基本方針

審査官は、特許出願について、特許権が付与されるべきものか否かに関する実体的な審査、すなわち、特許出願が拒絶理由を有しないかどうかの審査をする。審査官には、高度な専門知識の下に、公正な判断をすることが求められる。

審査官は、審査に当たっては、特に以下の点に留意する。

- (1) 迅速性、的確性、公平性及び透明性を確保することに留意し、審査基準等の指針に沿って、統一のとれた審査をする。
- (2) 特許権取得のための所定の手続を自ら遂行していく責任は、出願人(代理人を含む。以下この部において同じ。)にあることを前提としつつ、審査官は、質の高い特許権の設定という視点も持って審査をする。
- (3) 先行技術調査及び特許性の判断に関し、審査の質の維持と一層の向上に努める。技術の複合化及び高度化を踏まえ、各審査官の知見を相互に活用しながら、先行技術調査及び特許性の判断をする。
- (4) 出願人との意思疎通の確保に留意しつつ、効率的な審査をする。

(参考)
特許審査に関する
品質ポリシー(特
許庁ホームページ)

2. 審査の流れ

特許出願について審査請求がなされた場合は、審査官は、以下の流れで審査をする。審査における各手順の詳細は、「第2章 審査の手順」を参照。また、審査の流れについては、第1図を参照。

HB1101
審査基準及び審査
基準に関連する拒
絶理由等の適用時
期について

2.1 一回目の審査

- (1) 本願発明の理解及び認定(「第2章第1節 本願発明の認定」参照)

審査官は、まず審査の対象となっている特許出願(以下この部において「本願」という。)の明細書、特許請求の範囲及び図面を精読し、発明の技術内容を十分に理解する。一回目の審査前に補正書等(ここでいう「等」には、意見

書、補正書以外の書類等(例：実験成績証明書、上申書)が含まれる。以下この部における「補正書等」及び「意見書等」の「等」について同じ。)が提出されている場合は、審査官は、これらの内容も十分に理解する。

そして、審査官は、本願の特許請求の範囲の請求項の記載に基づき、本願の請求項に係る発明を認定する。

(2) 先行技術調査及び拒絶理由の有無の判断(「第2章第2節 先行技術調査及び新規性・進歩性等の判断」参照)

審査官は、次に、発明の単一性(第37条)の要件、記載要件(第36条)等の調査の除外対象に関わる要件について検討し、本願の請求項に係る発明のうち、先行技術調査の対象とする発明を決定する。

そして、審査官は、調査対象とした請求項に係る発明について、新規性(第29条第1項)、進歩性(第29条第2項)、拡大先願(第29条の2)及び先願(第39条)(以下この部において「新規性、進歩性等」という。)に関する先行技術調査をする。

審査官は、先行技術調査の終了後、その結果を踏まえて、調査対象とした本願発明の新規性、進歩性等について検討する。また、そのほかの拒絶理由の有無についても検討する。

(3) 査定及び拒絶理由通知(「第2章第3節 拒絶理由通知」及び「第2章第5節 査定」参照)

審査官は、発明の単一性の要件、記載要件、新規性、進歩性等の検討及びそのほかの拒絶理由の有無の検討をした結果、拒絶理由を発見しなかった場合は、特許査定をする(第51条)。

審査官は、拒絶理由を発見した場合は、拒絶理由通知をする(第50条)。拒絶理由通知には、「最初の拒絶理由通知」及び「最後の拒絶理由通知」の二種類があるが、一回目の拒絶理由通知は必ず「最初の拒絶理由通知」である。

2.2 最初の拒絶理由通知に対する応答後の審査

(1) 意見書、補正書等の検討(「第2章第4節 意見書・補正書等の取扱い」参照)

意見書、補正書等が提出された場合は、審査官は、提出された意見書、補正書等の内容を十分に検討して審査を進める。

そして、審査官は、意見書、補正書等の内容を参酌して、拒絶理由通知において示した拒絶理由が適切であったか否かを確認し、その上で、通知した拒絶理由が解消されたか否か、また、他に拒絶理由がないか否かを判断する。

(2) 査定及び拒絶理由通知(「第2章第3節 拒絶理由通知」及び「第2章第5節 査定」参照)

審査官は、意見書、補正書等の内容を検討した結果、通知した拒絶理由が解消されたと判断した場合であって、他に拒絶理由を発見しなかったときは、特許査定をする(第51条)。

審査官は、意見書、補正書等の内容を検討しても、通知した拒絶理由が解消されていないと判断した場合は、拒絶査定をする(第49条)。

審査官は、通知した拒絶理由は解消されたと判断したが、他に拒絶理由を発見した場合は、改めて拒絶理由通知をする(第50条)。この場合において、先の拒絶理由通知に対する応答時の補正によって通知することが必要になった拒絶理由のみを通知するときは「最後の拒絶理由通知」とする。

2.3 最後の拒絶理由通知に対する応答後の審査

(1) 意見書、補正書等の検討及び補正の却下の検討(「第2章第4節 意見書・補正書等の取扱い」及び「第2章第6節 補正の却下の決定」参照)

意見書、補正書等が提出された場合は、審査官は、提出された意見書、補正書等の内容を十分に検討し、まず「最後の拒絶理由通知」とすることが適当であったか否かを判断する。

審査官は、「最後の拒絶理由通知」とすることが不適当であったと判断した場合は、その補正書による補正後の明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて審査を進める。

審査官は、「最後の拒絶理由通知」とすることが適当であったと判断した場合は、その補正書による補正が適法か否かを判断する。

審査官は、補正が適法であると判断した場合は、その補正書による補正後の明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて審査を進める。

審査官は、補正が不適法であると判断した場合は、補正を却下すべきものと判断し、補正書が提出される前の明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて審査を進める。

(「最後の拒絶理由通知」に対する応答として補正がされた場合の審査の流れについては、第2図を参照。)

意見書等は提出されたが補正書は提出されなかった場合は、審査官は、提出された意見書等の内容を十分に検討して、審査を進める。

(2) 査定及び拒絶理由通知(「第2章第3節 拒絶理由通知」及び「第2章第5節 査定」参照)

審査官は、通知した拒絶理由が解消されたと判断した場合であって、他に拒絶理由を発見しなかったときは、特許査定をする(第51条)。

審査官は、通知した拒絶理由が解消されていないと判断した場合は、拒絶査定をする(第49条)。

審査官は、通知した拒絶理由は解消されたと判断したが、他に拒絶理由を発見した場合は、審査官は、「最初の拒絶理由通知」とすべきか「最後の拒絶理由通知」とすべきかを検討した上で、拒絶理由通知をする(第50条)。

なお、審査官は、補正書が提出された場合であって、当該補正書による補正を却下すべきものと判断したときは、補正の却下の決定(第53条第1項)をした上で、査定又は拒絶理由通知をする。

2.4 前置審査

拒絶査定がされた特許出願に対して、拒絶査定不服審判の請求(以下この部において「審判請求」という。)がされ、その審判請求時に補正がされた場合は、審査官は、その審判請求に係る出願について審査をする(第162条)。この審査を「前置審査」という。

前置審査の概要は、以下のとおりである(前置審査の流れについては、「第2章第7節 前置審査」及び第3図を参照。)

前置審査においては、審査官は、まず審判請求時の補正が適法であるか否かについて検討する。

そして、審査官は、その補正が適法であると判断した場合は、補正後の明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて前置審査を進め、その補正が不適法である場合は、拒絶査定時の明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて前置審査を進める。

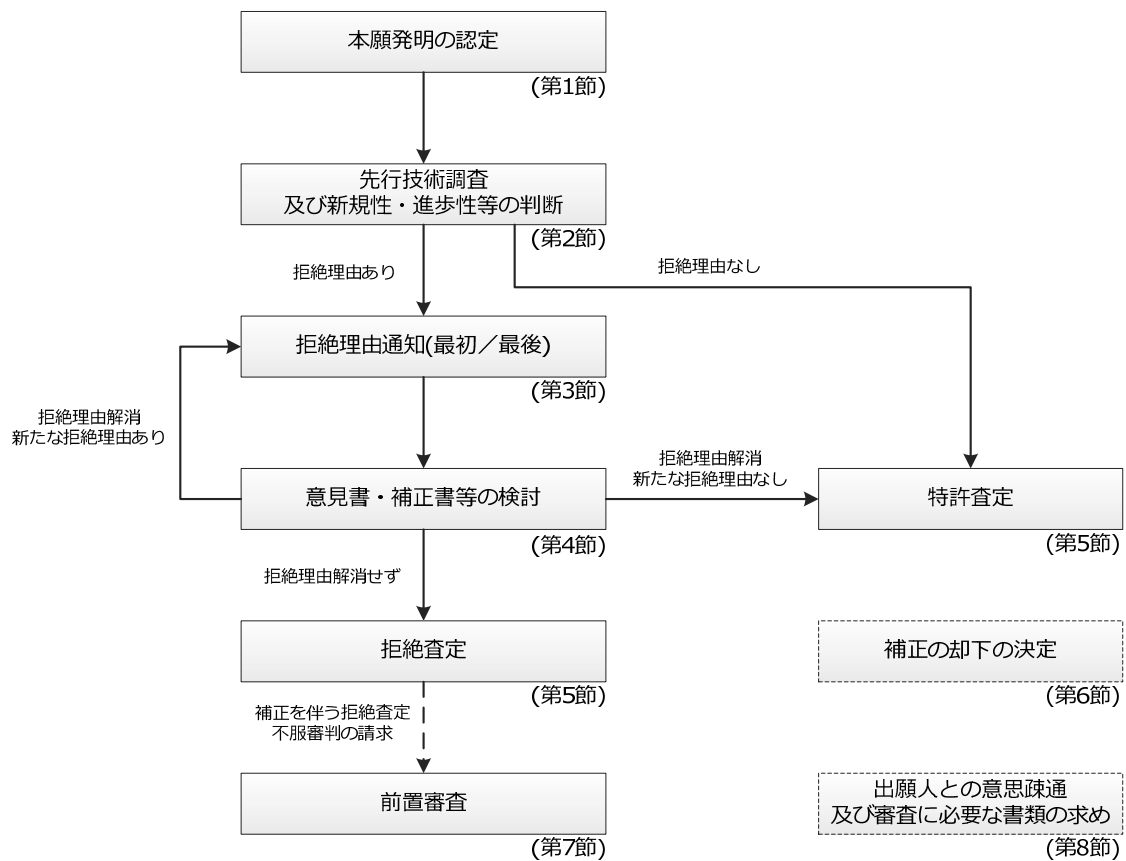
審査官は、前置審査の結果に応じて特許査定、拒絶理由通知又は前置審査の結果の特許庁長官への報告(第164条第3項)(以下この部において「前置報告」という。)をする。

第2章 審査の手順

この章の第1節から第6節までにおいて、審査全般について説明する。前置審査については第7節において説明する。第50条の2の通知を伴う拒絶理由通知の取扱いについては、「第VI部第1章第2節 第50条の2の通知」の3.及び4.を参照。

HB1101
審査基準及び審査基準に関連する拒絶理由等の適用時期について

以下に、審査の流れの概略とこの章との関係を示す。



第 1 節 本願発明の認定

1. 概要

発明の特許要件(「第 III 部 特許要件」参照)についての判断をする前提として、審査官は、まず発明の技術内容を把握して確定する必要がある。この作業を発明の認定という。

2. 本願発明の認定

審査官は、請求項に係る発明の認定を、請求項の記載に基づいて行う。この認定において、審査官は、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮して請求項に記載されている用語の意義を解釈する。

また、審査官は、この認定に当たっては、本願の明細書、特許請求の範囲及び図面を精読し、請求項に係る発明の技術内容を十分に理解する。

明細書、特許請求の範囲又は図面(以下この部において「明細書等」という。)について補正がされている場合は、審査官は、補正の内容についても、十分に理解する。

第2節 先行技術調査及び新規性・進歩性等の判断

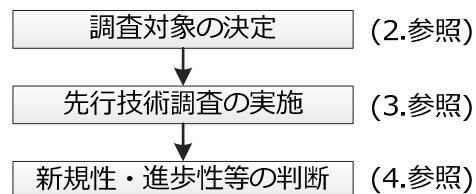
1. 概要

審査官は、請求項に係る発明の新規性、進歩性等の判断をするに当たって、先行技術調査をする。

審査官は、先行技術調査をする際は、まず本願の請求項に係る発明から、先行技術調査の対象(以下この部において「調査対象」という。)となる発明を決定する。

そして、本願の発明の詳細な説明に、関連する先行技術文献に関する情報が開示されている場合や、外国特許庁の調査結果若しくは審査結果、登録調査機関の調査結果又は情報提供により提供された情報が確認できる場合は、審査官は、これらの内容を検討した上で、先行技術調査をする。

審査官は、先行技術調査の結果を踏まえて、新規性、進歩性等の判断を行う。



2. 調査対象

2.1 調査対象の決定

一回目の審査においては、審査官は、請求項に係る発明(注)のうち、「第 II 部第 3 章 発明の単一性」の 4.に示したところに照らして審査対象となる範囲を調査対象とする。二回目以降の審査においては、審査官は、上記「第 II 部第 3 章 発明の単一性」及び「第 IV 部第 3 章 発明の特別な技術的特徴を変更する補正」の 3.に示したところに照らして審査対象となる範囲を調査対象とする。

(注) 発明を特定するための事項(以下この部において「発明特定事項」という。)が選択肢で表現されている請求項に係る発明については、選択肢から把握される発明。以下 2.及び 3.において同じ。

2.2 調査対象を決定する際に考慮すべき事項

- (1) 審査官は、請求項に係る発明の実施例も、調査対象として考慮に入れる。
- (2) 審査官は、査定までの審査の効率性を踏まえて、補正により請求項に繰り入れられることが合理的に予測できる事項も調査対象として考慮に入れる。

2.3 調査対象から除外され得る発明

以下の類型(i)から(vi)まで(以下この部において「除外対象」という。)のいずれかに該当する発明は、調査対象から除外され得る。

しかし、審査官は、第 37 条や第 17 条の 2 第 4 項以外の要件の審査対象とした発明については、調査対象から除外する発明ができる限り少なくなるように留意する。

- (i) 新規事項が追加されていることが明らかな発明(第 17 条の 2 第 3 項違反)
- (ii) 不特許事由があることが明らかな発明(第 32 条違反)
- (iii) 第 2 条に規定された「発明」に該当しないことが明らかなもの又は産業上利用することができる発明に該当しないことが明らかである発明(第 29 条第 1 項柱書違反)
- (iv) 発明の詳細な説明及び図面の記載並びに出願時の技術常識を参酌しても発明を把握することができないほどに記載が明確でない請求項に係る発明(第 36 条第 6 項第 2 号違反)
- (v) 請求項に係る発明に関し、発明の詳細な説明が、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者(以下この部において「当業者」という。)がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載されていないことが明らかな場合において、当業者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載されていない部分に係る発明(第 36 条第 4 項第 1 号違反)
- (vi) 請求項に係る発明が、発明の詳細な説明において、発明の課題が解決できることを当業者が認識できる程度に記載された範囲を超えていることが明らかな場合において、その「記載された範囲を超えている」部分に係る発明(第 36 条第 6 項第 1 号違反)

2.3.1 留意事項

- (1) 請求項の記載に誤記、軽微な不備等がある結果、除外対象に該当する発明であっても、発明の詳細な説明若しくは図面の記載又は出願時の技術常識を参酌すれば、除外対象に該当しない発明を把握できる場合は、審査官は、その把握した発明に基づいて、先行技術調査をする。
- (2) 除外対象に該当する発明であっても、発明のカテゴリーを変更する補正又は表現上の軽微な補正により、除外対象に該当しなくなることが合理的に予測できる場合は、審査官は、当該予測される発明に基づいて先行技術調査をする。
- (3) 上記(iv)の類型については、審査官は、発明の詳細な説明若しくは図面の記載又は出願時の技術常識を参酌すれば発明を明確に把握できる場合にまで、適用してはならない。

(i) 調査対象から除外すべきでない例

- (i-1) 請求項中の誤記のため、請求項に係る発明は発明の詳細な説明に記載されたものではないが、発明の詳細な説明若しくは図面の記載又は出願時の技術常識を参酌すれば、調査対象から除外されない発明が正しく把握される場合

例 1 :

[請求項]

走行中の自転車と、前方を走行する車との間の距離 d が、以下の条件を満たした場合に、自動的にブレーキをかける制御を行うことを特徴とする自動ブレーキシステム。

$d \geq \text{th}(v)$ $\text{th}(v)$ は、自転車の速度に応じて決定される閾値

[発明の詳細な説明]

$d \leq \text{th}(v)$ を満たした場合に、自動的にブレーキをかける制御を行うことが記載されている。

(説明)

請求項に係る発明は、数式中の不等号の向きが発明の詳細な説明の記載と異なるため、その記載上は、発明の詳細な説明に記載されたものではない。しかし、発明の詳細な説明の記載や、自動的にブレーキをかける制御は、自転車と前方の走行する車との間の距離が所定の距離以下となった場合に行われるという出願時の技術常識を考慮すると、請求項中の不等号は誤記であり、正しくは、 $d \leq \text{th}(v)$ であると認められる。したがって、請求項に係る発明をそのように把握して先行技術調査をする。

- (i-2) 請求項に係る発明は、産業上利用することができる発明に該当しないが、調査対

象から除外されない発明に補正されることを審査官が合理的に予測できる場合

例 2 :

[請求項]

…を有効成分として含む医薬を使用したヒトの疾病 A の治療方法。

(説明)

請求項に係る発明は、ヒトを治療する方法であるため「産業上利用することができる発明」には該当しない。しかし、「…を有効成分として含む疾病 A 治療用医薬」というようなカテゴリーを変更する補正により、除外対象とならない発明になることが合理的に予測できるので、請求項に係る発明をそのように把握して先行技術調査をする。

(i-3) 請求項に係る発明は明確ではないが、発明の詳細な説明若しくは図面の記載又は出願時の技術常識を参酌することにより発明が把握される場合

例3 :

[請求項]

X試験法によりエネルギー効率を測定した場合に、電気で走行中のエネルギー効率がa～b%であるハイブリッドカー。

[発明の詳細な説明]

ベルト式無段変速機に対してY制御を行う制御手段を備えたハイブリッドカーのみが記載されており、X試験法によりエネルギー効率を測定した場合に、電気で走行中の当該ハイブリッドカーのエネルギー効率が、a～b%の範囲内であることが示されている。また、ベルト式無段変速機は、無段変速機の下位概念であるが、ベルト式以外の形式の無段変速機に対してY制御を行う制御手段を採用してもよいことが記載されている。X試験法の定義についても記載されている。

(説明)

発明の詳細な説明及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮して請求項に記載されている用語の意義を解釈しても、請求項の記載から発明を明確に把握することができない場合であっても、発明の詳細な説明の記載を参酌すれば、請求項に係る発明には、少なくとも、無段変速機に対してY制御を行う制御手段を備え、X試験法によりエネルギー効率を測定した場合に、電気で走行中のエネルギー効率がa%からb%までであるハイブリッドカーが含まれることが把握される。したがって、請求項に係る発明をそのように把握して先行技術調査をする。

(ii) 調査対象から除外できる例

(ii-1) 請求項に係る発明は明確ではなく、発明の詳細な説明及び図面の記載並びに出願時の技術常識を参酌しても発明が把握されない場合

例 4 :

[請求項]

明細書に記載された発明。

(前提)

発明の詳細な説明及び図面の記載並びに出願時の技術常識を参酌しても、請求項の記載が具体的にどのような発明を意図しているかを審査官が把握することができない。

(説明)

上記請求項の記載では、発明の詳細な説明及び図面の記載並びに出願時の技術常識を参酌しても、発明を明確に把握できるほどに、請求項の記載が明確ではない。また、除外対象に該当しなくなる補正を合理的に予測することもできない。したがって、上記請求項を除外対象としてもよい。

例 5 :

[請求項]

100万ドルの価値がある私の発明。

(前提)

発明の詳細な説明及び図面の記載並びに出願時の技術常識を参酌しても、請求項の記載が具体的にどのような発明を意図しているかを審査官が把握することができない。

(説明)

上記請求項の記載では、発明の詳細な説明及び図面の記載並びに出願時の技術常識を参酌しても、発明を明確に把握できるほどに、請求項の記載が明確ではない。また、除外対象に該当しなくなる補正を合理的に予測することもできない。したがって、上記請求項を除外対象としてもよい。

3. 先行技術調査

審査官は、新規性(第 29 条第 1 項)、進歩性(第 29 条第 2 項)、拡大先願(第 29 条の 2)及び先願(第 39 条)の審査基準(「第 III 部第 2 章 新規性・進歩性」から「第 III 部第 4 章 先願」までを参照。)に留意しつつ先行技術調査をして、関連する先行技術を漏れなく発見するように努める。

3.1 先行技術調査の手順

3.1.1 先行技術調査をする際の留意事項

- (1) 本願の請求項に係る発明に関連する先行技術文献に関する情報が発明の詳細な説明に開示されている場合は、審査官は、先行技術調査に先立って、その先行技術文献の内容を検討する。

なお、先行技術文献に関する情報の開示要件(第36条第4項第2号)については、「第II部第1章第3節 先行技術文献情報開示要件」を参照。

HB1201

登録調査機関による
先行技術調査

- (2) 本願に関連して、外国特許庁の調査結果若しくは審査結果、登録調査機関の調査結果又は情報提供により提供された情報が確認できる場合は、審査官は、これらの内容を検討し、有効活用を図る。

HB1202

特許出願に対する
情報提供

3.1.2 先行技術調査の手法

- (1) 審査官は、各請求項に係る発明について、関連する技術分野の全ての文献(国内外の特許文献(国際公開を含む。))及び国内外の非特許文献)等のうち、先行技術調査の経済上の理由から、審査官自らの知識及び経験に基づき、請求項に係る発明に関連する先行技術文献等が発見される蓋然性が高いと判断される範囲の先行技術文献等を調査する。

HB1203

外国特許庁・登録
調査機関の調査結果
等を活用する場合の
審査

- (2) 審査官は、請求項に係る発明に関連する先行技術文献等が発見される蓋然性が最も高い技術分野を優先して先行技術調査をする。通常は、発明の詳細な説明に記載された実施例に最も密接に関連する技術分野から先行技術調査を開始して、漸次、関連性のより低い技術分野へと先行技術調査を拡大することが適切である。

- (3) 審査官は、請求項に係る発明と関連性の高い技術分野から、関連性のより低い分野に先行技術調査を拡大すべきか否かを決定する場合は、既に得られた調査結果を考慮しつつ決定する。請求項に係る発明と関連性の高い技術分野について先行技術調査をした結果、新規性、進歩性等を合理的に否定できる十分な先行技術文献等が発見できなかった場合において、関連性のより低い技術分野の先行技術調査によって、新規性、進歩性等を否定し得る先行技術文献が発見される蓋然性が高いときは、審査官は、その技術分野に先行技術調査を拡大する。

- (4) 先行技術調査を開始する時点において調査対象としたものが、先行技術調査の途中で、必ずしも調査対象としなくてもよいものであることが明らかになることがある(「第II部第3章 発明の単一性」及び「第IV部第3章 発明の特別な技術的特徴を変更する補正」参照)。したがって、審査官は、調査結果を随時に評価し、必要であれば、調査対象を見直す。

3.1.3 先行技術調査の終了

審査官は、特許請求の範囲に記載された発明について、補正により請求項に繰り入れられることが合理的に予測される事項も考慮しながら先行技術調査をして、関連性の高い先行技術文献等が十分に得られた場合又は調査範囲において、より有意義な関連先行技術文献等を発見する蓋然性が極めて低くなったと判断した場合は、先行技術調査を終了することができる(注)。

なお、請求項に係る発明及びその発明の実施例について、単独で新規性又は進歩性を否定する先行技術文献等を発見した場合は、審査官は、その請求項に関する限り、先行技術調査を終了することができる。

ただし、過度の負担なく他の実施例についても先行技術調査をすることができる場合は、審査官は、更に先行技術調査を続行することが望ましい。

(注) 化学物質に関する出願の審査では、請求項に記載された、マーカッシュ形式で表された化学物質が極めて広範囲で、その実施例が多岐にわたり、過度の調査負担を伴わない範囲で調査対象の全てについて先行技術調査をすることが極めて困難となる場合がある。この場合においては、審査官は、その過度の調査負担を伴わない範囲内の全ての先行技術調査を既にしていることを前提として、以下の(i)又は(ii)に該当するときには、先行技術調査を終了することができる。

なお、この場合において、拒絶理由通知をするときは、審査官は、全ての調査対象について先行技術調査をすることなく先行技術調査を終了した旨と、先行技術調査をした範囲を「先行技術文献調査結果の記録」に記載する。

- (i) 請求項に記載された選択肢によって表現される化学物質群であって、実施例として記載された化学物質を含むもの(実施例に対応する特定の選択肢で表現された化学物質群)の少なくとも一つについて、その新規性、進歩性等を否定する先行技術文献等を、少なくとも一つ既に発見しているとき。
- (ii) 上記実施例に対応する特定の選択肢で表現された化学物質群の全てについて既

に先行技術調査をしており、かつ、それ以外の選択肢で表現される化学物質群についての先行技術調査によって、請求項に係る発明の新規性、進歩性等を否定する先行技術文献等を、少なくとも一つ既に発見しているとき。

3.2 先行技術文献調査結果の記録

HB1204
先行技術文献調査
結果の記録

審査官は、最初に先行技術調査をした後、拒絶理由通知をする場合は、「先行技術文献調査結果の記録」に、先行技術調査をした技術分野を記載する。

審査官は、先行技術調査をした技術分野としては、先行技術調査をした範囲を示す国際特許分類等を記載する。

また、拒絶理由を構成するものではないが、出願人にとって補正の際に参考になる先行技術文献等、有用と思われる先行技術文献がある場合は、審査官は、その先行技術文献の情報を併せて記録することができる。

4. 新規性、進歩性等の判断

審査官は、先行技術調査をした後、発見した先行技術文献に記載された先行技術が、請求項に係る発明に対し、新規性、進歩性等に関する拒絶理由を構成するものであるか否かについて判断する。

先行技術文献等の公知日は、拒絶理由を構成する上で極めて重要である。したがって、審査官は、新規性、進歩性に関する検討をする際は、それぞれの先行技術文献等の公知日と、本願の出願日(又は優先日)との関係を必ず確認する。

また、審査官は、拡大先願(第 29 条の 2)の適用を検討する場合は、本願の出願日と先願の出願日及び公開日の関係並びに本願と先願の発明者及び出願人が同一でないか否かを必ず確認する。審査官は、先願(第 39 条)の適用を検討する場合は、本願と先願の出願日の関係を必ず確認する。

新規性、進歩性等の具体的な判断手法については、「第 III 部第 2 章 新規性・進歩性」から「第 III 部第 4 章 先願」までを参照。

5. 意見書、補正書等が提出された場合の先行技術調査

拒絶理由通知に対する応答として明細書等について補正がされ、又は意見書等が提出された結果、それまでの先行技術調査において調査した範囲では調査範囲が十分ではなくなったと判断した場合は、審査官は、改めて先行技術調査

をする。

なお、意見書、補正書等が提出された場合であっても、新たな先行技術調査をするまでもなく審査を進めることができるときは、審査官は、改めて先行技術調査をしなくてもよい。

6. 留意事項

- (1) 外国関連出願(注)について、関連性の高い先行技術文献が外国特許庁における調査結果又は審査結果に含まれている場合

この場合は、審査官は、外国特許庁における審査経過及び審査結果(引用発明の認定、拒絶理由の内容、最終的な審査結果及び特許された請求項の記載)を参考としつつ、その先行技術文献の内容が、請求項に係る発明に対し、新規性、進歩性等に関する拒絶理由を構成するものであるか否かについて検討する。その際は、審査官は、我が国と他国の制度及び運用の違いに留意する。

(注) 外国関連出願とは、以下の(i)又は(ii)に該当する出願である。

(i) 出願人がその発明について、日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関にも出願している特許出願

(ii) 国際出願に関連する特許出願(国際出願の優先権主張の基礎となっている国内出願、国内段階に移行した国際出願等)

- (2) 外国語書面出願、外国語特許出願及びその公報を先行技術調査の対象とする場合(外国語書面出願及び外国語特許出願については、それぞれ「第 VII 部 外国語書面出願」及び「第 VIII 部 国際特許出願」を参照。)

外国語書面出願の外国語書面又は外国語特許出願の明細書、特許請求の範囲及び図面(以下この部において「外国語書面等」という。)と翻訳文の内容とは一致している蓋然性が極めて高い。したがって、審査官は、通常は、日本語に翻訳された部分のみを先行技術調査の対象とすれば足りる。

ただし、翻訳された部分に、外国語書面等の記載と相違しているとの疑義が生じた場合は、審査官は、外国語書面等にまで調査範囲を拡大する必要がある。

第3節 拒絶理由通知

1. 概要

審査官は、拒絶査定をしようとするときは、出願人に対し拒絶理由通知をし、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない(第 50 条)。

HB1205
拒絶をすべき特許
出願

審査官が、拒絶理由があるとの心証を得た場合においても、何らの弁明の機会を与えずに直ちに拒絶査定をすることは出願人にとって酷である。また、審査官が過誤を犯すおそれがないわけではない。このような理由から、出願人に、意見を述べる機会や、明細書等について補正をして拒絶理由を解消する機会を与え、同時に、意見書等を資料として審査官に再考するきっかけを与えることで、特許出願手続の適正かつ妥当な運用を図るために、この規定は設けられている。(参考) 東京高判平成 5 年 3 月 30 日(平成 3 年(行ケ)199 号)「着色方法」

2. 拒絶理由通知の種類

拒絶理由通知は、手続上、以下の二種類に分けられる。

- (i) 最初の拒絶理由通知(第 17 条の 2 第 1 項第 1 号)
- (ii) 最後の拒絶理由通知(第 17 条の 2 第 1 項第 3 号)

2.1 最初の拒絶理由通知

「最初の拒絶理由通知」とは、一回目の審査において通知すべき拒絶理由を通知する拒絶理由通知をいう。

したがって、一回目の拒絶理由通知は必ず「最初の拒絶理由通知」である。また、二回目以降であっても、一回目の審査において通知すべきであった拒絶理由を含む場合は、原則として「最初の拒絶理由通知」である(例外については、3.2.1 (2)を参照。)

なお、明細書等についての補正は、常に第 17 条の 2 第 3 項の要件を満たす必要があるが、最初の拒絶理由通知を受けた後の特許請求の範囲についてする補正は、同条第 3 項の要件に加えて、同条第 4 項の要件を満たす必要がある。

2.2 最後の拒絶理由通知

「最後の拒絶理由通知」とは、原則として「最初の拒絶理由通知」に対する応答時の補正によって通知することが必要になった拒絶理由のみを通知する拒絶理由通知をいう。

二回目以降の拒絶理由通知を「最後の拒絶理由通知」とするか否かは、拒絶理由通知の形式的な通知回数によってではなく、実質的に判断する。

「最初の拒絶理由通知」とするか「最後の拒絶理由通知」とするかの具体的な判断は、3.を参照。

「最後の拒絶理由通知」を受けた後の特許請求の範囲についての補正は、第17条の2第3項及び第4項の要件に加えて、第17条の2第5項及び第6項の要件を満たす必要がある。

(説明)

拒絶理由通知を受けるたびに特許請求の範囲を自由に変更できることとすると、その都度はじめから審査をし直すことになりかねない。これは、審査の遅延をもたらす一因となるだけでなく、適切に補正がされた出願とそうでない出願との間の取扱いの公平性を損なう一因ともなる。そこで、出願間の公平性を確保しつつ、迅速な審査を達成するために、最後の拒絶理由通知及びそれに対する補正の内容的制限についての制度を設け、最後の拒絶理由通知の応答時にする補正については、既になされた審査の結果を有効に活用できる範囲に制限することとした。

なお、拒絶理由通知と併せて第50条の2の通知がされた場合は、特許請求の範囲についてする補正は、「最後の拒絶理由通知」を受けた後の補正と同じ要件を満たす必要がある（「第VI部第1章第2節 第50条の2の通知」参照）。

3. 拒絶理由通知の具体的運用

審査官は、拒絶理由通知を、原則二回を限度（「最初の拒絶理由通知」及び「最後の拒絶理由通知」各一回）として通知し、手続全体の効率性に配慮しながら審査を進める。

3.1 一回目の拒絶理由通知

- (1) 一回目の拒絶理由通知は、「最初の拒絶理由通知」となる。
- (2) 一回目の拒絶理由通知では、審査官は、原則として、発見された拒絶理由の全てを通知する。

ただし、ある拒絶理由を通知するだけで、その拒絶理由のみならず他の拒絶理由も同時に解消するような補正がされる可能性が高い場合においては、必ずしも複数の拒絶理由を重畳的に通知する必要はない。例えば、進歩性欠如の拒絶理由を通知するだけで、当該進歩性欠如の拒絶理由のみならず記載要件違反の拒絶理由も解消するような補正がされる可能性が高い場合においては、必ずしも記載要件違反の拒絶理由を通知する必要はない。

3.2 二回目以降の拒絶理由通知

審査官は、二回目以降の拒絶理由通知に際しては、「最後の拒絶理由通知」とするか、「最初の拒絶理由通知」とするかを、以下に従って判断し、その上で拒絶理由通知をする。

以下の 3.2.1 及び 3.2.2 の具体例に該当せず、「最初の拒絶理由通知」とするか、「最後の拒絶理由通知」とするかが直ちに明らかでない場合は、審査官は、出願人に対して、補正の機会を不当に制限することのないよう、制度の趣旨(2.2(説明)参照)に立ち返って判断する。

3.2.1 「最後の拒絶理由通知」とする場合

「最初の拒絶理由通知」に対する応答時の補正によって通知することが必要になった拒絶理由のみを通知する拒絶理由通知は、「最後の拒絶理由通知」とする。

- (1) 補正によって通知することが必要になった拒絶理由のみを通知する拒絶理由通知の類型

a 明細書等について、「最初の拒絶理由通知」に対する応答時に出願人が補正をしたことによって通知することが必要になった拒絶理由のみを通知する拒絶理由通知

例 1：補正により、発明の詳細な説明の記載が明瞭でなくなった場合又は発明の詳細な説明の記載に新規事項が追加された場合に、その旨のみを通知する拒絶理由通知

例 2：審査した請求項に新しい技術的事項を付加する補正又は審査した請求項の技術的事項を削除若しくは限定する補正により、新たに新規性、進歩性等についての拒絶理由を通知しなければならない場合に、その旨のみを通知する拒絶理由通知

例 3：請求項を追加する補正により、新たに新規性、進歩性等についての拒絶理由を通知しなければならない場合に、その旨のみを通知する拒絶理由通知

例 4：請求項に新規事項を追加する補正又は記載不備を生じるような補正がされた場合に、その旨のみを通知する拒絶理由通知

例 5：「第Ⅳ部第 3 章 発明の特別な技術的特徴を変更する補正」に示したところに照らして第 17 条の 2 第 4 項以外の要件についての審査対象とならない発明を含むように、請求項が補正された場合に、その旨のみを通知する拒絶理由通知

例 6：「第Ⅱ部第 3 章 発明の単一性」に示したところに照らして第 37 条以外の要件についての審査対象とならない発明を含むように、請求項が補正された場合に、その旨のみを通知する拒絶理由通知

例 7：上記例 1 から例 6 までの複数に該当する場合に、それらの旨のみを通知する拒絶理由通知

b 先行技術調査の除外対象とした発明について、「最初の拒絶理由通知」に対する応答時の補正により、新規性、進歩性等についての審査をすることが必要になった結果、通知することが必要になった拒絶理由のみを通知する拒絶理由通知

(説明)

新規性、進歩性等についての審査をしなかった発明(先行技術調査の除外対象に該当するため、新規性、進歩性等についての審査をしなかったことを、理由とともに明記した場合に限る。)について補正がされた場合は、当該補正後の発明を審査することは、補正により追加した請求項について改めて審査をすることと実質的に同じであるため、「最後の拒絶理由通知」とする。

例 8：請求項の記載が発明の詳細な説明及び図面の記載並びに出願時の技術常識を参酌しても把握することができないほど明確でなく、新規性、進歩性等についての審

査をしなかった請求項について、補正がされ、補正後の請求項について新規性、進歩性等に関する拒絶理由を発見した場合に、その旨のみを通知する拒絶理由通知

例 9：請求項に新規事項が追加されていることが明らかであるために、新規性、進歩性等についての審査をせずに新規事項が追加されている旨の拒絶理由を通知した請求項について、補正がされ、補正後の請求項について新規性、進歩性等に関する拒絶理由を発見した場合に、その旨のみを通知する拒絶理由通知

例 10：上記例 8 及び例 9 の双方に該当する場合に、それらの旨のみを通知する拒絶理由通知

(留意事項)

意見書等を参酌した結果、補正前の請求項に係る発明を先行技術調査の除外対象とすべきではなかったと判断した場合に、補正後のその請求項に係る発明について通知する新規性、進歩性等についての拒絶理由は、「最初の拒絶理由通知」とする。

(2)「最後の拒絶理由通知」とすることができる特別な場合

- a 新規性、進歩性等を有していない旨の拒絶理由のほかに、軽微な記載不備(第 17 条の 2 第 5 項第 3 号又は第 4 号の「誤記の訂正」又は「明りょうでない記載の釈明」に相当すると認められる程度のもの)が存在していたが、新規性、進歩性等に関する拒絶理由のみを通知し、記載要件に関する拒絶理由を通知しなかった結果、依然として軽微な記載不備が残っている場合は、その記載不備について通知する拒絶理由通知は、「最後の拒絶理由通知」とすることができる。

(説明)

通常、軽微な記載不備であれば、新規性、進歩性等についての拒絶理由通知に対する応答時の補正の際に、併せて是正されることが期待される。また、仮にこれらの記載不備が是正されずに、「最後の拒絶理由通知」で指摘することになったとしても、第 17 条の 2 第 5 項第 3 号又は第 4 号の「誤記の訂正」又は「明りょうでない記載の釈明」に相当すると認められる程度のものについては、「最後の拒絶理由通知」後の補正として許容されるため、このように取り扱う。

- b 「第 2 節 先行技術調査及び新規性・進歩性等の判断」の 3.1.3(注)に従い

先行技術調査を終了した請求項について、補正により先の拒絶理由は解消されたが、新たな先行技術文献等に基づく拒絶理由を発見した場合に通知する拒絶理由通知は、「最後の拒絶理由通知」とすることができる。

- c 通知した拒絶理由は解消されていないものの、拒絶理由を解消するために出願人がとり得る対応を審査官が示せる場合であって、その対応をとることについて出願人との間で合意が形成できる見込みがあると判断し、出願人と意思疎通を図った結果、合意が形成されたときに通知する拒絶理由通知は、「最後の拒絶理由通知」とすることができる(「第 5 節 査定」の 3.及び「第 7 節 前置審査」の 3.5 参照)。
- d 限定的減縮を目的とする補正がされた発明が第 36 条第 6 項の要件を満たしていない場合であって、その記載不備が軽微であり、簡単な補正で記載不備を是正することにより、特許を受けることができると認められるときに、補正を受け入れた上で通知する拒絶理由通知は、「最後の拒絶理由通知」とすることができる。

3.2.2 二回目以降であっても「最初の拒絶理由通知」とすべき場合

二回目以降の拒絶理由通知であっても、一回目の拒絶理由通知において審査官が指摘しなければならなかった拒絶理由を通知する場合は、その拒絶理由は補正によって生じたものではないから、審査官は、「最初の拒絶理由通知」を通知する。

したがって、以下の(1)又は(2)に該当する場合は、審査官は、「最初の拒絶理由通知」を通知する。

なお、一回目の拒絶理由通知において指摘しなければならなかった拒絶理由と、拒絶理由通知に対する応答時の補正によって通知することが必要となった拒絶理由とを同時に通知する場合も、審査官は、「最初の拒絶理由通知」を通知する。

- (1) 一回目の拒絶理由通知をするときに審査官が指摘しなければならないものであったが、その時点では発見しなかった拒絶理由を通知する場合

例 1：一回目の拒絶理由通知で新規性及び進歩性欠如の拒絶理由を通知したときには、明細書等の記載不備、発明の単一性の欠如等の拒絶理由を見落としており、その後、その拒絶理由を発見した場合

例 2：一回目の拒絶理由通知では拒絶理由を発見しない旨を明記した請求項について、補正がされなかったにもかかわらず、後に拒絶理由を発見した場合

例 3：一回目の拒絶理由通知では、新規性欠如又は進歩性欠如のいずれの拒絶理由も通知しなかった請求項について減縮する補正がされたにもかかわらず、後に新規性欠如又は進歩性欠如の拒絶理由を発見した場合

例 4：新規性、進歩性等についての審査をしないことに合理的な理由(「第 2 節 先行技術文献調査及び新規性・進歩性等の判断」の 2.3 参照)がないにもかかわらず、一回目の拒絶理由通知のときにこれを行わなかった場合において、二回目の拒絶理由通知で、新規性、進歩性等についての拒絶理由を通知する場合

例 5：A 又は B といった選択肢で表現された発明特定事項を含む請求項に係る発明について、A 又は B のいずれも審査対象としたにもかかわらず、一回目の拒絶理由通知のときには選択肢 A に基づいて把握される発明についてのみ拒絶理由を通知し、選択肢 B に基づいて把握される発明については拒絶理由を通知しなかった場合であって、二回目の拒絶理由通知で、選択肢 B に基づいて把握される発明について拒絶理由を通知する場合

(2) 一回目の拒絶理由通知において示した拒絶理由が適切でなかったために、再度、適切な拒絶理由通知をし直す場合

例 6：一回目の拒絶理由通知に対して、全く補正がされず、意見書のみが提出された場合に、拒絶理由通知をし直す場合

例 7：一回目の拒絶理由通知で、先行技術文献を引用して進歩性欠如等の拒絶理由通知をしたところ、これに対する補正がされた。この場合において、補正がされなかった請求項について、意見書の内容を勘案した結果、先の拒絶理由が妥当でなかったと判断し、異なる新たな先行技術文献を引用し直して拒絶理由通知をする場合

例 8：発明特定事項 A と発明特定事項 B とから構成される発明に対して、新規性及び進歩性欠如の拒絶理由を通知したところ、A については補正がされ、B については補正がされなかった。この場合において、補正がされなかった B に対して引用していた先行技術文献が適切でなかったため、先行技術文献を変更して、再度拒絶理由通知をする場合

4. 拒絶理由通知をする際の留意事項

拒絶理由通知書には、拒絶理由を、出願人がその趣旨を明確に理解できるように具体的に記載しなければならない。また、拒絶理由とそれに対する出願人の応答は、特許庁における手続においてのみならず、後に特許発明の技術的範囲を確定する際にも重要な資料となる。したがって、拒絶理由は、第三者から見ても明確でなければならない。

審査官は、具体的には、以下の点に留意して拒絶理由通知をする。

- (1) 出願人が理解しやすいように、できるだけ簡潔かつ明瞭な文章で記載する。

その際には、出願人が特許権取得に向けた補正をすることができるように、必要以上に冗長に記載することなく、拒絶理由の要点を理解できるように記載する。

- (2) 請求項ごとに判断できない拒絶理由(明細書全体の記載不備、新規事項の追加等)を除き、拒絶理由は請求項ごとに示す。また、拒絶理由を発見した請求項に係る発明と拒絶理由を発見しない請求項に係る発明とが識別できるようにする。

なお、拒絶理由における本願発明と引用発明との対比、判断等の説明が共通する請求項については、まとめて記載することができる。

- (3) 進歩性欠如の拒絶理由については、本願発明と引用発明との間の相違点を明確にした上で、本願発明の進歩性を否定する論理付けを記載する。

- (4) 「第 II 部第 3 章 発明の単一性」に示したところに照らして第 37 条以外の要件についての審査対象とならない発明(第 37 条違反)や、「第 IV 部第 3 章 発明の特別な技術的特徴を変更する補正」に示したところに照らして第 17 条の 2 第 4 項以外の要件についての審査対象とならない補正後の発明(第 17 条の 2 第 4 項違反)に関しては、第 37 条又は第 17 条の 2 第 4 項以外の要件についての審査をしていないことを明記した上で、それぞれの拒絶理由のみを示す。

- (5) 先行技術調査の除外対象とした発明については、新規性、進歩性等の審査をしていないことを明記して、該当する拒絶理由のみを示すことができる。

ただし、審査官は、先行技術調査の除外対象とする発明ができる限り少な

HB1206

拒絶の理由を発見しない請求項の明示について

くなるように留意する必要がある(「第 2 節 先行技術調査及び新規性・進歩性等の判断」参照)。

(6) 明細書等の記載が、第 36 条第 4 項第 1 号又は第 6 項各号の要件に違反する場合は、違反の箇所及びその理由を具体的に記載する。

(7) 「最後の拒絶理由通知」とする場合は、「最後」である旨とその理由を記載する。「最後」である旨又はその理由のいずれかを記載しなかった場合は、たとえ「最後」とすることが適当であったとしても、審査官は、「最後の拒絶理由通知」をしたものとして取り扱ってはならない。

すなわち、その拒絶理由通知に対して行った補正が、第 17 条の 2 第 3 項から第 6 項までのいずれかの要件を満たしていなかったとしても、審査官は、補正の却下の決定をしてはならない。

(8) 先行技術文献等の引用に際しては、以下の点に留意する。

a 引用文献等を特定するとともに、請求項に係る発明との対比及び判断のために必要な引用箇所が分かるように記載する。

b 引用文献等の記載から認定される技術的内容を明確に示す。

c 引用文献等が拒絶理由に必要なかつ十分なもののみであるか否かの必要性を十分に検討する。

(9) 拒絶理由を解消するために、出願人のとり得る対応を示すことができる場合は、積極的に補正、分割等の示唆をする(「第 8 節 出願人との意思疎通及び審査のために必要な書類等の求め」の 2.1 参照)。

HB1207

特許出願の拒絶の理由中に引用する刊行物等の記載事項

第4節 意見書・補正書等の取扱い

1. 概要

審査官は、拒絶理由を発見した場合は、所定の期間を指定して拒絶理由通知をしなければならない。出願人は、審査官から拒絶理由通知を受けた場合は、意見書を提出することができる(第50条)。

また、出願人は、その所定の期間内であれば、明細書等について補正をすることができる(第17条の2)。

審査官は、出願人から意見書、補正書等が提出された場合は、その内容を十分に検討した上で審査をする。

2. 意見書、補正書等の取扱い

出願人から意見書、補正書等が提出された場合は、審査官は、以下の要領で審査を進める。

2.1 意見書、補正書等の取扱い

2.1.1 意見書及び実験成績証明書の取扱い

意見書及び実験成績証明書は、明細書における発明の詳細な説明に代わるものではない。しかし、これらは、出願人が出願当初の明細書等（以下、この部において「当初明細書等」という。）に記載されていた事項が正しくかつ妥当なものであることを釈明又は立証するために提出されるものである。したがって、審査官は、意見書及び実験成績証明書が提出された場合は、これらの内容を十分に考慮する。

2.1.2 補正書の取扱い

一回目の審査前に、又は最初の拒絶理由通知に対する応答時に、補正書が提出された場合は、審査官は、その補正書による補正後の明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて審査をする。

最後の拒絶理由通知に対する応答時に補正書が提出された場合は、審査官は、

HB1208
複数の補正書等が提出された場合の取扱いについて

「最後の拒絶理由通知」としたことが不適當である、又は補正が適法であるときは、その補正書による補正後の明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて審査をする。「最後の拒絶理由通知」としたことが適當であり、かつ補正が不適法であれば、審査官は、補正を却下し、補正書が提出される前の明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて審査をする(「第 6 節 補正の却下の決定」参照)。

2.2 意見書、補正書等の内容の検討

一回目の審査前に補正書が提出された場合は、審査官は、補正書の内容を十分に検討した上で、先行技術文献調査及び拒絶理由がないか否かについての検討をする。

拒絶理由通知に対する応答として意見書、補正書等が提出された場合は、審査官は、これらの内容を十分に検討し、拒絶理由通知において示した拒絶理由が適切であったか否かを確認し、その上で、(i)通知した拒絶理由が解消されたか否か及び(ii)他に拒絶理由がないか否かについて検討する。

拒絶理由通知に対する応答として補正がされず、意見書等が提出された場合は、審査官は、意見書等の内容を十分に考慮し、通知した拒絶理由が適切であったか否かを確認する。その上で、審査官は、(i)通知した拒絶理由が解消されたか否か及び(ii)他に拒絶理由がないか否かを検討する。

また、最後の拒絶理由通知に対する応答として意見書、補正書等が提出された場合であって、当該補正書による補正を却下するときは、審査官は、意見書等と、補正書が提出される前の明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて、通知した拒絶理由が適切であったか否かを確認し、その上で、(i)通知した拒絶理由が解消されたか否か及び(ii)他に拒絶理由がないか否かを検討する。

HB1209

拒絶理由通知書中に誤記がある場合の取扱い

第5節 査定

1. 概要

審査官は、特許出願について拒絶理由を発見しない場合は、特許査定をする(第51条)。

また、審査官は、拒絶理由通知をした後の審査において、通知した拒絶理由が解消されていないと判断した場合は、拒絶査定をする(第49条)。

2. 特許査定

HB1210

特許査定起案時の注意

審査官は、特許出願について、(i)一回目の審査で拒絶理由を発見しなかった場合又は(ii)拒絶理由通知後の二回目以降の審査において拒絶理由が解消されたと判断し、他の拒絶理由を発見しなかった場合は、速やかに特許査定をする。

HB1211

特許査定の謄本の送達及び特許査定の確定

HB1212

特許メモ

3. 拒絶査定

審査官は、拒絶理由通知後の審査において、拒絶理由が解消されていないと判断した場合は、拒絶理由通知が「最初」のものであるか「最後」のものであるかにかかわらず、拒絶査定をする。その際、必要であれば、補正の却下の決定をした上で、拒絶査定をする(補正の却下の決定については、「第6節 補正の却下の決定」を参照)。

HB1213

拒絶査定起案時の注意

HB1214

拒絶査定の確定

ただし、通知した拒絶理由が解消されていない場合であっても、その拒絶理由を解消するために出願人がとり得る対応を審査官が示せる場合であって、その対応をとることについて出願人との間で合意が形成できる見込みがあると判断されるときは、出願人との意思疎通を図り、合意が形成されれば拒絶理由通知をする。

この拒絶理由通知は、原則として、「最後の拒絶理由通知」とする(「第3節 拒絶理由通知」の3.2.1(2)c参照)。

審査官は、拒絶査定の際は、以下の点に留意する。

- (1) 意見書等の主張及び補正書の内容を十分に検討して、(i)通知した拒絶理由が解消されていないか否か、及び(ii)通知した拒絶理由が妥当であったか否かを判断する。

- (2) 拒絶査定には解消されていない全ての拒絶理由を示す。その際、どの請求項に対する拒絶理由が解消されていないのかが分かるように、簡潔かつ明瞭な文章で記載する。なお、本願発明と引用発明との対比、判断等の説明が共通する請求項については、まとめて記載することができる。
- (3) 意見書において争点とされている事項については、それに対する審査官の判断を明確に記載する。
- (4) 拒絶査定をすることが出願人にとって「不意打ち」とならないかについて慎重に検討する。通知した拒絶理由にとらわれて、無理な拒絶査定をしてはならない。

第 6 節 補正の却下の決定

1. 概要

1.1 特許法第 53 条

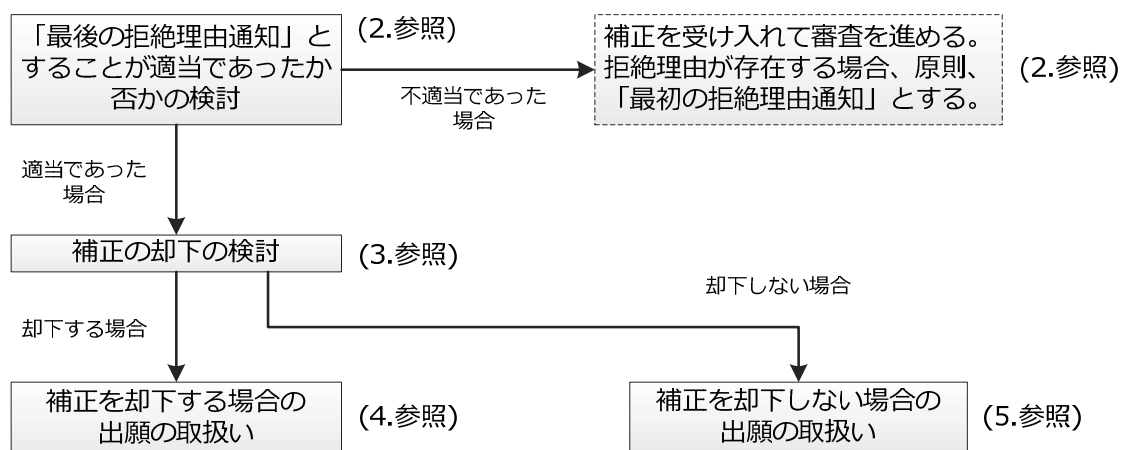
「最後の拒絶理由通知」(第17条の2第1項第3号)に対する応答としてされた補正が第17条の2第3項から第6項までのいずれかの要件を満たしていない場合は、審査官はその補正を却下する(第53条第1項)。

二回目以降の拒絶理由通知に対する応答としてされた補正が不適法である場合についてまで、特許出願の拒絶理由とすると、その補正が不適法である旨の拒絶理由を再度通知し、更にその拒絶理由通知に対しては、補正が可能であるから、更に補正後の特許出願について審査をする必要がある。そのような事態を回避し、二回目の審査以降に通知される「最後の拒絶理由通知」に対する応答としてされた補正が不適法である場合に、その補正を却下するために、第53条の規定は設けられた。

1.2 補正の却下の決定に係る審査手順の概要

「最後の拒絶理由通知」に対する応答として補正がされた場合は、審査官は、まず直前に通知した拒絶理由通知を「最後の拒絶理由通知」とすることが適当であったか否かを検討する。「最後の拒絶理由通知」とすることが適当であったと判断した場合は、その補正が第17条の2第3項から第6項までの要件を満たすか否か(補正が適法にされているか否か)を検討する。そして、補正が不適法である場合は、審査官はその補正を却下する(「最後の拒絶理由通知」に対する応答として補正がされた場合の審査の手順については、第2図も参照。)

なお、分割出願制度の濫用を抑止する観点から、拒絶理由通知と併せて第50条の2の通知がされた場合であって、その応答としてされた補正が第17条の2第3項から第6項までのいずれかの要件を満たしていないときは、審査官はその補正を却下する(第53条第1項括弧書き。「第VI部第1章第2節 第50条の2の通知」参照)。



2. 「最後の拒絶理由通知」とすることが適当であったか否かの検討

審査官は、まず意見書等における出願人の主張も参酌して、「最後の拒絶理由通知」とすることが適当であったか否かを再検討する。

2.1 「最後の拒絶理由通知」とすることが適当であった場合

「最後の拒絶理由通知」とすることが適当であった場合は、審査官は、補正が適法にされているか否かを検討する(3.参照)。

2.2 「最後の拒絶理由通知」とすることが不適当であった場合

「最後の拒絶理由通知」とすることが不適当であった場合は、第 53 条を適用することができない。したがって、この場合は、審査官は、「最後の拒絶理由通知」に対する応答としてされた補正について、補正の却下の決定をすることなく、補正後の明細書等に基づいて審査を進める。そして、その補正後の出願に対し、先に通知した拒絶理由が解消されていない場合であっても、直ちに拒絶査定をすることなく、再度「最初の拒絶理由通知」をする。また、その補正によって通知することが必要となった拒絶理由のみを通知する場合であっても、「最後の拒絶理由通知」とせずに、再度「最初の拒絶理由通知」とする。

(留意事項)

「最初の拒絶理由通知」とすべきであったことを出願人が主張し、それを前提に補

正をしていると認められるものについては、審査官は、その拒絶理由は「最初の拒絶理由通知」であったものとして取り扱う。すなわち、拒絶理由が解消されていない場合は、拒絶査定をする。また、その補正によって通知することが必要となった拒絶理由のみを通知する場合は、「最後の拒絶理由通知」とすることができる。

3. 補正の却下の検討

3.1 却下の対象となる補正

補正の却下の対象となる補正は、以下の(1)から(4)までのいずれかに該当する補正である。

- (1) 新規事項を追加する補正(第 17 条の 2 第 3 項違反)
- (2) 発明の特別な技術的特徴を変更する補正(第 17 条の 2 第 4 項違反)
- (3) 目的外補正(第 17 条の 2 第 5 項違反)
- (4) 独立特許要件を満たさない補正(第 17 条の 2 第 6 項違反)

3.1.1 新規事項を追加する補正(第 17 条の 2 第 3 項違反)

「最後の拒絶理由通知」に対する応答としてされた補正であって、以下の(i)又は(ii)に該当する補正は、「新規事項を追加する補正」に該当するため、補正の却下の対象となる。

- (i) 新たに新規事項を追加する補正
- (ii) 「最後の拒絶理由通知」で指摘した新規事項が含まれている補正

(留意事項)

「最後の拒絶理由通知」をする際に新規事項が存在していたが、その新規事項に基づいて拒絶理由通知をしていなかった場合は、「最後の拒絶理由通知」に対する応答としてされた補正がその新規事項を含んでいたとしても、その補正を却下することなく、補正後の明細書等に基づいて審査を進める。そして、新規事項を追加する補正である旨の拒絶理由通知をする。

3.1.2 発明の特別な技術的特徴を変更する補正(第 17 条の 2 第 4 項違反)

「最後の拒絶理由通知」に対する応答としてされた補正であって、以下の(i)

又は(ii)に該当する補正は、「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」に該当するため、補正の却下の対象となる。

- (i) 新たに特別な技術的特徴が変更された発明(「第 IV 部第 3 章 発明の特別な技術的特徴を変更する補正」の 3.に従って、第 17 条の 2 第 4 項以外の要件についての審査対象とならない発明)を追加する補正
- (ii) 「最後の拒絶理由通知」で指摘した、特別な技術的特徴が変更された発明が含まれている補正

(留意事項)

(1) 「最初の拒絶理由通知」に対する応答としてされた補正が、特別な技術的特徴が変更された発明を含んでいたが、それについて拒絶理由通知をしていなかった場合は、「最後の拒絶理由通知」に対する応答としてされた補正後の特許請求の範囲がその特別な技術的特徴が変更された発明を含んでいたとしても、その補正を却下することなく、補正後の明細書等に基づいて審査を進める。そして、発明の特別な技術的特徴を変更する補正である旨の拒絶理由通知をする。

(2) 発明の特別な技術的特徴を変更する補正がされたとしても、発明に実体的な不備がなければ、出願人が補正後の全ての発明について審査を受けるためには、出願の分割をして二以上の特許出願とすべきであったという手続上の不備があるのみである。したがって、発明の特別な技術的特徴を変更する補正がされた特許出願がそのまま特許査定されたとしても、直接的に第三者の利益を著しく害することにはならない。そのため、第 17 条の 2 第 4 項の要件は、拒絶理由ではあるが、無効理由とはされていない。

このような事情に鑑み、審査官は、補正が発明の特別な技術的特徴を変更する補正であるか否かの判断を必要以上に厳格に行うことがないように留意する。

3.1.3 目的外補正(第 17 条の 2 第 5 項違反)

特許請求の範囲についてする補正であって、次の(i)から(iv)までのいずれの事項も目的としないものは補正の却下の対象となる。

- (i) 請求項の削除(第 1 号)
- (ii) 特許請求の範囲の減縮(補正前の請求項に記載された発明と産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一である発明となるように請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものに限る。)(以下こ

HB1215

最後の拒絶理由通知後の特許請求の範囲についてする補正が、第17条の2第5項各号に掲げる二以上の事項を目的としたものと判断される場合の取扱い

の部において「特許請求の範囲の限定的減縮」という。第2号)

(iii) 誤記の訂正(第3号)

(iv) 明瞭でない記載の釈明(拒絶理由に示された事項についてするものに限る。)(第4号)

(留意事項)

第17条の2第5項の規定は、迅速な権利付与の実現及び出願間の公平性の確保の観点から、既になされた審査結果を有効に活用して審査を進められるようにするために設けられたものである。これを満たしていないことが後に認められた場合であっても、特許を無効とするような実体的な不備があるわけでないので、無効理由とはされていない。

したがって、審査官は、既になされた審査結果を有効に活用して審査を迅速に行うことができる場合において、本来保護されるべき発明についてまで、同項の規定を、必要以上に厳格に運用することがないように留意する。

3.1.4 独立特許要件を満たさない補正(第17条の2第6項違反)

「特許請求の範囲の限定的減縮」を目的とする補正がされた請求項に係る発明が独立して特許を受けることができないものである場合は、その補正は独立特許要件を満たさないので、補正の却下の対象となる。

補正がされた発明が独立して特許を受けることができないものである場合は、以下の(i)又は(ii)の場合である。

- (i) 補正がされた請求項について、補正前の請求項に対して通知した拒絶理由は解消されたが、補正後の発明について、以下の規定に基づく新たな拒絶理由を発見した場合
- (ii) 補正がされた請求項について、先の「最後の拒絶理由通知」で指摘した以下の規定に基づく拒絶理由が依然として解消されていない場合

請求項に係る発明が、独立して特許を受けることができるか否かの判断において適用される規定は、以下のとおりである。

- (i) 発明該当性及び産業上の利用可能性(第29条第1項柱書)
- (ii) 新規性(第29条第1項)
- (iii) 進歩性(第29条第2項)
- (iv) 拡大先願(第29条の2)
- (v) 不特許事由(第32条)

- (vi) 記載要件(第 36 条第 4 項第 1 号及び第 6 項第 1 号から第 3 号まで)
- (vii) 先願(第 39 条第 1 項から第 4 項まで)

例えば、「特許請求の範囲の限定的減縮」を目的とする補正がされた請求項に係る発明が進歩性(第 29 条第 2 項)を有していない場合は、通常、その補正は却下の対象となる(例外については、以下の(留意事項)(2)を参照。)

また、「特許請求の範囲の限定的減縮」を目的とする補正がされた請求項に係る発明に関し、明細書等に記載不備(第 36 条)が存在する場合も、通常、その補正は却下の対象となる(例外については、下記(留意事項)(3)を参照。)

(留意事項)

- (1) 第 17 条の 2 第 6 項は、「特許請求の範囲の限定的減縮」(第 17 条の 2 第 5 項第 2 号)を目的とする補正がされた場合にのみ適用される。

したがって、特許請求の範囲についてする補正が、請求項の削除(第 1 号)、誤記の訂正(第 3 号)又は明瞭でない記載の釈明(第 4 号)を目的とする補正である場合は、審査官は、第 17 条の 2 第 6 項を適用してはならない。

- (2) 「特許請求の範囲の限定的減縮」を目的とする補正がされた請求項に係る発明に新規性、進歩性等についての拒絶理由が存在する場合であって、補正前の当該請求項に係る発明について、「最後の拒絶理由通知」において、新規性、進歩性等についての拒絶理由を通知していなかったとき(調査の除外対象に該当し得るため、除外対象とすることを明記した上で先行技術調査から除外した場合を除く。)は、その理由で補正を却下してはならず、補正後の明細書等に基づいて拒絶理由通知をする。

例えば、「特許請求の範囲の限定的減縮」を目的とする補正がされた請求項に係る発明に進歩性についての拒絶理由が存在する場合であって、「最後の拒絶理由通知」においてその請求項に係る発明について、調査対象から除外せず、かつ、新規性、進歩性等についての拒絶理由を通知していなかったときは、その理由で補正を却下してはならず、補正後の明細書等に基づいて拒絶理由通知をする。

ただし、「特許請求の範囲の限定的減縮」を目的とする補正がされた請求項に係る発明が第 39 条第 2 項又は第 4 項の要件に違反する場合であって、その補正前の請求項に係る発明は第 39 条第 2 項又は第 4 項の要件に違反しておらず、その補正によって第 39 条第 2 項又は第 4 項の要件に違反するものとなったときは、その補正を却下する(第 39 条第 2 項又は第 4 項の要件に違反するか否かの判断及び審査の進め方は、「第 III 部第 4 章 先願」の 3.及び 4.を参照。)

(3) 「特許請求の範囲の限定的減縮」を目的とする補正がされた請求項に係る発明に関し、明細書等に記載不備の拒絶理由が存在する場合であって、その記載不備の拒絶理由が補正前から存在していたにもかかわらず、その記載不備の拒絶理由を「最後の拒絶理由通知」において通知していなかったときは、その理由で補正を却下してはならず、補正後の明細書等に基づいて拒絶理由通知をする。

また、その記載不備が軽微であって、簡単な補正でその記載不備を是正することにより、特許を受けることができると認められる場合も、補正を却下することなく、補正後の明細書等に基づいて、その記載不備の拒絶理由を「最後の拒絶理由通知」として通知し、出願人に対して再補正の機会を認めることとする。

3.2 補正の適否の検討手順

審査官は、「最後の拒絶理由通知」に対する応答としてされた補正が、第 17 条の 2 第 3 項から第 6 項までのいずれかの要件を満たさないと判断した場合は、その補正を却下する。

ただし、出願人が拒絶査定不服審判の請求時に適切な補正をすることができ
るように、補正の却下に当たっては、その全ての理由を示すことが必要である。
そのため、審査官は、補正の適否を、以下の手順に従って検討する。

HB1216
補正の却下の決定
起案時の注意

- (1) 「最後の拒絶理由通知」に対する応答としてされた補正により、明細書等に新規事項を追加する補正がされているか否か(第 17 条の 2 第 3 項。3.1.1 参照)を判断する。特許請求の範囲については、請求項に係る発明ごとに新規事項を追加する補正がされているか否かを判断する。この結果、新規事項を追加する補正がされた請求項については、その請求項についてされた補正が第 17 条の 2 第 4 項から第 6 項までの要件を満たすか否かについては判断しない。
- (2) 続いて、新規事項を追加する補正がされていないその他の請求項に係る発明に基づいて、その補正が「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」に該当するか否か(第 17 条の 2 第 4 項。3.1.2 参照)を判断する。「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」に該当すると判断した場合は、その判断をした根拠となった発明については、第 17 条の 2 第 5 項及び第 6 項の要件を満たすか否かについては判断しない。
- (3) 新規事項を追加する補正がされておらず、かつ、「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」に該当すると判断した根拠とならなかったその他の請求項

に係る発明に基づいて、補正が第 17 条の 2 第 5 項第 1 号から第 4 号までのいずれかの事項を目的とするものか否か(第 17 条の 2 第 5 項。3.1.3 参照)を更に判断する。

(4) 上記(3)の第 17 条の 2 第 5 項についての判断の結果、同項第 2 号(特許請求の範囲の限定的減縮)に該当する補正がされた請求項がある場合は、その請求項についての補正が更に同条第 6 項の要件(独立特許要件)を満たすものか否か(第 17 条の 2 第 6 項。3.1.4 参照)を判断する。

(5) 上記(1)から(4)までに従って判断した結果、補正の要件を満たしていないと判断された補正事項が一つ以上あれば、その全てについて理由を示して補正の却下の決定をする。

例えば、「特許請求の範囲の限定的減縮」を目的とする補正によって、全ての請求項に係る発明が補正され、補正後の全ての請求項に係る発明が独立して特許を受けられるものでないと判断した場合は、全ての請求項に係る発明について理由を示す。

3.3 独立特許要件違反で補正を却下する際の留意事項

審査官は、「特許請求の範囲の限定的減縮」を目的とする補正がされた請求項に係る発明が、新規性、進歩性等を有していないため、特許を受けることができないと判断した場合は、以下の点に留意する。

(1) 補正の却下に際しては、「最後の拒絶理由通知」で引用した先行技術を引用することを原則とする。ただし、補正により請求項が限定されたために新たな先行技術を引用することは差し支えない。

(2) 「最後の拒絶理由通知」では引用しなかった先行技術のみを引用して、特許を受けることができない理由を示して補正を却下する場合は、「最後の拒絶理由通知」で引用した先行技術が適切でないことがある。したがって、再度、「最後の拒絶理由通知」の内容が適切であって維持できるものであるか否かを確認する。「最後の拒絶理由通知」の内容が適切でないと判断した場合は、審査官は、拒絶査定をすることなく、補正を却下するとともに、改めて、拒絶理由通知をする。

4. 補正を却下する場合の出願の取扱い

補正を却下すると、出願は補正書が提出される前の状態に戻る。したがって、審査官は、補正書が提出される前の出願に対してされた「最後の拒絶理由通知」で指摘した拒絶理由が適切なものであったか否かを、確認する。

「最後の拒絶理由通知」で指摘した拒絶理由が適切なものであったか否かの確認に当たっては、出願人が提出した意見書等の内容を考慮しなければならない。

- (1) 審査官は、「最後の拒絶理由通知」で指摘した拒絶理由が適切であって、その拒絶理由が解消されていないと認められる場合は、補正の却下の決定をした上で、拒絶査定をする。
- (2) 審査官は、「最後の拒絶理由通知」で指摘した拒絶理由が適切でなく、他に拒絶理由を発見しない場合は、補正の却下の決定をした上で、特許査定をする。
- (3) 審査官は、「最後の拒絶理由通知」で指摘した拒絶理由が適切でなかったが、他に拒絶理由を発見した場合は、補正の却下の決定をした上で、改めて、補正書が提出される前の出願に対し、発見した拒絶理由を通知する。この場合は、新たな拒絶理由が「最初の拒絶理由通知」に対する応答時の補正によって通知することが必要になったものか否か等を含め、「第3節 拒絶理由通知」の3.に照らして、「最後の拒絶理由通知」とするか「最初の拒絶理由通知」とするかを決定する。

また、補正の却下の決定とともに拒絶理由通知をすることになるので、通知する拒絶理由が、補正前の出願についての拒絶理由であることを明確にしなければならない。

5. 補正を却下しない場合の出願の取扱い

- (1) 審査官は、補正後の出願について、拒絶理由が解消されたと判断し、他に拒絶理由を発見しない場合は、特許査定をする。
- (2) 審査官は、補正後の出願について、拒絶理由が解消されていないと判断した場合は、拒絶査定をする。

(3) 審査官は、補正により拒絶理由は解消されたが、他に拒絶理由を発見した場合は、改めて拒絶理由通知をする。

(i) 「最初の拒絶理由通知」とするか、「最後の拒絶理由通知」とするかは、「第 3 節 拒絶理由通知」の 3.に従って判断する。

(ii) 「最後の拒絶理由通知」に対する応答としての補正を却下することなく、補正後の明細書等に基づいて新たな拒絶理由通知をした場合は、先の「最後の拒絶理由通知」に対する応答としての補正が不適法であったことがその後に見えたとしても、その補正を遡って却下しない。なお、補正が新規事項を追加する補正であったことが後で判明した場合は、改めてその旨の拒絶理由通知をする。

(説明)

第 159 条第 1 項及び第 163 条第 1 項の規定によれば、「最後の拒絶理由通知」に対する補正が不適法であることが拒絶査定後に発見された場合は、審理又は前置審査(前置審査については、「第 7 節 前置審査」を参照。)の迅速化の観点から、その補正を遡って却下せずそのまま許容することとされている。この趣旨に照らし、「最後の拒絶理由通知」に対する応答としての補正を却下することなく、補正後の明細書等に基づいて新たな拒絶理由通知をした後に、先の「最後の拒絶理由通知」に対する応答としての補正が不適法であったことを発見したときも、同様の取扱いとする。

第7節 前置審査

1. 概要

拒絶査定不服審判の請求のうち、審判請求時に、明細書等について補正があったものは、審判官の合議体による審理に先立ち、再度、審査に付される(第162条)。この審査を「前置審査」という。

拒絶査定不服審判において拒絶査定が覆るものの大部分が、その拒絶査定後に明細書等について補正がされたものである。前置審査制度は、このような実情に鑑み、審判請求時に補正があった場合は、その審判請求の処理を、その拒絶査定をした審査官に再審査させ、審判官が処理すべき事件の件数を減らし、審判の促進を図る趣旨で導入されたものである。

特に、その補正により特許査定をすることができる場合は、拒絶査定をした審査官が再審査することで、その出願に対する知識を十分に活用し、新たに審判官を指定してはじめてから審理し直す場合に比べ、事件を容易かつ迅速に処理することができる。

したがって、前置審査は、原則として、その拒絶査定をした審査官が行う。

2. 前置審査の基本的な考え方

前置審査において、審査官は、原査定(拒絶査定)の理由が解消されたと判断し、他に拒絶理由を発見しない場合は、原査定を取り消し、特許査定をする。

原査定を取り消し、特許査定をすることができない場合は、審査官は、原則として、前置報告をする。

ただし、以下の(1)又は(2)に該当する場合は、審査官は、拒絶理由通知をする。

- (1) 審判請求時の補正が適法であり、原査定の理由は解消されたと判断したものの、新たな拒絶理由を発見した場合であって、発見した新たな拒絶理由が、その補正によって新たに通知する必要がある拒絶理由のみである場合
(注)(3.2.1.(2)及び3.2.2(2)参照)
- (2) 解消していないと判断した原査定の理由又は新たに発見した拒絶理由を解消するために請求人がとり得る対応を審査官が示すことができる場合であって、請求人との間で意思疎通を図った結果、合意が形成された場合(3.5 参照)

(注) 前置審査は拒絶査定に至るまでの審査をやり直すものではないため、発見した拒絶理由が補正によって新たに通知する必要が生じた拒絶理由のみである場合に限り、拒絶理由通知をすることとする。

3. 前置審査の流れ

前置審査においては、審査官は、まず審判請求時の補正が適法であるか否かについて検討し(3.1参照)、その上で、前置審査を進める(3.2及び3.3参照)。

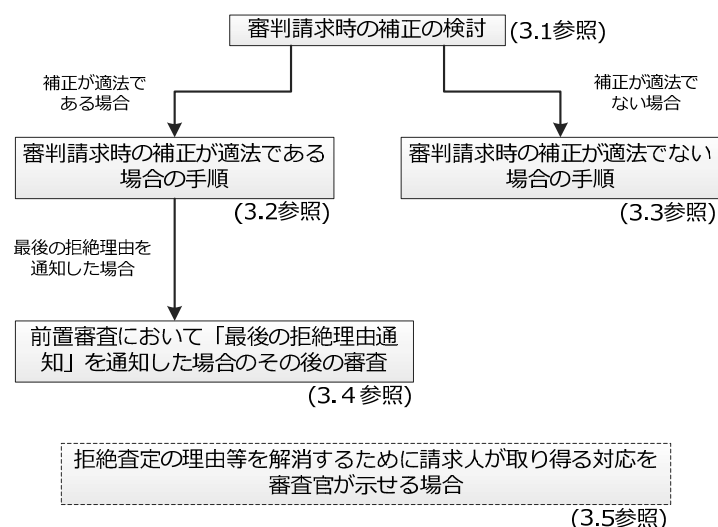
そして、審査官は、前置審査の結果に応じて、特許査定(原査定は取り消す。)、拒絶理由通知又は前置報告をする。

審査官は、拒絶理由通知をした場合は、3.4に従って前置審査を進め、その結果に応じて、特許査定(原査定は取り消す。)又は前置報告をする。

なお、原査定の理由を解消するために請求人が取り得る対応を示せる場合は、審査官は、3.5に従って前置審査を進める。

審査官は、前置報告をする場合は、前置審査の結果として、以下の(i)から(v)までの事項のうち該当するものを前置報告書に記載する。いずれの事項を記載するかについては、3.2及び3.3を参照。

- (i) 原査定を維持すべきと判断した全ての理由
- (ii) 補正を却下すべき旨とそのように判断した理由
- (iii) 前置審査において通知した拒絶理由のうち、解消していない拒絶理由
- (iv) 審判請求書等において争点となっている事項及びその事項に対する審査官の判断
- (v) 新たに発見した拒絶理由



3.1 審判請求時の補正の検討

審査官は、まず審判請求時の補正が適法であるか否か(第17条の2第3項から第6項までの要件を満たすか否か)について検討する(注)。

審査官は、この検討を、「第6節 補正の却下の決定」に準じて行う。この場合は、同節における「『最後の拒絶理由通知』に対する応答としてされた補正」は「審判請求時にされた補正」に読み替えられる。

(注) 補正が第17条の2第6項の要件(独立特許要件)を満たしていないか否かの検討については、審査官は、特許請求の範囲についてする補正が第17条の2第5項第2号(特許請求の範囲の限定的減縮)を目的とするものである場合に限って行う。

3.2 審判請求時の補正が適法である場合の手順

審判請求時の補正が適法である場合、すなわち、第17条の2第3項から第6項までの要件を満たす場合は、審査官は、補正後の明細書、特許請求の範囲及び図面に基づき、補正の対象が明細書若しくは図面のみであるか否か又は特許請求の範囲についてする補正の目的が第17条の2第5項各号のいずれであるかに応じて、以下のとおり前置審査を進める。

3.2.1 明細書若しくは図面のみが補正された場合又は特許請求の範囲についてする補正の目的が、請求項の削除、誤記の訂正若しくは不明瞭な記載の釈明である場合(第17条の2第5項第1号、第3号又は第4号)

審査官は、原査定の理由が適切であったか否かを確認した上で、審判請求時の適法な補正によって、原査定の理由が解消されたか否かについて検討する。

原査定の理由が解消されたと判断した場合は、審査官は、他に拒絶理由がないか否かを更に検討する。

そして、検討の結果に応じて、以下の(1)から(3)までのとおり特許査定(原査定を取り消す。)、拒絶理由通知又は前置報告をする。

(1) 原査定の理由が解消されたと判断した場合であって、補正後の明細書等について、他に拒絶理由を発見しないときは、原査定を取り消して特許査定をする。

(2) 原査定の理由が解消されたと判断した場合であって、補正後の明細書等に

ついて、拒絶理由を発見したときは、以下の a 又は b のとおり、拒絶理由通知又は前置報告をする。

- a 発見した拒絶理由が、補正によって新たに通知する必要が生じた拒絶理由(注)のみである場合は、原則として、拒絶理由通知をする。この場合は、審査官は、「最後の拒絶理由通知」を通知する。
- b 発見した拒絶理由が、補正によって新たに通知する必要が生じた拒絶理由のみでない場合は、審査官は、前置審査の結果として、発見した拒絶理由(3.に示した(v)の事項)を前置報告書に記載して前置報告をする。

(注) ここでいう「補正によって新たに通知する必要が生じた拒絶理由」とは、以下の(i)又は(ii)に該当する拒絶理由である。

- (i) 審判請求時の補正によって生じた新たな拒絶理由(補正が不適法な場合については、3.3を参照。)
- (ii) 拒絶査定に至るまでに生じていた拒絶理由であったが、拒絶査定に至るまでは判断する必要のなかったものであって、審判請求時の補正によって判断する必要が生じた結果、発見した拒絶理由(例 1 及び例 2)

例 1 :

最初の拒絶理由通知に対する補正によって、請求項を増加する補正がされたが、先の拒絶理由通知において示された拒絶理由が解消されていなかったため、増加された請求項に係る発明について審査がされることなく拒絶査定となった。そして、審判請求時に、原査定の理由が解消される補正がされた。そのため、前置審査において、その増加された請求項に係る発明について審査をする必要が生じ、その結果、発見した新たな拒絶理由。

例 2 :

調査の除外対象に該当するため、拒絶査定に至るまで新規性、進歩性等の判断がされなかった請求項に係る発明について、審判請求時に補正がされた結果、調査の除外対象に該当しなくなった。そのため、前置審査において、新規性、進歩性等の判断をする必要が生じ、その結果、発見した新規性、進歩性等に関する新たな拒絶理由。

(3) 原査定の理由が解消されていないと判断した場合は、前置審査の結果とし

て、3.に示した(i)、(iv)及び(v)の事項を前置報告書に記載して前置報告をする。

3.2.2 特許請求の範囲についてする補正の目的が特許請求の範囲の限定的減縮であって、その補正が独立特許要件を満たす場合(第17条の2第5項第2号及び第6項)

審査官は、原査定の理由が適切であったか否かを確認する。その上で、補正後の請求項に係る発明について、独立して特許を受けることができるか否かの判断において適用される要件以外の要件(例えば、原文新規事項(第49条第6号)(注))について拒絶理由があるか否かを検討する。

そして、検討の結果に応じて、以下の(1)又は(2)のとおり特許査定(原査定を取り消す。)、拒絶理由通知又は前置報告をする。

なお、特許請求の範囲の限定的減縮を目的とする補正がされた請求項に係る発明が独立して特許を受けることができない場合については、3.3を参照。

(注) 審査官は、外国語書面と明細書等の一致性に疑義が生じた場合にのみ、外国語書面と明細書等を照合して、原文新規事項が存在するか否かを検討する(「第VII部第2章 外国語書面出願の審査」の2.2参照)。

- (1) 独立して特許を受けることができるか否かの判断において適用される要件以外の要件について拒絶理由を発見しない場合は、原査定を取り消して特許査定をする。
- (2) 独立して特許を受けることができるか否かの判断において適用される要件以外の要件について、拒絶理由を発見した場合は、以下の(i)又は(ii)のとおり拒絶理由通知又は前置報告をする。
 - (i) 発見した拒絶理由が、補正によって新たに通知する必要が生じた拒絶理由(3.2.1(2)(注)参照)のみである場合は、原則として、拒絶理由通知をする。
この場合は、審査官は、「最後の拒絶理由通知」を通知する。
 - (ii) 発見した拒絶理由が、補正によって新たに通知する必要が生じた拒絶理由のみでない場合は、審査官は、前置審査の結果として、発見した拒絶理由(3.に示した(v)の事項)を前置報告書に記載して前置報告をする。

3.3 審判請求時の補正が不適法である場合の手順

審判請求時の補正が不適法である場合、すなわち、第 17 条の 2 第 3 項から第 6 項までのいずれかの要件を満たさない場合は、審査官は、原査定時の明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて、原査定の理由が適切であったか否かについて、再度検討するとともに、原査定時の明細書、特許請求の範囲及び図面について、他に拒絶理由がないか否かを検討する。

そして、検討の結果に応じて、以下の(1)から(3)までのとおり前置報告又は原査定を取り消して特許査定をする。

- (1) 原査定の理由が適切であったと判断した場合は、前置審査の結果として、3. に示した(i)、(ii)、(iv)及び(v)の事項を前置報告書に記載して前置報告をする。
- (2) 原査定の理由は適切ではなかったと判断した場合であって、原査定時の明細書、特許請求の範囲及び図面について他に拒絶理由を発見しないときは、補正の却下の決定とともに、原査定を取り消して特許査定をする。
- (3) 原査定の理由は適切ではなかったが、原査定時の明細書、特許請求の範囲及び図面について、他に拒絶理由があることを発見した場合は、前置審査の結果として、3.に示した(ii)、(iv)及び(v)の事項を前置報告書に記載して前置報告をする。

(留意事項)

審判請求時の補正が不適法である場合は、審査官は以下の点に留意する。

- (1) 前置審査においては、補正が適法になされていない場合でも、特許査定をする場合を除き、補正の却下の決定をしてはならない(第 164 条第 2 項)。
- (2) 審判請求時の補正が適法になされたものでない場合は、3.5 に該当する場合を除いて、拒絶理由通知をしない。

3.4 前置審査において「最後の拒絶理由通知」を通知した場合のその後の審査

3.4.1 拒絶理由通知に対する応答があった場合の審査

(1) 補正書の提出があった場合

この場合は、審査官は、原則として、上記 3.1 から 3.3 までに準じて審査を

する。その際は、3.1 から 3.3 までの「審判請求時の補正」、「拒絶査定理由」をそれぞれ「拒絶理由通知に対する応答時の補正」、「通知した拒絶理由」と読み替えて審査をする。また、前置報告をする場合には、上記 3.2 又は 3.3 に示した事項に加えて、3.に示した(iii)の事項も前置報告書に記載する。

なお、3.2.1(2)及び 3.2.2(2)については、3.5 に該当する場合を除き、拒絶理由通知をするのではなく、3.に示した(v)の事項を前置報告書に記載して前置報告をする。

(2) 補正書の提出がなかった場合

この場合は、審査官は、意見書等の主張を参酌して、通知した拒絶理由が解消されたか否かを判断する。

通知した拒絶理由が解消されたと判断した場合であって、他に拒絶理由を発見しなかったときは、原査定を取り消して特許査定をする。

通知した拒絶理由が解消されなかったと判断した場合は、前置審査の結果として、3.に示した(iii)から(v)までの事項を前置報告書に記載して前置報告をする。

3.4.2 拒絶理由通知に対する応答がなかった場合の審査

拒絶理由通知に対する応答がなかった場合は、審査官は、前置審査の結果として、3.に示した(iii)及び(v)の事項を前置報告書に記載して前置報告をする。

3.5 拒絶査定理由等を解消するために請求人がとり得る対応を審査官が示せる場合

解消していないと判断した拒絶査定理由や新たに発見した拒絶理由を解消するために請求人がとり得る対応を審査官が示せる場合であって、当該対応をとることについて請求人との間で合意が形成できる見込みがあると判断されるときは、審査官は、請求人との間で意思疎通を図る。そして、合意が形成された場合は拒絶理由通知をする。

この拒絶理由通知は、原則として、「最後の拒絶理由通知」とする(「第 3 節 拒絶理由通知」の 3.2.1(2)c 参照)。

3.6 留意事項

(1) 審査官は、補正が不適法であると判断した根拠となる理由や発見した拒絶

理由が無効理由とされていないもの(例えば、第 37 条、第 17 条の 2 第 4 項、同条第 5 項)であった場合であって、既になされた審査結果を有効に活用して前置審査を迅速に行うことができるときは、本来保護されるべき発明についてまで、これらの要件を必要以上に厳格に運用することがないように留意する。

- (2) 審査官は、特許査定できる見込みがないと判断した場合は、3.2.1(2)及び 3.2.2(2)の場合を除き、拒絶理由通知をすることなく前置報告をするように留意する。

第8節 出願人との意思疎通及び審査のために必要な書類等の求め

1. 概要

審査官は、拒絶理由を解消するために、出願人がどのような対応を行えばよいかを示すことができる場合は、積極的に出願人との間で意思疎通を図る。

意思疎通の手段としては、拒絶理由通知等における補正、分割等の示唆、面接や電話又はファクシミリによる連絡等(以下この部において「面接等」という。)がある。

また、審査官は、審査上必要と認める場合は、第194条第1項の規定に基づき、審査のために必要な書類その他の物件(以下この部において「書類等」という。)の提出を求めることができる。

2. 意思疎通の手段

2.1 拒絶理由通知等における補正、分割等の示唆

審査官は、拒絶理由通知等をする際、拒絶理由を解消するために、出願人のとり得る対応を示すことができる場合は、積極的に補正、分割等の示唆をする。

なお、この示唆により何らかの法的効果が生じるというものではなく、補正、分割等については、出願人の意思、責任においてなされるべきものである。

補正の示唆が、複数の拒絶理由のうちの一部のみを解消するような示唆である場合は、審査官は、いずれの拒絶理由に関する示唆であるかを識別できるように記載する。

2.2 面接等

審査官は、出願人との間の意思疎通を円滑に行い、安定した権利の付与に資する場合は、積極的に面接等をする。面接等をする際は、「面接ガイドライン【特許審査編】」に基づいて行う。

HB1217
面接等

審査官は、面接等をした場合は、手続の透明性を確保するために、面接記録又は応対記録を作成して公衆の閲覧に供する。

2.3 留意事項

本願の審査を担当する審査官が変更されても、変更後の審査官は、審査の継続性を維持、確保する運用がなされるように留意する。もし、変更前の審査官と異なる判断をする場合は、出願人に対して「不意打ち」とならないよう、拒絶理由通知又は拒絶査定をする前に、必要に応じ、出願人との意思疎通を図る。

3. 審査のために必要な書類等の提出の求め

HB1218

第194条第1項の規定により審査官が書類その他の物件の提出を求める場合

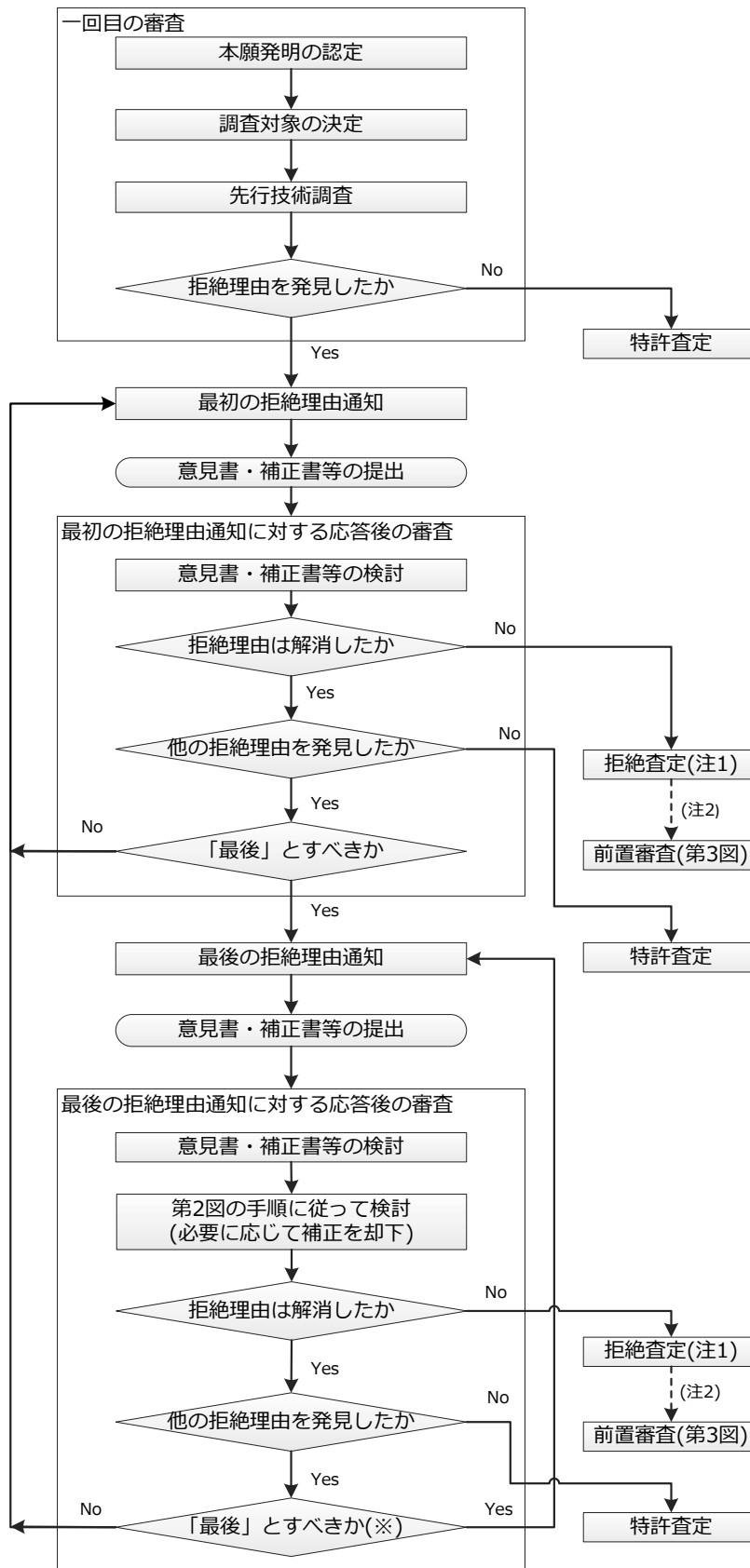
審査官は、審査上必要と認める場合は、第194条第1項の規定に基づき、審査のために必要な書類等を出願人に求めることができる。

なお、審査官は、審査のために必要な書類等の提出の求めを、拒絶理由通知に付記する形で行うこともできる。

(留意事項)

提出された書類等は、明細書又は図面に代わるものではなく、審査上の参考資料にすぎないことに、審査官は留意する。

第1図 審査の流れ



「第2章 審査の手順」の関連箇所

第1節 本願発明の認定

第2節 先行技術調査及び新規性・進歩性等の判断

2. 調査対象
3. 先行技術調査
4. 新規性、進歩性等の判断

第3節 拒絶理由通知

2. 拒絶理由通知の種類
- 3.1 一回目の拒絶理由通知
- 3.2 二回目以降の拒絶理由通知

第4節 意見書・補正書等の取扱い

第5節 査定

2. 特許査定
3. 拒絶査定

第6節 補正の却下の決定

2. 「最後の拒絶理由通知」とすることが適当であったか否かの検討
3. 補正の却下の検討
4. 補正を却下する場合の出願の取扱い
5. 補正を却下しない場合の出願の取扱い

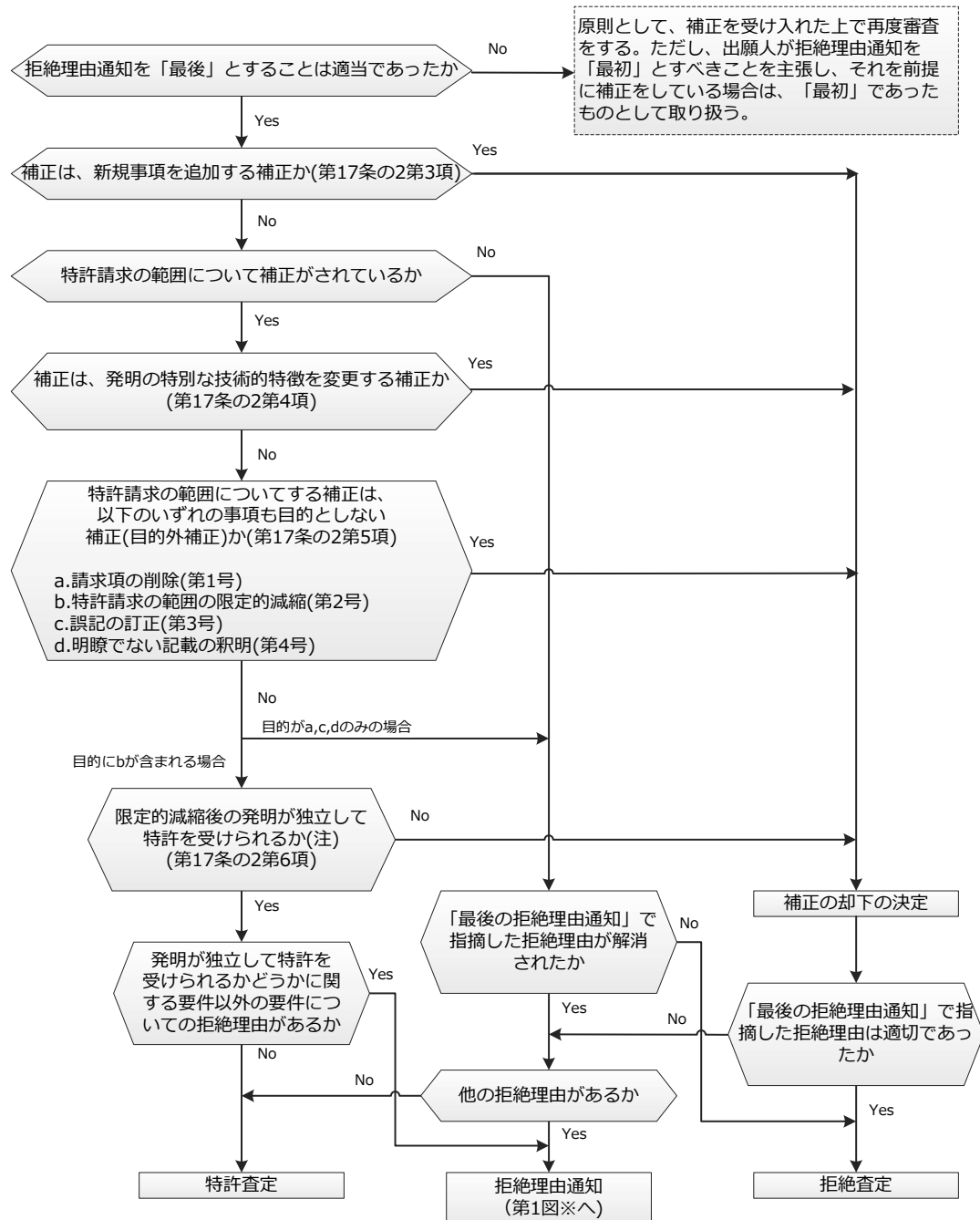
第7節 前置審査

第8節 出願人との意思疎通及び審査のために必要な書類等の求め

(注1)通知した拒絶理由が解消されていないものの、その拒絶理由を解消するために出願人がとり得る対応を審査官が示せる場合であって、当該対応をとることについて出願人との間で合意が形成できる見込みがあると判断されるときは、出願人との意思疎通を図り、合意が形成されれば「最後の拒絶理由通知」を通知する。

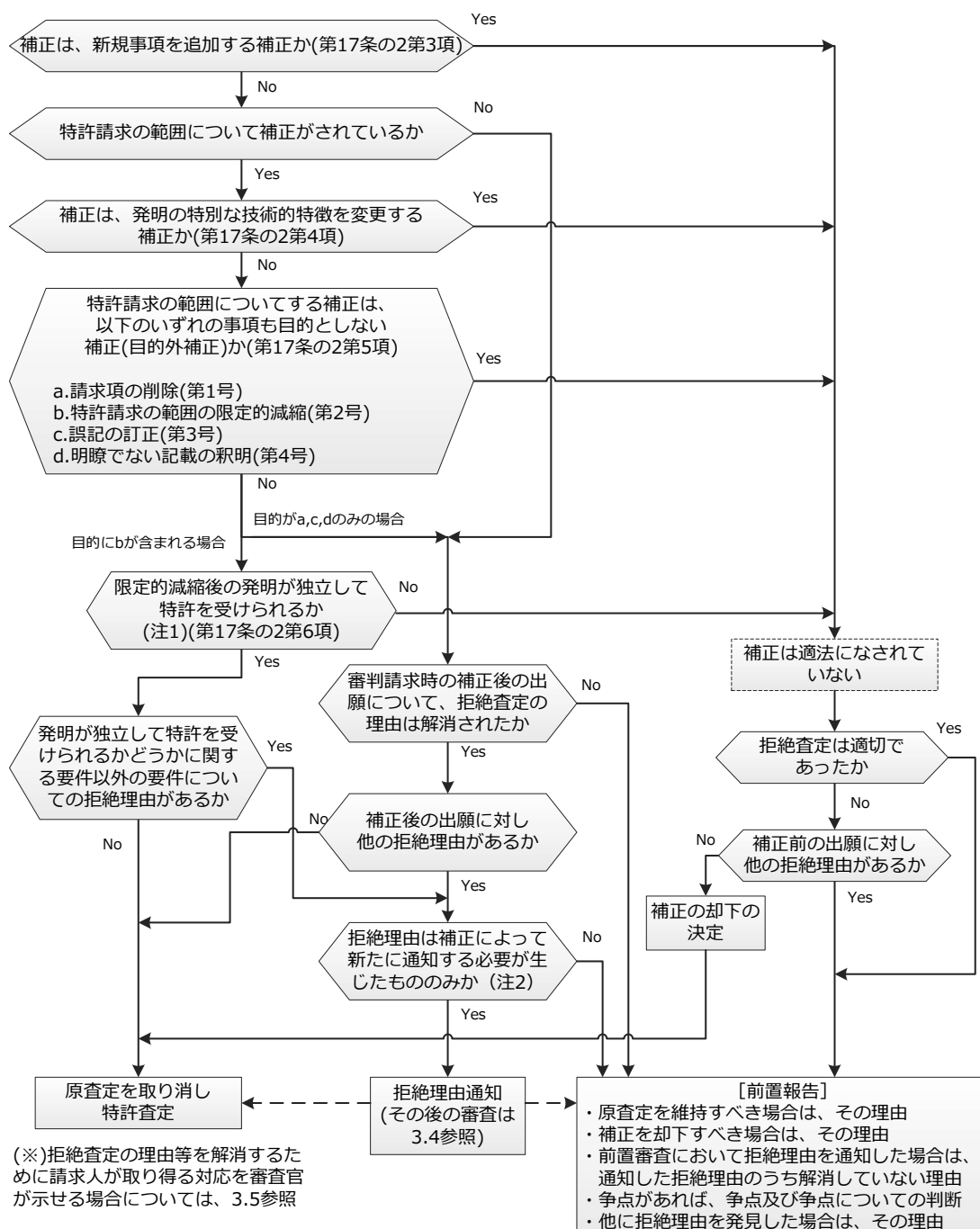
(注2)審判請求時に明細書等について補正があった場合

第2図 「最後の拒絶理由通知」に対する応答として
補正がなされた場合の審査の流れ



(注)補正後の発明が独立して特許を受けられるかどうかの判断は、次の要件に基づいて判断する。
第29条、第29条の2、第32条、第36条第4項第1号及び第6項第1号から第3号、第39条第1項から第4項

第3図 前置審査の流れ



(注1)補正後の発明が独立して特許を受けられるかどうかの判断は、次の要件に基づいて判断する。
第29条、第29条の2、第32条、第36条第4項第1号及び第6項第1号から第3号、第39条第1項から第4項

(注2)補正によって新たに通知する必要が生じた拒絶理由とは、以下の(i)又は(ii)に該当する拒絶理由である。

(i) 審判請求時の補正によって生じた新たな拒絶理由

(ii) 拒絶査定に至るまでに生じていた拒絶理由であったが、拒絶査定に至るまでは判断する必要のなかったものであって、審判請求時の補正によって判断する必要が生じた結果、発見した拒絶理由

＜関連規定＞

特許法

(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

第17条の2 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。

- 一 第五十条(第百五十九条第二項(第百七十四条第二項において準用する場合を含む。))及び第百六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による通知(以下この条において「拒絶理由通知」という。)を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にするとき。
- 二 拒絶理由通知を受けた後第四十八条の七の規定による通知を受けた場合において、同条の規定により指定された期間内にするとき。
- 三 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第五十条の規定により指定された期間内にするとき。
- 四 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求と同時にするとき。

2～6 (略)

(拒絶の査定)

第49条 審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

- 一 その特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第十七条の二第三項又は第四項に規定する要件を満たしていないとき。
- 二 その特許出願に係る発明が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項から第四項までの規定により特許をすることができないものであるとき。
- 三 その特許出願に係る発明が条約の規定により特許をすることができないものであるとき。
- 四 その特許出願が第三十六条第四項第一号若しくは第六項又は第三十七条に規定する要件を満たしていないとき。
- 五 前条の規定による通知をした場合であつて、その特許出願が明細書についての補正又は意見書の提出によつてもなお第三十六条第四項第二号に規定する要件を満たすこととならないとき。
- 六 その特許出願が外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願

書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内がないとき。

七 その特許出願人がその発明について特許を受ける権利を有していないとき。

(拒絶理由の通知)

第50条 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあっては、拒絶の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。)において、第五十三条第一項の規定による却下の決定をするときは、この限りでない。

(特許査定)

第51条 審査官は、特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、特許をすべき旨の査定をしなければならない。

(補正の却下)

第53条 第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあっては、拒絶の理由の通知と併せて第五十条の二の規定による通知をした場合に限る。)において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第十七条の二第三項から第六項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもってその補正を却下しなければならない。

2・3 (略)

第162条 特許庁長官は、拒絶査定不服審判の請求があつた場合において、その請求と同時にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があつたときは、審査官にその請求を審査させなければならない。

第163条 第四十八条、第五十三条及び第五十四条の規定は、前条の規定による審査に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号」と、「補正が」とあるのは「補正(同項第一号又は第三号に掲げる場合にあっては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。)」が」と読み替えるものとする。

2 第五十条及び第五十条の二の規定は、前条の規定による審査において審判の

請求に係る査定理由と異なる拒絶理由を発見した場合に準用する。この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあっては、拒絶理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。)」とあるのは、「第十七条の二第一項第一号(拒絶理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限るものとし、拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。)、第三号(拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。))又は第四号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

- 3 第五十一条及び第五十二条の規定は、前条の規定による審査において審判の請求を理由があるとする場合に準用する。

第164条 審査官は、第六十二条の規定による審査において特許をすべき旨の査定をするときは、審判の請求に係る拒絶をすべき旨の査定を取り消さなければならない。

- 2 審査官は、前項に規定する場合を除き、前条第一項において準用する第五十三条第一項の規定による却下の決定をしてはならない。
- 3 審査官は、第一項に規定する場合を除き、当該審判の請求について査定をすることなくその審査の結果を特許庁長官に報告しなければならない。

(書類の提出等)

第194条 特許庁長官又は審査官は、当事者に対し、特許異議の申立て、審判又は再審に関する手続以外の手続を処理するため必要な書類その他の物件の提出を求めることができる。

- 2 (略)

第 1 章 発明の詳細な説明の記載要件

第 1 節 実施可能要件(特許法第 36 条第 4 項第 1 号)

HB 附属書 A
記載要件に関する
事例集HB 附属書 B
「特許・実用新案
審査基準」の特定
技術分野への適用
例

1. 概要

特許制度は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的としている(特許法第 1 条)。

すなわち、特許制度は、新しい技術を開発し、それを公開した者に対し、一定期間、一定条件下に特許権という独占権を付与することにより発明の保護を図り、他方、第三者に対しては、この公開により発明の技術内容を知らせて、その発明を利用する機会を与えるものである。そして、発明のこのような保護及び利用は、発明の技術的内容を公開するための技術文献及び特許発明の技術的範囲を明示する権利書としての使命を持つ明細書、特許請求の範囲及び図面を介してなされることになる。

特許法第 36 条第 4 項は、明細書の発明の詳細な説明の記載要件を規定しており、同項第 1 号は主に、明細書が技術文献としての役割を果たすために必要な事項を規定したものである。発明の詳細な説明の記載が明確になされていないときは、発明の公開の意義も失われ、ひいては、上記のような特許制度の目的も失われてくることになる。その意味で、本項は極めて重要な規定である。

同号には「経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者(注)がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。」と規定されている。同号のうち、「経済産業省令で定め」られている要件を委任省令要件(「第 2 節 委任省令要件」参照)といい、また同号のうち、「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること」を実施可能要件という。この節では、実施可能要件について取り扱う。

(注) この部において、「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者」(以下この部において「当業者」という。)とは、請求項に係る発明の属する技術分野の出願時の技術常識を有する、以下の(i)及び(ii)の条件を備えた者として、想定された者である。

(i) 研究開発(文献解析、実験、分析、製造等を含む。)のための通常の技術的手段を

用いることができること。

(ii) 材料の選択、設計変更等の通常の創作能力を発揮できること。

2. 実施可能要件についての判断に係る基本的な考え方

(1) 発明の詳細な説明は、請求項に係る発明について、当業者が実施できる程度に明確かつ十分に記載されていなければならない。

第 36 条第 4 項第 1 号は、「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること」と規定しているが、ここにおける「その実施」とは、請求項に係る発明の実施のことである。

したがって、請求項に係る発明以外の発明について実施可能に発明の詳細な説明が記載されていないこと又は請求項に係る発明を実施するために必要な事項以外の余分な記載があることのみでは、実施可能要件違反とはならない。

(2) 当業者が、明細書及び図面に記載された発明の実施についての説明と出願時の技術常識(注)とに基づいて、請求項に係る発明を実施しようとした場合に、どのように実施するかを理解できないときには、当業者が実施することができる程度に発明の詳細な説明が記載されていないことになる。

また、どのようにすれば実施できるかを見いだすために、当業者に期待し得る程度を超える試行錯誤、複雑高度な実験等をする必要がある場合も、当業者がどのように実施するかを理解できるとはいえないので、当業者が実施することができる程度に発明の詳細な説明が記載されていないことになる。

(注) 「技術常識」とは、当業者に一般的に知られている技術(周知技術及び慣用技術を含む。)又は経験則から明らかな事項をいう。したがって、技術常識には、当業者に一般的に知られているものである限り、実験、分析、製造の方法、技術上の理論等が含まれる。当業者に一般的に知られているものであるか否かは、その技術を記載した文献の数のみで判断されるのではなく、その技術に対する当業者の注目度も考慮して判断される。

「周知技術」とは、その技術分野において一般的に知られている技術であって、例えば、以下のようなものをいう。

(i) その技術に関し、相当多数の刊行物(「第 III 部第 2 章第 3 節 新規性・進歩性の審査の進め方」の 3.1.1 参照)又はウェブページ等(「第 III 部第 2 章第 3 節 新

規性・進歩性の審査の進め方」の 3.1.2 参照)が存在しているもの

(ii) 業界に知れ渡っているもの

(iii) その技術分野において、例示する必要がある程よく知られているもの

「慣用技術」とは、周知技術であって、かつ、よく用いられている技術をいう。

(3) 当業者が発明を実施できるように発明を説明するためには、通常、「発明の実施の形態」が用いられ、必要である場合には、発明の実施の形態として「実施例」が用いられる(特許法施行規則第 24 条様式第 29 参照)。実施例とは、発明の実施の形態を具体的に示したものである。

実施例を用いなくても、当業者が明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識に基づいて発明を実施できるように発明の詳細な説明を記載することができる場合は、実施例の記載は必要ではない。

3. 実施可能要件の具体的な判断

3.1 発明のカテゴリーごとの判断

審査官は、請求項に係る発明のカテゴリー(注)を把握した上で、発明の詳細な説明の記載が実施可能要件を満たすか否かを判断する。

(注) 発明のカテゴリーには、物の発明、方法の発明及び物を生産する方法の発明の三種類がある(第 2 条第 3 項)。

3.1.1 「物の発明」についての発明の実施の形態

物の発明について実施をすることができるとは、その物を作れ、かつ、その物を使用できることである。よって、「発明の実施の形態」は、これらが可能となるように(具体的には、以下の(1)から(3)までの要件を満たすように)記載されなければならない。

(1) 「物の発明」について明確に説明されていること

この要件を満たすためには、当業者にとって一の請求項から発明が把握でき(すなわち、請求項に係る発明が認定でき)、その発明が発明の詳細な説明の記載から読み取れなければならない。

例えば、化学物質の発明の場合には、化学物質そのものが化学物質名又は化

学構造式により示されていれば、通常、発明は明確に説明されていることになる。

また、請求項に係る物の発明を特定するための事項(注)の各々は、相互に矛盾せず、全体として請求項に係る発明を理解し得るように発明の詳細な説明に記載されていなければならない。

(注) 「発明を特定するための事項」とは、「出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項」(「第2章第1節 特許法第36条第5項」参照)のことである。以下この部において「発明特定事項」という。

なお、物の発明についての発明特定事項として、物の形状、構造、組成等(以下この部において「構造等」という。)の具体的な手段を用いるのではなく、その物が有する作用、機能、性質又は特性(以下この部において「機能、特性等」という。)を用いることができるが、この場合においても、発明の詳細な説明においては、物の構造等の具体的な手段が記載されていなければならない。ただし、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識に基づき、当業者がその機能、特性等を有する具体的な手段を理解できる場合を除く。

(2) 「その物を作れる」ように記載されていること

物の発明については、当業者がその物を作れるように記載されなければならない。このためには、発明の詳細な説明において、作り方が具体的に記載されなければならない。ただし、具体的な記載がなくても、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識に基づき、当業者がその物を作れる場合を除く。

機能、特性等によって物を特定しようとする記載を含む請求項において、その機能、特性等が標準的なものでなく、しかも当業者に慣用されているものでもない場合は、当該請求項に係る発明について実施可能に発明の詳細な説明を記載するためには、その機能、特性等の定義又はその機能、特性等を定量的に決定するための試験方法又は測定方法を示す必要がある。

なお、物の有する機能、特性等からその物の構造等を予測することが困難な技術分野において、機能、特性等で特定された物のうち、発明の詳細な説明に具体的に製造方法が記載された物及びその物から技術常識を考慮すると製造できる物以外の物について、当業者が明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮しても、どのように作るか理解できない場合(例えば、そのような物を作るために、当業者に期待し得る程度を超える試行錯誤、複雑高度な実験等をする必要がある場合は、実施可能要件違反となる。

例：特定のスクリーニング方法で得られた R 受容体活性化化合物

(説明)

発明の詳細な説明には、実施例として、新規な R 受容体活性化化合物 X、Y 及び Z の化学構造及び製造方法が記載されているが、それ以外の化合物については化学構造も製造法も記載されてなく、かつ、化学構造等を推認する手掛かりもない。

また、当業者がその物を作るために必要であるときは、物の発明についての発明特定事項の各々がどのような働き(役割)をするのか(すなわち、その作用)についても記載されなければならない。

他方、実施例として示された構造等についての記載や出願時の技術常識から当業者がその物を作れる場合には、審査官は、作り方の記載がなくても実施可能要件違反とはしない。

(3) 「その物を使用できる」ように記載されていること

物の発明については、当業者がその物を使用できるように記載されなければならない。そのためには、発明の詳細な説明において、どのように使用できるかについて、具体的に記載されなければならない。ただし、具体的な記載がなくても、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識に基づき、その物を使用できる場合を除く。

例えば、化学物質の発明の場合において、その化学物質を使用できることを示すためには、一つ以上の技術的に意味のある特定の用途が記載される必要がある。

なお、化学物質に関する技術分野のように、一般に物の構造や名称からその物をどのように作り、どのように使用するかを理解することが比較的困難な技術分野に属する発明の場合に、当業者がその発明の実施をすることができるように発明の詳細な説明を記載するためには、通常、一つ以上の代表的な実施例が必要である。また、用途発明(例：医薬)においては、通常、用途を裏付ける実施例が必要である。

また、物の発明について、当業者がその物を使用するために必要であるならば、物の発明についての発明特定事項の各々がどのような働き(役割)をするのか(すなわち、その作用)についても記載されなければならない。

他方、実施例として示された構造等についての記載や出願時の技術常識から当業者がその物を使用できる場合には、審査官は、使用方法の記載がなくても実施可能要件違反とはしない。

3.1.2 「方法の発明」についての発明の実施の形態

方法の発明について実施をすることができるとは、その方法を使用できることである。よって、「発明の実施の形態」は、それが可能となるように(具体的には、以下の(1)及び(2)の要件を満たすように)記載されなければならない。

(1) 「方法の発明」について明確に説明されていること

この要件を満たすためには、一の請求項から発明が把握でき(すなわち、請求項に係る発明が認定でき)、その発明が発明の詳細な説明の記載から読み取れなければならない。

(2) 「その方法を使用できる」ように記載されていること

物を生産する方法以外の方法(いわゆる単純方法)の発明には、物の使用方法、測定方法、制御方法等、様々なものがある。そして、いずれの方法の発明についても、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識に基づき、当業者がその方法を使用できるように記載されなければならない。

3.1.3 「物を生産する方法の発明」についての発明の実施の形態

方法の発明が「物を生産する方法」に該当する場合は、「その方法を使用できる」というのは、その方法により物を生産できることである。よって、それが可能となるように(具体的には、以下の(1)及び(2)の要件を満たすように)「発明の実施の形態」が記載されなければならない。

(1) 「物を生産する方法の発明」について明確に説明されていること

この要件を満たすためには、一の請求項から発明が把握でき(すなわち、請求項に係る発明が認定でき)、その発明が発明の詳細な説明の記載から読み取れなければならない。

(2) 「その方法により物を生産できる」ように記載されていること

物を生産する方法の発明には、物の製造方法、物の組立方法、物の加工方法等の発明がある。いずれも、(i)原材料、(ii)その処理工程及び(iii)生産物の三つから成る。そして、物を生産する方法の発明については、当業者がその方法により物を生産できなければならないから、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識に基づき当業者がその物を生産できるように、原則として、これら

三つが記載されなければならない。

ただし、これら三つのうち生産物については、原材料及びその処理工程についての記載から当業者がその物を理解できる場合には、生産物についての記載はなくてもよい。例えば、単純な装置の組立方法であって、部品の構造が処理工程中に変化しないもの等がこの場合に該当する。

3.2 実施可能要件違反の類型

3.2.1 発明の実施の形態の記載不備に起因する実施可能要件違反

(1) 技術的手段の記載が抽象的又は機能的である場合

以下の(i)及び(ii)の両方に該当する場合は、発明の詳細な説明の記載は実施可能要件を満たさない。

- (i) 発明の実施の形態の記載において、請求項中の発明特定事項に対応する技術的手段が単に抽象的又は機能的に記載してあるだけで、具現すべき材料、装置、工程等が不明瞭である。
- (ii) その具現すべき材料、装置、工程等が出願時の技術常識に基づいても当業者が理解できないため、当業者が請求項に係る発明の実施をすることができない。

(2) 技術的手段相互の関係が不明確である場合

以下の(i)及び(ii)の両方に該当する場合は、発明の詳細な説明の記載は実施可能要件を満たさない。

- (i) 発明の実施の形態の記載において、発明特定事項に対応する個々の技術的手段の相互関係が不明瞭である。
- (ii) その技術的手段の相互関係が出願時の技術常識に基づいても当業者が理解できないため、当業者が請求項に係る発明の実施をすることができない。

(3) 製造条件等の数値が記載されていない場合

以下の(i)及び(ii)の両方に該当する場合は、発明の詳細な説明の記載は実施可能要件を満たさない。

- (i) 発明の実施の形態の記載において、製造条件等の数値が記載されてい

い。

- (ii) その製造条件等の数値が出願時の技術常識に基づいても当業者が理解できないため、当業者が請求項に係る発明の実施をすることができない。

3.2.2 請求項に係る発明に含まれる実施の形態以外の部分が実施可能でないことに起因する実施可能要件違反

- (1) 発明の詳細な説明に、請求項に記載された上位概念に含まれる一部の低位概念についての実施の形態のみが実施可能に記載されている場合

以下の(i)及び(ii)の両方に該当する場合は、発明の詳細な説明の記載は実施可能要件を満たさない。

- (i) 請求項に上位概念の発明が記載されており、発明の詳細な説明にその上位概念に含まれる「一部の低位概念」についての実施の形態のみが実施可能に記載されている。
- (ii) その上位概念に含まれる他の低位概念については、その「一部の低位概念」についての実施の形態のみでは、当業者が出願時の技術常識(実験や分析の方法等も含まれる点に留意。)を考慮しても実施できる程度に明確かつ十分に説明されているとはいえない具体的理由がある。

例 1 :

請求項には、「合成樹脂を成型し、次いでひずみの是正処理を行う合成樹脂成型品の製造方法」に関して記載されているが、発明の詳細な説明には実施の形態として、熱可塑性樹脂を押し出し成型し、得られた成型品を加熱して軟化させることによってひずみを除去するもののみが記載されている。この場合において、その加熱による処理方法は、熱硬化性樹脂からなる成型品については不適切と認められる(例えば、熱硬化性樹脂は熱によって軟化するものではないとの技術的事実から、実施例記載の方法ではひずみが除去できないとの合理的推論が成り立つ)とき。

- (2) 発明の詳細な説明に、特定の実施の形態のみが実施可能に記載されている場合

以下の(i)及び(ii)の両方に該当する場合は、発明の詳細な説明の記載は実施可能要件を満たさない。

- (i) 発明の詳細な説明に特定の実施の形態のみが実施可能に記載されている。
- (ii) その特定の実施の形態が請求項に係る発明に含まれる特異点である等

の理由によって、当業者が明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識（実験や分析の方法等も含まれる点に留意。）を考慮しても、その請求項に係る発明に含まれる他の部分についてはその実施をすることができないとする十分な理由がある。

例 2 :

請求項には「物体側から順に正、負、正のレンズからなるレンズタイプを採用したレンズ系であって、像高 h における歪曲収差が $X\%$ 以内となるように収差補正された一眼レフ用写真レンズ系」が記載されており、発明の詳細な説明には、当該収差補正を可能とするための各レンズの屈折率等についての特定の数値例又はこれに加えて特定の条件式のみが実施の形態として記載されている。

そして、レンズの技術分野においては、特定の収差補正を実現できる数値例等は一般に特異点であるとの技術的事実が知られており、しかも、その特定の数値例、条件式その他の記載が、一般的な製造条件等を教示していないため、当業者に一般的に知られている実験、分析、製造等の方法を考慮しても、請求項に係る発明に含まれる他の部分についてどのように実施するかを当業者が理解できないとの合理的推論が成り立つ。

- (3) マーカッシュ形式で記載された請求項の場合については、5.1 を参照。また、達成すべき結果によって物を特定しようとする記載を含む請求項の場合については、5.2 を参照。

4. 実施可能要件についての判断に係る審査の進め方

4.1 拒絶理由通知

4.1.1 実施可能要件違反の拒絶理由通知

審査官は、発明の詳細な説明の記載が、第 36 条第 4 項第 1 号における実施可能要件を満たしていないと判断した場合は、その旨の拒絶理由通知をする。審査官は、拒絶理由通知書において、当業者が実施をすることができない発明を特定する請求項を明示するとともに、実施可能要件違反であって委任省令要件違反ではないことを明らかにする。審査官は、実施可能要件違反となる原因が発明の詳細な説明又は図面中の特定の記載にある場合は、これを指摘する。審査官は、実施可能要件に違反すると判断した根拠（例えば、判断の際に特に考慮

した発明の詳細な説明の記載箇所及び出願時の技術常識の内容等)を示しつつ、実施可能でないと判断した理由を具体的に説明する。また、可能な限り、出願人が拒絶理由を解消するための補正の方向について理解するための手掛かり(実施可能であるといえる範囲等)を記載する。

例えば、理由を具体的に説明せず、以下の(i)又は(ii)のように拒絶理由を記載することは、出願人が有効な反論をしたり、拒絶理由を解消するための補正の方向を理解したりすることが困難になる場合があるため、適切でない。

- (i) 「出願時の技術常識を考慮しても、発明の詳細な説明は、当業者が請求項に係る発明の実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものでない」とだけ記載すること。
- (ii) 単に「当該技術分野において予測困難である」という一般論のみを根拠として、発明の詳細な説明は、当業者が請求項に係る発明の実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものでない旨を記載すること。

さらに、拒絶理由は、できる限り文献を引用して示すことが好ましい。この場合の文献は、原則として、出願時において当業者に知られているものに限る。ただし、明細書又は図面の記載内容が、当業者が一般に正しいものとして認識している科学的又は技術的事実と反することにより実施可能要件違反が生じていることを指摘するために引用し得る文献には、後願の明細書、実験成績証明書、特許異議申立書、出願人が他の出願において提出した意見書等も含まれる。

4.1.2 実施可能要件とサポート要件(「第2章第2節 サポート要件」参照)との関係

実施可能要件は、当業者が請求項に係る発明を実施することができる程度に、発明の詳細な説明に必要な事項を明確かつ十分に記載することについての記載要件である。特許制度は発明を公開した者にその代償として一定期間一定の条件で独占権を付与するものであるが、発明の詳細な説明の記載が、当業者が請求項に係る発明を実施することができる程度に明確かつ十分になされていない場合は、当業者がその発明を実施することができず、発明の公開の意義も失われることになる。実施可能要件は、このことを防止するためのものである。

他方、サポート要件は、特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであることについての記載要件である。発明の詳細な説明に記載していない発明を特許請求の範囲に記載してもよいこととなれば、公開されていない発明について特許権が付与されることになる。サポート要件は、このこと

を防止するためのものである。

このように、両要件は、その内容及び趣旨が異なるものである。したがって、審査官は、実施可能要件に違反すれば必ずサポート要件に違反するものではなく、またサポート要件に違反すれば必ず実施可能要件に違反するものではない点に留意すべきである。

4.2 出願人の反論、釈明等

出願人は、実施可能要件違反の拒絶理由通知に対して、意見書、実験成績証明書等により反論、釈明等を行うことができる。

例えば、出願人は、審査官が判断の際に特に考慮したものとは異なる出願時の技術常識等を示しつつ、そのような技術常識等を考慮すれば、発明の詳細な説明は、当業者が請求項に係る発明の実施を行うことができる程度に明確かつ十分に記載したものであるといえることを、意見書において主張することができる。また、出願人は、実験成績証明書により、このような意見書の主張を裏付けることができる。

ただし、発明の詳細な説明の記載が不足しているために、出願時の技術常識を考慮しても、発明の詳細な説明が、当業者が請求項に係る発明の実施を行うことができる程度に明確かつ十分に記載したものであるとはいえない場合には、出願後に実験成績証明書を提出して、発明の詳細な説明の記載不足を補うことにより、当業者が請求項に係る発明の実施を行うことができる程度に明確かつ十分に記載したものであると主張したとしても、拒絶理由は解消されない。

4.3 出願人の反論、釈明等に対する審査官の対応

反論、釈明等(4.2参照)により、発明の詳細な説明の記載が実施可能要件を満たすとの心証を、審査官が得られる状態になった場合は、その拒絶理由は解消する。そうでない場合は、実施可能要件違反の拒絶理由に基づき、拒絶査定をする。

5. 特定の表現を有する請求項についての取扱い

5.1 マーカッシュ形式で記載された請求項の場合

請求項がマーカッシュ形式で記載されており、発明の詳細な説明に一部の選

択肢についての実施の形態のみが実施可能に記載されている場合であって、残りの選択肢については、その一部の選択肢についての実施の形態のみでは当業者が明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識(実験や分析の方法等も含まれる点に留意。)を考慮しても実施できる程度に説明がされているとはいえない具体的な理由があるときは、実施可能要件違反となる。

例：

請求項には置換基(X)として CH_3 、 OH 、 COOH が択一的に記載された置換ベンゼンの原料化合物をニトロ化してパラニトロ置換ベンゼンを製造する方法が記載されているが、発明の詳細な説明には、実施例として原料化合物がトルエン(X が CH_3)の場合のみが示されている。この場合において、その方法では、 CH_3 と COOH との著しい配向性の相違等の技術的事実からみて、原料が安息香酸(X が COOH)の場合についてはパラニトロ置換ベンゼンを製造することができない、との合理的推論が成り立つとき。

5.2 達成すべき結果によって物を特定しようとする記載を含む請求項の場合

請求項が達成すべき結果によって物を特定しようとする記載を含んでおり、発明の詳細な説明に特定の実施の形態のみが実施可能に記載されている場合であって、当業者が明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識(実験や分析の方法等も含まれる点に留意。)を考慮しても、請求項に係る発明に含まれる他の部分についてはその実施をすることができないとする十分な理由があるときには、実施可能要件違反となる。

例：

請求項には「X 試験法によりエネルギー効率を測定した場合に、電気で走行中のエネルギー効率が a～b%であるハイブリッドカー」が記載されており、発明の詳細な説明中には、そのようなハイブリッドカーとして、上記エネルギー効率を得るために特定の制御手段を備えた実施の形態のみが実施可能に記載されている。

そして、ハイブリッドカーの技術分野においては、通常、上記エネルギー効率は a%よりはるかに低い x%程度であって、a～b%なる高いエネルギー効率を実現することは困難であることが技術常識であり、しかも、上記特定の制御手段を備えたハイブリッドカーに関する記載が上記高いエネルギー効率を実現するための一般的な解決手段を教示していないため、この技術分野における一般的技術を考慮しても、請求項に係る発明に含まれる他の部分についてどのように実施するかを当業者が理解できないとの合理的推論が成り立つ。

6. 留意事項

次に掲げる場合において、発明の詳細な説明の記載が当業者が請求項に係る発明の実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載されていないときは、実施可能要件違反となる(実施可能要件違反であるか否かは、3.及び 5.に従って判断する。)。

HB2002

明細書、特許請求の範囲又は図面に拒絶理由に該当しない記載不備のある案件への対応について

- (i) 発明の詳細な説明が日本語として正確に記載されていないため、その記載内容が不明瞭である場合(いわゆる「翻訳不備」を含む。)

日本語として正確に記載されていないものとしては、例えば、主語と述語の関係の不明瞭、修飾語と被修飾語の関係の不明瞭、句読点の誤り、文字の誤り(誤字、脱字及び当て字)、符号の誤り等がある。

- (ii) 用語が明細書、特許請求の範囲及び図面の全体を通じて統一して使用されていない場合

- (iii) 用語が学術用語、学術文献等で慣用されている技術用語ではなく、かつ、発明の詳細な説明でその用語の定義がなされていない場合

- (iv) 商標名を使用しなくても表示することのできるものが商標名によって表示されている場合

HB2003

明細書、特許請求の範囲又は図面に商標名が記載されている場合の取扱

- (v) 発明の詳細な説明の記載に計量法に規定する物象の状態の量が記載されているが、計量法で規定する単位に従って記載されていない場合

HB2004

計量法[抜粋]

- (vi) 図面の簡単な説明の記載(図面及び符号の説明)に、発明の詳細な説明との関連において、不備がある場合

第 2 節 委任省令要件(特許法第 36 条第 4 項第 1 号)

1. 概要

第 36 条第 4 項第 1 号で委任する経済産業省令(特許法施行規則第 24 条の 2)では、発明がどのような技術的貢献をもたらすものであるかが理解でき、また審査及び調査に役立つように、発明が解決しようとする課題、その解決手段などの、「当業者が発明の技術上の意義を理解するために必要な事項」を、明細書の発明の詳細な説明に記載すること(以下この章において「委任省令要件」という。)が規定されている。

発明をするということは技術的思想を創作することであるから、出願時の技術水準に照らして発明がどのような技術上の意義を有するか(どのような技術的貢献をもたらしたか)を理解できるように、発明の詳細な説明に記載されることが重要である。そして、発明の技術上の意義が理解されるためには、どのような技術分野において、どのような未解決の課題があり、それをどのようにして解決したかという観点からの記載が発明の詳細な説明においてされることが、有用である。

また、技術開発のヒントを得ること又は有用な特許発明を利用することを目的として特許文献を調査する場合には、解決しようとしている課題に着目すれば容易に調査をすることができる。さらに、発明の進歩性の有無を判断する場合には、解決しようとする課題が共通する先行技術文献が公知であればその発明の進歩性が否定される根拠となり得るが、審査の対象となっている出願の発明の詳細な説明にも先行技術文献にもこのような課題が記載されていれば、その判断が出願人及び第三者にも容易になる。

このような趣旨により、委任省令要件についての規定が設けられている。

2. 委任省令要件についての判断

(1) 委任省令要件で記載することが求められる事項とは、以下の a 及び b をいうものとする。

a 発明の属する技術分野

発明の詳細な説明には、発明の属する技術分野として、請求項に係る発明が属する技術分野が少なくとも一つ記載されていることが、通常、求められる。

ただし、発明の属する技術分野についての明示的な記載がなくても、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識に基づいて、当業者が発明の属する技術分野を理解することができる場合は、発明の属する技術分野の記載は求められない。

また、従来の技術と全く異なる新規な発想に基づき開発された発明のように、その発明の属する技術分野について、既存の技術分野が想定されていない場合は、その発明により開拓された新しい技術分野の記載で足り、既存の技術分野についての記載は求められない。

b 発明が解決しようとする課題及びその解決手段

(a) 発明の詳細な説明には、「発明が解決しようとする課題」として、請求項に係る発明が解決しようとする技術上の課題が少なくとも一つ記載されていることが、通常、求められる。

また、発明の詳細な説明には、「その解決手段」として、請求項に係る発明によってどのように課題が解決されたかについて記載されていることが、通常、求められる。

(b) ただし、発明が解決しようとする課題についての明示的な記載がなくても、従来技術、発明の有利な効果等についての説明を含む明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識に基づいて、当業者が発明が解決しようとする課題を理解することができる場合(技術常識に属する従来技術から課題が理解できる場合も含む。)は、課題の記載は求められない。また、発明が解決しようとする課題の解決手段について、明示的な記載がなくても、課題が認識されることにより、請求項に係る発明がどのように課題を解決したかを認識できる場合(例えば、実施の形態等の記載を参酌しつつ請求項に係る発明を把握した結果、その発明がどのように課題を解決したかを理解することができる場合等)は、解決手段の記載は求められない。

(c) さらに、以下の(i)、(ii)等の発明のように、もともと課題が想定されていないと認められる場合は、課題の記載は求められない。

(i) 従来技術と全く異なる新規な発想に基づき開発された発明

(ii) 試行錯誤の結果の発見に基づく発明(例：化学物質の発明)

なお、このように、課題が想定されていない場合は、その課題を発明がどのように解決したか(解決手段)の記載も求められない。「その解決手段」

は、課題との関連において初めて意義を有するものであり、課題が認識されなければ、その課題を発明がどのように解決したかは認識されないからである。

(2) 実施可能要件は、特許の付与の代償として社会に対し発明がどのように実施されるかを公開することを保証する要件であるから、この要件を欠いた出願について特許が付与された場合には、権利者と第三者との間で著しく公平を欠くことになる。

他方、委任省令要件が規定されている趣旨は、発明の技術上の意義を明らかにし、審査、調査等に役立てるというものである。

したがって、委任省令要件については以下のように取り扱う。

a あえて記載を求めると発明の技術上の意義についての正確な理解をむしろ妨げることになるような発明と認められる場合には、上記(1)に述べたように、課題及びその解決手段が記載されなくても差し支えない。

また、発明の属する技術分野について、既存の技術分野が想定されていない場合には、請求項に係る発明の属する新規な技術分野が記載されていれば足りる。

b 上記 a 以外の場合に、当業者が明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識に基づいて、請求項に係る発明の属する技術分野の理解又は課題及びその解決手段の理解をすることができない出願については、委任省令要件違反とする。

例えば、発明特定事項に数式又は数値を含む場合であって、当業者が明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識に基づいて、発明の課題とその数式又は数値による特定との実質的な関係を理解することができず、発明の課題の解決手段を理解できない場合には、発明の技術上の意義が不明であり、委任省令要件違反に該当する。

(3) 従来技術及び従来技術と比較した有利な効果については、以下のことに留意する。

a 従来技術

従来技術を記載することは委任省令要件には含まれない。しかし、従来技術の記載から、発明の属する技術分野又は発明が解決しようとする課題が理解できる場合は、従来技術の記載は、発明の属する技術分野又は発明が解決

しようとする課題の記載に代わるものとなる。

b 従来技術と比較した有利な効果

請求項に係る発明が従来技術との関連において有する有利な効果を記載することは、委任省令要件には含まれない。しかし、有利な効果の記載から、発明が解決しようとする課題が理解できる場合は、その記載は発明の解決しようとする課題の記載に代わるものとなる。

(4) 産業上の利用可能性を記載することは、委任省令要件には含まれない。

3. 委任省令要件についての判断に係る審査の進め方

3.1 拒絶理由通知

審査官は、発明の詳細な説明の記載が、第 36 条第 4 項第 1 号における委任省令要件を満たしていないと判断した場合は、その旨の拒絶理由通知をする。この場合には、請求項を特定し、拒絶理由が委任省令要件違反であって実施可能要件違反ではないことを明らかにするとともに、委任省令の規定により記載が必要な事項(2.(1)参照)のいずれについての不備であるかを示して拒絶理由通知をする。

3.2 出願人の反論、釈明等

出願人は、委任省令要件違反の拒絶理由通知に対して、例えば、手続補正書、意見書等により、審査官が認識していなかった従来技術等を明らかにして、当業者が明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識に基づいて、請求項に係る発明が属する技術分野並びに発明が解決しようとする課題及びその解決手段を理解することができる旨の反論、釈明等を行うことができる。また、実験成績証明書によりこのような反論、釈明等を裏付けることができる。

ただし、発明の詳細な説明の記載が不足しているために、当業者が明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識に基づいて、発明が解決しようとする課題及びその解決手段を理解できないとはいえない場合がある。このような場合は、出願後に実験成績証明書を提出して、発明の詳細な説明の記載不足を補うことによって、発明が解決しようとする課題及びその解決手段を理解できたと主張したとしても、拒絶理由は解消されない。

3.3 出願人の反論、釈明等に対する審査官の対応

反論、釈明等(3.2 参照)により、発明の詳細な説明の記載が委任省令要件を満たすとの心証を、審査官が得られる状態になった場合は、拒絶理由は解消する。そうでない場合は、委任省令要件違反の拒絶理由に基づき、拒絶査定をする。

第 3 節 先行技術文献情報開示要件(特許法第 36 条第 4 項第 2 号)

1. 概要

特許法第 36 条第 4 項第 2 号は、文献公知発明(注)のうち、特許を受けようとする者(以下この節において「出願人」という。)が特許出願の時に特許を受けようとする発明に関連する発明を知っている場合には、その関連する発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在(以下この節において「先行技術文献情報」という。)を発明の詳細な説明に記載しなければならない旨(以下この節において「先行技術文献情報開示要件」という。)を規定している。

先行技術文献情報は、特許を受けようとする発明が出願時の技術水準に照らしてどのような技術上の意義を有し、どのような技術的貢献をもたらしたかを把握する際に必要となるものである。そして、先行技術文献情報は、審査官が特許を受けようとする発明の新規性及び進歩性について判断する際に必要となるものである。したがって、先行技術文献情報が記載されることは、迅速な審査に寄与するものである。また、その情報が明らかになることにより、特許を受けようとする発明と先行技術との関係の的確な評価ができるので、権利の安定化にも資することになる。このような趣旨により、同号に先行技術文献情報開示要件が規定されている。

先行技術文献情報開示要件違反は、直ちに拒絶理由になるのではなく、第 48 条の 7 に基づく先行技術文献情報開示要件違反の通知(以下この節において「第 48 条の 7 の通知」という。)をした場合であって、発明の詳細な説明の記載が依然としてこの要件を満たしていないときに拒絶理由となる(第 49 条第 5 号)。

第 48 条の 7 は、発明の詳細な説明の記載が先行技術文献情報開示要件を満たしていないと審査官が判断したときに、その旨の通知をすることができることを規定したものである。第 48 条の 7 の通知は、一律にされるのではなく、審査官が必要と認めた場合にのみ行われる。これは、先行技術文献開示要件に違反しているとしても、発明に実体的に不備があるわけではなく、そのまま特許されたとしても直接的に第三者の利益を著しく害することにはならないからである。また、先行技術文献開示要件以外の要件に関する拒絶理由がない出願に対しても、必ず第 48 条の 7 の通知をしなければならないとすれば、迅速な審査の実現を主な目的として規定された第 36 条第 4 項第 2 号の趣旨にかえって反することにもなりかねないからである。

(注)「文献公知発明」とは、「先行技術」のうち、第 29 条第 1 項第 3 号に該当する発明をいう(第 36 条第 4 項第 2 号括弧書き)。なお、「先行技術」とは、この章において、第 29 条第 1 項各号に該当する発明を意味し、特許出願の時に公開されていないものは含まれない。

2. 先行技術文献情報開示要件についての判断

先行技術のうち、先行技術文献情報が開示されるべき発明(2.1 参照)に関する先行技術文献情報が、発明の詳細な説明に記載されている必要がある(2.2 参照)。

2.1 先行技術文献情報が開示されるべき発明

先行技術文献情報が開示されるべき発明とは、以下の 2.1.1 から 2.1.4 までの全てを満たすものである。

2.1.1 文献公知発明であること

文献公知発明には、公然知られた発明(第 29 条第 1 項第 1 号)及び公然実施をされた発明(同項第 2 号)は含まれないことに、審査官は留意する。

新規性、進歩性及び先行技術文献情報開示要件の趣旨を踏まえると、特許を受けようとする発明に関連するものであれば、自然法則を利用した技術的思想の創作である「発明」(第 2 条第 1 項)に該当しないものであっても、その所在に関する情報が発明の詳細な説明に記載されなければならないと解することが妥当である。例えば、特許を受けようとする発明がビジネス関連発明である場合に、関連する文献公知のビジネス方法を出願人が知っている場合には、そのビジネス方法が記載された刊行物の名称が記載されなければならない。なお、審査の対象となっている特許出願(以下この部において「本願」という。)の出願時に未公開であるが、先になされた出願に記載された発明は、文献公知発明ではないため先行技術文献情報開示の対象ではないが、その発明が特許を受けようとする発明と関連する場合には、その出願番号が記載されることが望ましい。

2.1.2 特許を受けようとする発明に関連する発明であること

特許を受けようとする発明とは、請求項に係る発明を意味する。

審査官は、文献公知発明が請求項に係る発明と「関連する」か否かは、以下の(i)から(iii)までの事項を勘案して判断する。

- (i) 請求項に係る発明の属する技術分野と文献公知発明の属する技術分野との関連性
- (ii) 請求項に係る発明の課題と文献公知発明の課題との関連性
- (iii) 請求項に係る発明の発明特定事項と文献公知発明の発明特定事項との関連性

例えば、「…において、…を特徴とする…」という形式で記載されている請求項の「…において」の部分に相当する文献公知発明のように、請求項に係る発明の直接の前提となる文献公知発明は、通常、請求項に係る発明と関連する。

また、請求項に係る発明と関連性を有する技術の蓄積が少なく、技術分野及び課題が同一である等の直接的な関連を有する発明がない場合には、請求項に係る発明の技術的背景となる一般的技術水準を示す発明も、請求項に係る発明に関連する発明に含まれる。

例：請求項に係る発明と文献公知発明とが関連する場合の例

請求項に係る発明が「特定のマグネシウム合金からなる筐体を有する携帯電話」に関するものであるのに対して、文献公知発明が「チタン合金からなる筐体を有する携帯電話」に関するものであって、両者が共に携帯電話の軽量化を課題としている場合

2.1.3 出願人が知っている発明であること

出願人が知っている発明としては、例えば、以下のものが挙げられる。

- (i) 出願人が請求項に係る発明の研究開発段階又は出願段階でした先行技術調査で得た発明
- (ii) 出願人が出願前に発表した論文等の著作物に記載された発明
- (iii) 出願人が出願した先行する特許出願(以下この節において「先行出願」という。)の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明

出願人は、通常、請求項に係る発明について発明者が知っている情報を把握していると考えられる。したがって、発明者が知っている発明は、出願人が知っているものと推定することができる。

出願人が複数の場合は、出願人のうち一人でも知っている文献公知発明は、出願人が知っているものに該当する。

2.1.4 出願人が特許出願の時に知っている発明であること

特許出願の時に、出願人が知っている文献公知発明があるときには、これに関する先行技術文献情報が記載されなければならない。特許出願の時に、請求項に係る発明に関連する文献公知発明を知らない出願人が、新たに先行技術調査をすることは要求されていない。

また、第36条第4項第2号は、出願人が特許出願後に知った文献公知発明について、補正によって発明の詳細な説明に追加することを求めてもいない。しかし、出願人がその特許出願後に知った文献公知発明について、迅速かつ的確な審査に資すると考える場合には、その発明に関する先行技術文献情報を補正により明細書に追加するか、上申書により提示することが望ましい。

下表の左欄に掲げる出願については、右欄に示す時に知っている文献公知発明があるときには、これに関する先行技術文献情報を記載しなければならない。分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願が特許出願の分割の要件、出願の変更の要件又は実用新案登録に基づく特許出願の要件を満たさないため、新たな特許出願の時にしたとされる場合には、出願人がその新たな出願の時に知っている文献公知発明が、特許出願の時に知っている発明である。

出願の種類	特許出願の時
分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願	原出願の出願時(第44条第2項、第46条第6項又は第46条の2第2項)
国内優先権の主張を伴う出願	本願の出願時(第41条第2項)
パリ条約(又はパリ条約の例)による優先権の主張を伴う出願	本願(我が国への出願)の出願時
国際特許出願	国際出願日(第184条の3第1項)

2.2 発明の詳細な説明における先行技術文献情報の記載

2.2.1 先行技術文献情報の記載

先行技術文献情報の記載としては、出願人が特許出願の時に知っている、請求項に係る発明に関連する文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在(文献公知発明を記載した刊行物及び電気通信回線を通じて得られる技術情報その他の情報についての書誌的事項)が記載され

ていれば足りる。その刊行物等の原本、写し等が提出される必要はない。

先行技術文献情報開示要件は発明の詳細な説明の記載要件であることから、先行技術文献情報は明細書の発明の詳細な説明に記載されなければならない。先行技術文献情報を記載した意見書、上申書等が提出されることで、先行技術文献情報開示要件が満たされるようにはならない。

2.2.2 記載すべき先行技術文献情報が多数ある場合

請求項に係る発明に関連する文献公知発明が多数ある場合には、それらを全て記載するとかえって請求項に係る発明の理解に支障を来しかねず、先行技術文献情報開示要件が規定された趣旨に反することになる。したがって、そのうち関連性がより高いものを適当数記載することが望ましい。また、請求項に係る発明に関連しない文献公知発明は記載すべきではない。

2.2.3 記載すべき先行技術文献情報がない場合

出願当初に記載すべき先行技術文献情報がない場合には、発明の詳細な説明にその旨を理由を付して記載することが望ましい。例えば、出願人が知っている先行技術が文献公知発明に係るものではない場合(例えば、第 29 条第 1 項第 2 号に該当する発明、すなわち「公然実施された発明」の場合)には、その旨を記載する。なお、記載すべき先行技術文献情報がない旨及びその理由は、上申書によって示すこともできる。

2.3 補正による先行技術文献情報の追加

2.3.1 先行技術文献情報を追加する補正についての判断

先行技術文献情報を発明の詳細な説明に追加する補正は、新規事項を追加する補正には該当せず、適法な補正である。また、先行技術文献に記載された内容を発明の詳細な説明の【背景技術】の欄に追加する補正は、新規事項を追加する補正には該当せず、適法な補正である。しかし、請求項に係る発明との対比等、発明の評価に関する情報又は発明の実施に関する情報を付加したり、先行技術文献に記載された内容を追加して第 36 条第 4 項第 1 号の記載要件についての不備を解消したりする補正は、新規事項を追加する補正に該当し、不適法な補正である。

詳細については、「第 IV 部第 2 章 新規事項を追加する補正」の 3.3.2(1)を参

HB2102

先行技術文献情報を追加する補正についての判断《出願日(分割・変更出願等)については、現実の出願日)が平成 20 年 12 月 31 日以前の出願に適用》

照。

2.3.2 補正によって先行技術文献情報開示要件が満たされなくなる場合

以下の(i)及び(ii)に該当する場合には、補正によって先行技術文献情報開示要件が満たされなくなる。この場合は、先行技術文献情報が補正により追加されなければ、先行技術文献情報開示要件は満たされない。

- (i) 特許請求の範囲の補正によって、先行技術文献情報と請求項に係る発明とが対応しないものとなった場合
- (ii) 出願人がその請求項に係る発明に関連する文献公知発明を特許出願の時に知っていた場合

2.4 先行技術文献情報開示要件違反の代表例

以下に、先行技術文献情報開示要件を満たさないと認められる代表的な場合を示す。

- (i) 先行技術文献情報が記載されていない場合であって、その理由が記載されていないとき。
- (ii) 先行技術文献情報が記載されていない場合であって、その理由は記載されているものの、請求項に係る発明に関連のある文献公知発明を特許出願の時に出願人が知っていた蓋然性が高いと認められるとき。

例 1：先行技術文献情報が記載されておらず、その理由として出願人が知っている先行技術が文献公知発明に係るものではない旨が記載されているが、請求項に係る発明と関連する技術分野において、その出願人による出願が多数公開されている場合

- (iii) 明細書又は図面に従来技術が記載されている場合であって、その従来技術に対応する先行技術文献情報が記載されておらず、その理由も記載されていないとき。

なお、明細書又は図面に従来技術として記載された発明については、出願人が特許出願の時に知っている発明として取り扱う。

- (iv) 請求項に係る発明に関連しない文献公知発明に関する情報の所在のみが

記載されている場合であって、請求項に係る発明に関連のある文献公知発明を特許出願の時に出願人が知っていた蓋然性が高いと認められるとき。

例 2: 請求項に係る発明と技術分野及び課題が同一の文献公知発明について広く一般に知られているにもかかわらず、請求項に係る発明と技術分野又は課題が異なる発明であって、請求項に係る発明と関連しないものに関する先行技術文献情報のみが記載されている場合

例 3: 請求項に係る発明とより関連性の高い、新しい文献公知発明が広く一般に知られているにもかかわらず、関連性がほとんどない、古い発明に関する先行技術文献情報が記載されている場合

3. 先行技術文献情報開示要件違反についての判断に係る審査の進め方

先行技術文献情報開示要件違反は、直ちに拒絶理由に該当するのではない。第 48 条の 7 の通知をした場合であって、発明の詳細な説明の記載が依然としてこの要件を満たしていないときに拒絶理由となる(第 49 条第 5 号)。

3.1 第 48 条の 7 の通知

3.1.1 第 48 条の 7 の通知

(1) 審査官は、発明の詳細な説明の記載が先行技術文献情報開示要件を満たしていないと認めるときには、第 48 条の 7 の通知をすることができる。

ただし、第 48 条の 7 の通知は、この要件が迅速な審査の実現を主な目的として規定された趣旨に鑑み、一律になされるのではなく、審査官が必要と認めた場合にのみなされる。

第 48 条の 7 の通知は、基本的に、審査に際して有用である先行技術文献情報を得るために行うものである。したがって、原則として、一回目の拒絶理由通知の前にすることが適当である。

HB2103

一回目の拒絶理由通知と同時に、又は通知した後に第 48 条の 7 の通知を行うことができる例

(2) 第 48 条の 7 の通知をする場合であって、先行技術文献情報開示要件違反に関連する請求項が一部のみであるときは、その請求項を特定するとともに、先行技術文献情報開示要件を満たさないと判断した理由を具体的に記載する。

3.1.2 第48条の7の通知に対する出願人の対応

出願人は、第48条の7の通知に対して、補正書の提出によって先行技術文献情報を追加をする、又は意見書を提出して関連する文献公知発明を知らない旨の主張をすることができる。先行技術文献情報を追加する補正(2.3.1 参照)をする際には、文献公知発明の内容と、請求項に係る発明と文献公知発明との間の一致点及び相違点等について説明した意見書とを併せて提出することが望ましい。

3.1.3 3.1.2の出願人の対応がなされた後の審査官の対応

審査官は、提出された補正書又は意見書により、発明の詳細な説明における先行技術文献情報の記載が先行技術文献情報開示要件を満たすとの心証を得たときは、先行技術文献情報開示要件違反の拒絶理由はないものと判断して審査を進める。

他方、以下の(i)、(ii)の場合等、補正書及び意見書を参酌しても、先行技術文献情報開示要件を満たさないとの心証が変わらないときは、審査官は次の3.2に従い先行技術文献情報開示要件違反の拒絶理由通知をすることができる(第49条第5号)。

- (i) 依然として先行技術文献情報の開示がなされず、かつ、意見書において知っている文献公知発明がない旨の合理的な説明がなされなかった場合
- (ii) 補正によって先行技術文献情報が開示されたが、適切な先行技術文献情報が開示されなかった場合

3.2 拒絶理由通知

3.2.1 先行技術文献情報開示要件違反の拒絶理由通知

(1) 審査官は、第48条の7の通知をした場合であって、提出された補正書又は意見書によってもなお先行技術文献情報開示要件を満たさないとの心証を得たときには、先行技術文献情報開示要件違反の拒絶理由通知をすることができる(第49条第5号)。

第49条第5号は、第48条の7の通知をしたにもかかわらず先行技術文献情報開示要件を満たさない場合について規定したものであるから、第48条の

7 の通知をすることなく先行技術文献情報開示要件違反の拒絶理由通知をすることはできない。

- (2) 先行技術文献情報開示要件違反に関連する請求項が一部のみであるときは、拒絶理由通知においてその請求項を特定するとともに、この要件を満たさないと判断した具体的な理由を記載する。

新規性、進歩性等の特許要件についての審査をすることなく、先行技術文献情報開示要件違反の拒絶理由通知をする場合には、その旨を明記する。

3.2.2 拒絶理由通知に対する出願人の対応

出願人は、先行技術文献情報開示要件違反の拒絶理由通知に対して、補正書の提出によって先行技術文献情報を追加する、又は意見書を提出して関連する文献公知発明を知らない旨の主張をすることができる。先行技術文献情報を追加する補正(2.3.1 参照)をする際には、文献公知発明の内容と、請求項に係る発明と文献公知発明との間の一致点及び相違点等について説明した意見書とを併せて提出することが望ましい。

3.2.3 3.2.2 の出願人の対応がなされた後の審査官の対応

審査官は、提出された補正書及び意見書により、発明の詳細な説明の記載が、先行技術文献情報開示要件を満たすとの心証を得たときは、その拒絶理由は解消したものと判断して審査を進める。

他方、以下の(i)、(ii)の場合等、補正書及び意見書を参酌しても、先行技術文献情報開示要件を満たすという心証を得られない場合には、審査官は、先行技術文献情報開示要件違反の拒絶理由は解消されなかったものと判断して拒絶査定をする。

- (i) 依然として先行技術文献情報の開示がなされず、かつ、意見書において知っている文献公知発明がない旨の合理的な説明がなされなかった場合
- (ii) 補正によって先行技術文献情報が開示されたが、適切な先行技術文献情報が開示されなかった場合

4. 先行技術文献情報の明細書への記載要領

出願人による先行技術文献情報の記載要領は、以下のとおりである。

4.1 先行技術文献情報の記載方法

4.1.1 原則

先行技術文献情報は、発明の詳細な説明に、先行技術文献情報ごとに行を改めて記載する。先行技術文献情報の前には、なるべく【先行技術文献】の見出しを付す。

その際に、(i)特許、実用新案又は意匠に関する公報の名称を記載しようとするときは、なるべく「【特許文献 1】」、「【特許文献 2】」のように、(ii)定期刊行物やインターネットの情報等のその他の情報の所在を記載しようとするときは、なるべく「【非特許文献 1】」、「【非特許文献 2】」のように、記載する順序により連続番号を付した欄を設け、その欄ごとに先行技術文献情報のみを一件ずつ記載する。先行技術文献情報を記載する欄には、先行技術文献情報以外の事項を記載してはならない(4.2.2 参照)。

【特許文献 1】や【非特許文献 1】の前には、それぞれなるべく【特許文献】や【非特許文献】の見出しを付す。

刊行物中の先行技術文献情報の記載箇所を特定できる場合には、先行技術文献情報を記載する欄に、ページ数、行数、段落番号、図番号等を記載することにより、その箇所を特定する。

4.1.2 文献公知発明の内容等の記載

先行技術文献情報に係る文献公知発明の内容、請求項に係る発明と文献公知発明との間の一致点、相違点等を記載する場合には、発明の詳細な説明の【背景技術】の欄に記載する。

先行技術文献情報に係る文献公知発明の内容等の記載において、先行技術文献情報について言及する場合には、先行技術文献情報を記載する欄の名称(【特許文献 1】等)を用いることが望ましい(4.2.1 参照)。

4.1.3 先行出願の記載

特許出願の時に未公開である先行出願に記載された発明を記載する場合には、その出願の出願番号を、発明の詳細な説明の【背景技術】の欄に記載する。

4.1.4 記載すべき先行技術文献情報がない場合

記載すべき先行技術文献情報がない旨及びその理由を記載する場合には、発明の詳細な説明の【背景技術】の欄に記載する。

4.2 先行技術文献情報の記載例

4.2.1 適切な記載の例

【技術分野】

【0001】

.....

【背景技術】

【0002】

従来の……は、……している(例えば、特許文献 1(第 5—7 頁、第 1 図)参照)。

また、……しているものもある(例えば、非特許文献 1 参照)。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】 特開 2001—○○○○○○号公報

【非特許文献】

【0004】

【非特許文献 1】 ○○○○著、「△△△△」××出版、2001 年 1 月 1 日、p.12—34

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

.....

4.2.2 適切でない記載の例

【技術分野】

【0001】

.....

【背景技術】

【0002】

従来の……は、……している。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】

特開平5—〇〇〇〇〇〇号公報

上記文献には、……が記載されている。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

……………

(説明)

この例では、先行技術文献情報を記載すべき欄(【特許文献1】等の欄)の中に、先行技術文献情報の内容についての説明が記載されている。しかし、先行技術文献情報を記載する欄には、先行技術文献情報以外の事項を記載してはならない。先行技術文献情報の内容等について説明する場合には、【背景技術】に記載する。

第 2 章 特許請求の範囲の記載要件

第 1 節 特許法第 36 条第 5 項

HB 附属書 A

記載要件に関する
事例集

HB 附属書 B

「特許・実用新案
審査基準」の特定
技術分野への適用
例

- (1) 第 36 条第 5 項の前段には、「特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない」と規定されている。この規定は、出願人が特許を受けようとする発明を特定する際に、全く不要な事項を記載したり、逆に、必要な事項を記載しないことがないようにするために、特許請求の範囲には、特許を受けようとする発明を特定するための事項を過不足なく記載すべきことを示したものである。

なお、どのような発明について特許を受けようとするかは出願人が判断すべきことであるので、特許を受けようとする発明を特定するために必要と出願人自らが認める事項の全てを記載することとされている。

- (2) また、第 36 条第 5 項の後段においては、「一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない」ことが規定されている。この規定は、一の発明については、一の請求項でしか記載できないとの誤解が生じないように確認的に規定されたものである。

- (3) この第 36 条第 5 項の規定は、請求項の性格を明らかにしたものでもある。すなわち、出願人が発明特定事項を記載するものが請求項であることを明示することにより、各請求項の記載に基づいて特許発明の技術的範囲が定められるべきこと(第 70 条第 1 項)、各請求項の記載に基づいて認定した発明が審査対象とされるべきこと等が明らかにされている。

- (4) なお、特許請求の範囲は請求項に区分され、各請求項ごとに発明特定事項が記載される。請求項は、特許要件の判断(第 29 条、第 29 条の 2、第 32 条及び第 39 条)、特許権の効力(第 68 条)、特許権の放棄(第 97 条第 1 項及び第 185 条)、特許無効審判の請求(第 123 条第 1 項)、料金(第 107 条及び第 195 条)等の基本的単位となる区分である。

- (5) 請求項に、「発明を特定するために必要と認められる事項のすべて」が記載されているかどうかは、拒絶又は無効の理由とはならない。

第 2 節 サポート要件(特許法第 36 条第 6 項第 1 号)

1. 概要

特許法第 36 条第 6 項第 1 号は、請求項に係る発明が発明の詳細な説明に記載した範囲を超えるものであってはならない旨を規定している。

発明の詳細な説明に記載していない発明を特許請求の範囲に記載することになれば、公開されていない発明について権利が発生することになるからである。同号の要件(サポート要件)は、これを防止するためのものである。

2. サポート要件についての判断

2.1 サポート要件についての審査に係る基本的な考え方

- (1) 特許請求の範囲の記載がサポート要件を満たすか否かの判断は、請求項に係る発明と、発明の詳細な説明に発明として記載されたものとを対比、検討してなされる。

この対比、検討は、請求項に係る発明を基準にして、発明の詳細な説明の記載を検討することにより進める。この際には、発明の詳細な説明に記載された特定の具体例にとらわれて、必要以上に特許請求の範囲の減縮を求めることにならないようにする。

- (2) 審査官は、この対比、検討に当たって、請求項に係る発明と、発明の詳細な説明に発明として記載されたものとの表現上の整合性にとらわれることなく、実質的な対応関係について検討する。単に表現上の整合性のみで足りると解すると、実質的に公開されていない発明について権利が発生することとなり、第 36 条第 6 項第 1 項の規定の趣旨に反するからである。

- (3) 審査官によるこの実質的な対応関係についての検討は、請求項に係る発明が、発明の詳細な説明において「発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲」を超えるものであるか否かを調べることによりなされる。請求項に係る発明が、「発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲」を超えていると判断された場合は、請求項に係る発明と、発明の詳細な説明に発明として記載されたものとが、実質的に対応しているとはいえず、特許請求の範囲の記載はサポート要件を満たし

ていないことになる。

審査官は、発明の課題を、原則として、発明の詳細な説明の記載から把握する。ただし、以下の(i)又は(ii)のいずれかの場合には、明細書及び図面の全ての記載事項に加え、出願時の技術常識を考慮して課題を把握する。

(i) 発明の詳細な説明に明示的に課題が記載されていない場合

(ii) 明示的に記載された課題が、発明の詳細な説明の他の記載や出願時の技術常識からみて、請求項に係る発明の課題として不合理なものである場合（例えば、分割出願と原出願（「第 VI 部第 1 章第 1 節 特許出願の分割の要件」の 1.参照）において、発明の詳細な説明に明示的に記載された課題が同じであり、その課題が、発明の詳細な説明の他の記載や出願時の技術常識からみて、分割出願の請求項に係る発明の課題としては不合理と認められる場合）

「発明の詳細な説明において発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲」の把握にあたっては、審査官は、明細書及び図面の全ての記載事項に加え、出願時の技術常識を考慮する。

2.2 サポート要件違反の類型

以下に、特許請求の範囲の記載がサポート要件を満たさないと判断される類型(1)から(4)までを示す。

(1) 請求項に記載されている事項が、発明の詳細な説明中に記載も示唆もされていない場合

例 1 : 請求項においては数値限定されているが、発明の詳細な説明では、具体的な数値については何ら記載も示唆もされていない場合

例 2 : 請求項においては、超音波モータを利用した発明についてのみ記載されているのに対し、発明の詳細な説明では、超音波モータを利用した発明については記載も示唆もされておらず、直流モータを利用した発明のみが記載されている場合

(2) 請求項及び発明の詳細な説明に記載された用語が不統一であり、その結果、両者の対応関係が不明瞭となる場合

例 3：ワードプロセッサにおいて、請求項に記載された「データ処理手段」が、発明の詳細な説明中の「文字サイズ変更手段」か、「行間隔変更手段」か又はその両方を指すのかが不明瞭な場合

(3) 出願時の技術常識に照らしても、請求項に係る発明の範囲まで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化できるとはいえない場合

審査官は、この類型(3)を適用するに当たっては、以下の点に留意する。

- a 請求項は、発明の詳細な説明に記載された一又は複数の具体例に対して拡張ないし一般化した記載とすることができる。発明の詳細な説明に記載された範囲を超えないものとして拡張ないし一般化できる程度は、各技術分野の特性により異なる。例えば、物の有する機能、特性等(「第 3 節 明確性要件」の 4.1 参照)と、その物の構造との関係を理解することが困難な技術分野に比べて、それらの関係を理解することが比較的容易な技術分野では、発明の詳細な説明に記載された具体例から拡張ないし一般化できる範囲は広くなる傾向がある。審査官は、審査対象の発明がどのような特性の技術分野に属するか及びその技術分野にどのような技術常識が存在するのかを検討し、事案ごとに、請求項に係る発明の範囲まで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化できるといえるかを判断する。
- b 類型(3)が適用されるのは、実質的な対応関係についての審査における基本的な考え方(2.1(3)参照)に基づき、請求項に係る発明が、発明の詳細な説明において発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲を超えていると判断される場合である。審査官は、発明の課題と無関係に類型(3)を適用しないようにする。

例 4：請求項には、R 受容体活性化化合物の発明が包括的に記載されている。しかし、発明の詳細な説明には、具体例として、新規な R 受容体活性化化合物 X、Y、Z の化学構造及び製造方法が記載されているのみであり、出願時の技術常識に照らしても、請求項に係る発明の範囲まで、発明の詳細な説明において開示された内容を拡張ないし一般化できるとはいえない場合

例 5：請求項には、達成すべき結果により規定された発明(例えば、所望のエネルギー効

率の範囲により規定されたハイブリッドカーの発明)が記載されている。しかし、発明の詳細な説明には、特定の手段による発明が記載されているのみであり、出願時の技術常識に照らしても、請求項に係る発明の範囲まで、発明の詳細な説明において開示された内容を拡張ないし一般化できるとはいえない場合

例 6：請求項には、数式又は数値を用いて規定された物(例えば、高分子組成物、プラスチックフィルム、合成繊維又はタイヤ)の発明が記載されているのに対し、発明の詳細な説明には、課題を解決するためにその数式又は数値の範囲を定めたことが記載されている。しかし、出願時の技術常識に照らしても、その数式又は数値の範囲内であれば課題を解決できると当業者が認識できる程度に具体例又は説明が記載されていないため、請求項に係る発明の範囲まで、発明の詳細な説明において開示された内容を拡張ないし一般化できるとはいえない場合

なお、数値範囲に特徴がある場合ではなく、単に望ましい数値範囲を請求項に記載したにすぎない場合には、発明の詳細な説明にその数値範囲を満たす具体例が記載されていないなくても、類型(3)には該当しない。

- (4) 請求項において、発明の詳細な説明に記載された、発明の課題を解決するための手段が反映されていないため、発明の詳細な説明に記載した範囲を超えて特許を請求することになる場合

審査官は、この類型(4)を適用するに当たっては、以下の点に留意する。

- a 類型(4)が適用されるのは、実質的な対応関係についての審査における基本的な考え方(2.1(3)参照)に基づき、請求項に係る発明が、発明の詳細な説明において「発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲」を超えていると判断される場合である。
- b 発明の詳細な説明の記載から複数の課題が把握できる場合は、そのうちのいずれかの課題を解決するための手段が請求項に反映されている必要がある。

例 7：発明の詳細な説明には、データ形式が異なる任意の端末にサーバから情報を提供できるようにするという課題のみを解決するために、サーバから端末に情報を提供する際に、サーバが、送信先となる端末に対応したデータ形式変換パラメータを記憶手段から読み取り、読み取ったデータ形式変換パラメータに基づいて情報のデータ形式を

変換して端末に情報を送信することのみが発明として記載されている。他方、請求項にはデータ形式の変換に関する内容が反映されていないため、発明の詳細な説明に記載した範囲を超えて特許を請求することになる場合

例 8: 発明の詳細な説明の記載から把握できる課題は、自動車の速度超過防止のみであり、発明の詳細な説明からは、その解決手段として、自動車の速度上昇に伴いアクセルペダルを踏み込むのに要する力を積極的に大きくする機構のみが把握できる。他方、請求項には自動車の速度上昇に伴いアクセル手段を操作するのに要する力を可変とする操作力可変手段を設けたとしか規定されておらず、出願時の技術常識を考慮しても、速度上昇に伴い操作力が減少する場合には発明の課題が解決できないことが明らかであるため、発明の詳細な説明に記載した範囲を超えて特許を請求することになる場合

3. サポート要件の判断に係る審査の進め方

3.1 拒絶理由通知

審査官は、特許請求の範囲の記載がサポート要件を満たしていないと判断した場合は、その旨の拒絶理由通知をする。

以下 2.2 で示された類型(3)及び類型(4)についての拒絶理由通知について説明する。

3.1.1 類型(3)について(2.2(3)参照)

審査官は、出願時の技術常識に照らし、請求項に係る発明の範囲まで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化することができないと判断した場合は、拒絶理由通知をする。審査官は、拒絶理由通知において、その判断の根拠(例えば、判断の際に特に考慮した発明の詳細な説明の記載箇所及び出願時の技術常識の内容等)を示しつつ、拡張ないし一般化できないと考える理由を具体的に説明する。また、可能な限り、審査官は、出願人が拒絶理由を回避するための補正の方向について理解するための手がかり(拡張ないし一般化できるといえる範囲等)を記載する。

例えば、理由を具体的に説明せず、以下の(i)又は(ii)のように拒絶理由を記載することは、出願人が有効な反論をしたり拒絶理由を回避するための補正の方向を理解したりすることが困難になる場合があるため、適切でない。

- (i) 「出願時の技術常識に照らしても、請求項に係る発明の範囲まで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化することができない」とだけ記載すること。
- (ii) 単に「当該技術分野において予測困難である」という一般論のみを根拠として、請求項に係る発明の範囲まで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化することができない旨を記載すること。

また、審査官は、発明の詳細な説明に記載された特定の具体例にとらわれて、必要以上に特許請求の範囲の減縮を求めることがないようにする(2.1(1)参照)。

3.1.2 類型(4)について(2.2(4)参照)

審査官は、請求項において、発明の詳細な説明に記載された、発明の課題を解決するための手段が反映されていないため、発明の詳細な説明に記載した範囲を超えて特許を請求することになっていると判断する場合は、拒絶理由通知をする。審査官は、拒絶理由通知において、自らが認定した発明の課題及び課題を解決するための手段を示しつつ、発明の課題を解決するための手段が反映されていないと考える理由を具体的に説明する。その際に、発明の詳細な説明に明示的に記載された課題が、請求項に係る発明の課題として不合理なものであると審査官が判断した場合には、その理由も記載する。

また、審査官は、課題を解決するための手段を示すに当たって、特定の具体例にとらわれることがないように留意しつつ(2.1(1)参照)、出願人が拒絶理由を回避するための補正の方向について理解できるように努める。

理由を具体的に説明せず、「請求項において、発明の詳細な説明に記載された、発明の課題を解決するための手段が反映されていない」とだけ記載することは、出願人が有効な反論をしたり拒絶理由を回避するための補正の方向を理解したりすることが困難になる場合があるため、適切でない。

3.2 出願人の反論、釈明等

出願人は、サポート要件違反の拒絶理由通知に対して、意見書、実験成績証明書等を提出することにより反論、釈明等を行うことができる。

以下 2.2 で示された類型(3)及び(4)の場合について説明する。

3.2.1 類型(3)について(2.2(3)参照)

類型(3)についての拒絶理由通知がされた場合は、出願人は、例えば、審査官が判断の際に特に考慮したものとは異なる出願時の技術常識等を示しつつ、そのような技術常識に照らせば、請求項に係る発明の範囲まで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化できることを、意見書において主張することができる。また、実験成績証明書によりこのような意見書の主張を裏付けることができる。

ただし、発明の詳細な説明の記載が不足しているために、出願時の技術常識に照らしても、請求項に係る発明の範囲まで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化することができるといえない場合には、出願後に実験成績証明書を提出して、発明の詳細な説明の記載不足を補うことによって、請求項に係る発明の範囲まで、拡張ないし一般化できると主張したとしても、拒絶理由は解消されない。（参考：知財高判平成 17 年 11 月 11 日(平成 17 年(行ケ)10042 号)「偏光フィルムの製造法」大合議判決）

3.2.2 類型(4)について(2.2(4)参照)

類型(4)についての拒絶理由通知がされた場合は、出願人は、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮すれば、審査官が示した課題や課題を解決するための手段とは異なる課題や課題を解決するための手段を把握可能であり、請求項にはその課題を解決するための手段が反映されている旨の反論をすることができる。

3.3 出願人の反論、釈明等に対する審査官の対応

反論、釈明等(3.2 参照)により、特許請求の範囲の記載がサポート要件を満たすとの心証を、審査官が得られる状態になった場合は、その拒絶理由は解消する。そうでない場合は、特許請求の範囲の記載がサポート要件を満たさない旨の拒絶理由に基づき、拒絶査定をする。

第 3 節 明確性要件(特許法第 36 条第 6 項第 2 号)

1. 概要

特許法第 36 条第 6 項第 2 号は、特許請求の範囲の記載について、特許を受けようとする発明が明確でなければならないこと(明確性要件)を規定する。

特許請求の範囲の記載は、これに基づいて新規性、進歩性等が判断され、これに基づいて特許発明の技術的範囲が定められるという点において、重要な意義を有するものであり、一の請求項から発明が明確に把握されることが必要である。

同号は、こうした特許請求の範囲の機能を担保する上で重要な規定であり、特許を受けようとする発明(請求項に係る発明)が明確に把握できるように、特許請求の範囲が記載されなければならない旨を規定している。

2. 明確性要件についての判断**2.1 明確性要件についての判断に係る基本的な考え方**

- (1) 請求項に係る発明が明確に把握されるためには、請求項に係る発明の範囲が明確であること、すなわち、ある具体的な物や方法が請求項に係る発明の範囲に入るか否かを当業者が理解できるように記載されていることが必要である。また、その前提として、発明特定事項の記載が明確である必要がある。

特許を受けようとする発明が請求項ごとに記載されるという、請求項の制度の趣旨に照らせば、一の請求項に記載された事項に基づいて、一の発明が把握されることも必要である(2.2(4)参照)。

- (2) 明確性要件の審査は、請求項ごとに、請求項に記載された発明特定事項に基づいてなされる。

ただし、発明特定事項の意味内容や技術的意味(2.2(2)b 参照)の解釈に当たっては、審査官は、請求項の記載のみでなく、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識をも考慮する。

なお、請求項に係る発明の把握に際して、審査官は、請求項に記載されていない事項は考慮の対象としない。反対に、審査官は、請求項に記載されている事項は必ず考慮の対象とする。

(3) 請求項の記載がそれ自体で明確であると認められる場合は、審査官は、明細書又は図面に請求項に記載された用語についての定義又は説明があるか否かを検討し、その定義又は説明によって、かえって請求項の記載が不明確にならないかを判断する。例えば、請求項に記載された用語について、その通常の意味と矛盾する明示の定義が置かれているとき、又は請求項に記載された用語が有する通常の意味と異なる意味を持つ旨の定義が置かれているときは、請求項の記載に基づくことを基本としつつ発明の詳細な説明等の記載をも考慮する、という請求項に係る発明の認定の運用からみて、いずれと解すべきかが不明となり、特許を受けようとする発明が不明確になることがある。

請求項の記載がそれ自体で明確でない場合は、審査官は、明細書又は図面に請求項に記載された用語についての定義又は説明があるか否かを検討し、その定義又は説明を出願時の技術常識をもって考慮して請求項に記載された用語を解釈することにより、請求項の記載が明確といえるか否かを判断する。その結果、請求項の記載から特許を受けようとする発明が明確に把握できると認められれば明確性要件は満たされる。

2.2 明確性要件違反の類型

特許請求の範囲の記載が明確性要件を満たさない場合の例として、以下に類型(1)から(5)までを示す。

(1) 請求項の記載自体が不明確である結果、発明が不明確となる場合

a 請求項に日本語として不適切な表現がある結果、発明が不明確となる場合

例えば、請求項の記載中の誤記、不明確な記載等のように、日本語として表現が不適切であり、発明が不明確となる場合である。ただし、軽微な記載の不備であって、それにより、当業者にとって発明が不明確にならないようなものは除く。

b 明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮しても、請求項に記載された用語の意味内容を当業者が理解できない結果、発明が不明確となる場合

例 1 :

【請求項】

化合物 A と化合物 B を常温下エタノール中で反応させて化合物 C を合成する工程、及び、化合物 C を KM-II 触媒存在下 80～100℃ で加熱処理することによって化合物 D を合成する工程、からなる、化合物 D の製造方法。

(説明)

「KM-II 触媒」は、発明の詳細な説明に定義が記載されておらず、出願時の技術常識でもないため、「KM-II 触媒」の意味内容を理解できない。

(2) 発明特定事項に技術的な不備がある結果、発明が不明確となる場合

a 発明特定事項の内容に技術的な欠陥があるため、発明が不明確となる場合

例 2 :

[請求項]

40～60 質量%の A 成分と、30～50 質量%の B 成分と、20～30 質量%の C 成分からなる合金。

(説明)

三成分のうち一のもの(A の最大成分量と残りの二成分(B、C)の最小成分量の和が 100%を超えており、技術的に正しくない記載を含んでいる。

b 発明特定事項の技術的意味を当業者が理解できず、さらに、出願時の技術常識を考慮すると発明特定事項が不足していることが明らかであるため、発明が不明確となる場合

請求項に係る発明の範囲が明確である場合には、通常、請求項の記載から発明を明確に把握できる。

しかし、発明の範囲が明確であっても、発明特定事項の技術的意味を理解することができず、さらに、出願時の技術常識を考慮すると発明特定事項が不足していることが明らかである場合には、的確に新規性、進歩性等の特許要件の判断ができない。このような場合は、一の請求項から発明が明確に把握されることが必要であるという特許請求の範囲の機能を担保しているといえないから、明確性要件違反となる。

発明特定事項の技術的意味とは、発明特定事項が、請求項に係る発明において果たす働きや役割のことを意味する。このような働きや役割を理解するに当たっては、審査官は、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮する。

発明特定事項が、請求項に係る発明において果たす働きや役割は、発明の詳細な説明の記載(「第 1 章第 1 節 実施可能要件」の 3.1.1(2)及び(3)参照)や出願時の技術常識を考慮すれば理解できる場合が多い。そのような場合は、本類型には該当しない。

また、発明特定事項がどのような技術的意味を有しているのかを理解できないというだけではこの類型には該当しない。どのような技術的意味を有しているのかが理解できないことに加えて、出願時の技術常識を考慮すると発明特定事項が不足していることが明らかである場合に、この類型に該当する。

審査官は、発明特定事項が不足していることが明らかであるか否かの判断を、発明の属する技術分野における出願時の技術常識に基づいて行う。したがって、審査官は、その判断の根拠となる技術常識の内容を示せない場合には、この類型を適用しない。

例 3 :

[請求項]

金属製ベッドと、弾性体と、金属板と、自動工具交換装置のアームと、工具マガジンと、を備えたマシニングセンタ。

(説明)

請求項においては、弾性体及び金属板と他の部品との構造的関係は何ら規定されておらず、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮しても、弾性体及び金属板の技術的意味を理解することができない。そして、マシニングセンタの発明においては、部品の技術的意味に応じて他の部品との構造的関係が大きく異なることが出願時の技術常識であり、このような技術常識を考慮すると、請求項において、弾性体及び金属板と他の部品との構造的関係を理解するための事項が不足していることは明らかである。したがって、請求項の記載から発明を明確に把握することができない。

(補足説明)

出願時の技術常識を考慮すると、「金属製ベッド」、「自動工具交換装置のアーム」及び「工具マガジン」については、それらの技術的意味は自明であるが、単に「弾性体」及び「金属板」を備えることが規定されただけでは、弾性体及び金属板の技術的意味を理解できない。また、例えば、弾性体が金属製ベッドの下部に、及び金属板が弾性体の下部に取り付けられ、いずれも制振部材としての役割を有するという具体例が明細書に記載されていた場合は、弾性体及び金属板がその具体例において果たす役割を理解できるとしても、請求項にはそのような構造的関係が何ら規定されていない。そのため、弾性体及び金属板が請求項に係る発明にお

いて果たす役割をそのように限定的に解釈することはできない。したがって、明細書及び図面の記載を考慮しても、弾性体及び金属板の技術的意味を理解することができない。

例 4：

〔請求項〕

入力した画像データを圧縮して X 符号化画像データを出力する画像符号化チップにおいて、外部から入力した画像データを可逆の A 符号化方式により符号化して A 符号化データを生成する A 符号化回路と、生成された A 符号化データを A 復号方式により元の画像データに復号する A 復号回路と、復号された画像データを非可逆の X 符号化方式により符号化して X 符号化画像データを生成し、生成した X 符号化画像データを外部に出力する X 符号化回路と、からなることを特徴とする画像符号化チップ。

(説明)

画像符号化チップの発明においては、高速化、小規模化、省電力化及び低コスト化が重視されることが出願時の技術常識であり、請求項に記載されているように、一度符号化したデータを、単に元のデータに復号するという回路を設けることは技術常識に反することである。したがって、明細書及び図面の記載を考慮しても、A 符号化回路及び A 復号回路の技術的意味を理解することができない。そして、画像符号化チップの発明においては、チップに設けられる回路の技術的意味に応じて、当該チップにおける処理内容等が大きく異なることが出願時の技術常識であり、このような技術常識を考慮すると、請求項において、A 符号化回路及び A 復号回路の画像符号化チップにおける役割に関する事項が不足していることは明らかである。したがって、請求項の記載から、発明を明確に把握することができない。

(補足説明)

例えば、A 符号化回路において符号化時間を測定し、その符号化時間に基づいて、X 符号化に用いるパラメータを決定するという具体例が明細書に記載されていた場合は、A 符号化回路及び A 復号回路がその具体例において果たす役割を理解できるとしても、請求項には A 符号化回路で得られた情報を X 符号化に用いる点が何ら規定されていない。ため、A 符号化回路及び A 復号回路が請求項に係る発明において果たす役割をそのように限定的に解釈することはできない。したがって、明細書及び図面の記載を考慮しても、A 符号化回路及び A 復号回路の技術的意味を理解することができない。

c 発明特定事項同士の関係が整合していないため、発明が不明確となる場合

例 5: 請求項に「出発物質イから中間生成物ロを生産する第 1 工程及びハを出発物質として最終生成物ニを生産する第 2 工程からなる最終生成物ニの製造方法」と記載され、第 1 工程の生成物と第 2 工程の出発物質とが相違しており、しかも、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮して「第 1 工程」及び「第 2 工程」との用語の意味するところを解釈したとしても、それらの関係が明確でない場合

d 発明特定事項同士の技術的な関連がないため、発明が不明確となる場合

例 6: 特定のエンジンを搭載した自動車が走行している道路

例 7: 特定のコンピュータープログラムを伝送している情報伝送媒体

(説明)

情報を伝送することは伝送媒体が本来有する機能であり、「特定のコンピュータープログラムを伝送している情報伝送媒体」との記載は、特定のコンピュータープログラムが、情報伝送媒体上のどこかをいずれかの時間に伝送されているというにすぎず、伝送媒体が本来有する上記機能のほかに、情報伝送媒体とコンピュータープログラムとの関連を何ら規定するものではない。

e 請求項に販売地域、販売元等についての記載があることにより、全体として技術的でない事項が記載されていることになるため、発明が不明確となる場合

(留意事項)

例えば、商標名を用いて物を特定しようとする記載を含む請求項については、少なくとも出願日以前から出願当時にかけて、その商標名で特定される物が特定の品質、組成、構造などを有する物であったことが当業者にとって明瞭でない場合は、発明が不明確になることに注意する。

(3) 請求項に係る発明の属するカテゴリーが不明確であるため、又はいずれのカテゴリーともいえないため、発明が不明確となる場合

第 68 条で「特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する」とし、第 2 条第 3 項では「実施」を物の発明、方法の発明及び物を生産する方法の発明に区分して定義している。これらを考慮すれば、請求項に係る発明の属するカテゴリーが不明確である場合又は請求項に係る発明の属するカテ

ゴリーがいずれのカテゴリーともいえない場合に、そのような発明に特許を付与することは権利の及ぶ範囲が不明確になり適切でない。

(明確性要件違反となる例)

例 8 : ～する方法又は装置

例 9 : ～する方法及び装置

例 10 : 作用、機能、性質、目的又は効果のみが記載されている結果、「物」及び「方法」のいずれとも認定できない場合(例 : 「化学物質 A の抗癌作用」)

なお、審査官は、カテゴリーの認定については、以下の点にも留意する。

- a 「方式」又は「システム」(例 : 電話方式)は、「物」のカテゴリーを意味する用語として扱う。
- b 「使用」及び「利用」は、「方法」のカテゴリーである使用方法を意味する用語として扱う。

例 11 :

「物質 X の殺虫剤としての使用(利用)」は、「物質 X の殺虫剤としての使用方法」を意味するものとして扱う。

例 12 :

「～治療用の薬剤の製造のための物質 X の使用(利用)」は、「～治療用の薬剤の製造のための物質 X の使用方法」として扱う。

- (4) 発明特定事項が選択肢で表現されており、その選択肢同士が類似の性質又は機能を有しないため、発明が不明確となる場合

明確性要件が規定された趣旨からみれば、一の請求項から発明が明確に把握されることが必要である。また、請求項の制度の趣旨に照らせば、一の請求項に記載された事項に基づいて、一の発明が把握されることが必要である。

したがって、請求項に係る発明を特定するための事項に関して二以上の選択肢があり、その選択肢同士が類似の性質又は機能を有しない場合には、明確性要件違反となる。

HB2201
マーカッシュ形式などの択一形式による記載が化学物質に関するものである場合の明確性要件

(明確性要件違反となる例)

例 13 : 特定の部品又は該部品を組み込んだ装置

例 14：特定の電源を有する送信機又は受信機

例 15：一の請求項に化学物質の中間体と最終生成物とが択一的に記載されている場合
ただし、ある最終生成物に対して中間体となるものであっても、それ自身が最終生成物でもあり、他の最終生成物と共にマーカッシュ形式の記載要件を満たすものについてはこの限りでない。

(5) 範囲を曖昧にし得る表現がある結果、発明の範囲が不明確となる場合

審査官は、範囲を曖昧にし得る表現があるからといって、発明の範囲が直ちに不明確であると判断するのではなく、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮してその表現を含む発明特定事項の範囲を当業者が理解できるか否かを検討する。

a 否定的表現(「～を除く」、「～でない」等)がある結果、発明の範囲が不明確となる場合

否定的表現によって除かれるものが不明確な場合(例えば、「引用文献 1 に記載される発明を除く。」)は、その表現を含む請求項に係る発明の範囲は不明確となる。

しかし、請求項に否定的表現があっても、その表現によって除かれる前の発明の範囲が明確であり、かつ、その表現によって除かれる部分の範囲が明確であれば、通常、その請求項に係る発明の範囲は明確である。

b 上限又は下限だけを示すような数値範囲限定(「～以上」、「～以下」等)がある結果、発明の範囲が不明確となる場合

c 比較の基準若しくは程度が不明確な表現(「やや比重の大なる」、「はるかに大きい」、「高温」、「低温」、「滑りにくい」、「滑りやすい」等)があるか、又は用語の意味が曖昧である結果、発明の範囲が不明確となる場合

ただし、例えば、増幅器に関して用いられる「高周波」のように、特定の技術分野においてその使用が広く認められ、その意味するところが明確である場合は、通常、発明の範囲は明確である。

d 範囲を不確定とさせる表現(「約」、「およそ」、「略」、「実質的に」、「本質的に」等)がある結果、発明の範囲が不明確となる場合

ただし、範囲を不確定とさせる表現があっても発明の範囲が直ちに不明確であると判断をするのではなく、審査官は、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮して、発明の範囲が理解できるか否かを検討する。

例 16：

〔請求項〕

半導体基板の表面に被覆原料を堆積させる方法において、被覆原料を堆積させる際に半導体基板を回転させることにより、被覆原料の実質的に均一な供給を行うことを特徴とする被覆方法。

（説明）

被覆原料を完全に均一に供給することが不可能であることは、出願時における技術常識である。明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮すると、本願発明は、半導体基板を回転させることにより、半導体基板の表面に供給する被覆原料の供給量を実質的に均一にするものである、ということが理解できる。そして、ここでいう「実質的に均一な供給」とは、半導体基板を回転させることにより得られる程度の均一性を意味することが明確に把握できる。したがって、発明の範囲は明確である。なお、本事例において、「実質的に」が「略」と記載されていても、同様に判断される。

例 17：

〔請求項〕

キーパッドを含む第 1 の筐体とディスプレイを含む第 2 の筐体の底面が、一方の筐体他方の筐体に対して他方の筐体を約 360 度回転可能にするヒンジで接続された折り畳み式携帯電話において、第 1 の筐体中の電気回路と第 2 の筐体中の電気回路をフレキシブル基板で接続したことを特徴とする折り畳み式携帯電話。

（説明）

明細書及び図面の記載を考慮すると、本願発明は、一方の筐体他方の筐体に対して接続部を中心として約 360 度回転する公知技術を改良した発明であることが理解できる。ここで、一方の筐体他方の筐体に対して約 360 度回転するというのは、第 1 の筐体の背面と第 2 の筐体の背面が対向するような配置（キーパッドとディスプレイがそれぞれ外方を向く配置）を指し示していることは、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識から明らかである。したがって、発明の範囲は明確である。なお、本事例において、「約」が「略」又は「実質的に」と記載されていても、同様に判断される。

e 「所望により」、「必要により」などの字句とともに任意付加的事項又は選択

的事項が記載された表現がある結果、発明の範囲が不明確となる場合(「特に」、「例えば」、「など」、「好ましくは」、「適宜」のような字句を含む記載もこれに準ずる。)

このような表現がある場合には、どのような条件のときにその任意付加的事項又は選択的事項が必要であるかが不明で、請求項の記載事項が多義的に解されることがある。

一方で、例えば、選択的事項について、それが、上位概念で記載された発明特定事項の単なる例示にすぎないものと理解できる場合(例えば、「アルカリ金属(例えばリチウム)」といった表現がされている場合)は、発明の範囲は明確である。

また、任意付加的な事項において、発明の詳細な説明に、その付加的事項について、任意であることが理解できるように記載されている場合も、発明の範囲は明確である。

f 請求項に 0 を含む数値範囲限定(「0～10%」等)がある結果、発明の範囲が不明確となる場合

発明の詳細な説明に数値範囲で限定されるべきものが必須成分である旨の明示の記載がある場合は、その成分が任意成分であると解される「0～10%」との用語と矛盾し、請求項に記載された用語が多義的になり、発明の範囲が不明確となる。これに対し、発明の詳細な説明に、それが任意成分であることが理解できるように記載されている場合は、0 を含む数値範囲限定が記載されていても、発明の範囲は不明確とはならない。

g 請求項の記載が、発明の詳細な説明又は図面の記載で代用されている結果、発明の範囲が不明確となる場合

例 18 : 「図 1 に示す自動掘削機構」等の代用記載を含む場合

(説明)

一般的に、図面は多義的に解され曖昧な意味を持つものであることから、請求項の記載が、図面の記載で代用されている場合には、多くの場合、発明の範囲は不明確なものとなる。

例 19 : 「明細書記載のコップ」等の、引用箇所が不明な代用記載を含む場合

次の例のように、発明の詳細な説明又は図面の記載を代用しても発明が明確になる場合もあることに、審査官は留意する。

例 20：「図 1 に示す点 A()、点 B()、点 C()、点 D()で囲まれる範囲内の Fe・Cr・Al 及び x%以下の不純物よりなる Fe・Cr・Al 耐熱電熱用合金。」のように、合金に関する発明において、合金成分組成の相互間に特定の関係があり、その関係が、数値又は文章によるのと同程度に、図面の引用により明確に表せる場合

2.3 留意事項

- (1) 第 36 条第 5 項の「特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載」すべき旨の規定の趣旨(「第 1 節 特許法 第 36 条第 5 項」参照)からみて、出願人が請求項において特許を受けようとする発明について記載するに当たっては、種々の表現形式を用いることができる。

例えば、「物の発明」の場合に、発明特定事項として物の結合や物の構造の表現形式を用いることができるほか、作用、機能、性質、特性、方法、用途その他の様々な表現方式を用いることができる。同様に、「方法(経時的要素を含む一定の行為又は動作)の発明」の場合も、発明特定事項として、方法(行為又は動作)の結合、その行為又は動作に使用する物その他の表現形式を用いることができる。

他方、第 36 条第 6 項第 2 号の規定により、請求項は、一の請求項から発明が明確に把握されるように記載されていなければならないから、上記の種々の表現形式を用いた発明の特定は、発明が明確である限りにおいて許容されるにとどまる。

- (2) 請求項に用途を意味する記載のある用途発明において、用途を具体的なものに限定せずに一般的に表現した請求項の場合については、その一般的表現の用語の存在が請求項に係る発明を不明確にしないときは、単に一般的な表現であることのみ、すなわち概念が広いということのみを根拠として、審査官が明確性要件違反と判断することは適切でない。

例えば、請求項が、「～からなる病気 X 用の医薬(又は農薬)」ではなく、単に「～からなる医薬(又は農薬)」等のように表現されている場合に、一般的な表現であることのみを根拠として、審査官が明確性要件違反と判断することは適切でない。

また、組成物において、請求項に用途又は性質による特定がないものについても、単に用途又は性質の特定がないことのみをもって、審査官が明確性要件違反と判断することは適切でない。

HB2002

明細書、特許請求の範囲又は図面に拒絶理由に該当しない記載不備のある案件への対応について

(3) 多数項引用形式請求項(注)の場合は、発明の引用の仕方によっては、発明が不明確となる場合があることに、審査官は留意する。

(注) 他の二以上の請求項(独立形式、引用形式を問わない。)の記載を引用して記載した請求項のこと。

(4) 「第1章第1節 実施可能要件」の6.(i)から(vi)まで(ただし、「発明の詳細な説明」とあるのは「特許請求の範囲」に読み替える。)に該当する場合において、請求項に記載された事項を当業者が正確に理解できないため請求項に係る発明が明確でないときは、明確性要件違反となる。

3. 明確性要件についての判断に係る審査の進め方

3.1 拒絶理由通知

審査官は、請求項に係る発明が明確でないと判断した場合は、特許請求の範囲の記載が明確性要件を満たしていない旨の拒絶理由通知をする。拒絶理由通知において、例えば、当業者が理解できないと判断した請求項に記載された用語を指摘するとともに、その判断の根拠(例えば、判断の際に特に考慮した発明の詳細な説明の記載箇所、出願時の技術常識の内容等)を示すことなどにより、発明が明確でないと考える理由を具体的に説明する。

理由を具体的に説明せず、「請求項に係る発明は明確でない」とだけ記載することは適切ではない。出願人が有効な反論をすることや拒絶理由を回避するための補正の方向を理解することが困難になるからである。

3.2 出願人の反論、釈明等

出願人は、明確性要件違反の拒絶理由通知に対して、意見書等により反論、釈明することができる。

例えば、(i)審査官が理解できないと判断した請求項に記載された用語について出願時の技術常識から理解できる旨、又は(ii)審査官が判断の際に特に考慮したものとは異なる発明の詳細な説明の記載箇所若しくは出願時の技術常識を示しつつ、発明を明確に把握できる旨を、意見書において主張することができる。

3.3 出願人の反論、釈明等に対する審査官の対応

反論、釈明等(3.2 参照)により、特許請求の範囲の記載が明確性要件を満たすとの心証を、審査官が得られる状態になった場合は、その拒絶理由は解消する。そうでない場合は、特許請求の範囲の記載が明確性要件を満たさない旨の拒絶理由に基づき、拒絶査定をする。

4. 特定の表現を有する請求項についての取扱い

4.1 機能、特性等を用いて物を特定しようとする記載がある場合

4.1.1 発明が不明確となる類型

- (1) 明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮しても、請求項に記載された機能、特性等(注)の意味内容(定義、試験方法又は測定方法等)を当業者が理解できない結果、発明が不明確となる場合(2.2(1)b 参照)

例 1 :

[請求項]

X 研究所試験法に従って測定された粘度が a～b パスカル秒である成分 Y を含む接着用組成物。

(説明)

「X 研究所試験法」は、発明の詳細な説明に定義及び試験方法が記載されておらず、また、出願時の技術常識でもないので、「X 研究所試験法に従って測定された粘度が a～b パスカル秒である」との機能、特性等の意味内容を当業者が理解できない。

(注) 原則として、発明特定事項として記載する機能、特性等は、標準的なもの、すなわち、JIS(日本工業規格)、ISO 規格(国際標準化機構規格)又は IEC 規格(国際電気標準会議規格)により定められた定義を有し、又はこれらで定められた試験、測定方法によって定量的に決定できるもの(例えば、「比重」、「沸点」等)を用いて記載される。

標準的に使用されているものを用いないで表現する場合は、その表現が以下の(i)又は(ii)のいずれかに該当するものである場合を除き、発明の詳細な説明の記載において、その機能、特性等の定義や試験方法又は測定方法を明確にするとともに、請求項のこれらの機能、特性等の記載がそのような定義や試験方法又は測定方法によるものである

ることが明確になるように記載しなければならない。

- (i) 請求項に係る発明の属する技術分野において当業者に慣用されているもの
- (ii) 慣用されていないにしてもその定義や試験・測定方法が当業者に理解できるもの

- (2) 出願時の技術常識を考慮すると、機能、特性等によって記載された発明特定事項が技術的に十分に特定されていないことが明らかであり、明細書及び図面の記載を考慮しても、当業者が請求項の記載から発明を明確に把握できない場合

請求項に係る発明の範囲が明確である場合には、通常、当業者は請求項の記載から発明を明確に把握できる。

しかし、機能、特性等による表現を含む請求項においては、発明の範囲が明確であっても、出願時の技術常識を考慮すると、機能、特性等によって規定された事項が技術的に十分に特定されていないことが明らかであり、明細書及び図面の記載を考慮しても、請求項の記載に基づいて、的確に新規性、進歩性等の特許要件の判断ができない場合がある。このような場合には、一の請求項から発明が明確に把握されることが必要である、という特許請求の範囲の機能(1. 参照)を担保しているといえないから、明確性要件違反となる。

(留意事項)

機能、特性等によって規定された事項が技術的に十分に特定されていないことが明らかであるとの判断は、発明の属する技術分野における出願時の技術常識に基づいてなされるため、審査官は、その判断の根拠となる技術常識の内容を示せない場合には、この類型を適用しない。

また、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮すれば請求項の記載から発明を明確に把握できる場合は、この類型に該当しない。

例 2 : R 受容体活性化作用を有する化合物

(説明)

明細書には、「R 受容体」は出願人が初めて発見したものであることが記載されているが、新たに見いだされた受容体を活性化する作用のみで規定された化合物が具体的にどのようなものであるかを理解することは困難であることが出願時の技術常識である。したがって、このような技術常識を考慮すると、上記作用を有するために必要な化学構造等が何ら規定されず、上記作用のみで規定された「化合物」は、技術的に十分に特定されていないことが明らかであり、明細書及び図面の記載を考慮しても、請求項の記載から発明を明確に把握することができない。

(留意事項)

物の有する機能、特性等からその物の構造の予測が困難な技術分野に属する発明であっても、例えば、出願時の技術常識を考慮すれば、その機能、特性等を有するものを容易に理解できる場合には、その機能、特性等によって規定された事項は技術的に十分に特定されているといえる。

例 3：X 試験法によりエネルギー効率を測定した場合に、電気で走行中のエネルギー効率が a～b% であるハイブリッドカー

(説明)

ハイブリッドカーの技術分野においては、通常、電気で走行中のエネルギー効率は a% よりはるかに低い x% 程度であって、a～b% なる高いエネルギー効率を実現することは困難であることが出願時の技術常識であり、このような高いエネルギー効率のみで規定されたハイブリッドカーが具体的にどのようなものであるかを理解することは困難である。したがって、上記エネルギー効率を実現するための手段が何ら規定されず、上記エネルギー効率のみで規定された「ハイブリッドカー」は、技術的に十分に特定されていないことが明らかであり、明細書及び図面の記載を考慮しても、請求項の記載から発明を明確に把握することができない。

4.1.2 留意事項

- (1) 機能、特性等による表現形式を用いることにより、発明の詳細な説明に記載された一又は複数の具体例を拡張ないし一般化したものを請求項に記載することも可能である。しかし、その結果、請求項に係る発明が、発明の詳細な説明において発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲を超えるものになる場合には、サポート要件違反となる(「第 2 節 サポート要件」の 2.1(3)参照)。

また、機能、特性等による表現を含む請求項であって、引用発明との対比が困難であり、厳密な対比をすることができない場合には、審査官が請求項に係る発明の新規性又は進歩性が否定されるとの一応の合理的な疑いを抱いた場合に限り、その請求項に係る発明の新規性又は進歩性が否定される旨の拒絶理由通知がなされる(「第 III 部第 2 章第 4 節 特定の表現を有する請求項等についての取扱い」の 2.2.2 参照)。

- (2) 特許請求の範囲には、発明特定事項として、機能、特性等による表現形式を用いて記載することができる。しかし、出願人は、特許請求の範囲を明確に記載することが容易にできるにもかかわらず、殊更に不明確又は不明瞭な用

語を使用して記載すべきではない。

4.2 サブコンビネーションの発明を「他のサブコンビネーション」に関する事項を用いて特定しようとする記載がある場合

サブコンビネーションとは、二以上の装置を組み合わせてなる全体装置の発明、二以上の工程を組み合わせてなる製造方法の発明等(以上をコンビネーションという。)に対し、組み合わせられる各装置の発明、各工程の発明等をいう。

以下に、サブコンビネーションの発明を「他のサブコンビネーション」に関する事項を用いて特定しようとする記載がある場合において、発明が不明確となる類型を示す。

- (1) 明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮しても、請求項に記載された事項に基づいて、「他のサブコンビネーション」に関する事項を当業者が理解できない結果、発明が不明確となる場合
- (2) 明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮しても、「他のサブコンビネーション」に関する事項によって、当業者がサブコンビネーション発明が特定されているか否かを明確に把握できない結果又はどのように特定されているのかを明確に把握できない結果、発明が不明確となる場合

例：

【請求項】

検索ワードを検索サーバに送信し、返信情報を検索サーバから中継器を介して受信して検索結果を表示手段に表示するクライアント装置であって、前記検索サーバは前記返信情報を暗号化方式 A により符号化した上で送信することの特徴とするクライアント装置。

(説明)

暗号化方式 A により符号化した信号は、復号手段を用いなければ返信情報を把握できないことは当業者によく知られている。本願発明においては、返信情報は、検索サーバから中継器を介してクライアント装置に送信されることがとされているので、復号手段が中継器、クライアント装置のどちらに存在しているのかが明らかでない。よって、サブコンビネーションの発明であるクライアント装置について、「他のサブコンビネーション」に関する事項によって、特定されているのか否かを明確に把握できない。

4.3 製造方法によって生産物を特定しようとする記載がある場合

4.3.1 発明が不明確となる類型

以下に、製造方法によって生産物を特定しようとする記載がある場合において、発明が不明確となる類型を示す。

- (1) 明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮しても、請求項に記載された事項に基づいて、製造方法(出発物、製造工程等)を当業者が理解できない結果、発明が不明確となる場合

出発物や各製造工程における条件等が請求項に記載されていなくても、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮すればそれらを理解できる場合は、この類型には該当しない。

- (2) 明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮しても、生産物の特徴(構造、性質等)を当業者が理解できない結果、発明が不明確となる場合

請求項が製造方法によって生産物を特定しようとする記載がある場合には、審査官は、その記載を、最終的に得られた生産物自体を意味しているものと解釈して、請求項に係る発明の新規性、進歩性等の特許要件の判断をする。そのため、その生産物の構造、性質等を理解できない結果、的確に新規性、進歩性等の特許要件の判断ができない場合がある。このような場合は、一の請求項から発明が明確に把握されることが必要であるという特許請求の範囲の機能(1. 参照)を担保しているといえないから、明確性要件違反となる。

例えば、請求項に係る物の発明が製造方法のみによって規定されている場合において、明細書及び図面には、その物に反映されない特徴(例：収率が良い、効率良く製造ができる等)が記載されているだけで、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮しても、請求項に係る物の特徴(構造、性質等)を理解できない場合は、明確性要件違反となる。

例：

[請求項]

タンク内で米の供給を受けて水洗いによって肌ぬかを除去する工程、肌ぬかを除去した米をタンクの下部に設けた投下弁を開いて下方に待機する容器に投下する工程及び容器内に投下した米を乾燥する工程を含む無洗米製造方法において、米の供

給前に、タンクの内壁に油性成分 X を噴霧する工程及び投下弁を開く直前に、タンク内へ空気を噴出する工程を設けた無洗米製造方法によって製造された無洗米。

(説明)

明細書には、米の供給前に、タンクの内壁に油性成分 X を噴霧することにより、タンクの内壁に潤滑性を付与し、米の付着を抑制できるとともに、投下弁を開く直前に、タンク内へ空気を噴出することによってタンクの内壁に付着した米を、効率的に下方に待機する容器に投下できることが記載されている。しかし、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮しても、洗米タンクの内壁に油性成分 X を噴霧することによって、得られる無洗米がどのような影響を受けるかが不明であり、請求項に係る無洗米の特徴を理解することができない。

HB2203

物の発明についての請求項にその物の製造方法が記載されている場合の審査における留意事項

4.3.2 物の発明についての請求項にその物の製造方法が記載されている場合

物の発明についての請求項にその物の製造方法が記載されている場合において、その請求項の記載が「発明が明確であること」という要件に適合するといえるのは、出願時においてその物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ实际的でないという事情が存在するときに限られる。そうでない場合には、当該物の発明は不明確であると判断される。(参考) 最二小判平成 27 年 6 月 5 日(平成 24 年(受)1204 号、同 2658 号)「プラバスタチンナトリウム事件」判決

上記の事情として、以下のものが挙げられる。

- (i) 出願時において物の構造又は特性を解析することが技術的に不可能であったこと。
- (ii) 特許出願の性質上、迅速性等を必要とすることに鑑みて、物の構造又は特性を特定する作業を行うことに著しく過大な経済的支出又は時間を要すること。

出願人は、上記の事情の存在について、発明の詳細な説明、意見書等において、これを説明することができる。

4.3.3 留意事項

審査官は、請求項が製造方法によって生産物を特定しようとする表現を含む場合には、その表現は、最終的に得られた生産物自体を意味しているものと解

積する(「第 III 部第 2 章第 4 節 特定の表現を有する請求項等についての取扱い」の 5.1 参照)。そして、製造方法によって生産物を特定しようとする表現を含む請求項であって、その生産物自体が構造的にどのようなものかを決定することが極めて困難なため、引用発明との対比が困難であり、厳密な対比をすることができない場合において、審査官が請求項に係る発明の新規性又は進歩性が否定されるとの一応の合理的な疑いを抱いた場合に限り、その請求項に係る発明の新規性又は進歩性が否定される旨の拒絶理由通知がなされる(「第 III 部第 2 章第 4 節 特定の表現を有する請求項等についての取扱い」の 5.2.2 参照)。

第 4 節 簡潔性要件(特許法第 36 条第 6 項第 3 号)

1. 概要

特許法第 36 条第 6 項第 3 号は、特許請求の範囲について、請求項ごとの記載が簡潔でなければならないこと(簡潔性要件)を規定する。

請求項の記載は、新規性、進歩性等の判断対象である請求項に係る発明が認定でき、特許発明の技術的範囲を明示する権利書としての使命を果たすものでなければならない(「第 1 節 特許法第 36 条第 5 項」参照)。したがって、請求項の記載は、明確性要件を満たすものであることに加え、第三者がより理解しやすいように簡潔な記載であることが適切である。こうした趣旨から、同号は簡潔性要件について規定している。

なお、同号の規定は、請求項の記載自体が簡潔でなければならない旨を定めるものであって、その記載によって特定される発明の内容について問題とするものではない。また、複数の請求項がある場合は、これらの請求項全体としての記載の簡潔性ではなく請求項ごとに記載の簡潔性が求められる。

2. 簡潔性要件についての判断

特許請求の範囲の記載が簡潔性要件を満たさない場合の例として、以下に類型(1)及び(2)を示す。

(1) 請求項に同一内容の事項が重複して記載してあって、記載が必要以上に冗長すぎる場合

この場合であっても、請求項には出願人自らが発明を特定するために必要と認める事項を記載するという第 36 条第 5 項の趣旨からみて、同一内容の事項が重複して記載され、その重複が過度であるときに限り、審査官は、その記載が必要以上に冗長すぎると判断する。請求項に記載された発明を特定するための事項が当業者にとって自明な限定であるということ、又は仮に発明特定事項の一部が記載されていないとしても記載要件(本号を除く。)及び特許要件を満たすということのみでは、請求項の記載が冗長であることにはならない。

なお、出願人は、請求項の記載を発明の詳細な説明又は図面の記載で代用する場合においては、請求項のその記載と発明の詳細な説明又は図面の対応する記載とが全体として冗長にならないように留意する必要がある。

- (2) マーカッシュ形式で記載された化学物質の発明などのような択一形式による記載において、選択肢の数が大量である結果、請求項の記載の簡潔性が著しく損なわれている場合

請求項の記載の簡潔性が著しく損なわれているか否かを判断するに際しては、審査官は、以下の(i)及び(ii)に留意する。

- (i) 選択肢同士が重要な化学構造要素を共有しない場合は、重要な化学構造要素を共有する場合と比較して、より少ない選択肢の数であっても選択肢が大量とされる。
- (ii) 選択肢の表現形式が条件付き選択形式のような複雑なものである場合は、そうでない場合と比較して、より少ない選択肢の数であっても選択肢が大量とされる。

なお、この類型に該当する場合においても、審査官は、請求項に記載された選択肢によって表現される化学物質群であって実施例として記載された化学物質を含むもの(実施例に対応する特定の選択肢で表現された化学物質群)の少なくとも一つを選び、これについての特許要件の判断をする。審査官は、特許要件の判断をした化学物質群を、特許要件を満たすか否かにかかわらず、拒絶理由通知中で特定する。

3. 簡潔性要件についての判断に係る審査の進め方

3.1 拒絶理由通知

審査官は、特許請求の範囲の記載が簡潔性要件を満たしていないと判断した場合は、その旨の拒絶理由通知をする。その場合には、該当する請求項及びその請求項中の簡潔でないと判断した事項を記載する。また、発明が簡潔でないと判断した理由を具体的に説明する。

理由を具体的に説明せず、「請求項に係る発明は簡潔でない」とだけ記載することは適切でない。出願人が有効な反論をすることや拒絶理由を回避するための補正の方向を理解することが困難になるからである。

なお、2.で述べたとおり、同一内容の事項が重複して記載されている場合であっても、簡潔性要件違反の拒絶理由を通知できるのは、その重複が過度である

場合に限られることに審査官は留意しなければならない。また、マーカッシュ形式で記載された化学物質の発明などのような択一形式による記載において、選択肢の数が大量であっても、簡潔性要件違反の拒絶理由を通知できるのは、請求項の記載の簡潔性が著しく損なわれている場合に限られることに審査官は留意しなければならない。

3.2 出願人の反論、釈明等

出願人は、簡潔性要件違反の拒絶理由通知に対して、意見書等により反論、釈明等を行うことができる。

3.3 出願人の反論、釈明等に対する審査官の対応

反論、釈明等(3.2 参照)により、特許請求の範囲の記載が簡潔性要件を満たすとの心証を、審査官が得られる状態になった場合は、その拒絶理由は解消する。そうでない場合は、特許請求の範囲の記載が簡潔性要件を満たさない旨の拒絶理由に基づき、拒絶査定をする。

第 5 節 特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件
(特許法第 36 条第 6 項第 4 号)

1. 概要

特許法第 36 条第 6 項第 4 号は、特許請求の範囲の記載に関する技術的な規定、すなわち特許請求の範囲をどのように記載すべきかを、特許法施行規則第 24 条の 3 に委任するものである。

HB2202

請求項の記載形式
－独立形式と引用
形式－

2. 第 36 条第 6 項第 4 号についての判断

以下に、第 36 条第 6 項第 4 号違反と判断される類型(1)から(4)までを示す。

- (1) 請求項ごとに行を改めて記載されていない、又は一の番号を付して記載されていない場合(施行規則第 24 条の 3 第 1 号違反)

例 1 :

[請求項 1]特定構造のボールベアリング[請求項 2]外輪の外側に環状緩衝体を設けた請求項 1 記載のボールベアリング。

(説明)

請求項 2 の行が改まっていない。

例 2 :

[請求項]特定構造のボールベアリング。

[請求項]外輪の外側に環状緩衝体を設けた特定構造のボールベアリング。

(説明)

一の番号を付して記載されていない。

- (2) 請求項に付す番号が、記載する順序により連続番号となっていない場合(施行規則第 24 条の 3 第 2 号違反)

HB8003

国際段階での補正により請求項に(削除)と記載されている場合の取扱い

例 3 :

[請求項 1]特定構造のボールベアリング。

[請求項 3]外輪の外側に環状緩衝体を設けた請求項 1 記載のボールベアリング。

(説明)

請求項 1 の次が請求項 3 となっており、請求項が連続番号となっていない。

- (3) 請求項の記載における他の請求項の記載の引用が、その請求項に付した番号によりされていない場合(施行規則第 24 条の 3 第 3 号違反)

例 4 :

[請求項 1]特定構造のボールベアリング。

[請求項 2]特定の工程による先に記載したボールベアリングの製法。

(説明)

請求項 2 の「先に記載したボールベアリング」の記載は、請求項に付した番号により引用していない。

- (4) 他の請求項を引用して請求項を記載する際に、その請求項が、引用する請求項よりも前に記載されている場合(施行規則第 24 条の 3 第 4 号違反)

例 5 :

[請求項 1]外輪の外側に環状緩衝体を設けた請求項 2 記載のボールベアリング。

[請求項 2]特定構造のボールベアリング。

(説明)

請求項 2 を引用する請求項 1 が、請求項 2 より前に記載されている。

3. 第 36 条第 6 項第 4 号についての判断に係る審査の進め方

3.1 拒絶理由通知

審査官は、特許請求の範囲の記載が第 36 条第 6 項第 4 号の要件に違反したものと判断した場合は、その旨の拒絶理由通知をする。その場合には、審査官は、該当する請求項及びこの要件に違反したものと判断した理由を具体的に説明する。

理由を具体的に説明せず、「特許請求の範囲の記載は第 36 条第 6 項第 4 号の要件に違反している」とだけ記載することは適切でない。出願人が有効な反論をすることや拒絶理由を回避するための補正の方向を理解することが困難になるからである。

3.2 出願人の反論、釈明等

出願人は、特許請求の範囲の記載が第 36 条第 6 項第 4 号の要件に違反する旨の拒絶理由通知に対して、意見書等により反論、釈明等を行うことができる。

3.3 出願人の反論、釈明等に対する審査官の対応

反論、釈明等(3.2 参照)により、特許請求の範囲の記載が第 36 条第 6 項第 4 号の要件を満たすとの心証を、審査官が得られる状態になった場合は、拒絶理由は解消する。そうでない場合は、特許請求の範囲の記載が同要件を満たさない旨の拒絶理由に基づき、拒絶査定をする。

<関連規定>

特許法

(特許出願)

第36条 (略)

2・3 (略)

4 前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。

二 その発明に関連する文献公知発明(第二十九条第一項第三号に掲げる発明をいう。以下この号において同じ。)のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。

5 第二項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。

6 第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。

二 特許を受けようとする発明が明確であること。

三 請求項ごとの記載が簡潔であること。

四 その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。

7 (略)

第37条 二以上の発明については、経済産業省令で定める技術的関係を有することにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、一の願書で特許出願をすることができる。

(文献公知発明に係る情報の記載についての通知)

第48条の7 審査官は、特許出願が第三十六条第四項第二号に規定する要件を満たしていないと認めるときは、特許出願人に対し、その旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができる。

(拒絶の査定)

HB2001

第 36 条の条文及びその適用時期について

第49条 審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一～四 (略)

五 前条の規定による通知をした場合であつて、その特許出願が明細書についての補正又は意見書の提出によつてもなお第三十六条第四項第二号に規定する要件を満たすこととならないとき。

六・七 (略)

特許法施行規則

(発明の詳細な説明の記載)

第24条の2 特許法第三十六条第四項第一号の経済産業省令で定めるところによる記載は、発明が解決しようとする課題及びその解決手段その他のその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が発明の技術上の意義を理解するために必要な事項を記載することによりしなければならない。

(特許請求の範囲の記載)

第24条の3 特許法第三十六条第六項第四号の経済産業省令で定めるところによる特許請求の範囲の記載は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 請求項ごとに行を改め、一の番号を付して記載しなければならない。
- 二 請求項に付す番号は、記載する順序により連続番号としなければならない。
- 三 請求項の記載における他の請求項の記載の引用は、その請求項に付した番号によりしなければならない。
- 四 他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、引用する請求項より前に記載してはならない。

(発明の単一性)

第25条の8 特許法第三十七条の経済産業省令で定める技術的關係とは、二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの発明が単一の一般的発明概念を形成するように連関している技術的關係をいう。

- 2 前項に規定する特別な技術的特徴とは、発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう。
- 3 第一項に規定する技術的關係については、二以上の発明が別個の請求項に記載されているか単一の請求項に択一的な形式によって記載されているかどうかにかかわらず、その有無を判断するものとする。

第 2 章 新規性・進歩性(特許法第 29 条第 1 項・第 2 項)

第 1 節 新規性

HB 附属書 A
新規性に関する事
例集HB 附属書 A
進歩性に関する事
例集HB 附属書 B
「特許・実用新案
審査基準」の特定
技術分野への適用
例

1. 概要

特許法第29条第1項各号には、日本国内又は外国において、特許出願前に公知
知られた発明(第1号)、公然実施をされた発明(第2号)、頒布された刊行物に記載
された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明(第3号)が掲
げられている。そして、同項は、これらの公知(注)の発明(新規性を有していな
い発明。以下この章において「先行技術」という。)については、特許を受ける
ことができない旨を規定している。

特許制度は発明公開の代償として特許権を付与するものであるから、特許権
が付与される発明は新規な発明でなければならない。同項は、このことを考慮
して規定されたものである。

この節では、審査の対象となっている特許出願(以下この章において「本願」
という。)に係る発明の新規性の判断について取り扱う。

(注)「公知」という用語は、一般に、第29条第1項第1号に該当するときを指す場合と、
同項第1号から第3号までのいずれかに該当するときを指す場合とがあるが、以下この
部においては、後者の意味で用いる。

2. 新規性の判断

新規性の判断の対象となる発明は、請求項に係る発明である。

審査官は、請求項に係る発明が新規性を有しているか否かを、請求項に係る
発明と、新規性及び進歩性の判断のために引用する先行技術(引用発明)とを対比
した結果、請求項に係る発明と引用発明との間に相違点があるか否かにより判
断する。相違点がある場合は、審査官は、請求項に係る発明が新規性を有して
いると判断する。相違点がない場合は、審査官は、請求項に係る発明が新規性
を有していないと判断する。

審査官は、特許請求の範囲に二以上の請求項がある場合は、請求項ごとに、
新規性の有無を判断する。

第 2 節 進歩性

1. 概要

特許法第29条第2項は、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者(以下この部において「当業者」という。)が先行技術に基づいて容易に発明をすることができたときは、その発明(進歩性を有していない発明)について、特許を受けることができないことを規定している。

当業者が容易に発明をすることができたものについて特許権を付与することは、技術進歩に役立たず、かえってその妨げになるからである。

この節では、特許を受けようとする発明の進歩性の判断、すなわち、その発明が先行技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるか否かの判断を、どのようにするかについて取り扱う。

2. 進歩性の判断に係る基本的な考え方

進歩性の判断の対象となる発明は、請求項に係る発明である。

審査官は、請求項に係る発明の進歩性の判断を、先行技術に基づいて、当業者が請求項に係る発明を容易に想到できたことの論理の構築(論理付け)ができるか否かを検討することにより行う。

当業者が請求項に係る発明を容易に想到できたか否かの判断には、進歩性が否定される方向に働く諸事実及び進歩性が肯定される方向に働く諸事実を総合的に評価することが必要である。そこで、審査官は、これらの諸事実を法的に評価することにより、論理付けを試みる。

HB3201

請求項に係る発明が新規性を有していないと判断されるとともに、進歩性も有していないと判断され得る例

以下この部において「当業者」とは、以下の(i)から(iv)までの全ての条件を備えた者として、想定された者をいう。当業者は、個人よりも、複数の技術分野からの「専門家からなるチーム」として考えた方が適切な場合もある。

- (i) 請求項に係る発明の属する技術分野の出願時の技術常識(注1)を有していること。
- (ii) 研究開発(文献解析、実験、分析、製造等を含む。)のための通常の技術的手段を用いることができること。
- (iii) 材料の選択、設計変更等の通常の創作能力を発揮できること。
- (iv) 請求項に係る発明の属する技術分野の出願時の技術水準(注2)にあるもの全てを自らの知識とすることができ、発明が解決しようとする課題に関連し

た技術分野の技術を自らの知識とすることができること。

論理付けを試みる際には、審査官は、請求項に係る発明の属する技術分野における出願時の技術水準を的確に把握する。そして、請求項に係る発明についての知識を有しないが、この技術水準にあるもの全てを自らの知識としている当業者であれば、本願の出願時にどのようにするかを常に考慮して、審査官は論理付けを試みる。

(注1) 「技術常識」とは、当業者に一般的に知られている技術(周知技術及び慣用技術を含む。)又は経験則から明らかな事項をいう。したがって、技術常識には、当業者に一般的に知られているものである限り、実験、分析、製造の方法、技術上の理論等が含まれる。当業者に一般的に知られているものであるか否かは、その技術を記載した文献の数のみで判断されるのではなく、その技術に対する当業者の注目度も考慮して判断される。

ここで、「周知技術」とは、その技術分野において一般的に知られている技術であって、例えば、以下のようなものをいう。

- (i) その技術に関し、相当多数の刊行物(「第3節 新規性・進歩性の審査の進め方」の3.1.1参照)又はウェブページ等(「第3節 新規性・進歩性の審査の進め方」の3.1.2参照)(以下この章において「刊行物等」という。)が存在しているもの
 - (ii) 業界に知れ渡っているもの
 - (iii) その技術分野において、例示する必要がない程よく知られているもの
- 「慣用技術」とは、周知技術であって、かつ、よく用いられている技術をいう。

(注2) 「技術水準」とは、先行技術のほか、技術常識その他の技術的知識(技術的知見等)から構成される。

3. 進歩性の具体的な判断

審査官は、先行技術の中から、論理付けに最も適した一の引用発明を選んで主引用発明とし、以下の(1)から(4)までの手順により、主引用発明から出発して、当業者が請求項に係る発明に容易に到達する論理付けができるか否かを判断する。審査官は、独立した二以上の引用発明を組み合わせる主引用発明としてはならない。

審査官は、特許請求の範囲に二以上の請求項がある場合は、請求項ごとに、進歩性の有無を判断する。

- (1) 審査官は、請求項に係る発明と主引用発明との間の相違点に関し、進歩性が否定される方向に働く要素(3.1参照)に係る諸事情に基づき、他の引用発明(以下この章において「副引用発明」という。)を適用したり、技術常識を考慮したりして、論理付けができるか否かを判断する。
- (2) 上記(1)に基づき、論理付けができないと判断した場合は、審査官は、請求項に係る発明が進歩性を有していると判断する。
- (3) 上記(1)に基づき、論理付けができると判断した場合は、審査官は、進歩性が肯定される方向に働く要素(3.2参照)に係る諸事情も含めて総合的に評価した上で論理付けができるか否かを判断する。
- (4) 上記(3)に基づき、論理付けができないと判断した場合は、審査官は、請求項に係る発明が進歩性を有していると判断する。
 上記(3)に基づき、論理付けができた判断した場合は、審査官は、請求項に係る発明が進歩性を有していないと判断する。

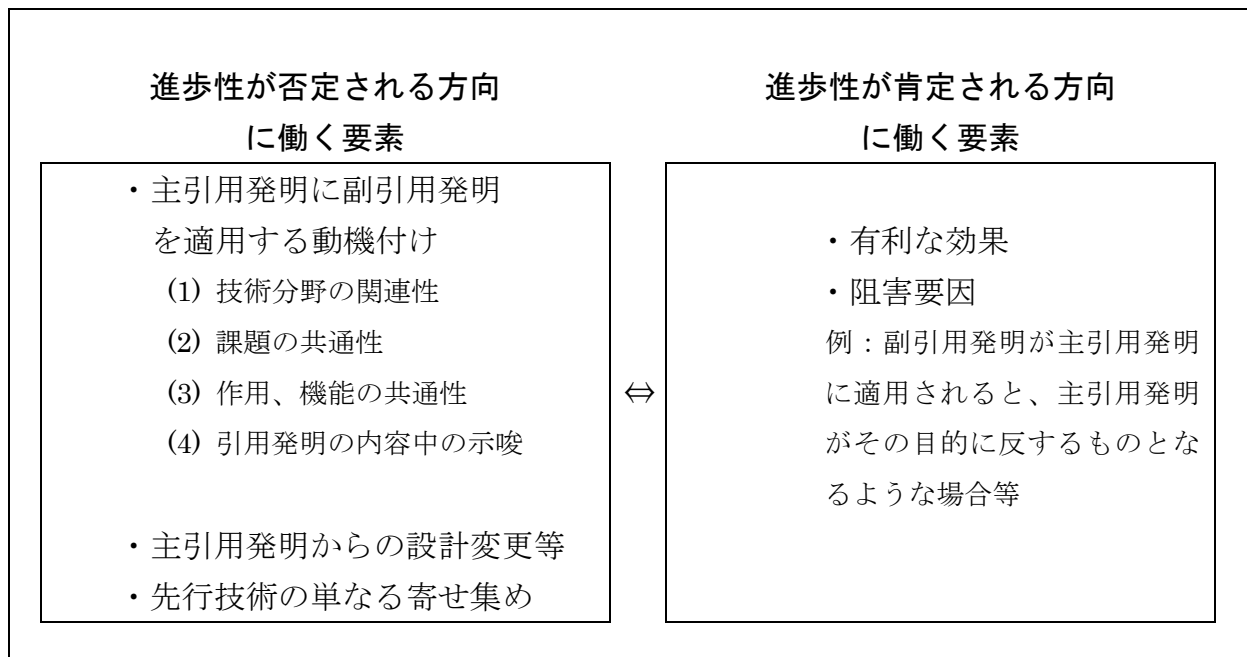


図 論理付けのための主要素

上記(2)の手順に関し、例えば、請求項に係る発明と主引用発明との間の相違点に対応する副引用発明がなく、相違点が設計変更等でもない場合は、論理付けはできなかったことになる。

他方、上記(4)後段の手順に関し、例えば、請求項に係る発明と主引用発明との間の相違点に対応する副引用発明があり、かつ、主引用発明に副引用発明を適用する動機付け(論理付けのための一要素。上図を参照。)があり、進歩性が肯定される方向に働く事情がない場合は、論理付けができたことになる。

3.1 進歩性が否定される方向に働く要素

3.1.1 主引用発明に副引用発明を適用する動機付け

主引用発明(A)に副引用発明(B)を適用したとすれば、請求項に係る発明(A+B)に到達する場合(注1)には、その適用を試みる動機付けがあることは、進歩性が否定される方向に働く要素となる。

主引用発明に副引用発明を適用する動機付けの有無は、以下の(1)から(4)までの動機付けとなり得る観点を総合考慮して判断される。審査官は、いずれか一つの観点に着目すれば、動機付けがあるといえるか否かを常に判断できるわけではないことに留意しなければならない。

- (1) 技術分野の関連性
- (2) 課題の共通性
- (3) 作用、機能の共通性
- (4) 引用発明の内容中の示唆

(注1) 当業者の通常の創作能力の発揮である設計変更等(3.1.2(1)参照)は、副引用発明を主引用発明に適用する際にも考慮される。よって、主引用発明に副引用発明を適用する際に、設計変更等を行いつつ、その適用をしたとすれば、請求項に係る発明に到達する場合も含まれる。

(1) 技術分野の関連性

主引用発明の課題解決のために、主引用発明に対し、主引用発明に関連する技術分野の技術手段の適用を試みることは、当業者の通常の創作能力の発揮である。例えば、主引用発明に関連する技術分野に、置換可能又は付加可能な技術手段があることは、当業者が請求項に係る発明に導かれる動機付けがあるというための根拠となる。

審査官は、主引用発明に副引用発明を適用する動機付けの有無を判断するに当たり、(1)から(4)までの動機付けとなり得る観点のうち「技術分野の関連性」については、他の動機付けとなり得る観点も併せて考慮しなければならない。

ただし、「技術分野」を把握するに当たり(注2)、単にその技術が適用される製品等の観点のみならず、課題や作用、機能といった観点をも併せて考慮する場合は、「技術分野の関連性」について判断をすれば、「課題の共通性」や「作用、機能の共通性」を併せて考慮したことになる。このような場合において、他の動機付けとなり得る観点を考慮しなくても、「技術分野の関連性」により動機付けがあるといえるならば、動機付けの有無を判断するに当たり、改めて「課題の共通性」や「作用、機能の共通性」について考慮する必要はない。

(注2) 技術分野は、適用される製品等に着目したり、原理、機構、作用、機能等に着目したりすることにより把握される。

例1：

[請求項]

アドレス帳の宛先を通信頻度に応じて並べ替える電話装置。

[主引用発明]

アドレス帳の宛先をユーザが設定した重要度に応じて並べ替える電話装置。

[副引用発明]

アドレス帳の宛先を通信頻度に応じて並べ替えるファクシミリ装置。

(説明)

主引用発明の装置と、副引用発明の装置とは、アドレス帳を備えた通信装置という点で共通する。このことに着目すると、両者の技術分野は関連している。

さらに、ユーザが通信をしたい宛先への発信操作を簡単にする点でも共通していると判断された場合には、両者の技術分野の関連性が課題や作用、機能といった観点をも併せて考慮されたことになる。

(2) 課題の共通性

主引用発明と副引用発明との間で課題が共通することは、主引用発明に副引用発明を適用して当業者が請求項に係る発明に導かれる動機付けがあるというための根拠となる。

本願の出願時において、当業者にとって自明な課題又は当業者が容易に着想し得る課題が共通する場合も、課題の共通性は認められる。審査官は、主引用発明や副引用発明の課題が自明な課題又は容易に着想し得る課題であるか否かを、出願時の技術水準に基づいて把握する。

審査官は、請求項に係る発明とは別の課題を有する引用発明に基づき、主引用発明から出発して請求項に係る発明とは別の思考過程による論理付けを試

みることでもある。試行錯誤の結果の発見に基づく発明等、請求項に係る発明の課題が把握できない場合も同様である。

例2：

【請求項】

表面に硬質炭素膜が形成されたペットボトル。

【主引用発明】

表面に酸化ケイ素膜が形成されたペットボトル。

(主引用発明が記載された刊行物には、酸化ケイ素膜のコーティングがガスバリア性を高めるためのものであることについて記載されている。)

【副引用発明】

表面に硬質炭素膜が形成された密封容器。

(副引用発明が記載された刊行物には、硬質炭素膜のコーティングがガスバリア性を高めるためのものであることについて記載されている。)

(説明)

膜のコーティングがガスバリア性を高めるためのものであることに着目すると、主引用発明と副引用発明との間で課題は共通している。

例3：

【請求項】

握り部に栓抜き部が備えられた調理鋏。

【主引用発明】

握り部に殻割部が備えられた調理鋏。

【副引用発明】

握り部に栓抜き部が備えられたペティーナイフ。

(説明)

調理鋏やナイフ等の調理器具において多機能化を図ることは、調理器具における自明の課題であり、主引用発明と副引用発明との間で課題は共通している。

(3) 作用、機能の共通性

主引用発明と副引用発明との間で、作用、機能が共通することは、主引用発明に副引用発明を適用したり結び付けたりして当業者が請求項に係る発明に導かれる動機付けがあるというための根拠となる。

例4：

【請求項】

膨張部材を膨張させて洗浄布を接触させ、ブランケットシリンダを洗浄する印刷機。

[主引用発明]

カム機構を用いて洗浄布を接触させ、ブランケットシリンダを洗浄する印刷機。

[副引用発明]

膨張部材を膨張させて洗浄布を接触させ、凹版シリンダを洗浄する印刷機。

(説明)

主引用発明のカム機構も、副引用発明の膨張部材も、洗浄布を印刷機のシリンダに接触又は離反させる作用のために設けられている点に着目すると、主引用発明と副引用発明との間で作用は共通している。

(4) 引用発明の内容中の示唆

引用発明の内容中において、主引用発明に副引用発明を適用することに関する示唆があれば、主引用発明に副引用発明を適用して当業者が請求項に係る発明に導かれる動機付けがあるというための有力な根拠となる。

例5：

[請求項]

エチレン／酢酸ビニル共重合体及び当該共重合体中に分散された受酸剤粒子を含み、当該共重合体が、さらに架橋剤により架橋されている透明フィルム。

[主引用発明]

エチレン／酢酸ビニル共重合体及び当該共重合体中に分散された受酸剤粒子を含む透明フィルム。

(主引用発明が記載された刊行物には、エチレン／酢酸ビニル共重合体が太陽電池の構成部品と接触する部材として用いられることについて言及されている。)

[副引用発明]

太陽電池用封止膜に用いられ、エチレン／酢酸ビニル共重合体からなる透明フィルムであって、当該共重合体が架橋剤により架橋された透明フィルム。

(説明)

主引用発明が記載された刊行物の前記言及は、主引用発明に、太陽電池用封止膜として用いられる透明フィルムに関する技術を適用することについて、示唆しているものといえる。

3.1.2 動機付け以外に進歩性が否定される方向に働く要素

(1) 設計変更等

請求項に係る発明と主引用発明との相違点について、以下の(i)から(iv)まで

のいずれか(以下この章において「設計変更等」という。)により、主引用発明から出発して当業者がその相違点に対応する発明特定事項に到達し得ることは、進歩性が否定される方向に働く要素となる。さらに、主引用発明の内容中に、設計変更等についての示唆があることは、進歩性が否定される方向に働く有力な事情となる。

- (i) 一定の課題を解決するための公知材料の中からの最適材料の選択(例1)
- (ii) 一定の課題を解決するための数値範囲の最適化又は好適化(例2)
- (iii) 一定の課題を解決するための均等物による置換(例3)
- (iv) 一定の課題を解決するための技術の具体的適用に伴う設計変更や設計的事項の採用(例4及び例5)

これらは、いずれも当業者の通常の創作能力の発揮にすぎないからである。

例1：

球技用ボールにおける外皮側とボール側との接着剤として、加圧で接着する接着剤に代え、周知の水反応型接着剤を適用することは、公知材料の中からの最適材料の選択にすぎない。

例2：

硬化前のコンクリートについて、流動性を悪化させる75 μ m以下の粒子の含有量を低減し、1.5質量%以下に定めることは、当業者が適宜なし得る数値範囲の最適化又は好適化にすぎない。

例3：

湿度の検知手段に特徴のある浴室乾燥装置の駆動手段として、ブラシ付き DC モータに代えて、周知のブラシレス DC モータを採用することは、均等物による置換にすぎない。

例4：

携帯電話機の出力端子と、外部の表示装置であるデジタルテレビとを接続し、当該デジタルテレビに画像を表示する際に、その画面の大きさ、画像解像度に適合したデジタルテレビ用の画像信号(デジタル表示信号)を生成及び出力することは、外部装置の種類や性能に応じて適切な方法を選択するものであって、当業者が適宜なし得る設計的事項である。

例5：

顧客側端末装置から入力された情報に応じて当該顧客に宿泊施設情報を提供するシ

システムにおいて、旅行代理店の窓口でなされているビジネス慣行を参考とし、顧客側端末装置から入力する選択項目として飲食物を採用し、また、提供する宿泊施設情報の項目として宿泊施設の築年数を採用することは、当業者が適宜採用し得る設計的事項である。

(2) 先行技術の単なる寄せ集め

先行技術の単なる寄せ集めとは、発明特定事項の各々が公知であり、互いに機能的又は作用的に関連していない場合をいう。発明が各事項の単なる寄せ集めである場合は、その発明は当業者の通常の創作能力の発揮の範囲内でなされたものである。先行技術の単なる寄せ集めであることは、進歩性が否定される方向に働く要素となる。さらに、主引用発明の内容中に先行技術の寄せ集めについての示唆があることは、進歩性が否定される方向に働く有力な事情となる。

例6：

公知の昇降手段 A を備えた建造物の外壁の作業用ゴンドラ装置に、公知の防風用カバー部材、公知の作業用具収納手段をそれぞれ付加することは、先行技術の単なる寄せ集めである。

3.2 進歩性が肯定される方向に働く要素

3.2.1 引用発明と比較した有利な効果

引用発明と比較した有利な効果は、進歩性が肯定される方向に働く要素である。このような効果が明細書、特許請求の範囲又は図面の記載から明確に把握される場合は、審査官は、進歩性が肯定される方向に働く事情として、これを参酌する。ここで、引用発明と比較した有利な効果とは、発明特定事項によって奏される効果(特有の効果)のうち、引用発明の効果と比較して有利なものをいう。

(1) 引用発明と比較した有利な効果の参酌

請求項に係る発明が、引用発明と比較した有利な効果を有している場合は、審査官は、その効果を参酌して、当業者が請求項に係る発明に容易に想到できたことの論理付けを試みる。そして、請求項に係る発明が引用発明と比較した有利な効果を有していても、当業者が請求項に係る発明に容易に想到できたことが、十分に論理付けられた場合は、請求項に係る発明の進歩性は否定される。

しかし、引用発明と比較した有利な効果が、例えば、以下の(i)又は(ii)のような場合に該当し、技術水準から予測される範囲を超えた顕著なものであることは、進歩性が肯定される方向に働く有力な事情になる。

(i) 請求項に係る発明が、引用発明の有する効果とは異質な効果を有し、この効果が出願時の技術水準から当業者が予測することができたものではない場合

(ii) 請求項に係る発明が、引用発明の有する効果と同質の効果であるが、際だって優れた効果を有し、この効果が出願時の技術水準から当業者が予測することができたものではない場合

特に選択発明(「第4節 特定の表現を有する請求項等についての取扱い」の7. 参照)のように、物の構造に基づく効果の予測が困難な技術分野に属するものについては、引用発明と比較した有利な効果を有することが進歩性の有無を判断するための重要な事情になる。

例：

請求項に係る発明が特定のアミノ酸配列を有するモチリンであって、引用発明のモチリンに比べ6～9倍の活性を示し、腸管運動亢進効果として有利な効果を奏するものである。この効果が出願当時の技術水準から当業者が予測できる範囲を超えた顕著なものであることは、進歩性が肯定される方向に働く事情になる。

(2) 意見書等で主張された効果の参酌

以下の(i)又は(ii)の場合は、審査官は、意見書等において主張、立証(例えば、実験結果の提示)がなされた、引用発明と比較した有利な効果を参酌する。

(i) その効果が明細書に記載されている場合

(ii) その効果は明細書に明記されていないが、明細書又は図面の記載から当業者がその効果を推論できる場合

しかし、審査官は、意見書等で主張、立証がなされた効果が明細書に記載されておらず、かつ、明細書又は図面の記載から当業者が推論できない場合は、その効果を参酌すべきでない。

3.2.2 阻害要因

(1) 副引用発明を主引用発明に適用することを阻害する事情があることは、論理付けを妨げる要因(阻害要因)として、進歩性が肯定される方向に働く要素となる。ただし、阻害要因を考慮したとしても、当業者が請求項に係る発明に容易に想到できたことが、十分に論理付けられた場合は、請求項に係る発明の

進歩性は否定される。

阻害要因の例としては、副引用発明が以下のようなものであることが挙げられる。

- (i) 主引用発明に適用されると、主引用発明がその目的に反するものとなるような副引用発明(例1)
- (ii) 主引用発明に適用されると、主引用発明が機能しなくなる副引用発明(例2)
- (iii) 主引用発明がその適用を排斥しており、採用されることがあり得ないと考えられる副引用発明(例3)
- (iv) 副引用発明を示す刊行物等に副引用発明と他の実施例とが記載又は掲載され、主引用発明が達成しようとする課題に関して、作用効果が他の実施例より劣る例として副引用発明が記載又は掲載されており、当業者が通常は適用を考えない副引用発明(例4)

例1:

【主引用発明】

水道水のオゾンによる滅菌処理において、水流部を主流部と支流部とに分岐し、支流部から陽極に水道水を導入し、これを電解して直接オゾン水とする方法。

(主引用発明の記載された刊行物には、気体と液体との混合に関する高価な装置(気液接触装置)の使用を避けるという主引用発明の目的が記載されている。)

【副引用発明】

純水を電解して電解槽の陽極室にオゾン含有ガスを発生させ、当該ガスを前記電解槽から取り出して陽極液から分離し、分離したオゾン含有ガスを被処理水に注入することによりオゾン水とする方法。

(説明)

気体と液体との混合に関する高価な装置(気液接触装置)の使用は、主引用発明の目的に反する。したがって、主引用発明において、副引用発明を適用し、一旦オゾン含有ガスを陽極液から取り出し、これを再び支流又は主流に注入し、溶解させる構成を採用することには、阻害要因がある。

例2 :

【主引用発明】

所定の構造を有するベーンポンプ。

【副引用発明】

所定の形状を有するガスケット。

(説明)

主引用発明のベーンポンプのシール用に、副引用発明のガスケットを用いた場合に、間隙が生じ、ベーンポンプとしての機能を果たしえなくなるときは、主引用発明に副引用発明を適用することについて、阻害要因がある。

例3:

【主引用発明】

液冷媒が通る通路と、気相冷媒が通る通路とを有する樹脂性の弁本体と、制御機構とを固定するために、かしめ固定による連結という手法を採用した温度式膨張弁。

(主引用発明が記載された刊行物には、先行技術の課題として、螺着の場合には、雄ねじの形成にコストがかかり、かつ、取付けに当たり接着剤を使用する必要があり、取付作業が面倒になることを挙げ、その課題を解決するために、かしめ固定という手法を採用したと記載されている。)

【副引用発明】

二つの部材を固定するために、ねじ結合による螺着という手法を採用した圧力制御弁。

(説明)

主引用発明は、ねじ結合による螺着という方法を積極的に排斥しており、主引用発明に、副引用発明のねじ結合による螺着という技術を適用することには、阻害要因がある。

例4:

【主引用発明】

合成繊維の仮撚加工中の合成繊維を所定の糸導ガイドを走行させつつ、一の非接触式加熱装置で加熱する方法。

(主引用発明が記載された刊行物には、染斑を低減させることが目的として記載されている。)

【副引用発明】

合成繊維の仮撚加工中の合成繊維を複数の非接触式加熱装置で加熱する方法。

(副引用発明が記載された刊行物には、いくつかの態様が記載され、そのうち、全ての非接触式加熱装置を温度 a で運転する態様については、他の態様よりは、染斑が発生しやすい態様として記載されている。)

(説明)

副引用発明の前記態様は、主引用発明が達成しようとする染斑の低減という点では劣る例として示されたものである。したがって、主引用発明に副引用発明を適用し、主引用発明の非接触式加熱装置を温度 a で運転することには、阻害要因がある。

- (2) 刊行物等の中に、請求項に係る発明に容易に想到することを妨げるほどの記載があれば、そのような刊行物等に記載された発明は、引用発明としての適格性を欠く。したがって、主引用発明又は副引用発明がそのようなものであることは、論理付けを妨げる阻害要因になる。しかし、一見論理付けを妨げるような記載があっても、進歩性が否定される方向に働く要素に係る事情が十分に存在し、論理付けが可能な場合には、そのような刊行物等に記載された発明も、引用発明としての適格性を有している。

3.3 進歩性の判断における留意事項

- (1) 請求項に係る発明の知識を得た上で、進歩性の判断をするために、以下の(i)又は(ii)のような後知恵に陥ることがないように、審査官は留意しなければならない。
- (i) 当業者が請求項に係る発明に容易に想到できたように見えてしまうこと。
 - (ii) 引用発明の認定の際に、請求項に係る発明に引きずられてしまうこと（「第3節 新規性・進歩性の審査の進め方」の3.3参照）。

- (2) 審査官は、主引用発明として、通常、請求項に係る発明と、技術分野又は課題(注1)が同一であるもの又は近い関係にあるものを選択する。

HB3202

主引用発明を選択
する際の留意事項

請求項に係る発明とは技術分野又は課題が大きく異なる主引用発明を選択した場合には、論理付けは困難になりやすい。そのような場合は、審査官は、主引用発明から出発して、当業者が請求項に係る発明に容易に想到できたことについて、より慎重な論理付け(例えば、主引用発明に副引用発明を適用するに当たり十分に動機付けとなる事情が存在するのか否かの検討)が要求されることに留意する。

(注1) 自明な課題や当業者が容易に着想し得る課題を含む。

また、ここで検討されるのは、請求項に係る発明と主引用発明との間で課題が大きく異なるか否かである。ここで請求項に係る発明と主引用発明との間で検討される課題は、3.1.1(2)の課題(主引用発明と副引用発明との間で共通するか否かが検討される課題)と同一である必要はない。

また、請求項に係る発明の解決すべき課題が新規であり、当業者が通常は着想しないようなものである場合は、請求項に係る発明と主引用発明とは、解決すべき課題が大きく異なることが通常である。したがって、請求項に係る発明

の課題が新規であり、当業者が通常は着想しないようなものであることは、進歩性が肯定される方向に働く一事情になり得る。

- (3) 審査官は、論理付けのために引用発明として用いたり、設計変更等の根拠として用いたりする周知技術について、周知技術であるという理由だけで、論理付けができるか否かの検討(その周知技術の適用に阻害要因がないか等の検討)を省略してはならない。
- (4) 審査官は、本願の明細書中に本願出願前の従来技術として記載されている技術について、出願人がその明細書の中でその従来技術の公知性を認めている場合は、出願当時の技術水準を構成するものとして、これを引用発明とすることができる。
- (5) 物自体の発明が進歩性を有している場合には、その物の製造方法及びその物の用途の発明は、原則として、進歩性を有している(注2)。

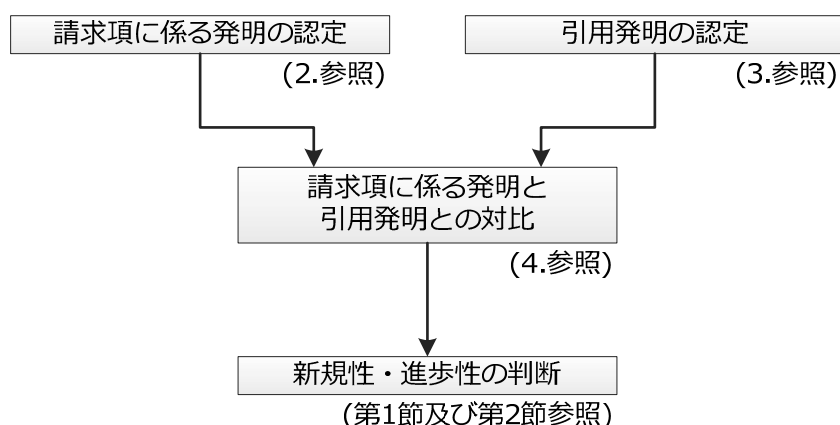
(注2) 例外としては、物自体の発明が用途発明(「第4節 特定の表現を有する請求項等についての取扱い」の3.1.2参照)である場合における、その物の製造方法が挙げられる。

- (6) 審査官は、商業的成功、長い間その実現が望まれていたこと等の事情を、進歩性が肯定される方向に働く事情があることを推認するのに役立つ二次的な指標として参酌することができる。ただし、審査官は、出願人の主張、立証により、この事情が請求項に係る発明の技術的特徴に基づくものであり、販売技術、宣伝等、それ以外の原因に基づくものではないとの心証を得た場合に限り、この参酌をすることができる。

第 3 節 新規性・進歩性の審査の進め方

1. 概要

審査官は、新規性及び進歩性の判断をするに当たり、請求項に係る発明の認定と、引用発明の認定とを行い、次いで、両者の対比を行う。対比の結果、相違点があれば、審査官は、請求項に係る発明が新規性を有していないと判断し(第1節)、相違点がある場合には、進歩性の判断を行う(第2節)。



2. 請求項に係る発明の認定

審査官は、請求項に係る発明を、請求項の記載に基づいて認定する。この認定において、審査官は、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮して請求項に記載されている用語の意義を解釈する。

審査官は、請求項の記載に基づき認定した発明と明細書又は図面に記載された発明とが対応しないことがあっても、請求項の記載を無視して明細書又は図面の記載のみから請求項に係る発明を認定し、それを審査の対象とはしない。審査官は、明細書又は図面に記載があっても、請求項には記載されていない事項は、請求項には記載がないものとして請求項に係る発明の認定を行う。反対に、審査官は、請求項に記載されている事項については必ず考慮の対象とし、記載がないものとして扱ってはならない。(参考) 最二小判平成3年3月8日(昭和62年(行ツ)3号・民集45巻3号123頁)「トリグリセリドの測定法」(リパーゼ事件判決)

HB3203
リパーゼ事件最高
裁判決

2.1 請求項の記載が明確である場合

この場合は、審査官は、請求項の記載どおりに請求項に係る発明を認定する。また、審査官は、請求項の用語の意味を、その用語が有する通常の意味と解釈する。

ただし、請求項に記載されている用語の意味内容が明細書又は図面において定義又は説明されている場合は、審査官は、その定義又は説明を考慮して、その用語を解釈する。なお、請求項の用語の概念に含まれる下位概念を単に例示した記載が発明の詳細な説明又は図面中にあるだけでは、ここでいう定義又は説明には該当しない。

2.2 請求項の記載が一見すると明確でなく、理解が困難な場合

この場合において、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮して請求項中の用語を解釈すると請求項の記載が明確になるのであれば、審査官は、それらを考慮してその用語を解釈する。

2.3 明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮しても、請求項に係る発明が明確でない場合

この場合は、審査官は、請求項に係る発明の認定を行わない。なお、このような発明について、先行技術調査の除外対象になり得ることについて、「第Ⅰ部第2章第2節 先行技術調査及び新規性・進歩性等の判断」の2.3を参照。

3. 引用発明の認定

審査官は、先行技術を示す証拠に基づき、引用発明を認定する。

3.1 先行技術

先行技術は、本願の出願時より前に、日本国内又は外国において、3.1.1から3.1.4までのいずれかに該当したものである。本願の出願時より前か否かの判断は、時、分、秒まで考慮してなされる。外国で公知になった場合については、日本時間に換算した時刻で比較してその判断がなされる。

HB3204

先行技術の公知時
が本願の出願時より
前か否かの判断
例

3.1.1 頒布された刊行物に記載された発明(第 29 条第 1 項第 3 号)

「頒布された刊行物に記載された発明」とは、不特定の者が見得る状態に置かれた(注1)刊行物(注2)に記載された発明をいう。

(注1) 現実に誰かが見たという事実を必要としない。

(注2) 「刊行物」とは、公衆に対し、頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体をいう。

(1) 刊行物に記載された発明

- a 「刊行物に記載された発明」とは、刊行物に記載されている事項及び刊行物に記載されているに等しい事項から把握される発明をいう。審査官は、これらの事項から把握される発明を、刊行物に記載された発明として認定する。刊行物に記載されているに等しい事項とは、刊行物に記載されている事項から本願の出願時における技術常識を参酌することにより当業者が導き出せる事項をいう。

審査官は、刊行物に記載されている事項及び記載されているに等しい事項から当業者が把握することができない発明を「引用発明」とすることができない。そのような発明は、「刊行物に記載された発明」とはいえないからである。

HB3205

引用発明の認定において、刊行物に記載されている事項がマーカッシュ形式で記載されているものである場合の留意事項

- b 審査官は、刊行物に記載されている事項及び記載されているに等しい事項から当業者が把握することができる発明であっても、以下の(i)又は(ii)の場合は、その刊行物に記載されたその発明を「引用発明」とすることができない。

(i) 物の発明については、刊行物の記載及び本願の出願時の技術常識に基づいて、当業者がその物を作れることが明らかでない場合

(ii) 方法の発明については、刊行物の記載及び本願の出願時の技術常識に基づいて、当業者がその方法を使用できることが明らかでない場合

HB3206

刊行物に記載された発明を引用発明とすることができない例

(2) 頒布された時期の取扱い

a 刊行物の頒布時期の推定

刊行物に 発行時期が 記載されて いるか		推定される頒布時期
記載されて いる(注)	発行の年のみが記載されているとき	その年の末日の終了時
	発行の年月が記載されているとき	その年月の末日の終了時
	発行の年月日まで記載されているとき	その年月日の終了時
記載されて いない	外国刊行物で国内受入れの時期が 判明しているとき	その受入れの時期から、発 行国から国内受入れまでに 要する通常の間隔さかのぼ った時期
	その刊行物につき、書評、抜粋、 カタログ等を掲載した他の刊行物 があるとき	当該他の刊行物の発行時期 から推定されるその刊行物 の頒布時期
	その刊行物につき、重版又は再版 があり、これに初版の発行時期が 記載されているとき	その記載されている 初版の発行時期
	その他の適当な手掛かりがあるとき	その手掛かりから推定 又は認定される頒布時期

(注) 刊行物に記載されている発行時期以外に、適当な手掛かりがある場合は、審査官は、その手掛かりから推定又は認定される頒布時期を、その刊行物の頒布時期と推定することができる。

b 特許出願の日と刊行物の発行日とが同日の場合の取扱い

特許出願の日と刊行物の発行日とが同日の場合は、審査官は、刊行物の発行の時が特許出願の時よりも前であることが明らかな場合のほかは、頒布時期を特許出願前であると取り扱わない。

3.1.2 電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明(第 29 条第 1 項第 3 号)

「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明」とは、電気通信回線(注 1)を通じて不特定の者が見得るような状態に置かれた(注 2) ウェブページ等(注 3)に掲載された発明をいう。

(注 1) 「回線」とは、一般に往復の通信路で構成された、双方向に通信可能な伝送路を意味する。一方向にしか情報を送信できない放送は、「回線」には含まれない。双方向からの通信を伝送するケーブルテレビ等は、「回線」に該当する。

(注 2) 現実に誰かがアクセスしたという事実を必要としない。具体的には、以下の(i)及び(ii)の両方を満たすような場合は、公衆に利用可能となった(不特定の者が見得る状態に置かれた)ものといえる。

(i) インターネットにおいて、公知のウェブページ等からリンクをたどることで到達でき、検索エンジンに登録され、又はアドレス(URL)が公衆への情報伝達手段(例えば、広く一般的に知られている新聞、雑誌等)に載っていること。

(ii) 公衆からのアクセス制限がなされていないこと。

(注 3) 「ウェブページ等」とは、インターネット等において情報を掲載するものをいう。
「インターネット等」とは、インターネット、商用データベース、メーリングリスト等の電気通信回線を通じて情報を提供するものをいう。

(1) ウェブページ等に掲載された発明

「ウェブページ等に掲載された発明」とは、ウェブページ等に掲載されている事項及びウェブページ等に掲載されているに等しい事項から把握される発明をいう。

審査官は、ウェブページ等に掲載された発明を、3.1.1(1)に準じて認定する。ただし、その発明を引用するためには、ウェブページ等に掲載されている事項が掲載時期にその内容のとおりそのウェブページ等に掲載されていたことが必要である。

審査官は、公衆に利用可能となった時が出願前か否かを、引用しようとするウェブページ等に表示されている掲載時期に基づいて判断する(注 4)。

(注 4) 掲載時期の記載がなく、又は年若しくは月の記載のみがあり、出願時との先後が不明である場合は、審査官は、掲載された情報に関してその掲載、保全等に権限及び

HB3207

ウェブページ等へのアクセスにパスワードが必要である、又はアクセスが有料である場合であっても、そのウェブページ等に掲載されている事項が公衆に利用可能である場合

HB3208

ウェブページ等に掲載されている事項が公衆に利用可能であるか否かについての例

HB3209

ウェブページ等に掲載されている事項の改変の疑義が極めて低い場合及び改変の疑義がある場合の取扱い

HB3210

電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明の引用の手法

責任を有する者から掲載時期についての証明を得て、掲載時期が出願時よりも前であれば、その情報を引用することができる。

HB3211

電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に係る情報提供

(2) 掲載時期や掲載内容(ウェブページ等に掲載されている事項が掲載時期にその内容のとおりそのウェブページ等に掲載されていたか否か)に関する出願人からの反論

HB3212

未公開出願についてインターネット等による先行技術調査をする際の留意事項

a 出願人から、表示された掲載時期及び掲載内容について、証拠に裏付けられておらず、単にウェブページ等による開示であるから疑わしいという内容のみの反論がなされた場合

この場合は、具体的根拠が示されていないので、審査官はその反論を採用しない。

b 出願人から具体的根拠を示しつつ反論がなされ、掲載時期又は掲載内容について疑義が生じた場合

審査官は、その掲載、保全等に権限及び責任を有する者に問い合わせる。掲載時期又は掲載内容についての確認を求める。その際、審査官はウェブページ等への掲載時期又は掲載内容についての証明書の発行を依頼する。

出願人からの反論等を検討した結果、その疑義があるとの心証が変わらない場合は、審査官は、そのウェブページ等に掲載された発明を引用しない。

3.1.3 公然知られた発明(第29条第1項第1号)

「公然知られた発明」とは、不特定の者に秘密でないものとしてその内容が知られた発明をいう(注)。

(注) 守秘義務を負う者から秘密でないものとして他の者に知られた発明は、「公然知られた発明」である。このことと、発明者又は出願人の秘密にする意思の有無とは関係しない。

学会誌等の原稿は、一般に、その原稿が受け付けられても不特定の者に知られる状態に置かれるものではない。したがって、その原稿の内容が公表されるまでは、その原稿に記載された発明は、「公然知られた発明」とはならない。

「公然知られた発明」は、通常、講演、説明会等を介して知られたものであることが多い。その場合は、審査官は、講演、説明会等において説明された事実から発明を認定する。

説明されている事実の解釈に当たって、審査官は、講演、説明会等の時における技術常識を参酌することにより当業者が導き出せる事項も、「公然知られた発明」の認定の基礎とすることができる。

3.1.4 公然実施をされた発明(第 29 条第 1 項第 2 号)

「公然実施をされた発明」とは、その内容が公然知られる状況又は公然知られるおそれのある状況で実施をされた発明をいう(注)。

HB3213

公然実施をされた
発明(第 29 条第 1
項第 2 号)の例

(注) その発明が実施をされたことにより、公然知られた事実もある場合は、第29条第1項第1号の「公然知られた発明」にも該当する。

「公然実施をされた発明」は、通常、機械、装置、システム等を用いて実施されたものであることが多い。その場合は、審査官は、用いられた機械、装置、システム等がどのような動作、処理等をしたのかという事実から発明を認定する。

その事実の解釈に当たって、審査官は、発明が実施された時における技術常識を参酌することにより当業者が導き出せる事項も、「公然実施をされた発明」の認定の基礎とすることができる。

3.2 先行技術を示す証拠が上位概念又は下位概念で発明を表現している場合の取扱い

(1) 先行技術を示す証拠が上位概念(注1)で発明を表現している場合

この場合は、下位概念で表現された発明が示されていることにならないから、審査官は、下位概念で表現された発明を引用発明として認定しない。ただし、技術常識を参酌することにより、下位概念で表現された発明が導き出される場合には(注2)、審査官は、下位概念で表現された発明を引用発明として認定することができる。

(注1) 「上位概念」とは、同族的若しくは同類的事項を集めて総括した概念又はある共通する性質に基づいて複数の事項を総括した概念をいう。

(注2) 概念上、下位概念が上位概念に含まれる、又は上位概念の用語から下位概念の用語を列挙することができることのみでは、下位概念で表現された発明が導き出される(記載されている)とはしない。

(2) 先行技術を示す証拠が下位概念で発明を表現している場合

この場合は、先行技術を示す証拠が発明を特定するための事項として「同族的若しくは同類的事項又はある共通する性質」を用いた発明を示しているならば、審査官は、上位概念で表現された発明を引用発明として認定できる。なお、新規性の判断の手法としては、上位概念で表現された発明を引用発明として認定せずに、対比、判断の際に(4.及び 5.1、特に 4.2 を参照。)、その上位概念で表現された請求項に係る発明の新規性を判断することができる。

3.3 留意事項

HB3214
引用発明の認定に
関する留意事項

審査官は、請求項に係る発明の知識を得た上で先行技術を示す証拠の内容を理解すると、本願の明細書、特許請求の範囲又は図面の文脈に沿ってその内容を曲解するという、後知恵に陥ることがある点に留意しなければならない。引用発明は、引用発明が示されている証拠に依拠して(刊行物であれば、その刊行物の文脈に沿って)理解されなければならない。

4. 請求項に係る発明と引用発明との対比

4.1 対比の一般手法

審査官は、認定した請求項に係る発明と、認定した引用発明とを対比する。請求項に係る発明と引用発明との対比は、請求項に係る発明の発明特定事項と、引用発明を文言で表現する場合に必要と認められる事項(以下この章において「引用発明特定事項」という。))との一致点及び相違点を認定してなされる。審査官は、独立した二以上の引用発明を組み合わせる請求項に係る発明と対比してはならない。

4.1.1 発明特定事項が選択肢を有する請求項に係る発明について

審査官は、選択肢(注1)中のいずれか一を選択肢のみを、その選択肢に係る発明特定事項と仮定したときの請求項に係る発明と、引用発明とを対比することができる(注2)。

HB3215
選択肢の例

(注1) 選択肢には、形式上の選択肢と、事実上の選択肢とがある。

「形式上の選択肢」とは、請求項の記載から一見して選択肢であることがわかる

表現形式の記載をいう。

「事実上の選択肢」とは、包括的な表現によって、実質的に有限の数の、より具体的な事項を包含するように意図された記載をいう。

(注2) 請求項に係る発明が新規性及び進歩性を有するとの判断をするためには、審査官は、請求項に記載された事項に基づいて把握される発明の全てについて、その判断をしなければならない。したがって、審査官は、必ずしもその発明の一部について対比をすればその判断ができるとは限らないことに留意する。

4.2 請求項に係る発明の下位概念と引用発明とを対比する手法

審査官は、請求項に係る発明の下位概念と引用発明とを対比し、両者の一致点及び相違点を認定することができる(注)。

請求項に係る発明の下位概念には、発明の詳細な説明又は図面中に請求項に係る発明の実施の形態として記載された事項等がある。この実施の形態とは異なるものも、請求項に係る発明の下位概念である限り、対比の対象とすることができる。

この対比の手法は、例えば、以下のような請求項における新規性の判断に有効である。

- (i) 機能、特性等によって物を特定しようとする記載を含む請求項
- (ii) 数値範囲による限定を含む請求項

(注) 4.1.1(注2)を参照。

4.3 対比の際に本願の出願時の技術常識を参酌する手法

審査官は、刊行物等に記載又は掲載されている事項と請求項に係る発明の発明特定事項とを対比する際に、本願の出願時の技術常識を参酌し、刊行物等に記載又は掲載されている事項の解釈を行いながら、一致点と相違点とを認定することができる。ただし、この手法による判断結果と、これまでに述べた手法による判断結果とが異なるものであってはならない。

5. 新規性又は進歩性の判断とその判断に係る審査の進め方

5.1 判断

審査官は、請求項に係る発明と、引用発明とを対比し、請求項に係る発明が新規性(「第1節 新規性」参照)及び進歩性(「第2節 進歩性」参照)を有しているか否かを判断する。

5.1.1 発明特定事項が選択肢を有する請求項に係る発明について

一の選択肢のみを、その選択肢に係る発明特定事項と仮定したときの請求項に係る発明と、引用発明との対比の結果、両者に相違点がない場合は、審査官は、請求項に係る発明が新規性を有していないと判断する。

また、一の選択肢のみを、その選択肢に係る発明特定事項と仮定したときの請求項に係る発明と、引用発明とを対比し、論理付けを試みた結果、論理付けができた場合は、審査官は、請求項に係る発明が進歩性を有していないと判断する。

HB3216

選択肢を有する請求項に係る発明の新規性及び進歩性の判断と、先行技術調査の終了との関係

5.2 新規性の判断に係る審査の進め方

審査官は、「第1節 新規性」の2. に基づいて、請求項に係る発明が新規性を有していないとの心証を得た場合は、請求項に係る発明が第29条第1項各号のいずれかに該当し、特許を受けることができない旨の拒絶理由通知をする。

出願人は、新規性を有していない旨の拒絶理由通知に対して、手続補正書を提出して特許請求の範囲について補正をしたり、意見書、実験成績証明書等により反論、釈明をしたりすることができる。

補正や、反論、釈明により、請求項に係る発明が新規性を有していないとの心証を、審査官が得られない状態になった場合は、拒絶理由は解消する。審査官は、心証が変わらない場合は、請求項に係る発明が第29条第1項各号のいずれかに該当し、特許を受けることができない旨の拒絶理由に基づき、拒絶査定をする。

HB1207

特許出願の拒絶の理由中に引用する刊行物等の記載事項

HB1212

特許メモ

5.3 進歩性の判断に係る審査の進め方

(1) 審査官は、「第2節 進歩性」の2. 及び3. に基づいて、請求項に係る発明が進歩性を有していないとの心証を得た場合は、請求項に係る発明が第29条第2項の規定により特許を受けることができない旨の拒絶理由通知をする。審査官は、出願人が反論、釈明をすることができるように、拒絶理由通知書を記

HB1207

特許出願の拒絶の理由中に引用する刊行物等の記載事項

載する。具体的には、請求項に係る発明と主引用発明との相違点を明確に示した上で、主引用発明から出発して、当業者が請求項に係る発明に容易に到達する論理付けを記載する。

出願人は、進歩性を有していない旨の拒絶理由通知に対して、手続補正書を提出して特許請求の範囲について補正をしたり、意見書、実験成績証明書等により反論、釈明をしたりすることができる。

なお、進歩性が肯定される方向に働く要素(「第2節 進歩性」の3.2参照)に係る事情については、意見書等により明らかとなる場合が多い。そのような場合は、審査官は、その事情も総合的に評価して、論理付けを試みなければならない。

- (2) 補正や、反論、釈明により、拒絶理由通知で示した拒絶理由が維持されず、請求項に係る発明が進歩性を有していないとの心証を、審査官が得られない状態になった場合は、拒絶理由は解消する。審査官は、拒絶理由通知で示した拒絶理由が維持され、請求項に係る発明が進歩性を有していないとの心証が変わらない場合は、第29条第2項の規定により、特許を受けることができない旨の拒絶理由に基づき、拒絶査定をする。

HB1212
特許メモ

例：拒絶理由が維持されないと判断する例

審査官は、新たな証拠を追加的に引用しなければ論理付けができない場合は、拒絶理由通知で示した拒絶理由は維持されないと判断する。ただし、既に示した論理付けに不備はなかったが、その論理付けを補完するために、周知技術又は慣用技術を示す証拠を新たに引用する場合を除く。

- (3) 審査官は、拒絶理由通知又は拒絶査定において、論理付けに周知技術又は慣用技術を用いる場合は、例示するまでもないときを除いて、周知技術又は慣用技術であることを根拠付ける証拠を示す。このことは、周知技術又は慣用技術が引用発明として用いられるのか、設計変更等の根拠として用いられるのか、又は当業者の知識(注1)若しくは能力(注2)の認定の基礎として用いられるのかにかかわらない。

(注1) ここでの当業者の知識とは、技術常識等を含む技術水準についての知識をいう。

(注2) ここでの当業者の能力とは、研究開発のための通常の技術的手段を用いる能力又は通常の創作能力をいう。

6. 各種出願についての取扱い

新規性及び進歩性判断の基準時(特許出願の時)は、下表のように取り扱われる。

出願の種類	特許出願の時
分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願	原出願の出願時(第44条第2項、第46条第6項又は第46条の2第2項)
国内優先権の主張を伴う出願	先の出願の出願時(第41条第2項)
パリ条約(又はパリ条約の例)による優先権の主張を伴う出願	第一国出願の出願日(パリ条約第4条B)(注)
国際特許出願	国際出願日(第184条の3第1項)(注)。ただし、優先権の主張を伴う場合は、上欄のとおり。

(注) 例外的に、「出願時」ではなく、「出願日」で新規性及び進歩性が判断される。

第 4 節 特定の表現を有する請求項等についての取扱い

1. 概要

本節では、以下の(i)から(v)までに掲げられた記載を有する請求項に係る発明及び(vi)選択発明について、新規性及び進歩性の審査をする際に、前節までの事項に加え、審査官が更に留意すべき事項を取り扱う。

- (i) 作用、機能、性質又は特性を用いて物を特定しようとする記載(2.参照)
- (ii) 物の用途を用いてその物を特定しようとする記載(3.参照)
- (iii) サブコンビネーションの発明を「他のサブコンビネーション」に関する事項を用いて特定しようとする記載(4.参照)
- (iv) 製造方法によって生産物を特定しようとする記載(5.参照)
- (v) 数値限定を用いて発明を特定しようとする記載(6.参照)
- (vi) 選択発明(7.参照)

2. 作用、機能、性質又は特性を用いて物を特定しようとする記載がある場合

2.1 請求項に係る発明の認定

請求項中に作用、機能、性質又は特性(以下この項(2.))において「機能、特性等」という。)を用いて物を特定しようとする記載がある場合は、審査官は、原則として、その記載を、そのような機能、特性等を有する全ての物を意味していると解釈する。例えば、「熱を遮断する層を備えた壁材」について、審査官は「断熱という作用又は機能を有する層」という「物」を備えた壁材と認定する(注)。ただし、審査官は、機能、特性等を用いて物を特定しようとする記載の意味内容が明細書又は図面において定義又は説明されており、その定義又は説明により、機能、特性等を用いて物を特定しようとする記載が通常の意味内容とは異なる意味内容と認定されるべき場合があることに留意する。

また、審査官は、2.1.1に従って、請求項に係る発明を認定しなければならないことがある点に留意する。

HB3217

機能、特性等を用いて物を特定しようとする記載が通常の意味内容とは異なる意味内容と認定される例

(注) 出願時の技術常識を考慮すると、そのような機能を有する全ての物を意味しているとは解釈されない場合がある。具体的には、請求項に「木製の第一部材と合成樹脂製の第二部材を固定する手段」が記載されている場合が挙げられる。文言上は排除されていないが、出願時の技術常識を考慮すると、この手段に、溶接等のような金属に

使用される固定手段が含まれないことは、明らかである。

2.1.1 その物が固有に有している機能、特性等が請求項中に記載されている場合

この場合は、請求項中に機能、特性等を用いて物を特定しようとする記載があったとしても、審査官は、その記載を、その物自体を意味しているものと認定する。その機能、特性等を示す記載はその物を特定するのに役に立っていないからである。

例1：抗癌性を有する化合物 X

(説明)

抗癌性が特定の化合物 X の固有の性質であるとする、「抗癌性を有する」という記載は、物を特定するのに役に立っていない。したがって、化合物 X が抗癌性を有することが知られていたか否かにかかわらず、審査官は、例1の記載が「化合物 X」そのものを意味しているものと認定する。

例2：高周波数信号をカットし、低周波数信号を通過させる RC 積分回路

(説明)

「高周波数信号をカットし、低周波数信号を通過させる」点は、「RC 積分回路」が固有に有する機能である。したがって、審査官は、例2の記載が一般的な「RC 積分回路」を意味しているものと認定する。

しかし、「 $\cdot \cdot \cdot$ Hz 以上の高周波数信号をカットし、 $\cdot \cdot \cdot$ Hz 以下の低周波数信号を通過させる RC 積分回路」という請求項の場合は、一般的な「RC 積分回路」が固有に有する機能による特定ではない。この場合には、この請求項の記載は、物を特定するのに役立っており、「一般的な RC 積分回路のうち特定の周波数特性を有するもの」を意味しているものとして、請求項に係る発明を認定する。

2.2 新規性又は進歩性の判断

請求項中に記載された機能、特性等を有する物が公知であるならば、審査官は、請求項中の機能、特性等の記載により特定される物について、新規性を有していないと判断する。例えば、「熱を遮断する層を備えた壁材」について、審査官は、「断熱という作用又は機能を有する層」という「物」を備えた何らかの壁材が公知であれば、「熱を遮断する層を備えた壁材」は新規性を有していないと判断する。ただし、審査官は、2.2.1のように判断すべき場合があることに留

意する。

2.2.1 その物が固有に有している機能、特性等が請求項中に記載されている場合

この場合は、その物が公知であるならば、審査官は、その物について、新規性を有していないと判断する。請求項中に記載された機能、特性等は、その物を特定するのに役に立っていないからである。

例1：抗癌性を有する化合物 X (2.1.1の例1と同じ。)

(説明)

請求項に係る発明は、「化合物 X」そのものを意味しているものと認定される。したがって、化合物 X が公知である場合は、この請求項に係る発明の新規性は否定される。

HB 附属書 B
第 3 章 医薬発明
〔化合物 X を含む抗癌剤〕の場合の取扱いについては、「第 3 章 医薬発明」を参照。）

例2：高周波数信号をカットし、低周波数信号を通過させる RC 積分回路 (2.1.1の例2と同じ。)

(説明)

請求項に係る発明は、一般的な「RC 積分回路」を意味しているものと認定される。したがって、一般的な「RC 積分回路」が公知であることを理由として、この請求項に係る発明の新規性は否定される。

しかし、「・・・Hz 以上の高周波数信号をカットし、・・・Hz 以下の低周波数信号を通過させる RC 積分回路」という請求項の場合は、「一般的な RC 積分回路のうち特定の周波数特性を有するもの」を意味しているものとして、請求項に係る発明が認定される。よって、この請求項に係る発明の新規性は、一般的な RC 積分回路により否定されない。

HB3218
機能、特性等の記載により、引用発明との対比が困難であり、厳密な対比をすることができない場合(新規性が否定されるとの一応の合理的な疑い)

2.2.2 機能、特性等の記載により引用発明との対比が困難であり、厳密な対比をすることができない場合

この場合は、請求項に係る発明の新規性又は進歩性が否定されるとの一応の合理的な疑いを抱いたときに限り、審査官は、新規性又は進歩性が否定される旨の拒絶理由通知をする。ただし、その合理的な疑いについて、拒絶理由通知の中で説明しなければならない。

HB3219
機能、特性等の記載により、引用発明との対比が困難であり、厳密な対比をすることができない場合(進歩性が否定されるとの一応の合理的な疑い)

3. 物の用途を用いてその物を特定しようとする記載(用途限定)がある場合

3.1 請求項に係る発明の認定

請求項中に、「～用」といった、物の用途を用いてその物を特定しようとする記載(用途限定)がある場合は、審査官は、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮して、その用途限定が請求項に係る発明特定事項としてどのような意味を有するかを把握する。

3.1.1 用途限定がある場合の一般的な考え方

用途限定が付された物が、その用途に特に適した物を意味する場合は、審査官は、その物を、用途限定が意味する形状、構造、組成等(以下この項(3.)において「構造等」という。)を有する物であると認定する(例1及び例2)。その用途に特に適した物を意味する場合とは、用途限定が、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識をも考慮して、その用途に特に適した構造等を意味すると解釈される場合をいう。

他方、用途限定が付された物が、その用途に特に適した物を意味していない場合は、3.1.2の用途発明に該当する場合を除き、審査官は、その用途限定を、物を特定するための意味を有しているとは認定しない。

例1：～の形状を有するクレーン用フック

(説明)

「クレーン用」という記載がクレーンに用いるのに特に適した大きさ、強さ等を持つ構造を有するという、「フック」を特定するための意味を有していると解釈される場合がある。このような場合は、審査官は、請求項に係る発明を、このような構造を有する「フック」と認定する。したがって、「～の形状を有するクレーン用フック」は、同様の形状の「釣り用フック(釣り針)」とは構造等が相違する。

例2：組成 A を有するピアノ線用 Fe 系合金

(説明)

「ピアノ線用」という記載がピアノ線に用いるのに特に適した、高張力を付与するための微細層状組織を有するという意味に解釈される場合がある。このような場合は、審査官は、請求項に係る発明を、このような組織を有する「Fe 系合金」と認定する。したがって、「組成 A を有するピアノ線用 Fe 系合金」は、このような組織

を有しない Fe 系合金(例えば、「組成 A を有する歯車用 Fe 系合金」)とは構造等が相違する。

3.1.2 用途限定が付された物の発明を用途発明と解すべき場合の考え方

用途発明とは、(i)ある物の未知の属性を発見し、(ii)この属性により、その物が新たな用途への使用に適することを見いだしたことに基づく発明をいう。以下に示す用途発明の考え方は、一般に、物の構造又は名称からその物をどのように使用するかを理解することが比較的困難な技術分野(例：化学物質を含む組成物の用途の技術分野)において適用される。

(1) 請求項に係る発明が用途発明といえる場合

この場合は、審査官は、用途限定が請求項に係る発明を特定するための意味を有するものとして、請求項に係る発明を、用途限定の点も含めて認定する。

例1：特定の4級アンモニウム塩を含有する船底防汚用組成物

(説明)

この組成物と、「特定の4級アンモニウム塩を含有する電着下塗り用組成物」とにおいて、両者の組成物はその用途限定以外の点で相違しないとしても、「電着下塗り用」という用途が、部材への電着塗装を可能にし、上塗り層の付着性をも改善するという属性に基づく場合がある。そのような場合において、審査官は、以下の(i)及び(ii)の両方を満たすときには、「船底防汚用」という用途限定も含め、請求項に係る発明を認定する(したがって、両者は異なる発明と認定される。)。この用途限定が、「組成物」を特定するための意味を有するといえるからである。

(i) 「船底防汚用」という用途が、船底への貝類の付着を防止するという未知の属性を発見したことにより見いだされたものであるとき。

(ii) その属性により見いだされた用途が、従来知られている範囲とは異なる新たなものであるとき。

例2：

[請求項1] 成分 A を有効成分とする二日酔い防止用食品組成物。

[請求項2] 前記食品組成物が発酵乳製品である、請求項1に記載の二日酔い防止用食品組成物。

[請求項3] 前記発酵乳製品がヨーグルトである、請求項2に記載の二日酔い防止用食品組成物。

(説明)

HB 付属書 A

食品の用途発明

(新規性)

事例 33、事例 34

(進歩性)

事例 21、事例 22、
事例 23、事例 24、
事例 25

(記載要件)

事例 45

「成分 A を有効成分とする二日酔い防止用食品組成物」と、引用発明である「成分 A を含有する食品組成物」とにおいて、両者の食品組成物が「二日酔い防止用」という用途限定以外の点で相違しないとしても、審査官は、以下の(i)及び(ii)の両方を満たすときには、「二日酔い防止用」という用途限定も含め、請求項に係る発明を認定する(したがって、両者は異なる発明と認定される。)。この用途限定が、「食品組成物」を特定するための意味を有するといえるからである。

(i) 「二日酔い防止用」という用途が、成分 A がアルコールの代謝を促進するという未知の属性を発見したことにより見いだされたものであるとき。

(ii) その属性により見いだされた用途が、「成分 A を含有する食品組成物」について従来知られている用途とは異なる新たなものであるとき。

請求項に係る発明の認定についてのこの考え方は、食品組成物の下位概念である発酵乳製品やヨーグルトにも同様に適用される。

(2) 請求項中に用途限定があるものの、請求項に係る発明が用途発明といえない場合

未知の属性を発見したとしても、その技術分野の出願時の技術常識を考慮し、その物の用途として新たな用途を提供したといえない場合は、請求項に係る発明は、用途発明に該当しない。審査官は、その用途限定が請求項に係る発明を特定するための意味を有しないものとして、請求項に係る発明を認定する。請求項に係る発明と先行技術とが、表現上、用途限定の点で相違する物の発明であっても、その技術分野の出願時の技術常識を考慮して、両者の用途を区別することができない場合も同様である。

例3：成分 A を有効成分とする肌のシワ防止用化粧品

(説明)

「成分 A を有効成分とする肌の保湿用化粧品」は、角質層を軟化させ肌への水分吸収を促進するとの整肌についての属性に基づくものである。他方、「成分 A を有効成分とする肌のシワ防止用化粧品」は、体内物質 X の生成を促進するとの肌の改善についての未知の属性に基づくものである。しかし、両者はともに皮膚に外用するスキンケア化粧品として用いられるものである。そして、保湿効果を有する化粧品は、保湿によって肌のシワ等を改善して肌状態を整えるものであって、肌のシワ防止のためにも使用されることが、この技術分野における技術常識である場合には、両者の用途を区別することができない。したがって、審査官は、「シワ防止用」という用途限定が請求項に係る発明を特定するための意味を有しないものとして、請求項に係る発明を認定する。

(3) 留意事項

記載表現の面から用途発明をみると、用途限定の表現形式をとるもののほか、いわゆる剤形式(例：「…を有効成分とするガン治療剤」)をとるもの、使用方法の形式をとるもの等がある。上記(1)及び(2)の取扱いは、このような用途限定の表現形式でない表現形式の用途発明にも適用され得る。ただし、請求項中に用途を意味する用語がある場合(例えば、「～からなる触媒」、「～合金からなる装飾材料」、「～を用いた殺虫方法」等)に限られる。

3.1.3 3.1.1 や 3.1.2 の考え方が適用されない、又は通常適用されない場合

(1) 化合物、微生物、動物又は植物

「～用」といった用途限定が付された化合物(例えば、用途 Y 用化合物 Z) については、3.1.1 及び 3.1.2 に示される考え方が適用されない。その化合物について、審査官は、用途限定のない化合物(例えば、化合物 Z)そのものと解釈する。このような用途限定は、一般に、化合物の有用性を示しているにすぎないからである。この考え方は、微生物、動物及び植物にも同様に適用される。

HB 付属書 A

食品の用途発明
(新規性)
事例 30、事例 31、
事例 32

例：殺虫用の化合物 Z

(説明)

審査官は、「殺虫用の化合物 Z」という記載を、用途限定のない「化合物 Z」そのものと認定する。明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識をも考慮すると、「殺虫用の」という記載はその化合物の有用性を示しているにすぎないからである。なお、「化合物 Z を主成分とする殺虫剤」という記載であれば、このようには認定しない。

(2) 機械、器具、物品、装置等

通常、3.1.2 の用途発明の考え方が適用されることはない。通常、その物と用途とが一体であるためである。

3.2 新規性の判断

3.2.1 請求項に記載された発明に係る物に用途限定が付されており、用途限定がその用途に特に適した物を意味している場合

この場合において、請求項に係る発明の発明特定事項と、引用発明特定事項とが、用途限定以外の点で相違しない場合であっても、用途限定が意味する構

造等が相違するときは、審査官は両者を異なる発明と判断する。したがって、審査官は、請求項に係る発明は新規性を有していると判断する。

例1：～の形状を有するクレーン用フック(3.1.1の例1と同じ。)

(説明)

請求項の記載がクレーンに用いるのに特に適した大きさ、強さ等を持つ構造を有するという、「フック」を特定するための意味を有していると解釈される場合は、同様の形状の「釣り用フック(釣り針)」が公知であっても、請求項に係る発明は新規性を有している。

3.2.2 請求項に記載された発明に係る物に用途限定が付されているものの、用途限定がその用途に特に適した物を意味していない場合であって、請求項に係る発明が3.1.2の用途発明にも該当しない場合

この場合において、請求項に係る発明の発明特定事項と、引用発明特定事項とが、用途限定以外の点で相違しない場合は、審査官は、両者を異なる発明であると判断しない。したがって、審査官は、請求項に係る発明は新規性を有していないと判断する。

3.2.3 請求項に係る発明が3.1.2の用途発明に該当する場合

この場合は、たとえその物自体が公知であったとしても、請求項に係る発明は、その公知の物に対し新規性を有している(注)。

(注) 新規性を有している用途発明であっても、既知の属性、物の構造等に基づいて、当業者がその用途を容易に想到することができたといえる場合は、その用途発明の進歩性は否定される。

4. サブコンビネーションの発明を「他のサブコンビネーション」に関する事項を用いて特定しようとする記載がある場合

サブコンビネーションとは、二以上の装置を組み合わせてなる全体装置の発明、二以上の工程を組み合わせてなる製造方法の発明等(以上をコンビネーションという。)に対し、組み合わせられる各装置の発明、各工程の発明等をいう。

4.1 請求項に係る発明の認定

審査官は、請求項に係る発明の認定の際に、請求項中に記載された「他のサブコンビネーション」に関する事項についても必ず検討対象とし、記載がないものとして扱ってはならない。その上で、その事項が形状、構造、構成要素、組成、作用、機能、性質、特性、方法(行為又は動作)、用途等(以下この項(4.)において「構造、機能等」という。)の観点からサブコンビネーションの発明の特定にどのような意味を有するのかを把握して、請求項に係るサブコンビネーションの発明を認定する。その把握の際には、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮する。

4.1.1 「他のサブコンビネーション」に関する事項が請求項に係るサブコンビネーションの発明の構造、機能等を特定していると把握される場合

この場合は、審査官は、請求項に係るサブコンビネーションの発明を、そのような構造、機能等を有するものと認定する。

例 1: 検索ワードを検索サーバに送信し、検索サーバから直接受信した返信情報を復号手段で復号して検索結果を表示手段に表示するクライアント装置であって、前記検索サーバは前記返信情報を暗号化方式 A により符号化した上で送信することを特徴とするクライアント装置

(説明)

出願時の技術常識を考慮すると、暗号化方式 A に対応した復号手段を用いなければ、クライアント装置において、検索結果を表示することはできない。したがって、検索サーバが返信情報を暗号化方式 A で暗号化した上で送信することは、クライアント装置の復号手段が暗号化方式 A に対応した復号処理を行うという点で、クライアント装置を特定している。よって、サブコンビネーションの発明であるクライアント装置について、そのような特定がなされているものとして請求項に係る発明を認定する。

例 2: 収容凹部内の 4 つの内側側面のうちの一の側面に給電端子を備え、その給電端子とは反対の側面に受光手段を備えた充電器に収容可能な、充電端子を備えた携帯電話機であって、前記充電器が前記受光手段を用いて携帯電話機の充電完了を示すランプの色を検知し、充電を停止することを特徴とする携帯電話機

(説明)

充電器の給電端子と受光手段との位置関係により、携帯電話機の充電端子とは反

対側の側面にランプが設けられるという位置関係が特定されている。よって、サブコンビネーションの発明である携帯電話機について、そのような特定がなされているものとして請求項に係る発明を認定する。

4.1.2 「他のサブコンビネーション」に関する事項が、「他のサブコンビネーション」のみを特定する事項であって、請求項に係るサブコンビネーションの発明の構造、機能等を何ら特定していない場合

この場合は、審査官は、「他のサブコンビネーション」に関する事項は、請求項に係るサブコンビネーションの発明を特定するための意味を有しないものとして発明を認定する。

例 1：検索ワードを検索サーバに送信し、返信情報を受信して検索結果を表示手段に表示することができるクライアント装置であって、前記検索サーバが検索ワードの検索頻度に基づいて検索手法を変更することを特徴とするクライアント装置

(説明)

検索サーバが検索ワードの検索頻度に基づいて検索手法を変更することは、検索サーバがどのようなものであるのかについて特定する一方で、クライアント装置の構造、機能等を何ら特定していない。したがって、検索サーバが検索ワードの検索頻度に基づいて検索手法を変更する点は、サブコンビネーションの発明であるクライアント装置を特定するための意味を有しないものとして、請求項に係る発明を認定する。

例 2：湿度センサを備えた画像形成装置に装着可能な、液体インク収納容器であって、前記画像形成装置がインクをシート部材に向けて吐出する圧力を、前記湿度センサにより検出された湿度に応じて制御することを特徴とする液体インク収納容器

(説明)

画像形成装置が検出した湿度に応じてインクを吐出する圧力を制御することは、画像形成装置がどのようなものであるのかについて特定する一方で、液体インク収納容器の構造、機能等を何ら特定していない。したがって、画像形成装置が湿度センサを備え、その湿度センサにより検出された湿度に応じてインクを吐出する圧力を制御する点は、サブコンビネーションの発明である液体インク収容容器を特定するための意味を有しないものとして、請求項に係る発明を認定する。

例 3：キーホルダーのホルダーリングに吊り下げることができるように穴が設けられたキーにおいて、操作することで警報音を出力する防犯ブザーが前記キーホルダーに

取り付けられていることを特徴とするキー

(説明)

キーホルダーに防犯ブザーが取り付けられていることは、キーホルダーがどのようなものであるのかについて特定する一方で、キーの構造、機能等を何ら特定していない。したがって、キーホルダーに防犯ブザーが取り付けられている点は、サブコンビネーションの発明であるキーを特定するための意味を有しないものとして、請求項に係る発明を認定する。

ただし、審査官は、サブコンビネーションと、「他のサブコンビネーション」とが異なる物又は方法であることのみに着目し、「他のサブコンビネーション」に関する事項がサブコンビネーションの発明を特定するための意味を有しないものと誤解しないように留意しなければならない。

4.2 新規性又は進歩性の判断

4.2.1 請求項中に記載された「他のサブコンビネーション」に関する事項がサブコンビネーションの発明の構造、機能等を特定していると把握される場合

サブコンビネーションの発明と、引用発明との間に相違点があるときには、審査官は、このサブコンビネーションの発明が新規性を有しているものと判断する。ただし、その相違点がサブコンビネーションの発明の作用、機能、性質、特性、方法(行為又は動作)、用途等に係るものである場合の新規性の判断については、2.、3.及び 5.を参照。

例 1: 検索ワードを検索サーバに送信し、検索サーバから直接受信した返信情報を復号手段で復号して検索結果を表示手段に表示するクライアント装置であって、前記検索サーバは前記返信情報を暗号化方式 A により符号化した上で送信することを特徴とするクライアント装置(4.1.1 の例 1 と同じ。)

(説明)

検索ワードを検索サーバに送信し、返信情報を受信して検索結果を表示手段に表示するクライアント装置において、暗号化方式 A に対応する復号手段を備えたものが公知でないならば、請求項に係る発明は新規性を有している。

例 2: 収容凹部内の 4 つの内側側面のうちの一の側面に給電端子を備え、その給電端子とは反対の側面に受光手段を備えた充電器に収容可能な、充電端子を備えた携帯電

話機であって、前記充電器が前記受光手段を用いて携帯電話機の充電完了を示すランプの色を検知し、充電を停止することを特徴とする携帯電話機(4.1.1 の例 2 と同じ。)

(説明)

充電端子と充電完了を示すランプとを備えた携帯電話機において、充電端子のある側面とは反対側の側面にランプが設けられているものが公知でないならば、請求項に係る発明は新規性を有している。

4.2.2 請求項中に記載された「他のサブコンビネーション」に関する事項がサブコンビネーションの発明の構造、機能等を何ら特定していない場合

この場合は、「他のサブコンビネーション」に関する事項と、引用発明特定事項とに記載上、表現上の相違が生じていても、他に相違点がなければ、サブコンビネーションの発明と引用発明との間で、構造、機能等に差異は生じない。

したがって、審査官は、このサブコンビネーションの発明が新規性を有していないと判断する。

例 1：検索ワードを検索サーバに送信し、返信情報を受信して検索結果を表示手段に表示することができるクライアント装置であって、前記検索サーバが検索ワードの検索頻度に基づいて検索手法を変更することを特徴とするクライアント装置(4.1.2 の例 1 と同じ。)

(説明)

検索ワードを検索サーバに送信し、返信情報を受信して検索結果を表示手段に表示することができるクライアント装置が公知であれば、請求項に係る発明は新規性を有していない。検索サーバが検索ワードの検索頻度に基づいて検索手法を変更する点において、その公知のクライアント装置と、請求項に係る発明のクライアント装置とは、記載上、表現上の相違があるものの、構造、機能等に差異はないからである。

例 2：湿度センサを備えた画像形成装置に装着可能な、液体インク収納容器であって、前記画像形成装置がインクをシート部材に向けて吐出する圧力を、前記湿度センサにより検出された湿度に応じて制御することを特徴とする液体インク収納容器(4.1.2 の例 2 と同じ。)

(説明)

画像形成装置に装着可能な液体インク収納装置が公知であれば、請求項に係る発明は新規性を有していない。画像形成装置が湿度センサを備え、その湿度センサに

より検出された湿度に応じてインクを吐出する圧力を制御する点において、その公知の液体インク収納装置と、請求項に係る発明の液体インク収納装置とは、記載上、表現上の相違があるものの、構造、機能等に差異はないからである。

例 3: キーホルダーのホルダーリングに吊り下げることができるように穴が設けられたキーにおいて、操作することで警報音を出力する防犯ブザーが前記キーホルダーに取り付けられていることを特徴とするキー(4.1.2 の例 3 と同じ。)

(説明)

キーホルダーのホルダーリングに吊り下げることができるように穴が設けられたキーが公知であれば、請求項に係る発明は新規性を有していない。操作することで警報音を出力する防犯ブザーがキーホルダーに取り付けられている点において、その公知のキーと、請求項に係る発明のキーとは、記載上、表現上の相違があるものの、構造、機能等に差異はないからである。

HB3220

請求項中に「他のサブコンビネーション」に関する記載がされていることにより、引用発明との対比が困難であり、厳密な対比をすることができない場合(新規性が否定されるとの一応の合理的な疑い)

4.2.3 請求項中に「他のサブコンビネーション」に関する記載がされていることにより、引用発明との対比が困難であり、厳密な対比をすることができない場合

この場合は、請求項に係る発明の新規性又は進歩性が否定されるとの一応の合理的な疑いを抱いたときに限り、審査官は、新規性又は進歩性が否定される旨の拒絶理由通知をすることができる。ただし、その合理的な疑いについて、拒絶理由通知の中で説明しなければならない。

HB3221

請求項中に「他のサブコンビネーション」に関する記載がされていることにより、引用発明との対比が困難であり、厳密な対比をすることができない場合(進歩性が否定されるとの一応の合理的な疑い)

5. 製造方法によって生産物を特定しようとする記載がある場合

5.1 請求項に係る発明の認定

請求項中に製造方法によって生産物を特定しようとする記載がある場合は、審査官は、その記載を、最終的に得られた生産物自体を意味しているものと解釈する。したがって、出願人自らの意思で、「専ら A の方法により製造された Z」のように、特定の方法によって製造された物のみに限定しようとしていることが明白な場合であっても、審査官は、生産物自体(Z)を意味しているものと解釈し、請求項に係る発明を認定する。

5.2 新規性又は進歩性の判断

5.2.1 請求項中に記載された製造方法による生産物と、引用発明に係る生産物とが同一である場合

この場合は、請求項中に記載された製造方法が新規であるか否かにかかわらず、その製造方法に係る発明特定事項によっては、請求項に係る発明は、新規性を有しない。

例：製造方法 P(工程 p1, p2…及び pn)により生産されるタンパク質

(説明)

製造方法 P により製造されるタンパク質が製造方法 Q により製造される公知の特定のタンパク質 Z と同一の物である場合には、製造方法 P が新規であるか否かにかかわらず、請求項に係る発明は新規性を有しない。

5.2.2 生産物自体が構造的にどのようなものかを決定することが極めて困難なため、引用発明との対比が困難であり、厳密な対比をすることができない場合

この場合は、請求項に係る発明の新規性又は進歩性が否定されるとの一応の合理的な疑いを抱いた場合に限り、審査官は、新規性又は進歩性が否定される旨の拒絶理由通知をする。ただし、その合理的な疑いについて、拒絶理由通知の中で説明しなければならない。

6. 数値限定を用いて発明を特定しようとする記載がある場合

6.1 請求項に係る発明の認定

請求項に数値限定を用いて発明を特定しようとする記載がある場合も、通常の場合と同様に請求項に係る発明を認定する(「第3節 新規性・進歩性の審査の進め方」の2.参照)。

6.2 進歩性の判断

請求項に数値限定を用いて発明を特定しようとする記載がある場合において、

HB3222

生産物自体が構造的にどのようなものかを決定することが極めて困難なため、引用発明との対比が困難であり、厳密な対比をすることができない場合(新規性が否定されるとの一応の合理的な疑い)

HB3223

生産物自体が構造的にどのようなものかを決定することが極めて困難なため、引用発明との対比が困難であり、厳密な対比をすることができない場合(進歩性が否定されるとの一応の合理的な疑い)

主引用発明との相違点がその数値限定のみにあるときは、通常、その請求項に係る発明は進歩性を有していない。実験的に数値範囲を最適化又は好適化することは、通常、当業者の通常の創作能力の発揮といえるからである。

しかし、請求項に係る発明の引用発明と比較した効果が以下の(i)から(iii)までの全てを満たす場合は、審査官は、そのような数値限定の発明が進歩性を有していると判断する。

- (i) その効果が限定された数値の範囲内において奏され、引用発明の示された証拠に開示されていない有利なものであること。
- (ii) その効果が引用発明が有する効果とは異質なものの、又は同質であるが際だって優れたものであること(すなわち、有利な効果が顕著性を有していること)。
- (iii) その効果が出願時の技術水準から当業者が予測できたものでないこと。

なお、有利な効果が顕著性を有しているといえるためには、数値範囲内の全ての部分で顕著性があるといえなければならない。

また、請求項に係る発明と主引用発明との相違が数値限定の有無のみで、課題が共通する場合は、いわゆる数値限定の臨界的意義として、有利な効果の顕著性が認められるためには、その数値限定の内と外のそれぞれの効果について、量的に顕著な差異がなければならない。他方、両者の相違が数値限定の有無のみで、課題が異なり、有利な効果が異質である場合には、数値限定に臨界的意義があることは求められない。

7. 選択発明

7.1 請求項に係る発明の認定

選択発明とは、物の構造に基づく効果の予測が困難な技術分野に属する発明であって、以下の(i)又は(ii)に該当するものをいう。

- (i) 刊行物等において上位概念で表現された発明(a)から選択された、その上位概念に包含される下位概念で表現された発明(b)であって、刊行物等において上位概念で表現された発明(a)により新規性が否定されないもの
- (ii) 刊行物等において選択肢(注)で表現された発明(a)から選択された、その選択肢の一部を発明特定事項と仮定したときの発明(b)であって、刊行物等において選択肢で表現された発明(a)により新規性が否定されないもの
したがって、刊行物等に記載又は掲載された発明とはいえないものは、選択

発明になり得る。

選択発明についても、通常の場合と同様に請求項に係る発明を認定する(「第3節 新規性・進歩性の審査の進め方」の2.参照)。

(注) 「選択肢」については、「第3節 新規性・進歩性の審査の進め方」の4.1.1(注1)を参照。

7.2 進歩性の判断

請求項に係る発明の引用発明と比較した効果が以下の(i)から(iii)までの全てを満たす場合は、審査官は、その選択発明が進歩性を有しているものと判断する。

- (i) その効果が刊行物等に記載又は掲載されていない有利なものであること。
- (ii) その効果が刊行物等において上位概念又は選択肢で表現された発明が有する効果とは異質なものの、又は同質であるが際立って優れたものであること。
- (iii) その効果が出願時の技術水準から当業者が予測できたものでないこと。

例：

ある一般式で表される化合物が殺虫性を有することが知られていた。請求項に係る発明は、この一般式に含まれている。

しかし、請求項に係る発明は、殺虫性に関し具体的に公知でない、ある特定の化合物について、人に対する毒性がその一般式中の他の化合物に比べて顕著に少ないことを見だし、これを殺虫剤の有効成分として選択したものである。そして、これを予測可能とする証拠がない。

この場合は、請求項に係る発明は選択発明として、進歩性を有している。

第 5 節 発明の新規性喪失の例外(特許法第 30 条)

1. 概要

特許法第 29 条は、特許出願より前に同条第 1 項各号に該当するに至った発明(以下この節において「公開された発明」という。)については、原則として、特許を受けることができないことを規定している。しかし、自らの発明を公開した後に、その発明について特許出願をしても一切特許を受けることができないとすると、発明者にとって酷な場合がある。また、そのように一律に特許を受けることができないとすることは、産業の発達への寄与という特許法の趣旨にもそぐわない。したがって、特許法では、特定の条件の下で発明が公開された後にその発明の特許を受ける権利を有する者(以下この節において「特許を受ける権利を有する者」を「権利者」という。)が特許出願した場合には、先の公開によってその発明の新規性が喪失しないものとして取り扱う規定、いわゆる、発明の新規性喪失の例外規定(第 30 条)が設けられている。

発明の新規性喪失の例外規定の適用対象となる「公開された発明」は、以下の発明であって、発明が公開されてから出願されるまでの期間が 6 月以内のものである。

(i) 権利者の意に反して公開された発明(第 1 項)

(ii) 権利者の行為に起因して公開された発明(第 2 項)

また、第 2 項の規定の適用を受けるためには、「公開された発明」が第 2 項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面(以下この節において「証明する書面」という。)が、特許出願の日から 30 日以内(注)に提出されていなければならない(第 3 項)。

(注)「証明する書面」を提出する者がその責めに帰すことができない理由により特許出願の日から 30 日以内に「証明する書面」を提出することができない場合は、その理由がなくなった日から 14 日(出願人が在外者である場合は 2 月)以内で、特許出願の日から 30 日の期間の経過後 6 月以内にその「証明する書面」を特許庁長官に提出することができる(第 4 項)。

第 1 項又は第 2 項は、権利者の意に反して、又は権利者の行為に起因して発明が公開され、その後、その者が特許出願をした場合について規定している。しかし、その発明について、発明が公開されてから 6 月以内に、特許を受ける権利を承継した者が特許出願をした場合も、第 1 項又は第 2 項の規定が適用される。

HB3228

発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続

HB3230

平成 23 年改正特許法第 30 条の適用対象となる特許出願

HB3231

平成 23 年改正前の特許法第 30 条の適用対象となる特許出願について

HB3232

平成 11 年 12 月 31 日以前の特許出願についての特許法第 30 条の適用

「公開された発明」について発明の新規性喪失の例外規定が適用されると、特許出願に係る発明の新規性及び進歩性の要件の判断において、その「公開された発明」は、引用発明とはならない。

2. 第 30 条第 2 項の規定の適用についての判断

2.1 適用要件

審査官は、第 2 項の規定の適用の判断に当たっては、第 3 項又は第 4 項の規定に従って提出された「証明する書面」(以下この節において、単に「証明する書面」という。)によって、以下の二つの要件を満たすことの証明がなされたか否かを判断する。

(要件 1) 発明が公開された日から 6 月以内に特許出願されたこと。

(要件 2) 権利者の行為に起因して発明が公開され、権利者が特許出願をしたこと。

2.2 判断時期

出願人が第 2 項の規定の適用を受けることができるものであることを証明しようとした「公開された発明」は、同項の規定が適用できない場合には、本願発明の新規性及び進歩性を否定する証拠となり得る。したがって、審査官は、審査に着手する際にこの規定の適用の可否を判断する。

2.3 「証明する書面」に基づく第 2 項の規定の適用についての判断手順

2.3.1 以下に示す書式に従って作成された「証明する書面」が提出されている場合

審査官は、原則として、要件 1 及び 2 を満たすことについて証明されたものと判断し、第 2 項の規定の適用を認める。

ただし、「公開された発明」が第 2 項の規定の適用を受けることができる発明であることに疑義を抱かせる証拠を発見した場合には、審査官は、同項の規定の適用を認めない。

「証明する書面」の書式

発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書	
1. 公開の事実 ① 公開日 ② 公開場所 ③ 公開者 ④ 公開された発明の内容(証明する対象を特定し得る程度に記載) 2. 特許を受ける権利の承継等の事実 ① 公開された発明の発明者 ② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者(行為時の権利者) ③ 特許出願人(願書に記載された者) ④ 公開者 ⑤ 特許を受ける権利の承継について(①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと) ⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について (②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたこと等を記載)	
上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。	平成○年○月○日 出願人○○○ ㊞

以下この節において、上記「1. 公開の事実」及び「2. 特許を受ける権利の承継等の事実」の欄の内容と同程度の事実を、それぞれ「公開の事実」及び「特許を受ける権利の承継等の事実」という。

2.3.2 2.3.1 に示した書式に従っていない「証明する書面」が提出されている場合

審査官は、その提出された「証明する書面」によって要件 1 及び 2 を満たすことについて証明されたか否かを判断する。例えば、2.3.1 に示した書式に従った「証明する書面」と同程度の内容が記載されていれば、審査官は、原則として、要件 1 及び 2 を満たすことについて証明されたと判断し、第 2 項の規定の適用を認める。

ただし、2.3.1 に示した書式に従った「証明する書面」と同程度の内容が記載された「証明する書面」が提出されていても、「公開された発明」が第 2 項の規定の適用を受けることができる発明であることに疑義を抱かせる証拠を発見した場合には、審査官は、同項の規定の適用を認めない。

HB3225

審査基準第 III 部
第 2 章第 5 節 2.3.1
に示した書式に従
った「証明する書
面」と同程度の内
容が記載されてい
る「証明する書面」
の具体例

2.4 第2項の規定の適用を認めずに拒絶理由通知をした後の判断手順

HB3226

第30条第2項の規定の適用についての判断に際して、出願人の主張が考慮される場合の具体例

「証明する書面」において「公開の事実」が明示的に記載された「公開された発明」について、審査官が、第2項の規定の適用を認めずに拒絶理由通知をした後、出願人から意見書、上申書等により、同項の規定の適用は認められるべきであるとの主張がなされる場合がある。この場合には、審査官は、「証明する書面」に記載された事項と併せて出願人の主張も考慮し、要件1及び2を満たすことについて証明されたか否かを再び判断する。

3. 第30条第1項の規定の適用についての判断

3.1 適用要件

審査官は、出願人から提出された意見書、上申書等によって、以下の二つの要件を満たすことが合理的に説明されているか否かを判断する。

(要件1) 発明が公開された日から6月以内に特許出願されたこと。

(要件2) 権利者の意に反して発明が公開されたこと。

「(要件2) 権利者の意に反して発明が公開されたこと」が「合理的に説明されている」とは、例えば、以下のような場合について具体的な状況が説明されていることを意味する。

(i) 権利者と公開者との間で、秘密保持に関する契約等によって守秘義務が課されていたにもかかわらず、公開者が公開した場合

(ii) 権利者以外の者が窃盗、詐欺、強迫その他の不正の手段により公開した場合

4. 第30条第1項又は第2項の規定の適用についての判断に係る留意事項

HB3227

新規性喪失の例外規定の適用を認めない理由の記載方法

HB1210

特許査定起案時の注意
2.

4.1 拒絶理由通知及び拒絶査定の際の留意事項

審査官は、出願人が第30条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする発明について、その適用を認めない場合は、適用を認めない理由を拒絶理由通知又は拒絶査定において明示する。

4.2 権利者の行為に起因して公開された発明が複数存在する場合に、「証明する書面」が提出されていなくても第2項の規定の適用を受けることができる発明について

権利者が発明を複数の異なる雑誌に掲載した場合等、権利者の行為に起因して公開された発明が複数存在する場合において、第2項の規定の適用を受けるためには、原則として、それぞれの「公開された発明」について「証明する書面」が提出されていなければならない。しかし、「公開された発明」が以下の条件(i)から(iii)までの全てを満たすことが出願人によって証明された場合は、その「証明する書面」が提出されていなくても第2項の規定の適用を受けることができる。

- (i) 「証明する書面」に基づいて第2項の規定の適用が認められた発明(以下この節において、単に「第2項の規定の適用が認められた発明」という。)と同一であるか、又は同一とみなすことができること。
- (ii) 「第2項の規定の適用が認められた発明」の公開行為と密接に関連する公開行為によって公開された発明であること、又は権利者若しくは権利者が公開を依頼した者のいずれでもない者によって公開された発明であること。
- (iii) 「第2項の規定の適用が認められた発明」の公開以降に公開された発明であること。

審査官は、「証明する書面」において「公開の事実」が明示的に記載された「公開された発明」以外は、拒絶理由通知において引用発明とすることができる。審査官は、意見書、上申書等における出願人の主張を考慮し、上記の条件(i)から(iii)までの全てを満たすことが証明されたと認められた場合は、その引用発明について第2項の規定の適用を認める。

例えば、先に公開された「第2項の規定の適用が認められた発明」と、その発明の公開以降に権利者の行為に起因して公開された発明とが、以下のような関係にある場合は、先に公開されたその発明の公開以降に公開された発明について「証明する書面」が提出されていなくても、第2項の規定の適用を認める。

例 1：権利者が同一学会の巡回的講演で同一内容の講演を複数回行った場合における、最初の講演によって公開された発明と、2回目以降の講演によって公開された発明

例 2：出版社ウェブサイト論文が先行掲載され、その後、その出版社発行の雑誌にその論文が掲載された場合における、ウェブサイトに掲載された発明と雑誌に掲載された発明

明

例 3 : 学会発表によって公開された発明と、その後の、学会発表内容の概略を記載した講演要旨集の発行によって公開された発明(注)

(注) 学会発表内容の概略を記載した講演要旨集の発行によって公開された発明と、その後の、学会発表によって公開された発明という関係の場合には、上記条件(i)の「同一又は同一とみなすことができる」に該当しない場合が多い。したがって、講演要旨集の発行によって公開された発明について第 2 項の規定の適用が認められても、通常、その後の学会発表によって公開された発明についても特許出願の日から 30 日以内に「証明する書面」を提出していなければ、第 2 項の規定の適用は認められない。

例 4 : 権利者が同一の取引先へ同一の商品を複数回納品した場合における、初回の納品によって公開された発明と、2 回目以降の納品によって公開された発明

例 5 : テレビ、ラジオ等での放送によって公開された発明と、その放送の再放送によって公開された発明

例 6 : 権利者が商品を販売したことによって公開された発明と、その商品を入手した第三者がウェブサイトにもその商品を掲載したことによって公開された発明

例 7 : 権利者が記者会見したことによって公開された発明と、その記者会見内容が新聞に掲載されたことによって公開された発明

4.3 各種出願における留意事項

「(要件 1) 発明が公開された日から 6 月以内に特許出願をしたこと」を満たしているか否かの判断に当たっては、各種出願の「特許出願をした」日は、以下のように取り扱われる。

4.3.1 国内優先権の主張を伴う特許出願

国内優先権の主張を伴う特許出願に係る発明が、先の出願の出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面(以下この節において「当初明細書等」という。)に記載されている場合は、優先日(国内優先権の主張の基礎となった先の出願の出願日)である。

ただし、先の出願において「証明する書面」が提出されていない場合は、国内優先権の主張を伴う特許出願の出願日である。

また、国内優先権の主張を伴う特許出願に係る発明が、先の出願の当初明細書等に記載されていない場合も、国内優先権の主張を伴う特許出願の出願日である。

4.3.2 パリ条約による優先権の主張を伴う特許出願

パリ条約による優先権の主張を伴う特許出願の場合は、我が国への出願日である。

4.3.3 特許協力条約に基づく国際出願による特許出願（以下この節において「国際特許出願」という。）

国内優先権の主張を伴う国際特許出願の場合であって、その国際特許出願に係る発明が、先の出願の当初明細書等に記載されている場合は、優先日である。

ただし、先の出願において「証明する書面」が提出されていない場合は、国内優先権の主張を伴う国際特許出願の国際出願日である。

また、国内優先権の主張を伴う国際特許出願に係る発明が、先の出願の当初明細書等に記載されていない場合も、国際出願日である。

パリ条約による優先権の主張を伴う国際特許出願の場合は、国際出願日である。

そして、パリ条約による優先権の主張を伴わない国際特許出願の場合は、国際出願日である。

4.3.4 分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願

分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願の場合は、原出願の出願日である。

ただし、原出願において「証明する書面」が提出されていない場合は、現実の出願日である。

第 3 章 拡大先願(特許法第 29 条の 2)

1. 概要

特許法第29条の2は、以下の(i)から(iv)までの全てに該当する場合に、審査の対象となっている特許出願(以下この章において「本願」という。)について、特許を受けることができないことを規定している。

- (i) 本願に係る発明が本願の出願の日前に出願された他の特許出願又は実用新案登録出願(以下この章において、他の特許出願又は実用新案登録出願を「他の出願」という。)の出願当初の明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(以下この章において「当初明細書等」という。)に記載された発明又は考案(以下この章において、発明又は考案を「発明等」という。)と同一であること。
- (ii) 本願の出願後に、他の出願が特許掲載公報の発行若しくは出願公開(第64条)又は実用新案掲載公報の発行(実用新案法第14条第3項)(以下この章において「出願公開等」という。)がされたこと。
- (iii) 他の出願に係る上記の発明等をした者(以下この章において「他の出願の発明者」という。)と、本願に係る発明の発明者とが同一でないこと。
- (iv) 本願の出願時において、本願の出願人と、他の出願の出願人とが同一でないこと。

以下この章において、出願日を異にする出願のうち、先になされた出願を「先願」、後になされた出願を「後願」という。

後願が先願の出願公開等より前に出願されていたとしても、後願に係る発明が先願の当初明細書等に記載された発明等と同一である場合には、後願が出願公開等されても新しい技術を何ら公開するものではない。本条が上述のように規定するのは、このような後願に係る発明に特許を付与することが、新しい発明の公開の代償として発明を保護しようとする特許制度の趣旨からみて妥当でないからである。

先願が後願を排除できる範囲について、本条と第39条(「第4章 先願」参照)とを比較すると、本条では上記(i)に示される発明等であるが、第39条では特許請求の範囲又は実用新案登録請求の範囲に係る発明等に限られている。この点で、第39条に比べて、本条では先願が後願を排除できる範囲が広い。このことから、本条の先願は、いわゆる「拡大先願」と呼ばれている。

2. 第 29 条の 2 の要件

第29条の2が本願に適用され、本願が拒絶されるという効果を生じさせるための要件には、以下のものがある。

(1) 他の出願が満たすべき形式的要件

- (i) 他の出願が本願の出願日の前日以前に出願されたものであること。
- (ii) 他の出願が本願の出願後に出願公開等がされたものであること(注)。
- (iii) 他の出願の発明者が本願の請求項に係る発明の発明者と同一でないこと。
- (iv) 他の出願の出願人が本願の出願時において、本願の出願人と同一でないこと。

(注) 本願の出願前に、他の出願の出願公開等がされていれば、第29条の2は適用されず、出願公開等に係る公報により公開された発明を第29条第1項第3号の発明として同条第1項又は第2項が適用される。

(2) 本願に係る発明と、他の出願の当初明細書等に記載された発明とが同一であること(実質的要件)。

ここで、本願に係る発明とは、本願の請求項に係る発明である。

3. 第 29 条の 2 の要件についての判断

第29条の2の要件の判断の対象となる発明は、請求項に係る発明である。

審査官は、他の出願が第29条の2の形式的要件(2. (1)参照)を満たすか否かを判断する。

また、審査官は、第29条の2の実質的要件(2. (2)参照)が満たされているか否かを、本願の請求項に係る発明と、第29条の2の形式的要件を満たす他の出願の当初明細書等に記載された発明等(以下この章において「引用発明」という。)とを対比した結果、両者が同一か否かにより判断する。審査官は、両者が同一であると判断した場合に、本願の請求項に係る発明が第29条の2の規定により特許を受けることができないものと判断する。

審査官は、本願の特許請求の範囲に二以上の請求項がある場合は、請求項ごとに、第29条の2の要件の判断をする。

3.1 他の出願が第 29 条の 2 に規定された形式的要件を満たすことの判断

審査官は、他の出願が 2. (1) の(i)から(iv)までの全ての要件を満たすか否かを判断する。それらの要件を一つでも満たさない場合は、審査官は、当該他の出願に基づいて、第 29 条の 2 の規定を本願について適用することができない。

3.1.1 他の出願の発明者が本願の請求項に係る発明の発明者と同一でないこと (2. (1) (iii))

(1) 審査官は、以下の(i)及び(ii)のいずれの場合にも該当しないときに、他の出願の発明者と、本願の請求項に係る発明者とが同一(以下この章において「発明者同一」という。)でないと判断する。

(i) 各々の願書に記載された発明者の全員が表示上完全に一致している場合

(ii) 各々の願書に記載された発明者の全員が表示上完全に一致していない場合であっても、実質的に判断した結果、発明者全員が完全同一である場合

(例：ある発明者の表示上の不一致が改姓によるものであり、同一人と判断される場合)

(2) 審査官は、原則として、その願書に記載された発明者を、本願の請求項に係る発明の発明者であると推認する。他の出願の発明者についても同様に推認する。ただし、例えば、明細書中に別の発明者が記載されているような場合は、審査官は、願書に記載された発明者以外の者について、発明者であると推認する。

(3) 審査官は、発明者同一であるとの主張を裏付ける証拠(他の出願の発明者の宣誓書等)が出願人から提出された場合に、発明者同一ではないとの推認が覆され得ることに留意する。

3.1.2 他の出願の出願人が本願の出願時において、本願の出願人と同一でないこと (2. (1) (iv))

(1) 審査官は、他の出願の出願人と、本願の出願人とが同一(以下この章において「出願人同一」という。)であるか否かを、本願の出願時点で判断する。

(2) 審査官は、以下の(i)及び(ii)のいずれの場合にも該当しないときに、出願人

同一でないと判断する。

- (i) 各々の願書に記載された出願人の全員が表示上完全に一致している場合
- (ii) 各々の願書に記載された出願人の全員が表示上完全に一致していない場合であっても、実質的に判断した結果、出願人全員が完全同一である場合
(例：出願人の改称、相続又は合併があつて本願の出願人と、他の出願の出願人とが表示上は一致しなくなった場合)

3.2 本願の請求項に係る発明と引用発明とが同一か否かの判断

審査官は、本願の請求項に係る発明と、引用発明とを対比した結果、以下の(i)又は(ii)の場合は、両者をこの章でいう「同一」と判断する。

- (i) 本願の請求項に係る発明と引用発明との間に相違点がない場合
- (ii) 本願の請求項に係る発明と引用発明との間に相違点がある場合であっても、両者が実質同一である場合

ここでの実質同一とは、本願の請求項に係る発明と引用発明との間の相違点が課題解決のための具体化手段における微差(周知技術、慣用技術(注)の付加、削除、転換等であつて、新たな効果を奏するものではないもの)である場合をいう。

(注)「周知技術」及び「慣用技術」については、「第2章第2節 進歩性」の2.(注1)を参照。

4. 第29条の2の要件についての判断に係る審査の進め方

4.1 本願の請求項に係る発明の認定

審査官は、本願の請求項に係る発明を認定する。その認定の手法は、「第2章第3節 新規性・進歩性の審査の進め方」の2.の手法と同様である。

4.2 引用発明の認定

審査官は、2.(1)の形式的要件を満たす他の出願の当初明細書等に基づき、引用発明を認定する。審査官は、「第2章第3節 新規性・進歩性の審査の進め方」の3.1.1(1)における刊行物に記載された発明の認定に準じて、当初明細書等に記載された発明を認定する(「刊行物」は「当初明細書等」と読み替えられ、「本

願の出願時」は「他の出願の出願時」と読み替えられる。)。

審査官は、他の出願の当初明細書等が上位概念又は下位概念で発明等を表現している場合については、「第2章第3節 新規性・進歩性の審査の進め方」の3.2に準じて取り扱う。また、審査官は、「第2章第3節 新規性・進歩性の審査の進め方」の3.3に準じて、後知恵等に留意しなければならない。

なお、他の出願の当初明細書等に記載されている事項がその後の補正により削除されたとしても、そのことは、第29条の2の規定の適用に影響しない。

4.3 本願の請求項に係る発明と引用発明との対比

審査官は、認定した本願の請求項に係る発明と、認定した引用発明とを対比する。審査官は、「第2章第3節 新規性・進歩性の審査の進め方」の4.の手法に準じて、この対比を行う(「本願の出願時」は「他の出願の出願時」と読み替えられる。)。

4.4 本願の請求項に係る発明が第 29 条の 2 の規定により特許を受けることができないものであるか否かの判断と、その判断に係る審査の進め方

4.4.1 本願の請求項に係る発明が第 29 条の 2 の規定により特許を受けることができないものであるか否かの判断

審査官は、本願の請求項に係る発明と、引用発明とを対比し、3.2に従って、両発明が同一であると判断した場合は、本願の請求項に係る発明が第29条の2の規定により特許を受けることができないものであると判断する。

請求項に係る発明の発明特定事項が選択肢を有する場合において、いずれか一を選択肢のみを、その選択肢に係る発明特定事項と仮定したときの請求項に係る発明と、引用発明との対比の結果、両者がこの章でいう「同一」であるときは、審査官は、本願の請求項に係る発明が第 29 条の 2 の規定により特許を受けることができないものと判断する。

4.4.2 本願の請求項に係る発明が第 29 条の 2 の規定により特許を受けることができないものであるか否かの判断に係る審査の進め方

審査官は、4.4.1に基づいて、請求項に係る発明が第29条の2の規定により特許を受けることができないものであるとの心証を得た場合は、その旨の拒絶理由

通知をする。特に請求項に係る発明と引用発明とが実質同一であると判断した場合(3.2(ii)参照)については、出願人が反論、釈明をすることができるように、拒絶理由通知は、そのように判断した理由を把握できるものでなければならない。

出願人は、請求項に係る発明が第29条の2の規定により特許を受けることができない旨の拒絶理由通知に対して、手続補正書を提出して特許請求の範囲について補正をしたり、意見書、実験成績証明書等により反論、釈明したりすることができる。

補正や、反論、釈明により、請求項に係る発明が第29条の2の規定により特許を受けることができないものであるとの心証を、審査官が得られない状態になった場合は、拒絶理由は解消する。審査官は、心証が変わらない場合は、請求項に係る発明が第29条の2の規定により特許を受けることができない旨の拒絶理由に基づき、拒絶査定をする。

5. 特定の表現を有する請求項等についての取扱い

審査官は、本願の請求項が以下の(i)から(vi)までに掲げた特定の表現を有する場合等において、請求項に係る発明の認定については、「第2章第4節 特定の表現を有する請求項等についての取扱い」に準じて取り扱う。

- (i) 作用、機能、性質又は特性を用いて物を特定しようとする記載
- (ii) 物の用途を用いてその物を特定しようとする記載
- (iii) サブコンビネーションの発明を「他のサブコンビネーション」に関する事項を用いて特定しようとする記載
- (iv) 製造方法によって生産物を特定しようとする記載
- (v) 数値限定を用いて発明を特定しようとする記載
- (vi) 選択発明

HB3301

機能、特性等の記載等により請求項に係る発明と引用発明との対比が困難であり、厳密な対比をすることができない場合

6. 各種出願についての取扱い

6.1 他の出願が分割出願、優先権主張を伴う出願等である場合

6.1.1 分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願

2.(1)(i)に関し、他の出願の出願日は、遡及せず、現実の出願日である(第44条第2項ただし書、第46条第6項及び第46条の2第2項)。

6.1.2 パリ条約(又はパリ条約の例)による優先権の主張を伴う出願

パリ条約(又はパリ条約の例)による優先権の主張を伴う出願については、以下の(i)及び(ii)に共通して記載されている発明に関し、第一国出願日に我が国へ出願がされたものとして扱う。

- (i) 第一国出願の出願書類全体
- (ii) 我が国への出願の当初明細書等

6.1.3 国内優先権の主張の基礎とされた出願(先の出願)又は国内優先権の主張を伴う出願(後の出願)

(1) 先の出願と、後の出願の双方の当初明細書等に記載された発明(以下この章において「双方記載発明」という。)(下図の発明 B)について

先の出願を他の出願として、第29条の2の規定が本願に対して適用される(第41条第3項。他に出願の出願日は、先の出願の出願日である。)(注)。

(注) 審査官は、以下の(i)の場合において、以下の(ii)の発明については、先の出願を他に出願として第29条の2の規定を適用してはならない(第41条第3項)。累積的な優先権主張の効果が認められないこととして、実質的に優先期間が延長されることを防止するためである。

- (i) 先の出願が、優先権の主張(パリ条約によるもの及びパリ条約の例によるものを含む。)を伴う場合
- (ii) 双方記載発明のうち、先の出願についてなされた優先権の主張の基礎とされた出願(更に先の出願)の当初明細書等に記載された発明(下図の発明 A)

(2) 後に出願の当初明細書等にのみ記載され、先の出願の当初明細書等に記載されていない発明(下図の発明 C)について

後に出願を他に出願として、第29条の2の規定が本願について適用される(第41条第2項及び第3項。他に出願の出願日は、後に出願の出願日である。)

(3) 先に出願の当初明細書等にのみ記載され、後に出願の当初明細書等には記載されていない発明(下図の発明 D)について

審査官は、先の出願又は後に出願を他に出願として、第29条の2の規定を適

用してはならない。この発明は、出願公開等がされたものとみなされない(第41条第3項)からである。

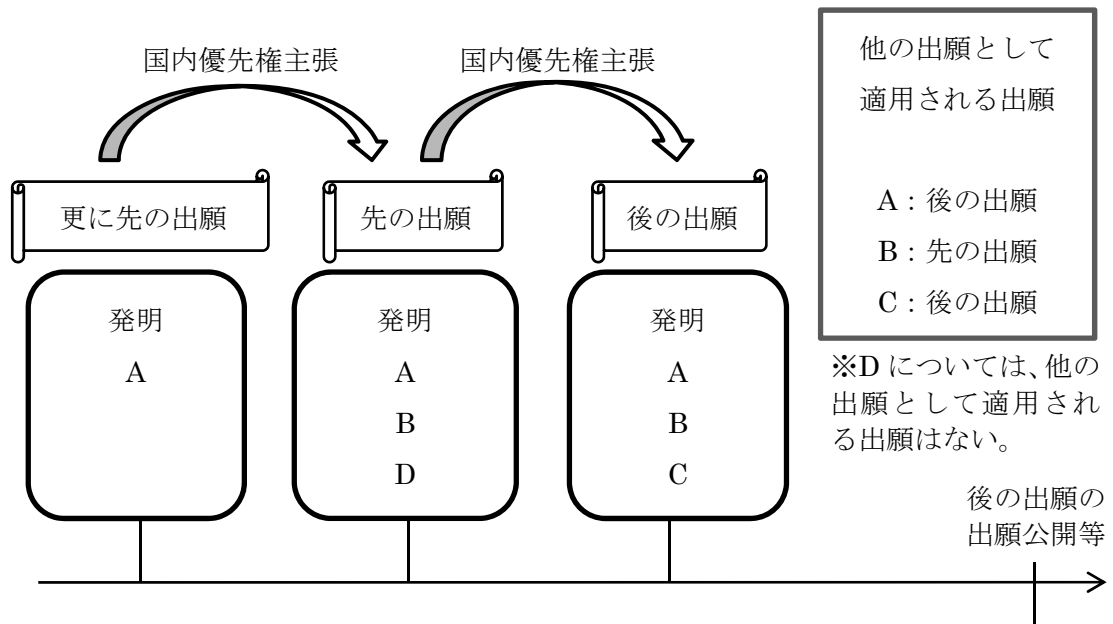


図 国内優先権と29条の2の他の出願との関係

6.1.4 外国語書面出願、国際特許出願又は国際実用新案登録出願

(1) 読替え

a 「他の出願」について

外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願の場合は、「他の出願」は「他の出願(翻訳文未提出のために取り下げられたものとみなされた出願を除く。)」と読み替えられる(第184条の13、第184条の4第3項及び実用新案法第48条の4第3項)。

b 「出願公開等」について

国際特許出願又は国際実用新案登録出願の場合は、「出願公開等」は、「国際公開等」と読み替えられる(第184条の13、第184条の15第3項及び第4項)。

c 「当初明細書等」について

外国語書面出願の場合は、「当初明細書等」は、「外国語書面(原文)」と読み替えられる(第29条の2括弧書き及び第41条第3項括弧書き)。

国際特許出願又は国際実用新案登録出願の場合は、「当初明細書等」は、「国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面(原文)」と読み替えられる(第184条の13、第184条の15第3項及び第4項)。

- (2) 国内優先権の主張の基礎とされた出願(先の出願)が外国語書面出願、外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願(以下この章において「外国語書面出願等」という。)である場合の留意事項

この場合の6.1.3の取扱いは、先の出願について翻訳文が提出されているときも、提出されていないときも同様である(第41条第3項括弧書き、第184条の15第3項及び第4項)。

- (3) 他の出願の調査範囲についての留意事項

外国語書面出願等が他の出願である場合は、これら他の出願の拡大先願の効果は原文から発生するので、最終的には、引用した他の出願の原文の記載箇所を指摘できなければならない。ただし、原文と翻訳文の内容は一致している蓋然性が極めて高いため、通常は、日本語に翻訳された部分のみを調査すれば足りると考えられる。

- (4) 外国語書面出願等を他に出願として引用する場合の拒絶理由通知書の記載方法についての留意事項

通常は、翻訳文中の記載箇所を指摘するとともに、対応する原文の記載が拒絶理由の根拠である旨を記載すれば足りるが、原文における記載箇所が判明していれば、翻訳文及び原文のそれぞれの記載箇所を指摘する。

- (5) 他に出願が外国語書面出願等である場合における出願人の反論への対応

- a 外国語書面出願等を他に出願として拒絶理由を通知した場合において、出願人が意見書等により、審査官の指摘事項はその出願の原文に記載されていない旨主張し、原文に記載されている旨の心証を、審査官が得られない状態になった場合には、拒絶理由は解消する。審査官は、その心証が変わらない場合には、拒絶査定をする。
- b 審査が終了していない他に出願について、出願人の反論により、原文新規事項(「第 VII 部第2章 外国語書面出願の審査」の2.及び「第 VIII 部 国際特許出願」の5.2参照)が発見された場合には、当該他に出願について、審査官は、原文新規事項の拒絶理由通知をする。

6.2 本願が分割出願、優先権主張を伴う出願等である場合

2. (1)(i)の本願の出願日(他に出願の出願日と比較される日)については、下表

のように取り扱われる。

出願の種類	本願の出願日
分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願	原出願の出願日(第44条第2項、第46条第6項又は第46条の2第2項)
国内優先権の主張を伴う出願	先の出願の出願日(第41条第2項)
パリ条約(又はパリ条約の例)による優先権の主張を伴う出願	第一国出願の出願日(パリ条約第4条 B)
国際特許出願	国際出願日(第184条の3第1項)。ただし、優先権の主張を伴う場合は、上欄のとおり。

2. (1)(ii)の他の出願の出願公開等が本願の出願後か否かの基準時(本願の出願時点)については、下表のように取り扱われる。

出願の種類	本願の出願時点
分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願	原出願の出願時(第44条第2項、第46条第6項又は第46条の2第2項)
国内優先権の主張を伴う出願	先の出願の出願時(第41条第2項)
パリ条約(又はパリ条約の例)による優先権の主張を伴う出願	第一国出願の出願日(パリ条約第4条 B)(注)
国際特許出願	国際出願日(第184条の3第1項)(注)。ただし、優先権の主張を伴う場合は、上欄のとおり。

(注) 例外的に、「出願時」ではなく、「出願日」が基準となる。

3.1.2で述べた本願の出願時点(他の出願の出願人と、本願の出願人の同一性を判断する時点)については、下表のように取り扱われる。

出願の種類	本願の出願時点
分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願	原出願の出願時(第44条第2項、第46条第6項又は第46条の2第2項)
国内優先権の主張を伴う出願	後の出願の出願時(第41条第2項)
パリ条約(又はパリ条約の例)による優先権の主張を伴う出願	我が国への出願の出願時
国際特許出願	国際出願日(第184条の3第1項)(注)

(注) 例外的に、「出願時」ではなく、「出願日」が基準となる。

第 4 章 先願(特許法第 39 条)

HB 附属書 A
先願に関する事例
集

1. 概要

特許法第39条は、一発明一特許の原則を明らかにするとともに、一発明について複数の出願があったときには、最先の出願人のみが特許を受けることができること(先願主義)を明らかにした規定である。

特許制度は、技術的思想の創作である発明の公開に対し、その代償として特許権者に一定期間独占権を付与するものである。したがって、一発明について二以上の権利を認めるべきではない。このような、重複特許を排除すべきであるという趣旨により、本条は設けられている。

本条により、同一の発明について異なった日に二以上の特許出願があったときは、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる(同条第1項)。

特許出願に係る発明が実用新案登録出願に係る考案と同一である場合において、これらの出願が異なった日にされたものであるときは、特許出願人は、実用新案登録出願人よりも先に出願した場合にのみ、その発明について特許を受けることができる(同条第3項)。

同一の発明について同日に二以上の特許出願があったときは、出願人の協議によって定めた一の出願人のみが特許を受けることができる(同条第2項前段)。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれの出願人も、その発明について特許を受けることができない(同条第2項後段)。

特許庁長官は、同一の発明について同日に二以上の特許出願があったときに、指定した期間内に協議をしてその結果を届け出るべき旨を出願人に命じる(同条第6項)。特許庁長官は、協議の結果の届出がないときは、協議が成立しなかったものとみなすことができる(同条第7項)。

特許出願に係る発明が実用新案登録出願に係る考案と同一である場合において、それらの出願が同日にされたものであるときについても同様である(同条第4項、第6項及び第7項)。

以下この章においては、審査の対象となっている特許出願を「本願」といい、同条第1項から第4項までの適用について、本願以外の出願を「他の出願」という。また、同条第1項又は第3項に関し、異なる日になされている複数の出願に

ついて、先になされている出願を「先願」、その出願よりも後になされている出願を「後願」といい、同条第2項又は第4項に関し、本願と同日になされた他の出願を「同日出願」という。さらに、発明又は考案を「発明等」という。

2. 第 39 条の要件

第39条が本願に適用され、本願が拒絶されるという効果を生じさせるための要件には、以下のものがある。

(1) 他の出願が満たすべき形式的要件

- (i) 他の出願が本願に対して先願又は同日出願であること。
- (ii) 他の出願が第39条第1項から第4項までの規定について初めからなかったものとみなされる出願でないこと(同条第5項)。

(2) 本願に係る発明と、他の出願に係る発明等とが同一であること(実質的要件)。

ここで、本願に係る発明とは、本願の請求項に係る発明(以下この章において「本願発明」という。)である。また、他の出願に係る発明等とは、他の出願の請求項に係る発明等である。

3. 第 39 条の要件についての判断

審査官は、他の出願が第39条の形式的要件(2. (1)参照)を満たすか否かを判断する。

審査官は、第39条の実質的要件(2. (2))が満たされているか否かを、本願発明と、第39条の形式的要件を満たす他の出願の請求項に係る発明等とを対比した結果、両者が同一か否かにより判断する。審査官は、両者が同一であると判断した場合に、本願発明が第39条の規定により特許を受けることができないものと判断する。

審査官は、本願の特許請求の範囲に二以上の請求項がある場合は、請求項ごとに、この判断をする。

3.1 他の出願が第 39 条に規定された形式的要件を満たすことの判断

審査官は、他の出願が2. (1)の(i)及び(ii)の要件を共に満たすか否かを判断する。他の出願がそれらの要件を一つでも満たさない場合は、審査官は、当該他の出

願に基づいて、第39条の規定を本願に適用して本願を拒絶することができない。

3.1.1 他の出願が第 39 条第 5 項の規定により初めからなかったものとみなされる出願でないこと (2. (1) (ii))

以下の(i)又は(ii)の場合は、第39条第1項から第4項までの規定について、当該他の出願が初めからなかったものとみなされる。したがって、審査官は、以下の(i)及び(ii)のいずれにも該当しない場合に、他の出願が2. (1)(ii)の要件を満たすと判断する。

- (i) 他の出願が放棄され、取り下げられ、又は却下されたとき。
- (ii) 他の出願について拒絶査定又は拒絶審決が確定したとき(ただし、当該他の出願について、他に同日出願があるために、拒絶査定又は拒絶審決が確定した場合(第39条第2項後段又は第4項後段)を除く。)

3.2 本願発明と他の出願の請求項に係る発明等とが同一か否かの判断

3.2.1 他の出願が先願である場合

審査官は、本願発明と、先願の請求項に係る発明等(以下この章において「先願発明」という。)とを対比した結果、以下の(i)又は(ii)の場合は、両者を「同一」と判断する。

HB3401
本願発明と先願発明の実施の態様が同じ場合の留意点

- (i) 本願発明と先願発明との間に相違点がない場合
- (ii) 本願発明と先願発明との間に相違点がある場合であっても、両者が実質同一である場合

ここでの実質同一とは、相違点が以下の(ii-1)から(ii-3)までのいずれかに該当する場合をいう。

- (ii-1) 課題解決のための具体化手段における微差(周知技術、慣用技術(注1)の付加、削除、転換等であって、新たな効果を奏するものではないもの)である場合
- (ii-2) 先願発明の発明特定事項を、本願発明において上位概念(注2)として表現したことによる差異である場合
- (ii-3) 単なるカテゴリー表現上の差異(例えば、表現形式上、「物」の発明であるか、「方法」の発明であるかの差異)である場合

(注1) 「周知技術」及び「慣用技術」については、「第2章第2節 進歩性」の2.(注1)を参照。

(注2) 上位概念については、「第2章第3節 新規性・進歩性の審査の進め方」の3.2(注1)を参照。

3.2.2 他の出願が同日出願である場合

HB3402

他の出願が同日出願である場合において、本願発明と同日出願発明とが「同一」か否かを審査基準「第 III 部第 4 章 先願」の 3.2.2 のように判断する理由

本願発明と同日出願の請求項に係る発明等(以下この章において「同日出願発明」という。)がそれぞれ発明 A と発明 B である場合において、以下の(i)及び(ii)のいずれのときにも、発明 A と発明 B とが同一(上記3.2.1でいう「同一」を意味する。以下この項(3.)において同じ。)であるときに、審査官は、本願発明と同日出願発明とを「同一」と判断する。

(i) 発明 A を先願とし、発明 B を後願と仮定したとき。

(ii) 発明 B を先願とし、発明 A を後願と仮定したとき。

他方、発明 A を先願とし、発明 B を後願としたときに後願発明 B と先願発明 A とが同一であっても、発明 B を先願とし、発明 A を後願としたときに後願発明 A と先願発明 B とが同一でない場合(例えば、発明 A が「バネ」であり、発明 B が「弾性体」である場合)は、審査官は、本願発明と同日出願発明とが「同一」でないと判断する。

4. 第 39 条の要件についての判断に係る審査の進め方

第39条は本願発明と先願発明又は同日出願発明とが同一である場合に適用されるものであり、他の出願の特許(実用新案登録)請求の範囲についての補正により、先願発明又は同日出願発明の内容は、変更される可能性がある。他方、第29条(新規性及び進歩性)を本願に適用する場合の引用発明には、そのような変更の可能性がない。また、第29条の2(拡大先願)により本願を排除できる範囲は、先願の出願当初の明細書、特許(実用新案登録)請求の範囲又は図面であり、第39条よりも広く、補正によって変動することもない。このことから、以下の(1)又は(2)のように、第29条又は第29条の2の規定を本願に適用できる場合は、審査官は、第39条の規定を本願に適用せずに、それらの規定を本願に適用する。

(1) 先願について、本願の出願前に出願公開に係る公開特許公報の発行、特許掲載公報の発行又は実用新案掲載公報の発行がなされている場合は、これらの公報に記載又は掲載された発明は第29条第1項第3号の発明に該当することから、審査官は、第39条の規定を本願に適用せずに、第29条の規定を本願に適

用する。

- (2) 第29条の2の規定が本願に適用される場合は、審査官は、第39条の規定を本願に適用せずに、第29条の2の規定を本願に適用する。

他の出願と本願との間で、(i)出願日が同一の場合、(ii)出願人が同一の場合又は(iii)発明者(考案者)が同一の場合は、第29条の2は本願に適用されない。したがって、このような場合に、審査官は、第39条の本願への適用について検討する。

なお、以下この章においては、先願について、本願の出願前に出願公開に係る公開特許公報の発行、特許掲載公報の発行又は実用新案掲載公報の発行がなされていない場合を想定する。

4.1 本願発明と先願発明又は同日出願発明の認定

審査官は、本願発明を認定する。

また、審査官は、2. (1)の形式的要件を満たす他の出願に係る先願発明又は同日出願発明(注1及び注2)を認定する。その認定の手法は、「第2章第3節 新規性・進歩性の審査の進め方」の2. の手法と同様である。

HB3403

先願発明又は同日出願発明の発明特定事項が選択肢を有する場合

(注1) 先願発明又は同日出願発明が、補正により出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内でないもの(新規事項)を含むこととなった場合は、審査官は、その発明を先願発明又は同日出願発明として認定しない。新規事項を含む請求項に係る発明に後願や同日出願を排除する効果を持たせることは、先願主義の原則に反するからである。

また、同様の趣旨により、外国語書面出願、外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願において、先願発明又は同日出願発明が原文新規事項を含む場合は、審査官は、その発明を先願発明又は同日出願発明として認定しない。なお、翻訳文新規事項を含んでいても、原文新規事項を含まない場合は、審査官は、その発明を先願発明又は同日出願発明として認定する。

(注2) 「第2章第3節 新規性・進歩性の審査の進め方」の3.1.1(1)b に準じて、先願発明又は同日出願発明が引用発明とすることができない場合に該当するときは、審査官は、その発明を先願発明又は同日出願発明として認定しない。ただし、「第2章第3節 新規性・進歩性の審査の進め方」の3.1.1(1)b における「刊行物に記載されている事項及び記載されているに等しい事項から当業者が把握することができる発明」は「他の出願

の請求項に係る発明」と読み替えられ、「刊行物の記載」は「他の出願の明細書及び図面の記載」と読み替えられ、「出願時の技術常識」は「他の出願の出願時における技術常識」と読み替えられる。

4.2 本願発明と先願発明又は同日出願発明との対比

審査官は、認定した本願発明と、認定した先願発明又は同日出願発明とを対比する。

審査官は、「第2章第3節 新規性・進歩性の審査の進め方」の4.の手法に準じて、この対比を行う（「請求項に係る発明」、「引用発明」のうち、一方が「本願発明」と読み替えられ、他方が「先願発明又は同日出願発明」と読み替えられる。）。

4.3 本願発明が第39条の規定により特許を受けることができないものであるか否かの判断

HB1218

第194条第1項の規定により審査官が書類その他の物件の提出を求める場合
1.(4)

審査官は、本願発明と、先願発明又は同日出願発明とを対比し、3.2に従って、両発明が同一であると判断した場合は、本願発明が第39条の規定により特許を受けることができないものであると判断する。

HB3404

選択肢を有する請求項に係る発明が第39条の規定により特許を受けることができないものであるか否かの判断と、先行技術調査の終了との関係

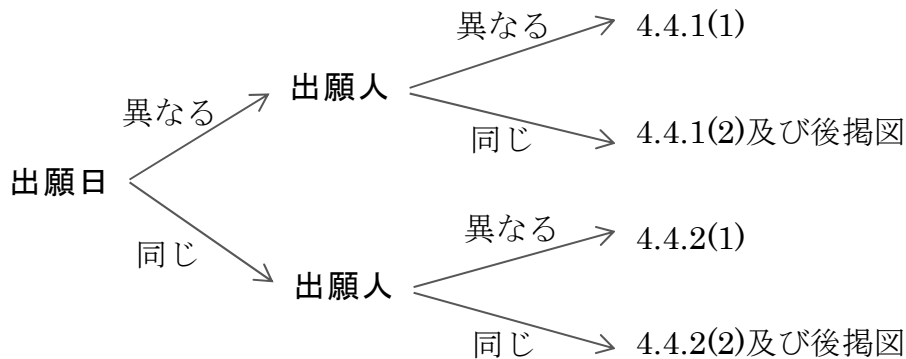
一方の出願の請求項に係る発明の発明特定事項が選択肢を有する場合において、選択肢中の一の選択肢のみをその選択肢に係る発明特定事項と仮定したときの請求項に係る発明と、他方の出願の請求項に係る発明との対比の結果、両者がこの章でいう「同一」である場合は、審査官は、本願発明が第39条の規定により特許を受けることができないものと判断する。

4.4 本願発明が第39条の規定により特許を受けることができないものであるか否かの判断に係る審査の進め方

審査官は、4.3に基づいて、本願発明が第39条第1項から第4項までの規定により特許を受けることができないものであるとの心証を得た場合は、以下の4.4.1及び4.4.2の各場合に応じた取扱いに従い、審査を進める（実務上、問題となることが多い、同一出願人に係る複数の特許出願がある場合については、本章末尾の図も参照。出願人が同じか否かの判断については、審査時点での出願人について行う。その判断手法は「第3章 拡大先願」の3.1.2(2)と同様である。）。

また、審査官は、第39条の拒絶理由通知をした後の取扱いについて、4.4.3に

従う。



4.4.1 他の出願が先願である場合

(1) 本願の出願人と他の出願の出願人とが異なる場合

本願の発明者と他の出願の発明者とが異なる場合は、審査官は、第29条の2の規定を適用する(「第3章 拡大先願」参照)。

他方、両発明者が同一の場合は、審査官は、本願に第39条第1項又は第3項の規定に基づく拒絶理由通知をする。ただし、その拒絶理由によって拒絶査定をする場合には、先願の確定を待ち、それまでは審査を進めない。

(2) 本願の出願人と他の出願の出願人とが同じ場合

審査官は、先願が確定しているか否かにかかわらず、本願に第39条第1項又は第3項の規定に基づく拒絶理由通知をして審査を進める。審査官は、未確定の先願(出願審査の請求が未だされていないものを含む。)に基づき、本願に第39条第1項又は第3項の規定に基づく拒絶理由通知をする場合は、拒絶理由が解消されないときには先願が未確定であっても拒絶査定をする旨を、拒絶理由通知書に付記する。

なお、本願の拒絶理由通知に対する応答時において、先願についての審査請求はされているが先願の審査は着手されていない場合がある。この場合には、本願の拒絶理由通知に対する応答において、先願についての補正の意思がある旨の申出があれば、審査官は、以下のように取り扱う。

a 先願に拒絶理由がある場合

審査官は、先願に拒絶理由通知をし、指定期間の経過後、先願の補正の有無及び補正の内容を確認するまで、本願の審査を進めない。

b 先願に拒絶理由がない場合

審査官は、先願の特許査定がされるまで、本願の審査を進めない。

4.4.2 他の出願が同日出願である場合

(1) 本願の出願人と他の出願の出願人とが異なる場合

a 各出願が特許庁に係属している場合

審査官は、全ての同日出願について審査請求がされているか否かに応じて以下のように取り扱う。

(a) 全ての同日出願について審査請求がされている場合

審査官は、各出願に対し、特許庁長官名で協議を指令する。なお、本願に第39条第2項又は第4項以外の拒絶理由がある場合には、審査官は、その出願に対して協議を指令する際に、その拒絶理由を併せて通知する。協議を指令する際に第39条第2項又は第4項以外の拒絶理由を通知することにより、出願人は、実質的に全ての拒絶理由を同時に知ることができ、適切な対応をとることが可能となるからである。

指定期間内に協議の結果の届出があった場合において、本願が協議により定められた方の出願であるときは、審査官は、他に拒絶理由がなければ特許査定をする。本願が協議により定められた方の出願でないときは、審査官は、第39条第2項又は第4項の規定に基づく拒絶理由通知をする。

指定期間内に協議の結果の届出がなかった場合には、協議が成立しなかったものとみなされる(第39条第7項)。審査官は、第39条第2項又は第4項の規定に基づく拒絶理由通知をする。ただし、協議の結果の届出以外の理由により、第39条第2項又は第4項の規定が本願に適用されないと判断した場合には、その拒絶理由は通知しない。この場合に該当する例としては、本願の特許請求の範囲についての補正により第39条第2項又は第4項が解消した場合や、意見書の主張を参酌した審査官が第39条第2項又は第4項の規定に基づく拒絶理由がないと判断した場合が挙げられる。

(b) 同日出願のうち一部の出願について審査請求がされていない場合

第39条第2項又は第4項以外の規定に基づく拒絶理由もある場合は、審査

官は、その拒絶理由については、審査を進めることができる。ただし、その拒絶理由に基づく拒絶査定は、例えば、補正等により本願発明と同日出願発明とが同一ではなくなった場合のように、第39条第2項又は第4項の規定に基づく拒絶理由が解消されている場合に限ってなされる。第39条第2項又は第4項の規定に基づく拒絶理由が解消されていない場合は、審査官は、第39条第2項又は第4項以外の規定に基づく拒絶理由による拒絶査定をしないこととする。

(説明)

拒絶査定が確定した出願は、原則として、第39条第1項から第4項までの規定の適用については、初めからなかったもの(いわゆる「先願の地位」を有しないもの)とみなされる。ただし、第39条第2項又は第4項の規定に基づく拒絶査定が確定した場合は、その出願は先願の地位を有する。したがって、第39条第2項又は第4項による拒絶査定がされる可能性がある場合に、他の規定に基づく拒絶査定をすると、その出願の先願の地位を失わせ、その出願が拒絶される一方で、同日出願は第39条第2項又は第4項に基づき拒絶されることがなくなる。このことは、協議により定めた方の出願について特許又は実用新案登録を受けることができるとした第39条第2項又は第4項の趣旨に反し適切でない。そこで、審査官は、上記のように取り扱う。

以下の(i)又は(ii)の場合は、審査官は、審査請求がされている出願の出願人に、他の出願について審査請求がされていないので第39条第2項又は第4項の審査を進めることができない旨を通知する。同日出願のうち一部の出願について審査請求がされていないため、協議を指令できる状態に至っていないからである。

(i) 上記のように第39条第2項又は第4項の規定に基づく拒絶理由以外の拒絶理由はあるが、第39条第2項又は第4項の拒絶理由が解消されていないために拒絶査定をしない場合

(ii) 第39条第2項又は第4項の規定に基づく拒絶理由のみがある場合
この通知の後、他の出願について審査請求がなされ、協議を指令することができるようになるまで又は他の出願について取下げ(審査請求期間の経過を含む。)若しくは放棄がされるまで、審査官は、審査を進めない。

b 同日出願のうち少なくとも一の出願について特許又は実用新案登録されている場合

HB3405

特許出願に係る発明が、異なる出願人により同日に出願され既に登録されている特許（実用新案）に係る発明（考案）と同一である場合の、拒絶理由通知時に行う特許（実用新案）権者等への通知について

(a) この場合は、協議をすることができないとき(第39条第2項又は第4項)に該当する。審査官は、特許又は実用新案登録がなされていない出願に対し、特許庁長官名での協議の指令をせず、第39条第2項又は第4項の規定に基づく拒絶理由通知をする。

(b) 審査官は、第39条第2項又は第4項の規定に基づく拒絶理由通知をする際に、特許権者又は実用新案権者にその事実を通知する。

(説明)

少なくとも一の出願が特許又は実用新案登録されている場合には、協議をすることはできない。しかし、特許出願人と特許権者又は実用新案権者との間で実質的な協議の機会を持つことは、拒絶理由又は無効理由を回避し発明又は考案の適切な保護を得るために有用と考えられる。そこで、審査官は、上記のように取り扱う。

(2) 本願の出願人と他の出願の出願人とが同じ場合

a 各出願が特許庁に係属している場合

出願人が同一である場合も、審査官は、出願人が異なる場合に準じて第39条第2項又は第4項の規定を適用し、4.4.2(1)aのように取り扱う。第39条第2項及び第4項の規定の趣旨は、一の発明に一の権利を設けることにあるので、出願人が同一である場合にもこの規定が適用されるからである。

ただし、4.4.2(1)aの取扱いをする場合において、審査官は、協議の指令をするときには、協議の指令と同時に、全ての拒絶理由を通知する。出願人が同一である場合には、協議のための時間は必要ないからである。

b 同日出願のうち少なくとも一の出願について特許又は実用新案登録されている場合

審査官は、4.4.2(1)b(a)と同様に取り扱う。出願人が同一である場合は、拒絶理由通知を受けた段階で適切に対応することが可能であるから、審査官は、4.4.2(1)b(b)の通知を行わない。

4.4.3 第39条の規定に基づく拒絶理由通知をした後の取扱い

審査官は、4.3に基づいて、本願発明が第39条第1項から第4項までの規定により特許を受けることができないものであるとの心証を得た場合は、4.4.1又は4.4.2に照らして、第39条の規定に基づく拒絶理由通知をする。特に本願発明と先願発明又は同日出願発明とが実質同一であると判断した場合(3.2.1(ii)参照)に

HB3406

本願についてのみ協議を指令することができる場合

については、出願人が反論、釈明をすることができるように、拒絶理由通知は、そのように判断した理由を把握できるものでなければならない。

出願人は、請求項に係る発明が第39条第1項から第4項までの規定により特許を受けることができない旨の拒絶理由通知に対して、手続補正書を提出して特許請求の範囲について補正をしたり、意見書、実験成績証明書等により反論、釈明したりすることができる。

補正や、反論、釈明により、本願発明が第39条第1項から第4項までの規定により特許を受けることができないものであるとの心証を、審査官が得られない状態になった場合は、拒絶理由は解消する。審査官は、心証が変わらない場合は、本願発明が第39条第1項から第4項までの規定により特許を受けることができない旨の拒絶理由に基づき、拒絶査定をする(4.4.1(1)、4.4.1(2)a 及び b、4.4.2(1)a(b)若しくは4.4.2(1)a(b)を準用する4.4.2(2)a に示された、審査を進めない場合を除く。)。

HB1213
拒絶査定起案時の
注意
2.

5. 特定の表現を有する請求項等についての取扱い

審査官は、本願の請求項が以下の(i)から(vi)までに掲げた特定の表現を有する場合等において、請求項に係る発明の認定については、「第2章第4節 特定の表現を有する請求項等についての取扱い」に準じて取り扱う。

- (i) 作用、機能、性質又は特性を用いて物を特定しようとする記載
- (ii) 物の用途を用いてその物を特定しようとする記載
- (iii) サブコンビネーションの発明を「他のサブコンビネーション」に関する事項を用いて特定しようとする記載
- (iv) 製造方法によって生産物を特定しようとする記載
- (v) 数値限定を用いて発明を特定しようとする記載
- (vi) 選択発明

HB3407
機能、特性等の記載等により本願発明と先願発明又は同日出願発明との対比が困難であり、厳密な対比をすることができない場合

6. 各種出願についての取扱い

- (1) 他の出願が先願又は同日出願であるか否かの基準日(本願及び他の出願の出願日)については、以下の表のように取り扱われる。

出願の種類	基準日
分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願	原出願の出願日(第44条第2項、第46条第6項又は第46条の2第2項)
国内優先権の主張を伴う出願 (国内優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明について)	国内優先権の主張の基礎となる出願のうち、判断の対象となる請求項に係る発明が記載されている出願の出願日(第41条第2項)
パリ条約による優先権の主張を伴う出願 (パリ条約による優先権の主張の基礎とされた出願の出願書類の全体(明細書、特許請求の範囲又は図面)に記載された発明について)	パリ条約による優先権の主張の基礎となる出願のうち、判断の対象となる請求項に係る発明が記載されている出願の出願日(パリ条約第4条B)
国際特許出願又は国際実用新案登録出願	国際出願日(第184条の3第1項)。ただし、優先権の主張を伴う場合は、上欄のとおり。

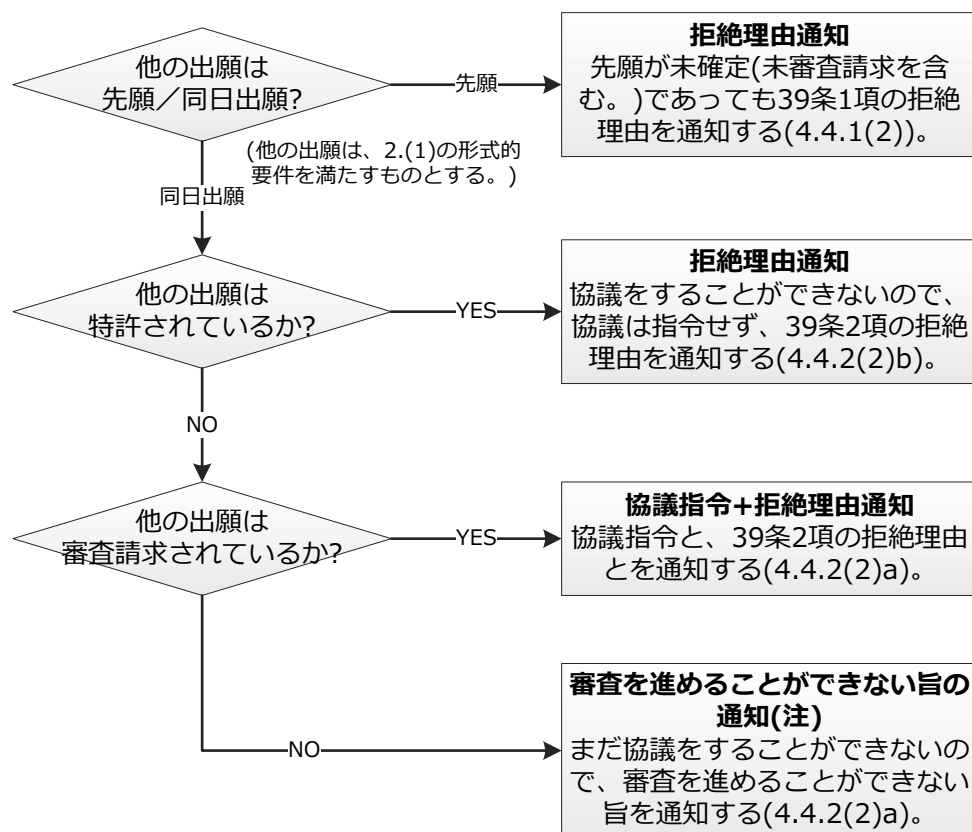
(2) 留意事項

a 本願が変更出願である場合

出願の変更があったときは、原出願は取り下げられたものとみなされる(特許法第46条第4項及び実用新案法第10条第5項)ので、原出願は、第39条第1項から第4項までの規定の適用については初めからなかったものとみなされる(第39条第5項)。

b 本願が実用新案登録に基づく特許出願である場合

実用新案登録に基づく特許出願に係る発明と、その実用新案登録に係る考案とが同一であっても、第39条の規定は本願に適用されない(第39条第4項括弧書き)。



(注) 第 39 条以外の拒絶理由がある場合に関し、原則として審査を進められることについて、4.4.2(2)a を参照。

図 同一発明について、同一出願人の複数の特許出願がある場合における第 39 条の規定の適用についての概要

第 5 章 不特許事由(特許法第 32 条)

1. 概要

特許法第 32 条は、産業上利用することができるような発明であっても、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生(以下この章において「公序良俗等」という。)を害するような発明について、特許を受けることができないことを規定している。本条は、公益的な理由から不特許事由について規定したものである。

公序良俗等を害するといえるか否かは、国家社会の一般的利益や道德観、倫理観(以下この章において「道德観等」という。)に関わるものである。このような道德観等は時代とともに変遷し、また、人により異なり得る。したがって、本条違反により拒絶査定をすべきものと判断されると、発明の技術的な評価とは関係せず、時代とともに変遷し、また、人により異なり得る道德観等という規範的な価値観のみに基づいて、不利益処分が課されることになる。こうした点を考慮し、審査官は、2. (2) に示すように、請求項に係る発明が不特許事由に該当する旨の判断を抑制的に行う。

また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(以下この章において「TRIPS 協定」という。)第 27 条(2)は、加盟国が「公の秩序又は善良の風俗を守ること(人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。)を目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明を特許の対象から除外すること」を許容している。しかし、同条(2)ただし書は、「その除外が、単に当該加盟国の国内法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。」と規定している。したがって、2. (3) に示すように、審査官は、その発明の実施が単に我が国の法令によって禁止されていることを理由として、不特許事由に該当すると解釈し、不特許事由に該当する旨の拒絶理由通知、拒絶査定等をしてはならない。

2. 不特許事由に該当するか否かの判断

(1) 不特許事由に該当するか否かの判断の対象となる発明は、請求項に係る発明である。審査官は、特許請求の範囲に二以上の請求項がある場合は、請求項ごとに、不特許事由に該当するか否かの判断をする。

(2) 審査官は、請求項に係る発明が公序良俗等を害するものであることが明ら

HB3501

明細書又は図面に公の秩序又は善良の風俗を害することが明らかな事項又は内容が記載されている場合の取扱い

かな場合に限り、不特許事由に該当するものと判断する。

審査官は、公序良俗等を害するような態様で実施される可能性があることを理由として、請求項に係る発明が不特許事由に該当するものと判断してはならない。

a 不特許事由に該当する発明の例

例 1：遺伝子操作により得られたヒト自体

例 2：専ら人を残虐に殺戮することのみに使用する方法

b 不特許事由に該当しない発明の例

例 1：毒薬

例 2：爆薬

例 3：副作用のある抗がん剤

例 4：紙幣にパンチ孔を設ける装置

(真貨である紙幣の変造等による犯罪に用いられるとは限らない。)

(3) 審査官は、単に我が国の法令によって実施が禁止されていることを理由として、請求項に係る発明が不特許事由に該当するものと判断してはならない (TRIPS 協定第 27 条(2)ただし書)。

例 1：

[請求項]

測位精度を向上させる電波を発する位置情報送信装置。

(説明)

我が国における電波に関する規制上、その電波が原則として使用を禁じられている場合であっても、審査官は、単にそのことを理由として、この発明が不特許事由に該当するものと判断してはならない。

例 2：

[請求項]

ビル内において、人のストレス度を所定のセンサで測定し、ストレス度が一定の値以下であるときには、28 度超の室温となるように運転することで節電化を図る空気環境調整方法。

(説明)

その室温調整が我が国における室温に関する規制に違反する場合であっても、審査官は、単にそのことを理由として、この発明が不特許事由に該当するものと判断してはならない。

3. 不特許事由に該当するか否かの判断に係る審査の進め方

審査官は、請求項に係る発明が公序良俗等を害するものであることが明らかであるとの心証を得た場合は、請求項に係る発明が第 32 条の規定により特許を受けることができない旨の拒絶理由通知をする。

出願人は、これに対して、手続補正書を提出して特許請求の範囲について補正をしたり、意見書により反論、釈明をしたりすることができる。

補正や、反論、釈明により、請求項に係る発明が公序良俗等を害するものであることが明らかであるとの心証を、審査官が得られない状態になった場合は、拒絶理由は解消する。審査官は、心証が変わらない場合は、第 32 条の規定により特許を受けることができない旨の拒絶理由に基づき、拒絶査定をする。

＜関連規定＞

特許法

(特許の要件)

第29条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
- 三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明

2 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

第29条の2 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報(以下「特許掲載公報」という。)の発行若しくは出願公開又は実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報(以下「実用新案掲載公報」という。)の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された発明又は考案(その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。)と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

(発明の新規性の喪失の例外)

第30条 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明(発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至つたものを除く。)も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係

HB3224

平成11年12月31
日以前の出願に適
用される特許法第
29条第1項

HB3229

第30条の改正履
歴

る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

- 3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明が前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面(次項において「証明書」という。)を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。
- 4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

(特許を受けることができない発明)

第32条 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明については、第二十九条の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

(先願)

第39条 同一の発明について異なつた日に二以上の特許出願があつたときは、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。

- 2 同一の発明について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた一の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることができない。
- 3 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案登録出願が異なつた日にされたものであるときは、特許出願人は、実用新案登録出願人より先に出願をした場合にのみその発明について特許を受けることができる。
- 4 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合(第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願(第四十四条第二項(第四十六条第六項において準用する場合を含む。))の規定により当該特許出願の時にしたものとみなされるものを含む。))に係る発明とその実用新案登録に係る考案とが同一である場合を除く。))において、その特許出願及び実用新案登録出願が同日にされたものであるときは、出願人の協議により定めた一の出願人のみが特許又は実用新案登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許出願人は、その発明について特許を受けることができない。
- 5 特許出願若しくは実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却

下されたとき、又は特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その特許出願又は実用新案登録出願は、第一項から前項までの規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その特許出願について第二項後段又は前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

- 6 特許庁長官は、第二項又は第四項の場合は、相当の期間を指定して、第二項又は第四項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を出願人に命じなければならない。
- 7 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項又は第四項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

(特許出願等に基づく優先権主張)

第41条 (略)

- 2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項、第四十三条の二第一項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)についての…第二十九条の二本文…の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。
- 3 第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(外国語書面出願にあつては、外国語書面)に記載された発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項、第四十三条の二第一項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細

書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)については、当該特許出願について特許掲載公報の発行又は出願公開がされた時に当該先の出願について出願公開又は実用新案掲載公報の発行がされたものとみなして、第二十九条の二本文又は同法第三条の二本文の規定を適用する。

4 (略)

(特許出願の分割)

第44条 (略)

2 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用及び第三十条第三項の規定の適用については、この限りでない。

3～7 (略)

(特許要件の特例)

第184条の13 第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案登録出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第二十九条の二の規定の適用については、同条中「他の特許出願又は実用新案登録出願であつて」とあるのは「他の特許出願又は実用新案登録出願(第百八十四条の四第三項又は実用新案法第四十八条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた第百八十四条の四第一項の外国語特許出願又は同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願を除く。)であつて」と、「出願公開又は」とあるのは「出願公開、」と、「発行が」とあるのは「発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開が」と、「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)

第27条 特許の対象

(1) (略)

(2) 加盟国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること(人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。)を目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、

単に当該加盟国の国内法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。

(3) (略)

パリ条約

第4条の4

特許の対象である物の販売又は特許の対象である方法によつて生産される物の販売が国内法令上の制限を受けることを理由としては、特許を拒絶し又は無効とすることができない。

第 1 章 補正の要件(特許法第 17 条の 2)

1. 概要

特許法第 17 条の 2 は、明細書、特許請求の範囲又は図面(以下この部において「明細書等」という。)について補正をすることができる時期及び範囲について規定している。

手続の円滑で迅速な進行を図るためには、出願人が初めから完全な内容の書類を提出することが望ましい。しかし、先願主義の下では出願を急ぐ必要があること等により、実際には完全なものを望み得ない場合がある。また、審査の結果、拒絶理由が発見された場合等、明細書等に手を加える必要が生じる場合もある。そのため、同条は、明細書等について補正をすることができることとしている。ただし、時期的にいつでも自由に補正ができるとすると、手続を混乱させ、出願の処理の遅延を招くから、同条は、補正をすることができる時期を規定している(時期的要件)。また、迅速な権利付与を担保し、出願の取扱いの公平性や出願人と第三者のバランスを確保するため、同条は、補正をすることができる範囲を規定している(実体的要件)。

本章では、明細書等についてする補正の要件を概観し、「第 2 章 新規事項を追加する補正」から「第 4 章 目的外補正」までにおいて、実体的要件の具体的な判断基準を取り扱う。

2. 補正の時期的要件

出願人は、以下の(i)から(v)までのいずれかの時期に、明細書等について補正をすることができる(第 17 条の 2 第 1 項)。

- (i) 出願から特許査定の際の本送達前まで(ただし、拒絶理由通知を最初に受けた後を除く。)(第 17 条の 2 第 1 項)(注 1)
- (ii) 最初の拒絶理由通知の指定期間内(第 17 条の 2 第 1 項第 1 号)
- (iii) 拒絶理由通知を受けた後の第 48 条の 7 の規定による通知(注 2)の指定期間内(第 17 条の 2 第 1 項第 2 号)
- (iv) 最後の拒絶理由通知の指定期間内(第 17 条の 2 第 1 項第 3 号)
- (v) 拒絶査定不服審判の請求と同時に(第 17 条の 2 第 1 項第 4 号)

(注 1) 国際特許出願については、「第 VIII 部 国際特許出願」の 4.2 を参照。

(注 2) 第 48 条の 7 の規定による通知については、「第 II 部第 1 章第 3 節 先行技術文献情報開示要件」を参照。

3. 補正の実体的要件

出願人は、実体的要件を満たす範囲で、明細書等について補正をすることができる(第 17 条の 2 第 3 項から第 6 項まで)。実体的要件は、補正をする時期に応じて、以下のとおり定められている。明細書等について補正をすることができる範囲は、審査が進行するにつれて次第に制限される。

3.1 一回目の審査結果が出願人に送られるまで

補正は、新規事項を追加する補正であってはならない(第 17 条の 2 第 3 項。「第 2 章 新規事項を追加する補正」参照)。

3.2 最初に拒絶理由通知がなされた後

(1) 補正が以下の補正時期(i)又は(ii)のいずれかの時期にされた場合は、その補正は、以下の実体的要件(i)及び(ii)の両方を満たさなければならない。

補正時期

- (i) 最初の拒絶理由通知の指定期間内(2. (ii))(ただし、第 50 条の 2 の規定による通知(注)を伴う拒絶理由通知の指定期間内にする場合を除く。)
- (ii) 拒絶理由通知を受けた後の第 48 条の 7 の規定による通知の指定期間内(2. (iii))

実体的要件

- (i) 新規事項を追加する補正でないこと(第 17 条の 2 第 3 項。「第 2 章 新規事項を追加する補正」参照)。
- (ii) 発明の特別な技術的特徴を変更する補正でないこと(第 17 条の 2 第 4 項。「第 3 章 発明の特別な技術的特徴を変更する補正」参照)。

(注) 第 50 条の 2 の規定による通知については、「第 VI 部第 1 章第 2 節 第 50 条の 2 の通知」を参照。

(2) 補正が以下の補正時期(i)から(iii)までのいずれかの時期にされた場合は、そ

の補正は、以下の実体的要件(i)から(iii)までの全てを満たさなければならない。

補正時期

- (i) 最後の拒絶理由通知の指定期間内(2. (iv))
- (ii) 第 50 条の 2 の規定による通知((1)の(注) 参照)を伴う拒絶理由通知の指定期間内(2. (ii)又は 2. (iv))
- (iii) 拒絶査定不服審判の請求と同時(2. (v))

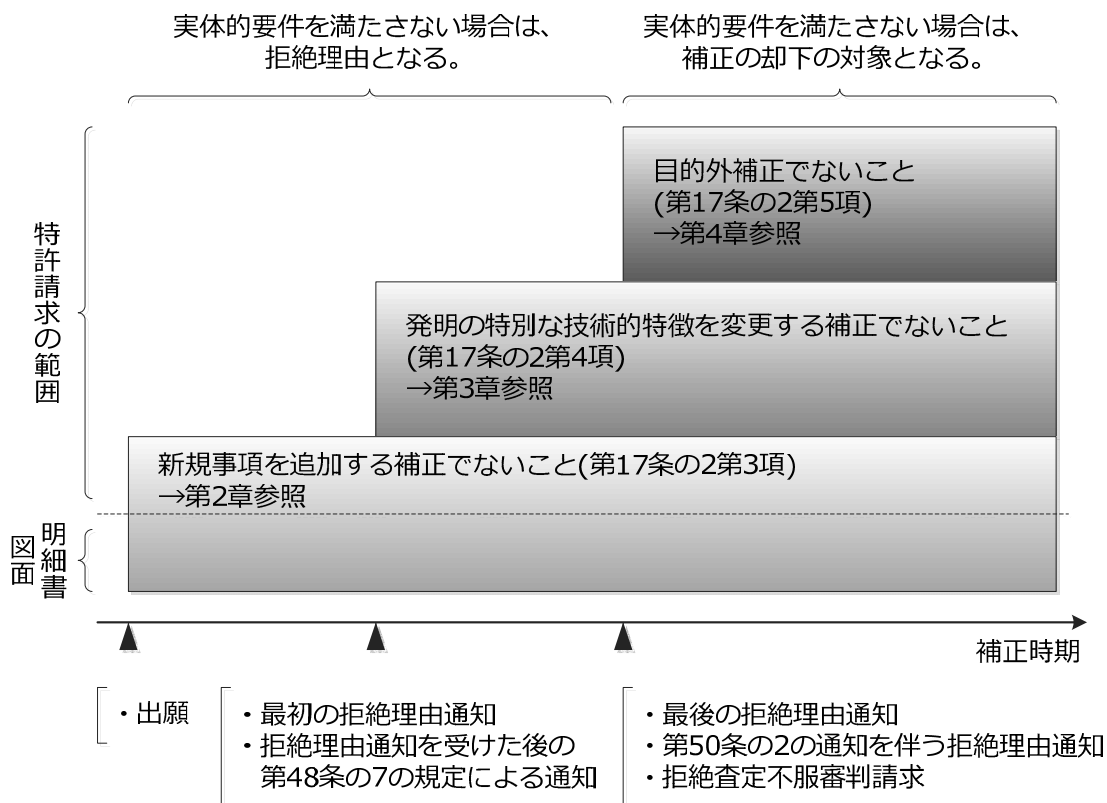
実体的要件

- (i) 新規事項を追加する補正でないこと(第 17 条の 2 第 3 項。「第 2 章 新規事項を追加する補正」参照)。
- (ii) 発明の特別な技術的特徴を変更する補正でないこと(第 17 条の 2 第 4 項。「第 3 章 発明の特別な技術的特徴を変更する補正」参照)。
- (iii) 特許請求の範囲についてする補正であって、次に掲げる事項を目的とする補正であること(目的外補正でないこと)(第 17 条の 2 第 5 項。「第 4 章 目的外補正」参照)。
 - (a) 請求項の削除(第 17 条の 2 第 5 項第 1 号)
 - (b) 特許請求の範囲の限定的減縮(第 17 条の 2 第 5 項第 2 号)
 - (c) 誤記の訂正(第 17 条の 2 第 5 項第 3 号)
 - (d) 明瞭でない記載の釈明(第 17 条の 2 第 5 項第 4 号)

さらに、上記(b)を目的とする補正については、補正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が独立して特許を受けることができるものでなければならない(独立特許要件)(第 17 条の 2 第 6 項及び第 126 条第 7 項)。

また、実体的要件を満たさない補正の取扱いも、補正をする時期によって異なる。3.1 又は 3.2(1)の場合において補正が実体的要件を満たさないときは、拒絶理由となる。3.2(2)の場合において補正が実体的要件を満たさないときは、補正の却下の対象となる。

補正をする時期と実体的要件との関係及び実体的要件を満たさない補正の取扱いは、以下の図のとおりである。



4. 補正の実体的要件についての判断に係る審査の進め方

「第2章 新規事項を追加する補正」から「第4章 目的外補正」までに共通する、補正の判断に係る審査の進め方は、以下のとおりである。審査を進める際は、「第2章 新規事項を追加する補正」から「第4章 目的外補正」まで及び「第I部 審査総論」も参照。

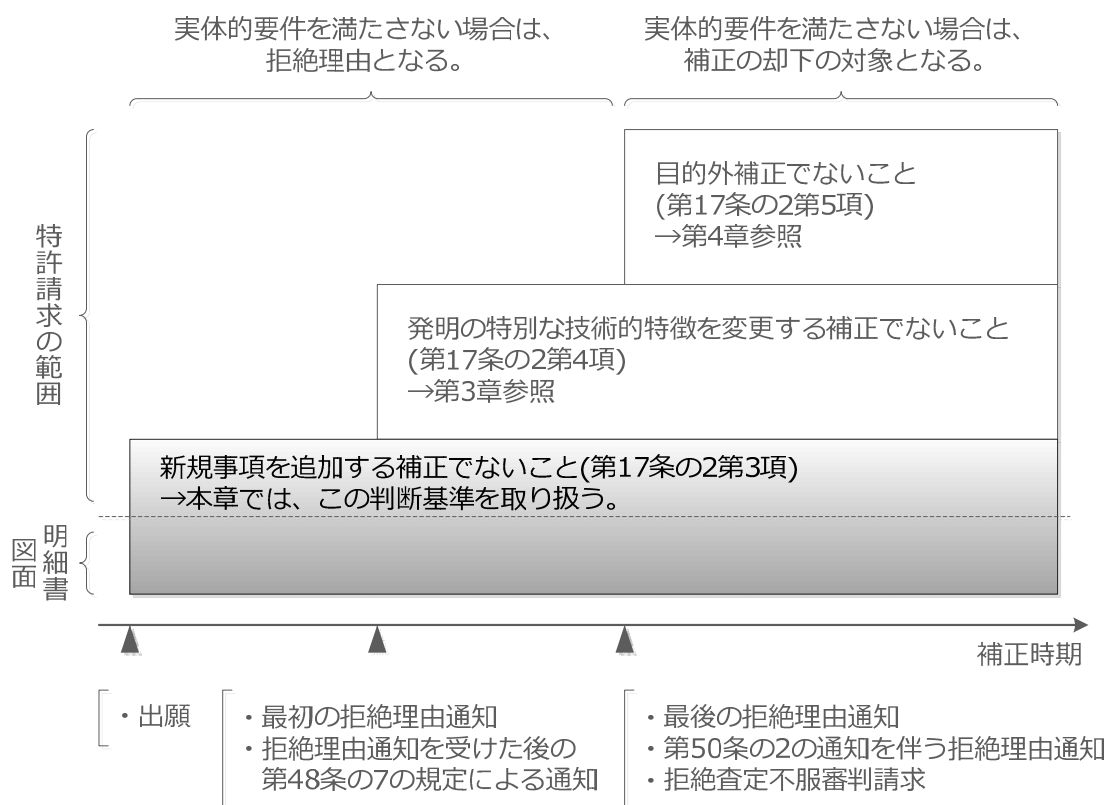
- (1) 審査官は、「第2章 新規事項を追加する補正」から「第4章 目的外補正」までの判断基準に照らして、補正が実体的要件を満たすものであると判断した場合には、補正後の明細書等に基づいて審査をする。
- (2) 3.1 又は 3.2 (1) の場合において、審査官は、「第2章 新規事項を追加する補正」及び「第3章 発明の特別な技術的特徴を変更する補正」の判断基準に照らして、補正が実体的要件を満たさないものであると判断したときには、補正後の明細書等に基づいて審査をし、補正が実体的要件を満たさない旨の拒絶理由を通知する。

- (3) 3.2 (2)の場合において、審査官は、「第 2 章 新規事項を追加する補正」から「第 4 章 目的外補正」までの判断基準に照らして、補正が実体的要件を満たさないものであると判断したときには、その補正を却下した上で、補正書が提出される前の明細書等に基づいて審査をする。
- (4) 審査官は、補正が実体的要件を満たさない旨の拒絶理由通知、補正の却下の決定等をする際には、実体的要件を満たさないと判断した補正事項を指摘するとともに、その理由を具体的に説明する。

第2章 新規事項を追加する補正(特許法第17条の2第3項)

HB附属書A

新規事項を追加する補正に関する事例集



1. 概要

特許法は、明細書等について補正をすることを許容している(「第1章 補正の要件」の1. 参照)。しかし、補正は出願時に遡って効力を有することから、出願当初の明細書等(以下この部において「当初明細書等」という。)に記載した事項の範囲を超える内容を含む補正を出願後に許容することは、先願主義の原則に反する。

そこで、出願人のために補正を許容する一方、先願主義の原則を実質的に確保し、第三者との利害の調整を図るため、特許法第17条の2第3項は、明細書等の補正について、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてしなければならないことを規定している。すなわち、同項は、新規事項を追加してはならないことを規定している。

この規定により、以下の機能が果たされる。

- (i) 出願当初から発明の開示が十分になされるようにして、迅速な権利付与を担保すること。

- (ii) 出願当初から発明の開示が十分にされている出願とそうでない出願との間の取扱いの公平性を確保すること。
- (iii) 出願時に開示された発明の範囲を前提として行動した第三者が不測の不利益を被ることのないようにして、第三者の監視負担を軽減すること。

本章では、補正が新規事項を追加するものであるか否かの判断基準を取り扱う。

2. 新規事項の判断に係る基本的な考え方

審査官は、補正が「当初明細書等に記載した事項」との関係において、新たな技術的事項を導入するものであるか否かにより、その補正が新規事項を追加する補正であるか否かを判断する。「当初明細書等に記載した事項」とは、当業者によって、当初明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項である。

補正が「当初明細書等に記載した事項」との関係において、新たな技術的事項を導入しないものである場合は、その補正は、新規事項を追加する補正でない。他方、補正が新たな技術的事項を導入するものである場合は、その補正は、新規事項を追加する補正である。

(参考) 知財高判平成20年5月30日(平成18年(行ケ)10563号)「ソルダーレジスト」大合議判決

『明細書又は図面に記載した事項』とは、技術的思想の高度の創作である発明について、特許権による独占を得る前提として、第三者に対して開示されるものであるから、ここでいう『事項』とは明細書又は図面によって開示された発明に関する技術的事項であることが前提となるところ、『明細書又は図面に記載した事項』とは、当業者によって、明細書又は図面のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項であり、補正が、このようにして導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるときは、当該補正は、『明細書又は図面に記載した事項の範囲内において』するものといえることができる。

…明細書又は図面に記載された事項は、通常、当該明細書又は図面によって開示された技術的思想に関するものであるから、例えば、特許請求の範囲の減縮を目的として、特許請求の範囲に限定を付加する訂正を行う場合において、付加される訂正事項が当該明細書又は図面に明示的に記載されている場合や、その記載から自明である事項である場合には、そのような訂正は、特段の事情のない限り、新たな技術的事項を導入しないものであると

認められ、『明細書又は図面に記載された範囲内において』するものであるということが
できるのであり、実務上このような判断手法が妥当する事例が多いものと考えられる。」

3. 新規事項の具体的な判断

HB6401

先願参照出願にお
ける当初明細書等

審査官は、補正が新規事項を追加する補正であるか否かを、以下の3.1から
3.3までに示された補正の類型ごとの判断手法に基づいて判断する。

3.1 当初明細書等に明示的に記載された事項にする補正

補正された事項が「当初明細書等に明示的に記載された事項」である場合には、その補正は、新たな技術的事項を導入するものではないから許される。したがって、審査官は、この場合には、補正が新規事項を追加するものでないと判断する。

3.2 当初明細書等の記載から自明な事項にする補正

補正された事項が「当初明細書等の記載から自明な事項」である場合には、当初明細書等に明示的な記載がなくても、その補正は、新たな技術的事項を導入するものではないから許される。したがって、審査官は、この場合には、補正が新規事項を追加するものでないと判断する。

補正された事項が「当初明細書等の記載から自明な事項」といえるためには、当初明細書等の記載に接した当業者であれば、出願時の技術常識に照らして、補正された事項が当初明細書等に記載されているのと同然であると理解する事項でなければならない。審査官は、補正された事項が「当初明細書等の記載から自明な事項」であるか否かを判断するに当たっては、以下の(i)及び(ii)に留意する。

HB4201

「当初明細書等の
記載から自明な事
項」という表現に
ついての参考判決

- (i) 補正された事項に係る技術自体が周知技術又は慣用技術であるということだけでは、「当初明細書等の記載から自明な事項」とはいえない。
- (ii) 当業者であれば、出願時の技術常識に照らして、補正された事項が当初明細書等の複数の記載から自明な事項と理解する場合もある。当初明細書等の複数の記載とは、例えば、発明が解決しようとする課題についての記載と発明の具体例の記載、明細書の記載と図面の記載等である。

例：当初明細書等には、弾性支持体を備えた装置が記載されているのみで、特定の弾性支持体について開示されていない。しかし、当業者であれば、出願当初の図面の記載及び出願時の技術常識からみて、「弾性支持体」は「つるまきバネ」を意味していることが自明であると理解するという場合は、「弾性支持体」を「つるまきバネ」にする補正が許される。

3.3 各種の補正

補正された事項が3.1及び3.2のいずれにも該当しない場合であっても、「当初明細書等に記載した事項」との関係において新たな技術的事項を導入するものでなければ、その補正は許される。審査官は、以下の各種の補正ごとに示された、補正が許される場合及び許されない場合も考慮して、補正が新規事項を追加するものであるか否かを判断する。

3.3.1 特許請求の範囲の補正

(1) 発明特定事項を上位概念化、削除又は変更する補正の場合

- a 請求項の発明特定事項を上位概念化、削除又は変更する補正は、新たな技術的事項を導入するものである場合には、許されない。
- b 他方、請求項の発明特定事項を上位概念化、削除又は変更する補正であっても、特に請求項の発明特定事項の一部を削除する場合において、この補正により新たな技術上の意義が追加されないことが明らかな場合は、新たな技術的事項を導入するものではない。したがって、このような補正は許される(例1)。

例えば、削除する事項が発明による課題の解決には関係がなく、任意の付加的な事項であることが当初明細書等の記載から明らかである場合には、この補正により新たな技術上の意義が追加されない場合が多い。

(発明特定事項の一部を削除する補正(上記bの例))

例1：ダブルヘテロ型化合物半導体装置に関する発明の請求項の「ソース、ドレインを構成する不純物拡散領域」という記載を「ソース、ドレインを構成する不純物領域」とする補正

(説明)

この例では、出願に係る発明の内容は、活性領域の半導体層を特定の構造と材料で構成することにあり、当初の請求項では、たまたま、ソース、ドレイン

は「不純物拡散領域」で構成されると限定されている。しかし、ソース及びドレインは拡散によるものに限定されず不純物領域でありさえすればよいことが当初明細書等の記載から自明であり、補正は発明の技術上の意義に何ら変更をもたらさない。

(2) 発明特定事項を下位概念化又は付加する補正の場合

- a 請求項の発明特定事項の一部を限定して、当初明細書等に明示的に記載された事項又は当初明細書等の記載から自明な事項まで下位概念化する補正は、新たな技術的事項を導入するものではないので許される。
- b 請求項の発明特定事項を下位概念化する補正が当初明細書等に明示的に記載された事項又は当初明細書等の記載から自明な事項までは下位概念化しない補正であっても、この補正により新たな技術上の意義が追加されないことが明らかな場合であれば、新たな技術的事項を導入するものではない。したがって、このような補正は許される(例2及び例3)。
- c 他方、請求項の発明特定事項を下位概念化する補正であっても、この補正により当初明細書等に記載した事項以外のものが個別化されることになる場合は、その補正は、新たな技術的事項を導入するものである。したがって、このような補正は許されない。

なお、上記aからcまでは、発明特定事項を直列的に付加する補正についても同様である。

(発明特定事項の一部を限定する補正(上記bの例))

例2：請求項の「記録又は再生装置」という記載を「ディスク記録又は再生装置」とする補正

(説明)

この例では、当初明細書等に具体例として記載されているのはCD-ROMを対象とする再生装置である。一方、当初明細書等のその他の記載では、請求項に係る発明が記録及び／又は再生装置が動作指令を受けない場合の給電を調節することによりバッテリーの電力消費を低減することを目的とした発明であること等が記載されている。よって、当初明細書等のその他の記載内容に照らせば、CD-ROMを対象とする再生装置だけでなく、どのようなディスク記録及び／又は再生装置であっても、適用が可能であることが極めて明らかである。

例3：請求項の「ワーク」という記載を「矩形ワーク」とする補正

(説明)

この例では、当初明細書等には本願発明のコーティング装置の塗布対象がガラス基板、ウエハ等の「ワーク」であることが明示されている。具体例として記載されているのは、ほぼ正方形のワークのみである。しかし、「矩形」は代表的なガラス基板の代表的な形状であることが明らかであるので、「矩形ワーク」とする補正は当初明細書等に記載した事項の範囲内であるものである。

(3) 数値限定を追加又は変更する補正の場合

- a 数値限定を追加する補正は、その数値限定が新たな技術的事項を導入するものではない場合には、許される。

例えば、発明の詳細な説明中に「望ましくは24～25℃」との数値限定が明示的に記載されている場合には、その数値限定を請求項に追加する補正は許される。

また、24℃と25℃の実施例が記載されている場合は、そのことをもって直ちに「24～25℃」の数値限定を追加する補正が許されることにならないが、当初明細書等の記載全体からみて24～25℃の特定の範囲についての言及があったものと認められる場合もある。例えば、24℃と25℃が、課題、効果等の記載からみて、ある連続的な数値範囲の上限、下限等の境界値として記載されていると認められる場合である。このような場合は、実施例のない場合と異なり、数値限定の記載が当初からなされていたものと評価でき、新たな技術的事項を導入するものではない。したがって、このような補正は許される。

- b 請求項に記載された数値範囲の上限、下限等の境界値を変更して新たな数値範囲とする補正は、以下の(i)及び(ii)の両方を満たす場合は、新たな技術的事項を導入するものではないので許される。

- (i) 新たな数値範囲の境界値が当初明細書等に記載されていること。
- (ii) 新たな数値範囲が当初明細書等に記載された数値範囲に含まれていること。

(4) 除くクレームとする補正の場合

「除くクレーム」とは、請求項に記載した事項の記載表現を残したままで、請求項に係る発明に包含される一部の事項のみをその請求項に記載した事項から除外することを明示した請求項をいう。

補正前の請求項に記載した事項の記載表現を残したままで、補正により当初明細書等に記載した事項を除外する「除くクレーム」は、除外した後の「除くクレーム」が新たな技術的事項を導入するものではない場合には、許

される。

以下の(i)及び(ii)の「除くクレーム」とする補正は、新たな技術的事項を導入するものではないので、補正は許される。

- (i) 請求項に係る発明が引用発明と重なるために新規性等(第29条第1項第3号、第29条の2又は第39条)が否定されるおそれがある場合に、その重なりのみを除く補正

(説明)

上記(i)における「除くクレーム」は、第29条第1項第3号、第29条の2又は第39条に係る引用発明である、刊行物等又は先願の明細書等に記載された事項(記載されたに等しい事項を含む。)のみを除外することを明示した請求項である。

上記(i)の「除くクレーム」とする補正は、引用発明の内容となっている特定の事項を除外することによって、補正前の明細書等から導かれる技術的事項に何らかの変更を生じさせるものとはいえない。したがって、このような補正は、新たな技術的事項を導入しないものであることが明らかである。

なお、「除くクレーム」とすることにより特許を受けることができる発明は、引用発明と技術的思想としては顕著に異なり本来進歩性を有するが、たまたま引用発明と重なるような発明である。引用発明と技術的思想としては顕著に異なる発明ではない場合は、「除くクレーム」とすることによって進歩性欠如の拒絶理由が解消されることはほとんどないと考えられる。

また、「除く」部分が請求項に係る発明の大きな部分を占めたり、多数にわたる場合には、一の請求項から一の発明が明確に把握できないことがあるので、審査官は留意する(「第II部第2章第3節 明確性要件」の2.1(1)参照)。

例4：

[補正前の請求項]

陽イオンとしてNaイオンを含有する無機塩を主成分とする鉄板洗浄剤。

[引用発明]

陰イオンとしてCO₃イオンを含有する無機塩を主成分とする鉄板洗浄剤。

(具体例：陽イオンをNaイオンとした例)

(説明)

このときに、特許請求の範囲から引用発明との重なりを除外する目的で、特許請求の範囲を「陽イオンとしてNaイオンを含有する無機塩(ただし、陰イオンがCO₃イオンの場合を除く。)……」とする補正は、許される。

- (ii) 請求項に係る発明が、「ヒト」を包含しているために、第29条第1項柱書の要件を満たさない、又は第32条に規定する不特許事由に該当する場合において、「ヒト」のみを除く補正

(説明)

「ヒト」を発明対象から除外することによって、上記拒絶理由を解消する上記(ii)の「除くクレーム」とする補正は、補正前の明細書等から導かれる技術的事項に何らかの変更を生じさせるものとはいえない。したがって、このような補正は新たな技術的事項を導入しないものであることが明らかである。

例5：

【補正前の請求項】

配列番号1で表されるDNA配列からなるポリヌクレオチドが体細胞染色体中に導入され、かつ該ポリヌクレオチドが体細胞中で発現している哺乳動物。

(説明)

この場合は、発明の詳細な説明で「哺乳動物」についてヒトを含まないことを明確にしている場合を除き、「哺乳動物」には、ヒトが含まれる。しかし、ヒト自体をその対象として含む発明は、公の秩序、善良の風俗を害するおそれがある発明に該当し、第32条に違反するものである。

このときに、特許請求の範囲からヒトを除外する目的で、特許請求の範囲を「……非ヒト哺乳動物」とする補正は、当初明細書等にヒトを対象外とすることが記載されていなかったとしても許される。

(5) マーカッシュ形式等の択一形式のクレームについてする補正の場合

- a マーカッシュ形式等の択一形式で記載された請求項において、一部の選択肢を削除する補正は、残った発明特定事項で特定されるものが新たな技術的事項を導入するものではない場合には許される。
- b 当初明細書等に化学物質が多数の選択肢群の組合せの形で記載されている場合に、以下の(i)又は(ii)の補正により追加された、又は残された特定の選択肢の組合せが新たな技術的事項を導入するものではないとは認められない場合がある。
- (i) 当初明細書等に記載された多数の選択肢の範囲で特定の選択肢の組合せを請求項に追加する補正
- (ii) 選択肢を削除した結果として特定の選択肢の組合せが請求項に残る補正

例えば、補正の結果、出願当初に複数の選択肢を有していた置換基につ

いて選択肢が唯一となり、選択の余地がなくなる場合には、そのような特定の選択肢の組合せを採用することが当初明細書等に記載されている場合(下記cの例を参照。)を除き、その補正は許されない。なぜなら、選択肢としての当初の記載は、特定の選択肢の採用を意味していたとは認められないからである。

- c 他方、選択肢の削除が実施例の記載を伴った選択肢が残るようになされることにより、このようにして残った選択肢が、実施例等の当初明細書等の全体の記載を基に判断した場合には、新たな技術的事項を導入するものではないと認められる場合がある。

例えば、当初明細書等に複数の選択肢を有する置換基の組合せの形で化学物質群が記載されていた場合には、当初明細書等を実施例等で記載されていた「単一の化学物質」に対応する特定の選択肢の組合せからなる化学物質(群)の記載のみを請求項に残す補正は許される。

3.3.2 明細書の補正

(1) 先行技術文献の内容を追加する補正の場合

- a 第36条第4項第2号の規定により、先行技術文献情報(請求項に係る発明に関連する文献公知発明が記載されていた刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在)の記載が求められる(「第II部第1章第3節 先行技術文献情報開示要件」の2.2.1及び2.3.1参照)。以下の(i)及び(ii)のいずれかに該当する補正は、新たな技術的事項を導入するものではないので許される。
 - (i) 先行技術文献情報を発明の詳細な説明に追加する補正
 - (ii) その文献に記載された内容を発明の詳細な説明の【背景技術】の欄に追加する補正
- b しかし、以下の(i)及び(ii)のいずれかに該当する補正は、新たな技術的事項を導入するものであるので許されない。
 - (i) 出願に係る発明との対比等、発明の評価に関する情報や発明の実施に関する情報を追加する補正
 - (ii) 先行技術文献に記載された内容を追加して第36条第4項第1号の不備を解消する補正

(2) 発明の効果を追加する補正の場合

- a 一般に、発明の効果を追加する補正は、新たな技術的事項を導入するものであるため許されない。

- b しかし、当初明細書等に発明の構造、作用又は機能が明示的に記載されており、この記載から発明の効果が自明な事項である場合は、その発明の効果を追加する補正は、新たな技術的事項を導入するものではないので許される。

(3) 不整合記載を解消する補正の場合

明細書等の中に矛盾する二以上の記載がある場合であって、そのうちのいずれが正しいかが、当初明細書等の記載から、当業者にとって明らかな場合は、その正しい記載に整合させる補正は、新たな技術的事項を導入するものではないので許される。

(4) 明瞭でない記載を明瞭化する補正の場合

それ自体では明瞭でない記載であっても、その本来の意味が、当初明細書等の記載から当業者にとって明らかな場合は、これを明瞭化する補正は、新たな技術的事項を導入するものではないので許される。

(5) 具体例を追加する補正の場合

一般に、発明の具体例を追加する補正は、新たな技術的事項を導入するものであるので許されない。

例えば、複数の成分から成るゴム組成物に係る特許出願において、「特定の成分を追加することもできる」という情報を追加する補正は、一般に、許されない。

同様に、当初明細書等において、特定の弾性支持体を開示することなく、弾性支持体を備えた装置が記載されていた場合において、「弾性支持体としてつるまきバネを使用することができる」という情報を追加する補正は、一般に、許されない。

(6) 無関係又は矛盾する事項を追加する補正の場合

当初明細書等に記載した事項と関係のない事項又は矛盾する事項を追加する補正は、新たな技術的事項を導入するものであるので許されない。

例6：発明の詳細な説明に、「一般に孔は釣糸を自在に導入させるべく大きな領域を確保することが好ましい。竿管に対して竿管の幅方向に長い孔を設ければ、その部位の強度が大きく低下することになるが、軸長方向に長い長孔を設けて大きさを確保すれば強度の低下が防止される。」という記載を追加する補正

(説明)

この例では、当初明細書等には、釣糸を竿管の内部に導入するための管状ガイドを竿管に嵌め込むことを前提として、竿管にその軸長方向に長い長孔を採用することが記載されている。管状ガイドを嵌め込むための長孔として、幅方向に長い長孔は、そもそも採用の余地がないものであるから、幅方向に長い長孔との強度比較をすることは、当初明細書等に記載した事項とは関係がない。よって、補正された事項は、当初明細書等に記載された技術とは無関係であり、この補正は新規事項を追加するものである。

4. 新規事項の判断に係る審査の進め方

新規事項の判断に係る審査の進め方は、以下のとおりである。審査を進める際は、「第1章 補正の要件」の4.、「第I部第2章第4節 意見書・補正書等の取扱い」及び「第I部第2章第6節 補正の却下の決定」も参照。

HB1218

第194条第1項の規定により審査官が書類その他の物件の提出を求める場合
1.(6)

- (1) 審査官は、3.に基づいて、補正が新たな技術的事項を導入しないものであるとの心証を得た場合は、新規事項を追加する補正ではないものとして審査を進める。
- (2) 審査官は、3.に基づいて、補正が新たな技術的事項を導入するものであるとの心証を得た場合は、新規事項を追加する補正である旨の拒絶理由通知、補正の却下の決定等をする。拒絶理由通知、補正の却下の決定等をする際には、審査官は、新たな技術的事項を導入するものであると判断した補正事項を指摘するとともに、その理由を具体的に説明する。
- (3) 上記(1)及び(2)のいずれにも該当しない場合であっても、以下の(i)及び(ii)のいずれかに該当するときは、審査官は、その補正が新規事項を追加するものとして拒絶理由通知、補正の却下の決定等をする。
 - (i) 補正が3.で示された補正が許される態様のいずれにも該当しない場合
 - (ii) 出願人による説明がないために、補正内容と当初明細書等に記載した事項との対応関係が分からない場合

拒絶理由通知、補正の却下の決定等をする際には、審査官は、上記(i)及び(ii)のいずれかに該当すると考える理由を具体的に説明する。

拒絶理由が通知された場合は、出願人は、補正が3.で示された補正が許される態様に該当する等、新たな技術的事項を導入しないものであることを具体的に反論、釈明することができる。これにより、審査官が、その補正が新

新たな技術的事項を導入しないものであるとの心証を得た場合は、拒絶理由は解消する。そのような心証を得ることができなかった場合は、審査官は、新規事項を追加する補正である旨の拒絶理由に基づく拒絶査定をする。

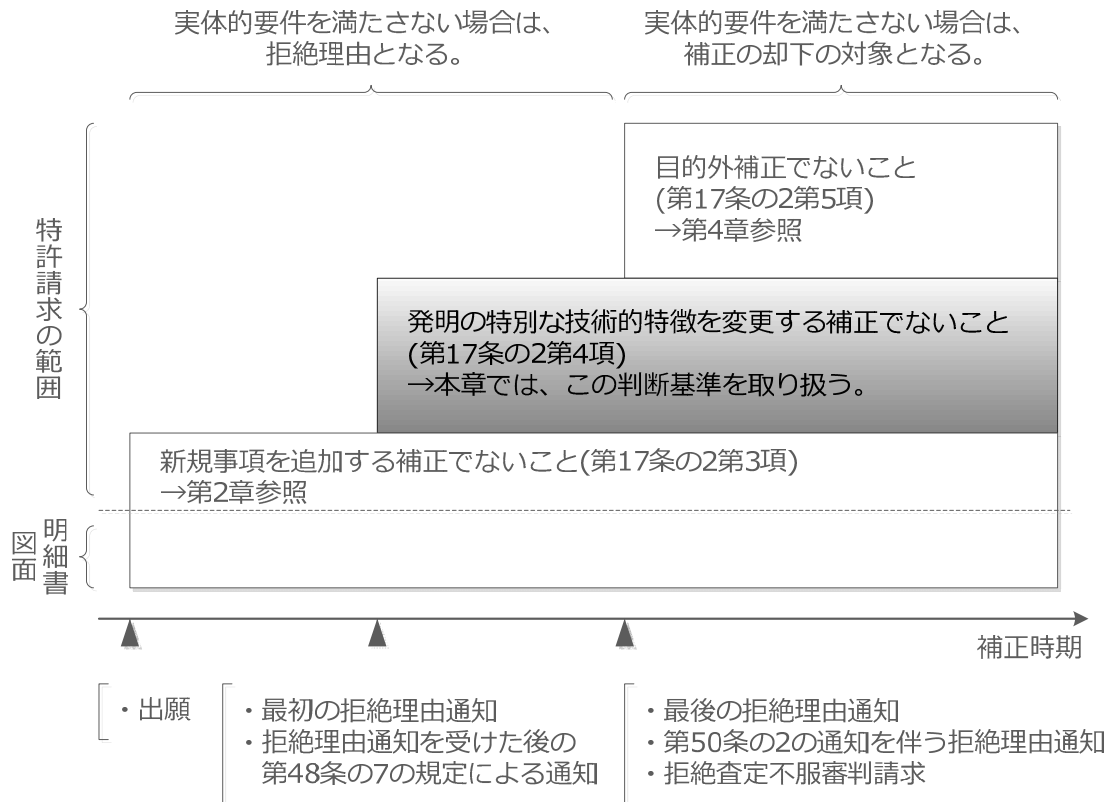
5. 留意事項

(1) 図面の補正であっても、新たな技術的事項を導入するものでなければ許される。しかし、補正後の図面は、一般に、新たな技術的事項が導入されることが多いことに、審査官は留意すべきである。特に、図面に代えて願書等に添付した写真を、出願後に差し替える場合には、このような補正は新たな技術的事項を導入するものである場合があるので、審査官は留意する必要がある。また、図面の記載は必ずしも現実の寸法を反映するものとは限らないので、審査官はこのことについても留意する必要がある。

(2) 優先権証明書(注)は、明細書等に含まれない。そのため、審査官は、優先権証明書を、新規事項を追加する補正であるか否かの判断の基礎とすることはできない。

(注) 第43条第2項、第43条の2第1項及び第43条の3に規定されたパリ条約による優先権等の場合の優先権証明書並びに第41条に規定する国内優先権の場合の先の出願の出願書類

第3章 発明の特別な技術的特徴を変更する補正 (特許法第17条の2第4項)



1. 概要

特許法第17条の2第4項は、発明の特別な技術的特徴を変更する補正を禁止する規定である。発明の特別な技術的特徴を変更する補正とは、以下の(i)及び(ii)の発明の間で発明の単一性の要件を満たさないものとなる補正であり、第17条の2第4項は、第37条の発明の単一性の要件を、補正前と補正後の特許請求の範囲に記載された発明の間に拡張するものである。

- (i) 補正前の特許請求の範囲に記載されていた発明のうち、拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された全ての発明
- (ii) 補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される全ての発明

発明の特別な技術的特徴を変更する補正がされると、審査官がそれまでにな

された先行技術調査、審査の結果を有効に活用することができなくなる場合がある。その場合は、審査官が先行技術調査、審査をやり直すこととなるため、迅速、的確な権利付与に支障が生じる。また、出願間の取扱いの公平性も、十分に確保されなくなる。こうした観点を踏まえ、特許法は、第 17 条の 2 第 4 項の規定を設けている。

他方、発明の特別な技術的特徴を変更する補正がなされたとしても、発明に実体的な不備がなければ、出願人が補正後の全ての発明について審査を受けるためには、出願の分割をして二以上の特許出願とすべきであったという手続上の不備があるのみである。したがって、発明の特別な技術的特徴を変更する補正がなされた特許出願が、そのまま特許査定されたとしても直接的に第三者の利益を著しく害することにはならない。そのため、第 17 条の 2 第 4 項の要件は、拒絶理由ではあるが、無効理由とはされていない。

このような事情に鑑み、審査官は、補正が発明の特別な技術的特徴を変更する補正であるか否かの判断を必要以上に厳格にすることがないように留意する。

2. 発明の特別な技術的特徴を変更する補正についての判断

審査官は、補正が発明の特別な技術的特徴を変更する補正であるか否かを判断するに当たっては、以下の(i)及び(ii)の発明が、一の願書で特許出願されたと仮定した場合に、その特許出願が第 37 条の要件を満たすか否かによって判断する。

その特許出願が第 37 条の要件を満たさない場合は、審査官は、当該補正は発明の特別な技術的特徴を変更する補正であると判断する。

(i) 拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された全ての発明(注)

(ii) 補正後の特許請求の範囲に記載された事項により特定される全ての発明

(注) この章でいう「拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明」とは、新規性(第 29 条第 1 項)、進歩性(第 29 条第 2 項)、拡大先願(第 29 条の 2)、先願(第 39 条)についての審査がなされた発明を意味する。第 17 条の 2 第 4 項の趣旨は、補正前になされた先行技術調査、審査を有効に活用することであるので、審査官は、補正前の発明のうち、先行技術調査を要する上記の条文の要件についての審査がなされた発明に基づいて判断することと

する。

なお、審査がなされた結果、新規性、進歩性、拡大先願、先願についての拒絶理由が発見されなかった発明も、「拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明」である。

(説明)

第 17 条の 2 第 4 項が第 37 条に規定される発明の単一性の要件を補正前と補正後の特許請求の範囲の発明の間に拡張するものであることに鑑みて、審査官は、補正が発明の特別な技術的特徴を変更する補正であるか否かの判断を、第 37 条の要件を満たすか否かの判断に準じて行う。

3. 発明の特別な技術的特徴を変更する補正か否かの具体的な判断手順

3.1 具体的な判断手順

審査官は、以下の(1)から(3)までの手順により、補正が発明の特別な技術的特徴を変更する補正であるか否かを判断する。

- (1) 補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される全ての発明が、拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された全ての発明の後に続けて記載されていたと仮定する。
- (2) そのように仮定した場合において、補正後の発明が、「第 II 部第 3 章 発明の単一性」の 2. に照らして、第 37 条の要件以外の要件についての審査対象となるか否かを判断する。
- (3) (2)の判断の結果、審査対象とならない発明があった場合は、当該補正は、発明の特別な技術的特徴を変更する補正であると判断する。
また、(2)の判断において、審査対象となる発明を、第 17 条の 2 第 4 項以外の要件についての審査対象(注)とする。

(注) 以下この章において、単に「審査対象」という場合は、第 17 条の 2 第 4 項以外の要件についての審査対象を意味する。

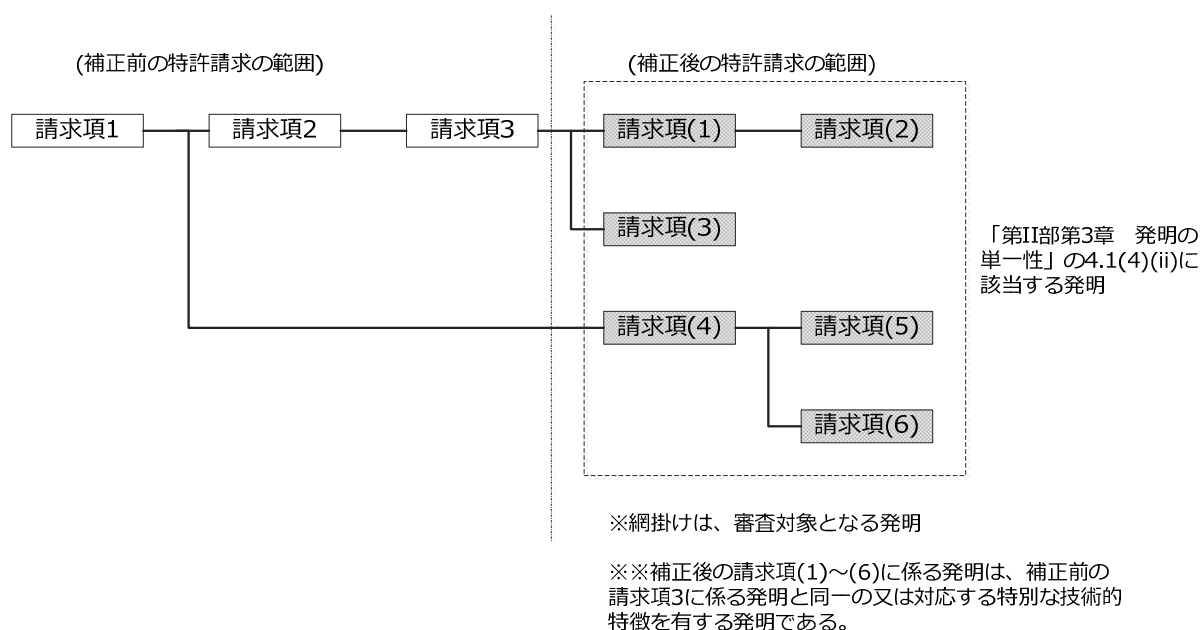
審査官は、明細書、特許請求の範囲及び図面の記載、出願時の技術常識並

びに補正前の拒絶理由通知で引用された先行技術に基づいて補正が発明の特別な技術的特徴を変更する補正であるか否かの判断における発明の特別な技術的特徴を把握する。

例えば、審査官は、拒絶理由通知後の審査において新たに発見した先行技術に基づいて特別な技術的特徴を把握することで、補正が発明の特別な技術的特徴を変更する補正であるか否かの判断をしてはならない。

例 1：

補正前の請求項 2、3 に係る発明は、それぞれ補正前の請求項 1、2 に係る発明の発明特定事項を全て含む同一カテゴリーの発明である。請求項 1、2 に係る発明には特別な技術的特徴がなく、請求項 3 に係る発明に特別な技術的特徴が発見された。この出願に対して、審査官は、一回目の拒絶理由通知において、請求項 1、2 に係る発明に新規性欠如、請求項 3 に係る発明に進歩性欠如の拒絶理由通知をした。その拒絶理由通知の後に、出願人は、特許請求の範囲を、請求項 3 の発明特定事項を全て含む同一カテゴリーの発明である請求項(1)～(3)に係る発明、及び請求項 3 に係る発明に発見された特別な技術的特徴と同一の又は対応する特別な技術的特徴を有する請求項(4)～(6)に係る発明に補正した。



(説明)

審査官は、補正後の請求項(1)～(6)に係る発明が、補正前の請求項 1～3 に係る発明に続けて記載されていたと仮定する。すなわち、補正後の請求項(1)～(6)に係る発明が、補正前の請求項 4～9 に係る発明であると仮定する。そして、請求項(1)～(6)までに係る発明が、第 37 条の要件以外の要件についての審査対象となるか否か

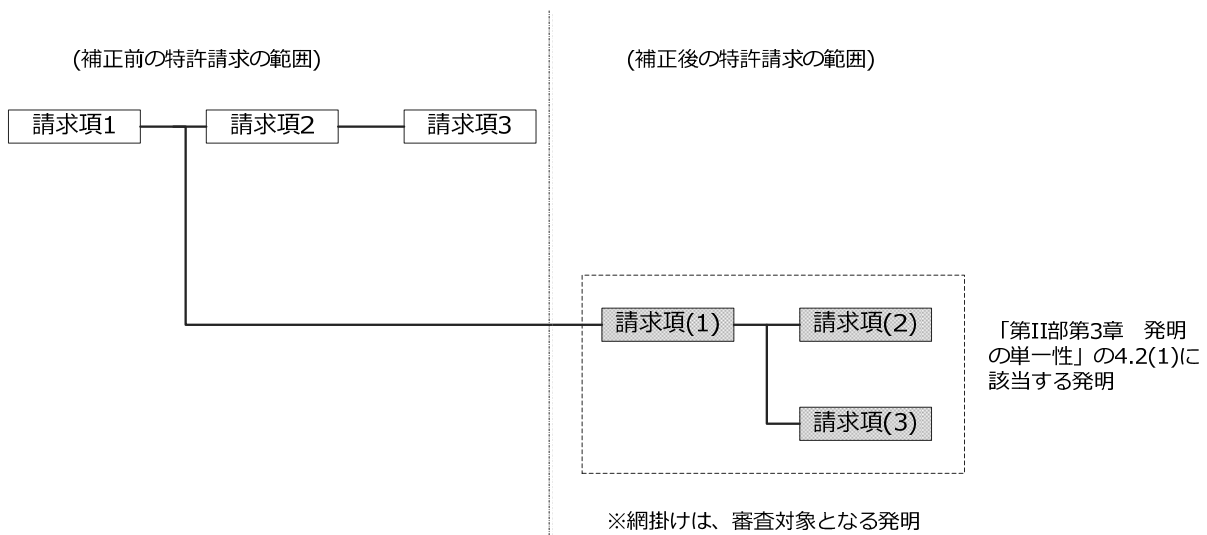
を判断する。

例 1 の場合は、請求項(1)～(6)に係る発明は、請求項 3 に係る発明に発見された特別な技術的特徴と同一の又は対応する特別な技術的特徴を有する発明である。したがって、請求項(1)～(6)に係る発明は、第 37 条の要件以外の要件についての審査対象となる。

よって、この補正は、発明の特別な技術的特徴を変更する補正ではない。

例 2 :

補正前の請求項 2、3 に係る発明は、それぞれ請求項 1、2 に係る発明の発明特定事項を全て含む同一カテゴリーの発明である。補正前の請求項 1～3 に係る発明には特別な技術的特徴がなく、この出願に対して、審査官は、一回目の拒絶理由通知において、請求項 1～3 に係る発明に新規性欠如の拒絶理由を通知した。当該拒絶理由通知後に、出願人は、特許請求の範囲を、請求項 1 に係る発明の発明特定事項を全て含む同一カテゴリーの発明である請求項(1)～(3)に係る発明に補正した。



(説明)

審査官は、補正後の請求項(1)～(3)に係る発明が、補正前の請求項 1～3 に係る発明に続けて記載されていたと仮定する、すなわち、補正後の請求項(1)～(3)に係る発明が、補正前の請求項 4～6 に係る発明であると仮定する。そして、請求項(1)～(3)までに係る発明が、第 37 条の要件以外の要件についての審査対象となるか否かを判断する。

例 2 の場合は、請求項(1)～(3)に係る発明は、請求項 1 に係る発明の発明特定事項を全て含む同一カテゴリーの発明である。この場合は、請求項(1)～(3)に係る発明は、原則として、まとめて審査をすることが効率的である発明として第 37 条の

要件以外の要件についての審査対象とするものである。

よって、この補正は、発明の特別な技術的特徴を変更する補正ではない。

ただし、請求項(1)～(3)に係る発明が、以下の(i)又は(ii)に該当する発明であって、請求項 1 に係る発明とまとめて審査をすることが効率的であるといえる他の事情がない場合は、審査官は、請求項(1)～(3)に係る発明を、第 37 条の要件以外の要件についての審査対象から除外できる。

その場合は、この補正は、発明の特別な技術的特徴を変更する補正である。

- (i) 請求項 1 に係る発明が解決しようとする課題と、当該発明に対して追加された技術的特徴から把握される、発明が解決しようとする具体的な課題との関連性が低い発明である場合
- (ii) 請求項 1 に係る発明の技術的特徴と、当該発明に対して追加された技術的特徴の技術的関連性が低い発明である場合

3.2 補正前に拒絶理由通知が複数回なされている場合の判断手順

補正前に拒絶理由通知が複数回なされている場合は、審査官は、それぞれの拒絶理由通知に対する応答としてその補正がされたものと仮定して、それぞれの仮定について 3.1 に従って当該補正が発明の特別な技術的特徴を変更する補正であるか否かを判断する。

いずれかの仮定において当該補正が発明の特別な技術的特徴を変更する補正であると判断された場合は、審査官は、当該補正を、発明の特別な技術的特徴を変更する補正であると判断する。

また、審査官は、上記の判断において、全ての仮定で審査対象となる発明を、第 17 条の 2 第 4 項以外の要件についての審査対象とする。

4. 特別な技術的特徴を変更する補正についての判断に係る審査の進め方

審査官は、3.に基づいて、補正が発明の特別な技術的特徴を変更する補正であると判断した場合は、その旨の拒絶理由通知、補正の却下の決定等をする。

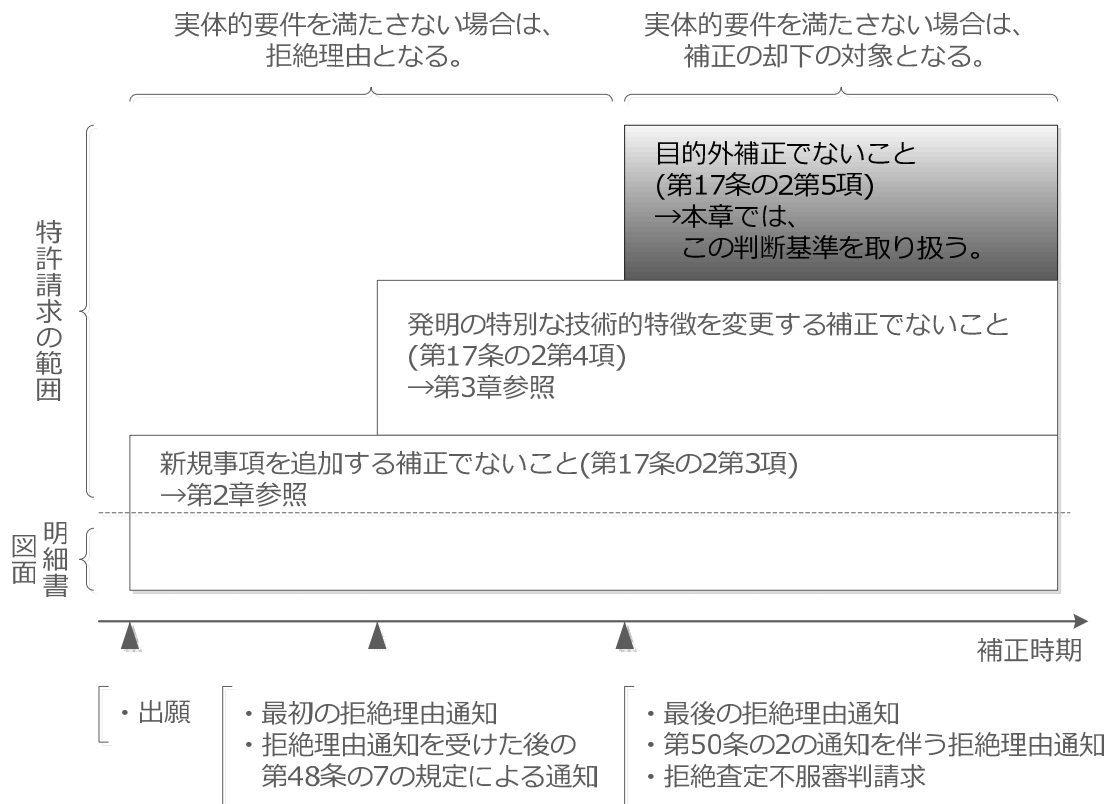
拒絶理由通知、補正の却下の決定等をする際には、審査官は、補正が発明の特別な技術的特徴を変更する補正であると判断した理由を具体的に説明するとともに、審査対象とならない発明を明示する。

審査を進める際は、「第1章 補正の要件」の4.、「第I部第2章第4節 意見書・補正書等の取扱い」及び「第I部第2章第6節 補正の却下の決定」も参照。

第4章 目的外補正(特許法第17条の2第5項)

HB附属書A

目的外補正に関する事例集



1. 概要

1.1 特許法第17条の2第5項

第17条の2第5項は、以下の補正時期(i)から(iii)までのいずれかの時期にする特許請求の範囲についての補正が以下の(a)から(d)までの事項のいずれかを目的とするものに限られることを規定している。この規定に違反する補正を目的外補正という。

補正時期

- (i) 最後の拒絶理由通知の指定期間内
- (ii) 第50条の2の規定による通知を伴う拒絶理由通知の指定期間内
- (iii) 拒絶査定不服審判の請求と同時

目的

- (a) 請求項の削除(第1号)
- (b) 特許請求の範囲の限定的減縮(第2号)

(c) 誤記の訂正(第 3 号)

(d) 明瞭でない記載の釈明(第 4 号)

この規定は、発明の保護を十全に図るという特許制度の基本目的を考慮しつつ、迅速かつ的確な権利付与を確保する審査手続を確立するために、最後の拒絶理由通知以降の補正を、既になされた審査結果を有効に活用できる範囲内に制限する趣旨で設けられたものである。また、第 50 条の 2 の規定による通知に対する補正については、分割出願制度の濫用抑止の観点から同じ制限が課される。

第 17 条の 2 第 5 項の規定に違反する補正は、新規事項を追加するものとは異なり、発明の内容に関して実体的な不備をもたらすものではないから、無効理由とはされていない。したがって、同条第 5 項の規定の適用に当たっては、審査官は、その立法趣旨を十分に考慮し、本来保護されるべきものと認められる発明について、既になされた審査結果を有効に活用して迅速に審査をすることができるものと認められる場合についてまでも、必要以上に厳格に運用することがないようにする。

1.2 特許法第 17 条の 2 第 6 項

第 17 条の 2 第 6 項は、第 126 条第 7 項の規定を準用して、特許請求の範囲の限定的減縮(第 5 項第 2 号)を目的とする補正については、更に補正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が独立して特許を受けることができるものでなければならないこと(独立特許要件)を規定している。

特許請求の範囲の限定的減縮を目的とする補正がされると、他の事項を目的とする補正の場合とは異なり、新たな先行技術調査が必要となることがある。新たな先行技術調査がなされた結果、補正後の発明が特許可能なものでなかった場合に、改めて拒絶理由を通知することとすると、更に補正がされて、再度の審査が必要となることがある。そこで、特許法は、特許請求の範囲の限定的減縮を目的とする補正が独立特許要件を満たさない場合は、その補正を却下し(第 53 条第 1 項)、審査が繰り返しなされることを回避するとともに、出願間の取扱いの公平性を確保することとしている。

なお、特許請求の範囲の限定的減縮を目的としない、請求項の補正については、この要件は課されない。

1.3 本章の構成

この章では、1.1 の(i)から(iii)までのいずれかの補正時期にする補正に課される要件(第 17 条の 2 第 3 項から第 6 項まで)のうち、第 17 条の 2 第 5 項及び第 6 項の要件の判断基準及び審査の進め方を、以下の項目で説明する。

判断基準	・ 特許請求の範囲の限定的減縮及び独立特許要件	→ 2.参照
	・ 請求項の削除	→ 3.参照
	・ 誤記の訂正	→ 4.参照
	・ 明瞭でない記載の釈明	→ 5.参照
審査の進め方		→ 6.参照

2. 特許請求の範囲の限定的減縮及び独立特許要件についての判断(第 17 条の 2 第 5 項第 2 号及び第 6 項)

2.1 特許請求の範囲の限定的減縮(第 17 条の 2 第 5 項第 2 号)

審査官は、補正が第 17 条の 2 第 5 項第 2 号の限定的減縮を目的とするものであるか否かを、以下の(i)から(iii)までの要件が全て満たされているか否かで判断する。

- (i) 補正が特許請求の範囲を減縮するものであること(2.1.1 参照)。
- (ii) 補正が補正前の請求項に記載された発明(以下この部において「補正前発明」という。)の発明を特定するために必要な事項(以下この部において「発明特定事項」という。)を限定するものであること(2.1.2 参照)。
- (iii) 補正前発明と補正後の請求項に記載された発明(以下この部において「補正後発明」という。)の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であること(2.1.3 参照)。

2.1.1 補正が特許請求の範囲を減縮するものであること

審査官は、「特許請求の範囲の減縮」についての判断を、基本的には、各請求項について行うものとする。特許請求の範囲には、特許を受けようとする発明が請求項ごとに記載されているからである。

なお、特許請求の範囲を減縮するものに該当しない補正については、審査官は、上記(ii)及び(iii)の要件を判断することを要しない。

- (1) 特許請求の範囲を減縮する補正に該当しない具体例
 - (i) 直列的に記載された発明特定事項の一部を削除する補正
 - (ii) 択一的記載の要素を付加する補正
 - (iii) 請求項数を増加する補正(以下の(2)(v)又は(vi)に該当する補正を除く。)
- (2) 特許請求の範囲を減縮する補正に該当する具体例
 - (i) 択一的記載の要素を削除する補正
 - (ii) 発明特定事項を直列的に付加する補正
 - (iii) 上位概念から下位概念へ変更する補正
 - (iv) 多数項引用形式請求項の引用請求項を減少させる補正
 - 例 1: 「A 機構を有する請求項 1 から請求項 3 のいずれか 1 項に記載のエアコン装置」を「A 機構を有する請求項 1 又は請求項 2 に記載のエアコン装置」とする補正
 - (v) n 項引用形式請求項を n-1 以下の請求項に変更する補正
 - 例 2: 「A 機構を有する請求項 1 から請求項 3 のいずれか 1 項に記載のエアコン装置」という三つの請求項を引用する形式の請求項を「A 機構を有する請求項 1 記載のエアコン装置」と「A 機構を有する請求項 2 記載のエアコン装置」の二つの請求項に変更する補正
 - (vi) 発明特定事項が択一的なものとして記載された一つの請求項について、その択一的な発明特定事項をそれぞれ限定して複数の請求項に変更する補正

2.1.2 補正が補正前発明の発明特定事項を限定するものであること

(1) 「発明特定事項」の認定

審査官は、発明特定事項を、請求項の記載に基づき、明細書及び図面の記載を考慮して、その作用(働きや役割)と対応して把握する。

なお、発明特定事項の作用は、発明の詳細な説明の記載(「第 II 部第 1 章 第 1 節 実施可能要件」の 3.1.1(2)及び(3)参照)や出願時の技術常識を考慮すれば理解できる場合が多い。

(2) 「限定する」の解釈

発明特定事項を「限定する」補正とは、以下の(i)又は(ii)の補正をいう。

- (i) 補正前の請求項における発明特定事項の一つ以上を、概念的に、より下位の発明特定事項とする補正(注)
- (注) 作用で物を特定しようとする記載を用いた発明特定事項(機能実現手段等)に

対し、その作用とは別個の作用を有する発明特定事項は、通常、概念的に下位のものとは認められない。

- (ii) マーカッシュクレーム等、発明特定事項が選択肢として表現されている請求項においては、その選択肢の一部を削除する補正

(3) 判断手法

審査官は、補正が発明特定事項を限定するものであるか否かを、補正前発明と補正後発明のそれぞれの発明特定事項を把握し、両者を対比することにより判断する。

2.1.3 補正前発明と補正後発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であること

(1) 「産業上の利用分野」及び「解決しようとする課題」の認定

審査官は、発明の「産業上の利用分野」及び「解決しようとする課題」を、発明の詳細な説明中の発明の属する技術分野及び課題についての記載を考慮しつつ、請求項の記載から把握した発明特定事項に基づいて、具体的に特定する。なお、発明の課題は、未解決のものである必要はない。

(2) 「同一である」の解釈

補正前後の発明の産業上の利用分野が「同一である」とは、以下の(i)又は(ii)の場合をいう。

- (i) 補正前後の発明の属する技術分野が一致する場合
- (ii) 補正前後の発明の属する技術分野が技術的に密接に関連する場合

補正前後の発明の解決しようとする課題が「同一である」とは、以下の(i)又は(ii)の場合をいう。

- (i) 補正前後の発明の解決しようとする課題が一致する場合
- (ii) 補正前後の発明の解決しようとする課題が技術的に密接に関連する場合

例えば、「補正前後の発明の解決しようとする課題が技術的に密接に関連する場合」とは、以下の(i)、(ii)等の場合をいうものとする。

- (i) 補正後発明の解決しようとする課題が補正前発明の解決しようとする課題をより概念的に下位にしたものである場合(例えば、「強度向上」

と「引っ張り強度向上」)

- (ii) 補正前後の発明の解決しようとする課題が同種のものである場合(例えば、「コンパクト化」と「軽量化」)

(3) 判断手法

審査官は、補正前後の発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるか否かを、補正前発明と補正後発明のそれぞれの産業上の利用分野及び解決しようとする課題を把握し、両者を対比することにより判断する。

なお、第 36 条第 4 項第 1 号の委任省令要件についての判断に係る運用では、以下の(i)、(ii)等の発明のように、もともと解決しようとする課題が想定されていないと認められる場合には、課題の記載は求めないこととされている(「第 II 部第 1 章第 2 節 委任省令要件」の 2.(1)b(c)参照)。この場合には、課題の同一性を問わないこととする。

- (i) 従来の技術と全く異なる新規な発想に基づき開発された発明
- (ii) 試行錯誤の結果の発見に基づく発明

2.2 独立特許要件(第 17 条の 2 第 6 項)

特許請求の範囲の限定的減縮を目的とする補正は、更に独立特許要件を満たすものでなければならない。

独立して特許を受けることができるか否かが判断されるのは、特許請求の範囲の限定的減縮を目的とする補正がされた請求項のみである。限定的減縮を目的とせず「誤記の訂正」又は「明瞭でない記載の釈明」のみを目的とする補正がされた請求項及び補正がされていない請求項については、独立して特許を受けることができるか否かの判断の対象とはならない。

補正後発明が独立して特許を受けることができるか否かは、以下の規定に基づき判断されるものとする。独立特許要件違反であることを理由に補正を却下する際の留意事項については、「第 I 部第 2 章第 6 節 補正の却下の決定」の 3.3 を参照。

- (i) 発明該当性及び産業上の利用可能性(第 29 条第 1 項柱書)
- (ii) 新規性(第 29 条第 1 項)
- (iii) 進歩性(第 29 条第 2 項)
- (iv) 拡大先願(第 29 条の 2)
- (v) 不特許事由(第 32 条)

- (vi) 記載要件(第 36 条第 4 項第 1 号及び第 6 項第 1 号から第 3 号まで)
- (vii) 先願(第 39 条第 1 項から第 4 項まで)

3. 請求項の削除についての判断(第 17 条の 2 第 5 項第 1 号)

審査官は、補正が第 17 条の 2 第 5 項第 1 号の請求項の削除を目的とするものであるか否かを、補正が以下の(i)又は(ii)に該当するか否かで判断する。

- (i) 請求項を削除する補正
- (ii) 請求項を削除する補正に伴って必然的に生じる他の請求項の形式的な補正

上記 (ii)に該当する補正の具体例としては、以下の(ii-1)又は(ii-2)がある。

- (ii-1) 削除された請求項を引用する他の請求項の引用番号を変更する補正
- (ii-2) 従属形式から独立形式へ変更する補正

4. 誤記の訂正についての判断(第 17 条の 2 第 5 項第 3 号)

審査官は、補正が第 17 条の 2 第 5 項第 3 号の誤記の訂正を目的とするものであるか否かを、以下の「誤記の訂正」の意味に照らして判断する。

「誤記の訂正」とは、「本来その意であることが明細書、特許請求の範囲又は図面の記載などから明らかな字句・語句の誤りを、その意味内容の字句・語句に正す」ことである。

5. 明瞭でない記載の釈明についての判断(第 17 条の 2 第 5 項第 4 号)

審査官は、補正が第 17 条の 2 第 5 項第 4 号の明瞭でない記載の釈明を目的とするものであるか否かを、補正が以下の(i)及び(ii)の要件を満たしているか否かで判断する。

- (i) 明瞭でない記載の釈明であること(5.1 参照)。
- (ii) 拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものであること(5.2 参照)。

5.1 明瞭でない記載の釈明であること

- (1) 「明瞭でない記載」の解釈

「明瞭でない記載」とは、文理上、意味の明らかなでない記載など、不備を生じている記載である。

特許請求の範囲について「明瞭でない記載」とは、以下の(i)から(iii)までのいずれかのこと等をいう。

- (i) 請求項の記載の意味が、文理上、不明瞭であること。
- (ii) 請求項の記載が他の記載との関係において不合理を生じていること。
- (iii) 請求項の記載は明瞭であるが請求項に記載した発明が技術的に正確に特定されず不明瞭であること。

(2) 「釈明」の解釈

「釈明」とは、明瞭でない記載の不明瞭さを正して、「その記載本来の意味内容」を明らかにすることである。

(3) 判断手法

審査官は、補正が明瞭でない記載の釈明を目的とするものであるか否かを、上記(1)及び(2)に照らして判断する。請求項の記載が明確であり、発明も技術的に明瞭に特定されている場合に、通知された拒絶理由(例えば、新規性欠如、進歩性欠如等)を解消する補正は、「明瞭でない記載の釈明」を目的とするものに該当しない。

5.2 拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものであること

「明瞭でない記載の釈明」は、拒絶理由通知で指摘された拒絶の理由に示す事項についてするものに限られている。これは、審査官が拒絶理由通知で指摘していなかった事項についての補正によって、既に審査した部分が補正され、新たな拒絶理由が生じることを防止するためである。

(1) 「拒絶の理由に示す事項についてするもの」に該当する補正

- ・ 第 36 条に基づく拒絶理由通知で指摘された特定個所の記載不備の拒絶理由を解消するための補正

(2) 「拒絶の理由に示す事項についてするもの」に該当しない補正の例

- (i) 拒絶理由通知で指摘された特定箇所の記載不備とは無関係に、請求項に記載された発明特定事項を限定する補正
- (ii) 拒絶理由通知で指摘された特定個所の記載不備とは無関係に、新たな課

題を解決するための新たな技術的事項を請求項に記載する補正

6. 目的外補正についての判断に係る審査の進め方

最後の拒絶理由通知の指定期間内等(注 1)に特許請求の範囲についての補正がされた場合の第 17 条の 2 第 5 項及び第 6 項の判断に係る審査の進め方を以下に示す。第 17 条の 2 の各項に規定する要件の判断に係る審査の進め方については、「第 I 部第 2 章第 6 節 補正の却下の決定」の 3.による。また、「第 1 章 補正の要件」の 4.も参照。

(注 1) 以下の(i)及び(ii)の時期が含まれる。

- (i) 第 50 条の 2 の規定による通知を伴う拒絶理由通知の指定期間内
- (ii) 拒絶査定不服審判の請求と同時に

(1) 審査官は、2. から 5. までに基づいて、補正が第 17 条の 2 第 5 項各号に掲げる事項のいずれかを目的とするものであると判断した場合には、同条第 5 項の要件を満たすものとして審査を進める。

補正が特許請求の範囲の限定的減縮(第 2 号)を目的とするものであると判断した場合には、審査官は、その補正が更に独立特許要件(第 6 項)を満たすものであるか否かを判断する(2.2 参照)。

(2) 審査官は、2. から 5. までに基づいて、補正が第 17 条の 2 第 5 項各号に掲げる事項のいずれをも目的としないものであると判断した場合には、補正の却下の決定をする(注 2)。また、審査官は、2.に基づいて、補正が特許請求の範囲の限定的減縮(第 2 号)を目的とするものであつて、更にその補正が独立特許要件(第 6 項)を満たさないものであると判断した場合には、補正の却下の決定をする(注 2)。

補正の却下の決定をする際には、審査官は、同条第 5 項又は第 6 項の要件を満たさないと判断した補正事項を指摘するとともに、その理由を具体的に説明する。

(注 2) 拒絶査定不服審判の請求と同時に(上記(注 1)の(ii)参照)にされた場合の補正については、審査官は、特許査定をする場合を除き、補正の却下の決定をしてはならない(第 164 条第 2 項)。

HB1208

複数の補正書等が提出された場合の取扱いについて 2.

HB1215

最後の拒絶理由通知後の特許請求の範囲についてする補正が、第17条の2第5項各号に掲げる二以上の事項を目的としたものと判断される場合の取扱い

HB1218

第194条第1項の規定により審査官が書類その他の物件の提出を求める場合 1.(6)

(留意事項)

1.1 に示したとおり、同条第 5 項の規定の適用に当たっては、審査官は、その立法趣旨を十分に考慮し、本来保護されるべきものと認められる発明について、既になされた審査結果を有効に活用して迅速に審査をすることができると認められる場合についてまでも、必要以上に厳格に運用することがないようにする。

<関連規定>

特許法

HB4101

関連条文一覧

(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

第17条の2 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。

- 一 第五十条(第百五十九条第二項(第百七十四条第二項において準用する場合を含む。))及び第百六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による通知(以下この条において「拒絶理由通知」という。)を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にするとき。
- 二 拒絶理由通知を受けた後第四十八条の七の規定による通知を受けた場合において、同条の規定により指定された期間内にするとき。
- 三 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第五十条の規定により指定された期間内にするとき。
- 四 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求と同時にするとき。

2 (略)

- 3 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第六項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)。第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項において同じ。))に記載した事項の範囲内においてしなければならない。
- 4 前項に規定するもののほか、第一項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、第三十七条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。
- 5 前二項に規定するもののほか、第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶理由通知と併せて第五十条の二の規定による通知を受けた場合に限る。))において特許請求の範囲についてす

る補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 第三十六条第五項に規定する請求項の削除
- 二 特許請求の範囲の減縮(第三十六条第五項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。)
- 三 誤記の訂正
- 四 明りようでない記載の釈明(拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。)

6 第二百二十六条第七項の規定は、前項第二号の場合に準用する。

第37条 二以上の発明については、経済産業省令で定める技術的關係を有することにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、一の願書で特許出願をすることができる。

(補正の却下)

第53条 第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて第五十条の二の規定による通知をした場合に限る。))において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第十七条の二第三項から第六項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2・3 (略)

(訂正審判)

第126条 特許権者は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすることについて訂正審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 特許請求の範囲の減縮
- 二 誤記又は誤訳の訂正

三・四 (略)

2～6 (略)

7 第一項ただし書第一号又は第二号に掲げる事項を目的とする訂正は、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許

出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならない。

8 (略)

特許法施行規則

(発明の単一性)

第 25 条の 8 特許法第三十七条の経済産業省令で定める技術的關係とは、二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの発明が単一の一般的発明概念を形成するように連関している技術的關係をいう。

2 前項に規定する特別な技術的特徴とは、発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう。

3 第一項に規定する技術的關係については、二以上の発明が別個の請求項に記載されているか単一の請求項に択一的な形式によって記載されているかどうかにかかわらず、その有無を判断するものとする。

第 1 章 特許出願の分割(特許法第 44 条)

第 1 節 特許出願の分割の要件

1. 概要

特許法第 44 条は、特許出願の分割に関する規定である。同条は、出願人が二以上の発明を包含する特許出願の一部を新たな特許出願とすることができる旨を規定している。また、同条は、特許出願の分割が適法になされた場合には、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなされる旨を規定している。

特許出願の分割制度は、公開の代償として一定期間独占権を付与するという特許制度の趣旨を踏まえ、特許出願に含まれる、発明の単一性の要件を満たさない発明等にもできるだけ保護の道を開くべきであることから、設けられたものである。

この章では、特許出願の分割が適法になされたか否かにかかわらず、「もとの特許出願」及び「新たな特許出願」を、それぞれ「原出願」及び「分割出願」という。

2. 特許出願の分割の要件及び効果

特許出願の分割が適法になされたと認められるためには、特許出願の分割の要件(以下この章において「分割要件」という。)が満たされる必要がある。分割要件は、形式的要件(2.1 参照)と実体的要件(2.2 参照)とに分けられる。分割要件が満たされると、特許出願の分割の効果(2.3 参照)が認められる。

HB6108

原出願の拒絶査定
の謄本送達後にお
ける分割出願の時
期的要件・実体的
要件と原出願の出
願日・拒絶査定
の謄本送達日との
関係について

2.1 特許出願の分割の形式的要件

2.1.1 特許出願の分割をすることができる者

特許出願の分割をすることができる者は、その特許出願の出願人である(第 44 条第 1 項)。すなわち、原出願の出願人と分割出願の出願人とは、特許出願の分割時において一致していなければならない。

2.1.2 特許出願の分割をすることができる時期

HB6106

原出願に対する拒絶査定(注 2)の謄本の送達(注 3)が平成 21 年 3 月 31 日以前の出願に関する特許出願の分割をすることができる時期

特許出願の分割は、以下の(i)から(iii)までのいずれかの時期にすることができる。

- (i) 明細書、特許請求の範囲又は図面(以下この章において「明細書等」という。))について補正をすることができる時期(第 44 条第 1 項第 1 号)(注 1)
- (ii) 特許査定(注 2)の謄本送達日から 30 日以内(同項第 2 号)(注 3 から注 5 まで)
- (iii) 最初の拒絶査定(注 6)の謄本送達日から 3 月以内(同項第 3 号)(注 4 及び注 5)

HB6107

出願日(遡及日)が平成 19 年 3 月 31 日までの出願に関する特許出願の分割をすることができる時期

(注 1) 明細書等について補正をすることができる時期については、「第 IV 部第 1 章 補正の要件」の 2.を参照。

(注 2) 以下の場合を除かれる。

- (a) 前置審査において特許査定がされた場合(第 163 条第 3 項において準用する第 51 条)
- (b) 拒絶査定不服審判において拒絶査定が取り消され、審決により審査に差し戻されて、特許査定がされた場合(第 160 条第 1 項及び第 51 条)

(注 3) 特許査定の謄本送達日から 30 日以内であっても、特許権の設定登録がなされた後は、特許出願が特許庁に係属しなくなるため、特許出願を分割することができない。

(注 4) 拒絶査定不服審判における審決は、特許査定や拒絶査定ではないので、上記(ii)及び(iii)の期間に審決の謄本送達後の期間は含まれない。

(注 5) 上記(ii)及び(iii)の期間は、延長等がされることがある(第 44 条第 5 項から第 7 項まで)。

(注 6) 以下の場合を除かれる。

- ・ 拒絶査定不服審判において拒絶査定が取り消され、審決により審査に差し戻されて、再び拒絶査定がされた場合(第 160 条第 1 項及び第 49 条)

2.2 特許出願の分割の実体的要件

特許出願の分割は、二以上の発明を包含する特許出願の一部を新たな特許出願とするものであるから、以下の(要件 1)及び(要件 3)が満たされる必要がある。また、分割出願が原出願の時にしたものとなされるという特許出願の分割の効果を検討すると、以下の(要件 2)も満たされる必要がある。

(要件 1) 原出願の分割直前の明細書等に記載された発明の全部が分割出願の請求項に係る発明とされたものでないこと(3.1 参照)。

(要件 2) 分割出願の明細書等に記載された事項が、原出願の出願当初の明細書等に記載された事項の範囲内であること(3.2 参照)。

(要件 3) 分割出願の明細書等に記載された事項が、原出願の分割直前の明細書等に記載された事項の範囲内であること(3.3 参照)。

ただし、原出願の明細書等について補正をすることができる時期(注)に特許出願の分割がなされた場合は、(要件 2)が満たされれば、(要件 3)も満たされることとする。これは、原出願の分割直前の明細書等に記載されていない事項であっても、原出願の出願当初の明細書等に記載されていた事項については、補正をすれば、原出願の明細書等に記載した上で、特許出願の分割をすることができるからである。

(注) 明細書等について補正をすることができる時期については、「第 IV 部第 1 章 補正の要件」の 2.を参照。

2.3 特許出願の分割の効果

分割要件が満たされている場合は、分割出願は、原出願の時にしたものとなされる。他方、分割要件のうち実体的要件が満たされていない場合は、分割出願は、原出願の時にしたものとはみなされずに、現実の出願時にしたものとして取り扱われる。なお、形式的要件が満たされていない場合は、分割出願は、出願自体が却下される。

HB6103
第 44 条第 2 項ただし書の規定について

3. 実体的要件についての判断

3.1 原出願の分割直前の明細書等に記載された発明の全部が分割出願の請求項に係る発明とされたものでないこと(要件 1)

(要件 1)は、通常、満たされている。

(説明)

通常、明細書等からは多面的、段階的に様々な発明が把握されるから、明細書等には二以上の発明が記載されているといえる。原出願の明細書等に記載された二以上の発明の全部が分割出願の請求項に係る発明とされることとは、原出願の明細書等から把握されるあらゆる発明が分割出願の特許請求の範囲に記載されることである。しかし、そのようなことは通常考えられない。よって、(要件 1)が満たされていないことは、通常考えられない。

したがって、単に分割出願の特許請求の範囲の記載が原出願の特許請求の範囲の記載と同一であることのみでは、(要件 1)が満たされていないことにはならない。なお、分割出願の請求項に係る発明と分割後の原出願の請求項に係る発明が同一である場合には、6.2 を参照。

3.2 分割出願の明細書等に記載された事項が、原出願の出願当初の明細書等に記載された事項の範囲内であること(要件 2)

審査官は、分割出願の明細書等が「原出願の出願当初の明細書等」に対する補正後の明細書等であると仮定した場合に、その補正が「原出願の出願当初の明細書等」との関係において、新規事項を追加する補正であるか否かで判断する(注)。

(注) 新規事項を追加する補正であるか否かの判断については、「第 IV 部第 2 章 新規事項を追加する補正」を参照。この判断において考慮される技術常識は、原出願時のものである。

3.3 分割出願の明細書等に記載された事項が、原出願の分割直前の明細書等に記載された事項の範囲内であること(要件 3)

審査官は、分割出願の明細書等が「原出願の分割直前の明細書等」に対する補正後の明細書等であると仮定した場合に、その補正が「原出願の分割直前の明細書等」との関係において、新規事項を追加する補正であるか否かで判断する(注)。

(注) 3.2(注)と同じ。

4. 実体的要件についての判断に係る審査の進め方

HB6101

実体的要件についての判断に係る審査手順

4.1 実体的要件が満たされていない場合の取扱い

HB1210

特許査定起案時の注意
5.

審査官は、実体的要件が満たされていないと判断した場合は、実体的要件が満たされていない旨及びその理由を拒絶理由通知、拒絶査定等に具体的に明記する。

HB1213

拒絶査定起案時の注意
3.

4.2 実体的要件について判断するために必要な説明書類の提出の求め

(1) 審査官は、実体的要件が満たされているか否かを簡単に判別できない場合には、第194条第1項の規定に基づき、出願人に対して、以下の(i)、(ii)等について説明した書類の提出を求めることができる。

(i) 原出願の分割直前又は出願当初の明細書等からの変更箇所

(ii) 分割出願の請求項に係る発明としたことの根拠となる原出願の出願当初の明細書等の記載事項

なお、出願人から、これらについて説明した上申書が提出されている場合には、審査官は、その内容を精査した上で、説明書類の提出を求めるか否かを検討する。

(2) 上記(1)による審査官からの求めに対して出願人から実質的な説明がなく、実体的要件が満たされていると判断することが相当に困難である場合には、審査官は、実体的要件が満たされていないとして審査をすることができる。

5. 分割要件についての判断に係る留意事項

5.1 分割出願を原出願とする分割出願

出願人は、特許出願(親出願)を原出願として分割出願(子出願)をし、更に子出願を原出願として分割出願(孫出願)をすることができる。

HB6102

孫出願の審査に当たっての留意事項

この場合は、審査官は、以下の(i)から(iii)までの全ての条件を満たすときに、孫出願を親出願の時にしたものとみなして審査をする。

- (i) 子出願が親出願に対し分割要件の全てを満たすこと。
- (ii) 孫出願が子出願に対し分割要件の全てを満たすこと。
- (iii) 孫出願が親出願に対し分割要件のうちの実体的要件の全てを満たすこと(注)。

(注) 2.2 の(要件 3)における「原出願の分割直前の明細書等」とは、「親出願から子出願を分割する直前の親出願の明細書等」のことである。

5.2 拒絶査定不服審判の請求日と同日に特許出願の分割がなされた場合の取扱い

HB6109
特許出願の分割の実体的要件の判断についての運用

原出願について拒絶査定不服審判が請求された日と同日に特許出願の分割がなされた場合には、審査官は、特許出願の分割が拒絶査定不服審判の請求と同時に(補正をすることができる時期)になされたものとして、特許出願の分割の実体的要件を判断する(2.2 参照)。ただし、当該特許出願の分割がなされた時が、拒絶査定不服審判が請求された時と同時でないことが明らかである場合は、この限りでない。

HB6104
特許出願の分割をする際の説明書類に関する出願人への要請

6. 分割出願の審査についての留意事項

6.1 他の出願に係る審査、審判等の内容の確認

審査官は、特許出願及びその特許出願に基づく分割出願群(注)のうちの一の出願(例えば、子出願)について審査する際に、当該特許出願及び当該分割出願群のうち他の出願(例えば、親出願)に係る審査、審判等の内容を確認する。

(注) 特許出願に基づく分割出願群とは、一の特許出願に由来する一連の分割出願を意味する。

6.2 分割出願の請求項に係る発明と分割後の原出願の請求項に係る発明とが同一である場合の取扱い

HB1218
第 194 条第 1 項の規定により審査官が書類その他の物件の提出を求める場合
1.(4)

分割出願が適法であり、分割出願の請求項に係る発明と分割後の原出願の請求項に係る発明とが同一である場合には、第 39 条第 2 項の規定が適用される。
審査官は、第 39 条第 2 項の規定の適用を、「第 III 部第 4 章 先願」に従っ

て行う。

第 2 節 第 50 条の 2 の通知

1. 概要

特許法第 50 条の 2 は、分割出願等の審査における審査官の通知について規定したものである。同条は、審査官が特許出願について拒絶理由を通知しようとする場合において、その拒絶理由が原出願等についての拒絶理由と同一であるときに、その旨を併せて通知することを規定している。

第 50 条の 2(及び第 17 条の 2 第 5 項)の規定の趣旨は、出願人に対し原出願等の審査において通知された拒絶理由を十分に精査することを促すことにより、原出願等において既に拒絶理由通知がされている発明について、その拒絶理由を解消しないまま出願を分割するといった行為を抑止することにある。

特許出願について、拒絶理由通知と併せて第 50 条の 2 の規定に基づく通知(以下この節において「第 50 条の 2 の通知」という。)がなされた場合において、明細書等について補正をするときは、最後の拒絶理由通知後に補正をする場合と同様に、その補正は、第 17 条の 2 第 3 項から第 6 項までに規定された要件を満たす必要がある。これらの要件を満たしていない補正は、却下の対象となる。

なお、以下の(i)、(ii)等の場合には、審査官は、第 50 条の 2 の規定を必要以上に形式的に運用することがないようにする。

- (i) 他の特許出願の拒絶理由通知に係る拒絶理由と同一であることが明確でない場合(例えば、他の特許出願の拒絶理由通知の記載から拒絶理由が明確に把握できない場合)
- (ii) 誤記等の記載上の軽微な不備についての拒絶理由の場合

2. 第 50 条の 2 の通知をするか否かの判断

審査官は、拒絶理由を通知しようとする特許出願(以下この節において「本願」という。)に対して、他の特許出願に通知された拒絶理由に基づいて、第 50 条の 2 の通知をするか否かを、以下の(要件 1)から(要件 3)までが全て満たされているか否かで判断する。

(要件 1) 本願と他の特許出願とが第 44 条第 2 項の規定により同時にされた

こととなっていること(2.1 参照)。

(要件 2) 本願の拒絶理由が、他の特許出願の拒絶理由通知に係る拒絶理由と同一であること(2.2 参照)。

(要件 3) 当該他の特許出願の拒絶理由通知が、本願の出願審査の請求前に本願の出願人が知り得る状態にあったこと(2.3 参照)。

2.1 本願と他の特許出願とが第 44 条第 2 項の規定により同時にされたこととなっていること(要件 1)

第 44 条第 2 項の規定が適用されるためには、本願及び他の特許出願の少なくともいずれかが分割出願である必要がある。したがって、審査官は、本願と他の特許出願が以下の(i)から(iii)までのいずれかの関係を満たすか否かを判断する。

さらに、第 44 条第 2 項の規定が適用されるためには、特許出願の分割の実体的要件が満たされている必要がある。したがって、審査官は、本願及び他の特許出願のうち分割出願として出願されたものが特許出願の分割の実体的要件を満たすことで、本願と他の特許出願とが同時にされたこととなっているか否かについても確認する(注 1)。

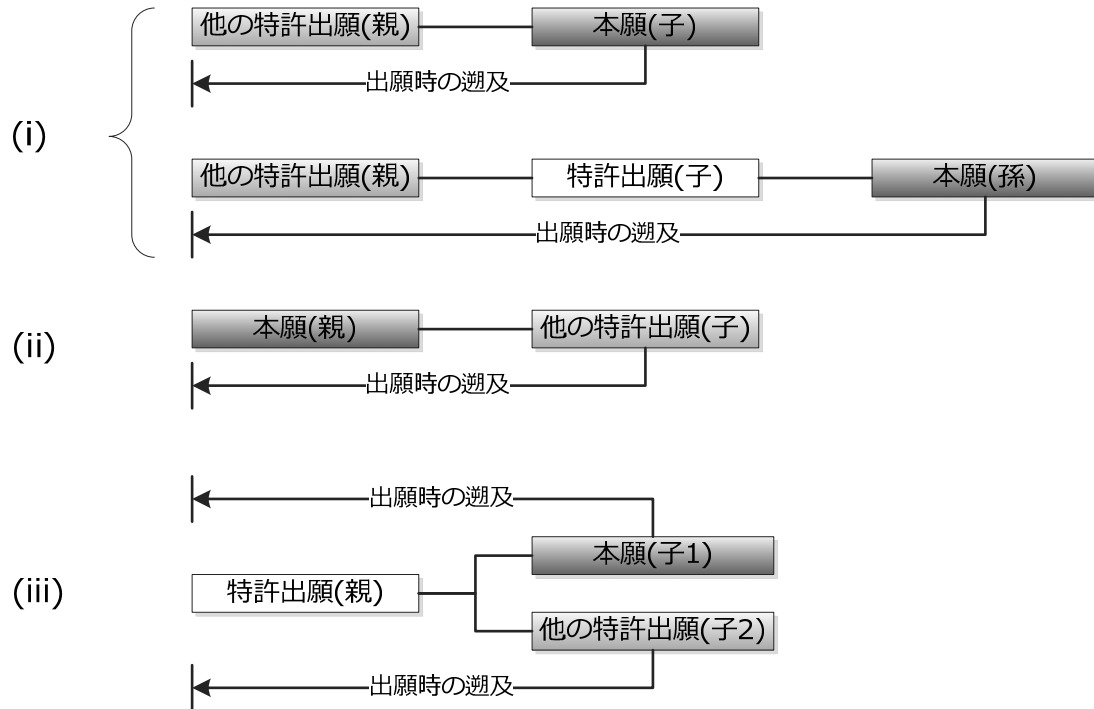
(i) 本願が、他の特許出願に基づく分割出願群(注 2)の一の特許出願である場合

(ii) 他の特許出願が、本願に基づく分割出願群の一の特許出願である場合

(iii) 本願及び他の特許出願が、いずれも同じ特許出願に基づく分割出願群の一の特許出願である場合

(注 1) 審査官は、(要件 1) が満たされているか否かの判断を、本願について拒絶理由通知をする時点での本願及び他の特許出願の明細書等の記載に基づいて行う。特許出願の分割の実体的要件については、「第 1 節 特許出願の分割の要件」を参照。

(注 2) 特許出願に基づく分割出願群とは、一の特許出願に由来する一連の分割出願を意味する。例えば、一の特許出願を原出願とした分割出願や、その分割出願(子出願)を原出願とする分割出願(孫出願)等である。



2.2 本願の拒絶理由が、他の特許出願の拒絶理由通知に係る拒絶理由と同一であること(要件 2)

本願の拒絶理由が、他の特許出願の拒絶理由通知(注 1)に係る拒絶理由と同一であるとは、本願と他の特許出願の拒絶理由の根拠となる条文が同一であつて、具体的な内容が実質的に同一であることをいう(注 2)。

HB6110
他の出願において通知された拒絶理由が適切でない場合の取扱い

具体的には、審査官は、(要件 2)が満たされているか否かを、次のように判断する。本願の明細書等が他の特許出願の拒絶理由通知に対する補正後の明細書等であると仮定した場合に、本願の明細書等が他の特許出願の拒絶理由通知に係る拒絶理由を解消したか否かで判断する。審査官は、拒絶理由が解消されていないと判断した場合は、(要件 2)が満たされていると判断する。

HB6111
本願の拒絶理由と他の特許出願の拒絶理由通知に係る拒絶理由が同一であると判断される場合の例

(注 1) 「他の特許出願の拒絶理由通知」には、他の特許出願の審査において通知された拒絶理由通知だけでなく、拒絶査定不服審判、再審及び前置審査における拒絶理由通知も含まれる。

補正の却下の決定、拒絶査定等は、「拒絶理由通知」ではない。そのため、本願の拒絶理由が、他の特許出願の補正の却下の決定、拒絶査定等のみに記載されている内容と同一であっても、審査官は、第 50 条の 2 の通知をしてはならない。

(注 2) 本願に複数の拒絶理由が存在し、他の特許出願の拒絶理由通知にも複数の拒絶理由が含まれている場合等において、本願の一の拒絶理由が他の特許出願の拒絶理由通知に係る一の拒絶理由と同一である場合には、本願の拒絶理由は他の特許出願の拒絶理由通知に係る拒絶理由と同一であるものとする。

2.3 当該他の特許出願の拒絶理由通知が、本願の出願審査の請求前に本願の出願人が知り得る状態にあったものであること(要件 3)

審査官は、(要件 3)が満たされているか否かを、当該他の特許出願の拒絶理由通知が以下の(i)又は(ii)に該当するか否かで判断する。

- (i) 本願の出願審査の請求前に、本願の出願人の下に到達した拒絶理由通知
- (ii) 本願の出願審査の請求前に、本願の出願人が閲覧することができた拒絶理由通知(注)

(注) 本願の出願審査の請求前に他の特許出願が出願公開されていれば、他の特許出願の拒絶理由通知は、本願の出願審査の請求前に本願の出願人が知り得る状態にあったものである。

これは、本願の出願人と他の特許出願の出願人とが異なるか否かにかかわらず、出願人が異なる場合は、他の特許出願の拒絶理由通知が本願の出願人に発送されることはないが、他の特許出願が出願公開されていれば、本願の出願人は他の特許出願の拒絶理由通知を閲覧することができるからである。

(留意事項)

以下の(i)又は(ii)の場合には、他の特許出願の拒絶理由通知は、本願の出願審査の請求前に本願の出願人が知り得る状態になかったものとする。ただし、他の特許出願の拒絶理由通知が到達した時又はその拒絶理由通知が閲覧可能となった時が、本願の出願審査の請求がされた時より前であることが明らかな場合は、この限りでない。

- (i) 他の特許出願の拒絶理由通知の到達日と本願の出願審査の請求日とが同日の場合
- (ii) 他の特許出願の拒絶理由通知の閲覧が可能となった日と本願の出願審査の請求日とが同日の場合

3. 第 50 条の 2 の通知をするか否かの判断に係る審査の進め方

3.1 手順

HB6112

第 50 条の 2 の通知をする場合において、他の特許出願の拒絶理由通知の内容を、出願人が知り得る状態にあったと判断する際の留意事項

審査官は、本願が分割出願又は分割出願の原出願である場合に、第 50 条の 2 の通知をするか否かの判断をする。上申書において、本願の明細書等が他の特許出願の拒絶理由通知に係る拒絶理由を解消している旨の説明がなされている場合には、審査官は、その内容を参酌することとする。

審査官は、2.に照らして、(要件 1)から(要件 3)までの全てを満たしていると判断した場合には、本願について拒絶理由通知と併せて第 50 条の 2 の通知をする。

他方、上記(要件 1)から(要件 3)までの一つでも満たしていない場合には、本願について第 50 条の 2 の通知を行わない。

(留意事項)

1.に示したとおり、以下の(i)、(ii)等の場合には、審査官は、第 50 条の 2 の規定を必要以上に形式的に運用することがないようにする。

(i) 他の特許出願の拒絶理由通知に係る拒絶理由と同一であることが明確でない場合
(例えば、他の特許出願の拒絶理由通知の記載から拒絶理由が明確に把握できない場合)

(ii) 誤記等の記載上の軽微な不備についての拒絶理由の場合

3.2 第 50 条の 2 の通知において記載すべき事項

審査官は、第 50 条の 2 の通知をする際は、その通知において、拒絶理由が同一であると判断した他の特許出願についての拒絶理由通知に係る拒絶理由を特定できる情報を記載する。

HB6113

第 50 条の 2 の通知を起案する際の留意事項

(留意事項)

審査官は、第 50 条の 2 の通知において他の特許出願の拒絶理由通知に係る拒絶理由を特定する情報を記載することによって、本願の拒絶理由通知において拒絶理由の具体的内容を省略してはならない。本願が分割出願等であったとしても、原出願等とは別個の出願手続であり、他の特許出願の拒絶理由通知を参酌しなければ本願の拒絶理由通知の内容を理解できないような記載とすることは、不適切であるからである。

4. 第 50 条の 2 の通知を伴う拒絶理由通知に対して補正がされた場合の審査の進め方

審査官は、第 50 条の 2 の通知を伴う拒絶理由通知が「最初の拒絶理由通知」

であるか「最後の拒絶理由通知」であるかに応じて、以下のとおり審査を進める。

なお、第 50 条の 2 の通知を伴う拒絶理由通知の応答時に補正がされた場合の審査の手順を、後掲の図に示す。

4.1 拒絶理由通知が「最初の拒絶理由通知」の場合

第 50 条の 2 の通知を伴う「最初の拒絶理由通知」に対して補正がされたときは、審査官は、第 50 条の 2 の通知をすることが適当であったか否かを、意見書等における出願人の主張を勘案して再検討する(注)。

(注) 第 50 条の 2 の通知において、本願の複数の拒絶理由について、他の特許出願の拒絶理由通知に係る拒絶理由と同一である旨を指摘していた場合には、その指摘のうちいずれか一つが適当であれば、審査官は、第 50 条の 2 の通知をすることが適当であったと判断する。

4.1.1 第 50 条の 2 の通知をすることが適当であった場合

審査官は、第 50 条の 2 の通知を伴う拒絶理由通知に対してされた補正が第 17 条の 2 第 3 項から第 6 項までのいずれかの要件に違反していないか否かについて検討する。審査官は、その補正がこれらのいずれかの要件を満たしていないと判断した場合には、補正の却下の決定をする。補正がこれらの要件を満たしているか否かの具体的運用については、「第 IV 部 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正」を参照。

(留意事項)

第 50 条の 2 の通知をした時点で第 50 条の 2 の通知をすることが適当であった場合には、その後の補正により本願が分割の実体的要件を満たさなくなり、本願と他の特許出願とが同時にされたこととはならなくなったとしても、その補正は、第 17 条の 2 第 3 項から第 6 項までの要件を満たす必要がある。

本願に対して第 50 条の 2 の通知をした後に、他の特許出願が補正され、他の特許出願が分割の実体的要件を満たさなくなった結果、本願と他の特許出願とが同時にされたこととはならなくなった場合も、同様である。

第 50 条の 2 の通知をすることが適当であった場合の具体的な審査については、審査官は、「第 I 部第 2 章第 6 節 補正の却下の決定」の 3.から 5.までに従

う。

その際、審査官は、「最後の拒絶理由通知」を「第50条の2の通知を伴う最初の拒絶理由通知」と読み替える。

なお、「第I部第2章第6節 補正の却下の決定」の4.(3)又は5.(3)に従って改めて拒絶理由通知をする場合には、審査官は、2.及び3.に照らして、第50条の2の通知を併せて通知するか否かを検討する。

4.1.2 第50条の2の通知をすることが不適当であった場合

この場合は、審査官は、補正の却下の決定をすることなく、補正を受け入れる。

そして、補正後の出願に対し、先に通知した拒絶理由が解消されていない場合であっても、審査官は、直ちに拒絶査定をすることなく、再度「最初の拒絶理由通知」をする。

また、補正によって通知することが必要となった拒絶理由のみを通知する場合であっても、審査官は、「最後の拒絶理由通知」とせず、再度「最初の拒絶理由通知」とする。さらに、他の出願の拒絶理由通知に係る拒絶理由と同一の拒絶理由を通知する場合であっても、審査官は、第50条の2の通知を行わない。

(留意事項)

他の特許出願の拒絶理由と同一ではない等、第50条の2の通知をすべきでなかったことを出願人が主張し、それを前提に補正をしていると認められるものについては、審査官は、第50条の2の通知を行わなかったものとして取り扱う。

すなわち、補正後の出願に対し、先に通知した拒絶理由が解消されていない場合には、審査官は、拒絶査定をする。

また、その補正によって通知することが必要となった拒絶理由のみを通知する場合には、「最後の拒絶理由通知」とすることができる。さらに、他の出願の拒絶理由通知に係る拒絶理由と同一の拒絶理由を通知する場合には、審査官は、併せて第50条の2の通知をする。

4.2 拒絶理由通知が「最後の拒絶理由通知」の場合

第50条の2の通知を伴う「最後の拒絶理由通知」に対して補正がされたときは、審査官は、第50条の2の通知をすること及び「最後の拒絶理由通知」とすることが適当であったか否かを、意見書等における出願人の主張を勘案し

て再検討する(4.1(注)参照)。

「最後の拒絶理由通知」とすることが適当であったか否かの判断については、審査官は、「第Ⅰ部第2章第3節 拒絶理由通知」の3.2.1に基づいて行う。

4.2.1 第50条の2の通知をすること及び「最後の拒絶理由通知」とすることの少なくともいずれか一方が適当であった場合

審査官は、第50条の2の通知を伴う拒絶理由通知に対してされた補正が第17条の2第3項から第6項までいずれかの要件に違反していないか否かについて検討する。審査官は、その補正がこれらのいずれかの要件を満たしていないと判断した場合には、補正の却下の決定をする。補正がこれらの要件を満たしているか否かの具体的運用については、「第Ⅳ部 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正」を参照。

(留意事項)

「最後の拒絶理由通知」とすることが不適当であったものの、第50条の2の通知をした時点で第50条の2の通知をすることが適当であった場合には、その後の補正により本願が分割の実体的要件を満たさなくなり、本願と他の特許出願とが同時にされたこととはならなくなったとしても、その補正は、第17条の2第3項から第6項までの要件を満たす必要がある。

本願に対して第50条の2の通知をした後に、他の特許出願が補正され、他の特許出願が分割の実体的要件を満たさなくなった結果、本願と他の特許出願とが同時にされたこととはならなくなった場合も、同様である。

第50条の2の通知をすること及び「最後の拒絶理由通知」とすることの少なくともいずれか一方が適当であった場合の具体的な審査については、審査官は、「第Ⅰ部第2章第6節 補正の却下の決定」の3.から5.までに従う。

その際、審査官は、「最後の拒絶理由通知」を「第50条の2の通知を伴う最後の拒絶理由通知」と読み替える。

なお、「第Ⅰ部第2章第6節 補正の却下の決定」の4.(3)又は5.(3)に従って改めて拒絶理由通知をする場合には、審査官は、「最後の拒絶理由通知」とするか否かを検討するとともに、2.及び3.に照らして、第50条の2の通知を併せて通知するか否かについても検討する。

4.2.2 第 50 条の 2 の通知をすること及び「最後の拒絶理由通知」とすることのいずれもが不適当であった場合

この場合は、審査官は、補正の却下の決定をすることなく、補正を受け入れる。

そして、補正後の出願に対し、先に通知した拒絶理由が解消されていない場合であっても、審査官は、直ちに拒絶査定をすることなく、再度「最初の拒絶理由通知」をする。

また、補正によって通知することが必要となった拒絶理由のみを通知する場合であっても、審査官は、「最後の拒絶理由通知」とせずに、再度「最初の拒絶理由通知」とする。さらに、他の出願の拒絶理由通知に係る拒絶理由と同一の拒絶理由を通知する場合であっても、審査官は、第 50 条の 2 の通知を行わない。

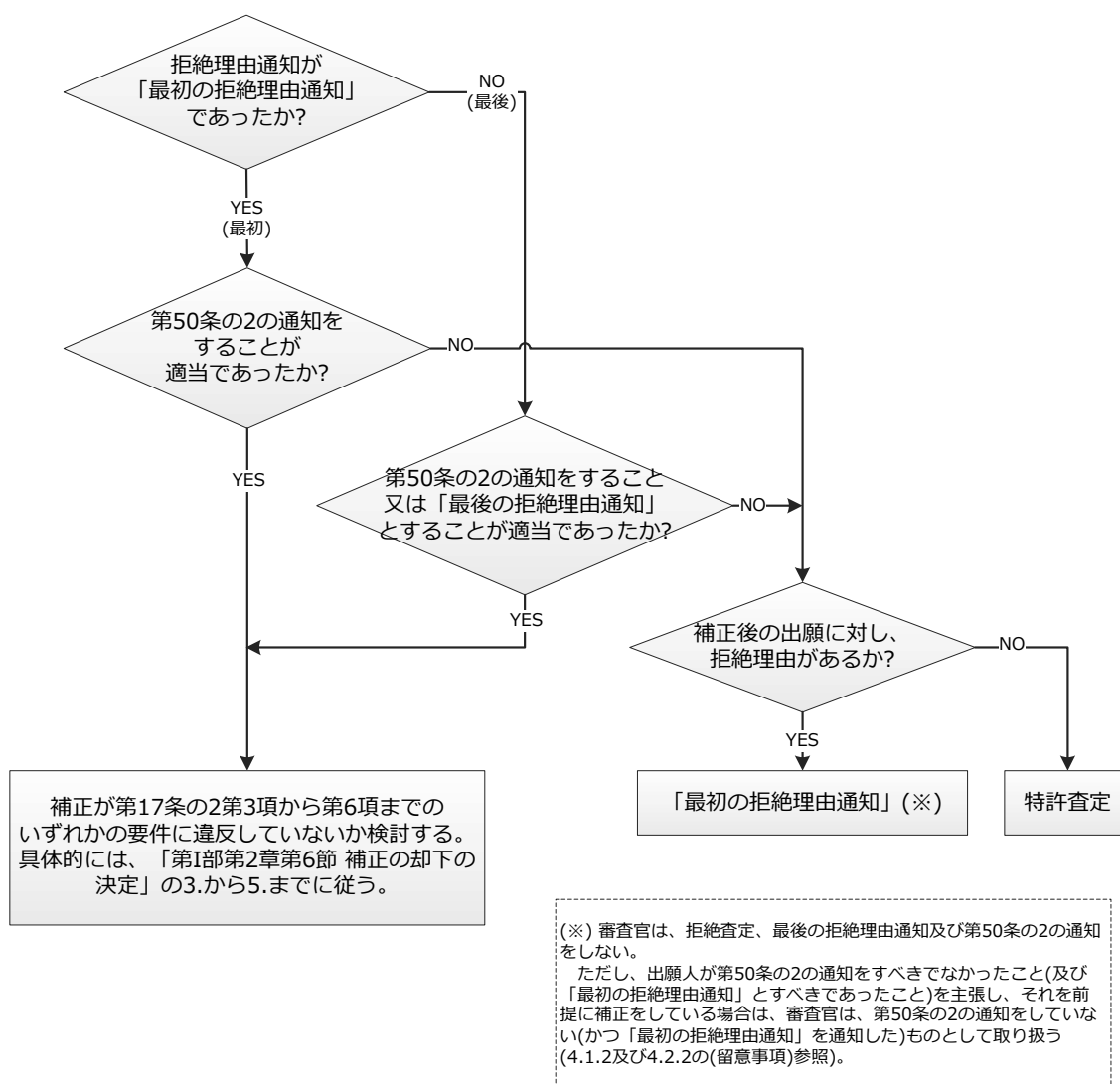
(留意事項)

他の特許出願の拒絶理由と同一でない等、第 50 条の 2 の通知をすべきでなかったこと及び「最初の拒絶理由通知」とすべきであったことの両方を出願人が主張し、それを前提に補正をしていると認められるものについては、審査官は、第 50 条の 2 の通知をしておらず、かつ、「最初の拒絶理由通知」をしたものとして取り扱う。

すなわち、補正後の出願に対し、先に通知した拒絶理由が解消されていない場合には、審査官は、拒絶査定をする。

また、その補正によって通知することが必要となった拒絶理由のみを通知する場合には、「最後の拒絶理由通知」とすることができる。さらに、他の出願の拒絶理由通知に係る拒絶理由と同一の拒絶理由を通知する場合には、審査官は、併せて第 50 条の 2 の通知をする。

図 第 50 条の 2 の通知が併せてなされた拒絶理由通知に対して
補正がされた場合の審査



＜関連規定＞

特許法

(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

第17条の2 (略)

2～4 (略)

5 前二項に規定するもののほか、第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶理由通知と併せて第五十条の二の規定による通知を受けた場合に限る。)において特許請求の範囲についてする補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一～四 (略)

6 (略)

(特許出願)

第36条 (略)

2 願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。

3～7 (略)

(特許出願の日の認定)

第38条の2 特許庁長官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特許出願に係る願書を提出した日を特許出願の日として認定しなければならない。

一 特許を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき。

二 特許出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が特許出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。

三 明細書(外国語書面出願にあつては、明細書に記載すべきものとされる事項を第三十六条の二第一項の経済産業省令で定める外国語で記載した書面。以下この条において同じ。)が添付されていないとき(次条第一項に規定する方法により特許出願をするときを除く。)

2～9 (略)

(先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願)

第38条の3 特許を受けようとする者は、外国語書面出願をする場合を除き、第三十六条第二項の規定にかかわらず、願書に明細書及び必要な図面を添付することなく、その者がした特許出願(外国においてしたものを含む。以下この条において「先の特許出願」という。)を参照すべき旨を主張する方法により、特許出願をすることができる。ただし、その特許出願が前条第一項第一号又は第二号に該当する場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する方法により特許出願をしようとする者は、その旨及び先の特許出願に関し経済産業省令で定める事項を記載した書面を当該特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。
- 3 第一項に規定する方法により特許出願をした者は、経済産業省令で定める期間内に、当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき明細書及び必要な図面並びに同項に規定する方法における主張に係る先の特許出願に関し経済産業省令で定める書類を提出しなければならない。
- 4 前項の規定により提出された明細書及び図面に記載した事項が、第一項に規定する方法における主張に係る先の特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(当該先の特許出願が、外国語書面出願である場合にあっては外国語書面、外国においてしたものである場合にあってはその出願に際し提出した書類であつて明細書、特許請求の範囲又は図面に相当するもの)に記載した事項の範囲内にない場合は、その特許出願は、前条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により明細書及び図面を提出した時にしたものとみなす。
- 5 第三項の規定により提出された明細書及び図面は、願書に添付して提出したものとみなす。
- 6 前各項の規定は、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項又は第二項の規定による出願の変更に係る特許出願及び第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願については、適用しない。

(特許出願の分割)

第44条 特許出願人は、次に掲げる場合に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる。

一 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる時又は期間内にするとき。

二 特許をすべき旨の査定(第百六十三条第三項において準用する第五十一条の規定による特許をすべき旨の査定及び第百六十条第一項に規定する審査に付された特許出願についての特許をすべき旨の査定を除く。)の謄本の送達があつた日から三十日以内にするとき。

三 拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月以内にするとき。

2 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用及び第三十条第三項の規定の適用については、この限りでない。

3 第一項に規定する新たな特許出願をする場合における第四十三条第二項(第

四十三條の二第二項(前條第三項において準用する場合を含む。)及び前條第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第四十三條第二項中「最先の日から一年四月以内」とあるのは、「最先の日から一年四月又は新たな特許出願の日から三月のいずれか遅い日まで」とする。

- 4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな特許出願について第三十條第三項、第四十一條第四項又は第四十三條第一項及び第二項(これらの規定を第四十三條の二第二項(前條第三項において準用する場合を含む。)及び前條第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。
- 5 第一項第二号に規定する三十日の期間は、第四條又は第百八條第三項の規定により同條第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。
- 6 第一項第三号に規定する三月の期間は、第四條の規定により第二百二十一條第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。
- 7 第一項に規定する新たな特許出願をする者がその責めに帰することができない理由により同項第二号又は第三号に規定する期間内にその新たな特許出願をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその新たな特許出願をすることができる。

(出願の変更)

第46條 実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、その実用新案登録出願の日から三年を経過した後は、この限りでない。

- 2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月を経過した後又はその意匠登録出願の日から三年を経過した後(その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月以内の期間を除く。)は、この限りでない。
- 3 前項ただし書に規定する三月の期間は、意匠法第六十八條第一項において準用するこの法律第四條の規定により意匠法第四十六條第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。
- 4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、もとの出願は、取り下げたものとみなす。
- 5 第一項の規定による出願の変更をする者がその責めに帰することができない理由により同項ただし書に規定する期間内にその出願の変更をすることが

できないとき、又は第二項の規定による出願の変更をする者がその責めに帰することができない理由により同項ただし書に規定する三年の期間内にその出願の変更をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその出願の変更をすることができる。

- 6 第四十四条第二項から第四項までの規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

(実用新案登録に基づく特許出願)

第46条の2 実用新案権者は、次に掲げる場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、自己の実用新案登録に基づいて特許出願をすることができる。
この場合においては、その実用新案権を放棄しなければならない。

- 一 その実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から三年を経過したとき。
- 二 その実用新案登録に係る実用新案登録出願又はその実用新案登録について、実用新案登録出願人又は実用新案権者から実用新案法第十二条第一項に規定する実用新案技術評価(次号において単に「実用新案技術評価」という。)の請求があつたとき。
- 三 その実用新案登録に係る実用新案登録出願又はその実用新案登録について、実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者がした実用新案技術評価の請求に係る実用新案法第十三条第二項の規定による最初の通知を受けた日から三十日を経過したとき。
- 四 その実用新案登録について請求された実用新案法第三十七条第一項の実用新案登録無効審判について、同法第三十九条第一項の規定により最初に指定された期間を経過したとき。

- 2 前項の規定による特許出願は、その願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が当該特許出願の基礎とされた実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあるものに限り、その実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとし、ただし、その特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第三項、第三十六条の二第二項ただし書及び第四十八条の三第二項の規定の適用については、この限りでない。

- 3 第一項の規定による特許出願をする者がその責めに帰することができない理由により同項第一号又は第三号に規定する期間を経過するまでにその特許出願をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその特許出願をすることができる。

- 4 実用新案権者は、専用実施権者、質権者又は実用新案法第十一条第三項において準用するこの法律第三十五条第一項、実用新案法第十八条第三項において準用するこの法律第七十七条第四項若しくは実用新案法第十九条第一項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、第一項の規定による特許出願をすることができる。
- 5 第四十四条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による特許出願をする場合に準用する。

(既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知)

第50条の2 審査官は、前条の規定により特許出願について拒絶の理由を通知しようとする場合において、当該拒絶の理由が、他の特許出願(当該特許出願と当該他の特許出願の少なくともいずれか一方に第四十四条第二項の規定が適用されたことにより当該特許出願と同時にされたこととなつているものに限る。)についての前条(第百五十九条第二項(第百七十四条第二項において準用する場合を含む。))及び第百六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知(当該特許出願についての出願審査の請求前に当該特許出願の出願人がその内容を知り得る状態になかつたものを除く。)に係る拒絶の理由と同一であるときは、その旨を併せて通知しなければならない。

特許法施行規則

(先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願をする場合の手続等)

第27条の10 特許法第三十八条の三第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 先の特許出願をした国又は国際機関の名称
- 二 先の特許出願の出願日
- 三 先の特許出願の出願番号
- 2 特許法第三十八条の三第一項に規定する方法により特許出願をしようとする者は、当該特許出願の願書にその旨及び前項に掲げる事項を記載して同条第二項に規定する書面の提出を省略することができる。
- 3 特許法第三十八条の三第三項の経済産業省令で定める期間は、特許出願の日から四月とする。
- 4 特許法第三十八条の三第三項の経済産業省令で定める書類は、先の特許出願をした国又は国際機関の認証があるその出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲及び図面に相当するものの謄本(以下この条において「先の特許出願の認証謄本」という。))及び先の特許出願の認証謄本が外国語で記載されている場合にあってはその日本語による翻訳文とする。

- 5 特許法第三十八条の三第一項に規定する方法により特許出願をした者は、先の特許出願の認証謄本若しくはこれに相当するものを特許庁長官に既に提出済みである場合、特許法第四十三条第五項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))に規定する書面を特許庁長官に既に提出済みである場合(第二十七条の四第五項の規定により第二十七条の三の三第三項各号に掲げる事項を記載した書面の提出を省略した場合を含む。))又は先の特許出願が日本国においてしたものである場合にあっては、前項の規定にかかわらず、先の特許出願の認証謄本の提出を省略することができる。
- 6 特許法第三十八条の三第三項の規定により明細書及び必要な図面を提出する場合は、様式第三十七の二によりしなければならない。
- 7 特許法第三十八条の三第三項の規定により先の特許出願の認証謄本及びその日本語による翻訳文を提出する場合は、様式第二十二によりしなければならない。

特許法条約(PLT)(仮訳)

第5条 出願日

(1) [出願の要素]

(a) 締約国は、規則に別段の定めがある場合を除くほか、(2)から(8)までの規定に従うことを条件として、出願日の設定のために、出願人の選択により書面又は当該締約国の官庁が認めるその他の方法で提出された次の全ての要素を当該官庁が受理した日を出願日とすることを定める。

(i) 出願を意図する旨の明示的又は黙示的な表示

(ii) 出願人を特定することができる表示又は当該官庁が出願人に連絡することを可能とする表示

(iii) 明細書であると外見上認められる部分

(b),(c) (略)

(2)～(6) (略)

(7) [先にされた出願の引用による明細書及び図面の代替]

(a) 自国の官庁が認める言語で出願の時に行われた先にされた出願の引用は、規則に定める要件に従うことを条件として、前者の出願に係る出願日の設定のために、当該出願の明細書及び図面に代わるものとする。

(b) (略)

(8) (略)

特許法条約規則(PLT規則)(仮訳)

第2規則 第五条に規定する出願日に関する細目

(1)～(4) (略)

(5) [第五条(7)(a)に規定する要件]

(a) 出願日の設定のために、第五条(7)(a)に規定する先にされた出願の引用は、当該引用が明細書及び図面に代わることを表示する。また、当該引用は、当該先にされた出願の番号及びその出願がされた官庁を表示する。締約国は、当該引用に先にされた出願の出願日を表示するよう要求することができる。

(b),(c) (略)

(6) (略)

Ⅱ．参考資料

- (1) 「特許・実用新案 審査基準」改訂のポイント
- (2) 審査基準等の適用時期一覧
- (3) 平成23年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定
の適用を受けるための出願人の手引き（平成27年9月
改訂版）
- (4) 平成23年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定
についてのQ&A集（平成27年9月改訂版）
- (5) IoT 関連技術等に関する事例について

(1)「特許・実用新案 審査基準」改訂のポイント

(注意) 以下の、「第 I 部」等の見出しは、改訂当時の見出しを用いています。

① 平成 12 年 12 月の改訂のポイント

I 「明細書の記載要件」について

「第 I 部 第 1 章 明細書及び特許請求の範囲の記載要件」

○特許請求の範囲【発明の明確性(第 36 条第 6 項第 2 号)】

1. 発明の明確性に関する考え方の整理

発明が明確であるためには、発明に属する具体的な事物の範囲(発明の範囲)が明確である必要があり、その前提として発明を特定するための事項の記載が明確である必要があるとした。

「平成6年改正特許法等における審査及び審判の運用」(以下、H6運用指針)では、発明の明確性について、概念の内包と外延は表裏一体であるとの論理学上の考え方を前提に、一方が明確であれば他方が明確であるか否かを判断することなく、発明は明確であるとしていた。

しかしながら、機能で特定された化合物発明や特殊パラメータで特定した発明等では、一見、内包が明確であっても新規性・進歩性等の特許要件の判断を行うことができない場合や、特許発明の技術的範囲を理解したい場合があり、上記論理学上の考え方の整理のみで発明の明確性を判断することは適切でないと考えた。

2. 発明が不明確な場合として、以下の類型を追加

- (1) 発明を特定するための事項の技術的意味が理解できない場合
- (2) 機能・特性等あるいは製法により物を特定する事項を含む結果、発明の範囲が不明確となる場合(H6運用指針では留意事項として記載)

具体的には、請求項が機能・特性等による物の特定を含む場合においては、発明の範囲が明確であるか否かは、以下のように判断することとした。

- ① 当業者が、出願時の技術常識を考慮して、請求項に記載された物を特定するための事項から、当該機能・特性等を有する具体的な物を想定できる場合(例えば、当該機能・特性等を有する周知の具体的な物を例示することができる場合、当該機能・特性等を有する具体的な物を容易に想到できる場合、その技術分野において物を特定するのに慣用されている手段で特定されている場合等)は、発明の範囲は明確である。
- ② 他方、当該機能・特性等を有する具体的な物を想定できない場合であっても、
 - (i) 当該機能・特性等による特定以外には、明細書又は図面に記載された発明を適切に特定することができないことが理解でき、かつ、
 - (ii) 当該機能・特性等を有する物と出願時の技術水準との関係が理解できる場合は、発明の範囲が明確であるとする。

このように扱うことにより、「単なる願望クレーム」や「機能特定化合物クレーム」等は記載要件違反となる結果、出願人は明確なクレームに補正せざるを得ず、新規性・進歩性等の特許要件の判断をより適切に行うことができる。

また、「特殊パラメータ」等、その発明の特質のため、クレームの記載からは直接的に当該機能・特性等を有する具体的な物が想定できないことが避けられない場合においても、出願人に上記②(ii)の要件を課し、技術水準との関係が示されることにより、新規性・進歩性等の特許要件の判断を適切に行うことができる。

○発明の詳細な説明【実施可能要件・委任省令要件(第 36 条第 4 項)】

1. 実施可能要件違反の例の追加

- (1) 物の発明について「作ることができること」

物の有する機能・特性等からその物の構造等を予測することが困難な技術分野(例:化学物質)において、機能・特性等で特定された物のうち、発明の詳細な説明に具体的に製造方法が記載された物(及びその具体的な物から技術常識を考慮すると製造できる物)以外の物について、当業者が、技術常識を考慮してもどのように作るか理解できない場合(例えば、そのような物を作るために、当業者に期待しうる程度を超える試行錯誤や複雑高度な実験等を行う必要があるとき)は、実施可能要件違反とすることを明記した。

(2)請求項に係る発明に含まれる実施の形態以外の部分が実施可能でないこと

請求項が達成すべき結果による物の特定を含んでおり、発明の詳細な説明に特定の実施の形態のみが実施可能に記載されている場合であって、当業者が明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮しても、請求項に係る発明に含まれる他の部分についての実施にまで当該実施の形態を拡張することができないものと信じるに足る十分な理由があるときは、実施可能要件違反とすることを明記した。(高エネルギー効率のハイブリッドカーの事例)

(なお、達成すべき結果クレームの実施可能要件については、H6 運用指針にも言及あり)

2. 「使用できること」について

物の発明について使用できるように記載しなければならないとは、通常、具体的に記載することが必要であり、第29条第1項柱書でいう「産業上の利用することができる」と混同することがないよう明記した。

3. 特殊パラメータに関する委任省令要件

特殊パラメータによる物の特定を含む請求項の場合、従来技術との比較において発明の技術上の意義を理解することができないときは、課題及びその解決手段が理解できず、委任省令要件違反とすることを明記した。

II. 「産業上利用することができる発明」について

「第II部 第1章 産業上利用することができる発明」

請求項に係る発明が全体として自然法則を利用していないと判断される事例(人為的な取り決め等に基づいたもの)を追加した。

III. 「新規性・進歩性」について

「第II部 第2章 新規性・進歩性」

○新規性(第29条第1項)

1. 請求項に記載された発明と引用発明が同一であるとの一応の合理的な疑いを抱くべき場合の例示の追加及び一部見直し(いわゆる特殊パラメータ発明を想定)

- (1) 機能・特性等の測定条件や評価方法が異なる場合であって、両者の間に一定の関係があり、引用発明の機能・特性等が請求項に係る発明の機能・特性等に含まれる蓋然性が高い場合。
- (2) 機能・特性等により表現された発明特定事項以外の事項が共通しており、しかも引用発明が同一又は類似の課題若しくは効果を有しており、請求項に係る発明の機能・特性等に含まれる蓋然性が高い場合。

2. 一応の推定に基づく拒絶理由に対する出願人の反論、釈明が抽象的あるいは一般的なものである等、審査官の心証が変わらない場合には、新規性否定の拒絶査定を行うことを明記した。

○進歩性(第29条第2項)

1. 「進歩性の判断の基本的な考え方」及び「論理づけ」の整理

H6 運用指針における「論理づけ」に関する記載中には、引用発明中に積極的な動機づけ(同一の課題が記載されている、引用発明の内容中の示唆等)がなければ進歩性を否定できない等の誤解を生じやすい表現振りがあったので、当業者の立場から、よりの確に進歩性の判断が行えるよう修正した。

- (1) H6運用指針では、論理づけは、「動機づけとなり得るもの」があるかどうかを主要観点として行うこととされているが、「動機づけとなり得るもの」と、「最適材料の選択・設計変更」や「単なる寄せ集め」等は、いずれも論理づけの具体例であり、同列のものである旨明らかにした。
- (2) 動機づけの具体例である「作用、機能の共通性」、「技術分野の関連性」においては、必ずしも「課題の共通性」は要しない旨明らかにした。
- (3) 「課題の共通性」による動機づけを行う場合、当業者の目から見て「自明な課題」、「容易に着想しうる課題」であれば、「同一の課題」が記載されている場合と同様に、動機づけが可能であることを明記した。

2. 複数の技術分野からの「専門家からなるチーム」を想定した当業者を追加

複合技術・先端技術分野(例えば、バイオインフォマティクス(バイオテクノロジーとコンピュータ情報処理の複合技術))においても、適切な進歩性の判断がなされるよう、当業者として個人を想定する場合だけでなく、複数の専門家からなるチームを想定すべき場合もあることを明記した。

3. 意見書等で主張された効果の参酌

出願当初の明細書等に記載がなく、また、同明細書等の記載から推論できない効果の参酌はしないことを明確化した。

4. 請求項に記載された発明と引用発明が類似であるとの一応の推定を抱くべき場合の例示の追加及び一部見直し(いわゆる特殊パラメータ発明を想定)

- (1) 機能・特性等の測定条件や評価方法が異なる場合であって、両者の間に一定の関係があり、引用発明の機能・特性等が請求項に係る発明の機能・特性等と類似のものとなる蓋然性が高く、進歩性否定の根拠となる場合。
- (2) 機能・特性等により表現された発明特定事項以外の事項が共通しているか、又は進歩性が欠如するものであり、しかも引用発明が同一又は類似の課題若しくは効果を有しており、進歩性否定の根拠となる場合。

5. 一応の推定に基づく拒絶理由に対する出願人の反論、釈明が抽象的あるいは一般的なものである等、審査官の心証が変わらない場合には、進歩性否定の拒絶査定を行うことを明記した。

6. 「もっぱら達成すべき結果によってのみ物を特定しようとする記載を含む請求項」に関する記載は、進歩性の判断手法としては適切でない部分を含むため削除した。

IV. 「コンピュータ・ソフトウェア関連発明」について

「第Ⅶ部 特定技術分野の審査基準 第1章 コンピュータ・ソフトウェア関連発明」

媒体に記録されていない状態のソフトウェアも「物の発明」として取扱うことを明らかにした。

- (1) ソフトウェアとコンピュータのハードウェアとを一体として用い、あるアイデアを具体的に実現しようとする場合には、そのソフトウェアの創作は特許法上の「発明」に該当することを明らかにした。
- (2) ビジネス関連発明の進歩性の判断において、個別のビジネス分野とコンピュータ技術分野の双方の知識を有している専門家が容易に思いいつくものは進歩性を有しないことを明確にするために、事例を充実させた。

V. 「審査の進め方」(「審査ガイドライン」を改称)について

「第IX部 審査の進め方」

1. 基本的考え方、基本方針について

- (1) 審査の基本的考え方の留意事項に、迅速性、的確性及び公平性に加えて、透明性の担保を追加した。
- (2) 出願の複合化・高度化に伴い、審査官相互の知見を十分活用しながら、先行技術調査及び特許性の判断を行う旨を明記した。
- (3) 審査の過程において、新規性・進歩性等の特許要件や、明細書の記載要件等について何らかの疑義を生じた場合には、出願人に対し積極的にその旨通知し、当該疑義を解消するよう努める旨を明記した。また、その一手段として特許法第194条第1項に規定された書類の提出等を利用できることを明示した。

2. 審査の手順、先行技術調査について

- (1) 出願の単一性の判断においては、先行技術文献の調査を行った結果として、単一性の要件が満たされなくなる場合があることに留意することを明記した。また、現行ガイドラインの記載では、単一性を満たさない請求項について格別な負担なく審査を行うことができる場合に、当該請求項について必ず審査を行うとの解釈も可能であることから「審査を行うことが適切な場合もある」との記載に改めた。
- (2) 迅速・的確な審査に資すると認められる場合においては、補正により請求項に繰り入れられる蓋然性が高いと判断される開示事項も、調査の経済上の理由から負担を増大させない限り、調査対象とすることができることを明記した。
- (3) 発明特定事項に関して二以上の選択肢があり、その選択肢どうしが類似の性質又は機能を有しない場合、互いに類似の性質又は機能を有すると認められる一群の選択肢を少なくとも一つ選び、調査対象とすることを明記した。さらに、当該請求項について、補正により拒絶理由が解消したが、新たな先行技術文献に基づく拒絶理由を発見した場合は、最後の拒絶理由通知として通知することとした。
- (4) マーカッシュ形式で記載された化学物質群の全てを調査することに過度の負担を伴う場合には、経済上の理由等を考慮して、全ての調査対象を調査することなく調査を終了できることを明記した。さらに、調査を途中で終了した請求項について、補正により拒絶理由が解消した後、新たな先行技術文献に基づく拒絶理由を発見した場合、最後の拒絶理由通知として通知することとした。

VI. その他の審査基準について

1. 「明細書及び図面の補正に関する事例集」について

新規事項とならない範囲(明細書の記載を総合的に判断すると、補正後の内容が当初明細書に記載されていた事項であるといえる場合)をより明確化するための事例(5 事例)を追加するとともに、誤解を生じやすい事例(1 事例)を削除した。

2. 発明の単一性、特許法第 29 条の 2、第 39 条等、その他の審査基準、運用指針について

現行のものに技術的修正(平成 6 年法改正に伴う字句の修正、複数の指針類の統合等)のみを施した上で編纂した。

② 平成 13 年 8 月の改訂のポイント

「生物関連発明」について

「第Ⅶ部 特定技術分野の審査基準 第 2 章 生物関連発明」

生物寄託範囲の拡大(プラスミド、受精卵、原生動物、種子又は藻類)に伴う運用の変更(平成 13 年 3 月公表)についての記載を追加した。既存の「遺伝子関連発明の審査の運用に関する事例集」、及び「塩基配列またはアミノ酸配列を含む明細書等の作成のためのガイドライン(平成 10 年 6 月)」は今般の改訂により、審査基準の一部とした。

③ 平成 14 年 7 月の改訂のポイント

I. 「先行技術文献情報開示要件」について

「第Ⅰ部 明細書及び特許請求の範囲 第 3 章 先行技術文献開示要件」

特許法等の一部を改正する法律(平成 14 年法律第 24 号)により、先行技術文献情報開示要件が規定され、同法の関連部分が平成 14 年 9 月 1 日に施行されたことを受けて、「先行技術文献情報開示要件」の審査基準を作成した。

II. 「塩基配列又はアミノ配列を含む明細書等の作成のためのガイドライン」について

「第Ⅶ部 特定技術分野の審査基準 第 2 章 生物関連発明」の付録 3

特許法施行規則第 27 条の 5 第 1 項の規定及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第 50 条の 3 第 1 項の規定に基づき、特許庁長官が定める配列表の作成方法及び当該配列表につき特許庁長官が定める事項の記載方法に係る「塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書等の作成のためのガイドライン」について、審査基準を改訂した。

④ 平成 15 年 8 月の改訂のポイント

「産業上利用することができる発明」について

「第Ⅱ部 特許要件 第 1 章 産業上利用することができる発明」

平成 14 年 7 月 3 日、知的財産戦略会議が示した「知的財産戦略大綱」により、「再生医療、遺伝子治療関連技術の特許法における取扱いの明確化」をすべきとの指摘を受け、「産業上利用することができる発明」の審査基準を改訂した。

「産業上利用することができる発明」の審査基準は、平成 15 年 8 月 7 日以降に審査される出願に適用する。

- (1) 遺伝子組換え製剤などの医薬品及び培養皮膚シート等の医療機器を製造するための方法は、同一人に戻すことを前提としている場合であっても特許の対象とすることを明示する。
- (2) 医療機器が有する機能を方法的に表現したものであって、かつ、特許請求の範囲に直接人体に適用する工程が含まれていない場合(例えば装置内の制御プロセスに止まる場合)は、産業上利用することができる発明の対象から除外しないことを明示する。

⑤ 平成 15 年 10 月の改訂のポイント

I. 「明細書及び特許請求の範囲の記載要件」について

「第Ⅰ部 明細書及び特許請求の範囲 第 1 章 明細書及び特許請求の範囲の記載要件」

平成 14 年 7 月 9 日の第 3 回産業構造審議会知的財産政策部会において、特許制度小委員会を設立し先端技術分野における特許保護等について審議することが決定され、特許制度小委員会において、「特許請求の範囲と発明の詳細な説明との実質的な対応要件の明確化を図る必要がある」とのとりまとめがなされた。このとりまとめを受けて、「明細書及び特許請求の範囲の記載要件」の審査基準を改訂した。

「明細書及び特許請求の範囲の記載要件」の審査基準は、平成 15 年 10 月 22 日以降に審査される出願(出願日が平成 7 年 7 月 1 日以降のもの)に適用する。

- (1) 請求項の記載と明細書における開示との対応関係について、これまで、表現上の対応関係に着目した運用をしてきたが、内容に立ち入った判断も加えることとした。
- (2) 特許法 36 条 6 項 1 号違反の類型として、現行の審査基準で表現上対応しない類型として挙げられている二類型に加えて、実質的に対応しない二類型を追加した(改訂審査基準の「2.2.1」参照)。
- (3) 改訂審査基準の理解を深めるための事例を追加した(改訂審査基準の「2.2.1.1」及び「5.1」参照)。

II. 「明細書、特許請求の範囲又は図面の補正(新規事項)」について

「第三部 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正 第 I 節 新規事項」

平成 14 年 7 月 9 日の第 3 回産業構造審議会知的財産政策部会において、特許制度小委員会を設立し先端技術分野における特許保護等について審議することが決定され、特許制度小委員会において、「補正制限の運用の弾力化を検討する必要がある」とのとりまとめがなされた。このとりまとめを受けて、「明細書、特許請求の範囲又は図面の補正」の審査基準を改訂した。

「明細書、特許請求の範囲又は図面の補正」の審査基準は、平成 15 年 10 月 22 日以降に審査される出願(出願日が平成 6 年 1 月 1 日以降のもの)に適用する。

- (1) 補正が許される範囲を「当初明細書等の記載から直接的かつ一義的に導き出せる事項」としている従来の審査基準を改め、「当初明細書等の記載から自明な事項」とし、より適切な法の運用を図った。
- (2) 当初明細書等に記載された発明の具体例だけでなく、発明が解決しようとする課題等、記載内容を総合的に考察することにより補正の適否を判断することとし、上位概念化、下位概念化等を伴う補正に適切に対応可能とした。
- (3) 改訂審査基準の理解を深めるための事例を充実させた。

⑥ 平成 15 年 12 月の改訂のポイント

I. 「発明の単一性の要件」について

「第 I 部 明細書及び特許請求の範囲 第 2 章 発明の単一性の要件」の改訂審査基準

平成 14 年 7 月 9 日の第 3 回産業構造審議会知的財産政策部会において、特許制度小委員会を設立し、先端技術分野における特許保護等について審議することが決定され、特許制度小委員会において、「国際的権利取得に係る出願人の負担を軽減しその円滑化を図るため、単一性の要件についての見直しが必要である」とのとりまとめがなされた。このとりまとめを受けて、「発明の単一性の要件」の審査基準を改訂した。

「発明の単一性の要件」の審査基準は、平成 16 年 1 月 1 日以降に出願されるものに適用する。

- (1) PCTガイドラインに基づいて、15 年改正法で新たに規定された包括的規定による発明の単一性の判断を具体的に説明した(「2.」参照。)
- (2) 発明の単一性の判断の基本的な考え方を分かり易いものとするために、代表的な判断類型を列挙し、これらについて「基本的な考え方」に基づいた判断を説明した。
- (3) 独立形式請求項と直列的な従属関係にある請求項については、まとめて審査をすることが合理的である場合が多く、このような場合には、通常、発明の単一性の要件を問題とせず審査をすることとした。
- (4) 改訂審査基準に対する理解を深めるために、事例集を充実した。

II. 「刊行物に記載された発明の認定」について

「第II部 特許要件 第2章 新規性・進歩性」の「刊行物に記載された発明の認定」

従来の審査基準では、新規性及び進歩性を判断する際の刊行物に記載された発明の認定に関して、「記載事項の解釈にあたっては、技術常識を参酌することができ、当該刊行物の頒布時における技術常識を参酌することにより当業者が当該刊行物に記載されている事項から導き出せる事項（「刊行物に記載されているに等しい事項」という。）も、刊行物に記載された発明の認定の基礎とすることができる。」としており、刊行物に記載された発明の認定において、刊行物の頒布時における技術常識を参酌することとしていた。このような運用は、日本の運用を、PCT国際段階の運用と調和させることを主たる理由として採用された。

しかし、主要な裁判例では、刊行物に記載された発明の認定において、出願時の技術常識を参酌することとされており、また、今般のPCTガイドラインの改訂により、刊行物に記載された発明の開示を判断する際に参酌する技術常識を、刊行物の頒布時のものとするか本願出願時のものとするかは、国際調査・予備審査機関が選択できることとされた。

以上のことから、「新規性・進歩性」の審査基準の該当部分を、「刊行物頒布時の技術常識」から「本願出願時の技術常識」へ変更し、平成15年12月24日以降に審査される出願に適用する。

⑦ 平成16年7月の改訂のポイント

I. 「優先権」について

「第IV部 優先権」

優先権（パリ優先権、国内優先権）に関しては、これまでまとまった審査基準が作成されておらず、審査基準第IV部において「追って補充」となっていたが、優先権に関する裁判例の蓄積もみられ、また、技術の高度化に伴い、優先権が問題となる案件が増え、まとまった審査基準の必要性が高まってきたことから、「優先権」の審査基準を作成した。

(1) 優先権の主張の効果の判断の手法

優先権の主張の効果が認められる範囲は、第一国の出願書類全体に記載した事項の範囲とし、その判断は新規事項の例による。

(2) 優先権の主張の効果の判断

優先権の主張の効果の判断は、原則として請求項毎に行う。また、一の請求項において発明を特定するための事項が形式上又は事実上の選択肢で表現されている場合には、各選択肢についてそれぞれ優先権の主張の効果を判断する。さらに、新たに実施の形態が追加されている場合は、その新たに追加された部分について優先権の主張の効果を判断する。

(3) 審査上の取扱い

原則として、優先期間内に先行技術を発見した場合のみ、優先権の主張の効果について判断することとする。

II. 「実用新案技術評価書の作成」について

「第X部 実用新案 第1章 実用新案技術評価書の作成」

産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会実用新案制度ワーキンググループの報告書の中で、実用新案技術評価書の的確性及び分かり易さを向上すべき旨が指摘されたことを受け、「実用新案技術評価書の作成」を改訂した。また、実用新案技術評価書の様式を一新した。

(1) 新規性等が欠如しているという評価をする際には、そのように評価した理由を記載することとする。

(2) 新規性等の評価が十分に行えない原因となる明細書等の記載不備がある場合は、評価書で指摘し、最も合理的と考えられる前提において評価を行うこととする。

- (3) 原出願日と現実の出願日との間に先行技術を発見した場合は、分割・変更要件を満たしているか否かについて判断した上で、新規性等の評価を行うこととする。

⑧ 平成 16 年 9 月の改訂のポイント

「審査の進め方」について

「第IX部 審査の進め方」

「審査の進め方」は、平成5年11月に公表された「審査ガイドライン」を基礎とし、平成12年12月に一部改訂の上、「審査の進め方」として審査基準に組み込まれたもので、審査の考え方、審査の手順等を示す指針として一定の役割を果たしてきたものである。しかし、近年の審査基準改訂により、それらの内容を反映させる必要が生じたほか、実務が蓄積するにつれて、必ずしも説明が十分でなかった点等が散見されるようになったことから、「審査の進め方」の審査基準を改訂した。

1. 基準全体の明確化

- (1) 全体を二部構成とし、第1節を概論、第2節を各論とした。
- (2) 審査実務を時系列的に順を追って説明し、審査全体の流れを理解するためのフローチャートを添付した。
- (3) 他の基準・関連条文等の参照箇所を追加した。
- (4) 難解な表現を見直し、明確かつ平易な表現に改めた。

2. 審査基準の改訂箇所の反映

「先行技術文献情報開示要件(平成14年9月改訂)」、「明細書及び特許請求の範囲の記載要件(平成15年10月改訂)」、「発明の単一性の要件(平成15年12月)」の内容を反映した。

3. 制度の目的に沿った合理的な運用の確保

- (1) 審査基準を硬直的に運用するのではなく、事案の内容に応じた妥当な運用が図られるよう、具体的な運用とあわせて、そのような運用とする理由を制度の趣旨を踏まえて説明した。
- (2) 手続全体の効率性に配慮しながら審査に臨むべきことを明確化した。

⑨ 平成 17 年 3 月の改訂のポイント

「出願の変更」及び「実用新案登録に基づく特許出願」の審査基準作成、並びに実用新案関連の審査基準改訂について

「第V部 特殊な出願 第2章 出願の変更」

「第V部 特殊な出願 第3章 実用新案登録に基づく特許出願」

「第X部 実用新案 第1章 実用新案技術評価書の作成」

「第X部 実用新案 第2章 実用新案登録の基礎的要件」

平成16年6月4日に、平成16年法律第79号として、特許法・実用新案法の改正を含む、「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」が公布され、平成17年4月1日より施行された。

特許法第46条の2の規定が新たに設けられたことに伴い、「実用新案登録に基づく特許出願」の審査基準案を作成し、「出願の変更」についても、あわせて審査基準を作成した。「実用新案登録に基づく特許出願」については、平成17年4月1日以降に出願された実用新案登録出願に係る、実用新案登録に基づく特許出願に適用し、「出願の変更」に

については、平成17年3月30日以降に審査される出願に適用することとした。

さらに、上記改正実用新案法により、請求の範囲を減縮する訂正が認められること等から、実用新案に関連する審査基準の該当箇所においても、次のとおり改訂し、平成17年3月30日以降の評価書の作成及び基礎的要件の審査に適用することとした（但し、訂正の許容範囲の拡大に係る部分については、平成17年4月1日以降に出願されるものに適用することとした）。

1. 「出願の変更」の実体的要件

変更出願が原出願の時にしたものとなされるためには、次の二つの実体的要件を満たしていなければならない。

- (1) 変更出願の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が、変更直前の原出願の明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあること
- (2) 変更出願の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が、原出願の出願当初の明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあること

（注）意匠登録出願から特許出願への変更の場合も同様とする。

2. 「実用新案登録に基づく特許出願」の実体的要件

実用新案登録に基づく特許出願が、その登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとなされるためには、次の二つの実体的要件を満たしていなければならない。

- (1) 特許出願に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が、当該特許出願の基礎とされた実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあること
- (2) 特許出願に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が、当該特許出願の基礎とされた実用新案登録に係る実用新案登録出願の出願当初の明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあること

3. 実用新案制度における「訂正」の許容範囲の拡大に伴う改訂

評価書作成の前に補正又は訂正が行われている場合は、補正後又は訂正後の請求項に係る考案について評価書を作成する。

実用新案登録の基礎的要件の審査は訂正後にも行う。訂正前の基礎的要件の単一性違反の審査では、先行技術調査や先行技術調査で発見された従来技術との対比判断は行わないため、このことは訂正後の基礎的要件の審査においても同様とする。

⑩ 平成17年4月の改訂のポイント

・「産業上利用することができる発明」について

「第Ⅱ部 特許要件 第1章 産業上利用することができる発明」

知的財産戦略本部「医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会」において、医師の行為に係る技術を含めないことを前提に、「医療機器の作動方法」全体を特許対象とすべきである旨の指摘を含む「医療関連行為の特許保護の在り方について（とりまとめ）」がとりまとめられたことを踏まえ、「産業上利用することができる発明」の審査基準を改訂した。

- (1) 「医療機器の作動方法」は、医療機器自体に備わる機能を方法として表現したものであって、特許の対象であることを明示した。
- (2) 「医療機器の作動方法」には、医師の行為（例：医師が症状に応じて処置するために機器を操作する行為）や機器

- による人体に対する作用(例:機器による患部の切除)を含む方法は含まれないことを明示した。
- (3) 医療機器の作動方法の事例を充実化した。

・「医薬発明」について

「第Ⅶ部「特定技術分野 第3章 医薬発明」

知的財産戦略本部「医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会」において、「医薬の製造・販売のために医薬の新しい効能・効果を発現させる方法」の技術について、物の特許による保護の拡大の可能性を、他分野の例や医薬における特許例などを参考に権利の効力の問題にも配慮しつつ可能な限り追求し、それを審査基準等に明確化することにより、物の特許として保護すべきである旨の指摘を含む「医療関連行為の特許保護の在り方について(とりまとめ)」がとりまとめられたことを踏まえ、「医薬発明」の審査基準を作成した。

- (1) 特許・実用新案審査基準第Ⅶ部「特定技術分野の審査基準」の第3章として、医薬発明の審査基準を新設した。
- (2) 医薬発明の記載要件、新規性・進歩性等について、特有な判断・取扱いが必要な事項を中心に特許審査の運用を明確化した。
- (3) 複数の医薬の組合せや投与間隔・投与量等の治療の態様で特定しようとする医薬発明についても、「物の発明」であるので「人間を手術、治療又は診断する方法」に該当せず、「産業上利用することができる発明」として扱うことを明示するとともに、新規性・進歩性等の特許性の判断手法を明確化した。
- (4) 医薬発明の事例を新設した。

⑪ 平成 18 年 6 月の改訂のポイント

「新規性・進歩性」について

「第Ⅱ部 特許要件 第2章 新規性・進歩性」

請求項に用途限定がある場合の考え方について、用途発明における考え方も含めて、新規性・進歩性の審査基準を明確化するため、「新規性・進歩性」の審査基準を改訂した。

- (1) 用途限定がある発明の認定に際して、その用途限定が、用途に特に適した構造等を意味すると解すべき場合と、いわゆる用途発明を意味すると解すべき場合とがあることを明確化した。
- (2) 用途発明とは、一般に、ある物の未知の属性を発見し、この属性により、当該物が新たな用途への使用に適することを見いだしたことに基づく発明と解される旨を明示した。
- (3) 「その用途にのみもっぱら使用される物」や「殺虫用の化合物Z」の説明文等、不明瞭ではないかとの指摘があった表現を明確化するとともに、上記(1)の考え方にしたがって判断することができることを明確化した。
- (4) 用途限定がある場合の事例を充実させた。

⑫ 平成 19 年 3 月の改訂のポイント

「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」及び「第 50 条の 2 の通知」の審査基準作成、並びに「発明の単一性の要件」、「出願の分割の要件」、「外国語書面出願」及び「審査の進め方」の審査基準改訂

「第Ⅰ部 明細書及び特許請求の範囲 第2章 発明の単一性の要件」

「第Ⅲ部 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正 第Ⅱ節 発明の特別な技術的特徴を変更する補正」
「第Ⅴ部 特殊な出願 第1章 第1節 出願の分割の要件」
「第Ⅴ部 特殊な出願 第1章 第2節 第50条の2の通知」
「第Ⅷ部 外国語書面出願」
「第Ⅸ部 審査の進め方」

平成18年6月7日に、平成18年法律第55号として、「意匠法等の一部を改正する法律」が公布され、特許法の改正のうち分割と補正に関連する部分が平成19年4月1日に施行された。

特許法第17条の2第4項の規定及び特許法第50条の2の規定が新たに設けられたことに伴い、「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」及び「第50条の2の通知」の審査基準を作成し、「審査の進め方」の審査基準を改訂した。さらに、上記法改正における、分割の時期的制限の緩和、外国語書面出願の翻訳文の提出期間の延長に伴い、それぞれ「出願の分割の要件」、「外国語書面出願」の審査基準を改訂した。

また、知的財産推進計画2006において、「第1庁のサーチ・審査結果の利用が制度的に担保されるよう、第2庁における追加的な調査が不要な部分をガイドラインにおいて明示するなどの運用の明確化又は必要な制度整備を行う。」とされていることを受け、「審査の進め方」の審査基準を改訂した。

「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」、「第50条の2の通知」については、平成19年4月1日以降に出願されるものに適用し、「発明の単一性の要件」、「出願の分割の要件」、「外国語書面出願」及び「審査の進め方」については、平成19年4月1日以降の審査に適用される(ただし、「出願の分割の要件」の特許査定後又は拒絶査定後の出願の分割に係る部分、「外国語書面出願」の翻訳文の提出期限の延長に係る部分、並びに、「審査の進め方」の第50条の2の通知、及び、発明の特別な技術的特徴を変更する補正に係る部分については、平成19年4月1日以降に出願されるものに適用される。)。

1. 「発明の単一性の要件」の審査基準の明確化

発明の単一性の要件と密接に関連する第17条の2第4項の規定が設けられたことを受け、発明の単一性の要件を問わずに審査を行う範囲を明確化した。

- (1) 特許請求の範囲の最初に記載された発明が特別な技術的特徴を有しない場合に、審査対象となる発明を決定する手順(審査対象の決定手順)を定めた。
- (2) 第37条の要件違反の拒絶理由を通知した発明については、第37条の要件以外の要件についての審査を行わないこととした。
- (3) 特許請求の範囲の最初に記載された発明が特別な技術的特徴を有しない場合の審査対象を具体的に説明するため、事例を追加した(事例29～36参照。)。

2. 「発明の技術的特徴を変更する補正」の審査基準の作成

第17条の2第4項の規定により、審査が行われた後に審査対象の発明を発明の単一性の範囲を超えて補正することが禁止されることを受けて、審査基準を作成した。

- (1) 発明の特別な技術的特徴を変更する補正であるか否かの判断は、補正前に新規性・進歩性等の特許要件についての審査が行われた発明と補正後の発明とが、全体として発明の単一性の要件を満たすか否かにより行う。
- (2) 特別な技術的特徴が変更された発明については、原則として、第17条の2第4項の要件以外の要件についての審査を行わずに、第17条の2第4項違反の拒絶理由を通知する。
- (3) 補正前の特許請求の範囲の最初に記載された発明が特別な技術的特徴を有しない場合、「発明の単一性の要件」の取扱いと同様、一定の範囲への補正については、第17条の2第4項の要件を問わないこととした。

3. 「出願の分割の要件」の審査基準の改訂

第44条第1項が改正され、特許査定後及び拒絶査定後の一定期間も出願の分割が可能となったことに伴い、審査基準を改訂した。

- (1) 出願の分割の時期的要件に特許査定後及び拒絶査定後の一定期間を追加した。
- (2) 特許査定後及び拒絶査定後(拒絶査定不服審判請求後を除く)の一定期間内にする出願の分割の実体的要件は、以下の三要件である。
 - ・ 分割出願の明細書等が原出願の出願当初の明細書等に記載された事項の範囲内であること、
 - ・ 分割出願の明細書等が原出願の分割直前の明細書等に記載された事項の範囲内であること、
 - ・ 原出願の分割直前の明細書等に記載された発明の全部を分割出願に係る発明としたものでないこと、
- (3) 出願人に対し、分割の実体的要件等の迅速・的確な判断に資するよう、説明資料の提出が要請される旨を追加した。

4.「第50条の2の通知」の審査基準の作成

第50条の2の規定が追加され、分割出願において、原出願で既に通知済みの拒絶の理由と同一の拒絶理由が発見された場合等には、拒絶理由通知と併せて第50条の2の通知を行い、「最後の拒絶理由通知」を受けた場合と同様の補正の制限が課されるため、審査基準を作成した。

- (1) 既に通知済みの拒絶の理由と同一であるか否かの判断は、本願の明細書等が他の特許出願の拒絶理由通知に対する補正後の明細書等であると仮定した場合に、その拒絶の理由を解消していないかどうかにより行う。
- (2) 本願の出願審査の請求前に、本願の出願人のもとに到達しているか、又は本願の出願人が閲覧することができた拒絶理由通知を、本願の出願人が知り得た拒絶理由通知とする。
- (3) 第50条の2の通知が併せてなされた拒絶理由通知に対して補正がされた場合の補正の適否等の判断手法は、「第IX部 審査の進め方」の「第2節 各論 6.「最後の拒絶理由通知」に対して補正がされたときの審査」に従う。

5.「外国語書面出願」の審査基準の改訂

外国語書面出願の翻訳文の提出期限が2月から1年2月に延長されたこと(第36条の2第2項)を受けて、翻訳文提出期限を「2月」から「1年2月」へと形式的な修正を行った。

6.「審査の進め方」の審査基準の改訂

- (1) 第17条の2第4項の規定により、発明の特別な技術的特徴を変更する補正が禁止されたことに伴い、審査を行う際の判断手順を整理した。
- (2) 外国特許庁の先行技術調査・審査結果を有効活用すべき点を明確化し、「外国特許庁の先行技術調査・審査結果の利用ガイドライン」を別添として策定した。
- (3) 第194条第1項の規定に基づき、出願人等に提出を求めることができる書類等の一例として、分割出願が分割の実体的要件を満たしていること等の説明を求める書類を追加した。

⑬ 平成20年12月の訂正のポイント

1. 共通出願様式への移行に伴う審査基準の訂正について

共通出願様式への移行に伴って、「特許・実用新案 審査基準」においても、共通出願様式の見出しを用いる等、形式的な訂正を行った。

(1) 訂正の概要

先行技術文献情報は、【背景技術】に記載することになっていたが、【明細書】中に、なるべく【先行技術文献】の見出しを付して記載することとなった。

「発明の開示」という見出しが、「発明の概要」となった。

「発明を実施するための最良の形態」という見出しが、「発明を実施するための形態」となった。

2. 審査基準の記載の誤りの訂正について

審査基準において、記載の誤りがあったので、訂正を行った。

(1)訂正箇所

ア.「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」について

審査基準の「第 III 部第 II 節 特別な技術的特徴を変更する補正」の「4.1 基本的な審査の進め方」

イ.「特許法第 29 条の 2」について

審査基準の「第 II 部第 3 章 特許法第 29 条の 2」 2.6(1)

⑭ 平成 21 年 1 月の追加のポイント

特許・実用新案審査基準 第 VII 部 第 2 章「生物関連発明」へ「微生物等の寄託の要否に関する事例集」を追加した。

⑮ 平成 21 年 3 月の訂正のポイント

平成 20 年特許法改正の拒絶査定不服審判請求期間の拡大に伴って、関連する審査基準の訂正を行った。

<訂正のポイント>

拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達が平成 21 年 4 月 1 日以降である特許出願に関連する記載を以下のように訂正した。

1. 拒絶査定不服審判請求の期間

拒絶査定不服審判請求の期間が、拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から「三十日以内」から、「三月以内」となった(在外者は 4 月以内。)(特許法第 121 条第 1 項)。

2. 審判請求時の補正

審判請求時に補正できる期間が、第 121 条第 1 項の審判の「請求の日から三十日以内」から、「審判の請求と同時に」なった(特許法第 17 条の 2 第 1 項第 4 号)。

3. 分割可能期間

(1)分割することができる期間が、拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から「三十日以内」から、「三月以内」となった(特許法第 44 条第 1 項第 3 号)。

(2)分割することができる期間が、第 121 条第 1 項の「審判の請求の日から三十日以内」から、「審判の請求と同時に」なった(特許法第 44 条第 1 項第 1 号)。

⑯ 平成 21 年 10 月の改訂のポイント

平成 21 年 5 月に、知的財産戦略本部 知的財産による競争力強化専門調査会 先端医療特許検討委員会において、「先端医療分野における特許保護の在り方について」がとりまとめられ、審査基準における特許対象の明確化や、特許対象範囲の見直しが提言された。この提言を踏まえ、第 3 回審査基準専門委員会での審議を経て、平成 21 年 10 月には、「産業上利用することができる発明」の改訂審査基準及び「医薬発明」の改訂審査基準を作成し、公表した。

(1)第Ⅱ部第1章「産業上利用することができる発明」について

(i)人体から各種の資料を収集する方法は、手術や治療の工程や、医療目的で人間の病状等を判断する工程を含まない限り、「人間を診断する方法」に該当しないこととした。

(ii)組合せ物(物理手段と生化学手段との組合せ、生体由来材料と足場材料との組合せ、生体由来材料と薬剤との組合せ等)の事例を追加した。

(iii)細胞の分化誘導方法等が、「人間を手術、治療又は診断する方法」に該当しないことを明記し、関連技術の事例を追加した。

(iv)アシスト機器関連技術の事例を追加した。

(2)第Ⅶ部第3章「医薬発明」について

(i)医薬発明において、特定の用法・用量で特定の疾病に適用するという医薬用途が公知の医薬と相違する場合には、新規性を認めることとした。

(ii)細胞等の生体由来材料の用途に特徴のある発明の事例を追加した。

(iii)製造方法で特定された細胞の医薬用途に特徴のある発明の事例を追加した。

⑰ 平成 21 年 12 月の改訂のポイント

塩基配列又はアミノ酸配列を含む出願について、明細書等を作成する際の配列の表記を統一したものとするための PCT 実施細則及び WIPO 標準 ST.25 が改正されたことに伴い、これらに対応するよう「塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書等の作成のためのガイドライン」の改訂を平成 21 年 12 月に行った。

⑱ 平成 22 年 6 月の改訂のポイント

平成 22 年 1 月に開催された第 4 回審査基準専門委員会において、新規事項の審査基準の改訂について審議され、現行の審査基準に基づく審査実務を変更せず、平成 20 年 5 月 30 日に言い渡された平成 18 年(行ケ)第 10563 号事件の知財高裁大合議判決との整合性をとるとの観点から審査基準を改訂することが了承され、改訂の骨子が示された。これを受け、平成 22 年 6 月に新規事項の審査基準の改訂を行った。

⑲ 平成 23 年 10 月の改訂のポイント

審査基準専門委員会の第 5 回会合(平成 22 年 9 月 10 日開催)から第 7 回会合(平成 23 年 6 月 16 日開催)において、「明細書及び特許請求の範囲の記載要件」の審査基準改訂について審議され、厳しすぎる判断や判断のばらつきを是正するため、説明が不十分な箇所の記載の補足、明確化を行うための改訂、及び記載要件の審査基準が要件ごとに異なる時期に改訂されてきたために生じていた各要件間での不整合について、整合を図る観点での改訂を行うことが了承され、第 7 回会合において改訂の骨子が示された。これを受け、平成 23 年 10 月に「明細書及び特許請求の範囲の記載要件」の審査基準の改訂を行った。

⑳ 平成 23 年 12 月の改訂のポイント

特許権の存続期間の延長制度検討ワーキング・グループの第 6 回会合(平成 23 年 8 月 19 日開催)及び第 7 回会合(平成 23 年 10 月 24 日開催)において、「特許権の存続期間の延長」の審査基準改訂について検討が行われた。この検討結果を踏まえ、特許法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号における「特許発明の実施に政令で定める処分を受けることが必要であった」についての考え方が、最高裁判決(平成 21 年(行ヒ)324-326 号)と齟齬せず、且つ、どのようなケースであっても一貫した説明ができるように、審査基準を改訂した。

(1)特許法第67条の3第1項第1号の判断においては、「特許発明の実施」を以下のようにとらえて、「政令で定める処分を受けることが必要であった」か否かを判断する。

「特許発明の実施」は、

処分の対象となった医薬品の承認書又は農薬の登録票等に記載された事項のうち特許発明の発明特定事項に該当するすべての事項(「発明特定事項に該当する事項」)によって特定される医薬品の製造販売等の行為又は農薬の製造・輸入等の行為ととらえる。

ただし、用途を特定する事項を発明特定事項として含まない特許発明の場合には、処分の対象となった医薬品の承認書又は農薬の登録票等に記載された事項のうち特許発明の発明特定事項に該当するすべての事項及び用途に該当する事項(「発明特定事項及び用途に該当する事項」)によって特定される医薬品の製造販売等の行為又は農薬の製造・輸入等の行為ととらえる。

(2)以下の①又は②に該当する場合、「特許発明の実施」に政令で定める処分を受けることが必要であった」とは認められず、第67条の3第1項第1号の拒絶理由が生じる。

①： 本件処分の対象となった医薬品の製造販売の行為又は農薬の製造・輸入の行為が、延長登録の出願に係る特許発明の実施行為に該当しない場合

②： 延長登録の出願に係る特許発明のうち、本件処分の対象となった医薬品又は農薬の「発明特定事項に該当する事項」(用途を特定する事項を発明特定事項として含まない特許発明においては、本件処分の対象となった医薬品又は農薬の「発明特定事項及び用途に該当する事項」)によって特定される範囲が、先行処分によって実施できるようになっていた場合

㉑ 平成 24 年 3 月の改訂のポイント

平成 23 年 6 月 8 日に法律第 63 号として公布された特許法等の一部を改正する法律及び当該法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成 23 年 12 月 28 日経済産業省令第 72 号)の施行等に伴って、特許法等の法令改正を反映させるために、審査基準の形式的な改訂を行った。

㉒ 平成 25 年 7 月の改訂のポイント

審査基準専門委員会の第8回会合(平成 24 年 11 月 12 日開催)及び第9回会合(平成 25 年 1 月 10 日開催)において、「発明の単一性の要件」及び「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」の審査基準改訂について検討が行われた。

発明の単一性の要件、及び、発明の特別な技術的特徴を変更する補正(いわゆる「シフト補正」)に関する審査の現状、これらの要件の審査及び審査基準に対するユーザーの意見・要望、第8回会合で示した点検ポイントに関する議論を踏まえ、発明の単一性の要件の考え方は変更することなく、「特別な技術的特徴(STF)」と「審査の効率性」の二つの観点から、審査対象を拡大するとともに、これらの要件の趣旨に鑑み、必要以上に厳格に適用することがないようにすることを明確にする改訂を行うことが了承され、第9回会合において審査基準改訂骨子が了承された。

これを受け、平成 25 年 7 月に「発明の単一性の要件」、「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」の審査基準の改訂、及び当該改訂に関連する部分について「審査の進め方」の審査基準の改訂を行った。

㉓ 平成 26 年 11 月の改訂のポイント

審査基準専門委員会の第 2 回会合(平成 26 年 10 月 3 日開催)での検討を踏まえ、「特許権の存続期間の延長」及び「生物関連発明」の審査基準について改訂を行った。

(1)第Ⅵ部「特許権の存続期間の延長」について

(i) 薬事法の名称変更と、政令で定める処分の追加について

「薬事法等の一部を改正する法律」(平成26年11月25日施行)により、法律名が「薬事法」から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に変更されるに伴い、審査基準に記載の「薬事法」の名称変更を行った。また、政令で定める処分として再生医療等製品に係る承認が追加され、体外診断用医薬品に係る承認が医薬品とは別条に規定されることに伴い、医薬品と体外診断用医薬品と再生医療等製品とをあわせて「医薬品類」と定義し、これらをあわせて記載できる箇所について、「医薬品」を「医薬品類」とした。

(ii) 願書の記載事項について

願書の記載事項の「第67条第2項の政令で定める処分の内容」における「処分の対象となった物」、「用途」の項目は、体外診断用医薬品の場合及び再生医療等製品の場合、原則としてそれぞれ以下のように記載する改訂を行った。

○「処分の対象となった物」

体外診断用医薬品の場合は承認書に記載された名称(販売名等)及び反応系に関与する成分

再生医療等製品の場合は承認書に記載された名称(販売名等)及び、構成細胞又は導入遺伝子

○「用途」

体外診断用医薬品の場合は承認書に記載された使用目的

再生医療等製品の場合は承認書に記載された効能・効果・性能

(2) 第Ⅶ部第2章「生物関連発明」について

特許法施行規則第27条の2第1項の改正に伴い、条文を引用している箇所について、改正後の条文に更新するとともに、改正により新たに規定された寄託機関である「条約の締約国に該当しない国(日本国民に対し、特許手続上の微生物の寄託に関して日本国と同一の条件による手続を認めることとしているものであつて、特許庁長官が指定するものに限る。)が行う機関指定に相当する指定その他の証明を受けた機関」を特許手続上の寄託機関として追加する改訂を行った。

㊤ 平成 27 年 3 月の改訂のポイント

平成 26 年 5 月 14 日に法律第 36 号として公布された特許法等の一部を改正する法律及び当該法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成 27 年 2 月 20 日経済産業省令第 6 号)の施行等に伴って、特許法等の法令改正を反映させるために、優先権の主張ができる期間等、審査基準の形式的な改訂を行った。

㊥ 平成 27 年 9 月の全面改訂のポイント

審査基準専門委員会 WG で了承された審査基準等の改訂の方針(①審査基準の記載が簡潔かつ明瞭なものであること、②審査基準の基本的な考え方を理解することができるよう、事例や裁判例が充実していること、③審査基準の基本的な考え方が国際的に通用するものであること)に基づいて、審査基準の全面的な改訂を行った。

具体的には、全 6 回の審査基準専門委員会 WG 会合(平成 26 年 8 月から平成 27 年 7 月まで)での審議結果を踏まえ、「不特許事由」及び「発明の新規性喪失の例外」に関する審査基準を新設した。また、「進歩性」、「記載要件」、「審査総論」(旧「審査の進め方」)の審査基準について、他国の審査基準との比較も考慮した上で、記載内容の総点検を行った。あわせて、平成 27 年 6 月 5 日に最高裁で言い渡された、プロダクト・バイ・プロセス・クレーム(物の発明に係る請求項にその物の製造方法が記載されている場合)に関する判決(平成 24 年(受)1204 号、同 2658 号)を踏まえ、「物の発明に係る請求項にその物の製造方法が記載されている場合」における「記載要件」(明確性要件)の審査基準の改訂を行った。

さらに、従前の「特定技術分野の審査基準」(コンピュータ・ソフトウェア関連発明、生物関連発明、医薬発明)や審査基準を理解する上で有用な事例・裁判例については、審査ハンドブックへ移行した上で、その充実化を図っていくこととした。

㊦ 平成 28 年 3 月の改訂のポイント

全 3 回の審査基準専門委員会 WG 会合(平成 27 年 12 月から平成 28 年 2 月まで)での審議結果を踏まえ、「食品

の用途発明」、「特許権の存続期間の延長登録出願」に関する審査基準の改訂を行うとともに、特許法条約への加入等を目的とした特許法等の法令改正に伴う審査基準の改訂を行った。

(1)第 III 部 第 2 章 第 4 節「特定の表現を有する請求項等についての取扱い」について

- (i) 食品に関する発明の請求項に用途限定がある場合には、用途限定が請求項に係る発明を特定するための意味を有するものとして認定する改訂を行った。
- (ii) ただし、動物、植物については、用途限定が付されたとしても、そのような用途限定は、動物、植物の有用性を示しているにすぎないから、用途限定のない動物、植物そのものと解釈することとした。

(2)第 IX 部「特許権の存続期間の延長」について

- (i) 本件処分と先行処分がされている場合における「特許発明の実施に政令で定める処分を受けることが必要であった」か否かの考え方

本件処分及び先行処分の対象となった医薬品類の製造販売の行為又は農薬の製造・輸入の行為が延長登録出願に係る特許発明の実施行為に該当する場合は、以下のように考える改訂を行った。

延長登録出願に係る特許発明の種類や対象に照らして、医薬品類又は農薬としての実質的同一性に直接関わることとなる審査事項について両処分を比較し、先行処分の対象となった医薬品類又は農薬の製造販売が、本件処分の対象となった医薬品類又は農薬の製造販売を包含すると認められるときは、延長登録出願に係る特許発明の実施に本件処分を受けることが必要であったとは認められない。

(i-1) 各特許発明における「実質的同一性に直接関わることとなる審査事項」の考え方

最高裁判決(平成26年(行ヒ)356号)に倣い、政令で定める処分が、「医薬品の製造販売の承認」、「体外診断用医薬品の製造販売の承認」、「再生医療等製品の製造販売の承認」又は「農薬の登録」であって、特許発明が「物の発明」、「製造方法の発明」又は「製剤の発明」の場合について例示する改訂を行った。

(i-2) 包含の定義

両処分が一部重複する場合や先行処分が本件処分に完全重複する場合も包含の一態様とする改訂を行った。

(ii) 願書の記載事項

本件処分と先行処分との違いを明確にする必要がある場合には、願書の記載事項における「第 67 条第 2 項の政令で定める処分の内容」の「用途」欄に、「用法、用量」を記載することができるとする改訂を行った。

(3)「特許法条約への加入等を目的とした特許法等の法令改正に伴う審査基準改訂」について

- (i) 第 VI 部 第 4 章「先願参照出願」の章を新設して、制度の概要、先願参照出願の要件及び効果、実体的要件についての判断(明細書及び図面に記載した事項が、先の出願の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内かどうかの判断)並びに実体的要件についての判断に係る審査の進め方について記載する改訂を行った。
- (ii) 上記実体的要件についての判断は、新規事項の追加の例によるものとした。
- (iii) その他、平成 27 年改正特許法等の施行に伴う形式的な修正を行った。

(2)審査基準等の適用時期一覧

法律 施行日	平成2年法 法改正のポイント	平成6年法 要約書の採用	平成7年法 外国語書面出願 制度の導入 明細書の記載要件の緩和	平成11年法 29条（外国公知・公用、電気通信回線を通じて公衆に利用可能）の明確化 特許存続期間の延長 延長登録制度の見直し	平成14年法 先行技術文献情報開示制度の導入 「物」にプログラムが含まれることの明確化 明細書と特許請求の範囲の分離（H15年7月1日～）	平成16年法 発明の単一性	平成17年法 実用新案登録に基づく特許出願制度の導入 実用新案登録の訂正の許容範囲の拡大	平成18年法 発明の特別な技術的特徴を変更する補正の禁止 分割の時期制限の緩和 分割制度の適用防止 外国語書面出願の翻訳文提出期間の延長	平成20年法 不服審判請求期間の拡大	平成23年法 発明の新規性喪失の例外規定の見直し 冒認出願の先願の地位に係る規定の見直し	平成28年法 先願参照出願制度の導入
審査総論	第1部 審査総論（※）第11部以降の審査基準に関する記載については、以下の適用時期に従う。										
明細書及び特許請求の範囲	第11部 第1章 発明の詳細な説明の記載要件										
特許要件	第11部 第1章 先行技術文献情報開示要件										
	第11部 第2章 特許請求の範囲の記載要件										
	第11部 第3章 出願の単一性の要件										
明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	第IV部 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正										
優先権	第V部 優先権										
特殊な出願	第VI部 第1章 特許出願の分割										
外国語書面出願	第VI部 第2章 出願の変更										
	第VI部 第3章 実用新案登録に基づく特許出願										
	第VI部 第4章 先願参照出願										
国際特許出願	第VII部 外国語書面出願										
特許権の存続期間の延長	第VIII部 国際特許出願										
実用新案	第IX部 特許権の存続期間の延長（基本的には特許と同じ） 第X部 実用新案										
特定技術分野	第1章 コンピュータソフトウェア関連発明 「記録媒体」クレームに関する部分、 「プログラム」クレームに関する部分（平成13年1月10日以降の出願）										
審査ハンドブック附属書B	第2章 生物関連発明										
審査ハンドブック附属書B	第3章 医薬発明										

審査基準は、基本的には平成7年7月1日以降の出願に適用される。ただし、その後の法改正、運用変更等に伴い、追加・改訂された部分については、適用される出願に限られる場合がある。また、従前の法令の解釈あるいは運用を明確化した部分も含まれていることから、平成6年法施行前にされた出願等の取扱いに際しても参考にも供されるものである。

平成 23 年 改正 法 対 応

発明の新規性喪失の例外規定の適用
を受けるための出願人の手引き

平成 23 年 9 月

平成 27 年 3 月改訂

平成 27 年 9 月改訂

特許庁

目次

1. 平成 23 年改正の発明の新規性喪失の例外規定について	1
2. 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続的要件	2
2.1 「特許出願時に発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする 旨を記載した書面を提出すること」	3
2.2 「特許出願の日から 30 日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の 適用の要件を満たすことを証明する書面を提出すること」	4
3. 第 3 項に規定された「証明する書面」について	5
3.1 第 3 項に規定された「証明する書面」の考え方	5
3.2 「証明する書面」として提出する書面の概要	6
3.3 『公開の事実』欄の記載要領　－要件 1－	7
3.3.1 試験の実施により公開された場合	7
3.3.2 刊行物（書籍、雑誌、予稿集等）等への発表により公開された場合	7
3.3.3 電気通信回線を通じて公開された場合（予稿集や論文をウェブサイトに掲載した 場合、新製品をウェブサイトに掲載した場合、発明した物を通販のウェブサイト に掲載した場合等）	8
3.3.4 集会（学会・セミナー・投資家や顧客向けの説明会等）での発表により公開され た場合	8
3.3.5 展示（展示会・見本市・博覧会等）により公開された場合	8
3.3.6 販売、配布により公開された場合	8
3.3.7 記者会見・テレビやラジオの生放送番組への出演等により公開された場合	8
3.3.8 非公開で説明等した発明がその後権利者以外の者によって公開された場合（非公 開で取材を受け、後日その内容が新聞・テレビ・ラジオ等で公開された場合等）	9
3.4 『特許を受ける権利の承継等の事実』欄の記載要領　－要件 2－	10
3.4.1 特許を受ける権利の承継について（⑤）の記載要領	11
3.4.2 行為時の権利者と公開者との関係等について（⑥）の記載要領	12
4. 公開された発明が複数存在する場合	13
5. 通常の特許出願以外の出願について	14
5.1 優先権主張を伴う出願の場合	14
5.2 分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願の場合	14
5.3 特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の場合	15
5.4 実用新案登録出願における考案の新規性喪失の例外	15
6. 発明が意に反して公開された場合	15
「証明する書面」の記載例 1（3.3.1（試験））	16
「証明する書面」の記載例 2（3.3.2（学会予稿集））	17

<u>「証明する書面」の記載例 3</u>	(3.3.2 (論文雑誌))	1 8
<u>「証明する書面」の記載例 4</u>	(3.3.3 (自社ウェブサイト))	1 9
<u>「証明する書面」の記載例 5</u>	(3.3.3 (学会予稿集のウェブサイト))	2 0
<u>「証明する書面」の記載例 6</u>	(3.3.4 (学会))	2 1
<u>「証明する書面」の記載例 7</u>	(3.3.5 (博覧会))	2 2
<u>「証明する書面」の記載例 8</u>	(3.3.6 (販売))	2 3
<u>「証明する書面」の記載例 9</u>	(3.3.6 (配布依頼物を被依頼者が配布))	2 4
<u>「証明する書面」の記載例 1 0</u>	(3.3.7 (記者会見))	2 5
<u>「証明する書面」の記載例 1 1</u>	(3.3.8 (新聞))	2 6
<u>「証明する書面」の記載例 1 2</u>	(3.3.8 (取材後に取材内容がテレビで放送))	2 7

<手引きの内容に関する問い合わせ>
 特許庁審査第一部調整課審査基準室
 電話：03-3581-1101 内線3112
 E-mail：PA2A10@jpo.go.jp

「平成 23 年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」 (以下、「手引き」といいます) の利用にあたって

この「手引き」では、簡便のため下記の読替えを行っています。

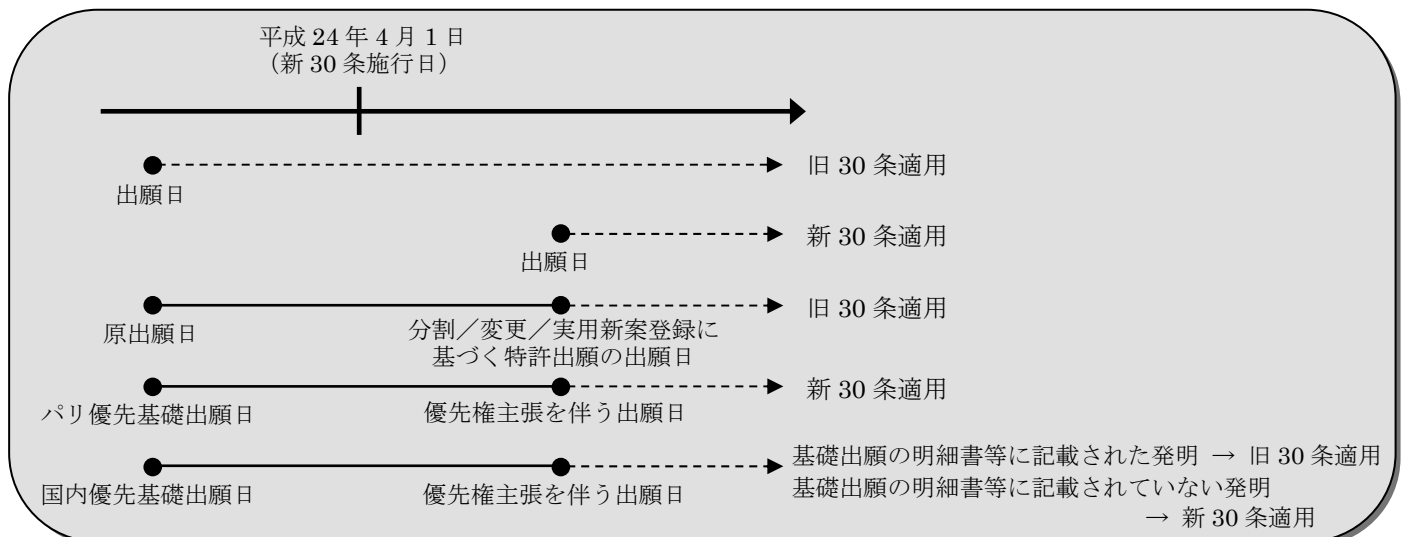
- ・「平成 23 年法律第 63 号により改正された特許法第 30 条」 → 「新 30 条」
- ・「平成 23 年法律第 63 号による改正前の特許法第 30 条」 → 「旧 30 条」
- ・「特許法第 30 条」 → 「第 30 条」
- ・「特許法第 30 条第 1 項」 → 「第 1 項」
- ・「特許法第 30 条第 2 項」 → 「第 2 項」
- ・「特許法第 30 条第 3 項」 → 「第 3 項」
- ・「特許法第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至った」 → 「公開された」又は「公開した」
- ・「特許法第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至った日」 → 「公開日」
- ・「特許を受ける権利を有する者」 → 「権利者」
- ・「発明の公開の原因となる行為時の権利者」 → 「行為時の権利者」

「手引き」の適用対象

この「手引き」は、新 30 条の適用対象となる出願に適用されるものです。

○ 新 30 条の適用対象となる出願

- ・ 通常の出願
 - 出願日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの
 - ・ 分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願
 - 原出願の出願日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの
 - ・ パリ条約の優先権主張を伴う出願
 - 優先権主張を伴う出願の出願日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの
 - ・ 国内優先権主張を伴う出願
 - 原則として*、優先権主張の基礎出願の出願日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの
- * 基礎出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（明細書等）に記載されていない発明については、国内優先権主張を伴う出願の出願日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの



新 30 条の適用対象とならない特許出願について第 30 条の適用を受けようとする場合には、平成 22 年 3 月公表の「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」をご参照ください（なお、本「手引き」における「証明する書面」の考え方（[\[3.1\]](#)）は、旧 30 条の適用対象の出願についても適用します。）。

1. 平成 23 年改正の発明の新規性喪失の例外規定について

わが国の特許制度においては、特許出願より前に公開された発明は原則として特許を受けることはできません。しかし、刊行物への論文発表等によって自らの発明を公開した後に、その発明について特許出願をしても一切特許を受けることができないとすることは、発明者にとって酷な場合もあり、また、産業の発達への寄与という特許法の趣旨にもそぐわないといえます。

このことから、特許法では、特定の条件の下で発明を公開した後に特許出願した場合には、先の公開によってその発明の新規性が喪失しないものとして取り扱う規定、すなわち発明の新規性喪失の例外規定（第 30 条）が設けられています。

平成 23 年の法改正前の発明の新規性喪失の例外規定では、その適用対象は、試験の実施、刊行物への発表、電気通信回線を通じての発表、特許庁長官が指定する学会での文書発表、特定の博覧会への出品等によって公開された発明に限定されていました。

しかし、近年における発明の公開態様の多様化への対応等を目的として、平成 23 年の第 30 条の改正によって適用対象が拡大され、「特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至った発明」¹（第 2 項）が適用対象とされることになりました（内外国特許庁・国際機関により発行された公報に掲載された発明は除きます）。

これによって、従来適用対象とされていなかった、集会・セミナー等（特許庁長官の指定のない学会等）で公開された発明、テレビ・ラジオ等で公開された発明、及び、販売によって公開された発明等が、新たに適用対象になりました。

留意すべき事項

この規定はあくまでも特許出願より前に公開された発明は特許を受けることができないという原則に対する例外規定であることに留意する必要があります。仮に出願前に公開した発明についてこの規定の適用を受けたとしても、例えば、第三者が同じ発明について先に特許出願していた場合や先に公開していた場合には、特許を受けることができません²ので、可能な限り、早く出願をすることが重要です。

また、海外への出願を予定している場合には、各国の発明の新規性喪失の例外規定にも留意する必要があります。各国の国内法令によっては、自らが公開したことにより、その国において特許を受けることができなくなる可能性もありますので十分にご注意ください。

特許法

第 30 条 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明は、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかったものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至ったものを除く。）も、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明が前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面（次項において「証明書」という。）を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

¹ 権利者以外の者が、権利者の発明に基づいて、権利者の発明と同一とみなすことのできない発明をし、それを公開した場合、この公開された発明は、「特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至った発明」（権利者の行為に起因して公開された発明）に該当しません。

² このような場合も、特定の条件下では特許を受けることができます（[4.] 及び [6.] 参照）。

2. 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続的要件

第2項の規定の適用を受けようとする特許出願人は、以下(a)～(c)三つの手続を行う必要があります(第1項の規定に関しては、[\[6.\]](#)をお読みください。)

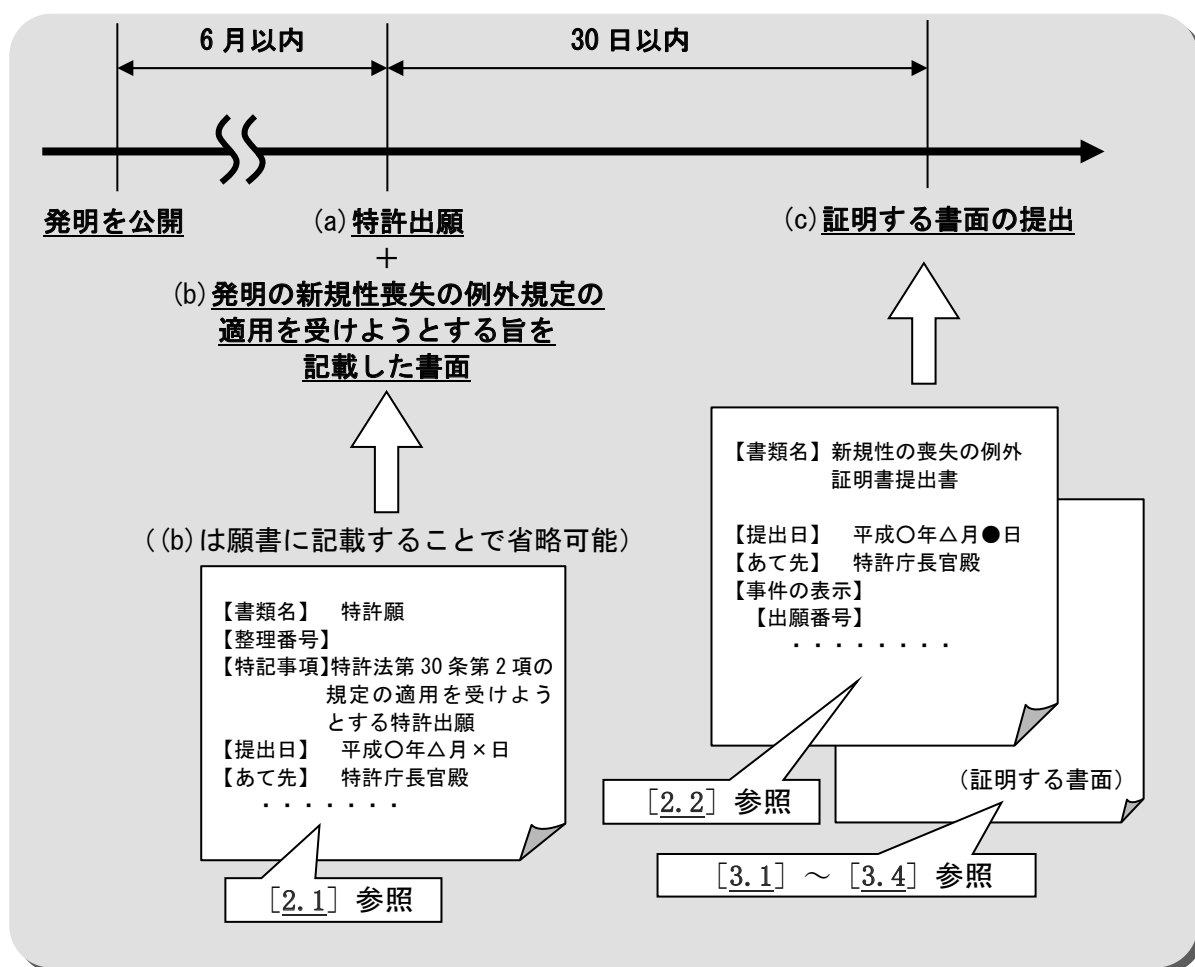
- (a) 権利者の行為に起因して公開された発明の公開日から6月以内に特許出願すること(第2項)。
- (b) 特許出願時に発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を提出すること(第3項)。[\[2.1\]](#)
- (c) 特許出願の日から30日以内¹に、発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことを証明する書面を提出すること(第3項)。[\[2.2\]](#)、[\[3.1\]](#)～[\[3.4\]](#)

「Q & A 集」
関連項目
[\[2. \(1\)\]](#)

[\[2. \(2\)\]](#)

[\[2. \(3\)\]](#)

[\[2. \(4\)\]](#)

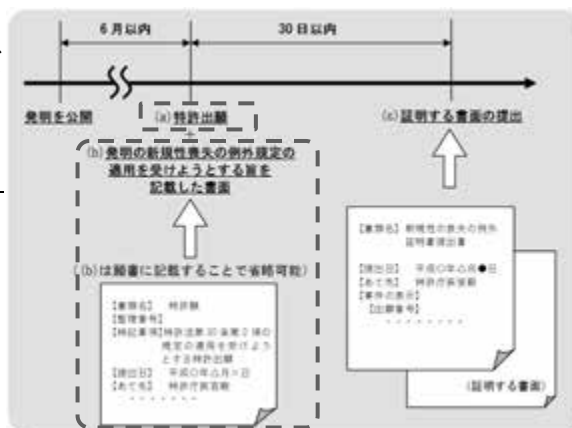


¹「証明する書面」を提出する者がその責めに帰することができない理由により特許出願の日から30日以内に「証明する書面」を提出することができないときは、その理由がなくなった日から14日(出願人が在外者である場合は2月)以内で、特許出願の日から30日の期間の経過後6月以内にその「証明する書面」の特許庁長官に提出することができます(特許法第30条第4項)。特許法第30条第4項の規定は、特許出願の日が平成27年3月2日以降である特許出願に適用されます。責めに帰することができない理由の具体例や手続等の詳細につきましては、[方式審査便覧 04.04](#)をご覧ください(この脚注に関する問合せ先: 審査業務課基準班(内線 2115))。

2.1 「特許出願時に発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を提出すること」

書面の提出は、特許出願の願書に第 2 項の規定の適用を受けようとする旨を記載すれば省略できます（特許法施行規則第 27 条の 4、様式 26 の備考参照）。

オンライン手続で特許出願を行う場合は、必ず特許出願の願書にその旨を記載して行わなければなりません（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第 12 条）。



【参考】特許出願の「特許願」の作成要領
(<http://www.jpo.go.jp/toiawase/faq/yokuar08.htm>)

【書類名】 特許願

【整理番号】

【特記事項】 特許法第 30 条第 2 項の規定の適用を受けようとする特許出願

【提出日】 平成〇年〇月〇日

【あて先】 特許庁長官殿

.

2.2 「特許出願の日から 30 日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことを証明する書面を提出すること」

提出の際には、特許法施行規則様式第 34 に沿って作成した「新規性の喪失の例外証明書提出書」に「証明する書面」([3.2] ~ [3.4]) を添付して提出してください。



【参考】特許法施行規則様式第 34 「新規性の喪失の例外証明書提出書」の記載例

【書類名】 新規性の喪失の例外証明書提出書 【提出日】 平成○年○月○日 【あて先】 特許庁長官殿 【事件の表示】 【出願番号】 【提出者】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【代理人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【刊行物等】 【提出物件の目録】 【物件名】 発明の新規性の喪失の例外規定の適用を受けるための証明書 1 【物件名】	様式第 34 の〔備考〕(抜粋) 「【刊行物等】」の欄には、特許法第 30 条第 2 項の適用を受けようとする場合において、発明が特許法第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至った事由に関する情報（例えば、試験を行ったときは、試験を行った日、場所等、刊行物に発表したときは、発行者名、刊行物名、巻数、号数、発行年月日等、電気通信回線を通じて発表したときは、掲載年月日、掲載アドレス等、集会において発表したときは、集会名、開催日等、博覧会に出品したときは、博覧会名、開催日等）を記載する。 ※公開の事由が複数ある場合は【刊行物等】の欄には、公開の内容ごとに、行を改めて記載してください。また、2 以上の証明書を添付するときは、【提出物件の目録】の欄に複数の【物件名】の欄を設け、証明書名を記載してください。

3. 第3項に規定された「証明する書面」について

3.1 第3項に規定された「証明する書面」の考え方

平成22年3月公表の「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」では、「証明する書面」として、「書面 A」（一定の書式に従った出願人による証明書）、及び「書面 B」（書面 A で記載した「公開の事実」に関する客観的証拠資料や第三者による証明書）が特許出願の日から 30 日以内に適正に提出されていれば、証明事項について一定の証明力があるとしていました。

しかし、平成 23 年の第 30 条の改正によって、発明の新規性喪失の例外規定の適用対象となる発明の公開態様が拡大されたことを契機に、この「証明する書面」の考え方について見直しを行いました。

その結果、①出願人自らによる証明書だけでも、証明すべき事項が詳細に記載されていれば一定の証明力が認められ、公開された発明が第 30 条の適用を受けることができる発明であることが認められる場合も多いこと、及び②特許出願の日から 30 日以内に提出しなければならない「証明する書面」について、その作成負担を軽減する簡素化を図ったとしても、第三者が不測の不利益を被るとはいえないこと等から、以下のように取り扱うこととしました。

「証明する書面」としては、[3.2] ～ [3.4] に示したような一定の書式に従った出願人自らによる証明書が特許出願の日から 30 日以内に提出されていれば、証明事項について一定の証明力があるものと認められます。

仮に、出願前に公開された発明が第 2 項の規定の適用を受けることができる発明であることに疑義を抱かせる証拠が発見された場合には、同項の規定の適用が認められず、その発明を根拠として特許出願に係る発明の新規性や進歩性を否定する拒絶理由や無効理由が生じる可能性があります。このような場合、出願人は、特許出願の日から 30 日を過ぎた後でも、先に提出した自らによる証明書に記載した事項の範囲内で、それらの事項が事実であることを裏付けるための補充資料を、意見書又は上申書等を通じて提出することができます¹。

なお、証明する書面の内容や形式には、決まったものではありませんので、[3.2] ～ [3.4] に示した書式に限られませんが、一定の証明力があると認められるためには、[3.2] ～ [3.4] に示したものと同程度の内容の記載が必要です。

（旧 30 条適用出願の「証明する書面」の取扱い）

第 3 項の規定は、旧 30 条第 4 項の規定から実質的に変更されていませんので、平成 23 年 10 月 1 日以降は、上記の「証明する書面」の考え方を旧 30 条にも適用することとします。

したがって、旧 30 条が適用される特許出願において、出願日から 30 日以内に書面 A（一定の書式に従った出願人による証明書）のみを「証明する書面」として提出していても、書面 B（客観的証拠資料や第三者による証明書）を提出しなかった場合であっても、平成 23 年 10 月 1 日以降は、出願日から 30 日を経過した後に、既に提出した書面 A に記載した事項の範囲内であれば、それらの事項が事実であることを裏付けるための書面 B（客観的証拠資料や第三者による証明書）を、意見書又は上申書等を通じて提出できることになります。

¹ 後から拒絶理由や無効理由が生じる可能性を回避するために、可能な限り、出願人自らによる「証明する書面」に記載した事項が事実であることを裏付ける資料を提出しておくことが望ましいと考えられます（資料の例：学会や博覧会等の開催案内のコピー、学会や博覧会等のプログラムのコピー、博覧会等の展示に出品した物のカタログやパンフレットのコピー、刊行物の奥付や目次のコピー、ウェブサイトのプリントアウト、学会や博覧会等の主催者による証明書、放送局による証明書、立会人による証明書等）。

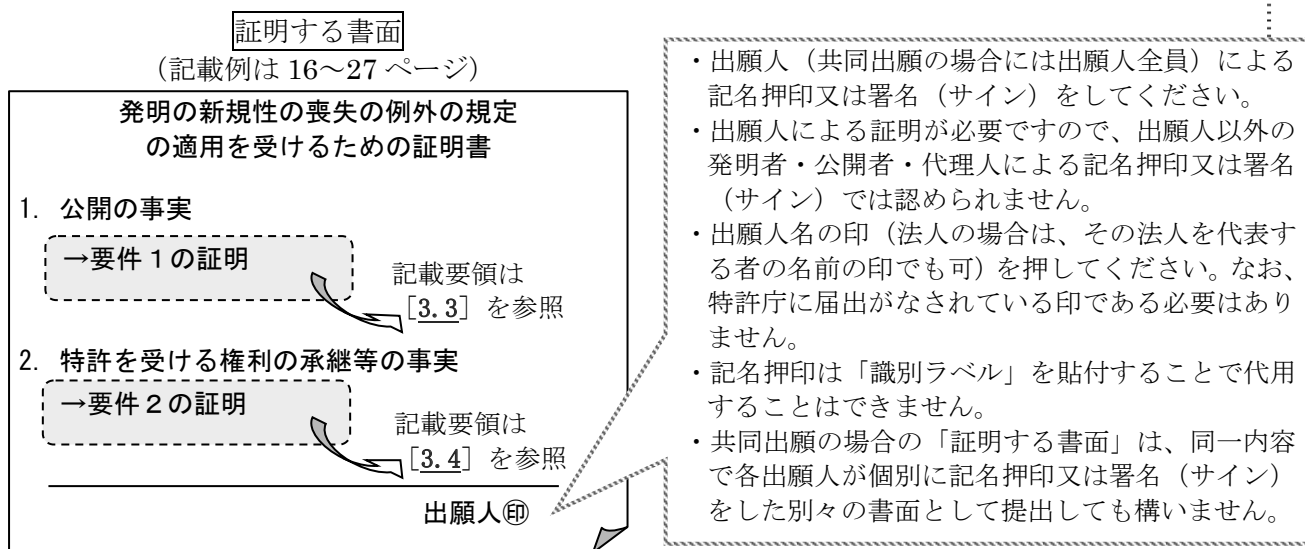
3.2 「証明する書面」として提出する書面の概要

「Q & A 集」
関連項目
[3. (2)]

第 2 項の規定の適用を受けようとする特許出願人は、以下の二つの要件が満たされることを「証明する書面」によって証明する必要があります。

要件 1：発明の公開日から 6 月以内に特許出願をしたこと

要件 2：権利者の行為に起因して発明が公開され、権利者が特許出願をしたこと



※ 書面は一枚とは限らず、複数枚にわたっても構いません。
(複数枚にわたる場合、割印は不要です。)

なお、「証明する書面」が外国語で書かれている場合は、特許出願の日から 30 日以内に、「証明する書面」に翻訳文を添付して提出してください（特許法施行規則第 2 条第 2 項）。

3.3 『公開の事実』欄の記載要領 ー要件1ー

発明の公開日から6月以内に特許出願をしたこと（要件1）を証明するために、次の項目について記載してください。

- ① 公開日¹
- ② 公開場所
- ③ 公開者²
- ④ 公開された発明の内容（証明する対象を特定し得る程度に記載）

主な発明公開態様についての①～④の記載要領は以下のとおりです。

3.3.1 試験の実施により公開された場合（[\[記載例1\]](#)）

- ① 試験日
- ② 試験場所
- ③ 試験を行った者
- ④ 試験内容（証明する対象を特定し得る程度に記載）

3.3.2 刊行物（書籍、雑誌、予稿集等）等への発表により公開された場合 （[\[記載例2\]](#)，[\[記載例3\]](#)）

- ① 発行日
- ② 刊行物（刊行物名、巻数、号数、該当ページ、発行所／発行元等）
- ③ 公開者
- ④ 公開された発明の内容（証明する対象を特定し得る程度に記載）

（留意事項）

刊行物とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された、文書、図面その他これに類する情報伝達媒体を指し、頒布された場所や言語は問いません。

文書、図面、音声や動画等を収録したCD-ROMやUSBメモリー等を通じて公開した場合には、刊行物に発表した場合と同様の記載要領で「証明する書面」を作成することができます。

刊行物がその奥付に記載された発行日より前に公衆に頒布され、かつその頒布された日を出願人が知っている場合には、その頒布日を①の欄に記載するとともに、奥付に記載された発行日を付記してください（※）。なお、その場合には頒布日から6月以内に特許出願を行う必要があります。

（※）記載例『①頒布日 平成23年10月23日（発行日 平成23年10月31日）』

¹ 発明の公開日とは、特許法29条第1項各号のいずれかに該当するに至った日、すなわち、不特定の者に秘密でないものとしてその内容が知られた日（公然知られた日）、発明の内容が公然知られる状況又は公然知られるおそれのある状況でその発明を実施した日（公然実施をされた日）、発明が記載された刊行物が頒布された日、又は、発明が電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった日のうちの、最も早い日を意味します（審査基準第III部第2章第3節の「3. 引用発明の認定」も参考にしてください。）。

² ③（公開者）は、実際に公開を行った者を意味しますが、実際に公開を行った者を特定することが困難な場合は、③（公開者）として公開行為に責任を有する者を記載することができます（例えば、企業が多数のアルバイトを雇用して発明の試供品を路上配布させた場合には、実際に発明の公開行為をした者を特定することが困難であるため、アルバイトを雇用した企業を③（公開者）として記載することができます。）。

3.3.3 電気通信回線を通じて公開された場合（予稿集や論文をウェブサイトに掲載した場合、新製品をウェブサイトに掲載した場合、発明した物を通販のウェブサイトに掲載した場合等）（記載例 4） ， （記載例 5）

- ① ウェブサイトの掲載日（発明をウェブサイトに掲載した日）
- ② ウェブサイトのアドレス（URL）
- ③ 公開者
- ④ 公開された発明の内容（証明する対象を特定し得る程度に記載）

3.3.4 集会（学会、セミナー、投資家や顧客向けの説明会等）での発表により公開された場合（記載例 6）

- ① 開催日（発明を発表した日）
- ② 集会名、開催場所
- ③ 公開者
- ④ 公開された発明の内容（証明する対象を特定し得る程度に記載）

3.3.5 展示（展示会、見本市、博覧会等）により公開された場合（記載例 7）

- ① 展示日
- ② 展示会名、開催場所
- ③ 公開者
- ④ 出品内容（証明する対象を特定し得る程度に記載）

3.3.6 販売、配布により公開された場合（記載例 8） ， （記載例 9）

- ① 販売日又は配布日
- ② 販売場所又は配布場所
- ③ 公開者
- ④ 販売又は配布した物の内容（証明する対象を特定し得る程度に記載）

3.3.7 記者会見・テレビやラジオの生放送番組への出演等により公開された場合（記載例 10）

- ① 公開日（放送日、会見日等）
- ② 放送番組、会見場所等
- ③ 公開者
- ④ 公開された発明の内容（証明する対象を特定し得る程度に記載）

3.3.8 非公開で説明等した発明¹がその後権利者以外の者によって公開された場合²（非公開で取材を受け、後日その内容が新聞・テレビ・ラジオ等で公開された場合等） （〔記載例 11〕，〔記載例 12〕）

証明する書面に記載する事項

- ① 公開日（発行日、放送日等）
- ② 公開場所（刊行物、放送番組等）
- ③ 公開者
- ④ 公開された発明の内容（証明する対象を特定し得る程度に記載）

（留意事項）

テレビ、ラジオの放送局によっては、放送日前に、ウェブサイトには放送予定の番組内容を掲載する場合があります³。この場合、30 条適用の可否判断の起点となる発明の公開日（特許出願が公開日から 6 月以内になされたか否かという時期的要件を判断するための起点となる公開日）は、ウェブサイトには番組内容が掲載された日になりますので、公開の事実欄には、発明がウェブサイトに掲載された事実について記載してください（記載要領については〔3.3.3〕（電気通信回線）を参照してください。またこの場合、テレビ等での放送の扱いについては、〔4.〕を参照してください。）。)

¹ ここでいう「非公開で説明等した発明」とは、説明等を行ったことによって特許法第 29 条第 1 項各号のいずれにも該当するに至っていない発明を意味します。

² 非公開でない状況下（不特定の者に秘密でないものとしてその内容が知られる状況下）で、記者会見や取材等が行われ、後日、その内容がテレビ、ラジオ等で放送された場合には、記者会見や取材等が行われた日が、30 条適用の可否判断の起点となる発明の公開日となりますので、公開の事実欄には、発明が記者会見又は取材によって公開された事実について記載してください（記載要領については、〔3.3.4〕（集会）や〔3.3.7〕（記者会見）を参照してください。）。)

³ ウェブサイトに掲載された内容が、番組のタイトル程度にすぎず、発明の内容が公開されたといえない場合には、そのウェブサイトに掲載された発明について発明の新規性喪失の例外規定の適用申請をする必要はありません。

3.4 『特許を受ける権利の承継等の事実』欄の記載要領 ー要件 2ー

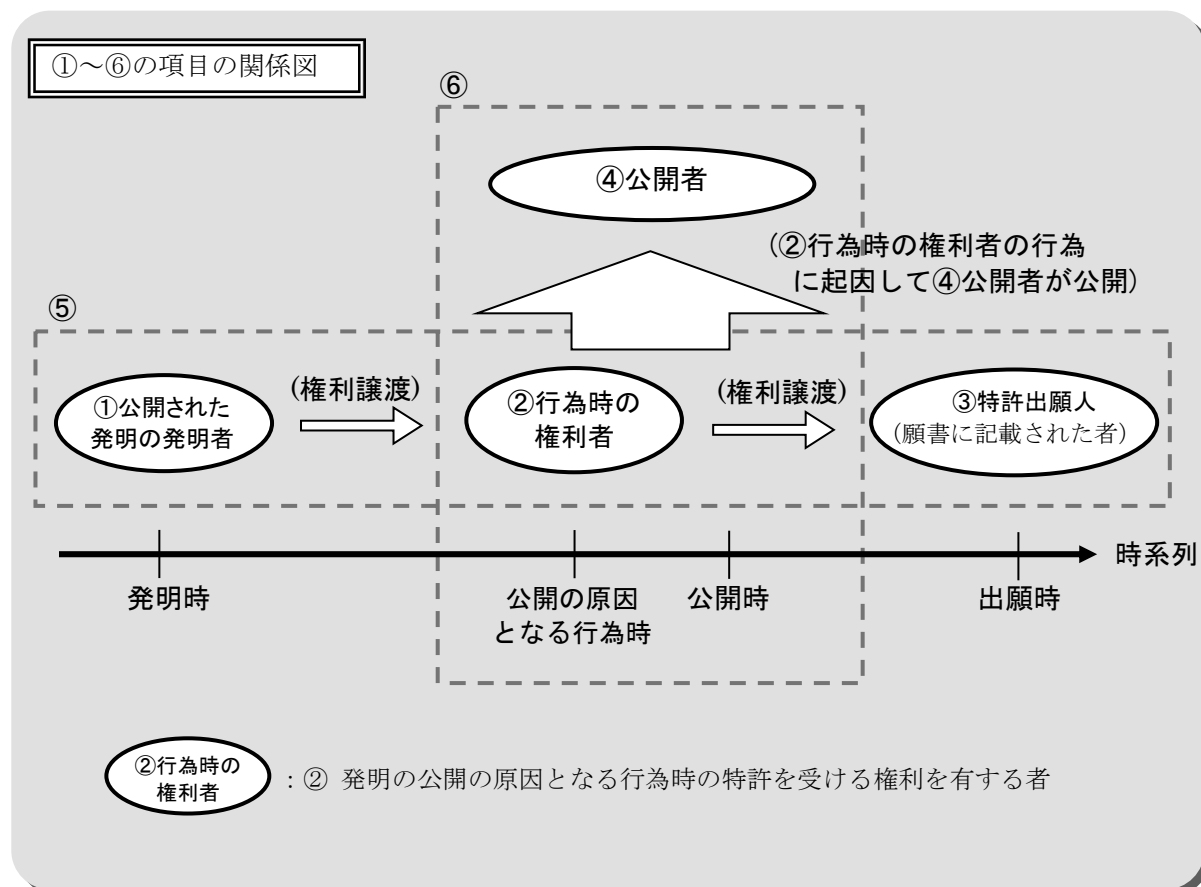
権利者の行為に起因して発明が公開され、権利者が特許出願をしたこと（要件 2）を証明するために、次の項目について記載してください。

- ① 公開された発明の発明者
- ② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
- ③ 特許出願人（願書に記載された者）
- ④ 公開者（[\[3.3\]](#)における『公開の事実』欄の③と同じ者）
- ⑤ 特許を受ける権利の承継について（[\[3.4.1\]](#)）
 （①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと）
- ⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について（[\[3.4.2\]](#)）
 （②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたこと等を記載）

なお、事実在即して記載すれば、権利譲渡書等の添付は必要ありません。

（留意事項）

- ・ ③（特許出願人（願書に記載された者））については、特許出願の願書に記載された特許出願人と一致（複数者の場合は全員一致）している必要があります。



3.4.1 特許を受ける権利の承継について (⑤) の記載要領

発明者を起点とし、行為時の権利者を経て特許出願人に至るまで (①→②→③) の、特許を受ける権利の承継について、事実と則して記載してください (以下の例参照)。

なお、公開の原因となる行為時が公開時と同時の場合 (行為時の権利者が自ら直接公開した場合など) は、「公開の原因となる行為時」を「公開時」と記載することができます。

【例 1】① (公開された発明の発明者) と② (行為時の権利者) と③ (特許出願人) が全て一致している (全員が同一) ケース ([記載例 1], [記載例 2], [記載例 7])

『公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、甲によって発明されたものであり、その後公開の原因となる行為時 (又は公開時) の平成〇年〇月〇日を経て、特許出願時の平成△年△月△日に至るまで、特許を受ける権利は甲が保持していた。』

※なお、このケースについては⑤の記載を省略することができます。

【例 2】② (行為時の権利者) と③ (特許出願人) が一致しており、① (公開された発明の発明者) と② (行為時の権利者) 及び③ (特許出願人) とが一致していないケース ([記載例 4], [記載例 8], [記載例 9])

『公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、甲によって発明されたものであり、平成×年×月×日にその発明に係る特許を受ける権利は甲から乙に譲渡され、公開の原因となる行為時 (又は公開時) の平成〇年〇月〇日において、乙はその発明についての特許を受ける権利を保有していた。』

その後、平成△年△月△日に乙は特許出願を行った。』

【例 3】① (公開された発明の発明者) と② (行為時の権利者) が一致しており、① (公開された発明の発明者) 及び② (行為時の権利者) と③ (特許出願人) とが一致していないケース

([記載例 3], [記載例 5], [記載例 10], [記載例 11], [記載例 12])

『公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、甲によって発明されたものであり、公開の原因となる行為時 (又は公開時) の平成〇年〇月〇日において、甲はその発明についての特許を受ける権利を保有していた。』

平成×年×月×日にその発明に係る特許を受ける権利は、甲から乙に譲渡され、その後平成△年△月△日に乙は特許出願を行った。』

【例 4】① (公開された発明の発明者)、② (行為時の権利者) 及び③ (特許出願人) が全て一致していないケース ([記載例 6])

『公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、甲によって発明されたものであり、平成×年×月×日にその発明に係る特許を受ける権利は甲から乙に譲渡され、公開の原因となる行為時 (又は公開時) の平成〇年〇月〇日において、乙はその発明についての特許を受ける権利を保有していた。』

平成△年△月△日にその発明に係る特許を受ける権利は、乙から丙に譲渡され、その後平成●年●月●日に丙が特許出願を行った。』

3.4.2 行為時の権利者と公開者との関係等について (⑥) の記載要領

行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開をしたこと（行為時の権利者と公開者が一致していない場合には、一致していない事情）を事実即して記載してください（以下の例参照）。

また、発明の公開の原因となる行為（直接の公開行為、公開を依頼する行為など）をした者と行為時の権利者が一致していない場合（一部の者だけ一致している場合も含む）には、行為時の権利者全員の意思に基づいて発明の公開の原因となる行為が行われたこと（例えば、行為時の権利者全員の同意に基づき依頼を受けた者が発明の公開の原因となる行為をしたことや行為時の権利者の代表者が発明の公開の原因となる行為をしたことなど）を、事実即して記載してください。

【例 1】②（行為時の権利者）が自ら公開したケース

（②（行為時の権利者）と④（公開者）が一致しているケース）

（[記載例 1]，[記載例 2]，[記載例 4]，[記載例 8]，[記載例 10]）

『行為時の権利者である甲が自ら、「・・・」について公開の事実記載のとおり公開を行った。』

※なお、このケースについては⑥の記載を省略することができます。

【例 2】②（行為時の権利者）が④（公開者）に依頼、又は、②（行為時の権利者）が

④（公開者）から取材を受けて④（公開者）が公開したケース

（[記載例 6]，[記載例 9]，[記載例 11]，[記載例 12]）

『甲（行為時の権利者）は乙（公開者）に対して、「(発明の内容等)」についての公開を行うことを依頼し、乙はその依頼に基づいて公開を行った。』又は『甲（行為時の権利者）は乙（公開者）から「(発明の内容等)」についての取材を受け、乙はその取材に基づいてその「(発明の内容等)」の公開を行った。』

※ 不特定の者に秘密でないものとしてその内容が知られる状況下での取材や収録など、公開で取材を受けた又は公開で収録をした結果、後日、その内容が公開された場合には、取材を受けた時又は収録をした時に②（行為時の権利者）が発明を公開したことになりますのでご注意ください（[3.3.8]の脚注 2 を参照してください）。

この場合、⑥の欄には、『甲（行為時の権利者（公開取材時／公開収録時の権利者））自ら、「・・・」について公開の事実記載のとおり公開を行った。』と記載することになります（上記【例 1】参照）。

【例 3】②（行為時の権利者）の中から④（公開者）が代表者として公開したケース

（[記載例 7]）

『甲（行為時の権利者かつ公開者）は、行為時の権利者である甲、乙及び丙の三者を代表して公開を行った。』

【例 4】④（公開者）の中に、単なる実験補助者であって、②（行為時の権利者）ではない者が含まれているケース（[記載例 3]，[記載例 5]）

『甲（公開者）は、その公開された発明については特許を受ける権利を有する者ではなく、単に実験補助者の立場で公開者の中に名を連ねただけである。』

4. 公開された発明が複数存在する場合

権利者が発明を複数の異なる雑誌に掲載した場合など、権利者の行為に起因して公開された発明が複数存在する場合において第 2 項の規定の適用を受けようとするときは、それぞれの公開された発明について第 2 項の規定の適用を受けるための手続([2.]の(a)～(c)、以下「手続」といいます。)をする必要があります。

ただし、上記複数存在する発明のうち、手続を行った発明の公開以降に公開された発明であって、以下の 1. 又は 2. の条件を満たすものについては、「証明する書面」の提出を省略することができます(審査基準第 III 部第 2 章第 5 節の 4.2 も参考にしてください)。

【条件】

1. 手続を行った発明と同一であるか又は同一とみなすことができ、かつ、手続を行った発明の公開行為と密接に関連する公開行為によって公開された発明
2. 手続を行った発明と同一であるか又は同一とみなすことができ、かつ、権利者又は権利者が公開を依頼した者のいずれでもない者によって公開された発明

例えば、権利者の行為に起因して公開された発明同士が、以下のような関係にあるときには、先に公開された発明について手続を行ってれば、その発明の公開以降に公開された発明については、「証明する書面」の提出を省略することができます。

- ・ 権利者が同一学会の巡回的講演で同一内容の講演を複数回行った場合における、最初の講演によって公開された発明と、2 回目以降の講演によって公開された発明
- ・ 出版社ウェブサイト論文が先行掲載され、その後、その出版社発行の雑誌にその論文が掲載された場合における、ウェブサイトに掲載された発明と雑誌に掲載された発明
- ・ 学会発表によって公開された発明と、その後の、学会発表内容の概略を記載した講演要旨集の発行によって公開された発明¹
- ・ 権利者が同一の取引先へ同一の商品を複数回納品した場合における、初回の納品によって公開された発明と、2 回目以降の納品によって公開された発明
- ・ テレビ・ラジオ等での放送によって公開された発明と、その放送の再放送によって公開された発明
- ・ 権利者が商品を販売したことによって公開された発明と、その商品を手に入れた第三者がウェブサイトとその商品を掲載したことによって公開された発明
- ・ 権利者が記者会見したことによって公開された発明と、その記者会見内容が新聞に掲載されたことによって公開された発明

特許出願に係る発明の新規性や進歩性を否定する拒絶理由が通知された場合において、その根拠となる引用発明が、手続を行った発明の公開以降に公開された発明であって、上記条件 1. 又は 2. を満たすものであると考える場合には、その旨を意見書や上申書等で主張・立証してください。

¹ 学会発表内容の概略を記載した講演要旨集の発行によって公開された発明と、その後の、学会発表によって公開された発明という関係の場合には、講演要旨集の発行によって公開された発明について手続を行っていても、原則として、その後の学会発表によって公開された発明について「証明する書面」の提出を省略することはできません。

5. 通常の特許出願以外の出願について

5.1 優先権主張を伴う出願の場合

(1) 国内優先権主張出願の場合

国内優先権の基礎となる先の出願に際して第2項の規定の適用を受けるための手続（[2.]の(a)～(c)、以下「手続」といいます。）を行った場合、その手続の対象であった公開された発明は、国内優先権主張を伴う後の出願においても、下記手続①及び②を行えば、第2項の規定の適用を受けることができます。

① 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を、後の出願時に、あらためて提出すること。

② 「証明する書面」を後の出願日から30日以内に提出すること（先の出願に際して提出していたものと内容に変更がない「証明する書面」については、後の出願時にその旨を願書に表示して、提出を省略することもできます（特許法施行規則第31条第1項、様式第26〔備考〕35））。

なお、先の出願に際して手続を行っていなかった公開された発明については、発明の公開日から6月以内に後の出願をして手続（[2.]の(a)～(c)）を行えば、第2項の規定の適用を受けることができます。

(2) パリ条約による優先権主張出願の場合

発明の公開日から6月以内に日本へ出願し、日本への出願に際して手続（[2.]の(a)～(c)）を行うことにより第2項の規定の適用を受けることができます。

5.2 分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願の場合

原出願の出願に際して手続（[2.]の(a)～(c)）を行えば、分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願を行う際には、再度の手続は不要です（特許法第44条第4項、第46条第6項、第46条の2第5項）。

また、原出願に際して手続を行っていなかった公開された発明については、発明の公開日から6月以内に分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願をして手続（[2.]の(a)～(c)）を行えば、第2項の規定の適用を受けることができます。なお、原出願の出願に際して手続をせずに発明の公開日から6月経過後に分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願をした場合は、第2項の規定の適用を受けることができません。

5.3 特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の場合

特許協力条約に基づく国際出願について第2項の規定の適用を受けようとする場合は、発明の公開日から6月以内に国際出願をする必要があります。

また、国内処理基準時（※）の属する日後30日以内¹に、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面（国際段階において、「不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て」（PCT規則4.17(v)、26の3.1）が指定国としての日本国を対象としてなされている場合には省略できます）及び「証明する書面」を提出してください（第184条の14、特許法施行規則第38条の6の4、第27条の3の2）。

（※）国内書面提出期間が満了する時（国内書面提出期間内に申願人が出願審査の請求をするときは、その請求の時）

5.4 実用新案登録出願における考案の新規性喪失の例外

実用新案登録出願における考案の新規性喪失の例外の適用に関しては、特許出願の場合に準じます（実用新案法第11条第1項）。

6. 発明が意に反して公開された場合（第1項）

権利者の意に反して発明が公開された場合には、発明の公開日から6月以内に特許出願すれば、第1項の規定の適用を受けることができます²（第1項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出や、「証明する書面」の提出の必要はありません。）。

意に反して公開されたことはいつでも意見書や上申書等で主張できます（例えば、審査官からの拒絶理由通知への応答時に証拠を提出して主張することができます。）。

「意に反して」の例としては、権利者と公開者との間に秘密保持に関する契約があったにもかかわらず公開者が公開したケース、また、公開者の脅迫又はスパイ行為等によって公開されたケースが挙げられます。

なお、複数人の権利者のうちの一人が独断で発明を公開した場合に、「意に反して」と認められなかったケースがあります（東京地判平17.3.10（平16（ワ）11289））。

「Q&A集」
関連項目
[6.]

¹ 国際出願について第2項の適用を受けようとする者がその責めに帰することができない理由により国内処理基準時の属する日後30日以内に「証明する書面」を提出することができないときは、その理由がなくなった日から14日（出願人が在外者である場合は2月）を経過する日までの期間（当該期間が7月を超えるときは、7月）以内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面及び「証明する書面」を特許庁長官に提出することができます（特許法施行規則第38条の6の3ただし書）。特許法施行規則第38条の6の3ただし書の規定は、国内処理基準時の属する日が平成27年3月2日以降である国際出願に適用されます。責めに帰することができない理由の具体例や手続等の詳細につきましては、[方式審査便覧 04.04](#)をご覧ください（この脚注に関する問合せ先：審査業務課基準班（内線2115））。

² 特許出願前に意に反して公開された事実を知ったときには、特許出願の際に手続（[\[2.\]](#)の(a)～(c))を行って第2項の規定の適用を受けることも可能です。

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 試験日 平成 23 年 11 月 15 日
- ② 試験場所 日本特実サーキット (三重県〇〇市・・・)
- ③ 試験を行った者 特許太郎
- ④ 試験内容 特許太郎が、日本特実サーキットにて、特許太郎が発明した新規合成ゴムを原料に用いたタイヤについて、その性能比較試験を行った。

2. 特許を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開された発明の発明者 特許 太郎 (神奈川県〇〇市・・・)
- ② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者 (行為時の権利者) 特許 太郎
- ③ 特許出願人 (願書に記載された者) 特許 太郎
- ④ 公開者 特許 太郎

⑤については、①から③までが完全に一致しているので記載を省略することができます。

⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、特許太郎によって発明されたものであり、その後公開時の平成 23 年 11 月 15 日を経て、特許出願時の平成 24 年 4 月 12 日に至るまで、特許を受ける権利は特許太郎が保有していた。

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について
(行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載)

行為時の権利者である特許太郎自ら、新規合成ゴムを原料に用いたタイヤ性能比較試験について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成 24 年 4 月 27 日

特許 太郎 印

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 発行日 平成 23 年 10 月 15 日
- ② 刊行物 平成 23 年ポリマーリサイクル学会全国大会講演予稿集, 第 294 頁,
一般社団法人ポリマーリサイクル学会予稿集編集委員会
- ③ 公開者 特許花子
- ④ 公開された発明の内容
特許花子が、平成 23 年ポリマーリサイクル学会全国大会講演予稿集の第 294 頁にて、特許花子が発明した、生分解性ポリマーのシャンプーボトルへの応用技術について公開した。

2. 特許を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開された発明の発明者
特許 花子 (神奈川県〇〇市・・・)
- ② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者 (行為時の権利者)
特許 花子
- ③ 特許出願人 (願書に記載された者)
特許 花子
- ④ 公開者
特許 花子

⑤については、①から③までが完全に一致しているので記載を省略することができます。

⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、特許花子によって発明されたものであり、その後公開時の平成 23 年 10 月 15 日を経て、特許出願時の平成 24 年 4 月 5 日に至るまで、特許を受ける権利は特許花子が保有していた。

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について
(行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載)

行為時の権利者である特許花子自ら、生分解性ポリマーのシャンプーボトルへの応用技術について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成 24 年 4 月 23 日

特許 花子 印

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 発行日 平成23年12月20日
- ② 刊行物 実践 遺伝子工学, 第56巻, 第9号, 第193～196頁,
株式会社特許出版
- ③ 公開者 特許一郎、経済花子
- ④ 公開された発明の内容
特許一郎と経済花子が、実践遺伝子工学、第56巻、第9号、第193～196頁にて、特許一郎が発明した肝臓癌モデルマウスを用いてビタミンCの機能の探索をした結果について公開した。

2. 特許を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開された発明の発明者
特許 一郎 (神奈川県〇〇市・・・)
- ② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者 (行為時の権利者)
特許 一郎
- ③ 特許出願人 (願書に記載された者)
国立大学法人 特許大学 (東京都〇〇区・・・)
- ④ 公開者
特許 一郎
経済 花子 (神奈川県〇〇市・・・)

⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、特許一郎によって発明されたものであり、公開時の平成23年12月20日において、特許一郎は特許を受ける権利を保有していた。

平成24年1月17日にその発明に係る特許を受ける権利は、特許一郎から国立大学法人特許大学に譲渡され、その後、平成24年4月20日に国立大学法人特許大学が特許出願を行った。

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について

(行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載)

行為時の権利者である特許一郎自ら、「肝臓癌モデルマウスを用いたビタミンCの機能探索」について公開の事実に記載のとおり公開を行った。

また、経済花子は、その公開された発明については特許を受ける権利を有する者ではなく、単に実験補助者の立場で公開者の中に名を連ねただけである。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成24年5月1日

国立大学法人 特許大学学長
特許 次郎 印

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① ウェブサイトの掲載日 平成23年11月20日
- ② ウェブサイトのアドレス
http://www.tokkyokagu.co.jp
http://www.tokkyokagu.co.jp/news/index.html
http://www.tokkyokagu.co.jp/newchair/index.html
- ③ 公開者 特許家具株式会社
- ④ 公開された発明の内容
特許家具株式会社が、上記アドレスのウェブサイトで公開されている特許家具株式会社のウェブサイトにて、特許太郎が発明した腰痛軽減のための椅子について公開した。

2. 特許を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開された発明の発明者
特許 太郎 （神奈川県〇〇市・・・）
- ② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
特許家具株式会社 （東京都〇〇区・・・）
- ③ 特許出願人（願書に記載された者）
特許家具株式会社
- ④ 公開者
特許家具株式会社

⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、特許太郎によって発明されたものであり、平成23年11月1日にその発明に係る特許を受ける権利は特許太郎から特許家具株式会社に譲渡された。公開時の平成23年11月20日において、特許家具株式会社はその発明についての特許を受ける権利を保有していた。

その後、平成24年4月17日に特許家具株式会社は特許出願を行った。

- ⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について
（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

行為時の権利者である特許家具株式会社自ら、腰痛軽減のための椅子について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

⑥については、②と④が完全に一致している
ので記載を省略することができます。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成24年4月30日
特許家具株式会社 代表取締役社長
特許 花子 印

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① ウェブサイトの掲載日 平成24年3月15日
- ② ウェブサイトのアドレス
http://www.irs.ac.jp/yokoushu/forum/p060721-02.pdf
- ③ 公開者 特許太郎、経済花子、知財次郎
- ④ 公開された発明の内容
特許太郎、経済花子及び知財次郎が、上記アドレスのウェブサイトで公開された日本情報記録学会平成24年度全国大会の講演予稿集にて、特許太郎及び経済花子が発明した二重構造を有する記録媒体の記憶容量に関する研究について公開した。

2. 特許を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開された発明の発明者
特許 太郎 (神奈川県〇〇市・・・)
経済 花子 (千葉県〇〇市・・・)
- ② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者(行為時の権利者)
特許 太郎
経済 花子
- ③ 特許出願人(願書に記載された者)
国立大学法人 実用大学 (東京都〇〇区・・・)
- ④ 公開者
特許 太郎
経済 花子
知財 次郎 (東京都〇〇区・・・)

⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、特許太郎及び経済花子によって発明されたものであり、公開時の平成24年3月15日において、特許太郎及び経済花子はその発明についての特許を受ける権利を保有していた。

平成24年3月30日にその発明に係る特許を受ける権利は、特許太郎及び経済花子から国立大学法人実用大学に譲渡され、その後平成24年4月30日に国立大学法人実用大学が特許出願を行った。

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について

(行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載)

行為時の権利者である特許太郎及び経済花子自ら、二重構造を有する記録媒体の記憶容量に関する研究について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

また、知財次郎は、その公開された発明については特許を受ける権利を有する者ではなく、単に実験補助者の立場で公開者の中に名を連ねただけである。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成24年5月25日
国立大学法人 実用大学学長
実用 三郎 印

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 開催日 平成23年10月31日
- ② 集会名、開催場所 平成23年 通信システム学会 全国大会
東京国際展示場 (東京都〇〇区・・・)
- ③ 公開者 特許太郎、特許一郎
- ④ 公開された発明の内容 特許太郎及び特許一郎が、平成23年通信システム学会全国大会にて、特許太郎が発明した高効率低圧電流直流電源の開発について公開した。

2. 特許を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開された発明の発明者
特許 太郎 (神奈川県〇〇市・・・)
- ② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者 (行為時の権利者)
国立大学法人 特許大学 (神奈川県〇〇市・・・)
- ③ 特許出願人 (願書に記載された者)
特許電気産業株式会社 (千葉県〇〇市・・・)
- ④ 公開者
特許 太郎
特許 一郎 (東京都〇〇区・・・)

⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、特許太郎によって発明されたものであり、国立大学法人特許大学との間にかわした予約承継の契約に基づいて、発明の直後(平成23年10月31日)にその発明の特許を受ける権利が国立大学法人特許大学に譲渡された。

平成23年11月13日にその発明に係る特許を受ける権利は、国立大学法人特許大学から特許電気産業株式会社に譲渡され、その後、平成24年4月5日に特許電気産業株式会社が特許出願を行った。

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について

(行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載)

国立大学法人特許大学は、平成23年10月7日に特許太郎及び特許一郎に対し、平成23年10月31日の通信システム学会全国大会にて発明を公開するよう依頼し、その依頼に基づいて、特許太郎及び特許一郎が、高効率低圧電流直流電源の開発について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

なお、⑤に記載したように、特許太郎及び特許一郎に対して発明の公開を依頼した平成23年10月7日時点(発明の公開の原因となる行為時)において、国立大学法人特許大学は、特許を受ける権利を有していた。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成24年4月25日

特許電気産業株式会社

特許
産業
株式
会社
の
印

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 展示日 平成24年4月25日
- ② 展示会名、開催場所 平成24年 建築アイデア総合展
日本特実展示場 (東京都〇〇区・・・)
- ③ 公開者 特許一郎
- ④ 出品内容 特許一郎は、平成24年建築アイデア総合展にて、特許一郎及び
実用次郎が発明した耐震改修用装置を公開した。

2. 特許を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開された発明の発明者
特許 一郎 (神奈川県〇〇市・・・)
実用 次郎 (東京都〇〇市・・・)
- ② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者 (行為時の権利者)
特許 一郎
実用 次郎
- ③ 特許出願人 (願書に記載された者)
特許 一郎
実用 次郎
- ④ 公開者
特許 一郎

⑤については、①から③までが
完全に一致しているので記載
を省略することができます。

⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、特許一郎及び実用次郎によって発明されたものであり、その後公開時の平成24年4月25日を経て、特許出願時の平成24年5月31日に至るまで、特許を受ける権利は特許一郎及び実用次郎が保有していた。

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について
(行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載)

行為時の権利者である特許一郎及び実用次郎を代表して、特許一郎が、耐震改修用装置について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成24年6月20日

特許一郎 (印)
実用次郎 (印)

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 販売日 平成24年1月17日
- ② 販売した場所 株式会社特実商会（山梨県〇〇市・・・）
- ③ 公開者 実用工業株式会社
- ④ 販売した物の内容
実用工業株式会社が、株式会社特実商会に、実用太郎及び実用次郎が発明した保存性能の高い弁当箱を卸した。

2. 特許を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開された発明の発明者
実用 太郎 （山梨県〇〇市・・・）
実用 次郎 （山梨県〇〇市・・・）
- ② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
実用工業株式会社 （山梨県〇〇市・・・）
- ③ 特許出願人（願書に記載された者）
実用工業株式会社
- ④ 公開者
実用工業株式会社

⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、実用太郎及び実用次郎によって発明されたものであり、発明の直後（平成23年12月3日）にその発明の特許を受ける権利が実用工業株式会社に譲渡され、その後、平成24年4月12日に実用工業株式会社が特許出願を行った。

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について

（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

行為時の権利者である実用工業株式会社が、卸問屋である株式会社特実商会に、保存性能の高い弁当箱について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成24年4月30日

実用工業株式会社 代表取締役社長
実用 三郎 印

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 配布日 平成23年10月14日
- ② 配布場所 特実百貨店本店7階（東京都〇〇区・・・）
- ③ 公開者 特実百貨店株式会社
- ④ 配布した物の内容
特実百貨店の販売担当が、特実百貨店本店7階にて、特許太郎が発明したウイルス遮断マスクの試供品を配布した。

2. 特許を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開された発明の発明者
特許 太郎 （神奈川県〇〇市・・・）
- ② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
特許製薬株式会社 （埼玉県〇〇市・・・）
- ③ 特許出願人（願書に記載された者）
特許製薬株式会社
- ④ 公開者
特実百貨店株式会社 （東京都〇〇区・・・）

⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、特許太郎によって発明されたものであり、その発明に係る特許を受ける権利は、平成23年10月3日に特許太郎から特許製薬株式会社に譲渡された。特許製薬株式会社は、特実百貨店にその発明の試供品の配布を依頼した平成23年10月7日（発明の公開の原因となる行為時）において、特許を受ける権利を保有していた。その後、平成24年4月2日に特許製薬株式会社が特許出願を行った。

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について

（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

特許製薬株式会社は、特実百貨店に対し、特許太郎が発明し、その後特許太郎から特許を受ける権利を譲り受けたウイルス遮断マスクについて、試供品配布を依頼し、特実百貨店の販売担当が、特実百貨店7階にてそのマスクについて、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成24年4月20日

特許製薬株式会社

特	株
許	の
製	印
薬	式
	会
	社

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 会見日 平成23年10月5日
- ② 会見場所 特許実用株式会社ビル8階会議室（東京都〇〇区・・・）
- ③ 公開者 特許太郎
- ④ 公開された発明の内容
特許太郎が、特許実用株式会社ビル8階会議室にて公開で記者会見を行い、自身が発明した遮熱シートについて説明した。

2. 特許を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開された発明の発明者
特許 太郎 （神奈川県〇〇市・・・）
- ② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
特許 太郎
- ③ 特許出願人（願書に記載された者）
特許実用株式会社 （東京都〇〇区・・・）
- ④ 公開者
特許 太郎

⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、特許太郎によって発明されたものであり、公開時の平成23年10月5日において、特許太郎は特許を受ける権利を保有していた。

平成23年11月1日にその発明に係る特許を受ける権利は、特許太郎から特許実用株式会社に譲渡され、その後、平成24年4月2日に特許実用株式会社が特許出願を行った。

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について

（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

行為時の権利者である特許太郎自ら、遮熱シートについて、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

⑥については、②と④が完全に一致している
ので記載を省略することができます。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成24年4月10日

特許実用株式会社 代表取締役社長
実用 三郎 印

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 発行日 平成24年1月17日
- ② 刊行物 日本特実新聞 平成24年1月17日付夕刊, 第15面
- ③ 公開者 日本特実新聞社
- ④ 公開された発明の内容
日本特実新聞社が、日本特実新聞の平成24年1月17日付夕刊第15面にて、特許一郎が発明した高脂血症にかかわる制御遺伝子について公開した。

2. 特許を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開された発明の発明者
特許 一郎 (神奈川県〇〇市・・・)
- ② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者(行為時の権利者)
特許 一郎
- ③ 特許出願人(願書に記載された者)
国立大学法人 特許大学 (東京都〇〇区・・・)
特許製薬株式会社 (埼玉県〇〇市・・・)
- ④ 公開者
日本特実新聞社 (東京都〇〇区・・・)

⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、特許一郎によって発明されたものであり、日本特実新聞社から非公開で取材を受けた平成24年1月10日(発明の公開の原因となる行為をした日)において、特許一郎は特許を受ける権利を保有していた。

平成24年3月1日にその発明に係る特許を受ける権利は、特許一郎から国立大学法人 特許大学及び特許製薬株式会社に譲渡され、その後、平成24年4月22日に国立大学法人 特許大学及び特許製薬株式会社が特許出願を行った。

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について

(行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載)

取材当時、特許を受ける権利を有する者であった特許一郎が、高脂血症にかかわる制御遺伝子を発見したことについて、日本特実新聞社から非公開で取材を受け、その後、日本特実新聞社が、その取材内容について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成24年5月15日

国立大学法人 特許大学学長
特許 次郎 ⑩

特許製薬株式会社 代表取締役社長
実用 三郎 ⑩

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 放送日 平成23年12月1日
- ② 放送番組 日本特実放送 日本の宇宙開発
- ③ 公開者 日本特実放送
- ④ 公開された発明の内容
日本特実放送が、平成23年12月1日21時から放送した日本の宇宙開発という番組にて、特許太郎と特許次郎が発明した新しい通信システムについて公開した。

2. 特許を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開された発明の発明者
特許 太郎 (神奈川県〇〇市・・・)
特許 次郎 (東京都〇〇区・・・)
- ② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者(行為時の権利者)
特許 太郎
特許 次郎
- ③ 特許出願人(願書に記載された者)
特許工業株式会社(埼玉県〇〇市・・・)
- ④ 公開者
日本特実放送 (東京都〇〇区・・・)
- ⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、特許太郎と特許次郎によって発明されたものであり、日本特実放送から非公開で取材を受けた平成23年11月10日(発明の公開の原因となる行為時)において、特許太郎と特許次郎は特許を受ける権利を保有していた。

平成23年12月20日にその発明に係る特許を受ける権利は、特許太郎と特許次郎から特許工業株式会社に譲渡され、その後、平成24年4月2日に特許工業株式会社が特許出願を行った。

- ⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について
(行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載)

平成23年11月10日に、特許を受ける権利を有する者であった特許太郎が、新しい通信システムについて、日本特実放送から非公開で取材を受け、その後、日本特実放送が、その取材内容について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

なお、取材は特許太郎が単独で受けたが、特許太郎は、特許次郎の同意を得て両者を代表して取材を受けた。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成24年4月18日

特許工業株式会社 代表取締役社長
特実 三郎 印

平成 23 年 改正 法 対 応

発明の新規性喪失の例外規定についての
Q&A集

平成 23 年 9 月

平成 26 年 3 月 改訂

平成 27 年 9 月 改訂

特許庁

Q & A集の利用にあたって

「平成 23 年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定についての Q & A 集」（以下、「平成 23 年改正法対応 Q & A 集」といいます）は、「平成 23 年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」（以下、「平成 23 年改正法対応手引き」といいます）に関する質問や、特許法第 30 条の発明の新規性喪失の例外規定の適用を受ける際の手続全般にわたってよくお寄せいただく質問をとりまとめ、それぞれの質問に対する回答を示したものです。

「平成 23 年改正法対応 Q & A 集」においては、平成 23 年改正後の特許法第 30 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項について、単に「第 1 項」「第 2 項」及び「第 3 項」ということがあります。

「平成 23 年改正法対応 Q & A 集」は、「特許等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 63 号）」により改正された特許法第 30 条（新 30 条）に対応するものです。新 30 条の適用される出願をするにあたって、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続を行う際には、「平成 23 年改正法対応手引き」とともに、「平成 23 年改正法対応 Q & A 集」も必要に応じて参照してください。

なお、問合せの多い質問に関して、「平成 23 年改正法対応 Q & A 集」は平成 23 年 9 月に公表された後、平成 26 年 3 月に内容を拡充するための改訂を行っています。また、平成 27 年 9 月の特許・実用新案審査基準及び特許・実用新案審査ハンドブックの改訂に伴う形式的な改訂を行っています。

新 30 条の適用されない出願については、平成 18 年 10 月に公表され、平成 22 年 3 月及び平成 26 年 3 月に改訂された「発明の新規性喪失の例外規定についての Q & A 集」をご利用ください。

＜Q & A 集の内容に関する問い合わせ＞
特許庁審査第一部調整課審査基準室
電話：03-3581-1101 内線3112
E-mail：PA2A10@jpo.go.jp

目次

1. 平成 23 年改正の発明の新規性喪失の例外規定について	- 1 -
1. (1) 発明の新規性喪失の例外規定及び「平成 23 年改正法対応手引き」全般に関する Q & A	- 1 -
Q1-a : 「平成 23 年改正法対応手引き」を公表した理由は何ですか？	- 1 -
Q1-b : 「平成 23 年改正法対応手引き」は、平成 22 年 3 月改訂の「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」と主にどのような点で異なるのですか？	- 1 -
Q1-c : 平成 23 年の特許法第 30 条の改正によって、発明の新規性喪失の例外規定の適用対象が拡大されたとのことですが、具体的にはどのようなものが新たに対象となったのですか？	- 1 -
1. (2) 「平成 23 年改正法対応手引き」公表前の運用に関する Q & A	- 1 -
Q1-d : 「平成 23 年改正法対応手引き」の公表前に認められていた従来からの証明書は、今後も「証明する書面」として認められるのですか？	- 1 -
Q1-e : 書面 B（客観的証拠資料や第三者の証明書）のみで発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることはできますか？	- 1 -
Q1-f : 平成 23 年改正後の特許法第 30 条の適用対象とはならない特許出願について、改正前の特許法第 30 条第 1 項（又は第 3 項）の規定の適用を申請しました。平成 22 年 3 月に改訂された「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」に記載の一定の書式に従って、出願日から 30 日以内に書面 A（出願人による証明書）を提出しましたが、書面 B（客観的資料や第三者の証明書等）は出願日から 30 日以内に提出しませんでした。出願日から 30 日経過した後でも書面 B（客観的証拠資料や第三者の証明書）を提出することはできますか？	- 2 -
1. (3) 適用対象についての Q & A	- 2 -
Q1-g : 特許公報等（特許公報、実用新案登録公報、意匠登録公報、商標登録公報等）に掲載された発明は発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？ ..	- 2 -
Q1-h : 発明を刊行物に発表したものの公開者名が掲載されなかった場合は、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？	- 2 -
Q1-i : 発明が海外のテレビで放送された場合は、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることはできますか？	- 2 -
Q1-j : 海外における発明の新規性喪失の例外に関する取扱いについて教えてください。 ..	- 3 -
2. 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続的要件	- 3 -
2. (1) 手続的要件全般に関する Q & A	- 3 -
Q2-a : 第 2 項の規定の適用を受けるにあたって、「平成 23 年改正法対応手引き」どおり に手続を行わなかった場合、どのような不利益が生じるのでしょうか？	- 3 -
Q2-b : 一の公開について複数の特許出願で発明の新規性喪失の例外規定の適用を受ける	

ことはできますか？	- 4 -
Q2-c：「証明する書面」はオンライン手続で提出できますか？	- 4 -
2. (2) 「権利者の行為に起因して公開された発明の公開日から 6 月以内に特許出願すること」(「平成 23 年改正法対応手引き」の 2. の(a)) に関する Q & A	- 5 -
Q2-d：発明の公開の日は証明できないのですが、公開の月なら証明できる場合は、いつから 6 月以内に特許出願をすれば、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？	- 5 -
Q2-e：発明が複数日にわたって放送されたテレビ番組で公開されたものの、いずれの日に放送されたか不明である場合は、いつから 6 月以内に特許出願をすれば、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？	- 5 -
Q2-f：ある発明について特許出願を考えていたのですが、発明を公開した刊行物の奥付に記載されている発行日から 6 月が経過してしまいました。しかしながら、発行所に確認したところ、実際に刊行物が発行された日は、奥付に記載されている発行日より後だったとのことです。現在、実際の発行日からであれば 6 月以内なのですが、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けられるでしょうか？	- 5 -
2. (3) 「特許出願時に発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を提出すること」(「平成 23 年改正法対応手引き 2. の(b)」) に関する Q & A ..	- 5 -
Q2-g：特許出願時に発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を願書の特記事項に記載しませんでした。特記事項の補正により追加は可能でしょうか？	- 5 -
Q2-h：発明の新規性喪失の例外規定の適用を受ける予定で願書の特記事項にその旨記載しましたが、実は出願時に発明がまだ公開されていなかったことに後で気づきました。特記事項の記載を削除することはできるでしょうか？また、特記事項の記載が削除できない場合の不利益はありますか？	- 6 -
2. (4) 「特許出願の日から 30 日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことを証明する書面を提出すること」(「平成 23 年改正法対応手引き」の 2. の(c)) に関する Q & A	- 6 -
Q2-i：提出済みの「証明する書面」に一部誤りがあることがわかったため、「証明する書面」を補正したいのですが、補正できますか？	- 6 -
Q2-j：「証明する書面」を特許出願の日から 30 日経過後に提出したらどのように扱われるのでしょうか？	- 6 -
Q2-k：「証明する書面」の提出がその期限に間に合わない場合、上申書等により提出時期を延長してもらうことはできますか？	- 6 -
Q2-l：添付する「証明する書面」が複数ある場合、新規性の喪失の例外証明書提出書の【物件名】の欄はどのように記載すればよいのでしょうか？	- 7 -
3. 第 3 項に規定された「証明する書面」について	- 7 -
3. (1) 「証明する書面」全般に関する Q & A	- 7 -

- Q3-a:「証明する書面」についての考え方が、平成 22 年 3 月改訂の「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」における考え方から、「平成 23 年改正法対应手引き」における考え方に変更された理由は何ですか? - 7 -
- Q3-b:「証明する書面」等の記載内容が「平成 23 年改正法対应手引き」に沿っているか事前に確認してもらうことは可能でしょうか? - 7 -
- 3. (2) 「証明する書面」の作成に関する Q & A** - 7 -
- Q3-c:公開態様が「平成 23 年改正法対应手引き」のいずれの記載例にも該当しない場合、「証明する書面」はどのように作成すればよいでしょうか? - 7 -
- Q3-d:出願人が法人の場合、「証明する書面」に押す印鑑は誰の印鑑とするべきでしょうか? - 7 -
- Q3-e:出願人が在外者の場合、「証明する書面」への記名押印に代えて署名(サイン)をしてもよいでしょうか? - 7 -
- Q3-f:「証明する書面」は、記名押印又は署名(サイン)をした原本ではなく、そのコピーの提出でも認められますか? - 8 -
- Q3-g:「証明する書面」が複数枚にわたる場合、両面印刷したものを提出しても問題ないでしょうか? - 8 -
- Q3-h:「証明する書面」において、公開された発明の発明者、発明の公開の原因となる行為時又は公開時の特許を受ける権利を有する者、特許出願人及び公開者の住所(居所)を記載する場合は、いつの時点の住所(居所)を記載するのですか? - 8 -
- Q3-i:発明者自身が発明を公開し、その後出願を行いました、姓が変わっている場合は問題ないでしょうか? - 8 -
- Q3-j:「証明する書面」に外国語で記載されているものが含まれる場合には、翻訳文を提出する必要がありますか?また、必要がある場合、提出期限はありますか? - 8 -
- 3. (3) 「公開された」(新規性を喪失した)の考え方・「公開日」に関する Q & A** - 8 -
- Q3-k:発明の新規性を喪失した日(発明の公開日)とはどのような日ですか?例えば、ある発明についてアイデア商品募集に応募した場合、発明の新規性はその日に喪失してしまうのでしょうか?アイデア商品はまだ発表されていませんが、新規性喪失の例外規定の適用手続を行うべきですか? - 8 -
- Q3-l:論文を投稿したらその時点で新規性は喪失するのですか?なお、論文が掲載される雑誌はまだ発行されていません。 - 9 -
- Q3-m:ウェブサイトに掲載される学術論文に発明を公開しましたが、論文全文には雑誌の会員しかアクセスできません。そのような場合でも、発明は新規性を喪失したことになるのですか? - 9 -
- Q3-n:一つの学会や博覧会の開催が数日にわたる場合、「証明する書面」の公開日はどのように記載すればよいでしょうか? - 9 -
- 3. (4) 「公開者」に関する Q & A** - 9 -

Q3-o：インターネットを通じて発明を公開した場合、公開者とは、ウェブサイトへの掲載作業を行った者ですか？	- 9 -
Q3-p：「公開者」の中に単なる実験補助者として名を連ねたものが存在する場合、この者の住所を省略することは可能でしょうか？	- 9 -
Q3-q：公開者が発明者と異なる場合でも、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？	- 10 -
3. (5) 「特許を受ける権利の承継について」に関する Q & A	- 10 -
Q3-r：職務発明であって、発明者が従業員である会社が出願人である場合も、特許を受ける権利の承継の事実を記載する必要がありますか？	- 10 -
3. (6) 「行為時の権利者と公開者との関係等について」に関する Q & A	- 10 -
Q3-s：公開者の中に、発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）以外の他者が含まれている場合において、行為時の権利者と他者の関係が「単なる実験補助者」のように「平成 23 年改正法対应手引き」の [3. 4. 2] の例のとおり関係ではないのですが、どのような関係であれば認められるのでしょうか？	- 10 -
Q3-t：発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）と公開者との関係等について、「平成 23 年改正法対应手引き」の [3. 4. 2] の記載例のように記載できないのですが、これらのように記載しなければ発明の新規性喪失の例外規定の適用は認められないのでしょうか？	- 10 -
3. (7) 補充資料（客観的証拠資料や第三者による証明書）に関する Q & A	- 11 -
Q3-u：「証明する書面」（出願人による証明書）と一緒に、証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料（客観的資料や第三者の証明書等）も提出することが必要でしょうか？	- 11 -
Q3-v：30 条の適用を受けようとする発明について、その発明内容の詳細を示すための刊行物のコピー等も提出した方が良いでしょうか？	- 11 -
Q3-w：証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料（客観的資料や第三者の証明書等）としてはどのようなものを提出すればよいですか？	- 11 -
Q3-x：自社のウェブサイトにて発明を公開したので、第 2 項の規定の適用を受けようと考えています。公開した情報に関して掲載、保全等に権限又は責任を有する者による証明書を「証明する書面」（出願人による証明書）の記載を裏付けるための補充資料として提出しようと考えていますが、この場合、誰の証明書を取得すればよいのでしょうか？	- 12 -
Q3-y：セミナーで公開した発明について第 2 項の規定の適用を受けるにあたり、「証明する書面」（出願人による証明書）と一緒に、証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための補充資料としてセミナーの開催者による証明書を提出しようと考えています。このセミナーが複数の者による共催となっているときには、その共催	

- 者全員による証明書を必要とするのでしょうか？ - 13 -
- Q3-z：「証明する書面」（出願人による証明書）と一緒に客観的証拠資料も提出しようと考えていますが、証明する書面に記載した項目のうち客観的証拠資料が用意できない項目があります。どのように対処すればよいですか？ - 13 -
- Q3-aa：特許出願の日から 30 日経過した後に、既に提出した「証明する書面」（出願人自らによる証明書）に記載した事項の範囲内で、それらが事実であることを裏付けるために補充資料を提出しようと考えています。この場合「記載した事項の範囲内」とは具体的にどのような範囲ですか？ - 13 -
- 4. 公開された発明が複数存在する場合..... - 13 -**
- Q4-a：特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公開された発明が複数存在する場合は、どのような手続をすれば発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？ - 13 -
- Q4-b：学術団体によって研究集会（学会）が開催されるにあたり、発明が掲載された予稿集が学会発表に先立って発行され、その後、その学会において発表しました。予稿集への掲載と学会発表のそれぞれについて発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続が必要ですか？ - 14 -
- Q4-c：論文発表の後に、論文を図書館で閲覧公開することが学内で義務付けられています。論文発表によって公開された発明について、第 2 項の規定の適用を受けるための手続を行う予定です。ここで、図書館で閲覧公開された発明について第 2 項の規定の適用を受けるためには、この図書館で閲覧公開された発明についても第 2 項の規定の適用を受けるための手続が必要ですか？ - 14 -
- Q4-d：X 学会で発明 A を発表した後、X 学会とは異なる Y 学会でも発明 A についての発表を行いました。X 学会で発表した発明について、第 2 項の規定の適用を受けるための手続を行う予定です。Y 学会で発表した発明について第 2 項の規定の適用を受けるためには、この Y 学会で発表した発明についても第 2 項の規定の適用を受けるための手続が必要ですか？ - 14 -
- Q4-e：取引先 X に商品 A を販売した後、取引先 X とは異なる取引先 Y にも商品 A を販売しました。取引先 X への販売によって公開された発明について、第 2 項の規定の適用を受けるための手続を行う予定です。取引先 Y への販売によって公開された発明について第 2 項の規定の適用を受けるためには、この取引先 Y への販売によって公開された発明についても第 2 項の規定の適用を受けるための手続が必要ですか？ - 14 -
- Q4-f：特許を受ける権利を有する者が複数の店舗に商品を納品する場合、「証明する書面」には全ての店舗を記載することが必要ですか？ - 15 -
- Q4-g：特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公開された発明が複数ある場合において、先の公開に係る発明については第 2 項の規定の適用を受けるための手続を行わず、先の公開に係る発明と同一の発明であって、先の発明の公開行為と密接に関連

- する公開行為によって公開された発明について第 2 項の規定の適用を受けるための手続をしました。この場合、先の公開に係る発明について、第 2 項の規定の適用を受けることはできますか？ - 15 -
- Q4-h：セミナーにおいて発明を発表し、発表後に第三者がその発表した発明と同じ発明を独自に発明して特許出願し、その後に発表者が特許出願した場合でも、このセミナーで発表した発明について第 2 項の規定の適用を受ければ、発表者の出願は前記第三者がした出願により拒絶されることはないのでしょうか？ - 15 -
- 5. 通常の特許出願以外の出願について..... - 15 -**
- Q5-a：国内優先権主張を伴う出願をする場合に、先の出願が第 2 項の規定の適用を受けているとき、この国内優先権主張を伴う出願は、新規性を喪失した時点から 6 月以内でなくとも、先の出願から 1 年以内に特許出願すれば発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができるのでしょうか？ - 15 -
- Q5-b：国内優先権主張を伴う出願をする場合に、先の出願で第 2 項の規定の適用を申請していたとき、この国内優先権主張を伴う後の出願の発明者が先の出願の発明者より増えていても、先の出願で提出した「証明する書面」を援用することができるのでしょうか？ - 16 -
- Q5-c：国内優先権の主張を伴う後の出願をする場合において、先の出願時に第 2 項の規定の適用を受けるための手続をしていないにもかかわらず、後の出願時にその手続をしたときはどのように扱われるのでしょうか？ - 16 -
- Q5-d：発明を刊行物に発表した後、6 月以内に米国において特許出願を行い、発表から 6 月経過後にその米国特許出願を基礎としたパリ条約による優先権主張を伴って日本へ特許出願を行った場合、「6 月以内にその者がした特許出願」と認められますか？ .. - 16 -
- Q5-e：新規性喪失の日から 6 月以内に、第 2 項の規定の適用を申請して日本への出願（出願 A）を行いました。その後、出願 A を優先基礎として P C T 出願（出願 B）を行い、出願 B を日本に国内移行しました。指定国としての日本において出願 B について新規性喪失の例外の適用はありますか？ - 16 -
- Q5-f：国際段階において「不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て」を行っておらず、その後、日本に国内移行しました。そのような場合、新規性喪失の例外規定の適用は受けられないのでしょうか？ - 17 -
- Q5-g：優先権主張を伴う特許協力条約（PCT）に基づく国際出願をする場合における、第 2 項の規定の適用を受けるための手続について教えてください。 - 17 -
- 6. 発明が意に反して公開された場合（第 1 項） - 17 -**
- Q6-a：意に反して公開されたという事情を出願前に知っています。第 1 項の適用を受けるためには、特許法第 30 条適用にあたって何ら手続をすることなく出願しても問題ないのでしょうか？ - 17 -
- Q6-b：意に反して公開されたといえる具体例には何がありますか？ - 18 -

Q6-c:「意に反して」公開された発明である旨を意見書や上申書等を通じて説明しようと考えています。何を記載したらよいでしょうか? - 18 -

1. 平成 23 年改正の発明の新規性喪失の例外規定について

1. (1) 発明の新規性喪失の例外規定及び「平成 23 年改正法対応手引き」全般に関する Q & A

Q1-a:「平成 23 年改正法対応手引き」を公表した理由は何ですか？

A:平成 23 年の特許法第 30 条の改正によって発明の新規性喪失の例外規定の適用対象が拡大されたことに伴い、この改正後の特許法第 30 条の適用を受けるための出願人の手引きを公表することとしました。

Q1-b:「平成 23 年改正法対応手引き」は、平成 22 年 3 月改訂の「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」と主にどのような点で異なるのですか？

A:（「平成 23 年改正法対応手引き」の[3.1]参照）

Q1-c:平成 23 年の特許法第 30 条の改正によって、発明の新規性喪失の例外規定の適用対象が拡大されたとのことですが、具体的にはどのようなものが新たに対象となったのですか？

A:（「平成 23 年改正法対応手引き」の[1.]参照）

1. (2) 「平成 23 年改正法対応手引き」公表前の運用に関する Q & A

Q1-d:「平成 23 年改正法対応手引き」の公表前に認められていた従来からの証明書は、今後も「証明する書面」として認められるのですか？

A:認められます。

平成 23 年の特許法第 30 条の改正により、発明の新規性喪失の例外規定の適用対象は拡大されましたが、同規定の適用を受けるための手続要件はそれ以前と変わりません。

したがって、従来認められていた証明書は、改正後も「証明する書面」として認められます。

ただし、平成 23 年の法律改正によって新規性喪失の例外規定の適用を受けるための根拠条項が、第 1 項又は第 3 項から、第 2 項に変更されていますので、改正後の特許法第 30 条が適用対象となる出願について新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする場合において、従来からの証明書の記載例に従って「証明する書面」を作成しようとするときには、適用条項にご注意ください。

Q1-e:書面 B（客観的証拠資料や第三者の証明書）のみで発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることはできますか？

A:「平成 23 年改正法対応手引き」では、原則として、書面 A（出願人による証明書）の提出を求めています。書面 B（客観的証拠資料や第三者の証明書）のみで十分な証明と判断できるケースもあり得ます。しかしながら、特許出願の日から 30 日経過後に書面 A（出願人による証明書）を提出することは認められないため、書面 B のみを提出した場合であって、特許を受ける権利の承継等の事実が認められなかったときには、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けられなくなる可能性があります。そのため、第 2 項の規定の適用を受けるための手続を行う際には、「証明する書面」として書面 A を提出することをお勧めします。

Q1-f：平成 23 年改正後の特許法第 30 条の適用対象とはならない特許出願について、改正前の特許法第 30 条第 1 項（又は第 3 項）の規定の適用を申請しました。平成 22 年 3 月に改訂された「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」に記載の一定の書式に従って、出願日から 30 日以内に書面 A（出願人による証明書）を提出しましたが、書面 B（客観的資料や第三者の証明書等）は出願日から 30 日以内に提出しませんでした。出願日から 30 日経過した後でも書面 B（客観的証拠資料や第三者の証明書）を提出することはできますか？

A：意見書や上申書等を通じて提出することができます。

（「平成 23 年改正法対応手引き」の[3.1]の「(改正前の第 30 条適用出願の「証明する書面」の取扱い)」参照）

1. (3) 適用対象についての Q & A

Q1-g：特許公報等（特許公報、実用新案登録公報、意匠登録公報、商標登録公報等）に掲載された発明は発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？

A：受けることができません。

内外国特許庁・国際機関により発行された公報に掲載された発明は、第 2 項で適用対象から除外されています。

Q1-h：発明を刊行物に発表したものの公開者名が掲載されなかった場合は、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？

A：受けることができます。

ただし、「証明する書面」において、発明者又は発明者から特許を受ける権利を承継した者の行為に起因して発明が刊行物に掲載されたことを証明する必要があります。この点、例えば出願人自らによる証明書と一緒に刊行物の発行所による証明書等を提出するなどして、証明力を高めることが望ましいと考えられます。

Q1-i：発明が海外のテレビで放送された場合は、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることはできますか？

A：受けることができます。

ただし、時差がある場合は日本時間に換算されますので、日本時間で公開された日から 6 月以内に特許出願を行ってください。

Q1-j：海外における発明の新規性喪失の例外に関する取扱いについて教えてください。

A：平成 26 年 3 月現在、日本以外の主要国・地域（米欧中韓）における新規性喪失の例外に関する取扱いは以下のとおりです。（なお、詳細については、各国の産業財産権関係法令を参照してください。）

	対象となる公開態様	猶予期間	基準日	関連条文
米 国	・発明者等による公開（公開態様を問わない） ・発明者等による公開後の第三者等による開示	1 2 月	有効出願日 （※ 1）	米国特許法 102 条 (b) (1)
欧 州	・出願人等による国際博覧会への出品 ・出願人等に対する明らかな濫用（※ 2）	6 月	出願日	欧州特許条約 55 条
中 国	・出願人等による国際博覧会への出品 ・出願人等による規定の学術会議等での発表 ・他者による出願人の同意を得ない漏洩	6 月	出願日 又は 優先日	中国専利法 24 条、 中国専利法実施細 則 11 条
韓 国	・出願人等による公開（公開態様を問わない） ・出願人等の意に反する公開	1 2 月	出願日	韓国特許法 30 条

※ 1 有効出願日とは、パリ条約上の優先権を主張している場合には、その請求項に係る発明に関して優先権の基礎とできる最先の出願の出願日を指し、継続出願や分割出願等の場合には、その請求項に係る発明に関して出願日の遡及効を得ることができる最先の出願の出願日を指し、それ以外の場合には、実際の出願日を指します。

※ 2 明らかな濫用とは、例えば、権利者の意に反する公開などを指します。詳細は欧州審査便覧 Part G, Chapter V - Non-prejudicial disclosures を参照してください。

2. 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続的要件

2. (1) 手続的要件全般に関する Q & A

Q2-a：第 2 項の規定の適用を受けるにあたって、「平成 23 年改正法対応手引き」どおりに手続を行わなかった場合、どのような不利益が生じるのでしょうか？

A：第 2 項の規定の適用を受けるための手続的要件（「平成 23 年改正法対応手引き」の[2.]の(a)～(c)参照）が満たされない場合、又は、「発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすこと」の証明が十分になされない場合には、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができません。そのような場合、実体審査において、発明の新規性喪失の例外規定の適用を認めずに審査が進められることになります。

「平成 23 年改正法対応手引き」で記載を求めている事項のうち、一部の事項が「証明する

書面」に記載されていなくても、審査官が証明書全体を総合的に判断した結果、発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことが証明されたと判断されれば、適用が認められる可能性はありますが、どの事項ならばなくてもよい、ということは一律に定まるものではなく、事案次第となりますので、「平成 23 年改正法対応手引き」に沿って証明書を作成されることをお勧めします。（なお、「平成 23 年改正法対応手引き」の[3.1]に記載されるように、「証明する書面」については、その内容、形式いずれも決まったものではありませんので、「平成 23 年改正法対応手引き」記載の例以外の書式の証明書を提出することができますが、一定の証明力があると認められるためには、「平成 23 年改正法対応手引き」に示したものと同程度の内容の記載が必要です。）

Q2-b：一の公開について複数の特許出願で発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることはできますか？

A：受けることができます。

一の公開について、複数の特許出願で発明の新規性喪失の例外規定の適用を申請することができます。その際、「証明する書面」の内容が同一であるときは、いずれかの特許出願に際してその「証明する書面」を提出すれば、他の特許出願に際しては、その提出した旨を申し出ることにより、その「証明する書面」の援用が認められ提出を省略することができます。これは、同時に複数の特許出願を行う場合でも、複数の日に渡って複数の特許出願を行う場合でも認められます(特許法施行規則第 10 条第 1 項及び第 2 項、特許法施行規則様式第 4 の備考 4 参照)。

他の手続において「証明する書面」の援用をする場合の様式第 34 の記載例

【書類名】 新規性の喪失の例外証明書提出書
【提出日】 平成○年○月○日
【あて先】 特許庁長官殿
【事件の表示】
【出願番号】・・・・・・・・
【提出者】
【識別番号】・・・・・・・・
【住所又は居所】・・・・・・・・
【氏名又は名称】・・・・・・・・
【代理人】
【識別番号】・・・・・・・・
【住所又は居所】・・・・・・・・
【氏名又は名称】・・・・・・・・
【刊行物等】・・・・・・・・
【提出物件の目録】
【物件名】発明の新規性の喪失の例外の規定の適用
を受けるための証明書 1
【援用の表示】特願○○○○-○○○○○○

様式第 4 の〔備考〕4（抜粋）

第 10 条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第 1 項の規定による場合は援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第 2 項の規定による場合は援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載する。（以下省略）

Q2-c：「証明する書面」はオンライン手続で提出できますか？

A：「証明する書面」は書面で提出する必要があります。「新規性の喪失の例外証明書提出書」に「証明する書面」を添付して、書面にて提出してください。

2. (2) 「権利者の行為に起因して公開された発明の公開日から 6 月以内に特許出願すること」(「平成 23 年改正法対応手引き」の 2. の(a)) に関する Q & A

Q2-d：発明の公開の日は証明できないのですが、公開の月なら証明できる場合は、いつから 6 月以内に特許出願をすれば、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？

A：公開の日はその公開月の初日と推定されますので、公開月の初日から 6 月以内に特許出願を行ってください。

Q2-e：発明が複数日にわたって放送されたテレビ番組で公開されたものの、いずれの日に放送されたか不明である場合は、いつから 6 月以内に特許出願をすれば、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？

A：発明の公開の日は番組の放送初日と推定されますので、その初日から 6 月以内に特許出願を行ってください。

Q2-f：ある発明について特許出願を考えていたのですが、発明を公開した刊行物の奥付に記載されている発行日から 6 月が経過してしまいました。しかしながら、発行所に確認したところ、実際に刊行物が発行された日は、奥付に記載されている発行日より後だったとのことです。現在、実際の発行日からであれば 6 月以内なのですが、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けられるでしょうか？

A：受けることができます。

発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、刊行物に発明を公開した日から 6 月以内に特許出願を行えば良いので、「証明する書面」には「刊行物が実際に発行された日（頒布日）」を奥付に記載されている発行日と共に記載してください（記載例：『①頒布日 平成 23 年 10 月 31 日（発行日 平成 23 年 10 月 23 日）』）。

なおこの場合、審査官に、「証明する書面」に記載された頒布日が事実であると認められる程度の証明がなされていないと判断され、発明の新規性喪失の例外規定の適用が認められず、刊行物に公開した発明を根拠として特許出願に係る発明の新規性や進歩性を否定する拒絶理由が通知される可能性がありますので、実際の発行日を証明するために第三者（発行所）による証明書を、「証明する書面」と同時に、もしくは審査が着手される前までに上申書等を通じて提出し、「証明する書面」の証明力を高めておくことが望ましいと考えられます。

なお、第三者による証明書の内容や形式については[Q3-w], [Q3-x] もご参照ください。

2. (3) 「特許出願時に発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を提出すること」(「平成 23 年改正法対応手引き 2. の(b)」) に関する Q & A

Q2-g：特許出願時に発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を願書の特記事項に記載しませんでした。特記事項の補正により追加は可能でしょうか？

A：願書の特記事項の欄への、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨の記載

は、特許出願の時になされている必要があります（第 3 項、特許法施行規則第 27 条の 4、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第 12 条）。

したがって、願書の特記事項の補正により、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨の記載を追加することはできません。

なお、願書の特記事項に「第 2 項」と記載すべきところを誤って「第 1 項」又は「第 3 項」と記載したような場合は、誤記であることが明らかですので、その項の番号を補正することができます。

Q2-h：発明の新規性喪失の例外規定の適用を受ける予定で願書の特記事項にその旨記載しましたが、実は出願時に発明がまだ公開されていなかったことに後で気づきました。特記事項の記載を削除することはできるでしょうか？また、特記事項の記載が削除できない場合の不利益はありますか？

A：願書の特記事項の記載を削除することはできませんが、その記載が削除できないことによる不利益は通常はないと考えられます。特記事項に発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨の記載があったとしても、特許出願の日から 30 日以内に「証明する書面」を提出しなければ、公開公報等にはその旨は掲載されません。

2. (4) 「特許出願の日から 30 日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことを証明する書面を提出すること」（「平成 23 年改正法対应手引き」の 2. の(c)）に関する Q & A

Q2-i：提出済みの「証明する書面」に一部誤りがあることがわかったため、「証明する書面」を補正したいのですが、補正できますか？

A：特許出願の日から 30 日以内であれば、証明する書面を再度提出することができます。

特許出願の日から 30 日を過ぎた後は、新規性喪失の例外証明書提出書については、明らかな誤記についてであれば特許法第 17 条第 1 項に基づく手続の補正が可能です。新規性喪失の例外証明書提出書に添付した証明書は、補正をすることはできません。

なお、特許出願の日から 30 日を過ぎた後でも、意見書又は上申書等を通じて、新規性喪失の例外証明書提出書に添付した証明書における誤りについて説明をすることが可能です。

Q2-j：「証明する書面」を特許出願の日から 30 日経過後に提出したらどのように扱われるのでしょうか？

A：第 3 項に法定される手続的要件を満たさないこととなりますので、「証明する書面」の提出手続が却下されることになります。

Q2-k：「証明する書面」の提出がその期限に間に合わない場合、上申書等により提出時期を延長してもらうことはできますか？

A：「証明する書面」の提出時期は第 3 項に法定されたものですので、延長は認められません。

Q2-I：添付する「証明する書面」が複数ある場合、新規性の喪失の例外証明書提出書の【物件名】の欄はどのように記載すればよいでしょうか？

A：例えば、3 通の「証明する書面」を添付するのであれば、
「【物件名】発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書 3」と記載してください。

3. 第 3 項に規定された「証明する書面」について

3. (1) 「証明する書面」全般に関する Q & A

Q3-a：「証明する書面」についての考え方が、平成 22 年 3 月改訂の「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」における考え方から、「平成 23 年改正法対応手引き」における考え方に変更された理由は何ですか？

A：（「平成 23 年改正法対応手引き」の[3. 1]参照）

Q3-b：「証明する書面」等の記載内容が「平成 23 年改正法対応手引き」に沿っているか事前に確認してもらうことは可能でしょうか？

A：発明の新規性喪失の例外規定の適用要件を満たすか否かの実体的判断は、審査官による実体審査において、提出された証明書の記載内容等を踏まえて総合的に行われるものです。「証明する書面」等の記載内容が「平成 23 年改正法対応手引き」に沿っているかといった、実体審査での判断と同等の判断を事前に行うことはできません。

3. (2) 「証明する書面」の作成に関する Q & A

Q3-c：公開態様が「平成 23 年改正法対応手引き」のいずれの記載例にも該当しない場合、「証明する書面」はどのように作成すればよいでしょうか？

A：「平成 23 年改正法対応手引き」の各記載例は例示にすぎません。「証明する書面」については、「公開の事実」欄と「特許を受ける権利の承継等の事実」欄を事実 に即して記載すれば問題ありませんので、最も適した記載例を適宜変更してください（[Q2-a]参照）。

Q3-d：出願人が法人の場合、「証明する書面」に押す印鑑は誰の印鑑とすべきでしょうか？

A：法人名の印又は法人を代表する者の名前の印としてください。
（「平成 23 年改正法対応手引き」の[3. 2]参照）

Q3-e：出願人が在外者の場合、「証明する書面」への記名押印に代えて署名（サイン）をしてもよいでしょうか？

A：署名（サイン）でも問題ありません。出願人が国内居住者の場合も同様です。

Q3-f:「証明する書面」は、記名押印又は署名（サイン）をした原本ではなく、そのコピーの提出でも認められますか？

A：認められません。

Q3-g:「証明する書面」が複数枚にわたる場合、両面印刷したものを提出しても問題ないでしょうか？

A：問題ありません。両面印刷したものに記名押印又は署名（サイン）をしてください。

Q3-h:「証明する書面」において、公開された発明の発明者、発明の公開の原因となる行為時又は公開時の特許を受ける権利を有する者、特許出願人及び公開者の住所（居所）を記載する場合は、いつの時点の住所（居所）を記載するのですか？

A：証明書では本人を特定できることが必要ですので、証明書作成時の住所又は居所を記載してください。

Q3-i:発明者自身が発明を公開し、その後出願を行いました、姓が変わっている場合は問題ないでしょうか？

A：姓が変わっているが同一人である旨を事実即して記載してください。

Q3-j:「証明する書面」に外国語で記載されているものが含まれる場合には、翻訳文を提出する必要がありますか？また、必要がある場合、提出期限はありますか？

A：（「平成 23 年改正法対应手引き」の[3.2]参照）

3. (3) 「公開された」（新規性を喪失した）の考え方・「公開日」に関する Q & A

Q3-k:発明の新規性を喪失した日（発明の公開日）とはどのような日ですか？例えば、ある発明についてアイデア商品募集に応募した場合、発明の新規性はその日に喪失してしまうのでしょうか？アイデア商品はまだ発表されていませんが、新規性喪失の例外規定の適用手続を行うべきですか？

A：発明が特許法第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至った日が、発明の新規性を喪失した日となります。すなわち、特許出願前に発明が公然と知られたり、発明が記載された刊行物が頒布されたりすれば、発明が新規なものではなくなりますので、その日が「発明の新規性を喪失した日」ということになります。一般的に、アイデア商品募集に応募した時点では、受け付けられても不特定の者が見られる状態に置かれるものではありませんので、通常は、その応募により発明が公然知られたものとは認められず、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受ける必要はありません。

特許法第 29 条第 1 項各号についての詳細は、特許・実用新案審査基準第 III 部第 2 章第 3 節 新規性・進歩性の審査の進め方 の「3. 引用発明の認定」をご参照ください。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/ki_jun/ki_jun2/tukujitu_ki_jun.htm

Q3-l：論文を投稿したらその時点で新規性は喪失するのですか？なお、論文が掲載される雑誌はまだ発行されていません。

A：[Q3-k]にあるように、発明の特許法第29条第1項各号のいずれかに該当するに至ったのであれば、新規性は喪失していません。一般的に、論文を投稿した時点では、受け付けられても不特定の者に秘密でないものとして投稿内容が知られる状態に置かれるものではありませんので、通常は、その投稿により発明が公然知られたものとは認められず、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受ける必要はありません。

Q3-m：ウェブサイトに掲載される学術論文に発明を公開しましたが、論文全文には雑誌の会員しかアクセスできません。そのような場合でも、発明は新規性を喪失したことになるのですか？

A：特許・実用新案審査ハンドブック第III部第2章 新規性・進歩性 の「3207 ウェブページ等へのアクセスにパスワードが必要である、又はアクセスが有料である場合であっても、そのウェブページ等に掲載されている事項が公衆に利用可能である場合」に記載されるように、ウェブページ等へのアクセスにパスワードが必要であったり、アクセスが有料であったりする場合でも、以下の(i)及び(ii)の双方を満たす場合は、公衆に利用可能となったといえます。

(i) ウェブページ等に掲載されている事項の存在及び存在場所を公衆が知ることができたこと。

(ii) 不特定の者が当該事項にアクセス可能であったこと。

したがって、会員しかアクセスできないウェブサイト公開された発明も、新規性を喪失したことになりますので、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受ける必要があります。

・特許・実用新案審査ハンドブック

http://www.jpo.go.jp/shiryou/ki_jun/ki_jun2/handbook_shinsa.htm

Q3-n：一つの学会や博覧会の開催が数日にわたる場合、「証明する書面」の公開日はどのように記載すればよいでしょうか？

A：実際に発明を公開した日付を記載してください。括弧書きで開催期間を追記しても問題ありません。

3. (4) 「公開者」に関するQ&A

Q3-o：インターネットを通じて発明を公開した場合、公開者とは、ウェブサイトへの掲載作業を行った者ですか？

A：発明の公開者ですので、単に掲載作業を行っただけの者ではなく、例えばその発明をウェブサイトに掲載するための記事等を執筆した者を意味します。

Q3-p：「公開者」の中に単なる実験補助者として名を連ねたものが存在する場合、この者の住所を省略することは可能でしょうか？

A：単なる実験補助者であっても「公開者」である以上、本人を特定できるよう住所（居所）を記載してください。

Q3-q：公開者が発明者と異なる場合でも、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？

A：受けることができます。

「証明する書面」の「公開の事実」欄と「特許を受ける権利の承継等の事実」欄を事実に基づいて記載してください。「発明の公開日から 6 月以内に特許出願をしたこと」と「権利者の行為に起因して発明が公開され、権利者が特許出願をしたこと」の二つの要件が満たされることを証明すれば、第 2 項の規定の適用が認められます。

3. (5) 「特許を受ける権利の承継について」に関する Q & A

Q3-r：職務発明であって、発明者が従業員である会社が出願人である場合も、特許を受ける権利の承継の事実を記載する必要がありますか？

A：職務発明であっても、その旨を権利の承継の事実として記載してください。

従業員（従業者等）と会社（使用者等）との間には、いわゆる予約承継（特許法第 35 条 2 項）の契約により、特許を受ける権利が発明の直後に使用者に譲渡される場合があります。その場合の記載要領については、平成 23 年改正法対応手引きの[記載例 6]の 2. ⑤等を参照してください。

3. (6) 「行為時の権利者と公開者との関係等について」に関する Q & A

Q3-s：公開者の中に、発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）以外の他者が含まれている場合において、行為時の権利者と他者の関係が「単なる実験補助者」のように「平成 23 年改正法対応手引き」の [3. 4. 2] の例のとおり関係ではないのですが、どのような関係であれば認められるのでしょうか？

A：「単なる実験協力者」は一例にすぎません。行為時の権利者と公開者との関係については、特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公開者が発明を公開したと認められるように事実に基づいて記載すれば問題ありません。

具体的にどのような関係であれば認められるのかは事例ごとに異なりますので一概に回答できません。

Q3-t：発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）と公開者との関係等について、「平成 23 年改正法対応手引き」の [3. 4. 2] の記載例のように記載できないのですが、これらのように記載しなければ発明の新規性喪失の例外規定の適用は認められないのでしょうか？

A：「平成 23 年改正法対応手引き」の各記載例は例示にすぎません。特許を受ける権利の承継の事実について、事実に基づいて記載すれば問題ありません。

3. (7) 補充資料（客観的証拠資料や第三者による証明書）に関するQ & A

Q3-u：「証明する書面」（出願人による証明書）と一緒に、証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料（客観的資料や第三者の証明書等）も提出することが必要でしょうか？

A：「証明する書面」としては、「平成 23 年改正法対応手引き」に記載の一定の書式に従った出願人自らによる証明書が作成され、特許出願の日から 30 日以内に提出されていれば、証明事項について一定の証明力があるものと認められますので、証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料を添付することは必須ではありません。

（「平成 23 年改正法対応手引き」の[3. 1]参照）

Q3-v：30 条の適用を受けようとする発明について、その発明内容の詳細を示すための刊行物のコピー等も提出した方が良いでしょうか？

A：「証明する書面」に、証明する対象を特定し得る程度に発明内容を記載すれば、刊行物のコピー等は必ずしも提出する必要はありません。

Q3-w：証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料（客観的資料や第三者の証明書等）としてはどのようなものを提出すればよいですか？

A：証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料としては、例えば以下のようなものが挙げられます。

＜公開態様ごとの補充資料の例＞

- ・試験の実施：立会人等による証明書
- ・刊行物への発表：奥付ページ、目次ページ、発明が実際に記載された最初のページ等のコピー
- ・電気通信回線を通じて公開：ウェブサイトのプリントアウト
- ・集会での発表：開催案内や発表プログラム冊子のコピー、主催者による証明書
- ・展示により公開：博覧会の開催案内やプログラム、出品物のカタログ・パンフレット、出品ブースで出品物が展示されていたことがわかる写真等のコピー、主催者による証明書
- ・販売により公開：商品のチラシ、販売場所で商品が販売されていたことがわかる写真等のコピー
- ・記者会見により公開：プレスリリースのコピー
- ・テレビ放送により公開：番組案内が掲載された放送局のウェブサイトのプリントアウト、放送局による証明書

<具体的な補充資料の例>

学会での発表により公開された場合の記載例

証明書

別添文書に記載されている内容「……」は、下記のとおり当大学の主催する□□論文発表会（平成○年○月○日）において、文書をもって発表されたことを証明する。

記

1. 開催日 平成○年○月○日
2. 研究集会 □□論文発表会
○○大学××号講義室
3. 公開者 特許 太郎
4. 公開された発明の内容
.....

平成○年×月×日
東京都△△区×× ○ー○ー○
○○大学学長
△△ □□印

博覧会での展示により公開された場合の記載例

証明書

別紙添付の「 」は、平成○年○月○日に大阪市・・・にて開設された第△△回○○○○展において×××が出品したものであることに相違ないことを証明致します。

平成○年○月○日
大阪市○○区△△
(社)○○協会
△△ □□印

Q3-x：自社のウェブサイトが発明を公開したので、第2項の規定の適用を受けようと考えています。公開した情報に関して掲載、保全等に権限又は責任を有する者による証明書を「証明する書面」（出願人による証明書）の記載を裏付けるための補充資料として提出しようと考えていますが、この場合、誰の証明書を取得すればよいのでしょうか？

A：会社の代表取締役が望ましいといえますが、ウェブサイトの掲載に対して責任を有する担当部署を代表する者でも構いません。

公開した情報に関して掲載、保全等に権限又は責任を有する者による証明書の記載例

証明書

別紙添付のウェブサイトのプリントアウトは、平成○年○月○日に特許株式会社がインターネットアドレス「<http://www.>」にて掲載したものであることに相違ないことを証明致します。

平成○年○月○日
東京都○○区○○丁目○○番地
特許株式会社
代表取締役社長
特許 太郎 印

Q3-y：セミナーで公開した発明について第2項の規定の適用を受けるにあたり、「証明する書面」（出願人による証明書）と一緒に、証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための補充資料としてセミナーの開催者による証明書を提出しようと考えています。このセミナーが複数の者による共催となっているときには、その共催者全員による証明書を必要とするのでしょうか？

A：共催者の中のいずれか一者による証明がなされれば十分です。

Q3-z：「証明する書面」（出願人による証明書）と一緒に客観的証拠資料も提出しようと考えていますが、証明する書面に記載した項目のうち客観的証拠資料が用意できない項目があります。どのように対処すればよいですか？

A：出願人による証明書に記載した項目のうち客観的証拠資料が用意できない項目がある場合であっても、出願人による証明書と用意することができた客観的証拠資料とを総合的に判断した結果、公開された発明が、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができる発明であることが証明されたと判断されれば、第2項の規定の適用が認められます。

他方、第三者による証明書により、客観的証拠資料では足りない項目の証明を補うこともできます（例えば、刊行物に発表した場合で、刊行物の奥付等に発行日が記載されていない場合や、刊行物の奥付等を実際の発行日とは異なる日が記載されている場合（[Q2-f]参照）、発行所等に刊行物の発行日を証明する書類を作成してもらい、それを提出することができます。）。

なお、第三者による証明書の内容や形式については[Q3-w]、[Q3-x]をご参照ください。

Q3-aa：特許出願の日から30日経過した後に、既に提出した「証明する書面」（出願人自らによる証明書）に記載した事項の範囲内で、それらが事実であることを裏付けるために補充資料を提出しようと考えています。この場合「記載した事項の範囲内」とは具体的にどのような範囲ですか？

A：「証明する書面」に記載した事実を変更しない範囲です。例えば、「証明する書面」において概要のみを記載していた発明について、より詳細な構成が記載された補充資料を提出することは認められます。

一方、「証明する書面」において当初記載していた事実を変更したり、その書面において当初記載していた事実とは別の新たな事実を追加する補充資料を提出することは認められません。例えば、「証明する書面」には4月1日に発明AをX学会において発表した事実しか記載していない場合に、出願から30日を経過した後で、5月1日に発明Aを博覧会に出品したことを証明する資料を補充資料として提出することはできません。

4. 公開された発明が複数存在する場合

Q4-a：特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公開された発明が複数存在する場合は、どのような手続をすれば発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？

A：（「平成23年改正法対応手引き」の[4.]参照）

Q4-b：学術団体によって研究集会（学会）が開催されるにあたり、発明が掲載された予稿集が学会発表に先立って発行され、その後、その学会において発表しました。予稿集への掲載と学会発表のそれぞれについて発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続が必要ですか？

A：予稿集に掲載された内容よりも詳細な内容で学会発表を行った場合には、学会発表によって公開された発明は、予稿集に掲載された発明と同一とみなすことができない場合が多いと考えられます。学会発表によって公開された発明が予稿集に掲載された発明と同一とみなせない可能性があるときには、予稿集に掲載された発明と学会発表によって公開された発明のそれぞれについて第 2 項の規定の適用を受けるための手続を行うことをお勧めします。（「平成 23 年改正法対応手引き」の[4.]参照）

Q4-c：論文発表の後に、論文を図書館で閲覧公開することが学内で義務付けられています。論文発表によって公開された発明について、第 2 項の規定の適用を受けるための手続を行う予定です。ここで、図書館で閲覧公開された発明について第 2 項の規定の適用を受けるためには、この図書館で閲覧公開された発明についても第 2 項の規定の適用を受けるための手続が必要ですか？

A：必須ではありません。

この場合の図書館で閲覧公開された発明は、「平成 23 年改正法対応手引き」の[4.]に記載の条件を満たしています。したがって、論文発表によって公開された発明について第 2 項の規定の適用を受けるための手続を行っていれば、図書館で閲覧公開された発明については「証明する書面」の提出を省略することができます。

Q4-d：X学会で発明Aを発表した後、X学会とは異なるY学会でも発明Aについての発表を行いました。X学会で発表した発明について、第 2 項の規定の適用を受けるための手続を行う予定です。Y学会で発表した発明について第 2 項の規定の適用を受けるためには、このY学会で発表した発明についても第 2 項の規定の適用を受けるための手続が必要ですか？

A：必要です。

Y学会で発表した発明は、「平成 23 年改正法対応手引き」の[4.]に記載の条件を満たす発明に該当しません。

Q4-e：取引先Xに商品Aを販売した後、取引先Xとは異なる取引先Yにも商品Aを販売しました。取引先Xへの販売によって公開された発明について、第 2 項の規定の適用を受けるための手続を行う予定です。取引先Yへの販売によって公開された発明について第 2 項の規定の適用を受けるためには、この取引先Yへの販売によって公開された発明についても第 2 項の規定の適用を受けるための手続が必要ですか？

A：必要です。

取引先Yへの販売によって公開された発明は、「平成 23 年改正法対応手引き」の[4.]に記載の条件を満たす発明に該当しません。

Q4-f：特許を受ける権利を有する者が複数の店舗に商品を納品する場合、「証明する書面」には全ての店舗を記載することが必要ですか？

A：必要です。

一部の店舗のみを記載しても、記載のなかった店舗への納品によって公開された発明は、「平成 23 年改正法対応手引き」の[4.]に記載の条件を満たす発明に該当しません。店舗が多数存在し、その全てを「証明する書面」に記載できない場合、「証明する書面」には別紙参照の旨を記載し、店舗の一覧表などを添付することも可能です。

Q4-g：特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公開された発明が複数ある場合において、先の公開に係る発明については第 2 項の規定の適用を受けるための手続を行わず、先の公開に係る発明と同一の発明であって、先の発明の公開行為と密接に関連する公開行為によって公開された発明について第 2 項の規定の適用を受けるための手続をしました。この場合、先の公開に係る発明について、第 2 項の規定の適用を受けることはできますか？

A：できません。先の公開に係る発明について手続を行う必要があります。

（「平成 23 年改正法対応手引き」の[4.]参照）

Q4-h：セミナーにおいて発明を発表し、発表後に第三者がその発表した発明と同じ発明を独自に発明して特許出願し、その後に発表者が特許出願した場合でも、このセミナーで発表した発明について第 2 項の規定の適用を受ければ、発表者の出願は前記第三者がした出願により拒絶されることはないのでしょうか？

A：拒絶される可能性があります。

第 2 項の規定の適用を受けても、出願日は遡りません。特許を受ける権利を有する者が出願をする前に、第三者が独自に発明して特許出願した場合、前記特許を受ける権利を有する者がした出願は、前記第三者がした出願に基づいて拒絶される可能性があります。確実に権利を確保するためには、できるだけ早く出願することが望ましいといえます。

5. 通常の特許出願以外の出願について

Q5-a：国内優先権主張を伴う出願をする場合に、先の出願が第 2 項の規定の適用を受けているとき、この国内優先権主張を伴う出願は、新規性を喪失した時点から 6 月以内でなくとも、先の出願から 1 年以内に特許出願すれば発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができるのでしょうか？

A：受けることができます（特許法第 41 条第 2 項）。

なお、第 3 項に規定された第 2 項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面については、先の出願時に提出していても、国内優先権主張を伴う後の出願を行う際に、あらためて提出する必要があります。一方、同項に規定された「証明する書面」については、先の出願において提出されていて内容に変更がないものについては、後の出願時にその旨を願書に表示して、提出を省略することができます。

(パリ条約による優先権主張を伴う出願については「平成 23 年改正法対応手引き」の[5.1]の(2)参照)

Q5-b：国内優先権主張を伴う出願をする場合に、先の出願で第 2 項の規定の適用を申請していたとき、この国内優先権主張を伴う後の出願の発明者が先の出願の発明者より増えていても、先の出願で提出した「証明する書面」を援用することができるのでしょうか？

A：援用することができます。

国内優先権主張を伴う出願をする場合において、先の出願について第 2 項の規定の適用の申請がされているときは、発明者が先の出願より増えていても、先の出願について提出した第 3 項に規定の「証明する書面」を援用することは可能です。これは、日本への出願を優先基礎として P C T 出願を行い、当該 P C T 出願を日本に国内移行する場合であって、先の日本への出願が第 2 項の規定の適用を申請しているときでも同様です。

ただし、先の出願について提出した「証明する書面」を援用するには、(1) 先の出願について提出した「証明する書面」から内容に変更がないこと、及び、(2) この「証明する書面」を援用する旨を後の出願の願書（P C T 出願を日本に国内移行する場合にあっては、新規性喪失の例外適用申請書（特許法施行規則様式第 54 の 2））に表示することが必要となります。

Q5-c：国内優先権の主張を伴う後の出願をする場合において、先の出願時に第 2 項の規定の適用を受けるための手続をしていないにもかかわらず、後の出願時にその手続をしたときはどのように扱われるのでしょうか？

A：新規性を喪失した日から 6 ヶ月以内に後の出願をする場合は、後の出願時に第 2 項の規定の適用を受けるための手続を行えば発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます。これに対し、新規性を喪失した日から 6 ヶ月経過後に後の出願をする場合は、新規性喪失の例外の適用を受けることはできません。（「平成 23 年改正法対応手引き」の[5.1]の(1)参照）

Q5-d：発明を刊行物に発表した後、6 月以内に米国において特許出願を行い、発表から 6 月経過後にその米国特許出願を基礎としたパリ条約による優先権主張を伴って日本へ特許出願を行った場合、「6 月以内にその者がした特許出願」と認められますか？

A：認められません。

発表後 6 月以内に日本へ出願されない限り発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることはできません。（「平成 23 年改正法対応手引き」の[5.1]の(2)参照）

Q5-e：新規性喪失の日から 6 月以内に、第 2 項の規定の適用を申請して日本への出願（出願 A）を行いました。その後、出願 A を優先基礎として P C T 出願（出願 B）を行い、出願 B を日本に国内移行しました。指定国としての日本において出願 B について新規性喪失の例外の適用はありますか？

A：指定国としての日本において、出願 B の出願 A に対する優先権は、国内優先権として扱われます。したがって、[Q5-a]と同様に、出願 B について第 2 項の規定の適用を受けることは

可能です。この場合、出願Bのように、PCT出願を国内移行した案件については、国内処理基準時（※）の属する日後 30 日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面及び「証明する書面」を提出することが必要です（特許法 184 条の 14）。

（※）国内書面提出期間が満了する時（国内書面提出期間内に申請人が出願審査の請求をするときは、その請求の時）

Q5-f：国際段階において「不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て」を行っておらず、その後、日本に国内移行しました。そのような場合、新規性喪失の例外規定の適用は受けられないのでしょうか？

A：国内処理基準時の属する日後 30 日以内に必要な書面を提出すれば、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます。

なお、指定国としての日本を対象としてなされている場合に、「不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て」があることによって、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の省略が可能です。

Q5-g：優先権主張を伴う特許協力条約（PCT）に基づく国際出願をする場合における、第 2 項の規定の適用を受けるための手続について教えてください。

A：原則として発明の公開日から 6 月以内に国際出願を行い（※1）、国内処理基準時（※2）の属する日後 30 日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面（国際段階において、「不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て」（PCT規則 4.17(v)、26 の 3.1）が指定国としての日本国を対象としてなされている場合には省略できます）及び「証明する書面」を提出する必要があります（「平成 23 年改正法対応手引き」の [5.3] 参照）。

（※1）発明の公開日から 6 月以内に日本になされた出願（先の出願）を基礎とする優先権主張を伴う国際出願の場合には、この先の出願の際に手続（「平成 23 年改正法対応手引き」の [2.] の (a)～(c)）を行っていれば、その国際出願の出願日が発明の公開日から 6 月を経過した後であっても第 2 項の規定の適用を受けることが可能です。ただしこの場合、欧州など、猶予期間の基準日が優先日でない国又は地域（[Q1-j] 参照）において、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けられなくなります。

（※2）国内書面提出期間が満了する時（国内書面提出期間内に申請人が出願審査の請求をするときは、その請求の時）

6. 発明が意に反して公開された場合（第 1 項）

Q6-a：意に反して公開されたという事情を出願前に知っています。第 1 項の適用を受けるためには、特許法第 30 条適用にあたって何ら手続をすることなく出願しても問題ないのでしょうか？

A：意に反して新規性を喪失した日から 6 月以内に特許出願が行われていれば問題ありません。この場合、特許出願の際の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面及び特許出願から 30 日以内の「証明する書面」の提出は必要ありませんが、意に反して公開に

された旨を意見書や上申書等を通じて説明してください。

なお、意に反して公開された事実を知っている場合（特許等に関する公報に掲載された場合を除く）には、特許出願をする際に「平成 23 年改正法対応手引き」の[2.]の(a)～(c)の手続を行って第 2 項の規定の適用を受けることもできます。

Q6-b：意に反して公開されたといえる具体例には何がありますか？

A：特許を受ける権利を有する者（権利者）と公開者との間に秘密保持に関する契約があったにもかかわらず公開者が公開した場合、公開者の脅迫又はスパイ行為等によって公開された場合、ある日時までは公開しない旨約束していたにもかかわらず、その日時前に公開された場合等が挙げられます。

Q6-c：「意に反して」公開された発明である旨を意見書や上申書等を通じて説明しようと考えています。何を記載したらよいでしょうか？

A：（１）発明が公開された日から 6 月以内に特許出願をしていること、及び、（２）特許を受ける権利を有する者（権利者）の意に反して発明が公開されたことについて証明してください。

（２）の証明については、例えば、権利者と公開者との間に秘密保持に関する契約があったにもかかわらず公開者が公開したという場合には、契約書のコピーを提出するなどして、権利者と公開者との間にその発明を秘密にするという契約があったことを証明することが考えられます。

IoT 関連技術等に関する事例について

(1)“「モノ」がネットワークと接続されることで得られる情報を活用し、新たな価値・サービスを見いだす技術”(IoT(Internet of Things)関連技術)に係る特許出願、(2)AIが学習することによって生成される学習済みモデル等のAI関連技術に係る特許出願、及び、(3)3Dプリンタに用いられるデータ等の3Dプリンティング関連技術に係る特許出願について、特許・実用新案審査基準を適用したときの運用の例示を充実させるため、以下1.～3.の観点から合計23事例を、特許・実用新案審査ハンドブックの附属書A及び附属書Bに示す。(平成28年9月28日に、(1)IoT関連技術として12事例を掲載。平成29年3月22日に、(1)IoT関連技術、(2)AI関連技術及び(3)3Dプリンティング関連技術として11事例を追加掲載。)

また、これらの事例の特許・実用新案審査ハンドブックにおける掲載箇所が複数箇所(附属書A 3.、同4.、同5.、附属書B第1章3.)にわたることから、全事例を総合的に把握できるよう、第4頁以降に事例集としてまとめて示す。

1. 発明該当性の判断 (IoT、AI 及び 3D プリンティング関連技術)

IoT、AI及び3Dプリンティング関連技術は、コンピュータソフトウェアを必要とする発明や、データ構造等の発明として出願されることがある。

審査官は、そのようなIoT、AI及び3Dプリンティング関連技術に係るコンピュータソフトウェアを必要とする発明や、データ構造等の発明における発明該当性の判断についても、他のコンピュータソフトウェアを必要とする発明や、データ構造等の発明における発明該当性の判断と同様に、“審査基準 第III部 第1章 発明該当性及び産業上の利用可能性” 及び、“審査ハンドブック附属書B 第1章 コンピュータソフトウェア関連発明” に従って、「自然法則を利用した技術的思想の創作」かどうかの判断を行う。

データ構造や構造を有するデータについては、上記「自然法則を利用した技術的思想の創作」かどうかの判断過程において、「プログラム等」、すなわち、プログラムに準ずる(データの有する構造がコンピュータによる情報処理を規定するという点で、プログラムと類似する性質を有することを意味する。(審査ハンドブック附属書B第1章2.1.2))ものに該当するかどうかを判断する。(審査ハンドブック附属書B 第1章 事例2-11、2-12、2-13、2-15)

事例一覧

(附属書 A 3. 発明該当性及び産業上の利用可能性に関する事例集)

平成 29 年 3 月 22 日に
追加掲載

- | |
|---|
| ・リンゴの糖度データ及びリンゴの糖度データの予測方法 (IoT, AI関連技術) : <u>事例3-2</u> |
| ・人形の3D造形用データ及び人形の3D造形方法 (3Dプリンティング関連技術) : <u>事例3-3</u> |

3-3

- ・電気炊飯器の動作方法、動作プログラム (IoT関連技術) …………… : 事例4-2
(附属書 B 第 1 章 3. 事例)
- ・無人走行車の配車システム及び配車方法1 (IoT関連技術) …………… : 事例2-9

・無人走行車の配車システム及び配車方法2 (IoT関連技術) …………… : 事例2-10

・木構造を有するエリア管理データ (IoT関連技術) ……………	: 事例2-11
・暗号化されたパッケージファイルのデータ構造 (IoT関連技術) ……………	: 事例2-12
・音声対話システムの対話シナリオのデータ構造 (AI関連技術) ……………	: 事例2-13
・宿泊施設の評判を分析するための学習済みモデル (AI関連技術) ……………	: 事例2-14
・3D造形用データ(3Dプリンティング関連技術) ……………	: 事例2-15

平成 29 年 3 月 22 日に追加掲載

2. 新規性の判断 (IoT 関連技術)

IoT 関連技術は、通常、複数の装置や端末がネットワークで接続されたシステムで実現されるため、当該システムの一部の装置や端末がサブコンビネーション(注)の発明として特許出願されることがある。

審査官は、IoT関連技術のサブコンビネーションの発明の新規性の判断についても、他のサブコンビネーションの発明についての新規性の判断と同様に、“審査基準 第 III 部 第 2 章 第 4 節 4. サブコンビネーションの発明を「他のサブコンビネーション」に関する事項を用いて特定しようとする記載がある場合”に従って行う。

(注) サブコンビネーションとは、二以上の装置を組み合わせてなる全体装置の発明、二以上の工程を組み合わせてなる製造方法の発明等(以上をコンビネーションという。) に対し、組み合わされる各装置の発明、各工程の発明等をいう。

事例一覧

(附属書 A 4. 新規性に関する事例集)

・ロボット装置 (IoT関連技術) ……………	: 事例35
・水処理装置 (IoT関連技術) ……………	: 事例36
・健康管理システム、端末装置 (IoT関連技術) ……………	: 事例37
・ドローン見守りシステム、ドローン装置 (IoT関連技術) ……………	: 事例38

3. 進歩性の判断 (IoT、AI 及び 3D プリンティング関連技術)

審査官は、IoT、AI 及び 3D プリンティング関連技術の発明の進歩性の判断についても、他の発明についての進歩性の判断と同様に、“審査基準 第 III 部 第 2 章 第 2 節 進歩性”に従って行う。

IoT、AI 及び 3D プリンティング関連技術の発明においては、引用発明との相違点に関し、「モノ」がネットワークと接続されることで得られる情報の活用、特定の学習済みモデルから得られる特有の出力情報、又は、特定の構造を有するデータによって規定される特有の情報処理による有利な効果が認められる場合がある。このような場合には、審査官は、当該効果を「進歩性が肯定される方向に働く要素に係る諸事情」の一つに含めて進歩性の判断を行う。

事例一覧

(附属書 A 5. 進歩性に関する事例集)

・サプライチェーン管理方法 (IoT関連技術)	: 事例26
・ランニング支援システム (IoT関連技術)	: 事例27
・豪雨地点特定システム (IoT関連技術)	: 事例28
・医療機器保守サーバ (IoT関連技術)	: 事例29
・建設機械保守サーバ (IoT関連技術)	: 事例30
・車載装置及びサーバを有する学習システム (IoT, AI関連技術)	: 事例31
・製造ラインの品質管理プログラム(IoT, AI関連技術)	: 事例32

(附属書 B 第 1 章 3. 事例)

平成 29 年 3 月 22 日に追加掲載

・木構造を有するエリア管理データ (IoT関連技術)	: 事例3-4
・3D造形方法及び3D造形用データ (3Dプリンティング関連技術)	: 事例3-5

平成 29 年 3 月 22 日に追加掲載

4. 留意事項

次頁以降の事例集は、IoT、AI 及び 3D プリンティング関連技術の出願における特定の請求項の記載形式を推奨するものではない。

その他の留意事項については、附属書 A 及び B 冒頭頁の(留意事項)を参照されたい。

IoT 関連技術等に関する

「特許・実用新案審査ハンドブック」事例集

目 次

1. <u>発明該当性に関する事例</u> (附属書 A 及び B)	6
(「附属書 A 3. 発明該当性及び産業上の利用可能性に関する事例集」)	
<u>事例 3-2 リンゴの糖度データ及びリンゴの糖度データの予測方法</u> (IoT, AI 関連技術) (技術的思想でないもの/あるもの)	7
<u>事例 3-3 人形の 3D 造形用データ及び人形の 3D 造形方法</u> (3D プリンティング関連技術) (技術的思想でないもの/あるもの)	12
<u>事例 4-2 電気炊飯器の動作方法、動作プログラム</u> (IoT 関連技術) (コンピュータソフトウェアという観点からの検討が行われないもの)	14
(「附属書 B 第 1 章 3.2 発明該当性に関する事例」)	
<u>事例 2-9 無人走行車の配車システム及び配車方法 1</u> (IoT 関連技術) (ソフトウェアを用いた無人走行車の配車に関するもの(ビジネス分野))	16
<u>事例 2-10 無人走行車の配車システム及び配車方法 2</u> (IoT 関連技術) (ソフトウェアを用いた無人走行車の配車に関するもの(ビジネス分野))	20
<u>事例 2-11 木構造を有するエリア管理データ</u> (IoT 関連技術) (ユーザへのコンテンツデータ配信のための木構造を有するエリア管理データに 関するもの(情報処理分野))	23
<u>事例 2-12 暗号化されたパッケージファイルのデータ構造</u> (IoT 関連技術) (暗号化されたパッケージファイルのデータ構造に関するもの(セキュリティ分野))	31
<u>事例 2-13 音声対話システムの対話シナリオのデータ構造</u> (AI 関連技術) (音声対話システムにおけるデータ構造に関するもの)	36
<u>事例 2-14 宿泊施設の評判を分析するための学習済みモデル</u> (AI 関連技術) (宿泊施設の評判を分析するようコンピュータを機能させるための学習済みモデル に関するもの)	41
<u>事例 2-15 3D 造形用データ</u> (3D プリンティング関連技術) (構造を有する 3D 造形用データに関するもの(3D プリンティング分野))	45

2. <u>新規性に関する事例(附属書 A)</u>	50
(「附属書 A 4. 新規性に関する事例集」)	
事例35 <u>ロボット装置(IoT 関連技術)</u> (サブコンビネーション(新規性がないもの／あるもの))	51
事例36 <u>水処理装置(IoT 関連技術)</u> (サブコンビネーション(新規性があるもの))	57
事例37 <u>健康管理システム、端末装置(IoT 関連技術)</u> (サブコンビネーション(新規性があるもの／ないもの))	60
事例38 <u>ドローン見守りシステム、ドローン装置(IoT 関連技術)</u> (サブコンビネーション(新規性があるもの／ないもの))	63
3. <u>進歩性に関する事例(附属書 A 及び B)</u>	67
(「附属書 A 5. 進歩性に関する事例集」)	
事例26 <u>サプライチェーン管理方法(IoT 関連技術)</u> (進歩性があるもの)	68
事例27 <u>ランニング支援システム(IoT 関連技術)</u> (進歩性があるもの)	73
事例28 <u>豪雨地点特定システム(IoT 関連技術)</u> (進歩性があるもの)	78
事例29 <u>医療機器保守サーバ(IoT 関連技術)</u> (進歩性があるもの)	83
事例30 <u>建設機械保守サーバ(IoT 関連技術)</u> (進歩性がないもの)	87
事例31 <u>車載装置及びサーバを有する学習システム(IoT, AI 関連技術)</u> (進歩性がないもの)	91
事例32 <u>製造ラインの品質管理プログラム(IoT, AI 関連技術)</u> (進歩性がないもの)	97
(「附属書 B 第 1 章 3.3 進歩性に関する事例」)	
事例3-4 <u>木構造を有するエリア管理データ(IoT 関連技術)</u> (進歩性があるもの)	102
事例3-5 <u>3D造形方法及び3D造形用データ(3Dプリンティング関連技術)</u> (進歩性があるもの)	111

1. 発明該当性に関する事例

〔事例 3-2〕 リンゴの糖度データ及びリンゴの糖度データの予測方法

発明の名称

リンゴの糖度データ及びリンゴの糖度データの予測方法

特許請求の範囲

【請求項 1】

反射式近赤外分光分析を行う携帯型のリンゴ用糖度センサにより計測された、果樹に実った収穫前のリンゴの糖度データ。

【請求項 2】

サーバの受信部によって受信され、前記サーバの記憶部に記憶された、請求項 1 に記載のリンゴの糖度データ。

【請求項 3】

サーバの分析部が、収穫前の所定期間分のリンゴの糖度データ及び気象条件データと、出荷時のリンゴの糖度データとの関係を、過去の実績に基づいて分析する工程と、

前記サーバの受信部が、請求項 1 に記載のリンゴの糖度データを所定期間分受信する工程と、

前記サーバの予測部が、前記分析した関係に基づいて、前記受信した所定期間分のリンゴの糖度データ及び過去・将来の気象条件データを入力として、将来の出荷時のリンゴの糖度データを予測して出力する工程と、を含む、
リンゴの糖度データの予測方法。

【請求項 1】

「発明」に該当しない。

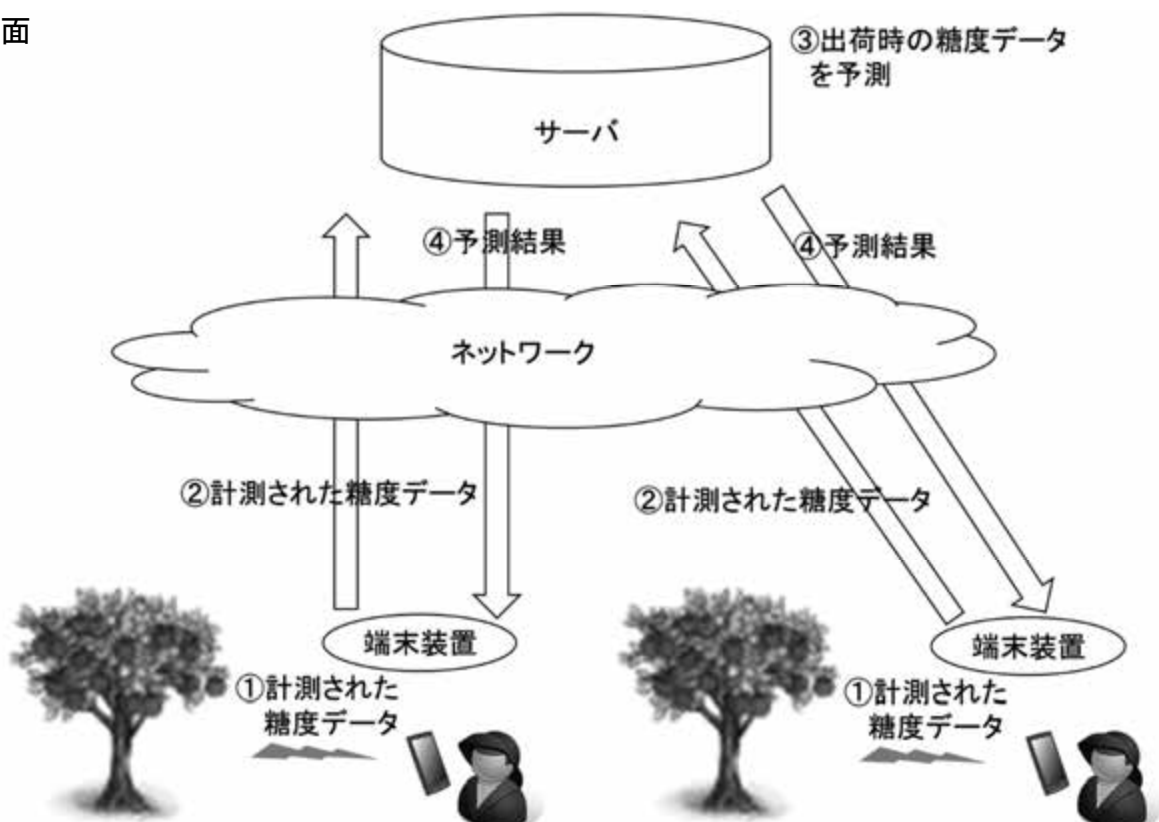
【請求項 2】

「発明」に該当しない。

【請求項 3】

「発明」に該当する。

図面



発明の詳細な説明の概要

【技術分野】

本発明は、リンゴの糖度データ及びリンゴの糖度データの予測方法に関する。

【背景技術】

リンゴの出荷にあたっては当該リンゴの糖度が重要な指標であり、出荷時にリンゴの糖度を計測することが、従来から行われている。そして、リンゴは計測された糖度等に基づいて等級分けされて出荷されるとともに、栽培者は翌年の栽培条件を必要に応じて変更している。

一方、果樹に実った収穫前のリンゴの糖度データを計測できれば、出荷時のリンゴの糖度データを予測することにより、当該リンゴの糖度を所望のものへと近づけるための栽培支援を栽培中に行うことができる。

【発明が解決しようとする課題】

本発明は、このような状況に鑑みてなされたものであり、果樹に実った収穫前のリンゴの糖度データを計測し、出荷時のリンゴの糖度データを予測することにより、そのデータに基づいて当該リンゴの栽培中に糖度を所望のものへと近づけるための栽培支援を行うことを目的とする。

【課題を解決するための手段】

本発明においては、果樹に実った収穫前のリンゴの糖度データを、携帯型のリンゴ用糖度センサにより計測する。当該リンゴ用糖度センサは、リンゴに対して近赤外光を照射し反射された光を分光分析することにより、当該リンゴの糖度を計測するものである。この計測原理は、従来から出荷時に行われてきたリンゴの糖度の計測と同じであるが、センサ技術の発展により携帯型のリンゴ用糖度センサが開発されたため、本発明においては、果樹に実った収穫前のリンゴの糖度データを計測する。当該リンゴ用糖度センサは通信機能を有しており、計測された糖度データをサーバに直接送信することができる。または、栽培者の端末装置を介してサーバに送信することができる。

そして、このリンゴの糖度データは、サーバにおける分析及び予測において用いられる。

サーバにおける分析は、以下の(1)～(4)の工程を経て、行われる。

- (1) サーバの受信部が、特定期間にわたり、果樹に実った収穫前のリンゴの日々の糖度データを、複数の栽培者の端末装置からネットワークを介して受信する工程。
- (2) サーバの受信部が、収穫前の所定期間分の気象条件データ及び出荷時のリンゴの糖度データを受信する工程。ここで、気象条件データとしては、日照量、気温、降水量、湿度等から選ばれた、任意のものが用いられる。気象条件データは、リンゴが栽培されている地点の気象条件であってもよいし、当該栽培地点とサーバの設置箇所が気象条件の違いがあるほど遠距離に位置していなければ、サーバの設置箇所又は設置地域における気象条件であってもよい。また、出荷時のリンゴの糖度データは、従来同様等級分けのために計測されるものである。
- (3) サーバの記憶部が、受信した所定期間分のリンゴの糖度データ及び気象条件データと、出荷時の当該リンゴの糖度データとを、一の組み合わせとして記憶する工程。サーバは、以下の(4)の分析において妥当な分析結果を得られるよう、実績値としての当該組み合わせについて十分なデータ量を蓄積する。

(4) サーバの分析部が、記憶部に記憶された前記データに基づいて、収穫前の所定期間分のリンゴの糖度データ及び気象条件データと、出荷時のリンゴの糖度データとの関係を機械学習により分析する工程。この機械学習には、ニューラルネットワークによるディープラーニング等の任意の手法が用いられる。例えば、ニューラルネットワークであれば、収穫 X 日前の時点よりも以前に計測されたリンゴの糖度データ、及び、収穫前の気象条件データを入力層に入力し、出荷時のリンゴの糖度データを出力層から出力するように構成し、これら入力層に入力するデータと出力層から出力するデータとが紐付けられた分析用データを用いた教師あり学習によって、ニューラルネットワークのニューロン間の重み付け係数を最適化していく。

そして、サーバにおける予測は、以下の(5)～(8)の工程を経て、行われる。

- (5) サーバの受信部が、果樹に実った収穫前のリンゴの所定期間分の糖度データを、栽培者の端末装置からネットワークを介して受信する工程。
- (6) サーバの受信部が、現時点までの過去の気象条件データ及び現時点から出荷日までの将来の予測気象条件データを受信する工程。上記(2)と同様に、気象条件データとしては、日照量、気温、降水量、湿度等から選ばれた、任意のものが用いられるが、後述の予測を行うために、本工程では、将来の予測気象条件も受信する。
- (7) サーバの記憶部が、これら受信したデータを記憶する工程。
- (8) サーバの予測部が、(4)の工程で分析して得られた関係に基づいて、記憶部に記憶されたデータを利用し、計測された所定期間分のリンゴの糖度データ及び過去・将来の気象条件データを入力として、将来の出荷時のリンゴの糖度データを予測する工程。例えば、(4)で言及したニューラルネットワークであれば、収穫 X 日前の時点よりも以前に計測されたリンゴの糖度データ、並びに、当該収穫 X 日前の時点よりも以前の気象条件データ、及び、当該収穫 X 日前の時点よりも以後の予測気象条件データを入力層に入力し、出荷時のリンゴの糖度データを出力層から出力することにより、予測が行われる。

その後、サーバは、予測された出荷時のリンゴの糖度データを、ネットワークを介して栽培者の端末装置へ送信する。栽培者は、当該予測された出荷時のリンゴの糖度データに基づいて、栽培条件の変更等を検討する。

【発明の効果】

本発明によれば、果樹に実った収穫前のリンゴの糖度データを計測し、出荷時のリンゴの糖度データを予測することにより、そのデータに基づいて当該リンゴの栽培中に糖度を所望のものへと近づけるための栽培支援を行うことができる。

【結論】

請求項 1 に係る発明は、「発明」に該当しない。

請求項 2 に係る発明は、「発明」に該当しない。

請求項 3 に係る発明は、「発明」に該当する。

【説明】

・請求項 1 について

情報の提示(提示それ自体、提示手段や提示方法)に技術的特徴を有しないような、情

報の単なる提示(提示される情報の内容にのみ特徴を有するものであって、情報の提示を主たる目的とするもの)は第29条第1項柱書でいう「発明」(「自然法則を利用した技術的思想の創作」)に該当しない。

請求項1では、リンゴの糖度データの提示手段や提示方法について何ら特定されていないところ、請求項1に係るリンゴの糖度データは、「反射式近赤外分光分析を行う携帯型のリンゴ用糖度センサにより計測された、果樹に実った収穫前のリンゴの糖度データ」という情報の内容のみに特徴があるといえる。したがって、請求項1に係るリンゴの糖度データは、情報の提示(提示それ自体、提示手段や提示方法)に技術的特徴を有しておらず、提示される情報の内容にのみ特徴を有するものであって、情報の提示を主たる目的とするものである。

よって、請求項1に係るリンゴの糖度データは、情報の単なる提示であり、全体として自然法則を利用した技術的思想の創作ではなく、「発明」に該当しない。

・請求項2について

請求項2では、請求項1に記載のリンゴの糖度データについて、「サーバの受信部によって受信され、前記サーバの記憶部に記憶された」との特定がされているが、リンゴの糖度データの提示手段や提示方法について何ら特定されていないため、依然として、情報の内容のみに特徴があるといえる。したがって、請求項2に係るリンゴの糖度データは、情報の提示(提示それ自体、提示手段や提示方法)に技術的特徴を有しておらず、提示される情報の内容にのみ特徴を有するものであって、情報の提示を主たる目的とするものである。

よって、請求項2に係るリンゴの糖度データは、情報の単なる提示であり、全体として自然法則を利用した技術的思想の創作ではなく、「発明」に該当しない。

・請求項3について

請求項3に係る発明は、コンピュータソフトウェアを利用した、リンゴの糖度データの予測方法である。そして当該リンゴの糖度データの予測方法は、「サーバの分析部が、収穫前の所定期間分のリンゴの糖度データ及び気象条件データと、出荷時のリンゴの糖度データとの関係を、過去の実績に基づいて分析する工程と、サーバの受信部が、請求項1に記載のリンゴの糖度データ(反射式近赤外分光分析を行う携帯型のリンゴ用糖度センサにより計測された、果樹に実った収穫前のリンゴの糖度データ)を所定期間分受信する工程と、サーバの予測部が、前記分析した関係に基づいて、前記受信した所定期間分のリンゴの糖度データ及び過去・将来の気象条件データを入力として、将来の出荷時のリンゴの糖度データを予測して出力する工程と、を含む」ものであるから、請求項3に係る発明は、リンゴに関わる化学的性質、生物学的性質等の技術的性質に基づく情報処理を具体的に行うものである。

よって、請求項3に係る発明は、全体として自然法則を利用した技術的思想の創作であるから、「発明」に該当する。

(補足説明)

請求項3に係る発明が「発明」に該当するか否かは、審査基準「第III部第1章 発

明該当性及び産業上の利用可能性」により判断されるので、コンピュータソフトウェアという観点からの検討は行われない。

〔出願人の対応〕

本願の発明の詳細な説明等の記載を参照する限り、リンゴの糖度データは情報の内容にのみ特徴があると解されるので、請求項1及び2に係るリンゴの糖度データについては拒絶理由を解消することができない。

〔事例 3-3〕 人形の 3D 造形用データ及び人形の 3D 造形方法

発明の名称

人形の 3D 造形用データ及び人形の 3D 造形方法

特許請求の範囲

【請求項 1】

3D 造形装置の造形部が造形を行う際に前記 3D 造形装置の制御部に読み込まれる 3D 造形用データであって、造形される人形の 3 次元形状及び色調を含むことを特徴とする人形の 3D 造形用データ。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の人形の 3D 造形用データに基づいて、前記 3D 造形装置により人形を造形する、人形の 3D 造形方法であって、
前記制御部が、前記 3D 造形用データを読み込む工程と、
前記制御部が、前記 3D 造形用データに含まれる 3 次元形状に基づいて、前記造形部に造形用樹脂を吐出させるよう制御する工程と、
前記制御部が、前記 3D 造形用データに含まれる色調に基づいて、前記造形部に複数色の着色剤を吐出させるよう制御する工程とを、含む人形の 3D 造形方法。

【請求項 1】

「発明」に該当しない。

【請求項 2】

「発明」に該当する。

発明の詳細な説明の概要

【技術分野】

本発明は、人形の 3D 造形用データ及び人形の 3D 造形方法に関する。

【背景技術】

一般的に、合成樹脂製の人形は射出成型により製造されているが、人形は多品種少量生産の製品であるため、これらの製品を射出成型により製造するための型が多数必要になり、人形の製造コストが高くなってしまう。

【発明が解決しようとする課題】

本発明は、このような状況に鑑みてなされたものであり、人形を安価に社会に供給させることを目的とする。

【課題を解決するための手段】

(省略)

【発明の効果】

本発明の人形の 3D 造形用データは、造形される人形の 3 次元形状及び色調を含むものである。人形は、3D 造形装置により簡易に製造できるものであり、射出成型のための型が不要であるため、人形を安価に社会に供給させることができる。

【結論】

請求項 1 に係る発明は、「発明」に該当しない。

請求項 2 に係る発明は、「発明」に該当する。

[説明]

・請求項 1 について

情報の提示(提示それ自体、提示手段や提示方法)に技術的特徴を有しないような、情報の単なる提示(提示される情報の内容にのみ特徴を有するものであって、情報の提示を主たる目的とするもの)は第29条第1項柱書でいう「発明」(「自然法則を利用した技術的思想の創作」)に該当しない。

3D造形用データが、請求項1に記載のように「3D造形装置の造形部が造形を行う際に前記3D造形装置の制御部に読み込まれる」ことは3D造形装置におけるごく通常の作動であるところ、請求項1に係る人形の3D造形用データは、3D造形装置の制御部への読み込まれる手段や方法に何ら技術的特徴をもたらすものではなく、「造形される人形の3次元形状及び色調を含む」という情報の内容のみに特徴があるといえる。したがって、請求項1に係る3D造形用データは、情報の提示(提示それ自体、提示手段や提示方法)に技術的特徴を有しておらず、提示される情報の内容にのみ特徴を有するものである。

よって、請求項1に係る人形の3D造形用データは、情報の単なる提示であり、全体として自然法則を利用した技術的思想の創作ではなく、「発明」に該当しない。

・請求項 2 について

請求項 2 に係る発明は、コンピュータソフトウェアを利用した、3D 造形装置により立体物を造形する人形の 3D 造形方法である。そして当該 3D 造形装置は、読み込んだ 3D 造形用データに含まれる 3 次元形状及び色調に基づいて、造形部に造形用樹脂及び複数色の着色剤を吐出させるよう制御するものであるから、請求項 2 に係る発明は、機器である 3D 造形装置に対する制御又は制御に伴う処理を具体的に行うものである。

よって、請求項 2 に係る発明は、全体として自然法則を利用した技術的思想の創作であるから、「発明」に該当する。

(補足説明)

請求項 2 に係る発明が「発明」に該当するか否かは、審査基準「第 III 部第 1 章 発明該当性及び産業上の利用可能性」により判断されるので、コンピュータソフトウェアという観点からの検討は行われない。

[出願人の対応]

本願の発明の詳細な説明等の記載を参照する限り、人形の3D造形用データは情報の内容のみに特徴があると解されるので、請求項1に係る人形の3D造形用データについては拒絶理由を解消することができない。

(参考)「発明」に該当する3D造形用データについては、「附属書B 第1章 コンピュータソフトウェア関連発明 3.事例」に掲載の事例2-15を参照。

〔事例 4-2〕 電気炊飯器の動作方法、動作プログラム

発明の名称

電気炊飯器の動作方法、動作プログラム

特許請求の範囲

【請求項 1】

ネットワークを介して外部サーバと通信可能な電気炊飯器の動作方法であって、
前記外部サーバから、複数のユーザの炊き方の好み、帰宅時間及び内食の有無に関する情報を受信するステップと、

前記帰宅時間及び内食の有無に関する情報に基づいて、内食の予定があるユーザのうち、最速のユーザの帰宅時間の直前に炊飯が完了するように、炊飯の開始時間を設定するステップと、

前記炊き方の好み及び内食の有無に関する情報に基づいて、内食予定の複数のユーザの炊き方の好みを最適化した炊き方で、炊飯を実行するステップと、
を含む、電気炊飯器の動作方法。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の方法を電気炊飯器に実行させるための、動作プログラム。

発明の詳細な説明の概要

電気炊飯器と、当該電気炊飯器を利用する複数のユーザの炊き方の好み及びスケジュール情報を管理する外部サーバとをネットワークを介して接続させた。当該外部サーバに対しては、ネットワークを介してユーザの携帯端末からアクセス可能であり、ユーザが適宜、炊き方の好みやスケジュール情報を外部サーバに登録及び更新することができる。電気炊飯器は、外部サーバから取得した、ユーザの炊き方の好み、帰宅時間及び内食の有無に関する情報を利用して、以下の付加機能を提供できる。

- (1) ユーザの帰宅時間及び内食の有無に関する情報に基づいて、内食の予定があるユーザのうち、最速のユーザの帰宅時間の直前に炊飯が完了するように、炊飯の開始時間を設定する。
- (2) ユーザの炊き方の好み及び内食の有無に関する情報に基づいて、内食予定の複数のユーザの炊き方の好みを最適化した炊き方により、炊飯を実行する。炊き方の好みとしては、炊きあがりの米の食感を示す「もちもち」「しゃっきり」等があり、あらかじめユーザごとに好み外部サーバに登録されている。最適化した炊き方としては、内食予定のユーザ全員の好みに沿うよう、炊飯時間や温度等を適切に制御した炊飯を実行する。

〔結論〕

請求項 1 に係る発明は、「発明」に該当する。

請求項 2 に係る発明は、「発明」に該当する。

〔説明〕

- ・請求項 1 について

請求項 1 に係る発明は、コンピュータソフトウェアを利用した電気炊飯器の動作方法である。そして当該電気炊飯器は、外部サーバから取得したユーザの炊き方の好み、帰宅時間及び内食の有無に関する情報に基づいて、炊飯の開始時間や炊き方を制御するものであるから、請求項 1 に係る発明は、機器である電気炊飯器が炊飯を実行するための制御又は制御に伴う処理を具体的に行うものである。よって、請求項 1 に係る発明は、全体として自然法則を利用した技術的思想の創作であるから、「発明」に該当する。

- ・請求項 2 について

請求項 2 に係る発明は、「発明」に該当する方法をコンピュータに実行させるためのプログラムであるから、全体として自然法則を利用した技術的思想の創作であり、「発明」に該当する。

(補足説明)

請求項 1 及び 2 に係る発明が「発明」に該当するか否かは、審査基準「第 III 部第 1 章 発明該当性及び産業上の利用可能性」により判断されるので、コンピュータソフトウェアという観点からの検討は行われない。

〔事例 2-9〕 無人走行車の配車システム及び配車方法 1

発明の名称

無人走行車の配車システム及び配車方法 1

特許請求の範囲

【請求項 1】

配車サーバと、配車希望者が有する携帯端末と、無人走行車とから構成されるシステムであって、

前記携帯端末が、

ユーザ ID 及び配車位置を前記配車サーバに送信する送信部を備え、

前記配車サーバが、

ユーザ ID に対応付けてユーザの顔画像を記憶する記憶部と、

前記携帯端末から受信したユーザ ID に対応付けて記憶された顔画像を前記記憶部から取得する取得部と、

無人走行車の位置情報及び利用状態に基づいて、配車可能な無人走行車を特定する特定部と、

前記特定された無人走行車に対して、前記配車位置及び顔画像を送信する送信部と、を備え、

前記無人走行車が、

前記配車位置まで自動走行する自動走行部と、

前記配車位置にて、周囲の人物に対して顔認識処理を行う顔認証部と、

受信した前記顔画像に一致する顔の人物を配車希望者と判定し、無人走行車の利用を許可する判定部と、を備えることを特徴とする、無人走行車の配車システム。

【請求項 2】

ユーザ ID に対応付けてユーザの顔画像を記憶する記憶部を備える配車サーバと、配車希望者が有する携帯端末と、自動走行部及び顔認証部を備える無人走行車とから構成されるシステムにおいて実行される、無人走行車の配車方法であって、

前記携帯端末が、

ユーザ ID 及び配車位置を前記配車サーバに送信するステップと、

前記配車サーバが、

前記ユーザ ID に対応付けられて記憶された顔画像を前記記憶部から取得するステップと、

無人走行車の位置情報及び利用状態に基づいて、配車可能な無人走行車を特定するステップと、

前記特定された無人走行車に対して、前記配車位置、及び前記顔画像を送信するステップと、

前記無人走行車が、

【請求項 1】

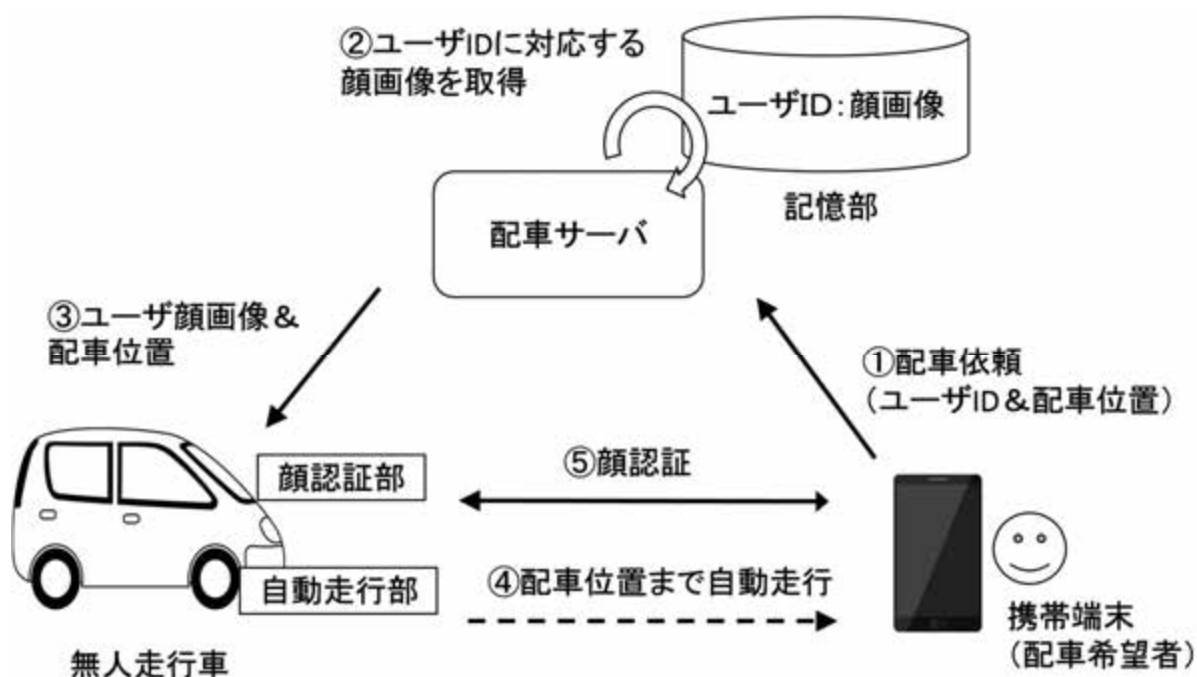
「発明」に該当する。

【請求項 2】

「発明」に該当する。

自動走行部によって、前記配車位置まで自動走行するステップと、
前記配車位置にて、顔認証部が周囲の人物に対して顔認識処理を行い、受信した前記顔画像に一致する顔の人物を配車希望者と判定し、無人走行車の利用を許可するステップと、
からなる、無人走行車の配車方法。

図面



発明の詳細な説明

[背景技術]

本発明は、遊園地やテーマパークなどの所定の敷地内において、無人走行車を利用したサービスに関する。

[発明が解決しようとする課題]

遊園地やテーマパークなどの所定の敷地内における移動手段としては、特定のルートを行くシャトルバス等の乗り物があるが、広大な敷地内をタクシー感覚で自由に移動するための乗り物を提供するサービスは存在しなかった。

[課題を解決するための手段]

本発明は、上記課題を解決するために、公知の技術である無人走行車(運転手が不要で自動走行が可能な車両)を用いた、利用者の認証まで含む配車サービスを提案するものである。

まず、所定の敷地内に、複数の無人走行車を自由に走行可能な状態で配置する。ユーザは敷地内において、自身の携帯端末から配車サーバにアクセスして配車依頼をすることにより、希望する配車位置に無人走行車を呼び出すことができる。前記配車希望を受け付けた配車サーバは、配車可能な無人走行車を特定し、配車位置に向かうよう指示を出す。無人走行車は、自動走行によって配車位置に到着後、顔認証によりユーザの認

証を行い、認証が完了次第、ユーザに乗車を促す。これによりユーザは、タクシー感覚で敷地内の希望する目的地に移動することができる。

[発明を実施するための形態]

以下、具体的なシステム構成及び動作内容について述べる。

所定の敷地内の複数の無人走行車、配車サーバ及び携帯端末は、ネットワークを介して通信可能である。配車サーバにおいて、無人走行車それぞれの位置情報、及びユーザが乗車中か否かを示す利用状態に関する情報を一元管理している。

配車希望者であるユーザは、まず、携帯端末を操作して、配車サーバに対して配車位置を指定した無人走行車の配車依頼をする。当該配車依頼により、配車希望者のユーザ ID と配車位置とを含んだ情報が配車サーバに送信される。配車サーバは、あらかじめ、ユーザ ID とユーザの顔画像とを対応付けて記憶した記憶部を備えており、携帯端末から、ユーザ ID 及び配車位置を受信すると、当該記憶部から当該ユーザ ID に対応する顔画像を取得する。続いて配車サーバは、ネットワークを介して取得した各無人走行車の位置情報及び利用状態に基づいて、配車可能な無人走行車を特定する。そして、特定された無人走行車に配車位置及び顔画像を送信し、当該配車位置に向かうよう指示を出す。

無人走行車は、運転手が無人の状態においても、目的地まで自律走行することが可能な自動走行部を有する。当該自動走行部は公知の技術で実現可能であり、例えば、備え付けのレーダーやセンサ、GPS 等から取得した車両周辺情報や位置情報等の各種情報を人工知能が処理し、モーターやステアリングの駆動を制御することで実現される。さらに、無人走行車は車外を撮影するカメラを用いての顔認証部を備えており、配車位置に到着後、周囲の人物に対して顔認識処理による本人確認を行う。そして、配車サーバから受信した顔画像に一致する顔の人物を認識した場合には当該人物を配車希望者と判定し、車体のドアを解錠して乗車を促すことで利用を許可する。

これにより、所定の敷地内において、無人走行車を用いた配車サービスが実現される。

[結論]

請求項 1 に係る発明は、「発明」に該当する。

請求項 2 に係る発明は、「発明」に該当する。

[説明]

・請求項 1 について

請求項 1 には、配車サーバが、受信したユーザ ID に対応付けて記憶された顔画像を記憶部から取得し、配車可能な無人走行車に顔画像等を送信すること、及び、無人走行車が、受信した当該顔画像を用いて顔認識処理を行うこと等が記載されている。これらの記載から、無人走行車の配車という使用目的に応じた特有の演算又は加工が、記憶部を備える配車サーバ、顔認証部を備える無人走行車及び携帯端末から構成されるシステムという、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働した具体的手段によって実現されていると判断できる。そのため、請求項 1 に係る発明は、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働することによって使用目的に応じた特有の情報処理システムを構築するものである。

したがって、ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されているから、請求項 1 に係る発明は、自然法則を利用した技術的思想の創作であり、「発明」に該当する。

・請求項 2 について

請求項 2 には、配車サーバが、受信したユーザ ID に対応付けて記憶された顔画像を記憶部から取得し、配車可能な無人走行車に顔画像等を送信し、無人走行車においては、受信した当該顔画像を用いて顔認識処理を行うこと等が記載されている。これらの記載から、無人走行車の配車という使用目的に応じた特有の演算又は加工が、記憶部を備える配車サーバ、顔認証部を備える無人走行車及び携帯端末から構成されるシステムにおける一連の情報処理という、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働した具体的手順によって実現されているといえる。そのため、請求項 2 に係る発明は、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働することによって使用目的に応じた特有の情報処理システムの動作方法を構築するものである。

したがって、ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されているから、請求項 2 に係る発明は、自然法則を利用した技術的思想の創作であり、「発明」に該当する。

〔事例 2-10〕 無人走行車の配車システム及び配車方法 2

発明の名称

無人走行車の配車システム及び配車方法 2

特許請求の範囲

【請求項 1】

配車サーバと、配車希望者が有する携帯端末と、無人走行車とから構成されるシステムであって、

配車サーバが配車希望者から配車位置を指定した無人走行車の配車依頼を受け付けると、前記配車希望者に対して無人走行車を配車することを特徴とする、無人走行車の配車システム。

【請求項 2】

配車サーバと、配車希望者が有する携帯端末と、無人走行車とから構成されるシステムによって実現される、無人走行車の配車方法であって、

配車サーバが配車希望者から配車位置を指定した無人走行車の配車依頼を受け付けると、前記配車希望者に対して無人走行車を配車することを特徴とする、無人走行車の配車方法。

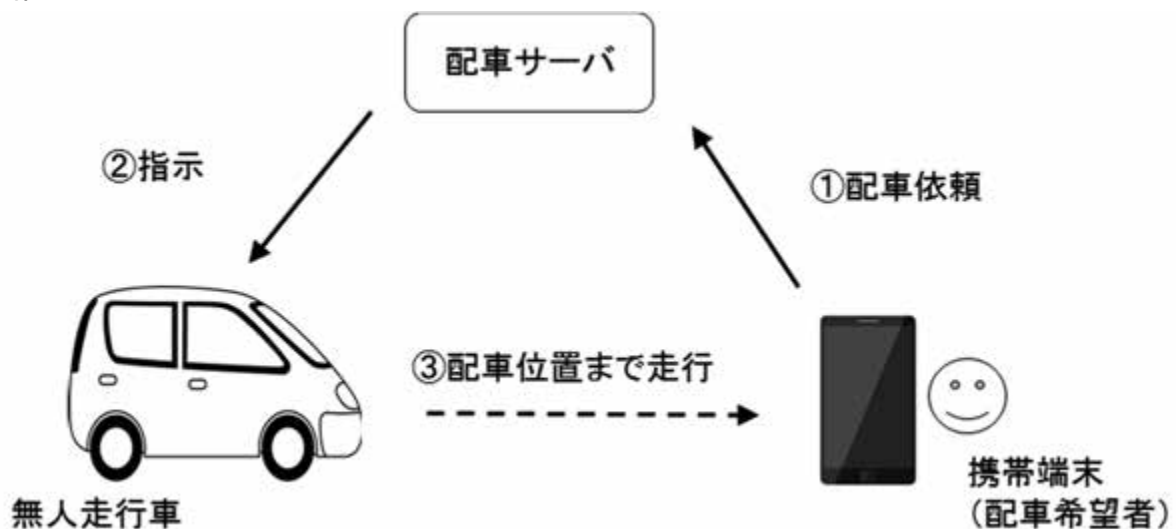
【請求項 1】

「発明」に該当しない。

【請求項 2】

「発明」に該当しない。

図面



発明の詳細な説明

〔背景技術〕

本発明は、遊園地やテーマパークなどの所定の敷地内において、運転手なしに走行が可能な無人走行車を利用したサービスに関する。

〔発明が解決しようとする課題〕

遊園地やテーマパークなどの所定の敷地内における移動手段としては、特定のルートを走行するシャトルバス等の乗り物があるが、広大な敷地内をタクシー感覚で自由

に移動するための乗り物を提供するサービスは存在しなかった。

[発明を実施するための形態]

所定の敷地内に、複数の無人走行車を自由に走行可能な状態で配置する。敷地内において、複数の無人走行車、配車サーバ及び携帯端末は、ネットワークを介して通信可能である。ユーザは敷地内において、自身の携帯端末から配車サーバにアクセスして配車依頼をすることにより、希望する配車位置に無人走行車を呼び出すことができる。前記配車希望を受け付けた配車サーバは、特定の無人走行車に対して当該配車位置に向かうよう、ネットワークを介して指示を出す。無人走行車は指示に応じて配車位置まで走行し、配車位置に到着後、ユーザに乗車を促す。これによりユーザは、タクシー感覚で敷地内の希望する目的地に移動することができる。

[結論]

請求項 1 に係る発明は、「発明」に該当しない。

請求項 2 に係る発明は、「発明」に該当しない。

[説明]

請求項1及び2には「無人走行車」との記載はあるものの、無人走行車に対する制御内容や無人走行車が行う情報処理については一切記載されていない。よって、請求項1及び2に係る発明は、審査基準「第III部第1章 発明該当性及び産業上の利用可能性」2.2(2)に挙げられる(i)機器等に対する制御又は制御に伴う処理を具体的に行うもの、(ii)対象の技術的性質に基づく情報処理を具体的に行うもの、のいずれにも該当しない。

続いて、「ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている」か否かを判断する。請求項1及び2においては、配車サーバと携帯端末と無人走行車とから構成されるシステムが用いられることが特定されているものの、「配車サーバが配車希望者から配車位置を指定した無人走行車の配車依頼を受け付けると、前記配車希望者に対して無人走行車を配車する」のみであって情報処理は特定されておらず、無人走行車の配車という使用目的に応じた特有の情報の演算又は加工を実現するための具体的手段又は具体的手順が記載されているとはいえない。そのため、請求項1及び2に係る発明は、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働することによって使用目的に応じた特有の情報処理システム又はその動作方法を構築するものではない。

したがって、ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されていないから、請求項 1 及び 2 に係る発明は、自然法則を利用した技術的思想の創作ではなく、「発明」に該当しない。

[出願人の対応]

拒絶理由を解消することはできない。

(補足説明)

本願の発明の詳細な説明には、「複数の無人走行車、配車サーバ及び携帯端末は、ネットワークを介して通信可能である」、「ユーザは敷地内において、自身の携帯端末から配車サーバにアクセスして配車依頼をすることにより、希望する配車位置に無人走行

車を呼び出すことができる」等の記載があるのみで、無人走行車の配車という使用目的に応じた特有の情報の演算又は加工を実現するための具体的手段又は具体的手順が記載されていないため、請求項 1 及び 2 に係る発明を「ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている」ように補正することはできない。

〔事例 2-11〕 木構造を有するエリア管理データ

発明の名称

木構造を有するエリア管理データ、コンテンツデータ配信方法、コンテンツデータ

特許請求の範囲

【請求項 1】

上位から一層のルートノード、複数層の中間ノード、一層のリーフノードの順にて構成される木構造を有するエリア管理データであって、

前記リーフノードは、配信エリアの位置情報及びコンテンツデータを有し、

前記中間ノードのうち、直下に複数の前記リーフノードを備える中間ノードは、直下の複数の前記リーフノードへのポインタ、及び、当該直下の複数のリーフノードに対応する複数の前記配信エリアを最小の面積で包囲する最小包囲矩形の位置情報を有し、

前記中間ノードのうち、直下に複数の中間ノードを備える中間ノードは、直下の複数の前記中間ノードへのポインタ、及び、当該直下の複数の中間ノードが有する複数の前記最小包囲矩形を最小の面積で包囲する最小包囲矩形の位置情報を有し、

前記ルートノードは、直下の複数の前記中間ノードへのポインタを有し、

コンテンツ配信サーバに記憶されるとともに、

前記コンテンツ配信サーバが、ルートノード又は中間ノードが有するポインタに従い、検索キーとして入力された現在位置情報を地理的に包含する配信エリアに対応するリーフノードを特定する処理に用いられる、
木構造を有するエリア管理データ。

【請求項 2】

請求項 1 記載の木構造を有するエリア管理データを記憶したコンテンツ配信サーバが、

検索キーとして現在位置情報を取得し、

前記ルートノード直下の複数の前記中間ノードが有する前記最小包囲矩形の位置情報と前記現在位置情報との比較により、前記現在位置情報を地理的に包含する最小包囲矩形に対応する中間ノードを特定し、

前記現在位置情報を地理的に包含する配信エリアに対応するリーフノードが特定されるまで、前記特定された中間ノードのより下位の複数の前記中間ノードが有する前記最小包囲矩形の位置情報、又は複数の前記リーフノードが有する前記配信エリアの位置情報と前記現在位置情報との比較を繰り返し、

前記特定されたリーフノードが有するコンテンツデータをユーザに配信する、

【請求項 1】

「発明」に該当する。

【請求項 2】

「発明」に該当する。

コンテンツデータ配信方法。

【請求項 3】

請求項 2 記載の方法であって、
前記コンテンツデータが、ユーザのゲーム機で動作するゲームアプリケーション上で用いられるアイテム又はキャラクターに関するデータである、
コンテンツデータ配信方法。

【請求項 4】

請求項 3 記載の方法によりユーザに配信される コンテンツデータ。

【請求項 3】

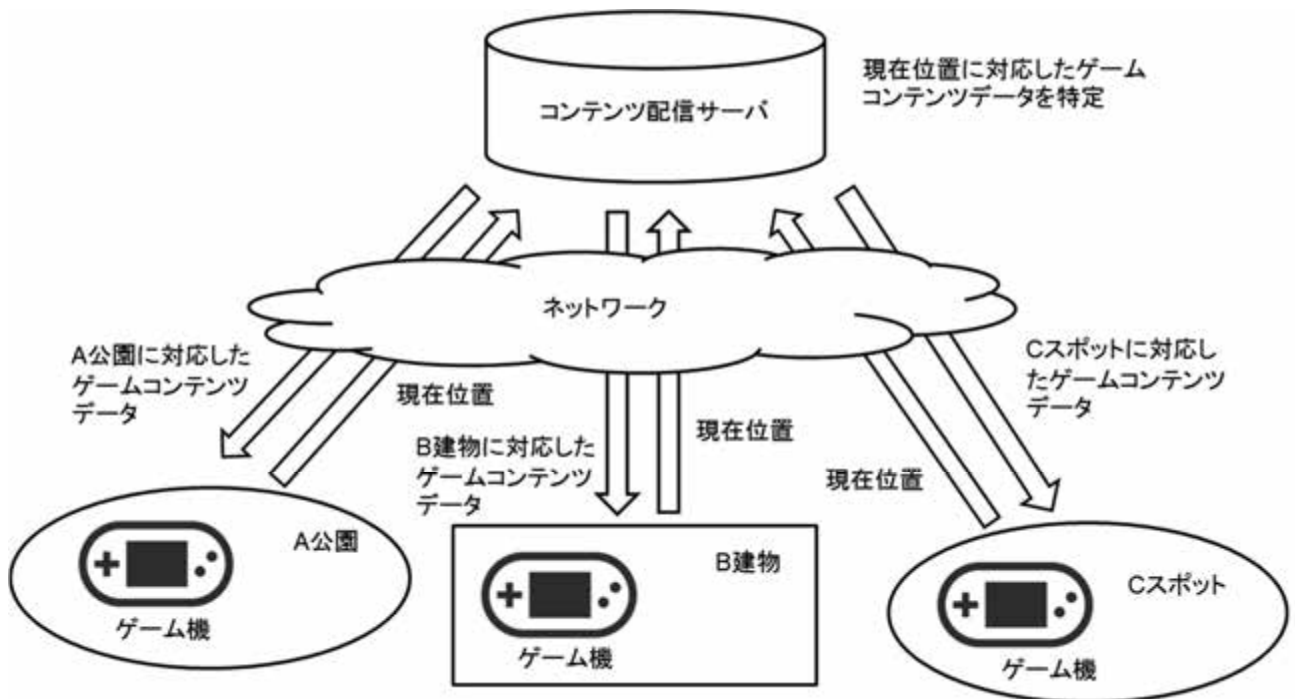
「発明」に該当する。

【請求項 4】

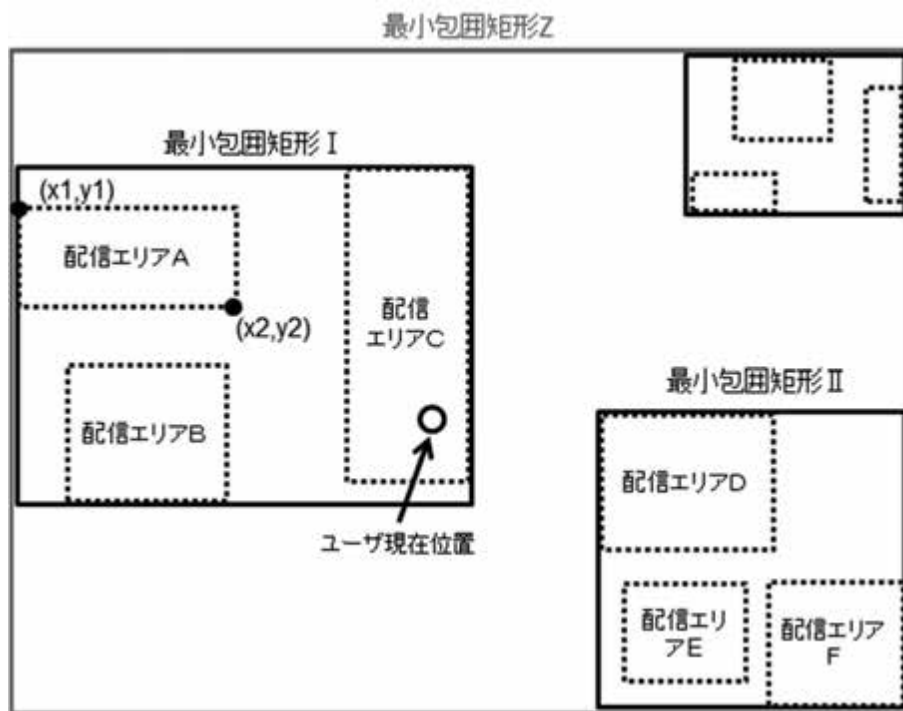
「発明」に該当しない。

図面

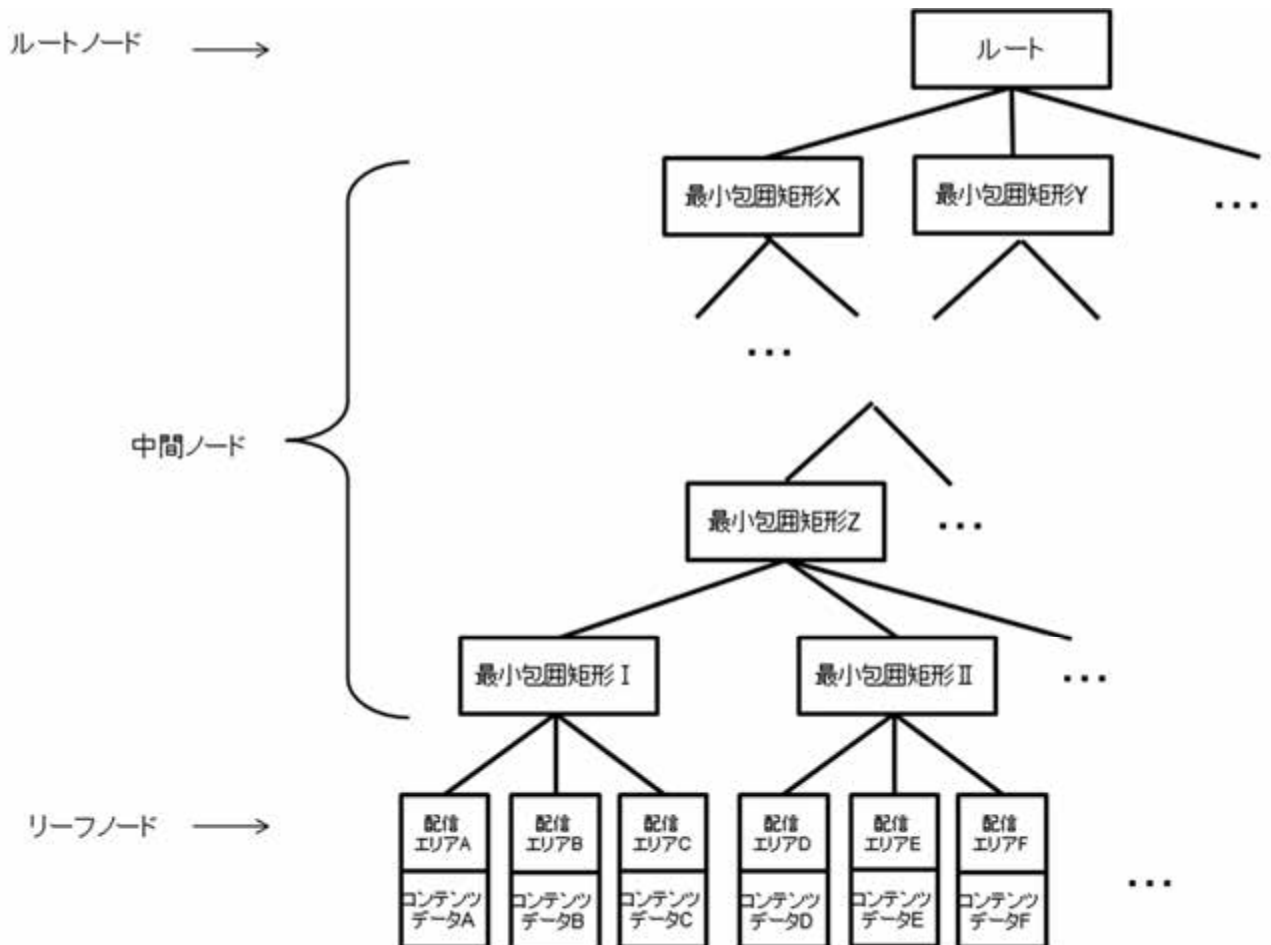
【図 1】



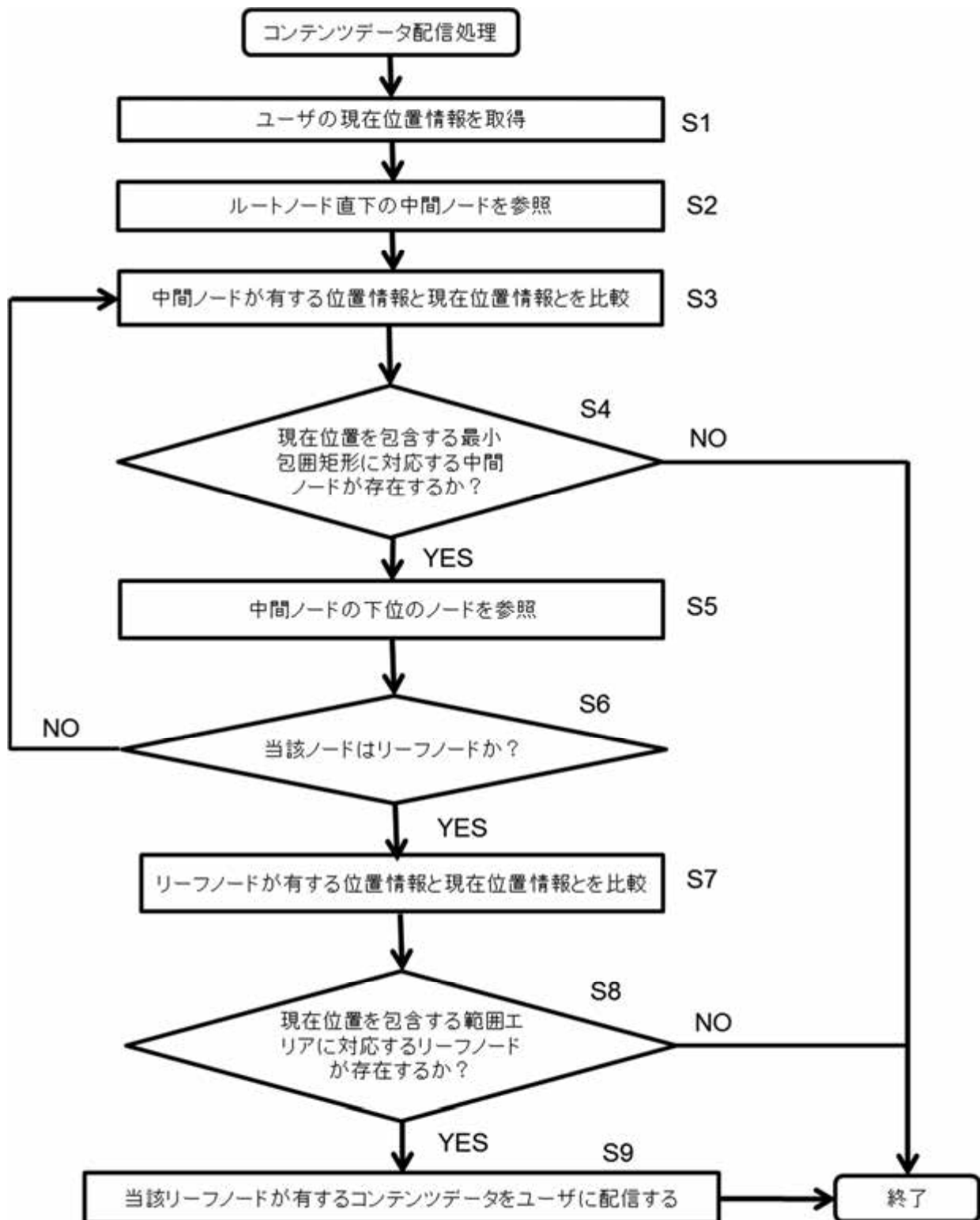
【図 2】



【図 3】



【図 4】



発明の詳細な説明の概要

【技術分野】

本発明は、ユーザへのコンテンツデータ配信技術のためのデータ構造に関する。

【背景技術】

図 1 のように、地図上の特定の配信エリア内にて、特定のゲームアプリケーションを起動するゲーム機を有するユーザに対し、その配信エリアに対応付けられた、ゲームに関するコンテンツデータを当該ゲーム機に配信するサービスが行われている。このサービスにおいては、ユーザが移動中に特定の配信エリア内にいると判定された場合、自動的にゲーム機に当該配信エリアに対応付けられたコンテンツデータが配信される。また、ユーザは、所望するコンテンツデータを取得するために、そのコンテンツデータの配信を受けられる特定の配信エリアに物理的に移動することも想定される。

【発明が解決しようとする課題】

しかし、このようなゲームアプリケーションにおいてゲーム性を高めるためには、膨大な数の配信エリアを設定する必要がある。すると、従来の技術では、ユーザの現在位置を地理的に包含する配信エリアを特定するために、全ての配信エリアの位置情報とユーザの現在位置とを比較する必要がある、演算負荷が大きい処理であった。

【課題を解決するための手段】

(省略)

【発明の実施の形態】

コンテンツ配信サーバは、ユーザが保持するゲーム機からユーザの現在位置情報を検索キーとして取得し、当該現在位置情報を地理的に包含する配信エリアを特定し、特定された配信エリアに対応付けられたコンテンツデータをユーザに配信する。当該ゲーム機は、通信機能及び現在位置取得機能を有する。コンテンツデータとしては、そのゲーム機で動作するゲームアプリケーション上で用いられるアイテムやキャラクター等に関するデータが含まれる。コンテンツ配信サーバにおいて、配信エリア及びコンテンツデータは、下記のような木構造のエリア管理データに含まれるように管理され、コンテンツ配信サーバの備える記憶部に格納されている。

(エリア管理データのデータ構造)

各配信エリアは、その矩形における対角位置の緯度経度情報(x1,y1)、(x2,y2)によって、位置情報が定義される。配信エリアは、その近傍の一以上の配信エリアとともに、1つの最小包囲矩形(Minimum Bounding Rectangle)に包囲される。最小包囲矩形とは、複数の配信エリアを最小の面積にて包囲する矩形であり、配信エリアと同じく、その矩形における対角位置の緯度経度情報によって、位置情報が定義される。最小包囲矩形は、その近傍の一以上の最小包囲矩形とともに、さらに上位の最小包囲矩形に包囲される。このようにして、複数の配信エリア及び最小包囲矩形から成る木構造のデータ構造が構築される。

データ構造の最上位はルートノードであり、最小包囲矩形に対応するノードを中間ノード、配信エリアに対応するノードがリーフノードである。ルートノードは、その直下の複数の中間ノードへのポインタを有する。各中間ノードは、対応する最小包囲矩形の位置情報、及びより下位のノードである複数の中間ノード又はリーフノードへのポ

インタを有する。各リーフノードは、対応する配信エリアの位置情報、及びコンテンツデータを有する。

図 2 は、配信エリア及び最小包囲矩形の具体例である。配信エリア A～C は最小包囲矩形 I に、配信エリア D～F は最小包囲矩形 II に包囲されている。

図 3 は、図 2 の場合に構築されるエリア管理データのデータ構造である。最小包囲矩形 I に対応する中間ノードは、配信エリア A～C に対応するリーフノードへのポインタを有し、最小包囲矩形 II に対応する中間ノードは、配信エリア D～F に対応するリーフノードへのポインタを有する。最上部のルートノードは、各中間ノードへのポインタを有する。各リーフノードには、コンテンツデータが関連付けられる。

(コンテンツデータ配信処理)

図 4 を用いて、コンテンツ配信サーバが行うコンテンツデータ配信処理を説明する。ユーザが保持するゲーム機からユーザの現在位置情報を検索キーとして取得すると (S1)、ルートノード直下の中間ノードを参照し (S2)、当該中間ノードが有する位置情報と現在位置情報とを比較する (S3)。当該比較により、現在位置情報を地理的に包含する最小包囲矩形に対応する中間ノードが存在するか否かを判定し (S4)、存在する場合は、当該中間ノードの下位のノードを参照する (S5)。存在しない場合は、ユーザがいずれかの配信エリア内に存在しないと判断され、処理を終了し、コンテンツデータ配信処理を行わない。続いて、当該中間ノードの下位のノードがリーフノードであるか否かを判定する (S6)。リーフノードではない場合、すなわち中間ノードである場合は S3 へ戻り、リーフノードに到達するまで、S3～S5 の処理を繰り返す。リーフノードである場合は、当該リーフノードが有する配信エリアの位置情報と現在位置情報とを比較し (S7)、現在位置情報を地理的に包含する配信エリアに対応するリーフノードが存在するか否かを判定し (S8)、存在する場合は、当該リーフノードが有するコンテンツデータをユーザに配信する (S9)。存在しない場合は、ユーザがいずれかの配信エリア内に存在しないと判断され、処理を終了し、コンテンツデータ配信処理を行わない。

具体的なコンテンツデータ配信処理を図 2、3 の例を用いて示す。この例では、ユーザは、配信エリア C 内に存在している。まず、現在位置情報と、ルートノード及び中間ノードが有する位置情報との比較を繰り返すことで、現在位置情報が最小包囲矩形 I に地理的に包含されることを判定する。続いて、最小包囲矩形 I に対応する中間ノードの下位のリーフノードが有する配信エリア A～C の位置情報と現在位置情報との比較により、現在位置情報が配信エリア C に地理的に包含されることを判定する。よって、配信エリア C に対応するリーフノードが有するコンテンツデータがユーザに配信される。

以上のように、配信エリアを木構造で管理することにより、検索キーとして入力されたユーザの現在位置情報を地理的に包含する配信エリアを特定する処理が、木構造の段数分の比較処理のみで済む。そのため、全ての配信エリアの位置情報とユーザの現在位置との比較処理を行う従来手法と比較して、配信エリアの特定を高速に行うことができる。

[結論]

請求項 1-3 に係る発明は、「発明」に該当する。

請求項 4 に係る発明は、「発明」に該当しない。

[説明]

・請求項 1 について

請求項 1 に係るエリア管理データは、ルートノード及び中間ノードが有するポイントに従った情報処理により、検索キーとして入力された現在位置情報を地理的に包含する配信エリアの特定を可能とする構造を有するデータである。よって、当該「構造を有するデータ」は、そのデータの有する構造がコンピュータによる情報処理を規定するという点でプログラムに類似する性質を有するから、プログラムに準ずるものである。

そして、請求項 1 の記載から、検索キーとして入力された現在位置を含む配信エリアの特定という使用目的に応じた特有の情報の演算又は加工が、エリア管理データを記憶したコンテンツ配信サーバによる一連の情報処理という、ソフトウェア(プログラムに準ずる「構造を有するデータ」)とハードウェア資源とが協働した具体的手段又は具体的手順によって実現されていると判断できる。そのため、当該「構造を有するデータ」は、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働することによって使用目的に応じた特有の情報処理装置の動作方法を構築するものである。

したがって、プログラムに準ずる「構造を有するデータ」が規定する情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されているから、請求項 1 に係るエリア管理データは、自然法則を利用した技術的思想の創作であり、「発明」に該当する。

・請求項 2 について

請求項 2 の記載から、検索キーとして入力された現在位置に応じたコンテンツデータの配信という使用目的に応じた特有の情報の演算又は加工が、エリア管理データを記憶したコンテンツ配信サーバによる一連の情報処理という、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働した具体的手順によって実現されていると判断できる。そのため、請求項 2 に係る方法は、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働することによって使用目的に応じた特有の情報処理装置の動作方法を構築するものである。

したがって、ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されているから、請求項 2 に係る方法は、自然法則を利用した技術的思想の創作であり、「発明」に該当する。

・請求項 3 について

請求項 3 は請求項 2 を引用するものであり、その記載から、請求項 2 についての判断と同様に、検索キーとして入力された現在位置に応じたコンテンツデータの配信という使用目的に応じた特有の情報の演算又は加工が、エリア管理データを記憶したコンテンツ配信サーバによる一連の情報処理という、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働した具体的手順によって実現されていると判断できる。そのため、請求項 3 に係る方法は、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働することによって使用目的に応じた特有の情報処理装置の動作方法を構築するものである。

したがって、ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されているから、請求項 3 に係る方法は、自然法則を利用した技術的思想の創作であり、「発明」に該当する。

・請求項 4 について

情報の提示(提示それ自体、提示手段や提示方法)に技術的特徴を有しないような、情報の単なる提示(提示される情報の内容にのみ特徴を有するものであって、情報の提示を主たる目的とするもの)は第29条第1項柱書でいう「発明」(「自然法則を利用した技術的思想の創作」)に該当しない。

請求項4に係るコンテンツデータは、ユーザのゲーム機で動作するゲームアプリケーション上で用いられるアイテム又はキャラクターに関するデータであって、コンテンツ配信サーバからユーザに配信されるものであることが特定されているにすぎず、当該配信処理や方法に何ら技術的特徴はない。したがって、請求項4に係るコンテンツデータは、情報の提示(提示それ自体、提示手段や提示方法)に技術的特徴を有しておらず、「ユーザのゲーム機で動作するゲームアプリケーション上で用いられるアイテム又はキャラクターに関するデータである」という情報の内容にのみ特徴を有するものであって、情報の提示を主たる目的とするものである。また、当該コンテンツデータは、エリア管理データのリーフノードに有されるのみであって、そのデータの有する構造がコンピュータによる情報処理を何ら規定するものではないから、プログラムに準ずる「構造を有するデータ」にも該当しない。

よって、請求項4に係るコンテンツデータは、情報の単なる提示であり、全体として「自然法則を利用した技術的思想の創作」ではなく、「発明」に該当しない。

[出願人の対応]

本願の発明の詳細な説明等の記載を参照する限り、コンテンツデータは、情報の内容にのみ特徴があり、また、プログラムに準ずるものではないと解されるので、請求項4に係るコンテンツデータについては拒絶理由を解消することができない。

〔事例 2-12〕 暗号化されたパッケージファイルのデータ構造

発明の名称

暗号化されたパッケージファイルのデータ構造に関するもの(セキュリティ分野)

特許請求の範囲

【請求項 1】

分析対象データの各部分が、当該部分のセキュリティレベル 1～N(N は 2 以上の整数)に応じた暗号鍵で暗号化された暗号化データと、

セキュリティレベル 1～(N-1)の複数の復号鍵であって、それぞれのセキュリティレベルよりも 1 つ上位のセキュリティレベルの暗号鍵によって暗号化された暗号化復号鍵と、

前記暗号鍵によって暗号化された、前記暗号化データの部分及び前記暗号化復号鍵を示す、暗号化部分情報と、を含む、パッケージファイルのデータ構造であって、

前記パッケージファイル及び 1～N のうちいずれかのセキュリティレベルの復号鍵を記憶する記憶部と、前記復号鍵によるデータの復号を行う復号部とを備える分析装置が、

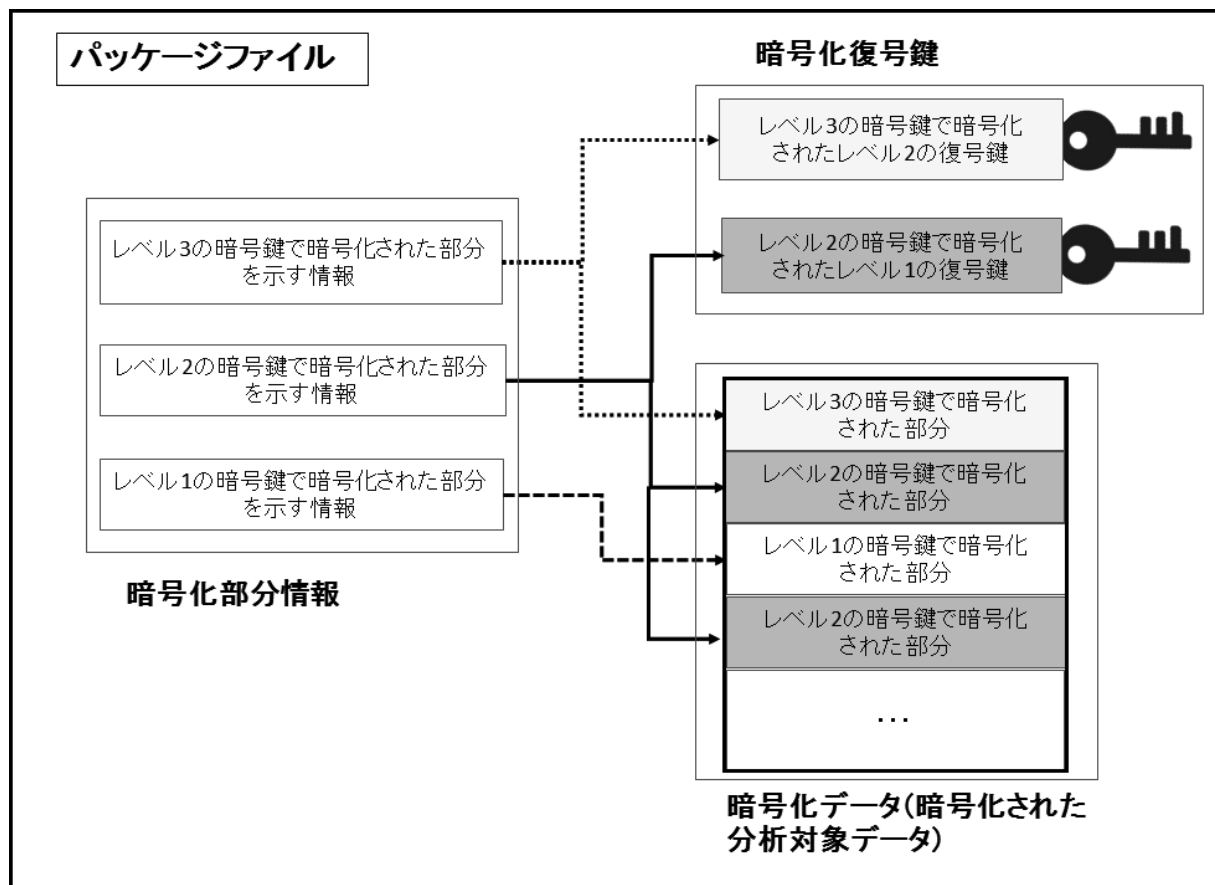
前記暗号化部分情報が示す情報に従い、前記復号鍵によって前記暗号化データのうち復号可能な部分及びセキュリティレベルが 1 つ下位の暗号化復号鍵を復号して取得する工程を、セキュリティレベル 1 の暗号化復号鍵を復号して取得するまで繰り返す処理に用いられる、パッケージファイルのデータ構造。

【請求項 1】

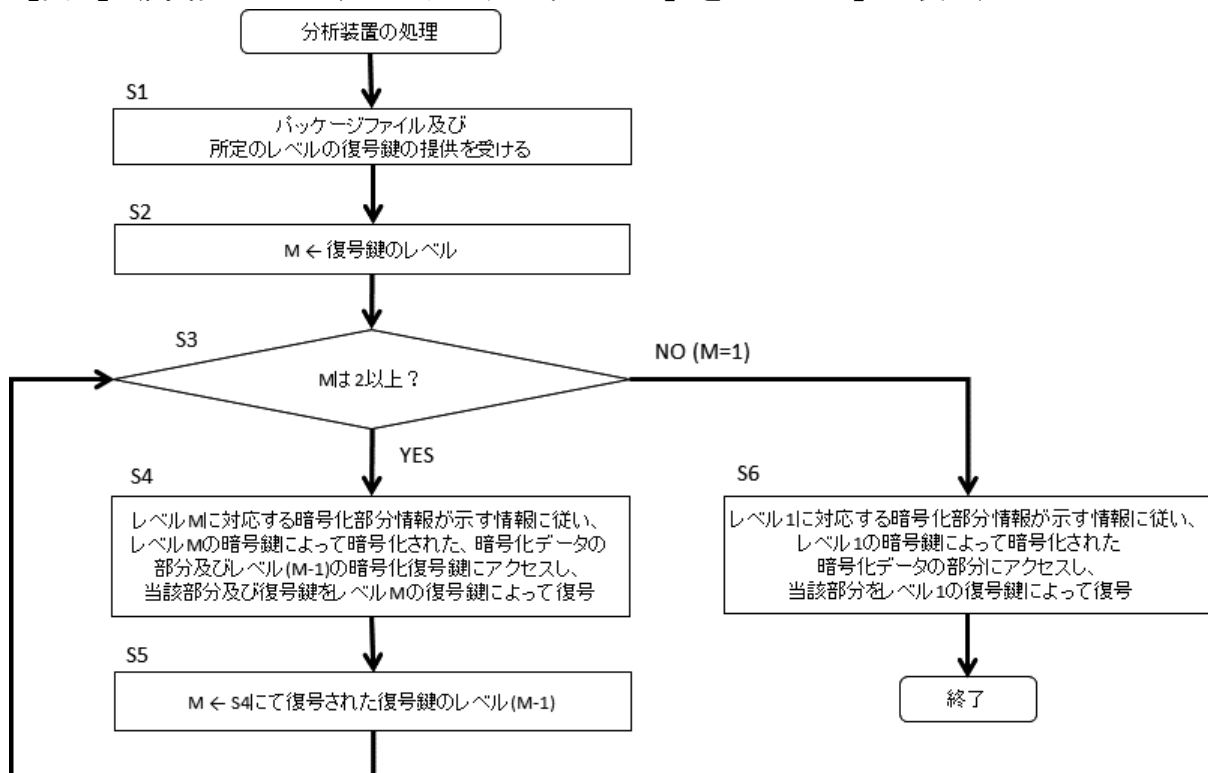
「発明」に該当する。

図面

【図 1】（簡略化のため、「セキュリティレベル」を「レベル」と表示）



【図 2】（簡略化のため、「セキュリティレベル」を「レベル」と表示）



発明の詳細な説明の概要

【技術分野】

本発明は、セキュリティレベルが異なる部分を含む分析対象データを暗号化したデータ構造に関する。

【背景技術】

近年の IoT 技術の進展により、各種センサから取得した機器等の稼働状況や、個人の行動(移動履歴、購買履歴等)に関する大量のデータ(いわゆるビッグデータ)を収集することが可能となり、これらビッグデータを分析して有用な知見を得るための分析技術が盛んに研究されている。一方でこのようなデータには、企業の機密情報や個人のプライバシー情報が多分に含まれるため、データ分析者に対して分析対象データを提供する際には、セキュリティに十分留意する必要がある。

セキュリティ対策の一つとして、データ提供者が、分析対象データの各部分に複数のセキュリティレベルを設定するとともに、データの提供先である分析者に対しても複数のセキュリティレベルを設定しておく方式がある。この場合、分析対象データの各部分をそのセキュリティレベルに応じた暗号鍵にて暗号化し、分析者に対しては、当該分析者に設定されたセキュリティレベル以下の複数の復号鍵を提供する。分析者は、提供された復号鍵を用いて、分析対象データ中、自身に設定されたセキュリティレベル以下のセキュリティレベルが設定された部分を復号する。例えば、分析対象データ中の「住所」情報にセキュリティレベル 3、「氏名」情報にセキュリティレベル 2、その他の部分にセキュリティレベル 1 を設定し、それぞれのセキュリティレベルに応じた暗号鍵で暗号化して分析者に提供した場合を想定する。この場合、セキュリティレベル 3 の分析者は、セキュリティレベル 1～3 の復号鍵を併せて提供され、分析対象データの全範囲を復号し、分析可能である。セキュリティレベル 2 の分析者は、セキュリティレベル 1～2 の復号鍵を併せて提供され、「住所」情報以外の部分を復号し、分析可能である。

【発明が解決しようとする課題】

上記した従来の暗号化方式においては、複数のセキュリティレベルの数に応じた複数の復号鍵を分析者が所有しなければならず、分析者の手間になるとともに、復号鍵の管理も煩雑になるという問題があった。

【課題を解決するための手段】

本発明においては、セキュリティレベルに応じて暗号化された分析対象データに、暗号化された複数の暗号化復号鍵と暗号化部分情報とを加えたパッケージファイルを分析者に提供することで、分析者に当初提供する復号鍵の数を分析者のセキュリティレベルによらず 1 つとすることができる。つまり、分析者側が当初有する復号鍵の数がただ 1 つでありながら、セキュリティレベルが異なる複数の暗号鍵で暗号化された暗号化データに対して、分析者側のセキュリティレベルに応じた範囲のデータ部分を復号化することができる。

以下、具体的な実施例を説明する。セキュリティレベルは 1～3 の 3 段階あるとする。

(パッケージファイルのデータ構造について)

図 1 にパッケージファイルのデータ構造の一例を示す。パッケージファイルは、デ

ータ管理者が分析者に提供するために、自身が有する分析対象データに基づいて、以下の手順で作成するものである。分析対象データの単純な例としては、段落を「部分」として、段落毎にセキュリティレベルが設定された文書ファイルが考えられるが、これに限られない。例えば分析対象データが構造化文書であれば、特定のタグ(「住所タグ」など)で定義された部分毎にセキュリティレベルを設定するという方式が考えられる。分析対象データは画像や音楽データであってもよい。

まず、分析対象データの各部分を、当該部分のセキュリティレベル 1~3 に応じた別々の暗号鍵で暗号化し、暗号化データとしてパッケージファイルに含める。

続いて、前記暗号化に用いられた複数の暗号鍵に対応する復号鍵を、そのセキュリティレベルが 1 つ上位である暗号鍵で暗号化する。ただし、セキュリティレベルが最上位の復号鍵は暗号化しない。本実施例では、セキュリティレベル 1、2 の復号鍵を、それぞれセキュリティレベル 2、3 の暗号鍵で暗号化する。暗号化された複数の復号鍵は、暗号化復号鍵としてパッケージファイルに含められる。

最後に、セキュリティレベル毎に、当該セキュリティレベルの暗号鍵で暗号化された、前記暗号化データの部分及び前記暗号化復号鍵を示す、暗号化部分情報を作成し、パッケージファイルに含める。具体的には、「セキュリティレベル 3 の暗号鍵で暗号化された部分を示す情報」としては、セキュリティレベル 3 の暗号鍵で暗号化された分析対象データ、及び、セキュリティレベル 3 の暗号鍵で暗号化されたセキュリティレベル 2 の暗号化復号鍵の、パッケージファイル中のアドレスを含む。

(分析装置における情報処理)

分析者は、前記作成されたパッケージファイルと、当該分析者に設定されたセキュリティレベルの一の復号鍵について、データ管理者から提供を受ける。

分析者が有する分析装置は、パッケージファイル及び 1~N のうちいずれか一のセキュリティレベルの復号鍵を記憶する記憶部と、復号鍵によるデータの復号を行う復号部とを備える。これにより、取得した前記一のセキュリティレベルの復号鍵を用いて前記パッケージファイルを復号化することで、セキュリティレベルにあった分析対象データを取得することができる。分析装置が行う具体的な情報処理は以下の通りである(図 2)。

- (S1) 分析装置が前記パッケージファイル及び所定のセキュリティレベルの一の復号鍵を取得し、記憶部に記憶する。
- (S2) 前記取得した一の復号鍵のセキュリティレベルを M とする。
- (S3) M が 2 以上である場合、S4 の処理を行う。M が 1 の場合は、S6 の処理を行う。
- (S4) セキュリティレベル M に対応する前記暗号化部分情報が示す情報に従い、セキュリティレベル M の暗号鍵によって暗号化された、暗号化データの部分及びセキュリティレベル(M-1)の暗号化復号鍵にアクセスし、当該部分及び暗号化復号鍵をセキュリティレベル M の復号鍵によって復号する。
- (S5) S4 にて復号した復号鍵のセキュリティレベル(M-1)を新たな M とし、S3 に戻る。
- (S6) セキュリティレベル 1 に対応する前記暗号化部分情報が示す情報に従い、セキュリティレベル 1 の暗号鍵によって暗号化された暗号化データの部分にアクセスし、当該部分をセキュリティレベル 1 の復号鍵によって復号する。

【発明の効果】

本発明によれば、分析者側に提供する復号鍵の数をセキュリティレベルによらず 1 つとしながら、分析装置が暗号化部分及び下位のセキュリティレベルの復号鍵を順次復号することで、分析装置のセキュリティレベルに応じた範囲のデータ部分を復号することができるため、復号鍵の管理を簡略化することができる。

〔結論〕

請求項 1 に係る発明は、「発明」に該当する。

〔説明〕

・請求項 1 について

請求項 1 に係るパッケージファイルのデータ構造は、「前記パッケージファイル及び 1～N のうちいずれかのセキュリティレベルの復号鍵を記憶する記憶部と、前記復号鍵によるデータの復号を行う復号部とを備える分析装置が、前記暗号化部分情報が示す情報に従い、前記復号鍵によって前記暗号化データのうち復号可能な部分及びセキュリティレベルが 1 つ下位の暗号化復号鍵を復号して取得する工程を、セキュリティレベル 1 の暗号化復号鍵を復号して取得するまで繰り返す処理に用いられる」との請求項の記載から、暗号化部分及び下位のセキュリティレベルの復号鍵を順次復号する処理を可能とするデータ構造であるといえる。よって、当該データ構造は、分析装置による情報処理を規定するという点でプログラムに類似する性質を有するから、プログラムに準ずるデータ構造(ソフトウェア)である。

そして、請求項 1 の記載から、一の復号鍵を有する分析装置が暗号化部分及び下位のセキュリティレベルの復号鍵を順次復号することで、分析装置のセキュリティレベルに応じた範囲のデータ部分を復号するという使用目的に応じた特有の情報の演算又は加工が、分析装置による一連の情報処理という、ソフトウェア(プログラムに準ずるデータ構造)とハードウェア資源とが協働した具体的手段又は具体的手順によって実現されていると判断できる。そのため、当該データ構造は、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働することによって使用目的に応じた特有の情報処理装置の動作方法を構築するものである。

したがって、プログラムに準ずるデータ構造が規定する情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されているから、請求項 1 に係るデータ構造は、自然法則を利用した技術的思想の創作であり、「発明」に該当する。

〔事例 2-13〕 音声対話システムの対話シナリオのデータ構造

発明の名称

音声対話システムの対話シナリオのデータ構造

特許請求の範囲

【請求項 1】

クライアント装置とサーバからなる音声対話システムで用いられる対話シナリオのデータ構造であって、

対話シナリオを構成する対話ユニットを識別するユニット ID と、ユーザへの発話内容及び提示情報を含むメッセージと、ユーザからの応答に対応する複数の応答候補と、複数の通信モード情報と、

前記応答候補及び通信モード情報に対応付けられている複数の分岐情報であって、前記応答候補に応じたメッセージ及び前記通信モード情報に応じたデータサイズを有する次の対話ユニットを示す複数の分岐情報と、を含み、

前記クライアント装置が、

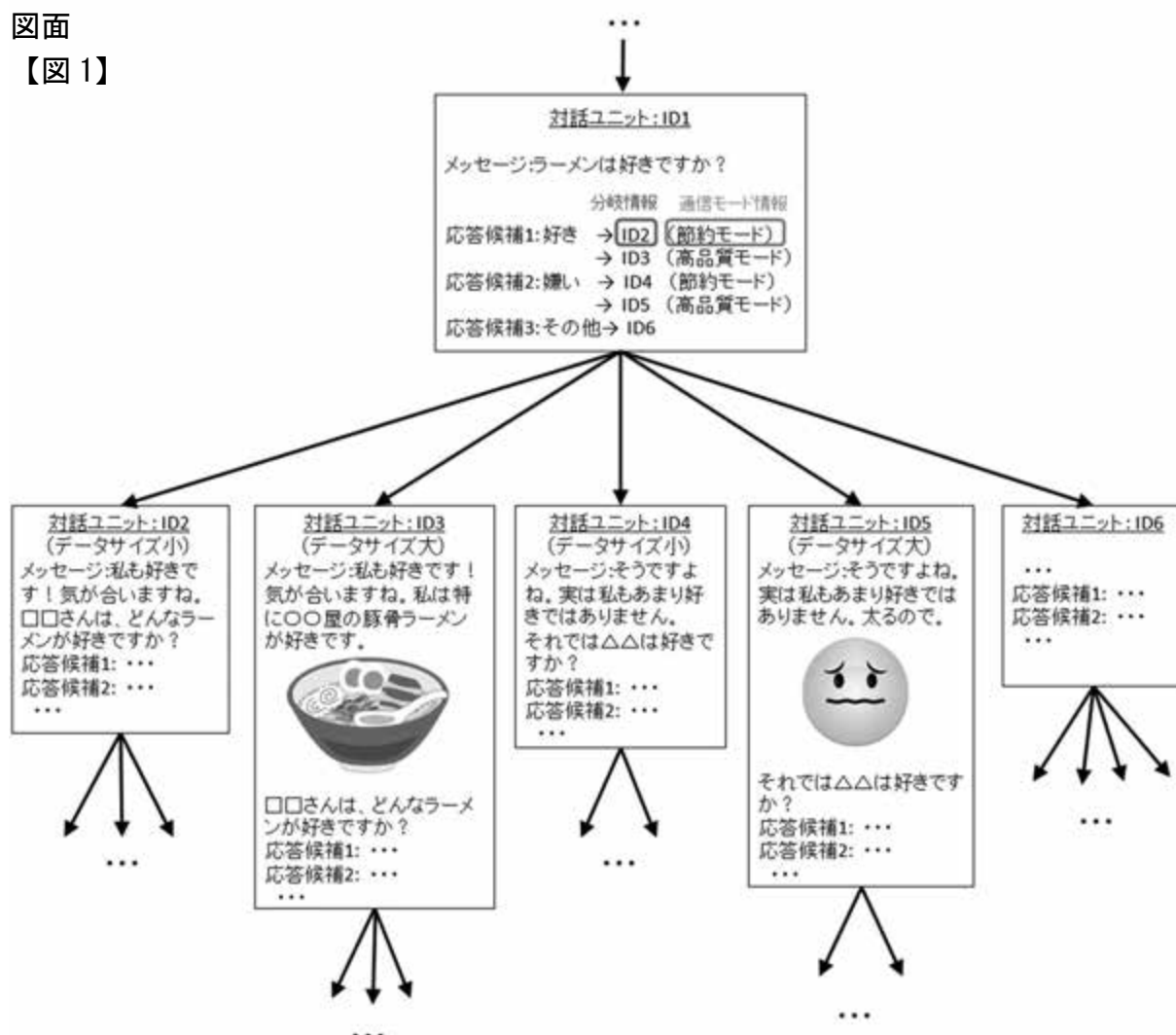
- (1) 現在の対話ユニットに含まれるメッセージを出力し、
- (2) 前記メッセージに対するユーザからの応答を取得し、
- (3) 前記ユーザからの応答に基づいて前記応答候補を特定するとともに、前記クライアント装置に設定されている前記通信モード情報を特定し、
- (4) 当該特定された応答候補及び通信モード情報に基づいて1つの分岐情報を選択し、
- (5) 当該選択された分岐情報が示す次の対話ユニットをサーバから受信する

処理に用いられる、対話シナリオのデータ構造。

【請求項 1】

「発明」に該当する。

図面
【図 1】



発明の詳細な説明の概要

【背景技術】

近年、ユーザが実際に人間と会話やコミュニケーションしているかのような感覚が得られる対話型の人工知能の研究開発が進んでいる。本願は、このような対話型の人工知能を実現するための音声対話システムにおいて用いられる、対話シナリオのデータ構造に関する。

音声対話システムの一手法として、対話シナリオによって対話内容を管理する手法がある。対話シナリオとは、ユーザの応答候補のそれぞれに次のシナリオを対応付けたものであり、ユーザの応答に応じてその中から一のシナリオを選択することで対話が進んでいく。対話シナリオの例として、ユーザに対して「ラーメンは好きですか?」と問いかけた場合、ユーザからの応答が肯定的表現(好き)の場合と、否定的表現(嫌い)の場合で、それぞれ異なるシナリオが選択されて音声対話が行われる。対話シナリオの作成に当たっては、Web ページや SNS への投稿文から、実際に行われた大量の対話データを収集し、形態素解析や構文解析等の自然言語処理技術を用いて分析・学習することで生成される、人間らしい自然な対話パターンの集合を利用することができる。

音声対話システムは、スマートフォンなどで広く利用されている。この場合、音声対

話サーバにおいて、対話シナリオが管理されることが多い。

【発明が解決しようとする課題】

しかし、従来の音声対話システムは、サーバとの通信容量について何ら考慮されていない。スマートフォンなどの通信システムでは、一月あたりの通信容量が制限されることが多く、当該通信容量はユーザの選択している料金プランによって異なる。一月あたりの通信容量が少ないユーザなど、少ない通信容量で音声対話を楽しみたいというユーザがいる一方で、一月あたりの通信容量が多いユーザなど、高品質な音声対話を楽しみたいというユーザもいる。

本願は、ユーザの希望する通信容量に合致した対話シナリオを選択可能なデータ構造を提供することを目的とする。

【発明を実施するための形態】

(全体構成について)

対話シナリオは、対話の手順をツリー状に列記したものであり、対話の 1 つの単位をここでは対話ユニットと呼ぶ。対話シナリオの全体はサーバの記憶部に記憶され、対話ユニット単位でクライアント端末に送信される。クライアント端末は、CPU、メモリ、タッチスクリーン、マイク及びスピーカといった周知の構成を備え、当該周知の構成により、サーバとの通信機能、サーバから受信した対話ユニットを記憶する機能、対話ユニットに含まれるメッセージを音声出力や画像表示により再生する機能、メッセージに対するユーザからの応答を音声や文字入力等により受け付ける機能といった各種機能を実現する。

(データ構造について)

対話シナリオのデータ構造の一例を図 1 に示す。対話シナリオを構成する各対話ユニットは、対話ユニット識別するユニット ID と、ユーザへの発話内容及び提示情報を含むメッセージと、ユーザからの応答に対応する複数の応答候補と、複数の通信モード情報(「節約モード」か「高品質モード」のいずれか)と、前記応答候補及び通信モード情報に対応付けられている複数の分岐情報であって、前記応答候補に応じたメッセージ及び前記通信モード情報に応じたデータサイズを有する次の対話ユニットを示す複数の分岐情報とを含むデータである。前記メッセージは、音声再生されるための発話内容のみである場合(図 1 における、対話ユニット ID2 や ID4)や、音声出力再生と合わせて表示される画像などの提示情報を含む場合(図 1 における対話ユニット ID3 や ID5)もある。そのため、対話ユニットが含むメッセージの内容次第で、対話ユニットのデータサイズは大きく異なる。分岐情報が示す次の対話ユニットのデータサイズが小さい場合は、当該分岐情報に「節約モード」を対応付け、分岐情報が示す対話ユニットのデータサイズが大きい場合は、当該分岐情報に「高品質モード」を対応付けて管理する。これにより、一の応答候補に対する次の対話ユニットの候補として、通信容量に応じた複数の選択肢を用意することができる。

(音声対話システムにおける情報処理について)

まず、1 つの対話ユニットがクライアント端末に配信されると、対話ユニット内のメッセージがクライアント端末にて再生される。続いて、クライアント端末において、当該メッセージに対するユーザからの応答を取得すると、その応答に基づいて応答候補を特定する。該特定は、例えば、ユーザからの応答に係る文字列と、応答候補文字列と

の文字列マッチングによって、ユーザからの応答に最も類似する応答候補を特定することにより実行される。続いて、クライアント端末に設定されている通信モード情報を特定した上で、特定された応答候補に対応する複数の分岐情報から、一の分岐情報が選択される。分岐情報の選択の詳細については後述する。そして、選択された分岐情報がサーバに送信されると、当該分岐情報が示す次の対話ユニットが、サーバからクライアント装置に配信される。以上の処理が繰り返されることにより、音声対話システムが実現される。

(分岐情報の選択について)

本音声対話システムにおいて、クライアント端末では、通信モードとして「節約モード」か「高品質モード」のいずれかが設定されている。通信モードの設定は、クライアント端末の料金プランや通信状況等に応じて自動で設定されてもよいし、ユーザが手動で設定してもよく、音声対話の途中で適宜切り替えることも可能である。

クライアント端末に「節約モード」が設定されている場合は、「節約モード」が対応付けられた分岐情報が選択され、「高品質モード」が設定されている場合は、「高品質モード」が対応付けられた分岐情報が選択される。これにより、「節約モード」が設定されている場合は、データサイズが小さい対話ユニットが順次クライアント装置に送信されるため、少ない通信容量で音声対話を実現できる。一方、「高品質モード」が設定されている場合は、データサイズが大きい対話ユニットが順次クライアント装置に送信されるため、ユーザは高品質な音声対話を楽しむことができる。

(その他の実施形態について)

上記の実施形態では、通信モードが「節約モード」と「高品質モード」の2種類の場合を説明したが、これに限られず、通信モードを3種類以上用意することで、通信容量に関して、より細やかな設定ができることとしてもよい。

[結論]

請求項1に係る発明は、「発明」に該当する。

[説明]

・請求項1について

請求項1に係るデータ構造は、「前記クライアント装置が、(1)現在の対話ユニットに含まれるメッセージを出力し、(2)前記メッセージに対するユーザからの応答を取得し、(3)前記ユーザからの応答に基づいて前記応答候補を特定するとともに、前記クライアント装置に設定されている前記通信モード情報を特定し、(4)当該特定された応答候補及び通信モード情報に基づいて1つの分岐情報を選択し、(5)当該選択された分岐情報が示す次の対話ユニットをサーバから受信する処理に用いられる」との請求項の記載から、対話ユニットが含む分岐情報に従った音声対話という情報処理を可能とするデータ構造であるといえる。よって、当該データ構造は、音声対話システムにおける情報処理を規定するという点でプログラムに類似する性質を有するから、プログラムに準ずるデータ構造(ソフトウェア)である。

そして、請求項1の記載から、対話ユニットが含む分岐情報に従った音声対話という使用目的に応じた特有の情報の演算又は加工が、サーバとクライアント装置から成

る音声対話システムによる一連の情報処理という、ソフトウェア(プログラムに準ずるデータ構造)とハードウェア資源とが協働した具体的手段又は具体的手順によって実現されていると判断できる。そのため、当該データ構造は、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働することによって使用目的に応じた特有の情報処理装置の動作方法を構築するものである。

したがって、プログラムに準ずるデータ構造が規定する情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されているから、請求項 1 に係るデータ構造は、自然法則を利用した技術的思想の創作であり、「発明」に該当する。

〔事例 2-14〕 宿泊施設の評判を分析するための学習済みモデル

発明の名称

宿泊施設の評判を分析するための学習済みモデル

特許請求の範囲

【請求項 1】

宿泊施設の評判に関するテキストデータに基づいて、宿泊施設の評判を定量化した値を出力するよう、コンピュータを機能させるための学習済みモデルであって、

第 1 のニューラルネットワークと、前記第 1 のニューラルネットワークからの出力が入力されるように結合された第 2 のニューラルネットワークとから構成され、

前記第 1 のニューラルネットワークが、少なくとも 1 つの中間層のニューロン数が入力層のニューロン数よりも小さく且つ入力層と出力層のニューロン数が互いに同一であり各入力層への入力値と各入力層に対応する各出力層からの出力値とが等しくなるように重み付け係数が学習された特徴抽出用ニューラルネットワークのうちの入力層から中間層までで構成されたものであり、

前記第 2 のニューラルネットワークの重み付け係数が、前記第 1 のニューラルネットワークの重み付け係数を変更することなく、学習されたものであり、

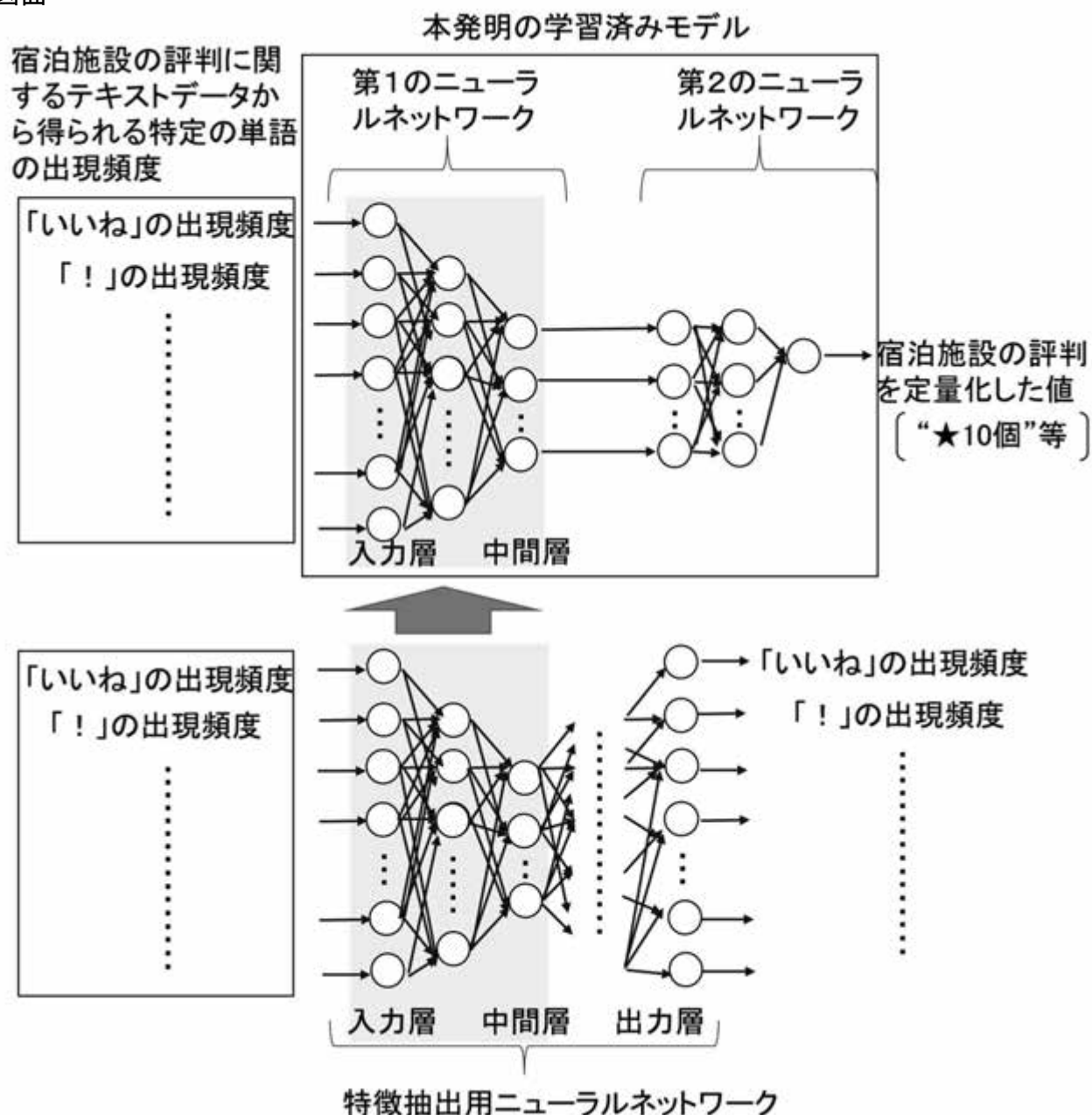
前記第 1 のニューラルネットワークの入力層に入力された、宿泊施設の評判に関するテキストデータから得られる特定の単語の出現頻度に対し、前記第 1 及び第 2 のニューラルネットワークにおける前記学習済みの重み付け係数に基づく演算を行い、前記第 2 のニューラルネットワークの出力層から宿泊施設の評判を定量化した値を出力するよう、コンピュータを機能させるための学習済みモデル。

【請求項 1】

「発明」に該当する。

(請求項の末尾が「学習済みモデル」であるが、「プログラム」の発明として「発明」に該当する。)

図面



発明の詳細な説明の概要

【背景技術】

コンピュータを所定の入力に対する出力を演算する演算部として機能させるニューラルネットワークは、多くの実例を学習させることによって情報処理を行うことが可能であり、しかも複雑な情報処理を高速で行うことができるので、画像認識、音声認識、音声合成、自動翻訳等の分野において種々の利用が試みられている。

一般的に、ニューラルネットワークを新規な分野に利用する場合においては、ニューラルネットワークによる演算のために、何を特徴量として入力すればよいかが明確でない場合が多く、特徴量を何にするかを慎重に吟味して設定する必要がある。

旅行の口コミサイト等のウェブサイトに掲載されたホテル等の宿泊施設の評判に関するテキストデータを分析するために、ニューラルネットワークを利用する場合であって

も、入力特徴量には当該テキストデータ中に含まれる様々な単語(「いいね」や「！」等)の出現頻度等が候補として考えられるため、容易には設定できない。

【発明が解決しようとする課題】

本発明は上記課題に鑑みてなされたものであり、入力特徴量を予め設定しておかずとも、宿泊施設の評判を的確に分析することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

本発明の学習済みモデルは、宿泊施設の評判に関するテキストデータに基づいて、宿泊施設の評判を定量化した値を出力するようコンピュータを機能させるためのものであり、第1のニューラルネットワークと、第1のニューラルネットワークからの出力が入力されるように結合された第2のニューラルネットワークと、から構成される。当該学習済みモデルは、人工知能ソフトウェアの一部であるプログラムモジュールとしての利用が想定される。

本発明の学習済みモデルは、CPU及びメモリを備えるコンピュータにて用いられる。具体的には、コンピュータのCPUが、メモリに記憶された学習済みモデルからの指令に従って、第1のニューラルネットワークの入力層に入力された入力データ(宿泊施設の評判に関するテキストデータから、例えば形態素解析して、得られる特定の単語の出現頻度)に対し、第1及び第2のニューラルネットワークにおける学習済みの重み付け係数と応答関数等に基づく演算を行い、第2のニューラルネットワークの出力層から結果(評判を定量化した値、例えば「★10個」といった値)を出力するよう動作する。

第1のニューラルネットワークは、特徴抽出用ニューラルネットワークのうちの入力層から中間層までで構成されたものである。この特徴抽出用ニューラルネットワークは、一般的に自己符号化器(オートエンコーダ)と呼ばれるもので、中間層のニューロン数が入力層のニューロン数よりも小さく、入力層と出力層のニューロン数が互いに同一に設定してある。また、入力層と出力層の各ニューロンの応答関数はリニア関数であり、それ以外の各ニューロンの応答関数はシグモイド関数($1/(1+\exp(-x))$)である。

当該特徴抽出用ニューラルネットワークの学習は、周知の技術であるバックプロパゲーション法により行われ、ニューロン間の重み付け係数が更新される。本発明の実施形態においては、宿泊施設の評判に関するテキストデータを形態素解析して得られる各々の単語の出現頻度を入力層に入力し、入力したデータと同じデータが出力層から出力されるべく、入力データ全体に対する平均二乗誤差が小さくなるように学習を行う。なお、上記のようにニューロンの応答関数として非線形関数であるシグモイド関数が用いられているため、ニューロン間の重み付け係数は、中間層を境に対称になるわけではない。特徴抽出用ニューラルネットワークが学習することによって、中間層において、各入力データの性質を表すような特徴量が取得できるようになる。中間層に現れる特徴量は、必ずしも物理的に明確な意味を持った特徴量ではないが、入力層に入力された情報を出力層で出力された情報に復元できる程度に圧縮されたものと考えることができ、入力層への入力特徴量がどのようなものであっても当該中間層に現れる特徴量は略同様のものとなるので、入力層への入力特徴量を予め適切に設定しておく必要がなくなる。

本発明においては、この重み付け係数が学習された特徴抽出用ニューラルネットワークのうちの入力層から中間層までの部分を、第1のニューラルネットワークとして、第

２のニューラルネットワークに結合している。そして、第２のニューラルネットワークの重み付け係数は、前記第１のニューラルネットワークの重み付け係数を変更することなく、学習により更新されたものである。当該学習も、上記と同様、周知の技術であるバックプロパゲーション法により行う。

本発明の学習済みモデルは、上記のような第１及び第２のニューラルネットワークから構成されるため、入力特徴量を予め設定しておかずとも、宿泊施設の評判を的確に分析することができる。

〔結論〕

請求項１に係る発明は、「発明」に該当する。

〔説明〕

請求項１に係る学習済みモデルは、「宿泊施設の評判に関するテキストデータの入力に対して、宿泊施設の評判を定量化した値を出力するよう、コンピュータを機能させるための」ものであるとともに、「前記第１のニューラルネットワークの入力層に入力された、宿泊施設の評判に関するテキストデータから得られる特定の単語の出現頻度に対し、前記第１及び第２のニューラルネットワークにおける前記学習済みの重み付け係数に基づく演算を行い、前記第２のニューラルネットワークの出力層から宿泊施設の評判を定量化した値を出力するよう、コンピュータを機能させるための」ものであり、また、発明の詳細な説明の「当該学習済みモデルは、人工知能ソフトウェアの一部であるプログラムモジュールとしての利用が想定される。」及び「コンピュータの CPU が、メモリに記憶された学習済みモデルからの指令に従って、第１のニューラルネットワークの入力層に入力された入力データ(宿泊施設の評判に関するテキストデータから、例えば形態素解析して、得られる特定の単語の出現頻度)に対し、第１及び第２のニューラルネットワークにおける学習済みの重み付け係数と応答関数等に基づく演算を行い、第２のニューラルネットワークの出力層から結果(評判を定量化した値、例えば「★１０個」といった値)を出力するよう動作する。」との記載を考慮すると、当該請求項１の末尾が「モデル」であっても、「プログラム」であることが明確である。

そして、請求項１の記載から、宿泊施設の評判を的確に分析するという使用目的に応じた特有の情報の演算又は加工が、コンピュータによる「前記第１のニューラルネットワークの入力層に入力された、宿泊施設の評判に関するテキストデータから得られる特定の単語の出現頻度に対し、前記第１及び第２のニューラルネットワークにおける前記学習済みの重み付け係数に基づく演算を行い、前記第２のニューラルネットワークの出力層から宿泊施設の評判を定量化した値を出力する」という、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働した具体的手段又は具体的手順によって実現されていると判断できる。そのため、請求項１に係る学習済みモデルは、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働することによって使用目的に応じた特有の情報処理装置の動作方法を構築するものである。

よって、ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されているから、請求項１に係る学習済みモデルは、自然法則を利用した技術的思想の創作であり、「発明」に該当する。

〔事例 2-15〕 3D 造形用データ

発明の名称

3D 造形用データ

特許請求の範囲

【請求項 1】

最終的に 3D 造形物を構成するモデル材と、造形中に前記モデル材を支持するサポート材とを積層する 3D 造形装置に用いられる 3D 造形用データであって、

前記 3D 造形物の各層ごとに、

前記モデル材の吐出位置及び吐出量を示すモデル材データと、

前記モデル材データに基づく造形の次の造形に用いられるデータをポイントするモデル材ポインタと、

前記サポート材の吐出位置及び吐出量を示すサポート材データと、

前記サポート材データに基づく造形の次の造形に用いられるデータをポイントするサポート材ポインタと、

を含む構造を有し、

(a) 前記モデル材ポインタは、(a1)当該モデル材ポインタが含まれる層のモデル材に対して直上層のモデル材が張り出す部分を有しかつ当該モデル材ポインタが含まれる層のモデル材の造形後の時点で同層のサポート材が造形されていない場合、当該モデル材ポインタが含まれる層のモデル材の造形後の時点で造形されていない最下層のサポート材データをポイントするよう設定され、(a2)当該張り出す部分を有しない場合又は当該造形後の時点で同層のサポート材が造形されている場合、当該直上層のモデル材データをポイントするよう設定されており、

(b) 前記サポート材ポインタは、(b1)当該サポート材ポインタが含まれる層のサポート材に対して直上層のサポート材が張り出す部分を有しかつ当該サポート材ポインタが含まれる層のサポート材の造形後の時点で同層のモデル材が造形されていない場合、当該サポート材ポインタが含まれる層のサポート材の造形後の時点で造形されていない最下層のモデル材データをポイントするよう設定され、(b2)当該張り出す部分を有しない場合又は当該造形後の時点で同層のモデル材が造形されている場合、当該直上層のサポート材データをポイントするよう設定されており、

前記 3D 造形装置の制御部が、前記モデル材データ又は前記サポート材データに基づく造形後に、前記モデル材ポインタ又はサポート材ポインタに従ってモデル材データ又はサポート材データを記憶部から取得する処理に用いられる、

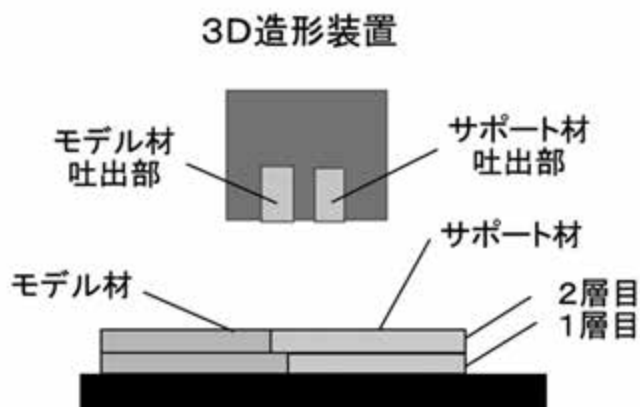
3D 造形用データ。

【請求項 1】

「発明」に該当する。

図面

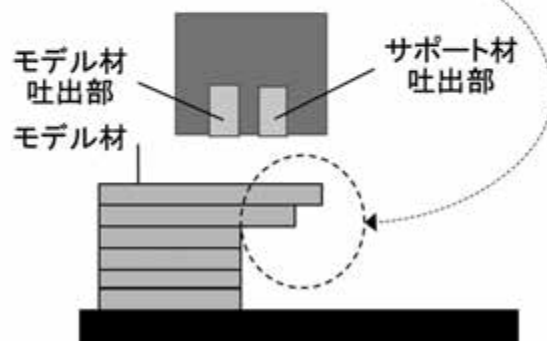
【図 1】



【図 2】

<問題点>

- 吐出材料の切替えを一層ごとに行うと、造形時間が長期化。
- 吐出材料の切替えを複数層ごとに行うと、サポート材がモデル材を造形中に適切に支持できないおそれ。



【図 3】

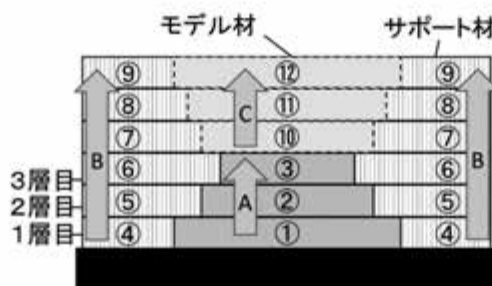
<造形順序(全体)>

- (A)モデル材を、3層積層
- (B)サポート材を、6層積層
- (C)モデル材を、3層積層

<造形順序(詳細)>

- ① 1層目のモデル材
- ② 2層目のモデル材
- ③ 3層目のモデル材
- ④ 1層目のサポート材
- ⑤ 2層目のサポート材
- ⑥ 3層目のサポート材

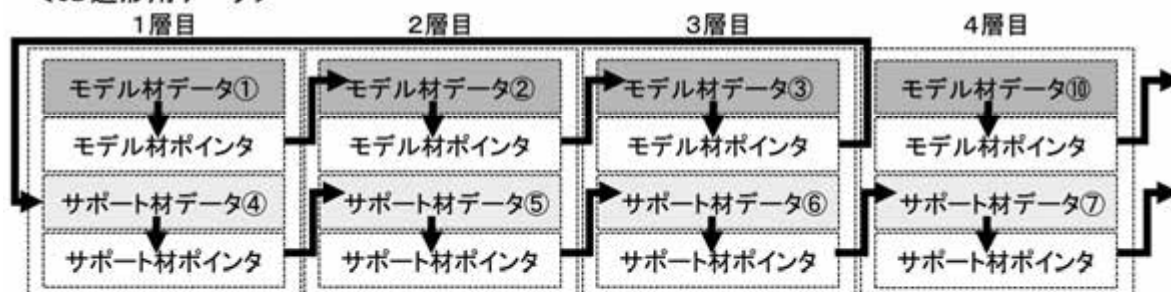
<垂直断面図>



<水平断面図(3層目)>



<3D造形用データ>



⑨: 4層目のモデル材は6層目のサポート材の後に造形される

発明の詳細な説明の概要

【技術分野】

本発明は、3D 造形用データに関する。

【背景技術】

3D 造形装置においては、3D 造形物の 3 次元形状データから、積層方向について薄く切った断面形状及びその断面形状に対応する吐出位置等を示すデータを算出した上で、そのデータに従ってモデル材を用いて各層を造形し、当該層を造形ステージ上に積層していくことにより、3D 造形物を造形する。

ここで、最終的に 3D 造形物を構成するモデル材と、前記モデル材を支持するためのサポート材とを積層する 3D 造形装置(図 1 参照)が知られている。サポート材とは、造形対象物が下層構造に対して張り出す部分を有する場合等に、モデル材の外周や内周に設けられ、3D 造形物の造形が完了するまでモデル材のうち当該張り出す部分を支持し、3D 造形物の造形が完了した後に除去されるものである。

このような 3D 造形装置においては、モデル材を吐出する吐出部と、サポート材を吐出する吐出部とが別個に備えられており、モデル材(又はサポート材)の吐出による造形後、サポート材(又はモデル材)の吐出による造形を行うといった吐出材料の切替えを経た上で、一つの層を造形する。

【発明が解決しようとする課題】

上記のような吐出材料の切替えを一層ごとに行う場合、造形時間が長期化してしまう。そこで、吐出材料の切替えを複数層ごとに行うことが考えられ、その場合、切替え回数の減少により造形時間の短縮が期待できるものの、モデル材及びサポート材の配置及びその造形順序によっては、サポート材がモデル材を造形中に適切に支持できないことがある(図 2 参照)。

本発明は、このような問題点に鑑みてなされたものであり、造形時間を短縮する一方、モデル材とサポート材とによる積層を適切に行うことを可能とする、3D 造形用データを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

本発明の 3D 造形用データは、最終的に 3D 造形物を構成するモデル材と、造形中に前記モデル材を支持するためのサポート材とを積層する、例えばインクジェット方式による 3D 造形装置に用いられる。

3D 造形装置は、3D 造形用データのうち造形に用いられるモデル材データ又はサポート材データを後述するポイントに従って順次記憶部から取得し、吐出部から材料を吐出させる制御部を備える。ここで、当該記憶部は、3D 造形装置自身が備えるものでもよいし、3D 造形装置とネットワークを介して接続された外部サーバが備えるものであってもよい。

そして、3D 造形用データは、各層ごとに、モデル材データと、サポート材データとともに、これらのデータに基づく造形の次の造形に利用されるデータをポイントするポイントを含む。ここで、モデル材データ又はサポート材データとは、それぞれ、3D 造形装置の吐出部が吐出する材料(モデル材又はサポート材)並びにその吐出位置及び吐出量を示すデータである。

このポイントについて説明すると、(a)モデル材データに基づく造形の次の造形に用いられるデータをポイントするモデル材ポイントは、(a1)当該モデル材ポイントが含まれる層のモデル材に対して直上層のモデル材が張り出す部分を有しかつ当該モデル材ポイントが含まれる層のモデル材の造形後の時点で同層のサポート材が造形されていない場合、当該モデル材ポイントが含まれる層のモデル材の造形後の時点で造形されていない最下層のサポート材データをポイントするよう設定され、(a2)当該張り出す部分を有しない場合又は当該造形後の時点で同層のサポート材が造形されている場合、当該直上層のモデル材データをポイントするよう設定されており、(b)サポート材データに基づく造形の次の造形に用いられるデータをポイントするサポート材ポイントは、(b1)当該サポート材ポイントが含まれる層のサポート材に対して直上層のサポート材が張り出す部分を有しかつ当該サポート材ポイントが含まれる層のサポート材の造形後の時点で同層のモデル材が造形されていない場合、当該サポート材ポイントが含まれる層のサポート材の造形後の時点で造形されていない最下層のモデル材データをポイントするよう設定され、(b2)当該張り出す部分を有しない場合又は当該造形後の時点で同層のモデル材が造形されている場合、当該直上層のサポート材データをポイントするよう設定されている。なお、吐出部が材料を吐出するべく 3D 造形物や造形ステージに近接する際に、当該吐出部が造形済みの層と衝突することがあるので、モデル材又はサポート材が下層に対して張り出す部分を有しない場合であっても、所定数の層を積層した後に吐出材料の切替えを行ってもよく、ポイントについてもそのような切替えを実現できるよう設定してもよい。また、最上層のモデル材ポイント(又はサポート材ポイント)については、全てのサポート材(又はモデル材)の造形が完了していない場合、その時点で造形されていない最下層のサポート材データ(又はモデル材データ)をポイントするよう設定されており、全ての層のサポート材(又はモデル材)の造形が完了している場合、全層の造形の完了を示すよう設定されている。

このように設定されたポイントを用いて、例えば、図 3 に示される砂時計型の 6 層からなる 3D 造形物を造形する場合について説明する(なお、実際の 3D 造形においては、6 層で積層が完了することはまれであり、数百層～数千層の積層が行われる。当該例は本発明の考え方を示すために、3D 造形物が 6 層から構成されると仮定した上での説明となっていることに留意されたい)。このような 3D 造形物の造形においては、モデル材の外周にサポート材を設ける必要があるが、4 層目～6 層目のモデル材がそれぞれの直下層のモデル材より張り出す部分を有するとともに、1 層目～3 層目のサポート材がそれぞれの直下層より張り出す部分を有するため、モデル材を 3 層積層後、サポート材を 6 層積層し、その後、モデル材を 3 層積層することが適切である。

この場合、3D 造形用データにおけるポイントに関しては、1 層目のモデル材データに基づく造形後は 2 層目のモデル材データがポイントされ、2 層目のモデル材データに基づく造形後は 3 層目のモデル材データがポイントされ、3 層目のモデル材データに基づく造形後は 1 層目のサポート材データがポイントされるものとなる(以降の層も同様である)。ポイントは簡易なデータ編集によりポイントするデータを変更することができるので、このようなポイントを含む構造を有する 3D 造形用データであれば、3D 造形物の 3 次元形状データから積層方向について薄く切った断面形状及びその断面形状に対応する各材料の吐出位置及び吐出量を示すデータを計算した後に、造形順

序すなわち当該データを取得する順序を簡易に設定できる。

なお、3D 造形装置の制御部は 3D 造形用データのうち造形に用いられるモデル材データ又はサポート材データを順次記憶部から取得するので、このようなポイントを含む構造を有する 3D 造形用データは、当該データのサイズが 3D 造形装置の制御部の RAM の容量に比べ大きい場合や、記憶部(及び 3D 造形物の 3 次元形状データから断面形状を考慮した 3D 造形用データへと変換し前記記憶部に記憶する変換部)が 3D 造形装置とネットワークを介して接続された外部サーバに備えられている場合に好適である。

【発明の効果】

本発明によれば、吐出材料の切替えを複数層ごとに行うことになるので、造形時間を短縮する一方、モデル材とサポート材とによる積層を適切に行うことが可能となる。

【結論】

請求項 1 に係る発明は、「発明」に該当する。

【説明】

・請求項 1 について

請求項 1 に係る 3D 造形用データは、「前記モデル材データに基づく造形の次の造形に用いられるデータをポイントするモデル材ポイントと」、「前記サポート材データに基づく造形の次の造形に用いられるデータをポイントするサポート材ポイントとを含む構造を有し」、「前記 3D 造形装置の制御部が、前記モデル材データ又は前記サポート材データに基づく造形後に、前記モデル材ポイント又はサポート材ポイントに従ってモデル材データ又はサポート材データを記憶部から取得する処理に用いられる」との請求項の記載から、モデル材データ又はサポート材データに基づく造形後、次の造形に用いられるデータを記憶部から取得するという、制御部による情報処理を可能とする構造を有するデータであるといえる。よって、当該 3D 造形用データは、そのデータ自身が有する構造により、制御部による情報処理を規定するという点でプログラムに類似する性質を有するから、プログラムに準ずる構造を有するデータ(ソフトウェア)である。

ここで、機器である 3D 造形装置の制御又は制御に伴う処理を具体的に行う方法は、「自然法則を利用した技術的思想の創作」である。

したがって、上記方法を制御部に実行させるためのソフトウェアである、請求項 1 に係る発明は、「発明」に該当する。

(参考) 「発明」に該当しない 3D 造形用データについては、「附属書 A 3.発明該当性及び産業上の利用可能性に関する事例集」に掲載の事例 3-3を参照。

2. 新規性に関する事例

〔事例 35〕 ロボット装置

本願明細書等

発明の名称

ロボット装置

特許請求の範囲

【請求項 1】

物体に対して作用するロボット装置であって、

物体を検知する少なくとも一種類のセンサと、当該センサの出力に基づいて物体に係る情報を得るための質問をサーバに送信する送信部と、前記質問に対する回答情報を前記サーバから受信する受信部と、受信した前記回答情報に基づいてロボット装置の作動を制御するプログラムを備えた制御部とを有し、

前記回答情報は、前記サーバによりネットワークを通じて前記物体の生産施設から受信した情報に基づいて特定された前記物体の種類に関する情報である、
ロボット装置。

【請求項 2】

物体に対して作用するロボット装置であって、

物体を検知する少なくとも一種類のセンサと、当該センサの出力に基づいて物体に係る情報を得るための質問をサーバに送信する送信部と、前記質問に対する回答情報を前記サーバから受信する受信部と、受信した前記回答情報に基づいてロボット装置の作動を制御するプログラムを備えた制御部とを有し、

前記回答情報は、前記サーバにより特定された前記物体個々の属性情報及び固有識別情報を含む、
ロボット装置。

引用文献

発明の名称

ロボット装置

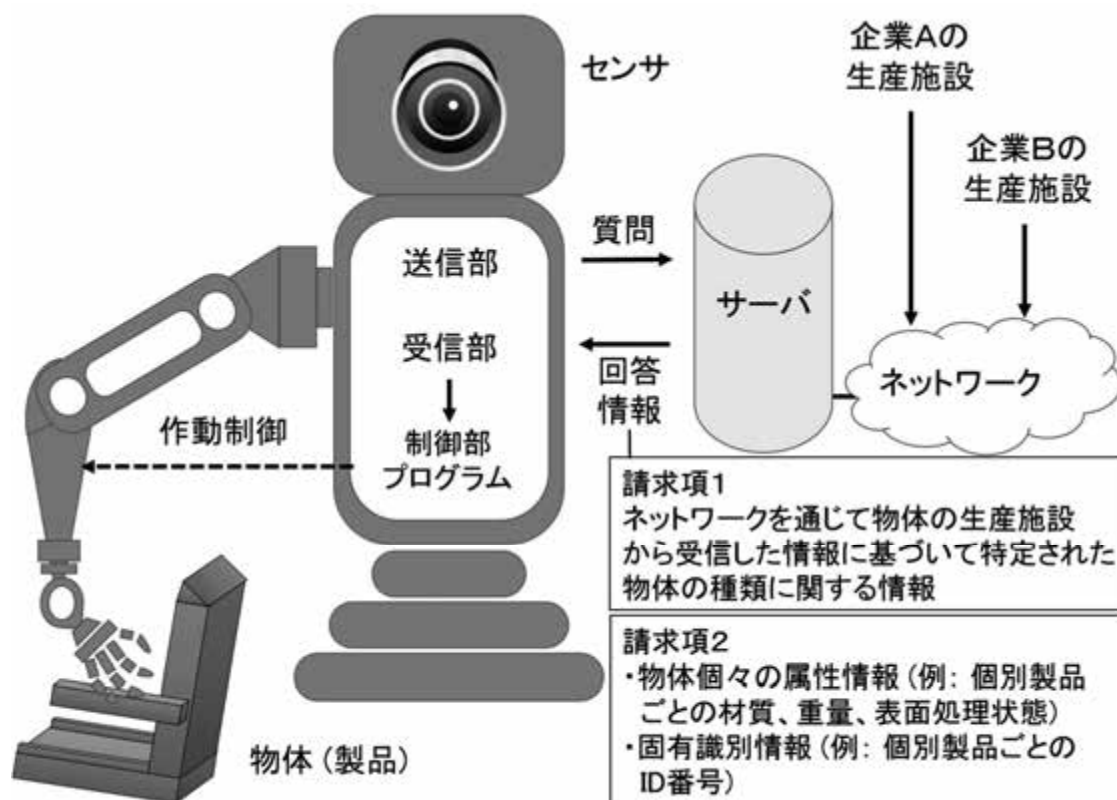
【請求項 1】

物体に対して作用するロボット装置であって、

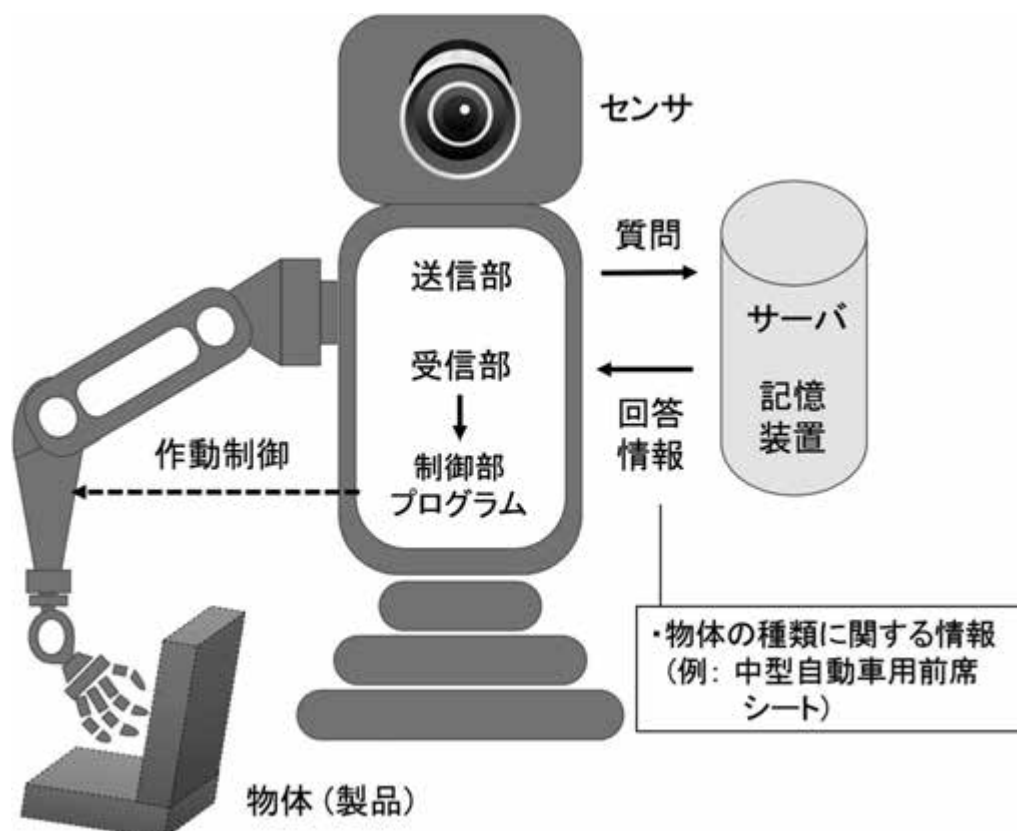
物体を検知する少なくとも一種類のセンサと、当該センサの出力に基づいて物体に係る情報を得るための質問をサーバに送信する送信部と、前記質問に対する回答情報を前記サーバから受信する受信部と、受信した前記回答情報に基づいてロボット装置の作動を制御するプログラムを備えた制御部とを有し、

前記回答情報は、前記サーバにより特定された前記物体の種類に関する情報である、
ロボット装置。

本願の図面



引用文献の図面



発明の詳細な説明の概要

発明の解決しようとする課題

請求項 1 に係る発明の解決しようとする課題は、取り扱う物体である製品の生産施設から得られる最新の情報に基づいて製品の物体の種類をより正確に判別し、適切に取扱いを行うことができるロボット装置を提供することである。

請求項 2 に係る発明の解決しようとする課題は、取り扱う物体が、個々の仕様が異なる製品である場合であっても、個々の製品に応じた適切な取扱いや、当該製品について得た情報の報告を可能にするロボット装置を提供することである。

発明の実施の形態 1

請求項 1 に係る発明の実施の一形態において、ロボット装置は、多数の部品製造企業から種々の製品が組立用部品として納入されてくる、自動車工場のような組立工場にて、移動等の作業を行うものであり、製品をつかむ把持部及び製品の画像を取得する画像センサを有している。

当該ロボット装置において、画像センサは、そのロボット装置が取り扱おうとしている製品の形状や、製品に表示されている企業名、製品種類ごとの体系で個々の製品に振られている連続番号等の情報を画像情報として検知する。送信部は、画像センサの出力に基づき、製品の物体の種類に関する情報を得るための質問をサーバに送信する。質問には、画像情報が含まれる。

サーバは、製品を製造する各企業の生産施設におけるコンピュータ・システムとネットワークを介して接続されており、製品に関する最新の情報を当該生産施設から受信し、保有している。サーバがロボット装置から質問を受け取ると、画像情報を分析し、どの製品種類かを特定し、回答情報としてロボット装置に送信

発明の詳細な説明の概要

・・・当該ロボット装置において、画像センサは、そのロボット装置が取り扱おうとしている製品の形状や、製品に表示されている企業名、製品種類ごとの体系で個々の製品に振られている連続番号等の情報を画像情報として検知する。送信部は、画像センサの出力に基づき、製品の物体の種類に関する情報を得るための質問をサーバに送信する。質問には、画像情報が含まれる。

サーバは、ロボット装置から質問を受け取ると、当該質問に係る画像情報をサーバの記憶装置に記憶された情報と対比して、物体の種類を判別し、当該種類に関する情報、例えば、中型自動車用前席シートといった情報を回答情報としてロボット装置に送信する。ロボット装置は、当該回答情報に基づいて、その把持部等の作動を制御する。

する。

ロボット装置においては、受信部が回答情報を受信し、制御部のプログラムが当該回答情報に基づいてロボット装置の作動を制御する。

この実施の形態において、ロボット装置は、サーバがネットワークを通じて製品の生産施設から受信した情報に基づいて作動制御を行うので、最新の情報に基づいて製品の物体の種類をより正確に判別し、適切な取扱いに資することができる。

発明の実施の形態 2

請求項 2 に係る発明の実施の形態においても、ロボット装置は、実施の形態 1 と同じく、把持部、画像センサ、及び送信部を有している。

本実施形態においては、当該送信部は、画像センサの出力に基づき、個々の製品を特定して必要情報を得るための質問をサーバに送信する。

サーバは、製品を製造する各企業の生産施設におけるコンピュータ・システムとネットワークを介して接続されているとともに、各企業の製品ラインを体系的に整理した情報を時々刻々更新して保有している。サーバがロボット装置から質問を受け取ると、画像情報を分析し、個々の製品を特定して、当該製品個々の材質や重量、表面処理状態等の属性情報及び固有識別情報(全ての取扱製品にわたって体系的に付与された、個々の製品に固有の ID 番号等)を、回答情報としてロボット装置に送信する。

ロボット装置においては、受信部が回答情報を受信し、制御部のプログラムが当該回答情報に基づいてロボット装置の作動を制御する。

この実施の形態において、ロボット装置は、製品個々の材質や重量、表面処理状

態等の属性情報及び固有識別情報を含む回答情報を受信し、それに基づいて自身の作動を制御するので、個々の製品に応じた適切な取扱い等を行うことができる。具体的には、製品をつかむ把持位置や把持力が個々の製品に応じた最適なものになるよう、把持部を制御することができる。製品の把持の際にロボット装置の制御部が得た情報(例えば、被把持部の剛性)は、固有識別情報を用いて送信部からサーバに送信することにより、サーバにフィードバックし、当該製品の属性情報の付加や更新を行うことができる。付加又は更新された属性情報は、自身の次回把持の際に用いられ、あるいは、サーバに接続された他のロボット装置と共有される。また、当該組立工場でのその後の取扱いのため、ロボット装置は、固有識別情報に基づき、当該製品に、識別記号や番号を印刷したシールを貼付したり ID タグを付したりすることができる。さらに、ロボット装置が製品の損傷等の異常を検知した場合には、固有識別情報を用いてサーバに報告することもできる。

[結論]

請求項 1 に係る発明は、新規性を有しない。

請求項 2 に係る発明は、新規性を有する。

[説明]

・請求項 1 について

ロボット装置は、当該ロボット装置とサーバとの組合せ（コンビネーション）に対し、一のサブコンビネーションに該当する。

そのロボット装置についての請求項 1 には、「前記回答情報は、前記サーバによりネットワークを通じて前記物体の生産施設から受信した情報に基づいて特定された前記物体の種類に関する情報である」との、他のサブコンビネーションであるサーバに関する事項が記載されている。しかしながら、その「ネットワークを通じて前記物体の生産施設から受信した情報に基づいて」との部分、ロボット装置とは別な物であるサーバが、どこから得た情報に基づいて回答情報の特定を行っているかを記載したものにとらず、ロボット装置のプログラム自体の相違をもたらすものではなく、ロボット装置の構造、機能等を何ら特定するものではない。

したがって、請求項 1 に係る発明と引用文献に記載された発明との間に相違点はないから、請求項 1 に係る発明は新規性を有しない。

・請求項 2 について

同じくロボット装置についての請求項 2 には、「前記回答情報は、前記サーバにより特定された前記物体個々の属性情報及び固有識別情報を含む」との、他のサブコンビネーションであるサーバに関する事項が記載されている。請求項 2 にはまた、その回答情報に関し、ロボット装置が「受信した前記回答情報に基づいてロボット装置の作動を制御するプログラムを備えた制御部」を有することが記載されている。そうすると、請求項 2 に係る発明において、ロボット装置は、物体個々の属性情報及び固有識別情報に基づいて当該ロボット装置の作動を制御するプログラムを備えた制御部を有しており、当該制御部によって個々の物体の属性情報及び固有識別情報に応じた作動をするものである。

これに対し、引用文献に記載された発明においては、「前記回答情報は、前記サーバにより特定された前記物体の種類に関する情報である」のであるから、ロボット装置は、当該回答情報との関係において、物体の種類に関する情報に基づいて当該ロボット装置の作動を制御するプログラムを備えた制御部を有しているにすぎず、個々の物体の属性情報及び固有識別情報に応じた作動をするものではない。

このように、請求項 2 に係るロボット装置は、引用文献に記載されたロボット装置とは異なるプログラムを備えており、異なる作動をするものである。

したがって、請求項 2 に係る発明と引用文献に記載された発明の間には相違点があるから、請求項 2 に係る発明は新規性を有する。

〔事例 36〕 水処理装置

本願明細書等

発明の名称

水処理装置

特許請求の範囲

【請求項 1】

原水に含まれる汚濁物質を除去して処理水を製造する水処理装置であって、

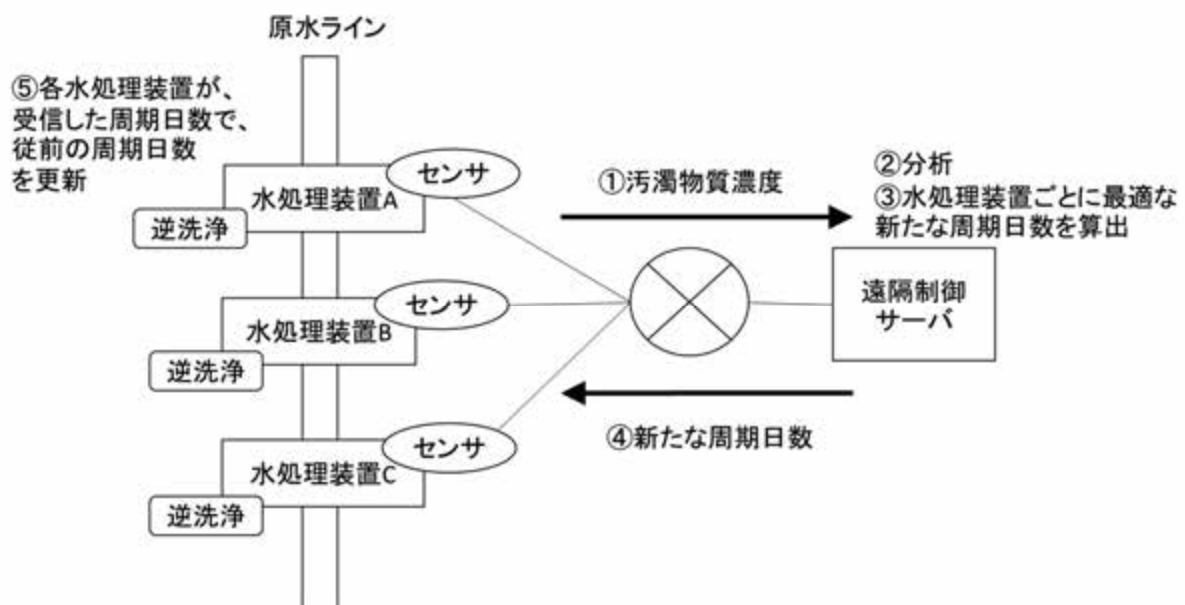
可変に設定される周期日数で逆洗浄プロセスを実行する手段と、

前記水処理装置に導入される原水の汚濁物質濃度を検出する濃度検出センサと、

前記検出した汚濁物質濃度を、通信可能に接続された遠隔制御サーバに送信する手段と、
を備え、

前記遠隔制御サーバは、同一の原水ライン上の複数の水処理装置から送信された複数の汚濁物質濃度に基づいて、従前の周期日数を更新するための新たな周期日数を算出し、前記水処理装置に送信することを特徴とする、
水処理装置。

本願の図面



引用文献

発明の名称

水処理装置

【請求項 1】

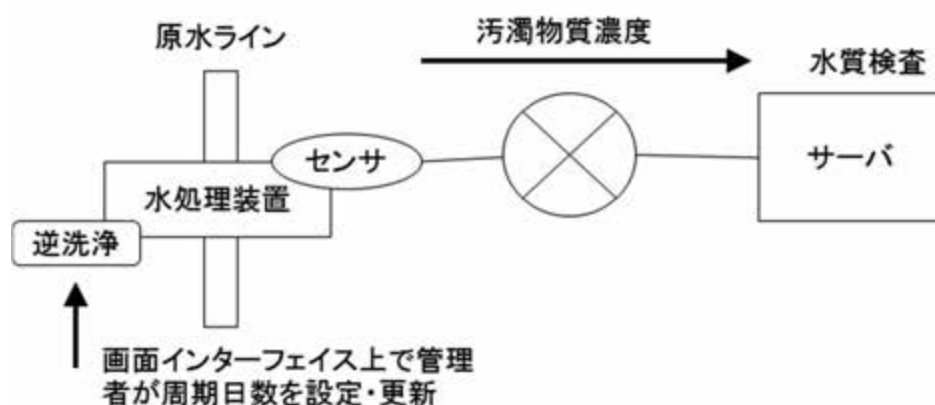
原水に含まれる汚濁物質を除去して処理水を製造する水処理装置であって、

可変に設定される周期日数で逆洗浄プロセスを実行する手段と、

前記水処理装置に導入される原水の汚濁物質濃度を検出する濃度検出センサと、

前記検出した汚濁物質濃度を、通信可能に接続されたサーバに送信する手段と、
を備えることを特徴とする、水処理装置。

引用文献の図面



発明の詳細な説明の概要

水処理装置は、地下水等の原水に含まれる汚濁物質を濾材床により捕捉して処理水を製造する。水処理装置においては、処理水を製造するにつれて濾材床の汚濁物質の捕捉能力が低下するため、一定のタイミングで逆洗浄プロセスを実行する必要がある。逆洗浄プロセスを実行する周期日数は、原水の水質に変動が生じた場合に更新できることが望ましい。本願においては、水処理装置は、可変の周期日数で逆洗浄プロセスを実行するが、その周期日数は、遠隔制御サーバから新たな周期日数が送信された場合には更新される。

水処理装置は、濃度検出センサによって取得した原水の汚濁物質濃度を、遠隔制御サーバに送信する。遠隔制御サーバにおいては、同一の原水ライン上に存在する複数の水処理装置から送信された複数の汚濁物質濃度を集積し、分析する。当該分析により、当該原水ラインの水質に変動が生じたと判定した場合は、汚濁物質濃度と各水処理装置の仕様情報とを含む特定の計算式により、水処理装置ごとに最適な新たな周期日数を算出する。そして遠隔制御サーバは、当該算出された水処理装置ごとの新たな周期日数を、各水処理装置に更新させるために送信する。

発明の詳細な説明の概要

水処理装置は、地下水等の原水に含まれる汚濁物質を濾材床により捕捉して処理水を製造する。

水処理装置が逆洗浄プロセスを実行する周期日数については、水処理装置の管理者が適宜設定及び更新可能である。水処理装置は画面インターフェイスを備えており、管理者は当該画面インターフェイス上で、周期日数を設定及び更新できる。

また、水処理装置は、濃度検出センサによって取得した原水の汚濁物質濃度をサーバに送信することもできる。サーバでは、その汚濁物質濃度を分析し、水質検査に役立てる。

水処理装置においては遠隔制御サーバから、当該新たな周期日数を受信すると、従前設定されている周期日数を当該新たな周期日数に更新し、以後更新された周期日数に従って、逆洗浄プロセスを実行する。

〔結論〕

請求項 1 に係る発明は、新規性を有する。

〔説明〕

請求項 1 は、「水処理装置」の発明であるところ、「前記遠隔制御サーバは、同一の原水ライン上の複数の水処理装置から送信された複数の汚濁物質濃度に基づいて、従前の周期日数を更新するための新たな周期日数を算出し、前記水処理装置に送信する」との、他のサブコンビネーションである「遠隔制御サーバ」に関する事項が記載されている。

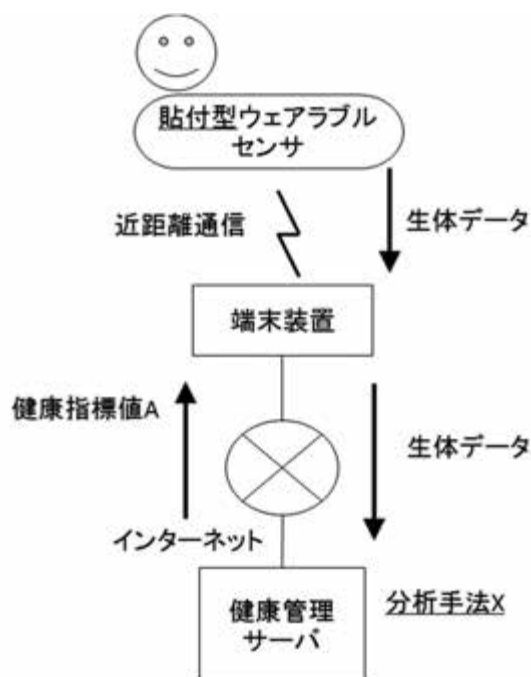
出願時の技術常識、及び「水処理装置においては遠隔制御サーバから、当該新たな周期日数を受信すると、従前設定されている周期日数を当該新たな周期日数に更新し、以後更新された周期日数に従って、逆洗浄プロセスを実行する」との発明の詳細な説明の記載を考慮すると、上記他のサブコンビネーションに関する事項は、水処理装置が遠隔制御サーバから周期日数を受信する手段を有するという点で水処理装置を特定しているから、水処理装置についてそのような特定がなされているものとして請求項 1 に係る発明を認定する。

したがって、請求項 1 に係る発明は、引用文献に記載された、サーバに汚濁物質濃度を送信するのみであって、周期日数を受信する手段を有しない水処理装置の発明と相違するから、新規性を有する。

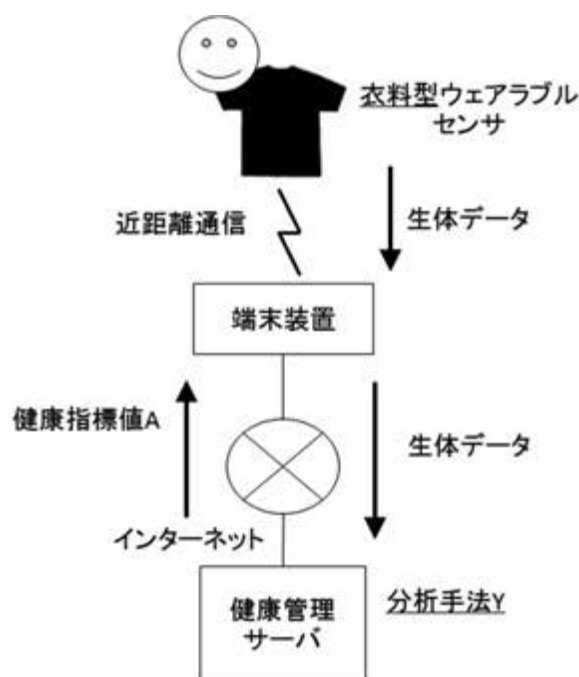
〔事例 37〕 健康管理システム、端末装置

本願明細書等	引用文献
発明の名称 健康管理システム、端末装置	発明の名称 ．．．
特許請求の範囲	
【請求項 1】 ウェアラブルセンサ、健康管理サーバ、 端末装置から構成される健康管理システムであって、 前記ウェアラブルセンサは、 <u>人体の肌に張り付ける貼付型</u> であり、 装着者の体温、心拍数を含む生体データを測定する手段と、 前記生体データを前記端末装置へ送信する手段と、を有し、 前記端末装置は、 前記生体データを前記ウェアラブルセンサから受信する手段と、 前記受信した生体データを定期的に集約して前記健康管理サーバに送信する手段と、 前記健康管理サーバから受信した健康指標値 A を受信する手段と、 前記健康指標値 A を画面上に表示する手段と、を有し、 前記健康管理サーバは、 前記端末装置から受信した前記生体データを <u>分析手法 X</u> によって分析することで前記装着者の健康指標値 A を算出する手段と、 前記算出した健康指標値 A を前記端末装置へ送信する手段と、を有する、 ことを特徴とする、健康管理システム。 【請求項 2】 請求項 1 記載の健康管理システムに用いられる端末装置。	【請求項 1】 ウェアラブルセンサ、健康管理サーバ、 端末装置から構成される健康管理システムであって、 前記ウェアラブルセンサは、 <u>装着者が着用する衣料型</u> であり、 装着者の体温、心拍数を含む生体データを測定する手段と、 前記生体データを前記端末装置へ送信する手段と、を有し、 前記端末装置は、 前記生体データを前記ウェアラブルセンサから受信する手段と、 前記受信した生体データを定期的に集約して前記健康管理サーバに送信する手段と、 前記健康管理サーバから受信した健康指標値 A を受信する手段と、 前記健康指標値 A を画面上に表示する手段と、を有し、 前記健康管理サーバは、 前記端末装置から受信した前記生体データを <u>分析手法 Y</u> によって分析することで前記装着者の健康指標値 A を算出する手段と、 前記算出した健康指標値 A を前記端末装置へ送信する手段と、を有する、 ことを特徴とする、健康管理システム。

図面



図面



(補足説明)

本願発明と、引用文献に記載された発明との対比において、端末装置とウェアラブルセンサとの間、端末装置と健康管理サーバとの間での通信方式に相違点はない。

[結論]

請求項 1 に係る発明は、新規性を有する。

請求項 2 に係る発明は、新規性を有しない。

[説明]

・請求項 1 について

「健康管理システム」を構成するウェアラブルセンサの種類、及び健康管理サーバにおける分析手法において、請求項 1 に係る発明と引用文献に記載された発明とは相違する。

したがって、請求項 1 に係る発明と引用文献に記載された発明との間には相違点があるから、請求項 1 に係る発明は新規性を有する。

・請求項 2 について

請求項 2 は請求項 1 を引用した「端末装置」の発明であるところ、その請求項 1 には、ウェアラブルセンサが「人体の肌に張り付ける貼付型であり、装着者の体温、心拍数を含む生体データを測定する手段と、前記生体データを前記端末装置へ送信する手段と、を有する」との、また健康管理サーバが「前記端末装置から受信した前記生体データを分析手法 X によって分析することで前記装着者の健康指標値 A を算出する手段と、前記算出した健康指標値 A を前記端末装置へ送信する手段と、を有する」との、他のサブコンビネーションである「ウェアラブルセンサ」及び「健康管理サーバ」に関

する事項が記載されている。

しかしながら、請求項 2 に係る端末装置の有する機能は、ウェアラブルセンサから受信した生体データを定期的に集約して健康管理サーバに送信することと、健康管理サーバから受信した健康指標値 A を表示することのみであり、ウェアラブルセンサの種類や健康管理サーバにおける分析手法は、端末装置の構造、機能等を何ら特定するものではない。

請求項 2 に係る発明と引用文献に記載された発明とを対比すると、上記の他のサブコンビネーションに関する事項において、記載上、表現上の差異があるものの、両者はウェアラブルセンサから受信した生体データを定期的に集約して健康管理サーバに送信し、健康管理サーバから受信した健康指標値 A を表示する機能を有する端末装置である点で一致しているから、端末装置の構造、機能等において差異はない。そして、請求項 2 に係る発明と引用文献に記載された発明との間に、他に相違点はないから、請求項 2 に係る発明は新規性を有しない。

〔事例 38〕 ドローン見守りシステム、ドローン装置

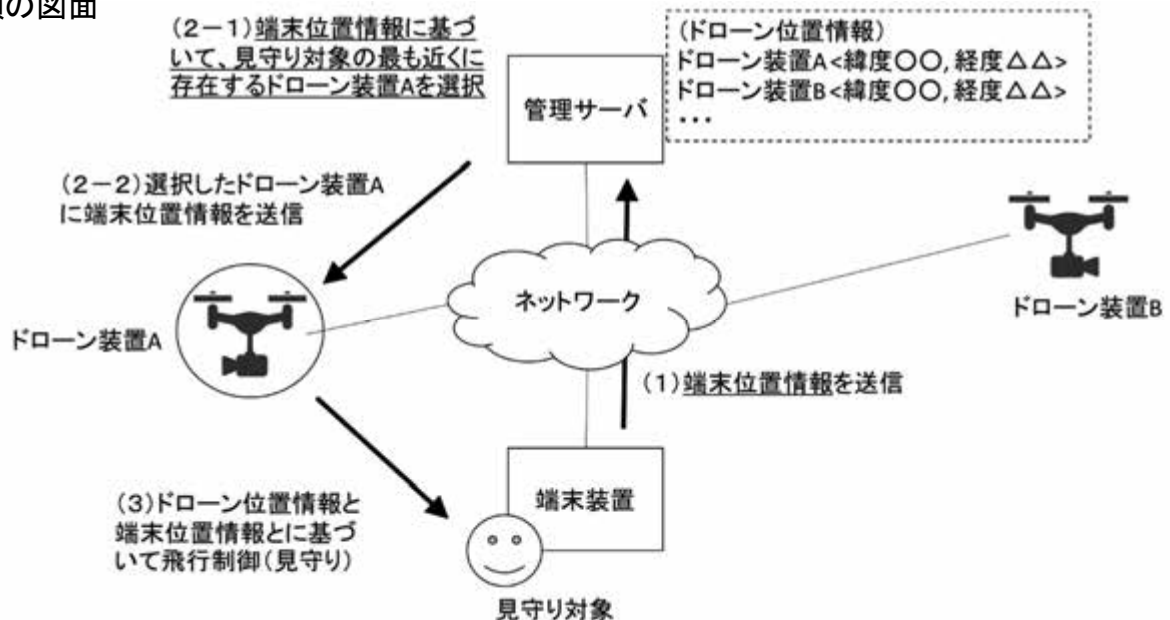
本願明細書等	引用文献
発明の名称 ドローン見守りシステム、ドローン装置	発明の名称 ・・・
特許請求の範囲 【請求項 1】 三次元移動が可能なドローン装置によって、見守り対象を見守るドローン見守りシステムであって、 複数の前記ドローン装置と、前記見守り対象に携帯される端末装置と、通信ネットワークを介して前記ドローン装置及び前記端末装置と接続される管理サーバとから構成され、 前記端末装置は、 現在位置を端末位置情報として取得し、前記管理サーバへ送信する手段を備え、 前記管理サーバは、 前記端末装置から受信した前記端末位置情報に基づいて、前記見守り対象の最も近くに存在するドローン装置を選択する手段と、前記選択したドローン装置に前記端末位置情報を送信する手段とを備え、 前記ドローン装置は、 自機の現在位置をドローン位置情報として取得する手段と、前記管理サーバから、前記端末位置情報を受信する手段と、前記ドローン位置情報と前記端末位置情報とに基づいて、自機の飛行制御を行う手段とを備えることを特徴とする、ドローン見守りシステム。 【請求項 2】 通信ネットワークを介して管理サーバと接続され、三次元移動が可能なドローン装置であって、 自機の現在位置をドローン位置情報として取得する手段と、前記管理サーバか	

ら、端末位置情報を受信する手段と、前記ドローン位置情報と前記端末位置情報とに基づいて、自機の飛行制御を行う手段とを備え、

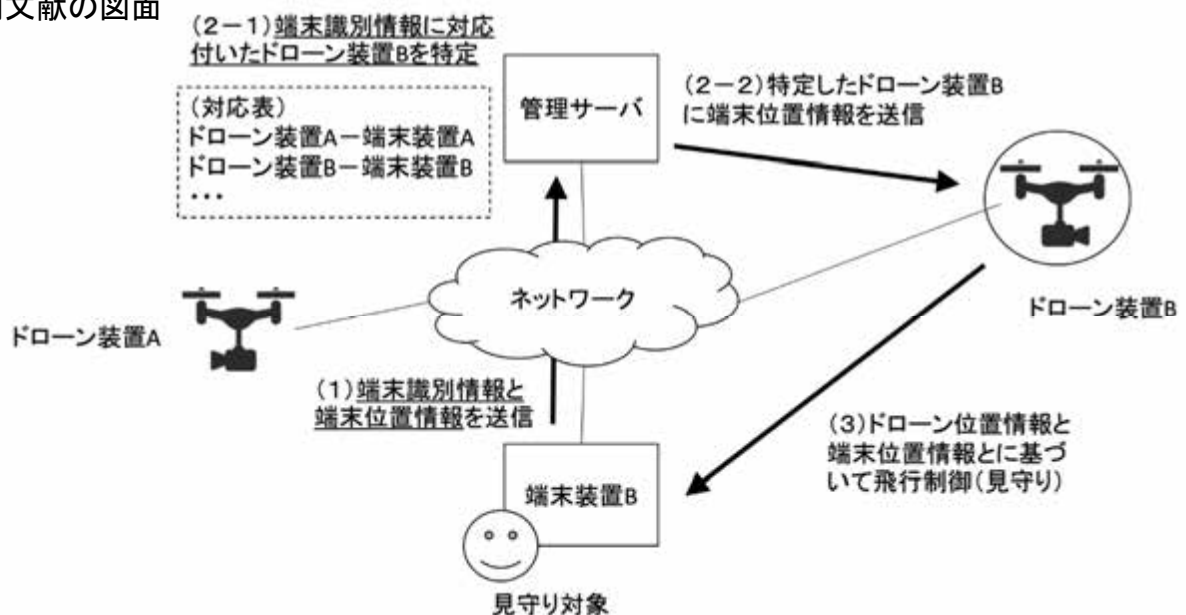
前記管理サーバは、

見守り対象の端末装置から受信した端末位置情報に基づいて、前記見守り対象の最も近くに存在するドローン装置を選択する手段と、前記選択したドローン装置に前記端末位置情報を送信する手段とを備えることを特徴とする、ドローン装置。

本願の図面



引用文献の図面



発明の詳細な説明の概要

本発明は、自律飛行可能な無人飛行体（ドローン装置）を活用して子供やお年寄りを見守る、ドローン見守りシステムに関する。

本発明のドローン見守りシステムは、複数のドローン装置、見守り対象である子供やお年寄りが携帯する端末装置、及び管理サーバから構成される。ドローン装置は、撮像手段や各種センサを備え、見守り対象の異常を検知し、必要に応じて周囲にその異常を報知する手段をも有する。また、ドローン装置は地理的に異なる位置にあらかじめ複数配置され、本システムの利用者の間で共用されるものである。そして管理サーバは、各ドローン装置の位置情報を有している。

本システムの動作を説明する。

(1)端末装置は、自装置の現在位置を端末位置情報として取得し、継続的に管理サーバへ送信する。

(2-1)管理サーバは、受信した端末位置情報に基づいて、見守り対象の最も近くに存在するドローン装置を選択する。

(2-2)管理サーバは、当該選択したドローン装置に対し、端末装置から受信する前記端末位置情報を継続的に送信する。

(3)ドローン装置は、自機の現在位置として取得するドローン位置情報と、管理サーバから継続的に受信する前記端末位置情報とに基づいて、自機の飛行制御を行う。具体的には、見守り対象を適切に見守るために、見守り対象から一定の距離、高度を保って自律飛行するように飛行制御を行う。

[結論]

請求項 1 に係る発明は、新規性を有する。

請求項 2 に係る発明は、新規性を有しない。

発明の詳細な説明の概要

本発明は、自律飛行可能な無人飛行体（ドローン装置）を活用して子供やお年寄りを見守る、ドローン見守りシステムに関する。

本発明のドローン見守りシステムは、複数のドローン装置、見守り対象である子供やお年寄りが携帯する端末装置、及び管理サーバから構成される。ドローン装置は、撮像手段や各種センサを備え、見守り対象の異常を検知し、必要に応じて周囲にその異常を報知する手段をも有する。また、管理サーバにおいては、一の端末装置に一のドローン装置を対応付けて管理している。

本システムの動作を説明する。

(1)端末装置が自装置の識別情報を管理サーバへ送信する。続いて自装置の現在位置を端末位置情報として取得し、継続的に管理サーバへ送信する。

(2-1)管理サーバは、受信した端末装置の識別情報に対応付けられたドローン装置を特定する。

(2-2)管理サーバは、当該特定したドローン装置に対し、端末装置から受信する前記端末位置情報を継続的に送信する。

(3)ドローン装置は、自機の現在位置として取得するドローン位置情報と、管理サーバから継続的に受信する前記端末位置情報とに基づいて、自機の飛行制御を行う。具体的には、見守り対象を適切に見守るために、見守り対象から一定の距離、高度を保って自律飛行するように飛行制御を行う。

〔説明〕

・請求項 1 について

「ドローン見守りシステム」を構成する管理サーバが、請求項 1 に係る発明は「受信した端末位置情報に基づいて、見守り対象の最も近くに存在するドローン装置を選択する」ものであるのに対して、引用文献に記載された発明は「受信した端末装置の識別情報に対応付けられたドローン装置を特定する」ものである点において、請求項 1 に係る発明と引用文献に記載された発明とは相違する。

したがって、請求項 1 に係る発明と引用文献に記載された発明との間には相違点があるから、請求項 1 に係る発明は新規性を有する。

・請求項 2 について

請求項 2 は、「ドローン装置」の発明であるところ、「管理サーバは、見守り対象の端末装置から受信した前記端末位置情報に基づいて、前記見守り対象の最も近くに存在するドローン装置を選択する手段と、前記選択したドローン装置に前記端末位置情報を送信する手段とを備える」との、他のサブコンビネーションである「管理サーバ」に関する事項が記載されている。

しかしながら、管理サーバがどのような基準に基づいて、見守り対象を見守るドローン装置を選択するかは、請求項 2 に係るドローン装置の構造、機能等に何ら影響を及ぼすものではないから、上記他のサブコンビネーションに関する事項は、ドローン装置の構造、機能等を何ら特定するものではない。

請求項 2 に係る発明と引用文献に記載された発明とを対比すると、上記の他のサブコンビネーションに関する事項において、記載上、表現上の差異があるものの、ドローン装置の構造、機能等において差異はない。そして、請求項 2 に係る発明と引用文献に記載された発明との間に、他に相違点はないから、請求項 2 に係る発明は新規性を有しない。

3. 進歩性に関する事例

〔事例 26〕 サプライチェーン管理方法

発明の名称

サプライチェーン管理方法

特許請求の範囲

【請求項 1】

サプライチェーンを管理するために、コンピュータによって実行される方法であって、

製品に対する需要を受け取る工程と、

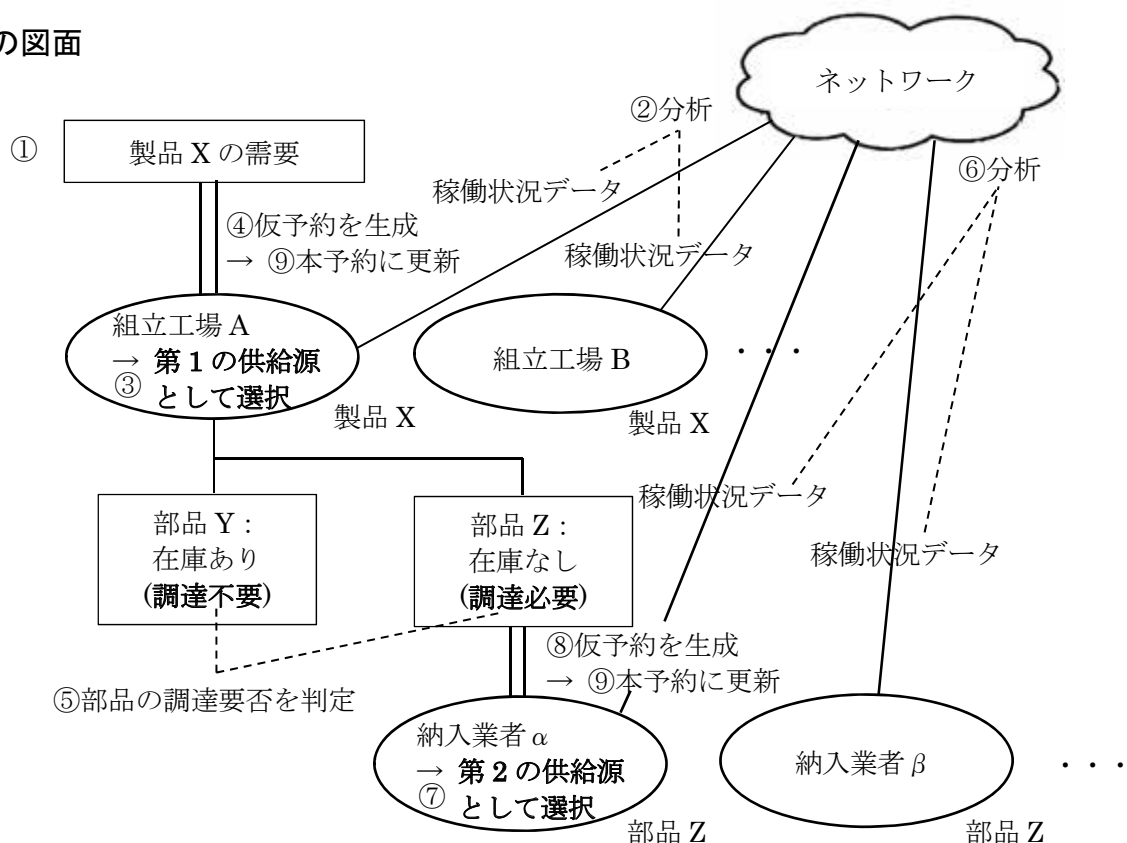
当該製品の複数の供給源における稼働状況データを含む情報に基づいて、前記需要を満たすための少なくとも一つの第 1 の供給源を選択し、選択された供給源に対する供給の仮予約を生成する工程と、

当該供給源が当該予約を実施するために、当該製品の構成部品又は材料の調達が必要か否かを判定する工程と、

前記調達が必要であると判定された場合には、当該調達を需要として、前記構成部品又は材料の複数の供給源から、それら供給源における稼働状況データを含む情報に基づいて、その需要を満たすための少なくとも一つの第 2 の供給源を選択し、選択された供給源に対する供給の仮予約を生成する工程と、

前記製品の全ての構成部品又は材料について、前記調達が必要でないと判定されたか前記調達について供給の仮予約が生成された場合には、それまでに生成された仮予約を本予約に更新する工程と、
を有する方法。

本願の図面



発明の詳細な説明の概要

【発明の解決しようとする課題】

サプライチェーン管理方法において、構成部品や材料の調達が必要であるかどうかを判定したうえで、調達が必要な場合は、供給源における稼働状況等に応じて、供給源に対する供給の仮予約及び本予約がコンピュータにより自動的に生成されるようにする。

【課題を解決するための手段】

この方法においては、サプライチェーン上の製品につき、需要を満たすための少なくとも一つの第 1 の供給源が、各供給源における稼働状況データを含む情報に基づいて選択される。かかる稼働状況データとしては、例えば工作機械の運転状態や作業待ちのワークの量など、供給源である納入業者の生産施設におけるリアルタイムのデータが、インターネット等のネットワークを通じて通信されることにより用いられる。こうした稼働状況データの分析によって、当該選択は、各供給源の時々刻々の供給能力に適切に応じたものとなる。需要を満たすための少なくとも一つの供給源の選択が終了すると、まずはこの段階で、それら選択された供給源に対する供給の「仮予約」が生成される。

次に、製品の構成部品又は材料について、調達が必要か否かの判定がなされる。調達が必要であると判定された場合には、その構成部品又は材料の複数の供給源から、稼働状況データを含む情報に基づいて、需要を満たすための少なくとも一つの第 2 の供給源が選択される。このような過程を必要に応じて繰り返す。その結果、全ての構成部品又は材料について、各々、調達が不要と判定されたか、あるいは、必要な調達について供給の仮予約が生成された状態に到達した場合には、仮予約が本予約に更新される。

以上により、本方法では、多くの階層にわたる複雑なサプライチェーンの場合でも、適時に供給の仮予約が生成されるとともに、本予約に更新されないままとなっている仮予約があるときには、その存在から、サプライチェーン上の供給不足の状態を把握することも可能である。

【技術水準(引用発明、周知技術等)】

引用発明 1(引用文献 1 に記載された発明)：

製品の需給を管理するために、コンピュータによって実行される方法であって、製品に対する需要を受け取る工程と、

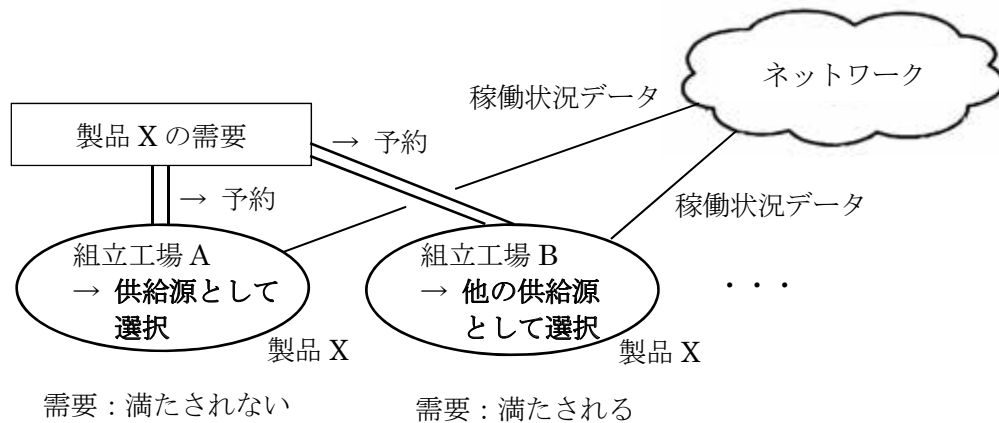
当該製品の複数の供給源における稼働状況データを含む情報に基づいて、前記需要を満たすための供給源を選択する工程と、

前記需要が当該供給により満たされるか否かを判定する工程と、

前記需要が満たされないと判定された場合には、当該製品の他の供給源から、それら供給源における稼働状況データを含む情報に基づいて、前記満たされない需要を満たすための供給源を選択し、

前記需要が満たされたと判定された場合には、それまでに選択された供給源に対する供給の予約を生成する工程と、
を有する方法。

引用文献 1 の図面



引用発明 2(引用文献 2 に記載された発明)：

生産施設における部品在庫管理を支援するために、コンピュータによって実行される方法であって、

製品に対する需要を受け取る工程と、

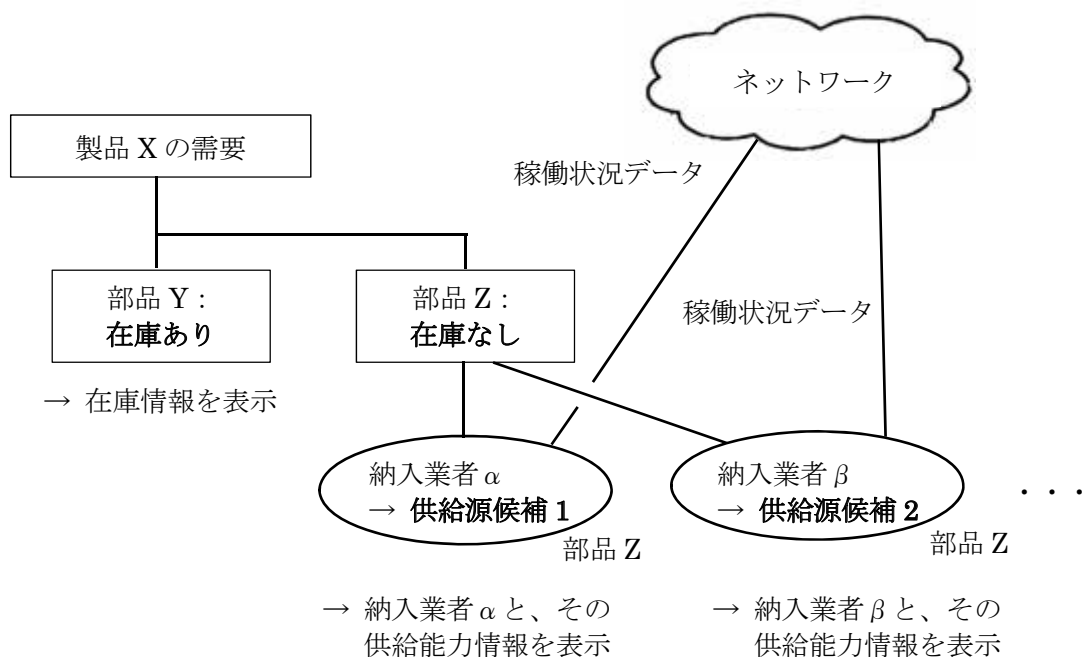
当該製品の製造に必要な構成部品を特定する工程と、

各構成部品について、前記需要を満たす在庫が存在しているか否かを判定する工程と、

前記在庫が存在していないと判定された場合には、当該構成部品の複数の供給源における稼働状況データを含む情報に基づいて、前記需要を満たすための供給源の候補及び各供給源の供給能力情報を表示し、

前記在庫が存在していると判定された場合には、当該在庫に関する情報を表示する工程と、
を有する方法。

引用文献 2 の図面



[結論]

請求項 1 に係る発明は、進歩性を有する。

[説明]

(動機付けについて考慮した事情)

(1) 技術分野の関連性

引用発明 1 及び 2 は、ともに製品の需給管理に係る方法の発明であるため、両者の技術分野は関連性を有する。

(2) 課題の共通性

引用発明 1 及び 2 は、ともに製品の複数の供給源における稼働状況データ等に基づいて、製品の需給管理をコンピュータで実現する方法を提供するという、共通の課題を有する。

(拒絶理由がないことの説明)

請求項 1 に係る発明と引用発明 1 とを対比すると、両者は以下の点で相違する。

(相違点 1)

請求項 1 に係る発明は、サプライチェーンを管理するための方法であって、選択された供給源が製品供給を実施するために、当該製品の構成部品又は材料の調達が必要か否かを判定する工程を有し、前記構成部品又は材料の調達が必要であると判定された場合には、当該調達を需要として、前記構成部品又は材料の複数の供給源から、それら供給源における稼働状況データを含む情報に基づいて、その需要を満たすための少なくとも一つの第 2 の供給源を選択するものであるのに対して、

引用発明 1 は、製品の需給を管理するための方法であって、当該製品の構成部品又は材料の調達については、考慮していない点。

(相違点 2)

請求項 1 に係る発明は、選択された供給源に対して供給の「仮予約」を生成するとともに、製品の全ての構成部品又は材料について、調達が必要でないと判定されたか調達について供給の「仮予約」が生成された場合には、それまでに生成された「仮予約」を本予約に更新するのに対して、

引用発明 1 は、選択された供給源に対して供給の予約を生成しているものの、「仮予約」の生成及び本予約への更新に係る事項を有していない点。

上記相違点 1 について検討する。

引用発明 1 及び 2 は、ともに製品の需給管理に係る方法の発明であるため、両者の技術分野は関連性を有する。

また、引用発明 1 及び 2 は、ともに製品の複数の供給源における稼働状況データ等に基づいて、製品の需給管理をコンピュータで実現する方法を提供するという、共通の課題を有する。

そうすると、引用発明 1 において、より適切に製品の需給管理を行うために、製品の構成部品の調達についても合わせて考慮するべく、引用発明 2 を適用して、製品の需給管理を行うのみならず、当該製品の構成部品の調達が必要か否かを判定する工程

をさらに設け、当該構成部品の調達が必要であると判定された場合には、当該調達を需要として、構成部品の複数の供給源から、それら供給源における稼働状況データを含む情報に基づいて、その需要を満たすための少なくとも一つの第 2 の供給源を選択することによりサプライチェーンを管理することは、当業者であれば容易に想到し得たものである。

次に、上記相違点 2 について検討する。

請求項 1 に係る発明における「仮予約」の生成及び本予約への更新に係る事項は、引用発明 2 にもない事項である。

本願の請求項 1 に係る発明では、サプライチェーン上の製品につき、需要を満たす供給源が一または複数選択されれば、まずは、それら選択された供給源に対する供給の仮予約が生成され、その後、サプライチェーン上必要な全ての供給の仮予約が生成された場合に、仮予約が本予約に更新される。これにより、本願の請求項 1 に係る発明では、多くの階層にわたる複雑なサプライチェーンの場合でも、適時に供給の仮予約が生成されるとともに、本予約に更新されない仮予約の存在から、サプライチェーン上の供給不足の状態を把握することが可能である。この効果は、引用発明 1 及び 2 からは予測困難な、有利な効果であるといえる。

よって、請求項 1 に係る発明における「仮予約」の生成及び本予約への更新に係る事項は、引用発明 1 に引用発明 2 を適用する際に行い得る設計変更等(一定の課題を解決するための技術の具体的適用に伴う設計変更や設計的事項の採用)ということとはできない。

以上のとおり、本願の請求項 1 に係る発明は、引用文献 1 及び 2 に記載されていない発明特定事項を有しており、しかも、かかる事項により、引用発明 1 及び 2 からは予測困難な有利な効果を有している。したがって、本願の請求項 1 に係る発明は、引用発明 1 及び 2 に対して進歩性を有する。

〔事例 27〕 ランニング支援システム

発明の名称

ランニング支援システム

特許請求の範囲

【請求項 1】

画面インターフェイス及び GPS 機能を有する腕時計型デバイスと、当該腕時計型デバイスとネットワークを介して通信可能な情報配信サーバとから構成されるランニング支援システムであって、

前記腕時計型デバイスは、

前記画面インターフェイスを介してユーザからコース情報の指定を受け付けるコース情報受付手段と、

当該コース情報を前記情報配信サーバに送信するとともに、前記ユーザがランニングをしている間、GPS 機能によって取得した位置情報と時間情報とを含むランニング情報を継続的に前記情報配信サーバに送信する送信手段とを有し、

前記情報配信サーバは、

前記腕時計型デバイスから受信した前記コース情報及びランニング情報に基づいて、前記コース情報に対応する第 1 のラップタイム情報を作成し、前記情報配信サーバ内のランニング履歴データベースに記録する記録手段と、

前記ランニング履歴データベースに既に記録されている、前記コース情報に対応する、複数の第 2 のラップタイム情報を取得する取得手段と、

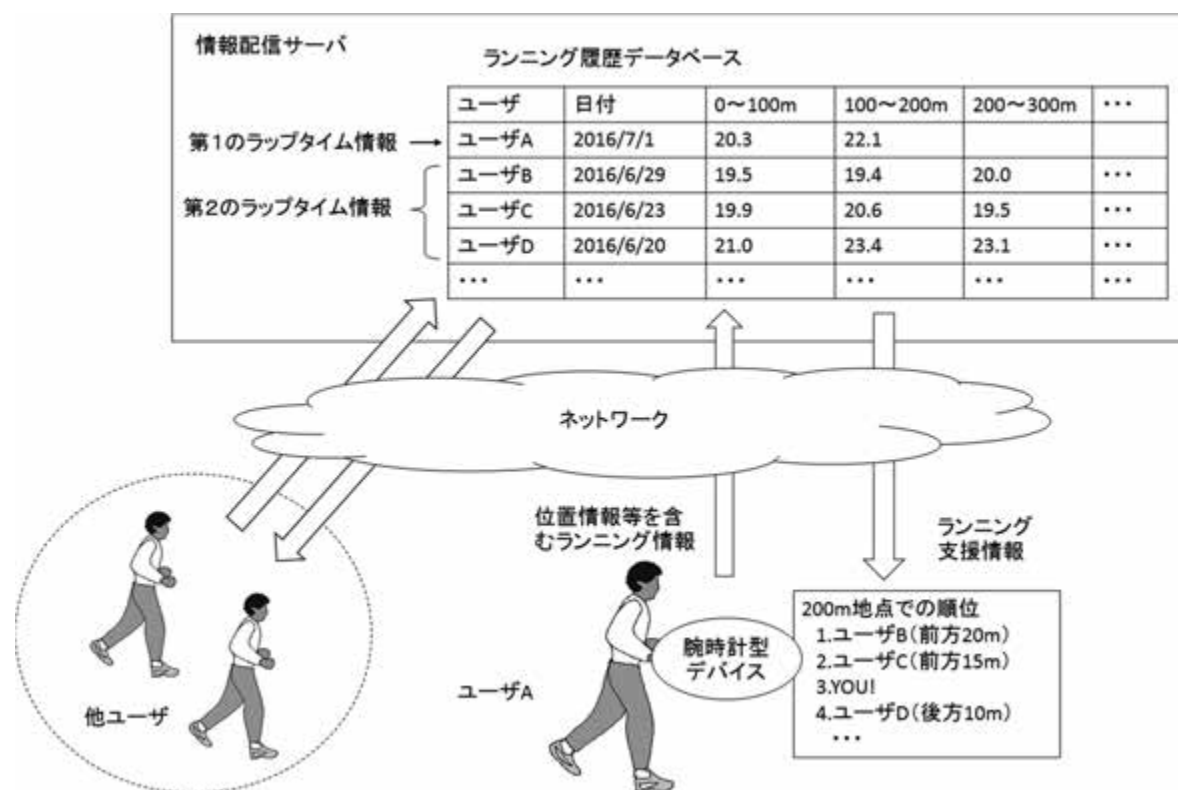
前記第 1 のラップタイム情報と前記第 2 のラップタイム情報との比較に基づいて、前記ユーザのランニングを支援するランニング支援情報を作成し、前記腕時計型デバイスに送信する送信手段とを有し、

前記腕時計型デバイスはさらに、

前記ランニング支援情報を前記情報配信サーバから受信し、前記画面インターフェイス上に表示する表示手段を有し、

前記第 2 のラップタイム情報は、前記ユーザとは異なるユーザが有する腕時計型デバイスから送信された最新のランニング情報に基づいて作成されたラップタイム情報であることを特徴とする、ランニング支援システム。

本願の図面



発明の詳細な説明の概要

【背景技術】

自身の過去のランニングの履歴と、現在のランニングに関する情報との比較を提示する、ユーザが装着可能な腕時計型デバイスが知られている。

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、当該腕時計型デバイスを用いて一人でランニングをする場合は、過去の自身との比較を参照することはできるが、他者との競争感覚を得られないため、ランニングのモチベーションを保つことが困難であった。

【課題を解決するための手段】

ユーザは、画面インターフェイス及びGPS機能を備えた腕時計型デバイス(以下、本項において「デバイス」という)を装着しながらランニングをする。ユーザはランニングを開始する前に、デバイスを操作し、これからランニングをするコースを指定する。当該指定されたコース及びユーザの情報は、情報配信サーバへ送信される。情報配信サーバでは、当該ユーザが指定したコースにてランニングを開始したことを認識する。ランニング中、デバイスからは継続的に、GPS機能によって取得したユーザの位置情報と時間情報とを含むランニング情報が情報配信サーバに送信される。

情報配信サーバにおいては、デバイスから送信されたランニング情報に基づいて、当該ユーザの所定距離間隔ごとのラップタイム情報(第1のラップタイム情報)が作成され、情報配信サーバ内のランニング履歴データベースに格納される。ここで、情報配信サーバは、ランニング履歴データベース内に、コースごとの過去の複数のユーザのラップタイム情報を保持している。なお、ランニング履歴データベースにおいては、同一コ

ースについて同一ユーザのラップタイム情報は一つまでしか記憶されず、同一ユーザについて新たなラップタイム情報が作成された場合は、古いラップタイム情報は新たなラップタイム情報に上書きされる。

情報配信サーバは、第 1 のラップタイム情報と、ランニング履歴データベースに格納されている他の複数のユーザの過去のラップタイム情報(第 2 のラップタイム情報)とを比較することで、ユーザの仮想的な順位や他のユーザとの仮想的な距離を含む、ランニング支援情報を作成する。情報配信サーバは、作成されたランニング支援情報を、ユーザのデバイスに送信する。第 1 のラップタイム情報は、デバイスから送信されるランニング情報が蓄積されると適宜更新されるので、その度にランニング支援情報も更新され、デバイスに送信される。

ユーザのデバイスでは、情報配信サーバから送信されたランニング支援情報が画面インターフェイス上に表示される。

【発明の効果】

ユーザはランニングの最中、腕時計型デバイス上で、ユーザの仮想的な順位や他のユーザとの仮想的な距離を含む、ランニング支援情報を参照できるので、他者との競争感覚を得られ、ランニングのモチベーションを保つことができる。

[技術水準(引用発明、周知技術等)]

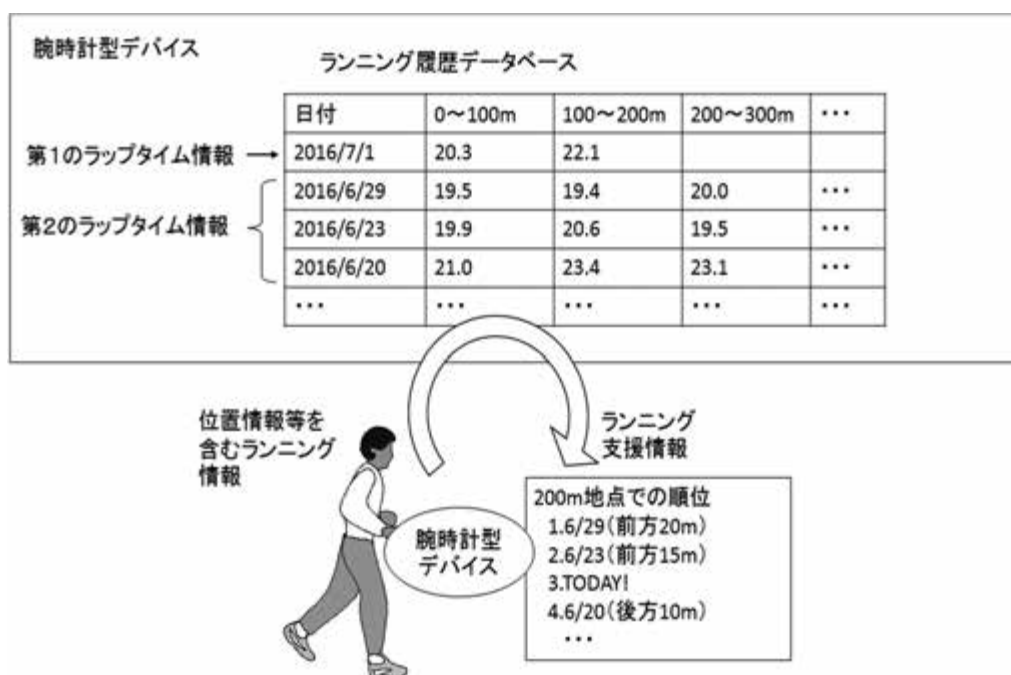
引用発明 1(引用文献 1 に記載された発明)：

画面インターフェイス及び GPS 機能を有する腕時計型デバイスであって、
前記腕時計型デバイスは、
画面インターフェイスを介してユーザからコース情報の指定を受け付けるコース情報受付手段と、
前記ユーザがランニングをしている間、前記 GPS 機能によって取得した位置情報と時間情報とを含むランニング情報に基づいて、前記コース情報に対応する第一のラップタイム情報を作成し、腕時計型デバイス内のランニング履歴データベースに記録する記録手段と、
前記ランニング履歴データベースに既に記録されている、前記コース情報に対応する複数の第 2 のラップタイム情報を取得する取得手段と、
前記第 1 のラップタイム情報と第 2 のラップタイム情報とを比較することで、前記ユーザのランニングを支援するランニング支援情報を作成し、前記画面インターフェイス上に表示する表示手段とを有する、
ことを特徴とする腕時計型デバイス。

(課題)

現在のラップタイム情報と、腕時計型デバイスに記録された過去のラップタイム情報とに基づいて得られる情報をランニング支援情報として提示することで、ユーザは過去の自分自身のラップタイム情報との比較に関する情報を参照しながら、ランニングをすることができる。

引用文献 1 の図面



周知技術：

サーバと端末とが通信可能なシステムにおいて、端末側の記憶容量、処理負担削減のために、端末にて取得したデータをサーバに送信し、サーバにて当該データに基づいて処理を行い、処理結果をサーバから端末に送信する技術。

〔結論〕

請求項 1 に係る発明は、進歩性を有する。

〔説明〕

（動機付けについて考慮した事情）

・課題の共通性

引用文献 1 には、端末の記憶容量や処理負荷についての課題は記載されていないものの、引用発明 1 の腕時計型デバイスもユーザ側の端末である以上、処理能力や記憶容量に限度があることは当業者にとって自明な課題である。

したがって、引用発明 1 と周知技術とは、課題が共通する。

（拒絶理由がないことの説明）

請求項 1 に係る発明と引用発明 1 とを対比すると、両者は、以下の点で相違する。
（相違点 1）

請求項 1 に係る発明は腕時計型デバイスと情報配信サーバから構成されるシステムの発明であって、腕時計型デバイスにて取得したランニング情報を情報配信サーバに送信し、情報配信サーバにて、第 1 のラップタイム情報と複数の第 2 のラップタイム情報とを比較することでランニング支援情報を作成し、腕時計型デバイスに送信するのに対し、引用発明 1 は腕時計型デバイスの発明であって、第 1 のラップタイム情報

と複数の第 2 のラップタイム情報との比較、及びランニング支援情報の作成が当該腕時計型デバイス内にて行われる点。

(相違点 2)

請求項 1 に係る発明では、第 2 のラップタイム情報は、第 1 のラップタイム情報のユーザとは異なるユーザが有する腕時計型デバイスから送信された最新のランニング情報に基づいて作成されたものであるのに対し、引用発明 1 では第 2 のラップタイム情報について、そのような特定がない点。

上記相違点 1 について検討する。

引用発明 1 の腕時計型デバイスはユーザ側の端末であるから、処理能力や記憶容量に限度があることは当業者にとって自明な課題である。

一方、周知技術として、サーバと端末とが通信可能なシステムにおいて、端末側の記憶容量、処理負荷軽減のために、端末にて取得したデータをサーバに送信し、サーバにて当該データに基づいて処理を行い、処理結果をサーバから端末に送信する技術が知られている。

したがって、引用発明 1 において、記憶容量や処理負荷の観点から、上記周知技術を適用し、腕時計型デバイスが有するランニング履歴データベースをサーバ側にて管理するようにし、腕時計型デバイスにて取得したランニング情報をサーバに送信し、当該サーバにて、第 1 のラップタイム情報と複数の第 2 のラップタイム情報とを比較することでランニング支援情報を作成し、腕時計型デバイスに送信するよう構成することは、当業者であれば容易に想到し得たものである。

上記相違点 2 について検討する。

引用発明 1 は、過去の自分自身のラップタイム情報との比較に関する情報を参照しながら、ランニングを可能とすることを課題としており、引用文献 1 には、他のユーザとの比較に関する事項は記載されていない。また、当該事項は、当業者が容易に着想し得るものともいえない。そのため、異なるユーザが有する腕時計型デバイスから送信された最新のランニング情報に基づく第 2 のラップタイム情報との比較をすることは、引用発明 1 に周知技術を適用する際に行い得る設計変更等(一定の課題を解決するための技術の具体的適用に伴う設計変更や設計的事項の採用)ということとはできない。

さらに、請求項 1 に係る発明は、異なるユーザのラップタイム情報の比較に基づいてランニング支援情報を作成することにより、ユーザが一人でランニングしていても他者との競争感覚を得られるという、引用発明 1 と比較した有利な効果を有している。

以上の事情を総合的に踏まえると、引用発明 1 に周知技術を適用し、当業者が請求項 1 に係る発明に容易に想到し得たということとはできない。

〔事例 28〕 豪雨地点特定システム

発明の名称

豪雨地点特定システム

特許請求の範囲

【請求項 1】

複数の車両が備えるワイパーに装着されたワイパー動作センサ、及び前記ワイパー動作センサとネットワークを介して接続される分析サーバを備え、

前記ワイパー動作センサは、

装着されたワイパーの加速度情報を含む動作情報を検出する検出部と、

自センサの現在位置情報を取得する取得部と、

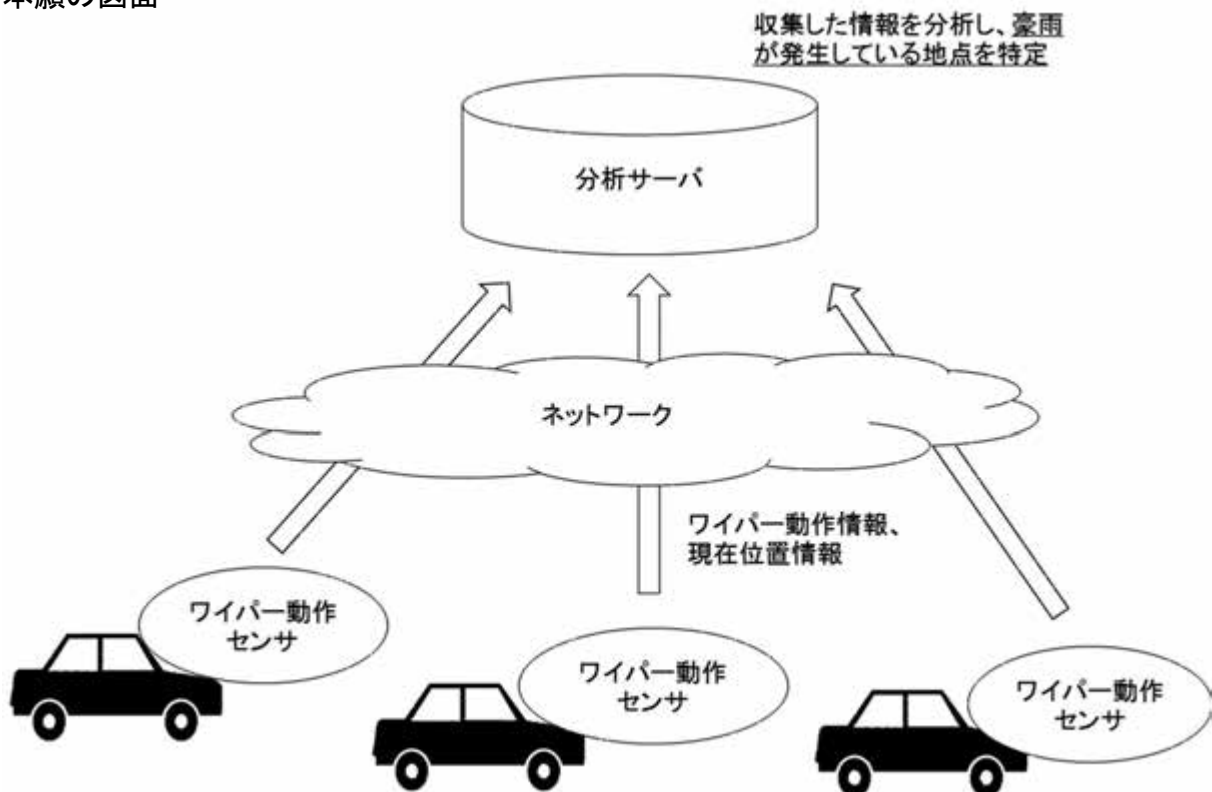
前記動作情報に前記現在位置情報を対応付けて前記分析サーバに送信する送信部と、
を有し、

前記分析サーバは、

複数の前記ワイパー動作センサから、前記動作情報及び現在位置情報を収集する収集部と、

前記収集された複数の動作情報のうち、ワイパーが高速に動作していることを示す動作情報に対応付けられた現在位置情報を統計的に分析することで、豪雨が発生している地点を特定する分析部と、
を有する豪雨地点特定システム。

本願の図面



発明の詳細な説明の概要

【発明が解決しようとする課題】

豪雨が発生している地点を詳細に特定する技術が望まれている。

【課題を解決するための手段】

豪雨地点を特定するために、車両が備えるワイパーに装着されたセンサを活用する。当該センサは、ワイパーの加速度情報を含む動作情報を検出し、センサの現在位置情報に対応付けて、分析サーバへ送信する。

分析サーバは、多数の車両のワイパーに装着されたセンサから、上記動作情報及び現在位置情報を収集する。そして、分析サーバは、当該動作情報に基づいてワイパーが一定の速度以上で動作しているものを抽出し、当該抽出された動作情報に対応付けられた現在位置情報を分析することで、豪雨が発生している地点を特定する。具体的には、地理空間を一定距離四方のメッシュ状に分割し、前記抽出された動作情報に対応付けられた現在位置情報を一定数以上含むメッシュを、豪雨が発生している地点と特定する。

〔技術水準(引用発明、周知技術等)〕

引用発明1(引用文献1に記載された発明)：

複数の車両が備えるワイパーに装着されたワイパー動作センサ、及び前記ワイパー動作センサとネットワークを介して接続される分析サーバを備え、

前記ワイパー動作センサは、

装着されたワイパーの加速度情報を含む動作情報を検出する検出部と、

自センサの現在位置情報を取得する取得部と、

前記動作情報に前記現在位置情報に対応付けて前記動作情報を前記分析サーバに送信する送信部と、

を有し、

前記分析サーバは、

複数の前記ワイパー動作センサから、前記動作情報を収集する収集部と、

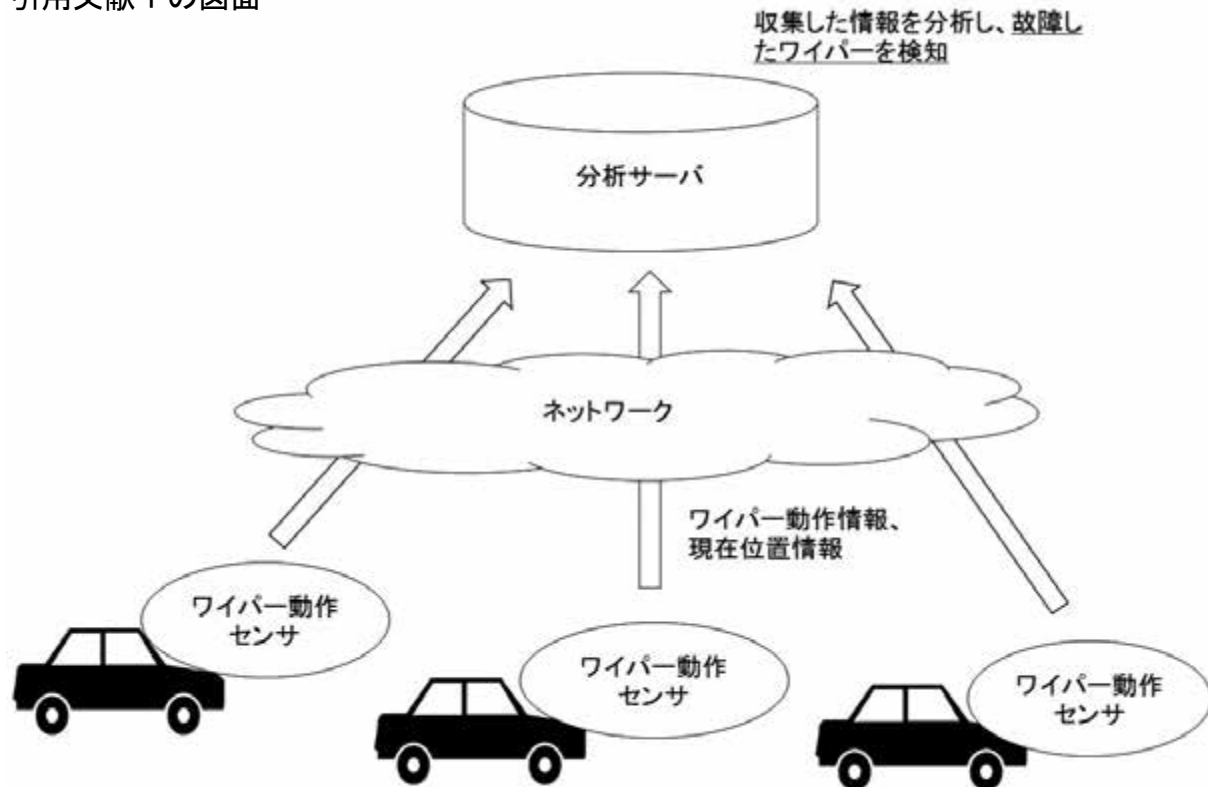
前記収集した動作情報と、過去の故障したワイパーの動作情報との比較に基づいて、故障が生じたワイパーを特定する分析部と、

当該特定されたワイパーと、その現在位置情報とを管理者に通知する通知部と、を有するワイパー故障検知システム。

(課題)

各車両に装着されたワイパー動作センサから、ワイパーの動作情報を収集し、過去の故障履歴との比較に基づいて、故障が生じたワイパーを特定すること。

引用文献 1 の図面



引用発明2(引用文献2に記載された発明)：

複数の携帯端末、及び前記携帯端末とネットワークを介して接続される分析サーバを備え、

前記携帯端末は、

ユーザによるネットワークへの投稿文の入力を受け付ける受付部と、

自端末の現在位置情報を取得する取得部と、

前記投稿文及び現在位置情報を前記分析サーバに送信する送信部と、
を有し、

前記分析サーバは、

複数の携帯端末から、前記投稿文及び現在位置情報を収集する収集部と、

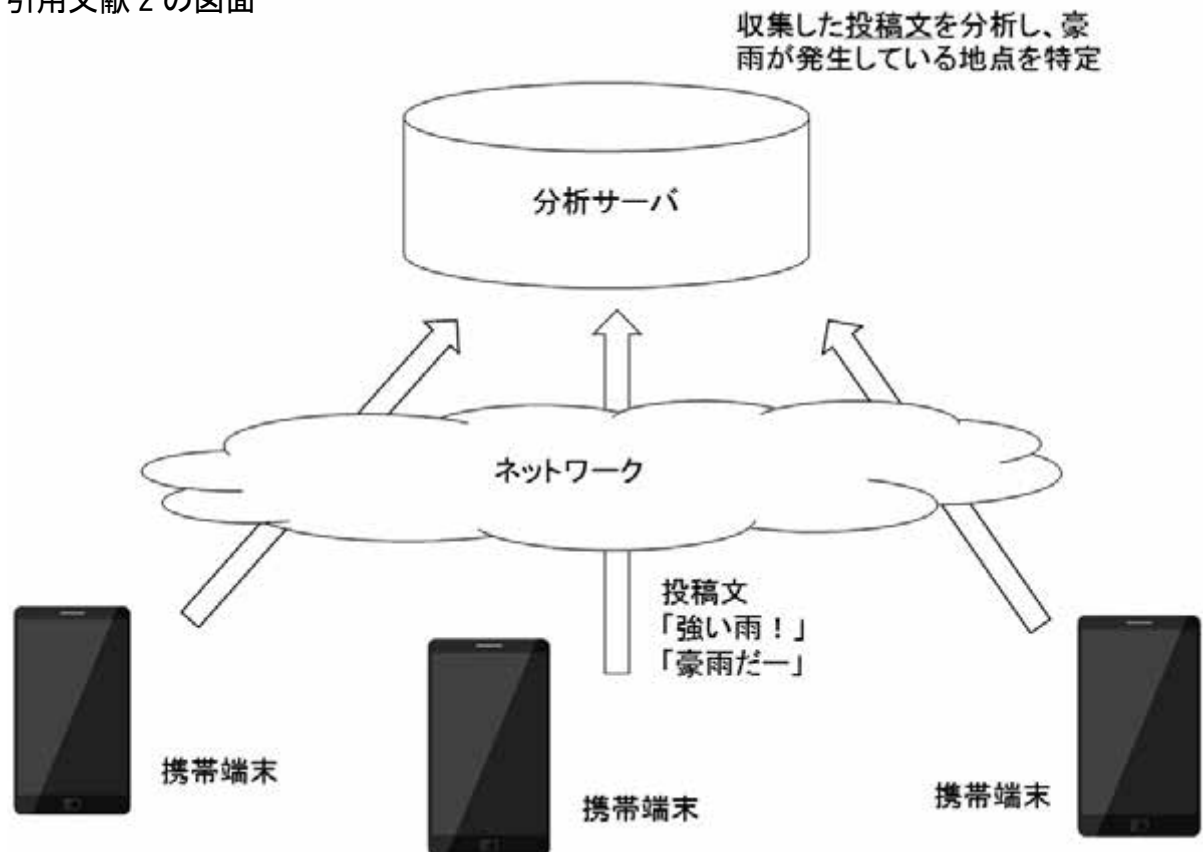
前記収集された複数の投稿文のうち、豪雨に関する単語を含む投稿文に対応付けられた現在位置情報を統計的に分析することで、豪雨が発生している地点を特定する分析部と、

を有する、豪雨地点特定システム。

(課題)

ユーザの携帯端末から SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)に投稿された、位置情報を含む投稿文を統計的に分析することで、豪雨が発生している地点を特定する。

引用文献 2 の図面



(補足説明)

引用発明 2 においては、収集した投稿文を、豪雨に関する単語を含む投稿文に限定し、当該限定された投稿文に対応付けられた現在位置情報を分析することにより、豪雨地点を特定する。具体的には、地理空間を一定距離四方のメッシュ状に分割し、前記限定された投稿文に対応付けられた現在位置情報を一定数以上含むメッシュを、豪雨が発生している地点と特定する。

また、豪雨が発生している地点においては、ワイパーを高速に動作させている車両が多いことは技術常識である。

[結論]

請求項1に係る発明は、進歩性を有する。

[説明]

(動機付けについて考慮した事情)

(1) 技術分野の関連性

引用発明 1 はワイパーの故障検知に関する発明であり、引用発明 2 は投稿文を用いての豪雨地点特定に関する発明であるから、技術分野は関連しない。

(2) 課題の共通性

引用発明 1 は、ワイパーの動作情報を収集し、過去の故障履歴との比較によって故障が生じているワイパーを特定することを課題としており、引用発明 2 は、豪雨に関

する単語を含む投稿文を活用して豪雨地点を特定することを課題としているから、課題は相違する。

(3) 作用、機能の共通性

引用発明 1 は、収集したワイパーの動作情報を過去の動作情報と比較するものであり、引用発明 2 は、位置情報を含む投稿文を統計的に分析することで豪雨地点を特定するものであるから、作用、機能は相違する。

(拒絶理由がないことの説明)

請求項 1 に係る発明と引用発明 1 とを対比すると、両者は以下の点で相違する。

(相違点)

請求項 1 に係る発明では、分析サーバは、収集された複数の動作情報のうち、ワイパーが高速に動作していることを示す動作情報に対応付けられた現在位置情報を統計的に分析することで、豪雨が発生している地点を特定するのに対し、引用発明 1 では、分析サーバは、収集した動作情報と、過去の故障したワイパーの動作情報との比較に基づいて、故障が生じたワイパーを特定する点。

(動機付けについて)

引用発明 1 の故障検知システムにおいて、引用発明 2 を適用し、かつ技術常識を参酌することで、ワイパーが高速に動作していることを示す動作情報に対応付けられた位置情報を分析することによって豪雨地点を特定することに容易に想到し得るかを検討する。

上記(動機付けについて考慮した事情)の(1)から(3)までを総合的に考慮すると、引用発明 1 に引用発明 2 を適用する動機付けがあるとはいえない。

以上の事情を踏まえると、引用発明 1 に引用発明 2 を適用し、かつ技術常識を参酌することで、当業者が請求項に係る発明に容易に想到し得たということはできない。

〔事例 29〕 医療機器保守サーバ

発明の名称

医療機器保守サーバ

特許請求の範囲

【請求項 1】

事業者が保有する複数の医療機器のメンテナンスの実施に係るメンテナンス計画を作成する医療機器保守サーバであって、

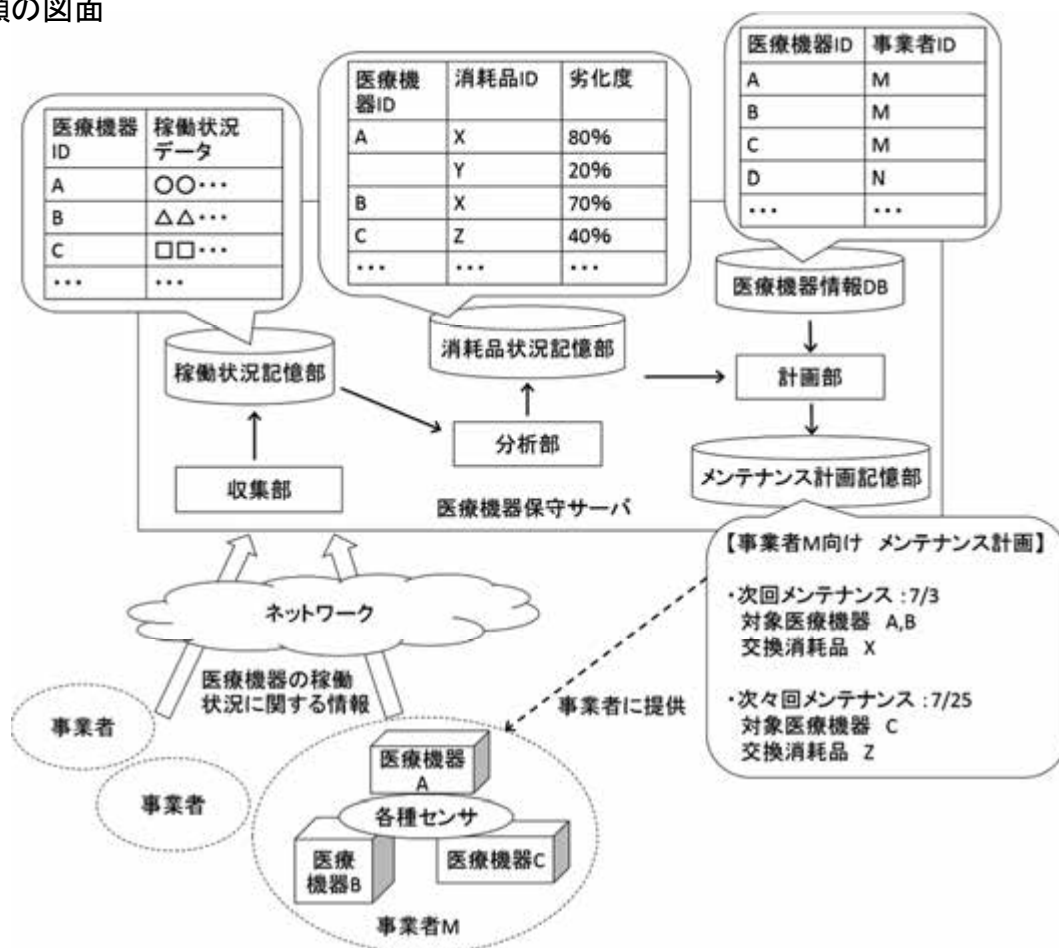
医療機器に装着されたセンサから収集した、当該医療機器の稼働状況に関する情報をネットワークを介して収集し、稼働状況記憶部に記録する収集部と、

前記稼働状況記憶部に記録された前記稼働状況を分析することで、各医療機器が含む消耗品の劣化度を算出し、消耗品状況記憶部に記録する分析部と、

事業者と当該事業者が保有する複数の医療機器との情報とを対応付けた医療機器情報データベースと、

前記消耗品状況記憶部に記録された各消耗品の前記劣化度、及び前記医療機器情報データベースに記録された情報に基づいて、事業者ごとに、複数の医療機器のメンテナンスの時期と交換対象の消耗品の情報とを集約したメンテナンス計画を作成し、メンテナンス計画記憶部に記録する計画部と、
を有する、医療機器保守サーバ。

本願の図面



発明の詳細な説明の概要

【背景技術】

医療機関等の事業者にとって、保有する医療機器のメンテナンスをいかに効率的に行うかは重要な問題であった。従来、医療機器の各所に装着されたセンサから当該医療機器の稼働状況に関するデータを収集し、収集したデータを分析することで、当該医療機器が含む消耗品の劣化状況を推測し、それに基づいて、当該医療機器が故障する前に適切にメンテナンスを実行するための、メンテナンス期限を医療機器に通知する技術が知られている。

【発明が解決しようとする課題】

しかし、事業者は多数の医療機器を保有することも多く、医療機器についてのメンテナンス期限を管理することは煩雑である。そこで、事業者にとっては、自身が保有する全ての医療機器のメンテナンスに関する情報を集約したメンテナンス計画の提供を受けられることが望ましい。

【課題を解決するための手段】

本願発明では、医療機器に装着されたセンサから収集した医療機器の稼働状況に関するデータと、事業者が保有する医療機器の情報とに基づいて、事業者ごとに、当該事業者が保有する医療機器についてのメンテナンス計画を作成する。

具体的な実施例について述べる。

事業者はMRI等、複数種類の医療機器を保有しており、各医療機器には各種のセンサが装着されている。医療機器保守サーバは、センサが取得した医療機器の稼働状況に関するデータをネットワークを介して収集し、稼働状況データとして、稼働状況記憶部に記録する。

医療機器保守サーバは、事業者と当該事業者が保有する医療機器との情報とを対応付けた医療機器情報データベースを備える。

そして、医療機器保守サーバは収集された稼働状況データを分析することで、各医療機器が含む消耗品の劣化度を算出し、消耗品状況記憶部に記録する。医療機器の稼働状況データから消耗品の劣化度を算出する手法については、公知の手法を用いる。

続いて、医療機器保守サーバの計画部が、前記消耗品状況記憶部に記録された各消耗品の劣化度、及び医療機器情報データベースに記録された情報に基づいて、事業者ごとに、保有する医療機器のメンテナンスの時期と交換対象の消耗品の情報とを含むメンテナンス計画を作成し、メンテナンス計画記憶部に記録する。前記メンテナンス計画は、次回のメンテナンスをいつ行い、その際に、当該事業者が保有するどの医療機器のどの消耗品を交換すべきか、との情報を含み、交換時期が近い消耗品については同一のタイミングでまとめて交換するなど、事業者にとって効率的なメンテナンスが行えるようメンテナンス計画が作成される。

作成されたメンテナンス計画は、医療機器保守サーバから、事業者に提供される。事業者は提供されたメンテナンス計画をそのまま又は適宜改変するなどして、メンテナンス業者にメンテナンスを依頼する。

【発明の効果】

本願発明では、センサから収集した医療機器の稼働状況データに基づいて、各事業者向けに、当該事業者が保有する複数の医療機器のメンテナンス時期及び交換対象の消

耗品に関する情報を含むメンテナンス計画を作成し、事業者を提供するため、多数の医療機器を保有する事業者にとって、メンテナンスの計画に関する検討負担が軽減する。

(補足説明)

医療機器保守サーバの計画部における、事業者ごとにメンテナンス計画を作成する情報処理の内容は、発明の詳細な説明及び図面にてフローチャート等を用いて具体的に記載されている。

[技術水準(引用発明、周知技術等)]

引用発明 1(引用文献 1 に記載された発明)：

特定の医療機器のメンテナンスの必要性を判定する医療機器保守サーバであって、
医療機器に装着されたセンサから収集した、当該医療機器の稼働状況に関する情報をネットワークを介して収集し、稼働状況記憶部に記録する収集部と、

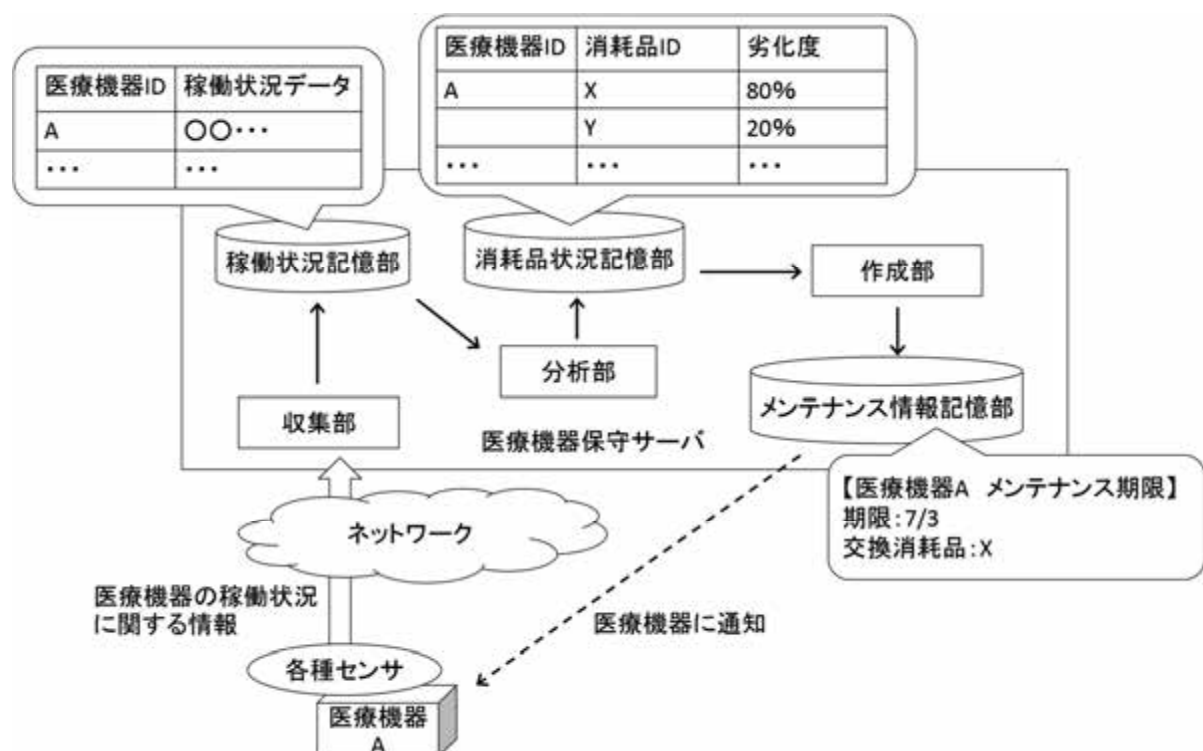
前記稼働状況記憶部に記録された前記稼働状況を分析することで、当該医療機器が含む複数の消耗品の劣化度を算出し、消耗品状況記憶部に記録する分析部と、

前記消耗品状況記憶部に記録された各消耗品の前記劣化度に基づいて、当該医療機器のメンテナンスの期限と交換対象の消耗品の情報を含むメンテナンス情報を作成し、メンテナンス情報記憶部に記録する作成部と、
を有する、医療機器保守サーバ。

(課題)

医療機器に装着されたセンサから収集した情報に基づいて、医療機器を構成する消耗品の劣化状況を推測し、それに基づいて、当該医療機器が故障する前に実施すべきメンテナンスの期限を決定する。

引用文献 1 の図面



〔結論〕

請求項 1 に係る発明は、進歩性を有する。

〔説明〕

（拒絶理由がないことの説明）

請求項 1 に係る発明と、引用発明 1 とを対比すると、両者は以下の点で相違する。

（相違点）

請求項 1 に係る発明では、医療機器保守サーバが、事業者と当該事業者が保有する複数の医療機器との情報とを対応付けた医療機器情報データベースを有し、複数の医療機器を有する事業者ごとにメンテナンス計画を作成するのに対し、引用発明 1 では、特定の医療機器についてのメンテナンス情報を作成するものの、複数の医療機器を有する事業者ごとのメンテナンス計画の作成はしない点。

上記相違点について検討する。

引用発明 1 は、特定の医療機器が故障する前に実施すべきメンテナンスの期限を決定することを課題としている。事業者ごとの複数の医療機器のメンテナンス計画を作成する事項は引用発明 1 の課題と異なり、当業者が容易に着想し得るものともいえない。したがって、事業者と当該事業者が保有する複数の医療機器との情報とを対応付けた医療機器情報データベースを有することや、事業者ごとに集約された複数の医療機器のメンテナンス計画を作成するようにすることは、引用発明 1 からの設計変更等（一定の課題を解決するための技術の具体的適用に伴う設計変更や設計的事項の採用）ということとはできない。

さらに、請求項 1 に係る発明は、相違点に係る事項を有することにより、多数の医療機器を保有する事業者にとって、メンテナンスの計画に関する検討負担が軽減するという、引用発明 1 と比較した有利な効果を有している。

以上の事情を総合的に踏まえると、引用発明 1 に基づいて、当業者が請求項 1 に係る発明に容易に想到し得たということとはできない。

〔事例 30〕 建設機械保守サーバ

発明の名称

建設機械保守サーバ

特許請求の範囲

【請求項 1】

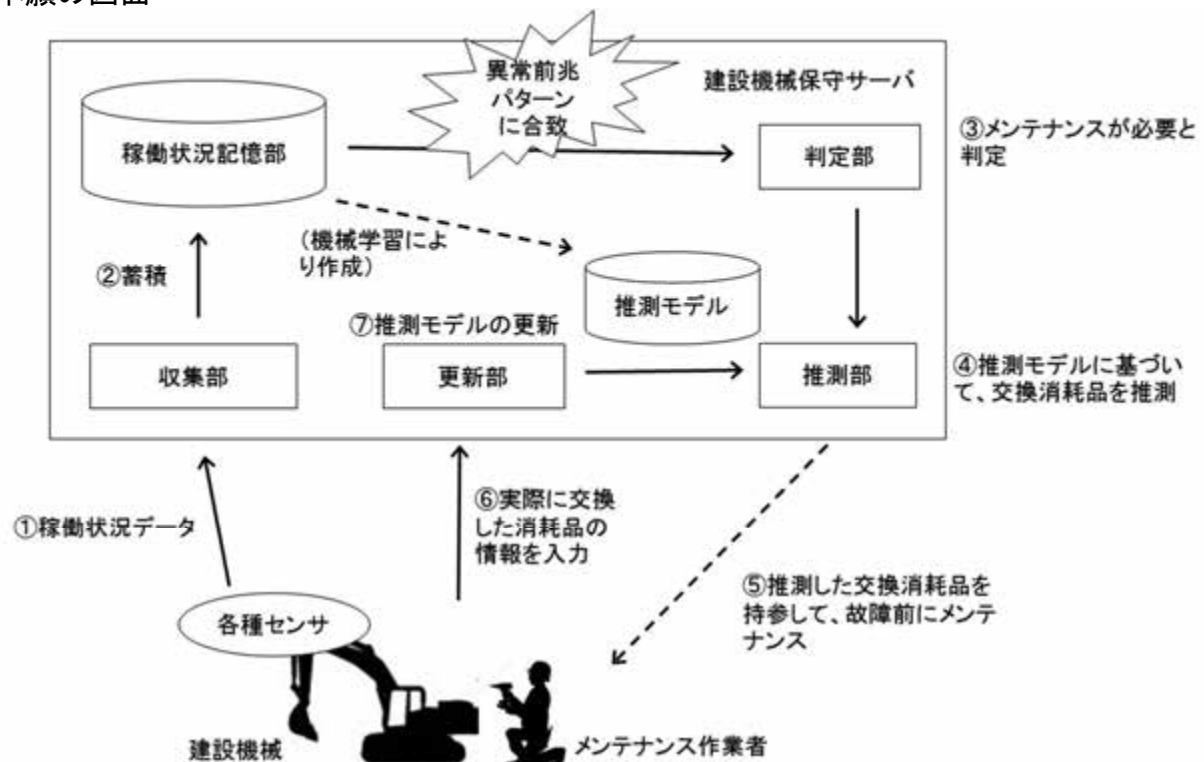
建設機械に装着されたセンサから、当該建設機械の稼働状況データをネットワークを介して収集し、稼働状況記憶部に記録する収集部と、

前記収集した稼働状況データに特定の異常前兆パターンが含まれると検知した場合には、前記建設機械のメンテナンスが必要と判定する判定部と、

メンテナンスが必要と判定された場合に、所定期間分の前記稼働状況データに対して、機械学習により生成された推測モデルを適用することで、交換が必要な消耗品を推測する推測部と、

メンテナンス作業時に実際に交換した消耗品の情報の入力を受け付け、当該情報に基づいて前記推測モデルを更新する更新部と、
を有する、建設機械保守サーバ。

本願の図面



発明の詳細な説明の概要

【背景技術】

建設機械の稼働状況データを収集し、分析することで、故障を事前検知し、実際の故障が生じる前にメンテナンスを行う技術があった。

【発明が解決しようとする課題】

建設機械の点検、整備などの保守をいかに効率的、効果的に行って、保守に要する全体のコストを低減させるかは、重要である。建設機械のメンテナンスにおいては、建設機械を構成する複数の消耗品の交換をする必要があり、特に、多数の消耗品を含む建設機械においては、メンテナンス業者は、どの消耗品を交換しなければならないのか、実際のメンテナンス作業を行うまで分からず、事前準備が煩雑であった。

【課題を解決するための手段】

建設機械の故障を事前検知するとともに、メンテナンス時に必要な交換消耗品の情報を推測し、メンテナンス作業者に提供する。

メンテナンス対象の建設機械には、複数の各種センサが装着され、当該建設機械の稼働状況に関する情報である稼働状況データを、ネットワークを介して、建設機械保守サーバに送信する。稼働状況データとしては、建設機械の稼働時間、消費電力、温度、振動値等、稼働に関する種々のデータがある。

建設機械保守サーバにおいては、故障の事前検知のための特定の異常前兆パターンをあらかじめ保持している。そして判定部が、収集した稼働状況データに当該異常前兆パターンに合致するパターンを発見したときは、当該建設機械のメンテナンスが必要と判定する。

前記判定がなされた場合は、推測部が、当該判定がなされた建設機械の稼働状況データに推測モデルを適用することで、当該建設機械において交換が必要な消耗品を推測する。推測モデルは、建設機械の稼働状況データの入力に対して、交換が必要と推測される消耗品を出力するものである。当該推測モデルは、メンテナンスが必要と判定された際の建設機械の稼働状況データと、実際に交換された消耗品の履歴データを機械学習することで作成される。

当該推測モデルは、消耗品の交換が行われるたびに、メンテナンス作業員から、実際に交換した消耗品についての情報をフィードバックとして受けて更新されるため、メンテナンス作業を繰り返すことで、推測の精度が向上する。

さらに、建設機械の稼働状況データの分析に基づいて、稼働状況に関するレポートを作成し、当該建設機械の使用員に提供することができる。当該稼働状況に関するレポートは、建設機械の稼働状況の履歴に関する情報、使用方法についての指導、故障に対する予防策を含む。

【発明の効果】

本願発明により、建設機械の故障を事前検知するとともに、メンテナンス時に必要な交換消耗品の情報を推測し、メンテナンス作業員に提供することができる。

(補足説明)

建設機械保守サーバの推測部における、推測モデルを作成する情報処理の内容は、発明の詳細な説明及び図面にてフローチャート等を用いて具体的に記載されている。

〔技術水準(引用発明、周知技術等)〕

引用発明 1(引用文献 1 に記載された発明)：

建設機械に装着されたセンサから、当該建設機械の稼働状況データをネットワークを介して収集し、稼働状況記憶部に記録する収集部と、

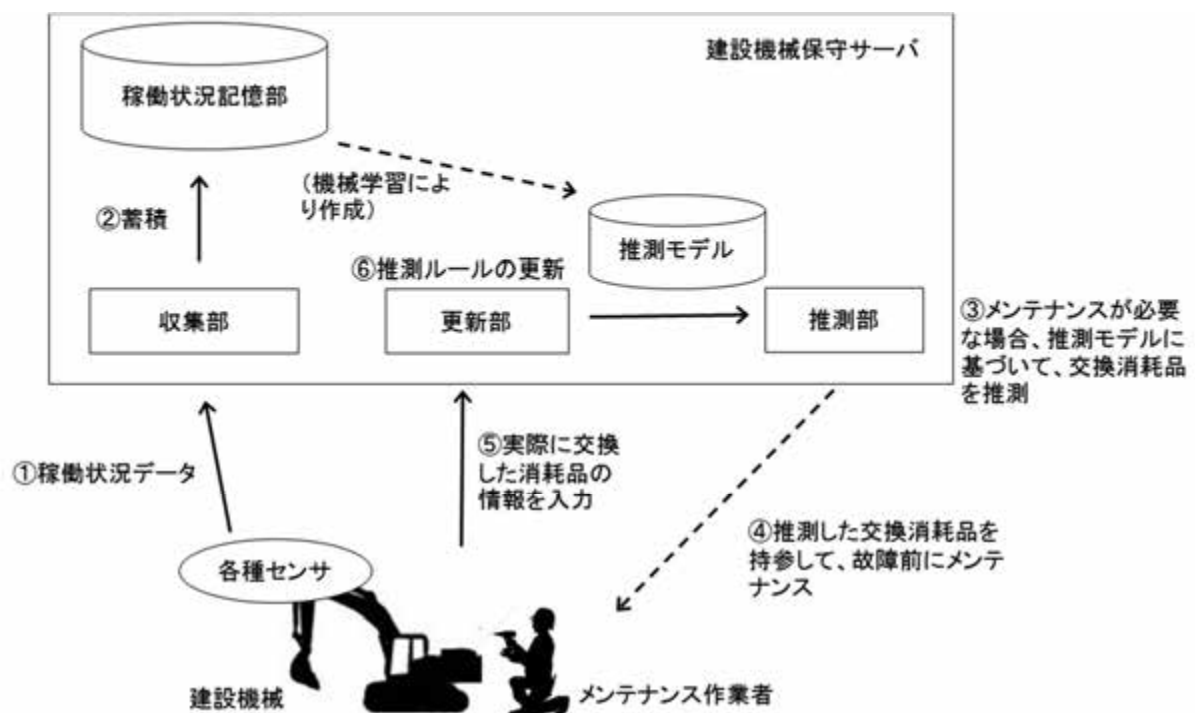
当該建設機械のメンテナンスが必要な場合に、所定期間分の前記稼働状況データに対して、機械学習により生成された推測モデルを適用することで、交換が必要な消耗品を推測する推測部と、

メンテナンス作業時に実際に交換した消耗品の情報の入力を受け付け、当該情報に基づいて前記推測モデルを更新する更新部と、
を有する、建設機械保守サーバ。

(課題)

建設機械に故障が生じる前に行うメンテナンスにおいて、推測モデルを用いて交換が必要な消耗品を推測することで、メンテナンス作業者の利便を図ること。

引用文献 1 の図面



引用発明 2(引用文献 2 に記載された発明)：

建設機器に装着されたセンサから、当該建設機械の稼働状況データをネットワークを介して収集して記憶部に記憶し、当該記憶した稼働状況データに特定の異常前兆パターンが含まれると検知した場合に、当該建設機械のメンテナンスが必要と判定し、特定の者にその旨を通知するサーバ。

(課題)

建設機械の稼働状況データを監視することで故障の予兆を検知し、実際に故障が生じる前にメンテナンスを行うこと。

[結論]

請求項 1 に係る発明は、進歩性を有しない。

〔拒絶理由の概要〕

請求項 1 に係る発明と、引用発明 1 とを対比すると、両者は以下の点で相違する。
(相違点)

請求項 1 に係る発明では、稼働状況データに特定の異常前兆パターンが含まれると検知した場合に、建設機械のメンテナンスが必要と判定する判定部を有するのに対し、引用発明 1 では、かかる判定部を有しない点。

上記相違点について検討する。

引用発明 2 は、建設機器に装着されたセンサから、当該建設機械の稼働状況データをネットワークを介して収集して記憶部に記憶し、当該記憶した稼働状況データに特定の異常前兆パターンが含まれると検知した場合に、当該建設機械のメンテナンスが必要と判定するサーバの発明であるから、引用文献 2 には、建設機械のメンテナンスの必要性を判定する手段として、稼働状況データ中の特定の異常前兆パターンを検知することにより判定する手段が記載されていると認められる。

引用発明 1 及び 2 は、ともに建設機械のメンテナンスに関するものであるから、技術分野が共通する。また、両発明は、実際の故障が生じる前に建設機械のメンテナンスを適切に行うものであるから、課題が共通する。さらに、両発明は、ともにセンサから建設機械の稼働状況データを収集、分析することで、建設機械のメンテナンスのための情報を出力するものであるから、機能が共通する。

以上の事情を総合考慮すると、引用発明 1 に引用発明 2 を適用し、稼働状況データに特定の異常前兆パターンが含まれると検知した場合に、建設機械のメンテナンスが必要と判定する判定部を設けることは、当業者が容易に想到することができたものである。

〔説明〕

(動機付けについて考慮した事情)

(1) 技術分野の関連性

引用発明 1 及び 2 は、ともに建設機械のメンテナンスに関するものであるから、技術分野が共通する。

(2) 課題の共通性

引用発明 1 及び 2 は、実際の故障が生じる前に建設機械のメンテナンスを適切に行うものであるから、課題が共通する。

(3) 機能の共通性

引用発明 1 及び 2 は、ともにセンサから建設機械の稼働状況データを収集、分析することで、建設機械のメンテナンスのための情報を出力するというものであるから、機能が共通する。

〔出願人の対応〕

請求項 1 において、「建設機械の稼働状況データの分析に基づいて、稼働状況に関するレポートを作成し、当該建設機械の使用者に提供する提供部」を補正により追加することで、本拒絶理由は解消する。

〔事例 31〕 車載装置及びサーバを有する学習システム

発明の名称

車載装置及びサーバを有する学習システム

特許請求の範囲

【請求項 1】

複数の車両にそれぞれ搭載された複数の車載装置と、前記複数の車載装置とネットワークを介して通信を行うサーバとを有する学習システムであって、

前記複数の車載装置は、

所定のパラメータに基づき、車載カメラにより撮像された自車両の周囲を含む画像データを用いた画像認識を実行する画像認識部と、

前記画像認識に用いられた画像データを、学習用データとして前記サーバに提供する提供部と、

前記サーバから提供された、前記パラメータを更新するためのデータを取得する取得部と、

前記取得したデータに基づき、前記パラメータを更新する更新部と、
を備え、

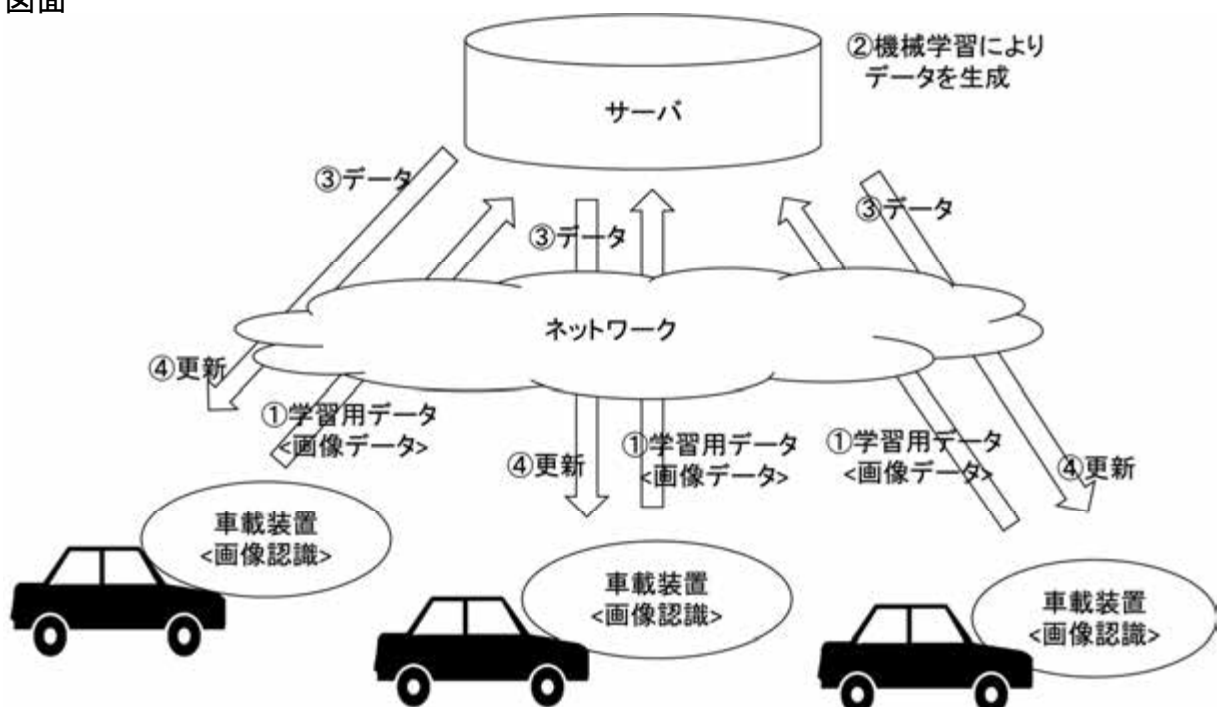
前記サーバは、

前記複数の車載装置から提供された前記学習用データを取得する取得部と、

前記学習用データに基づき機械学習を行い、前記パラメータを更新するためのデータを生成する学習部と、

前記更新するためのデータを前記複数の車載装置に提供する提供部と、
を備える学習システム。

図面



発明の詳細な説明の概要

【背景技術】

車載装置において自車両周辺の車両や歩行者及び道路に描かれた白線等を認識する画像認識が行われている。

【発明が解決しようとする課題】

このような車載装置の開発段階では、機械学習により画像認識性能の向上が図られているが、出荷後においては、画像認識性能の向上が図られていなかった。

本発明は上記課題に鑑みてなされたものであり、画像認識性能向上を出荷後に行うことができる学習システムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

車載装置は、画像認識部を備え、車載カメラにより撮像された自車両の周囲を含む画像データを用いて、自車両周辺の車両や歩行者及び道路に描かれた白線等を認識する画像認識を行う。画像認識は、所定のパラメータを有するサポートベクターマシンやニューラルネットワーク等のアルゴリズムに基づき実施される。これらサポートベクターマシンやニューラルネットワークの重み付けのパラメータは、後述の機械学習により更新されていく。

車載装置は、提供部を備え、画像認識を行うと、該画像認識に用いられた画像データを学習用データとし、サーバにネットワークを介して提供する。提供頻度は当業者が適宜設定するものであり、車載装置は例えば一定量の画像データが蓄積されるごとに提供する。

一方、サーバは、取得部及び学習部を備え、複数の車載装置から提供された学習用データを取得し、当該学習用データに基づき画像認識性能を向上させるための機械学習を行い、そして、画像認識のためのパラメータを更新するためのデータを生成する。機械学習は、教師なし学習及び又は教師あり学習により行う。教師なし学習の場合、車載装置から収集した大量の学習用データ(教師なしデータ)を用いて、教師なしフィーチャを学習する。フィーチャとは、教師なしデータを最も良く表すことができる表現(例えば、画像のピクセルの線形結合)である。教師あり学習の場合、各学習用データに対応する教師データ(例えば、画像認識により認識される歩行者の有無や白線の位置等を示すラベル)を作成する必要がある。このような作業は、サーバを操作するオペレータにより行われる。

サーバは、提供部を備え、前記パラメータを更新するためのデータを各車載装置にネットワークを介して提供する。提供頻度は当業者が適宜設定するものであり、サーバは例えば一週間ごと又は一か月ごと等定期的に提供する。

そして、車載装置は、取得部及び更新部を備え、サーバから提供された、パラメータを更新するためのデータを取得し、当該データに基づき画像認識のためのパラメータを更新し、更新されたパラメータに基づき画像認識を行う。

また、車載装置の提供部は、車速、操舵角及びターンシグナル操作といった、自車両の走行状態を示すデータを、走行状態データとして生成し、画像認識が実行された際の走行状態を示す走行状態データを、学習用データとしての画像データとともにサーバに提供してもよい。

この場合、サーバの学習部では、このような走行状態データに基づき学習用データを

複数のグループに分類し、走行状態ごとに、機械学習を行い、パラメータを更新するためのデータを生成する。これにより、走行状態に応じた高精度な画像認識が可能となる。具体的に説明すると、車両の高速走行時は、低速走行時と比べ、連続して撮影される画像間で自車両周辺の車両や歩行者の位置変化(主に画像内の上下方向位置の変化)が大きくなる。同様に、操舵角が大きい時すなわち車両の旋回走行時は、直進走行時と比べ、連続して撮影される画像間で自車両周辺の車両や歩行者の位置変化(主に画像内の横方向位置の変化)が大きくなる。また、高速走行中のターンシグナルの操作時すなわち車線変更時は連続して撮影される画像間で白線の位置変化が大きくなる。したがって、高速走行時、低速走行時、旋回走行時、直進走行時及び又は車線変更時といった走行状態にかかわらず画一的な画像認識を行うことは適切でない。そこで、本発明では、走行状態に応じた高精度な画像認識を実現するために、これら走行状態ごとに、サーバの学習部が機械学習するとともにパラメータを更新するためのデータの生成を行い、車載装置の取得部が当該データを取得し更新部が当該データに基づきパラメータを更新する。

このような走行状態ごとの機械学習は、一つの車載装置内で機械学習を行うシステムと比べ、複数の車両にそれぞれ搭載された複数の車載装置とサーバとを有するシステムにおいて、特に有利な効果がある。すなわち、複数の車載装置とサーバとを有するシステムにおいては、サーバに提供される学習用データが大量のものとなり、走行状態ごとに学習用データを分類したとしても十分な学習用データが存在するため、車両によっては高頻度に起こらない走行状態、例えば高速道路を普段は走行しない車両が実際に高速道路を走行した場合の車線変更時、であっても、高精度な画像認識を実現できるよう、効果的な機械学習を行い画像認識のパラメータを適切に更新することができる。

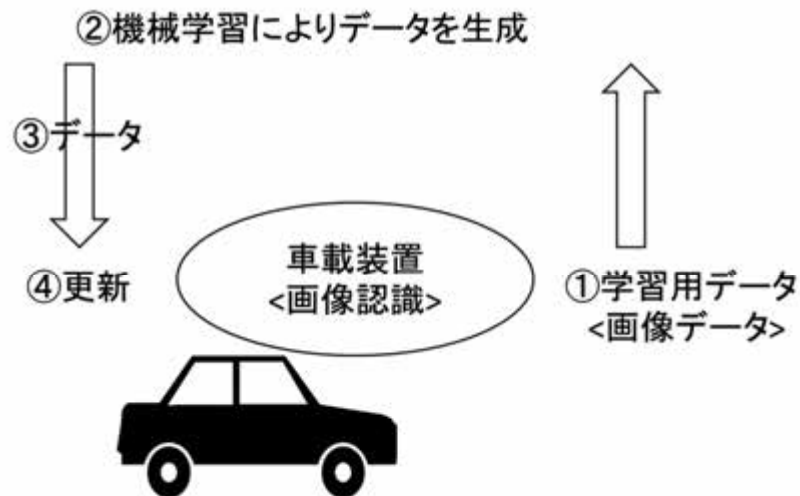
[技術水準(引用発明、周知技術等)]

引用発明 1(引用文献 1 に記載された発明)：

車両に搭載された車載装置を有する学習システムであって、
前記車載装置は、
所定のパラメータに基づき、車載カメラにより撮像された自車両の周囲を含む画像データを用いた画像認識を実行する画像認識部と、
前記画像認識に用いられた画像データを、学習用データとして提供する提供部と、
提供された前記学習用データを取得する取得部と、
前記学習用データに基づき機械学習を行い、前記パラメータを更新するためのデータを生成する学習部と、
前記パラメータを更新するためのデータを提供する提供部と、
前記パラメータを更新するためのデータを取得する取得部と、
前記取得したデータに基づき、前記パラメータを更新する更新部と、
を備える学習システム。

(課題)

画像認識を実行する際に用いられるパラメータを更新することによる画像認識性能向上を、車載装置の出荷後に行うこと。



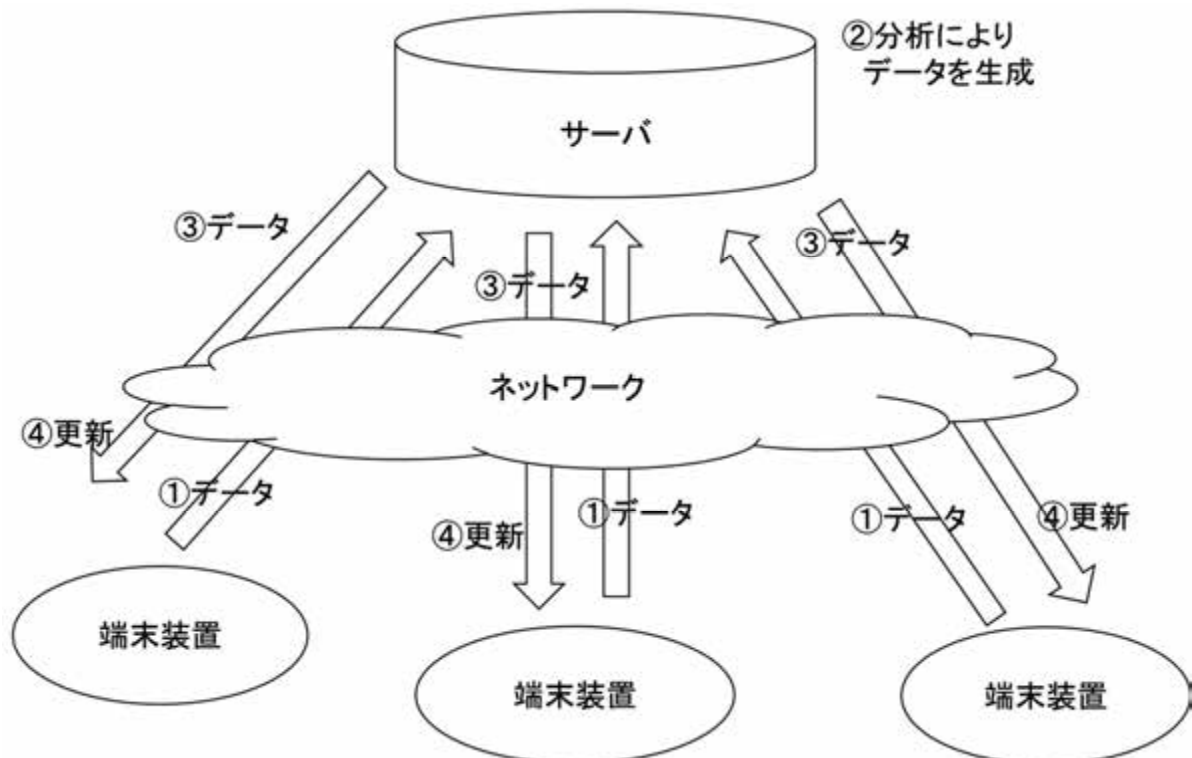
周知技術：

プログラムの機能改善を移動型のものを含む種々の端末装置の出荷後に行うに当たり、

複数の端末装置からネットワークを介してサーバに提供された、前記プログラムの処理に用いられたデータに基づく分析によって、サーバが前記プログラムや前記プログラムの設定値を更新するためのデータを一括して生成し前記複数の端末装置に提供すること。

(課題)

プログラムの機能改善を端末装置の出荷後に行うこと。



[結論]

請求項 1 に係る発明は、進歩性を有しない。

[拒絶理由の概要]

・請求項 1 について

請求項 1 に係る発明と引用発明 1 とを対比すると、両者は以下の点で相違する。

(相違点)

請求項 1 に係る発明は、複数の車両にそれぞれ搭載された複数の車載装置と、前記複数の車載装置とネットワークを介して通信を行うサーバとを有する学習システムであって、前記複数の車載装置が、前記サーバに学習用データを提供する提供部と、前記サーバから提供されたパラメータを更新するためのデータを取得する取得部とを備え、前記サーバが、前記複数の車載装置から提供された学習用データを取得する取得部と、前記学習用データに基づき機械学習を行い、パラメータを更新するためのデータを生成する学習部と、前記更新するためのデータを前記複数の車載装置に提供する提供部とを備えるのに対し、引用発明 1 は、車載装置を有する学習システムであって、前記車載装置が、学習用データに基づき機械学習を行い、パラメータを更新するためのデータを生成する学習部を備えるものであって、前記車載装置が複数の車両にそれぞれ搭載された複数の車載装置ではなく、また、前記車載装置及びサーバが相互にデータの提供及び取得を行う提供部及び取得部を備えるものではない点。

上記相違点について検討する。

プログラムの機能改善を移動型のものを含む種々の端末装置の出荷後に行うにあたり、複数の端末装置からネットワークを介してサーバに提供された、前記プログラムの処理に用いられたデータに基づく分析によって、サーバが前記プログラムや前記プログラムの設定値を更新するためのデータを一括して生成し前記複数の端末装置に提供することは、周知技術である。

引用発明 1 及び周知技術は、ソフトウェアの処理性能向上や機能改善を当該ソフトウェアが実装される移動型の装置の出荷後に行うという点で課題が共通するとともに、ソフトウェアの処理に用いられたデータに基づき、当該ソフトウェアに関する更新を行うためのデータを生成し、前記生成されたデータに基づき更新を行うという点で機能が共通する。

以上の事情を総合考慮すると、引用発明 1 に周知技術を適用し、複数の車両にそれぞれ搭載された複数の車載装置と、前記複数の車載装置とネットワークを介して通信を行うサーバとを有する学習システムとし、前記複数の車載装置が、前記サーバに学習用データを提供する提供部と、前記サーバから提供されたパラメータを更新するためのデータを取得する取得部とを備え、前記サーバが、前記複数の車載装置から提供された学習用データを取得する取得部と、前記学習用データに基づき機械学習を行い、パラメータを更新するためのデータを生成する学習部と、前記更新するためのデータを前記複数の車載装置に提供する提供部とを備える構成とすることは、当業者が容易に想到することができたものである。

また、画像認識性能向上を出荷後に行うことができるという請求項 1 に係る発明の

効果についても当業者が予測できる程度のものである。

〔説明〕

（動機付けについて考慮した事情）

（1）課題の共通性

引用発明 1 及び周知技術は、ソフトウェアの処理性能向上や機能改善を当該ソフトウェアが実装される移動型の装置の出荷後に行うという点で課題が共通する。

（2）機能の共通性

引用発明 1 及び周知技術は、ソフトウェアの処理に用いられたデータに基づき、当該ソフトウェアに関する更新を行うためのデータを生成し、前記生成されたデータに基づき更新を行うという点で機能が共通する。

〔出願人の対応〕

請求項1において、車載装置の提供部がサーバに学習用データとしての画像データとともに走行状態データを提供し、サーバの学習部が前記走行状態データに基づき学習用データを複数のグループに分類し走行状態ごとに機械学習及びパラメータを更新するためのデータの生成を行う点を補正により追加する。

加えて、意見書において、車両によっては高頻度に起こらない走行状態、例えば、高速道路を普段は走行しない車両が実際に高速道路を走行した場合の車線変更時、を含め、高速走行時、低速走行時、旋回走行時、直進走行時及び又は車線変更時といった走行状態に応じた高精度な画像認識を実現できるという効果を主張する。

これらの対応により、本拒絶理由は解消する。

〔事例 32〕 製造ラインの品質管理プログラム

発明の名称

製造ラインの品質管理プログラム

特許請求の範囲

【請求項 1】

コンピュータに、

所定の製造工程後の製品を所定の検査項目それぞれについて検査した結果を表す検査結果データを、検査装置からネットワークを介して受信し、データベースに蓄積する機能、

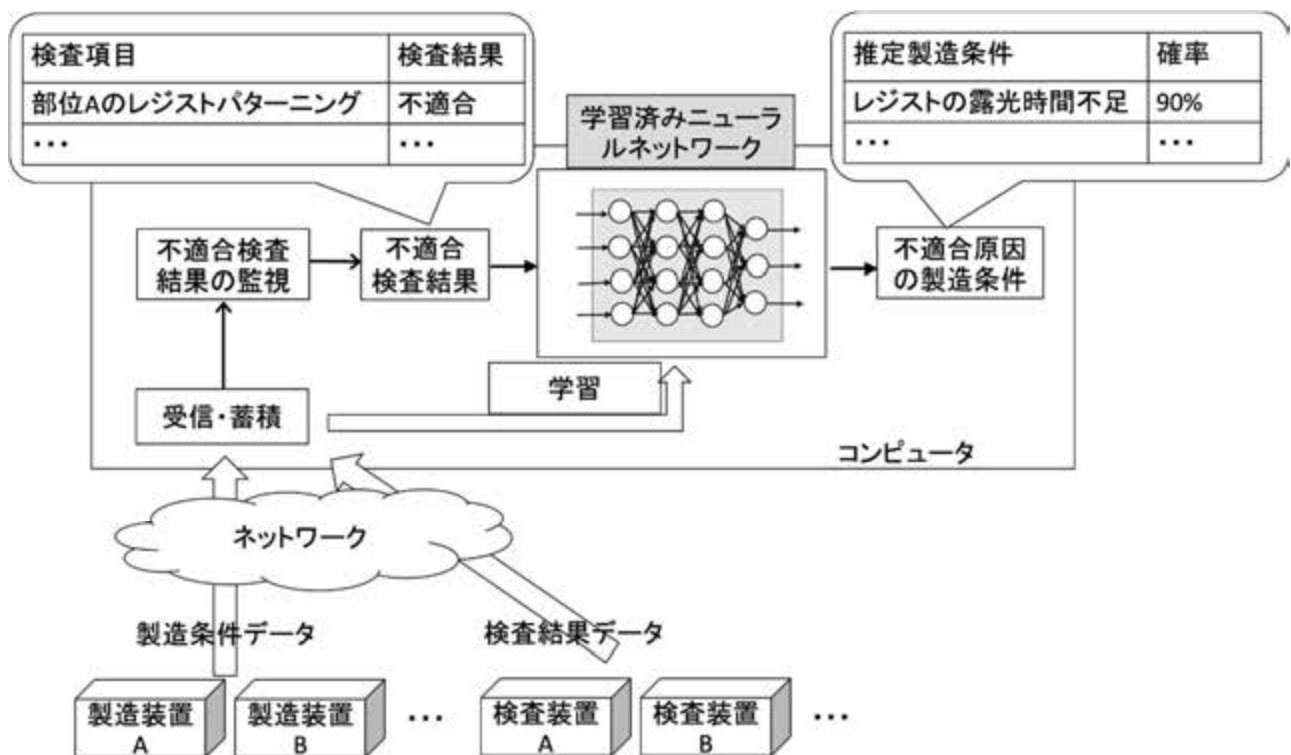
当該製品を製造した際の製造条件データを、製造装置からネットワークを介して受信し、前記検査結果データに関連付けて前記データベースに蓄積する機能、

前記データベースに蓄積された前記検査結果データの検査結果と前記製造条件データのうち不適合の原因となった製造条件との関係をディープラーニングによりニューラルネットワークに学習させる機能、

前記データベースに蓄積された検査結果データを監視する機能、

前記監視により不適合の検査結果を発見した場合、前記学習済みニューラルネットワークを利用して、前記不適合の原因となった製造条件を推定する機能、
を実現させるための、製造ラインの品質管理プログラム。

図面



発明の詳細な説明の概要

【背景技術】

各種製品の製造ラインにおける製品の品質管理は、製造される多数の製品の中からその少数の製品のデータをサンプリングし、これらサンプリングされた少数のデータの全体的な分布やバラツキ度合いにより製造条件とその製品の出来栄えの関係を把握することにより行われている。現在では、モニタリング・ネットワーク・データベースなどの技術が発達し、製造ラインで流れた全ての製品の製造条件データ及び検査結果データをバーコード番号等により一品管理して蓄積することが比較的容易に実施できるようになってきている。

【発明が解決しようとする課題】

膨大な製造履歴データを有効に活用すれば、より高度な品質管理が可能になるが、人間のデータ処理能力には限界がある。また、詳細なデータを用いての不良解析などは、特有の経験則や改善スキルを持つ人間の判断や勘に頼る部分が多く、データの有効活用を妨げる要因となる。つまり、従来のような人間系に依存した方法では、大量の製造履歴データを有効活用した品質管理は困難である。

本発明は、上記問題に鑑みてなされたものであり、人間系のデータ処理能力及び経験則、勘に頼るあいまい性を克服し、大量データを有効に活用し、高精度な推定を可能とする製造ラインの品質管理プログラムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

製造ラインでは、特定の製造条件に基づいて製造が行われており、例えば半導体装置の製造であれば、レジストの露光時間、材料及び塗布量、プロセスガスの材料、流量及び圧力等が制御されて製造が行われる。また、検査は、所定の製造工程終了後といった適宜の段階で行われ、例えば半導体装置の製造であれば、レジストのパターニング、成膜した膜の厚み等の検査項目それぞれについて検査される。

製造後の製品の検査結果データについては検査装置から、当該製品を製造した際の製造条件データについては製造装置から、それぞれ、本発明の品質管理プログラムが実行されるコンピュータがネットワークを介して受信し、両者を関連付けてデータベースに蓄積する。

そして、蓄積された検査結果データの検査結果と製造条件データのうち不適合の原因となった製造条件との関係を、ディープラーニングによりニューラルネットワークが学習する。学習により、ニューラルネットワークの各層間の重み付け係数が更新されていく。

なお、本発明においては、可変の忘却係数 γ を、学習時に前記重み付けパラメータに乗算することができる。忘却係数 γ は、 $0 < \gamma < 1$ の範囲で設定され、 0 に近いほど過去のデータを忘却する度合いが強くなる。ここで、忘却係数 γ は、製造装置の装置特性の経年変化による変化度合いを定量的に示す k 及び前回メンテナンスからの経過時間を示す t_1 の二変数関数 $\gamma = f(k, t_1)$ によって設定され、前記変化度合い k は、製造装置の種類や当該製造装置の総稼働時間によって変化する(例えば、ある製造装置にあっては、当該製造装置の総稼働時間が大きくなるほど装置特性が急に劣化する)ところ、製造装置の種類 α 及び当該製造装置の総稼働時間 t_2 の二変数関数 $k = g(\alpha, t_2)$ によって設定される。このような忘却係数 γ を用いることにより、経年変化により装置特性が変化しやす

い製造装置にあつては、当該装置特性の変化度合いに応じて最近のデータを必要な程度に反映させた学習を行わせることができ、さらにはメンテナンス直後の製造装置にあつては、メンテナンス前のデータを強く忘却させメンテナンス後のデータをより強く反映させた学習を行わせることができ、より現状に近い学習済みニューラルネットワークを構築し、高精度な推定が可能となる。((注) 発明の詳細な説明には、 $f(k, t_1)$ 及び $g(\alpha, t_2)$ の具体的な関数式が記載されているとする。)

一方、検査結果データは監視され、不適合の検査結果を発見した場合、学習済みニューラルネットワークを利用して、不適合の原因となった製造条件を推定する。

【発明の効果】

本発明では、ディープラーニングにより学習した学習済みニューラルネットワークを利用して、不適合の原因となった製造条件を推定するので、高精度な推定が可能となる。

[技術水準(引用発明、周知技術等)]

引用発明 1(引用文献 1 に記載された発明)：

コンピュータに、

所定の製造工程後の製品を所定の検査項目それぞれについて検査した結果を表す検査結果データを、検査装置からネットワークを介して受信し、データベースに蓄積する機能、

当該製品を製造した際の製造条件データを、製造装置からネットワークを介して受信し、前記検査結果データに関連付けて前記データベースに蓄積する機能、

前記データベースに蓄積された前記検査結果データの検査結果と前記製造条件データのうち不適合の原因となった製造条件との関係を機械学習する機能、

前記データベースに蓄積された検査結果データを監視する機能、

前記監視により不適合の検査結果を発見した場合、前記機械学習結果を利用して、前記不適合の原因となった製造条件を推定する機能、
を実現させるための、製造ラインの品質管理プログラム。

(課題)

不適合の原因となった製造条件を高精度に推定すること。

周知技術：

機械学習の技術分野において、ディープラーニングによりニューラルネットワークを学習させ、この学習済みニューラルネットワークを利用して推定処理を行うこと。

(課題)

高精度に推定処理を行うこと。

[結論]

請求項 1 に係る発明は、進歩性を有しない。

〔拒絶理由の概要〕

請求項 1 に係る発明と引用発明 1 とを対比すると、両者は以下の点で相違する。
(相違点)

請求項 1 に係る発明は、ディープラーニングによりニューラルネットワークを学習させ、学習済みニューラルネットワークを利用して、不適合の原因となった製造条件を推定するのに対し、引用発明 1 では、機械学習をさせ、機械学習結果を利用して、不適合の原因となった製造条件を推定するものの、機械学習がディープラーニングによりニューラルネットワークを学習させるものであるのか、明確でない点。

上記相違点について検討する。

周知技術として、機械学習の技術分野において、ディープラーニングによりニューラルネットワークを学習させ、この学習済みニューラルネットワークを利用して推定処理を行うことが、知られている。そして、引用発明 1 と周知技術とは、機械学習結果を用いて高精度な推定を行うという点で課題が共通し、また、機械学習を行い、当該機械学習結果を利用して推定処理を行うという点で機能が共通する。

以上の事情を総合考慮すると、引用発明 1 に周知技術を適用し、ディープラーニングによりニューラルネットワークを学習させ、学習済みニューラルネットワークを利用して、不適合の原因となった製造条件を推定することは、当業者が容易に想到することができたものである。

また、ディープラーニングにより学習した学習済みニューラルネットワークを利用して、不適合の原因となった製造条件を推定するので、高精度な推定が可能となるという請求項 1 に係る発明の効果についても当業者が予測できる程度のものである。

〔説明〕

(動機付けについて考慮した事情)

(1) 課題の共通性

引用発明 1 と周知技術とは、機械学習結果を用いて高精度な推定を行うという点で課題が共通する。

(2) 機能の共通性

引用発明 1 と周知技術とは、機械学習を行い、当該機械学習結果を利用して推定処理を行うという点で機能が共通する。

〔出願人の対応〕

請求項1において、可変の忘却係数を学習時にニューラルネットワークの重み付けパラメータに乗算するとともに、前記忘却係数 γ が、製造装置の装置特性の経年変化による変化度合いを定量的に示す k 及び前回メンテナンスからの経過時間を示す t_1 の二変数関数 $\gamma=f(k, t_1)$ によって設定され、前記変化度合い k が、製造装置の種類 α 及び当該製造装置の総稼働時間 t_2 の二変数関数 $k=g(\alpha, t_2)$ によって設定される点を補正により追加する。

加えて、意見書において、このような忘却係数を用いることにより、経年変化により装置特性が変化しやすい製造装置にあっては、当該装置特性の変化度合いに応じて最

近のデータを必要な程度に反映させた学習を行わせることができ、さらにはメンテナンス直後の製造装置にあっては、メンテナンス前のデータを強く忘却させメンテナンス後のデータをより強く反映させた学習を行わせることができ、より現状に近い学習済みニューラルネットワークを構築し、高精度な推定が可能になるという効果を主張する。

これらの対応により、本拒絶理由は解消する。

〔事例 3-4〕 木構造を有するエリア管理データ

発明の名称

木構造を有するエリア管理データ

特許請求の範囲

【請求項 1】

上位から一層のルートノード、複数層の中間ノード、一層のリーフノードの順にて構成される木構造を有するエリア管理データであって、

前記リーフノードは、配信エリアの位置情報、及び、複数の方位角に関連付けられた複数の方位角別コンテンツデータを有し、

前記中間ノードのうち、直下に複数の前記リーフノードを備える中間ノードは、直下の複数の前記リーフノードへのポインタ、及び、当該直下の複数のリーフノードに対応する複数の前記配信エリアを最小の面積で包囲する最小包囲矩形の位置情報を有し、

前記中間ノードのうち、直下に複数の中間ノードを備える中間ノードは、直下の複数の前記中間ノードへのポインタ、及び、当該直下の複数の中間ノードが有する複数の前記最小包囲矩形を最小の面積で包囲する最小包囲矩形の位置情報を有し、

前記ルートノードは、直下の複数の前記中間ノードへのポインタを有し、

コンテンツ配信サーバに記憶されるとともに、

前記コンテンツ配信サーバが、

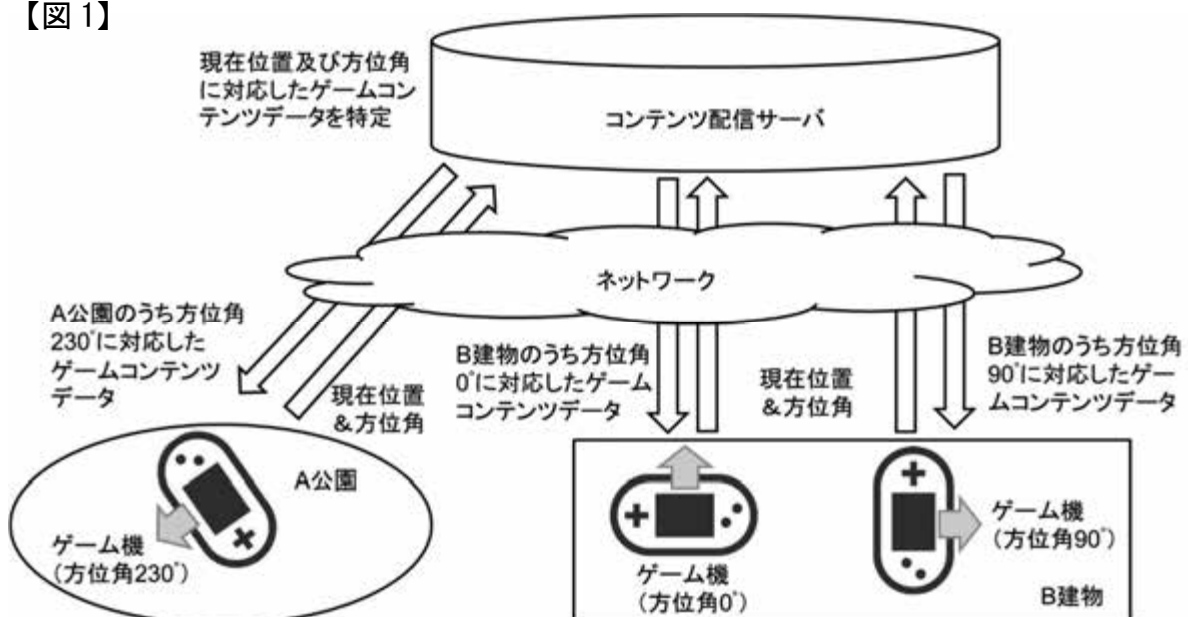
ルートノード又は中間ノードが有するポインタに従い、検索キーとして入力された現在位置情報を地理的に包含する配信エリアに対応するリーフノードを特定し、

前記特定されたリーフノードが有する前記複数の方位角のうち、検索キーとして入力された方位角情報に最も近い方位角に関連付けられたコンテンツデータを特定する処理に用いられる、

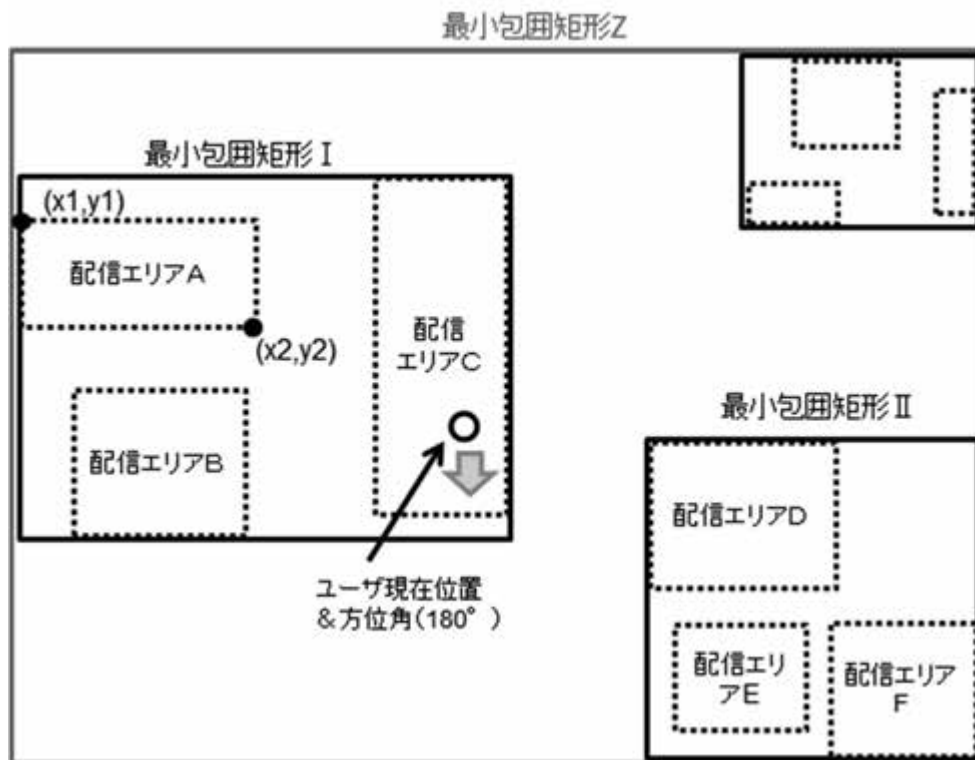
木構造を有するエリア管理データ。

図面

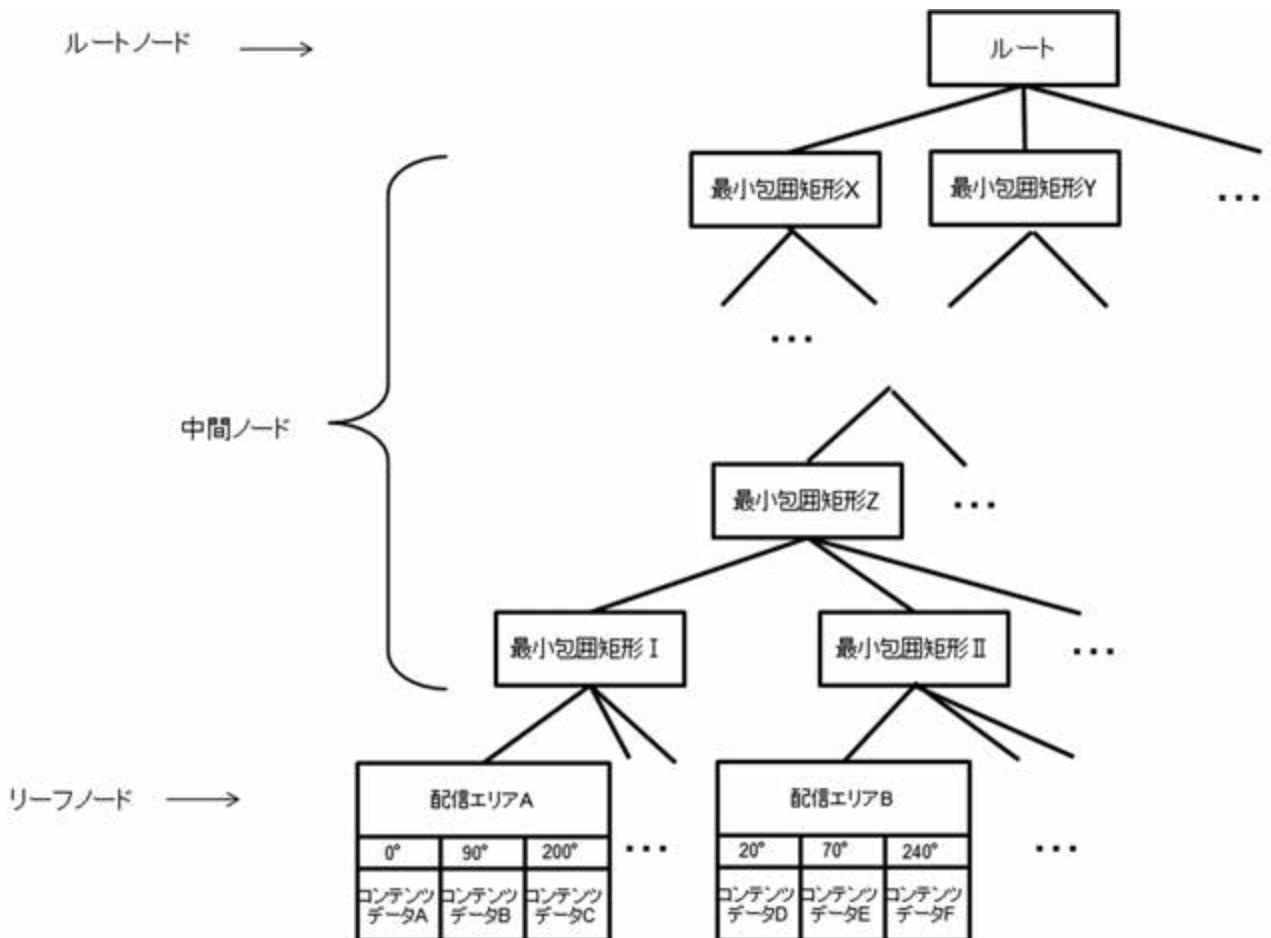
【図 1】



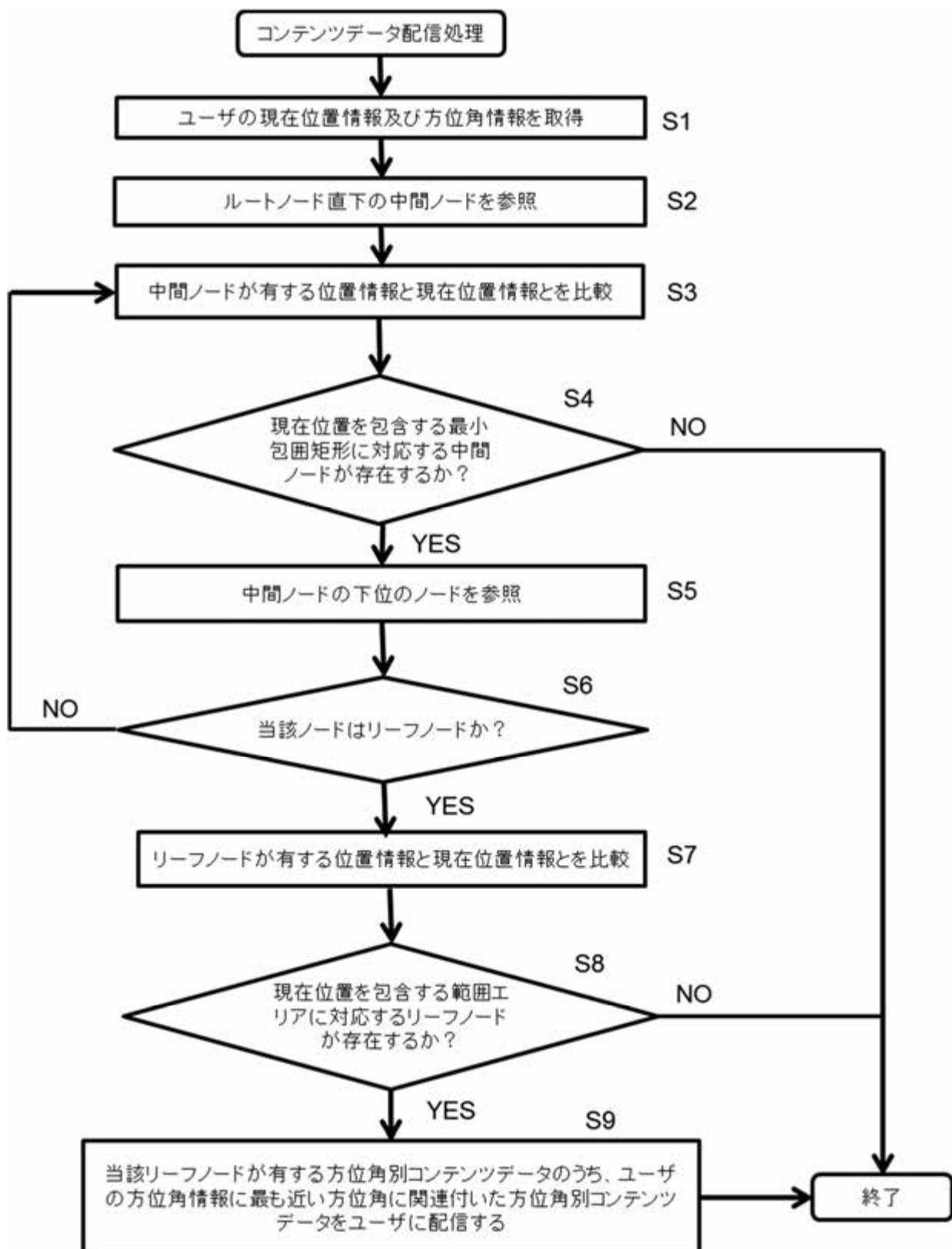
【図 2】



【図 3】



【図 4】



【発明の詳細な説明】

【技術分野】

本発明は、ユーザへのコンテンツデータ配信技術のためのデータ構造に関する。

【背景技術】

地図上の特定の配信エリア内にて、特定のゲームアプリケーションを起動するゲーム機を有するユーザに対し、その配信エリアに対応付けられた、ゲームに関するコンテンツデータを当該ゲーム機に配信するサービスが行われている。このサービスにおいては、ユーザが移動中に特定の配信エリア内にいると判定された場合、自動的にゲーム機に当該配信エリアに対応付けられた一のコンテンツデータが配信される。また、ユーザは、所望するコンテンツデータを取得するために、そのコンテンツデータの配信を受けられる特定の配信エリアに物理的に移動することも想定される。さらに、このサービスのための膨大な数の配信エリアを木構造で管理することにより、ユーザの現在位置情報を地理的に包含する配信エリアを特定する処理が、木構造の段数分の比較処理のみで済むよう設計することも知られている。

【発明が解決しようとする課題】

このようなゲームアプリケーションにおいて更にゲーム性を高めるためには、同一の配信エリア内にいても、ユーザが向いている方角に応じて異なるコンテンツデータが配信されるようにすることが考えられる。

【課題を解決するための手段】

本願は、一の配信エリアに対して、複数の方位角別コンテンツデータを関連付けて保持しておくことを特徴とする。ユーザのゲーム機からは、現在位置情報に加えて、そのゲーム機が地理的に向いている方角を示す方位角情報をも検索キーとして取得する。これにより、ユーザ(ゲーム機)が特定の配信エリア内にいると判定された際には、そのゲーム機の方位角情報に基づいたコンテンツデータが配信される。

【発明の実施の形態】

図 1 の本願概要図に示すように、コンテンツ配信サーバは、ユーザが保持するゲーム機からユーザの現在位置情報及び方位角情報を検索キーとして取得し、当該現在位置情報を地理的に包含する配信エリアを特定し、特定された配信エリアに対応付けられたコンテンツデータのうち当該方位角情報に関連付けられたものをユーザに配信する。ゲーム機は、通信機能、現在位置取得機能のほか、方位角センサ等を用いてそのゲーム機が地理的に向いている方位角を取得する機能を有する。方位角は、真北を基準(0°)として、時計回り(東回り)に測定された角度(0°~360°)とする。コンテンツデータとしては、そのゲーム機で動作するゲームアプリケーション上で用いられるアイテムやキャラクター等に関するデータが含まれる。コンテンツ配信サーバにおいて、配信エリア及びコンテンツデータは、下記のような木構造のエリア管理データに含まれるように管理され、コンテンツ配信サーバの備える記憶部に格納されている。

(エリア管理データのデータ構造)

各配信エリアは、その矩形における対角位置の緯度経度情報(x1,y1)、(x2,y2)によって、位置情報が定義される。配信エリアは、その近傍の一以上の配信エリアとともに、1つの最小包囲矩形(Minimum Bounding Rectangle)に包囲される。最小包囲矩形とは、複数の配信エリアを最小の面積にて包囲する矩形であり、配信エリアと同じく、その矩

形における対角位置の緯度経度情報によって、位置情報が定義される。最小包囲矩形は、その近傍の一以上の最小包囲矩形とともに、さらに上位の最小包囲矩形に包囲される。このようにして、複数の配信エリア及び最小包囲矩形から成る木構造のデータ構造が構築される。

データ構造の最上位はルートノードであり、最小包囲矩形に対応するノードが中間ノード、配信エリアに対応するノードがリーフノードである。ルートノードは、その直下の複数の中間ノードへのポインタを有する。各中間ノードは、対応する最小包囲矩形の位置情報、及び下位ノードである複数の中間ノード又はリーフノードへのポインタを有する。各リーフノードは、対応する配信エリアの位置情報、及び複数の方位角に関連付けられた複数の方位角別コンテンツデータを有する。

図 2 は、配信エリア及び最小包囲矩形の具体例である。配信エリア A～C は最小包囲矩形 I に、配信エリア D～F は最小包囲矩形 II に包囲されている。

図 3 は、図 2 の場合に構築されるエリア管理データのデータ構造である。最小包囲矩形 I に対応する中間ノードは、配信エリア A～C に対応するリーフノードへのポインタを有し、最小包囲矩形 II に対応する中間ノードは、配信エリア D～F に対応するリーフノードへのポインタを有する。最上部のルートノードは、各中間ノードへのポインタを有する。各リーフノードには、方位角に応じたコンテンツデータが関連付けられる。

(コンテンツデータ配信処理)

図 4 を用いて、コンテンツ配信サーバが行うコンテンツデータ配信処理を説明する。ユーザが保持するゲーム機からユーザの現在位置情報及び方位角情報を検索キーとして取得すると(S1)、ルートノード直下の中間ノードを参照し(S2)、当該中間ノードが有する位置情報と現在位置情報とを比較する(S3)。当該比較により、現在位置情報を地理的に包含する最小包囲矩形に対応する中間ノードが存在するか否かを判定し(S4)、存在する場合は、当該中間ノードの下位のノードを参照する(S5)。存在しない場合は、ユーザがいずれかの配信エリア内に存在しないと判断され、処理を終了し、コンテンツデータ配信処理を行わない。続いて、当該中間ノードの下位のノードがリーフノードであるか否かを判定する(S6)。リーフノードではない場合、すなわち中間ノードである場合は S3 へ戻り、リーフノードに到達するまで、S3～S5 の処理を繰り返す。リーフノードである場合は、当該リーフノードが有する配信エリアの位置情報と現在位置情報とを比較し(S7)、現在位置情報を地理的に包含する配信エリアに対応するリーフノードが存在するか否かを判定し(S8)、存在する場合は、当該リーフノードが有する複数の方位角別コンテンツデータのうち、ユーザから取得した方位角情報に最も近い方位角に関連付いた方位角別コンテンツデータをユーザに配信する(S9)。対応するリーフノードが存在しない場合は、ユーザがいずれかの配信エリア内に存在しないと判断され、処理を終了し、コンテンツデータ配信処理を行わない。

具体的なコンテンツデータ配信処理を図 2、3 の例を用いて示す。この例では、ユーザは、配信エリア C 内に存在し、真南(180°)を向いている。まず、現在位置情報と、ルートノード及び中間ノードが有する位置情報との比較を繰り返すことで、現在位置情報が最小包囲矩形 I に地理的に包含されることを判定する。続いて、最小包囲矩形 I に対応する中間ノードの下位のリーフノードが有する配信エリア A～C の位置情報と現

在位置情報との比較により、現在位置情報が配信エリア C に地理的に包含されることを判定する。そして、配信エリア C に対応するリーフノードが有する複数の方位角別コンテンツデータのうち、ユーザから取得した方位角情報(180°)に最も近い方位角である 200°の方位角に関連付いた方位角別コンテンツデータ C をユーザに配信する。

以上のように、ゲーム機の方位角情報に基づいたコンテンツデータを配信することにより、同一のエリアにいても、ユーザの向いている方角によって異なるコンテンツデータを配信することが可能となり、ゲーム性を高めることができる。

[技術水準(引用発明、周知技術等)]

引用発明 1(引用文献 1 に記載された発明)：

上位から一層のルートノード、複数層の中間ノード、一層のリーフノードの順にて構成される木構造を有するエリア管理データであって、

前記リーフノードは、配信エリアの位置情報及び一のコンテンツデータを有し、

前記中間ノードのうち、直下に複数の前記リーフノードを備える中間ノードは、直下の複数の前記リーフノードへのポインタ、及び、当該直下の複数のリーフノードに対応する複数の前記配信エリアを最小の面積で包囲する最小包囲矩形の位置情報を有し、

前記中間ノードのうち、直下に複数の中間ノードを備える中間ノードは、直下の複数の前記中間ノードへのポインタ、及び、当該直下の複数の中間ノードが有する複数の前記最小包囲矩形を最小の面積で包囲する最小包囲矩形の位置情報を有し、

前記ルートノードは、直下の複数の前記中間ノードへのポインタを有し、

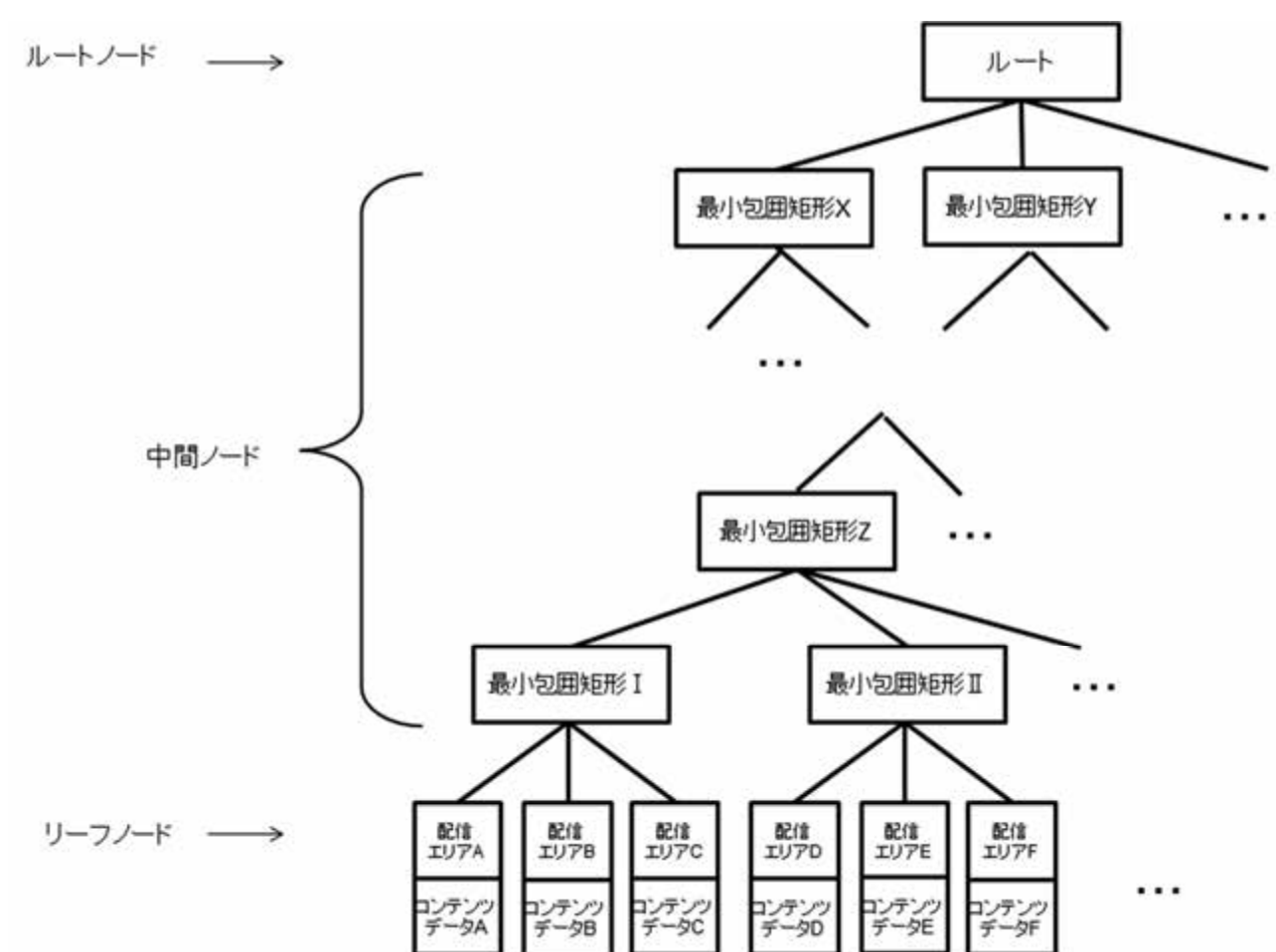
コンテンツ配信サーバに記憶されるとともに、

前記コンテンツ配信サーバが、ルートノード又は中間ノードが有するポインタに従い、検索キーとして入力された現在位置情報を地理的に包含する配信エリアに対応するリーフノードに関連付けられたコンテンツデータを特定する処理に用いられる、
木構造を有するエリア管理データ。

(課題)

検索キーとして入力されたユーザの現在位置情報を地理的に包含する配信エリアを高速に特定することにより、前記現在位置情報に対応する唯一のコンテンツデータを高速に特定すること。

引用文献 1 の図面



引用発明 2(引用文献 2 に記載された発明)：

地理的領域について、前記地理的領域の地図上での位置を示す位置情報と、前記地理的領域が面を有する方位角を示す方位角情報と、当該方位角毎に当該地理的領域の日当たりの状態を示す日当たり情報とが関連付けられたデータであって、

前記地理的領域についてコンピュータの画面上に地図表示する際に、前記方位角毎に、前記日当たり情報を関連付けて表示する処理に用いられる、データ。

(課題)

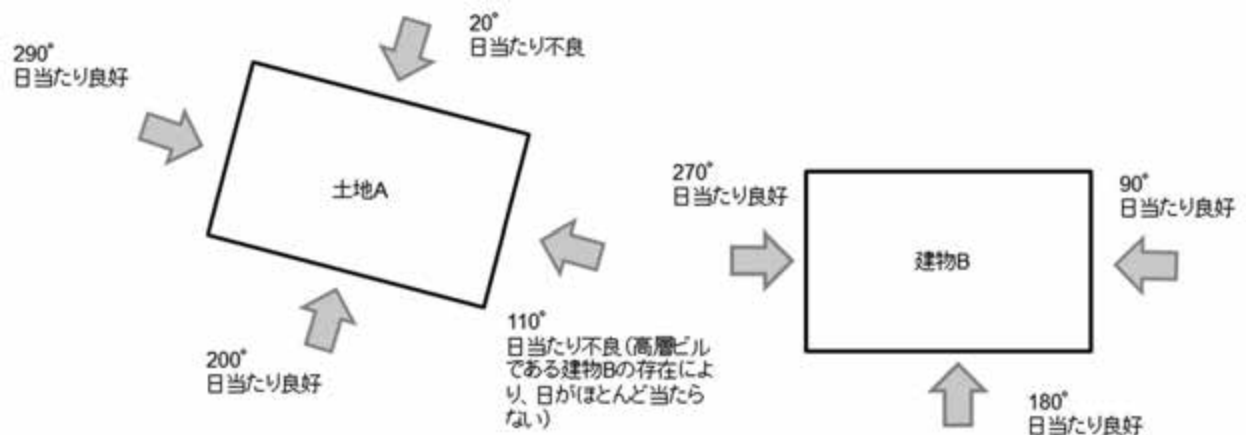
地理的領域についての地図上での表示に際し、当該地理的領域に関する方位角毎の日当たり情報を表示すること。

引用文献 2 の図面

(データの例)

土地A(位置情報X)				建物B(位置情報Y)			...
20°	110°	200°	290°	90°	180°	270°	
日当たり 不良	日当たり 不良	日当たり 良好	日当たり 良好	日当たり 良好	日当たり 良好	日当たり 良好	

(地図表示の例)



[結論]

請求項 1 に係る発明は、進歩性を有する。

[説明]

(動機付けについて考慮した事情)

(1) 技術分野の関連性

引用発明 1 と引用発明 2 は、いずれも地理的な領域(エリア)についての情報を管理する技術に関するものである点で、技術分野は共通する。

(2) 課題の共通性

引用発明 1 は、検索キーとして入力されたユーザの現在位置情報を地理的に包含する配信エリアを高速に特定することにより、前記現在位置情報に対応する唯一のコンテンツデータを高速に特定することを課題とするのに対し、引用発明 2 は、地理的領域についての地図上での表示に際し、当該地理的領域に関する方位角毎の特定の情報を表示することを課題とするから、両者の課題は共通していない。

(3) 作用、機能の共通性

引用発明 1 は、木構造を有するデータであって、ルートノード及び中間ノードが有するポイントに従った情報処理により、検索キーとして入力された現在位置情報を地理的に包含する配信エリアを高速に特定することにより、前記現在位置情報に対応する唯一のコンテンツデータを高速に特定する処理に用いられるものであるのに対し、引用発明 2 は、地理的領域の方位角毎に特定の複数の情報が関連付けられたデータで

あって、地理的領域に方位角毎の複数の情報を関連付けて表示する処理に用いられるものであり、入力された検索キーに基づいて情報を特定する処理に用いられるものではないから、作用、機能は共通していない。

(拒絶理由がないことの説明)

請求項 1 に係る発明と引用発明 1 とを対比すると、両者は以下の点で相違する。

(相違点)

請求項 1 に係る発明におけるエリア管理データのリーフノードは、矩形の配信エリアの位置情報及び複数の方位角に関連付けられた複数の方位角別コンテンツデータを有し、検索キーとして入力された現在位置情報を地理的に包含する配信エリアに対応するリーフノードを特定し、検索キーとして入力された方位角情報に最も近い方位角に関連付けられたコンテンツデータを特定する処理に用いられるのに対し、引用発明 1 におけるエリア管理データのリーフノードは、矩形の配信エリアの位置情報及び一のコンテンツデータを有し、検索キーとして入力された現在位置情報を地理的に包含する配信エリアに対応するリーフノードに関連付けられたコンテンツデータを特定する処理に用いられるのみであって、方位角別コンテンツデータは有さず、検索キーとして入力された方位角情報に最も近い方位角に関連付けられたコンテンツデータを特定する処理に用いられるものでもない点。

上記相違点について検討する。

上記(動機付けについて考慮した事情)の(1)から(3)までの事情を総合考慮すると、引用発明 1 に引用発明 2 を適用する動機付けがあるとはいえない。

さらに、請求項 1 に係る発明において、エリア管理データのリーフノードが、複数の方位角に関連付けられた複数の方位角別コンテンツデータを有することにより、ユーザが同一のエリア内にいても、ユーザの向いている方角によって異なるコンテンツデータを配信することが可能となるという効果は、引用発明 1 及び 2 からは予測ができない有利なものである。

以上の事情を総合的に踏まえると、引用発明 1 及び 2 に基づいて、当業者が請求項 1 に係る発明に容易に想到し得たということはできない。

〔事例 3-5〕 3D 造形方法及び 3D 造形用データ

発明の名称

3D 造形方法及び 3D 造形用データ

特許請求の範囲

【請求項 1】

最終的に 3D 造形物を構成するモデル材と、平面視が格子形状をなし造形中に前記モデル材を支持するサポート材と、前記サポート材と同一材料で造形中に前記モデル材及び前記サポート材の間に介在する中間材とを積層する 3D 造形方法であって、

前記 3D 造形物の各層ごとに、
前記モデル材の吐出による造形を行う工程と、
前記中間材の吐出による造形を行う工程と、
前記サポート材の吐出による造形を行う工程と、

を含み、

- (A) 前記モデル材の吐出による造形を行う工程後、(A1)当該モデル材に対して直上層のモデル材が張り出す部分を有しかつ当該工程後の時点で同層の中間材が造形されていない場合、当該工程後の時点で造形されていない最下層の中間材の吐出による造形を行う工程を実施し、(A2)当該張り出す部分を有しない場合又は当該工程後の時点で同層の中間材が造形されている場合、当該直上層のモデル材の吐出による造形を行う工程を実施し、
- (B) 前記中間材の吐出による造形を行う工程後、当該工程を実施した層のサポート材の吐出による造形を行う工程を実施し、
- (C) 前記サポート材の吐出による造形を行う工程後、(C1)当該工程を実施した層のサポート材及び中間材に対して直上層のサポート材及び中間材が張り出す部分を有しかつ当該工程を実施した層のモデル材が当該工程後の時点で造形されていない場合、当該工程後の時点で造形されていない最下層のモデル材の吐出による造形を行う工程を実施し、(C2)当該張り出す部分を有しない場合又は当該工程を実施した層のモデル材が当該工程後の時点で造形されている場合、当該直上層の中間材の吐出による造形を行う工程を実施する、

3D 造形方法。

【請求項 2】

最終的に 3D 造形物を構成するモデル材と、平面視が格子形状をなし造形中に前記モデル材を支持するサポート材と、前記サポート材と同一材料で造形中に前記モデル材及び前記サポート材の間に介在する中間材とを積層する 3D 造形装置に用いられる 3D 造形用データであって、

前記 3D 造形物の各層ごとに、
前記モデル材の吐出位置及び吐出量を示すモデル材データと、
前記モデル材データに基づく造形の次の造形に用いられるデータをポイントするモデル材ポイントと、
前記中間材の吐出位置及び吐出量を示す中間材データと、

前記中間材データに基づく造形の次の造形に用いられるデータをポイントする中間材ポイントと、

前記サポート材の吐出位置及び吐出量を示すサポート材データと、

前記サポート材データに基づく造形の次の造形に用いられるデータをポイントするサポート材ポイントと、

を含む構造を有し、

(A') 前記モデル材ポイントは、(A'1)当該モデル材ポイントが含まれる層のモデル材に対して直上層のモデル材が張り出す部分を有しかつ当該モデル材ポイントが含まれる層のモデル材の造形後の時点で同層の中間材が造形されていない場合、当該モデル材ポイントが含まれる層のモデル材の造形後の時点で造形されていない最下層の中間材データをポイントするよう設定され、(A'2)当該張り出す部分を有しない場合又は当該造形後の時点で同層の中間材が造形されている場合、当該直上層のモデル材データをポイントするよう設定されており、

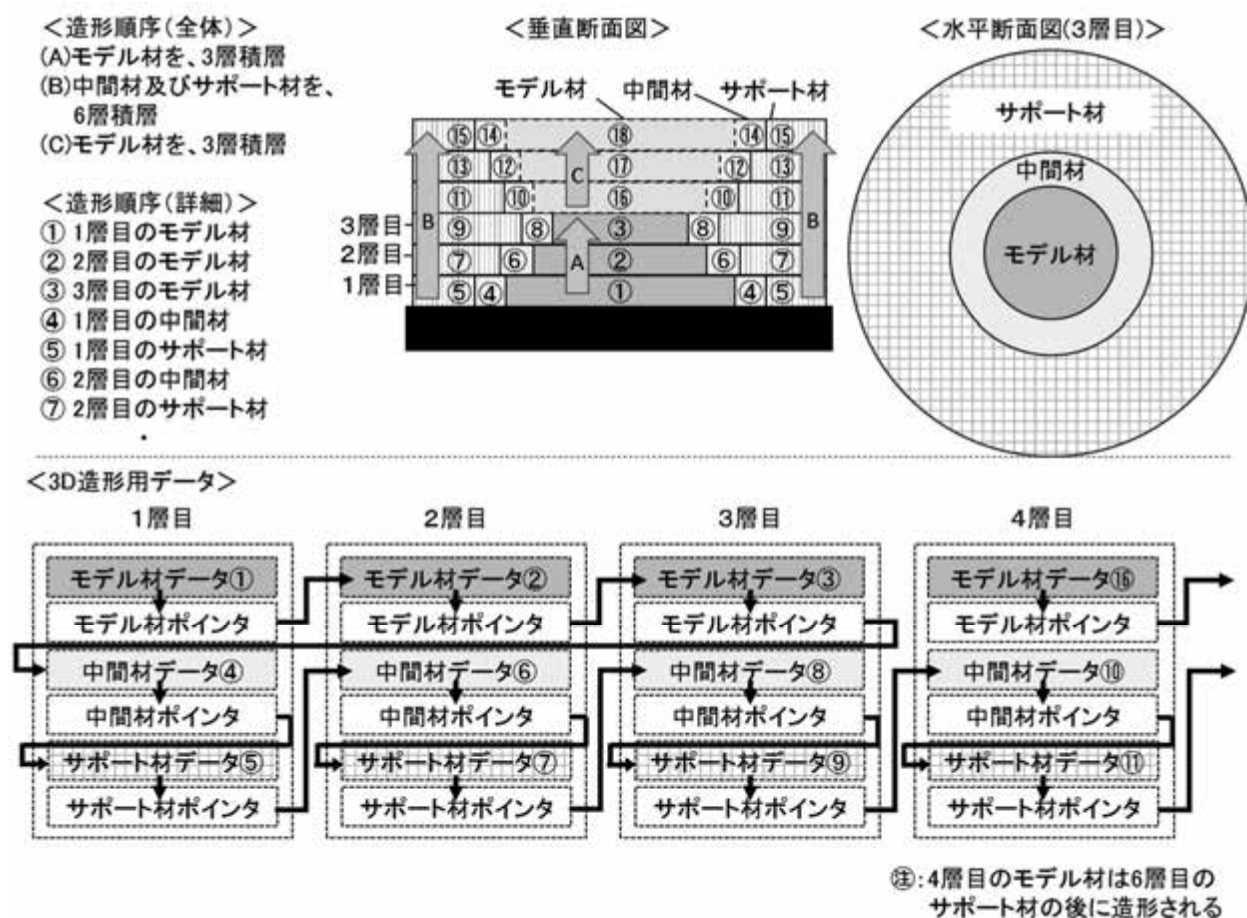
(B') 前記中間材ポイントは、当該ポイントが含まれる層のサポート材データをポイントするよう設定されており、

(C') 前記サポート材ポイントは、(C'1)当該サポート材ポイントが含まれる層のサポート材及び中間材に対して直上層のサポート材及び中間材が張り出す部分を有しかつ当該サポート材ポイントが含まれる層のサポート材の造形後の時点で同層のモデル材が造形されていない場合、当該サポート材ポイントが含まれる層のサポート材の造形後の時点で造形されていない最下層のモデル材データをポイントするよう設定され、(C'2)当該張り出す部分を有しない場合又は当該造形後の時点で同層のモデル材が造形されている場合、当該直上層の中間材データをポイントするよう設定されており、

前記 3D 造形装置の制御部が、前記モデル材データ、前記中間材データ又は前記サポート材データに基づく造形後に、前記モデル材ポイント、前記中間材ポイント又は前記サポート材ポイントに従って前記モデル材データ、前記中間材データ又は前記サポート材データを記憶部から取得する処理に用いられる、

3D 造形用データ。

図面



発明の詳細な説明の概要

【背景技術】

3D 造形装置においては、3D 造形物の 3 次元形状データから、積層方向について薄く切った断面形状及びその断面形状に対応する吐出位置等を示すデータを計算した上で、その断面形状に従ってモデル材を用いて各層を造形し、当該層を積層していくことにより、3D 造形物を造形する。

ここで、最終的に 3D 造形物を構成するモデル材と、造形中に前記モデル材を支持するためのサポート材とを積層する 3D 造形装置が知られている。サポート材とは、造形対象物が下層構造に対して張り出す部分を有する場合等に、モデル材の外周や内周に設けられ、3D 造形物の造形が完了するまでモデル材のうち当該張り出す部分を支持し、3D 造形物の造形が完了した後に除去されるものである。

このような 3D 造形装置においては、モデル材を吐出する吐出部と、サポート材を吐出する吐出部とが別個に備えられており、吐出材料の切替えを複数層ごとに行い、一層ごとに切替えを行う場合に比べ切替え回数を減少させることにより、造形時間を短縮している。具体的には、モデル材(又はサポート材)の吐出による造形を行う工程後、当該モデル材(又はサポート材)に対して直上層のモデル材(又はサポート材)が張り出す部分を有しかつ当該工程後の時点で同層のサポート材(又はモデル材)が造形されていない場合、当該工程後の時点で造形されていない最下層のサポート材(又はモデル材)の吐出による造形を行う工程を実施し、当該張り出す部分を有しない場合又は当該工程後

の時点で同層のサポート材(又はモデル材)が造形されている場合、当該直上層のモデル材(又はサポート材)の吐出による造形を行うことにより、3D 造形を行い、モデル材とサポート材とによる積層を適切に行いつつ吐出材料の切替え回数を可能な限り減少させている。

【発明が解決しようとする課題】

サポート材は、造形中にモデル材を支持するものであって 3D 造形物の造形が完了した後には除去されるものであるところ、使用後は廃棄物になることから、使用量を低減することが好ましい。また、サポート材の除去は容易に行えることが好ましい。

本発明は、このような状況に鑑みてなされたものであり、モデル材とサポート材とによる積層を適切に行いつつ吐出材料の切替え回数を可能な限り減少させる一方で、廃棄物となるサポート材の使用量を低減するとともに、サポート材の除去を容易にする 3D 造形方法及び当該 3D 造形方法を実現するための 3D 造形用データを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

本発明は、モデル材に加え、平面視が格子形状をなし造形中にモデル材を支持するサポート材と、サポート材と同一材料で造形中にモデル材及びサポート材の間に介在する中間材とを積層するとともに、造形工程の順序を特定のものとした点を特徴とする。

本発明は、例えばインクジェット方式による 3D 造形装置で実施される。3D 造形装置は、3D 造形用データのうち造形に用いられるモデル材データ、サポート材データ又は中間材データを後述するポイントに従って順次記憶部から取得し、吐出部から材料を吐出させる制御部を備える。ここで、当該記憶部は、3D 造形装置自身が備えるものでもよいし、3D 造形装置とネットワークを介して接続された外部サーバが備えるものであってもよい。

本発明のサポート材は、平面視が格子形状をなすため、層内に均一に塗布する場合に比べ、サポート材の使用量が少なく済み、結果として廃棄物となるサポート材の使用量を低減することができる。そして、サポート材及び中間材を溶剤に溶解させて除去する際に、サポート材が格子形状をなすため、溶剤がサポート材及び中間材に行き渡りやすくなるとともに、溶解すべきサポート材及び中間材の量が少なくなるので、短時間で溶解除去することができる。また、サポート材が格子形状であるために、造形時の吐出部の走査動作が直線的なものとなり高速で造形を行うことができる。

一方、本発明の中間材は、サポート材と同一材料でモデル材及びサポート材の間に介在するものである。当該中間材は、サポート材との接触界面を有し、当該界面は、中間材及びサポート材を除去した後に、最終的な 3D 造形物の表面となるので、精度よく造形する必要がある一方で、サポート材と中間材との接触部分には高い精度が要求されない。したがって、サポート材を平面視格子形状としたとしても、最終的な 3D 造形物の精度に影響がない。また、サポート材と中間材とは同一材料からなるため、後述するように、中間材の吐出による造形を行う工程の実施後、吐出材料の切替えを行うことなく、当該工程を実施した層のサポート材の吐出による造形を行う工程を実施できる。

ここで、本発明の 3D 造形方法においては、(A)モデル材の吐出による造形を行う工程後、(A1)当該モデル材に対して直上層のモデル材が張り出す部分を有しかつ当該工程後の時点で同層の中間材が造形されていない場合、当該工程後の時点で造形されて

いない最下層の中間材の吐出による造形を行う工程を実施し、(A2)当該張り出す部分を有しない場合又は当該工程後の時点で同層の中間材が造形されている場合、当該直上層のモデル材の吐出による造形を行う工程を実施し、(B)中間材の吐出による造形を行う工程後、当該工程を実施した層のサポート材の吐出による造形を行う工程を実施し、(C)サポート材の吐出による造形を行う工程後、(C1)当該工程を実施した層のサポート材及び中間材に対して直上層のサポート材及び中間材が張り出す部分を有しかつ当該工程を実施した層のモデル材が当該工程後の時点で造形されていない場合、当該サポート材ポイントが含まれる層のサポート材の工程後の時点で造形されていない最下層のモデル材の吐出による造形を行う工程を実施し、(C2)当該張り出す部分を有しない場合又は当該工程を実施した層のモデル材が当該工程後の時点で造形されている場合、当該直上層の中間材の吐出による造形を行う工程を実施する。なお、吐出部が材料を吐出するべく 3D 造形物や造形ステージに近接する際に、当該吐出部が造形済みの層と衝突することがあるので、モデル材又はサポート材が下層に対して張り出す部分を有しない場合であっても、所定数の層を積層した後に吐出材料の切替えを行ってもよい。また、最上層のモデル材(又はサポート材)の吐出による造形を行う工程後、全ての層のサポート材(又はモデル材)の造形が完了していない場合、その時点で造形されていない最下層のサポート材(又はモデル材)の吐出による造形を行う工程を実施する。

また、本発明の 3D 造形用データは、上記 3D 造形方法を実現するためのものであり、各層ごとに、モデル材データと、中間材データと、サポート材データとともに、これらのデータに基づく造形の次の造形に用いられるデータをポイントするポイントを含む。ここで、モデル材データ、中間材データ又はサポート材データとは、3D 造形装置の吐出部が吐出する材料(モデル材、中間材又はサポート材)並びにその吐出位置及び吐出量を示すデータである。

このポイントについて説明すると、(A')モデル材データに基づく造形の次の造形に用いられるデータをポイントするモデル材ポイントは、(A'1)当該モデル材ポイントが含まれる層のモデル材に対して直上層のモデル材が張り出す部分を有しかつ当該モデル材ポイントが含まれる層のモデル材の造形後の時点で同層の中間材が造形されていない場合、当該モデル材ポイントが含まれる層のモデル材の造形後の時点で造形されていない最下層の中間材データをポイントするよう設定され、(A'2)当該張り出す部分を有しない場合又は当該造形後の時点で同層の中間材が造形されている場合、当該直上層のモデル材データをポイントするよう設定されており、(B')中間材データに基づく造形の次の造形に用いられるデータをポイントする中間材ポイントは、当該ポイントが含まれる層のサポート材データをポイントするよう設定されており、(C')サポート材データに基づく造形の次の造形に用いられるデータをポイントするサポート材ポイントは、(C'1)当該サポート材ポイントが含まれる層のサポート材及び中間材に対して直上層のサポート材及び中間材が張り出す部分を有しかつ当該サポート材ポイントが含まれる層のサポート材の造形後の時点で同層のモデル材が造形されていない場合、当該造形後の時点で造形されていない最下層のモデル材データをポイントするよう設定され、(C'2)当該張り出す部分を有しない場合又は当該造形後の時点で同層のモデル材が造形されている場合、当該直上層の中間材データをポイントするよう設定されている。なお、上記のようにモデル材又はサポート材が下層に対して張り出す部分を有しない

場合であっても、所定数の層を積層した後に吐出材料の切替えを行う場合は、ポイントについてもそのような切替えを実現できるよう設定する。また、最上層のモデル材ポイント(又はサポート材ポイント)については、全ての層のサポート材(又はモデル材)の造形が完了していない場合、その時点で造形されていない最下層のサポート材データ(又はモデル材データ)をポイントするよう設定されており、全ての層のサポート材(又はモデル材)の造形が完了している場合、全層の造形の完了を示すよう設定されている。

このように設定されたポイントを用いて、例えば、図に示される砂時計型の 6 層からなる 3D 造形物を造形する場合について説明する(なお、実際の 3D 造形においては、6 層で積層が完了することはまれであり、数百層～数千層の積層が行われる。当該例は本発明の考え方を示すために、3D 造形物が 6 層から構成されると仮定した上での説明となっていることに留意されたい)。このような 3D 造形物の造形においては、モデル材の外周にサポート材及び中間材を設ける必要があるが、4 層目～6 層目のモデル材がそれぞれの直下層のモデル材より張り出す部分を有するとともに、1 層目～3 層目のサポート材及び中間層がそれぞれの直下層より張り出す部分を有するため、モデル材を 3 層積層後、サポート材及び中間材を 6 層積層し、その後、モデル材を 3 層積層することが適切である。なお、同一層内のサポート材及び中間材については、中間材、サポート材の順序で造形を行う。

この場合、3D 造形用データにおけるポイントに関しては、1 層目のモデル材データに基づく造形後は 2 層目のモデル材データがポイントされ、2 層目のモデル材データに基づく造形後は 3 層目のモデル材データがポイントされ、3 層目のモデル材データに基づく造形後は 1 層目の中間材データがポイントされ、1 層目の中間材データに基づく造形後は 1 層目のサポート材データがポイントされるものとなる(以降の層も同様である)。ポイントは簡易なデータ編集によりポイントするデータを変更することができるので、このようなポイントを含む構造を有する 3D 造形用データであれば、3D 造形物の 3 次元形状データから積層方向について薄く切った断面形状及びその断面形状に対応する各材料の吐出位置及び吐出量を示すデータを計算した後に、造形順序すなわち当該データを取得する順序を簡易に設定できる。

なお、3D 造形装置の制御部は 3D 造形用データのうち造形に用いられるモデル材データ、中間材データ又はサポート材データを順次記憶部から取得するので、このようなポイントを含む構造を有する 3D 造形用データは、当該データのサイズが 3D 造形装置の制御部の RAM の容量に比べ大きい場合や、記憶部(及び 3D 造形物の 3 次元形状データから断面形状を考慮した 3D 造形用データへと変換し前記記憶部に記憶する変換部)が 3D 造形装置とネットワークを介して接続された外部サーバに備えられている場合に好適である。

【発明の効果】

本発明によれば、モデル材とサポート材とによる積層を適切に行いつつ吐出材料の切替え回数を可能な限り減少させる一方で、廃棄物となるサポート材の使用量を低減するとともに、サポート材の除去を容易にすることができる。

〔技術水準(引用発明、周知技術等)〕

引用発明 1(引用文献 1 に記載された発明)：

最終的に 3D 造形物を構成するモデル材と、造形中に前記モデル材を支持するサポート材とを積層する 3D 造形方法であって、

前記 3D 造形物の各層ごとに、

前記モデル材の吐出による造形を行う工程と、

前記サポート材の吐出による造形を行う工程と、

を含み、

- (a) 前記モデル材の吐出による造形を行う工程後、(a1)当該モデル材に対して直上層のモデル材が張り出す部分を有しかつ当該工程後の時点で同層のサポート材が造形されていない場合、当該工程後の時点で造形されていない最下層のサポート材の吐出による造形を行う工程を実施し、(a2)当該張り出す部分を有しない場合又は当該工程後の時点で同層のサポート材が造形されている場合、当該直上層のモデル材の吐出による造形を行う工程を実施し、
- (c) 前記サポート材の吐出による造形を行う工程後、(c1)当該サポート材に対して直上層のサポート材が張り出す部分を有しかつ当該工程を実施した層のモデル材が当該工程後の時点で造形されていない場合、当該工程後の時点で造形されていない最下層のモデル材の吐出による造形を行う工程を実施し、(c2)当該張り出す部分を有しない場合又は当該工程を実施した層のモデル材が当該工程後の時点で造形されている場合、当該直上層のサポート材の吐出による造形を行う工程を実施する、

3D 造形方法。

また、引用文献 1 には、上記 3D 造形方法に対応して、以下の 3D 造形用データについても、記載されている。

最終的に 3D 造形物を構成するモデル材と、造形中に前記モデル材を支持するサポート材とを積層する 3D 造形装置に用いられる 3D 造形用データであって、

前記 3D 造形物の各層ごとに、

前記モデル材の吐出位置及び吐出量を示すモデル材データと、

前記モデル材データに基づく造形の次の造形に用いられるデータをポイントするモデル材ポイントと、

前記サポート材の吐出位置及び吐出量を示すサポート材データと、

前記サポート材データに基づく造形の次造形に用いられるデータをポイントするサポート材ポイントと、

を含む構造を有し、

- (a') 前記モデル材ポイントは、(a'1)当該モデル材ポイントが含まれる層のモデル材に対して直上層のモデル材が張り出す部分を有しかつ当該モデル材ポイントが含まれる層のモデル材の造形後の時点で同層のサポート材が造形されていない場合、当該モデル材ポイントが含まれる層のモデル材の造形後の時点で造形されていない最下層のサポート材データをポイントするよう設定され、(a'2)当該張り出す部分を有しない場合又は当該造形後の時点で同層のサポート材が造形されている場合、当該直上層のモデル材データをポイントするよう設定されており、
- (c') 前記サポート材ポイントは、(c'1)当該サポート材ポイントが含まれる層のサポート

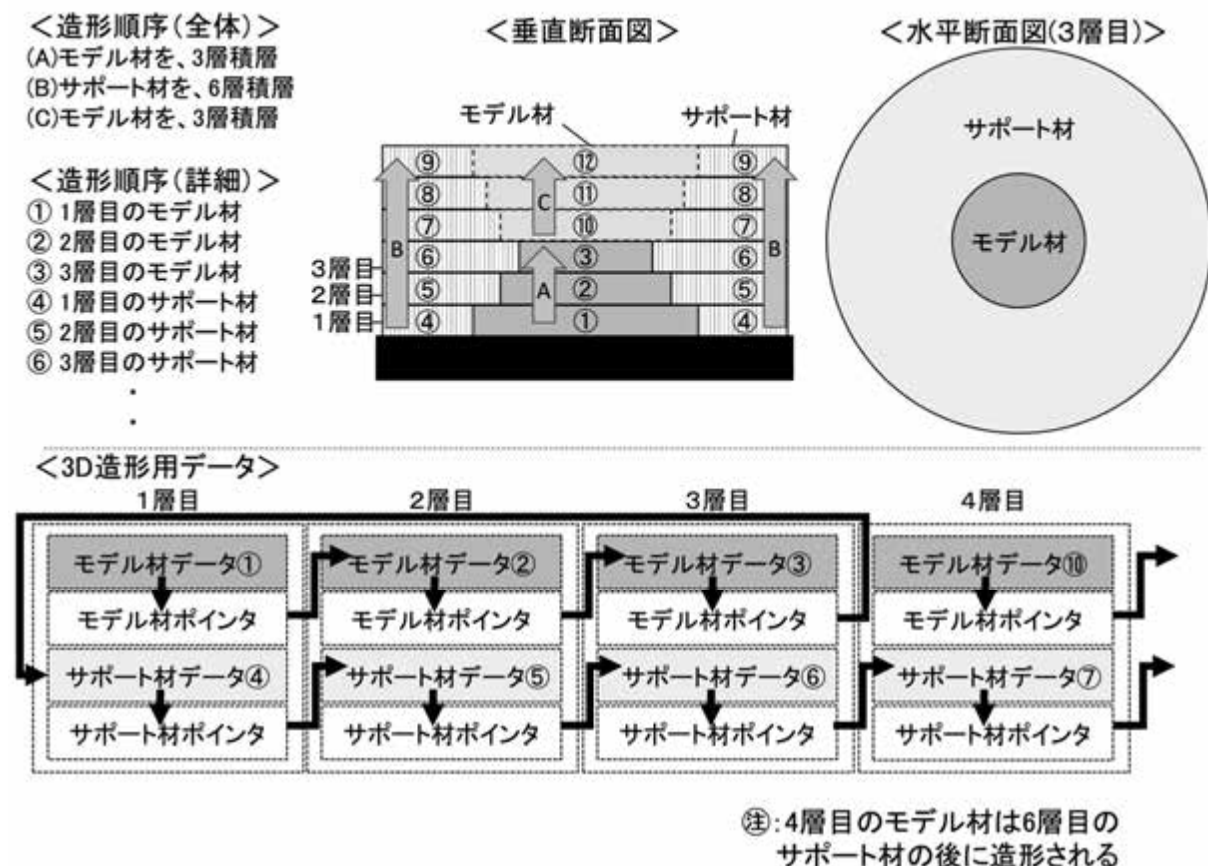
材に対して直上層のサポート材が張り出す部分を有しかつ当該サポート材ポイントが含まれる層のサポート材の造形後の時点で同層のモデル材が造形されていない場合、当該サポート材ポイントが含まれる層のサポート材の造形後の時点で造形されていない最下層のモデル材データをポイントするよう設定され、(c'2)当該張り出す部分を有しない場合又は当該造形後の時点で同層のモデル材が造形されている場合、当該直上層のサポート材データをポイントするよう設定されており、

前記 3D 造形装置の制御部が、前記モデル材データ又は前記サポート材データに基づく造形後に、前記モデル材ポイント又は前記サポート材ポイントに従ってモデル材データ又はサポート材データを記憶部から取得する処理に用いられる、
3D 造形用データ。

(課題)

モデル材とサポート材とによる積層を適切に行いつつ、吐出材料の切替え回数を可能な限り減少させること。

引用文献 1 の図面



引用発明 2(引用文献 2 に記載された発明) :

最終的に 3D 造形物を構成するモデル材と、造形中に前記モデル材を支持するサポート材と、前記サポート材と別種で前記モデル材からの離型性が高い材料からなり造形中に前記モデル材及び前記サポート材の間に介在する中間材とを積層する 3D 造形方法。

なお、引用文献 2 に、モデル材、サポート材及び中間材の吐出による造形を行う工程の順序については、記載されていない。

(課題)

サポート材を、溶剤に溶解させて除去せずに、モデル材から機械的に容易に分離除去できるようにすること。

[結論]

請求項 1 及び 2 に係る発明は、進歩性を有する。

[説明]

(動機付けについて考慮した事情)

(1) 技術分野の関連性

引用発明 1 及び 2 は、共に、最終的に 3D 造形物を構成するモデル材と、造形中に前記モデル材を支持するサポート材とを積層する 3D 造形方法に関するものである。

したがって、引用発明 1 及び 2 は、技術分野が共通する。

(2) 課題の共通性

引用文献 1 には、サポート材の除去に関する課題が明示されていないが、サポート材が 3D 造形物の造形完了後に除去されるものである以上、当該サポート材の除去の容易化は、当業者にとって自明な課題である。

したがって、引用発明 1 及び 2 は、課題が共通する。

(拒絶理由がないことの説明)

・請求項 1 について

請求項 1 に係る発明と引用発明 1 とを対比すると、両者は以下の点で相違する。

(相違点 1)

請求項 1 に係る発明は、サポート材と同一材料で造形中にモデル材及びサポート材の間に介在する中間材を含めて積層するものであり、また、中間材の吐出による造形を行う工程に関連して、(A)モデル材の吐出による造形を行う工程後、(A1)当該モデル材に対して直上層のモデル材が張り出す部分を有しかつ当該工程後の時点で同層の中間材が造形されていない場合、当該工程後の時点で造形されていない最下層の中間材の吐出による造形を行う工程を実施し、(B)中間材の吐出による造形を行う工程後、当該工程を実施した層のサポート材の吐出による造形を行う工程を実施し、(C)サポート材の吐出による造形を行う工程後、(C2)当該工程を実施した層のサポート材及び中間材に対して直上層のサポート材及び中間材が張り出す部分を有しない場合又は当該工程を実施した層のモデル材が当該工程後の時点で造形されている場合、当該直上層の中間材の吐出による造形を行う工程を実施するものであるのに対し、引用発明 1 は、中間材を含めて積層するものではなく、また、中間材の吐出による造形を行う工程に関連した特定がなされていない点。

(相違点 2)

請求項 1 に係る発明では、サポート材の平面視が格子形状をなすののに対し、引用発

明 1 では、サポート材についてそのような特定がない点。

上記相違点 1 について検討する。

引用発明 1 及び 2 は、共に、最終的に 3D 造形物を構成するモデル材と、造形中に前記モデル材を支持するサポート材とを積層する 3D 造形方法に関するものであるから、技術分野が共通する。また、引用文献 1 には、サポート材の除去に関する課題が明示されていないが、サポート材が 3D 造形物の造形完了後に除去されるものである以上、当該サポート材の除去の容易化は、当業者にとって自明な課題であるから、引用発明 1 及び 2 は、課題が共通する。

しかしながら、引用発明 2 は、モデル材及びサポート材の間に介在する中間材を含めて積層するものであるものの、当該中間材は、サポート材と同一材料ではなく別種の材料からなる。そして、引用発明 2 では、モデル材、サポート材及び中間材の吐出による造形を行う工程の順序について特定されていない。

また、引用発明 2 は、中間材をサポート材と別種でモデル材からの離型性が高い材料とすることによって、サポート材のモデル材からの機械的な分離除去を容易化することから、中間材をサポート材と同一材料とすることによって、サポート材及び中間材の溶剤による除去を容易化すること、さらには、中間材の吐出による造形を行う工程後同一材料であるサポート材の吐出による造形を行う工程を実施する等、中間材の吐出による造形を行う工程の実施順序を特定のものとすることによって、吐出材料の切替え回数を減少することは、引用発明 1 及び 2 に接した当業者が技術常識から導き出せる事項でもない。

よって、上記相違点 1 に係る事項は、引用発明 1 及び 2 の技術分野及び課題の共通性を考慮して引用発明 1 に引用発明 2 を適用しただけでは想到することができず、また、引用発明 1 に引用発明 2 を適用する際に行い得る設計変更等(一定の課題を解決するための技術の具体的適用に伴う設計変更や設計的事項の採用)ということもできない。

上記相違点 2 について検討する。

引用発明 2 は、サポート材を含めて積層するものであるものの、当該サポート材の平面視が格子形状をなすことについて特定されていない。

また、引用発明 2 は、サポート材のモデル材からの機械的な分離除去を容易化することから、サポート材を平面視格子形状とすることによって、サポート材及び中間材の溶剤による除去を容易化することは、引用発明 1 及び 2 に接した当業者が技術常識から導き出せる事項でもない。

よって、上記相違点 2 に係る事項は、引用発明 1 に引用発明 2 を適用しただけでは想到することができず、また、引用発明 1 に引用発明 2 を適用する際に行い得る設計変更等(一定の課題を解決するための技術の具体的適用に伴う設計変更や設計的事項の採用)ということもできない。

また、上記相違点 1 及び 2 に係る事項により、請求項 1 に係る発明は、引用発明 1 及び 2 からは予測困難な有利な効果を有する。すなわち、サポート材が平面視格子形状をなすため、溶解除去用の溶剤が行き渡りやすくなり、かつ、中間材がサポート材と

同一材料であるため、サポート材及び中間材をまとめて短時間で溶解除去することができる。そして、中間材の吐出による造形を行う工程後、同一材料であるサポート材の吐出による造形を行う工程を実施するため、吐出材料の切替えを行う必要がない。さらに、サポート材を平面視格子形状としたとしても、中間材が介在するため、最終的な3D造形物の精度に影響がない。

以上の事情を総合的に踏まえると、当業者が請求項1に係る発明に容易に想到し得たということはできない。

・請求項2について

請求項2に係る発明の3D造形用データは、請求項1に係る発明の3D造形方法を実現するものである。

よって、請求項1に係る発明と同様の理由により、当業者が請求項2に係る発明に容易に想到し得たということはできない。

＜本テキストの内容に関するお問い合わせ先＞

特許庁審査第一部調整課審査基準室

電話：03-3581-1101 内線3112

リサイクル適性 (B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。